大岡政談

全

緒　言

一代の名法官大岡越前守忠相の政談中、最も人口に膾炙せるもの、及び事件の內容多趣多樣にして變化に富めるもの七編を萃め、加ふるに斷篇的小話十九篇を以てし、題して「大岡政談」といふ。世に大岡政談として行はるゝ話篇、元より甚だ多く、本書の收むる所は殆んど其五の一に過ぎずと雖も、特に意を其選擇に用ひたれば、亦以て全豹を窺ふに足らんか。

大岡忠相、初字を求馬と稱し、後市十郎又忠右衛門と更む。元祿四年父忠眞の後を繼ぎ、書院番、使番、目附等を經て正德二年山田の奉行となり、從五位下に敍せられ能登守と稱す。其任に赴くや、延滯せる幾多の訟獄を斷じ、夙に名法官としての技倆を現はせり。後將軍吉宗馭世の初めに當り、召されて普請奉行となり、明年町奉行に轉任し、改めて越前守と稱す。彼が明達流るゝが如き裁斷と、煦々溢るゝが如き仁政とは、この時に於いて遺憾なく發揮せられたりしなり。彼や資性端嚴にして些の私曲なく、智量亦遠く衆に超え、事に臨みて奇才頓智の滾々湧出するものあり。魚目燕石の往々玉を欺くものありと雖も、彼の明鏡は遂に必

ず事件の眞相を照破し、邪を破り正を顯さずんば止まず。徳川三百年の久しき、寔に空前にして絕後の名法官たりし也。

本書の文章は、蓋し德川時代舌耕者流中文字ありし者の所作たりしなるべく、文としての價値は二流乃至三流の者に屬し、其內容亦史實の典據とすべからざるや論なし。然れども之を德川時代の世相史として見、又これを實錄小說として見る時は、趣味津々卷を掩ふを知らざるの槪なくんばあらず。

本書の原文は專ら寫本として世に行はれ、絕對の典據と認むべき原本あるを見ず。今本書を校訂するに當りては、明治十六年榮泉社刊行する所の今古實錄本に基づき、比較的善良と認むる數種の寫本を校讐して、その宜しきに從ふに努めたり。其他一般の校訂方針は他の本文庫本と同じ。本書の校訂と校正とは主として椿强祐氏を煩はしたり。記して謝意を表す。

大正三年九月　　校訂者　塚本哲三

大岡政談 目錄

天一坊實記

上 卷

中 卷

越後傳吉之傳

上卷

下卷

村井長庵之記

上卷

目録

下卷

小間物屋彦兵衛之傳

白子屋阿熊之記

雲切仁左衞門之記

煙草屋喜八之記

大岡裁判小話

大岡政談

天一坊實記　上卷

○吉宗公御誕生の事 並 加納將監養ひ奉る事

抑下野國日光山に鎭座まします東照大權現より、第八代目の將軍有德院吉宗公と稱し奉るは、東照神君の御十一男にて、紀伊大納言從二位光貞卿の御三男に渡らせ給ふ。紀伊名草郡貢伏山竹垣の和歌山の城主にて、御高は五十五萬石なり。大納言光貞卿には御男子三方まし〳〵、御長男は綱教卿とて從三位中納言なり。此御二男は妾腹にて渡らせ給ふ。御三男御幼名德太郎君信房と稱し、後に吉宗公と御諱改まりて、八代將軍にて天下の武將と仰ぎ奉りしは此君なり。扨此御母君と申すは九條前關白太政大臣の第四の姫君にて、お高の方の御腹にて御本腹なり。

評に曰く、難じて曰く、假令御三家方にても、御簾中様は江戸に御座なされ候筈なり、紀州表にての御誕生なるに、御本腹なりとは心得難し。是は當年大納言光貞卿、御國にて紀州和歌山にて御大病に渡らせ給ひければ、此時に御簾中様より公儀へ、此度大納言様御大病に付御國元へ入らせられ、御直に御看病遊ばされたきよし度々御願にて、御老若御評定のうへ、先例には御座なく候へ共、格別の御家柄の事ゆゑに御聞濟に相成り、即刻御簾中様御國許へ登らせられ、晝夜とも御側にて御看病遊ばし候處、追々御平癒に相成り、其後御懐姙なる故に、和歌山にて御誕生ありしなり。

扨御簾中様ある夜の夢に、日輪月輪を兩手に握るとの夢を見給ひけるが、是より御懐姙の氣ざしあり、常ならぬ御身とはなり給ふ。

評に曰く、夢は五臓のわづらひと昔より世俗にいひ傳へ侍れども、夢も正夢にして、賢人聖人或は名僧知識、または碩學等の人を産み給ふ事は、天竺唐土我朝ともにその例少からず。已に玄奘法師は夢を四つにわけたり、一に現夢、二に虚夢、三に靈夢、四に心夢なり。現夢とはうつゝ幻の如く見ゆるをいふ。虚夢とは心魂の勞よりして種々様々の事を夢に見るをいふ。靈夢とは神靈佛菩薩の冥助にて御告をかうむるをいふ。心夢とは常平生こ

ころに思ふ事を見るをいふなり。この時御簾中様の見給ふ夢は靈夢にして、神佛より天下の主將を授け給ふ御夢なりと、後々思ひ知られたり。

御簾中様にはあまり不思議なる御夢なれば迚、大納言光貞卿の御耳に達し給へば、光貞卿には深く御悦びまし〳〵て仰せけるは、「この度懐妊の子は、男子ならば極めて器量勝れ、世に名を上ぐる程のもの出生すべし」と仰せありしとなり。頃は貞享元甲子正月廿日卯の刻に、御殿の家根の上には紫雲靉靆き、そのほか種々の奇瑞これありて、玉の如くなる男子御誕生まし〳〵ければ、大納言光貞卿をはじめ一家中萬歳を祝し奉りけるにより、御簾中様御看病のため御國元へいらせられ、此たび若君御誕生ゆゑに、公儀へ對し憚ありとて、表向の御屆なく、御内々にて御養育の思召なり。また爰にひとつの難儀と云ふは、周易に曰く、永貞吉王用亨于帝吉なりと菅原の豐永これを考へらる。大納言光貞卿には、當年四十一歳の御年齢にあたりて、若君御誕生なれば四十二の二つ子なり。何なる事にや昔より忌嫌ふ事なるゆゑに、光貞卿にも此事を御心掛りに思召し、いろ〳〵と御思案の上、ある日家老加納將監を御前へ召して仰せけるやうは、「其方の妻女近き頃安産いたせしと聞及ぶ。然るに間もなく其兒は相果てし由、其方は男子の事なれば、左程にも思ふまじけれども、妻女は女儀の事ゆゑ定めて懐さびしくも思ふべし。

幸この度出生せし德太郎は予が爲には四十二の二つ子なり。依て我手元に於て養育致し難く、不便には思へども餘儀なくこの度捨子にいたさんと思ふなり。その方事取上げ妻女の乳を以て養ひたもるべし。成長の後其方に男子出生せば、其節は予が方へ返すべし。若又其方に男子なくば、德太郎を以てその方の家名相續いたさすべし」と細々と仰ありければ、將監は謹んで上意をうけたまはり甚だ恐れ入り、畏りて御請を申上げける樣は、「忝くも御本腹の若君を、御厄年の御子なりとて勿體なくも某に御養育を命ぜらるゝ儀、有難き儀に存じ奉る。然しながら上意のおもぶき愚妻へ申聞せ、其上にて御請仕り度、仔細は外々の事とは違ひ小兒養育の儀は、偏に女の手に寄る處にて、私の一存に行屆き申さず。是によつて一應愚妻に申聞せたき」由を言上におよびければ、光貞卿にも御尤に思し召し、「いかにも妻女ともよく〳〵申合すべし」との仰ありければ、加納將監かしこまり奉るとて、急ぎ御前を退き、宿へ歸りて女房ゆかに向ひ、御内命の趣を精しく申聞せ、「此事いかゞせんや」と申しければ、妻女は上意の趣を聞き大に悅び、「さりながら御本腹の若君を我々が子に下されん事は、あまりと云へば勿體なし。御幼年の內は此方へ御預り申上げ、御成長遊し候後は大守樣の御元へ御返し申上げ、何方へなりとも然るべき方へ御養子に入らせらるゝ樣に御取計ひ有つて宜しかるべし。當家相續などとは思

ひも寄らず。私今日より御乳を奉りて御養育を申上げん」といふにぞ、將監も道理なりと同心し、早速御前へ出でて妻女ゆかが申せし趣を言上に及ぶに、光貞卿にも深く御悦びまし〳〵、「然らば暫くの内其方へ預け置くべし」とて、御城内二の丸の御堀端に往古より大木の松の木あり、其下へ、葵御紋ぢらしの蒔畫の御廣蓋に若君を錦につゝみて、御抱守の女中一人、外に御附の女中三人附添ひて捨子とし給ふ。加納將監は兼て乘物を舁せ行き、直樣拾ひ上げ、乘物にて我家へ歸り、女房ゆかに渡して養ひ奉りぬ。扨此加納將監は本高六百石にて家老の列に加はる者なるが、此度二百五十石を里扶持として下し置れ、都合八百五十石と相成り、いよ〳〵忠勤を盡しける。爰に德太郎君には日を追つて御成長まし〳〵けるが、御器量拔群に勝れさせ給ひて御發明なれば、加納將監夫婦は偏に實子の如く寵み育てける。扨或日德太郎君御附の女中どもみな〳〵集りて四方山の咄などしけるが、何方にても女は口賢しき者なる故に、女中ども口口に德太郎君に向ひ申しけるやう、「若君には御運拙き御生れなり」と申すに、德太郎君にも御不審に思召し、女中に向はせ給ひ、「其方ども予が事を不運なりと申せしが、何故に左樣の事を申すや」と仰せければ、女中どもが申すやう、「若君には實は大守光貞卿の御子樣にておはしまし候へ共、四十二の御厄年の御子なりとて御捨て遊ばされしを、將監御拾ひ申上げ御育て申

し、將監殿の子と成らせ給ひしは御可憐しき御事なり。御殿にて御成長遊ばし候へば、我々とても肩身ひろく御奉公も勤むべきに、誠に〳〵殘念の事なり」と、四人とも〴〵申上げしに、德太郎君には能々此事を聞しめし、「然らば予は將監の子にてはなく、大守光貞卿の子とや」と仰ありしが、夫よりは將監が申す事も御用ひなく、殊の外に我儘氣隨に成らせ給へり。ある日書院の上段に著座ましまして、「將監々々」と呼せ給ふ聲聞えければ、將監大に驚き、何者なるや、萬一や大守の御出にても是あるやと、不審ながら襖を少し明けけるに、こは何に、德太郎君には悠然と上段に扣へ給ふ。將監この形勢を見て大に驚き、「其方は狂氣せしか。父に向ひて無禮の振舞、何と心得居るや」と申しければ、德太郎君には徐々と仰せけるやう、「いかに將監、其方は隱すとも予は大守光貞の子なり。然れば將監其方は家來なるぞ。以後はさやう心得よ」と仰あり。是迄は將監を實の親の如く敬ひ給ひしが、其後は將監々々と御呼びなさるゝ故に、加納將監は是よりして德太郎君を主人の如くに敬ひ傅き、養育なし奉りける。

○德太郎君御不行跡の事

竝澤の井懷姙に付御墨附を下さるゝ事

扨徳太郎君は、和歌山の御城下は申すに及ばず、近在なる山谷原野の隔なく駈廻りて殺生し、高野、根來等靈山まで暴行し、後には伊勢御領分まであらさるゝ故、百姓共にも迷惑に思ひしが、詮方なく其儘に捨置きけるが、爰に勢州阿漕が浦といふは、往古より殺生禁斷の場なるを、徳太郎君は此處へも到り、夜々網を卸されける。此事早くも山田奉行大岡忠右衛門の聞に達し、早速手附の與力に申付け、「召捕るには及ばず。只々嚴重に追拂ふべし」と申含めければ、與力兩人はその意を得て早速阿漕が浦へ到り見れば、案に違はず網を卸す者あり。與力は聲をかけ、「何者なれば禁斷の場所に於て殺生いたすや。召捕るべし」と聲を掛くれど、彼者自若として、「予は大納言殿の三男徳太郎信房なり。慮外すな。此提灯の葵の紋は其方どもの目に見えぬか」と悠然たる形容に、與力は手荒にすべからずとの云付詮方なく立歸り、奉行大岡忠右衛門に此趣を達すれば、「殺生禁斷の場所へ網を卸せしと見ながら、其儘には差置き難し。此度は自身參るべし」とて、忠右衛門は自身に與力二人を召連れ、阿漕が浦に到りけり。其夜も徳太郎君は例の如く網を卸して居られし故、忠右衛門大聲にて、「當所は往古より殺生禁斷の場所なれば、殺生等する者あれば搦捕るなり」と呼はりければ、徳太郎君聞き給ひ、「先夜も申聞すごとく、予は紀伊大納言殿の三男徳太郎信房だぞ。無禮致すな。提灯の紋は目に見えぬか。慮外せば

赦さぬぞ」と宣ふに、大岡大音あげ、「紀伊家の若君には何御用がありて、御辨もなく殺生禁斷の場所へ網を入れさせ給ふべき。這は全く德太郎君の御名を騙る曲者ござんなれ。それ狼藉もの召捕れ」と烈しき聲に、與力ども心得たりと左右より、「捕つた」と組付き、難なく繩をば掛けたりける。德太郎君にはこれ當然の理にて、一言半句も申譯なければ、是非なく悄々と山田奉行の役宅へぞ引れ給へり。扨其夜は明家へ入れ番人を付けて、翌朝に至り白洲へ引出し、大岡忠右衛門は繼上下に威儀を正し座につき、若者を礑と白眼み、「汝何者なれば殺生禁斷の場所を穢し、剩へ德川德太郎などと御名を騙る不屆者、屹度罪科に行ふべき者なれども、此度は格別の慈悲を以て免し遣すべし。もし以後見當り候はゞ、決して赦さざるべし。屹度相愼み心を改むべし」と申渡して、繩を解いてぞ放したり。德太郎君は何となるべきと案じ煩ひ給ひしに、斯く赦されしに蘇生せし心地し、這々の體にて和歌山へぞ立歸り給へり。此後はいかにも大人しくぞなり給ひけるとなん。斯くて德太郎君には追々成長ましく〳〵、早くも十八歳になり給へり。此年加納將監は江戸在勤を仰付られけるにぞ、德太郎君をも江戸表見物の爲に同道なし、麴町なる上屋敷には住著きたり。德太郎君は役儀もなければ、平生閑に任せ、草履取一人を召連れて、兩國淺草等、又は所々の緣日熱閙場へ日每に出歩行き給ひければ、自然と下情に通じ、

萬端如才なくぞ成給へり。程なく一ヶ年も過ぎ、將監も江戸在勤の年限も果てければ、又も徳太郎君を伴ひ紀州へこそは歸りけり。爰に伊豫國新居郡西條の城主御高は三萬石にて、松平左京太夫殿、此程御病氣の所いまだ御嫡子なし。此は紀伊家の御分家御家督御評議として、紀州家老の面々には、水野筑後守、久野但馬守、三浦彈正、菅沼重兵衛、渡邊對馬守、熊谷次郎、南部喜太夫等の面々打寄り、御跡目の評議にこそは及びける。此時水野筑後守進出で申しけるは、各の御了簡は如何か存ぜざれ共、左京太夫殿御家督の儀は、御國許加納將監方に御預け置かれ候徳太郎君ぞ然るべく存ずる」と申出でたり。一同この儀然るべしと評議一決しければ、急ぎ此趣和歌山表へ早飛脚を以て申送れば、御國許にても、家老衆早々登城の上評議に及ぶ面々は、安藤帶刀、同じく市正、水野石見守、宮城丹波、川俣彈正、登坂式部、松平監物、細井圖書等なり。江戸表よりの書狀を披見に及べば、此度松平左京太夫殿御病死の所、御世繼これ無きに付ては、加納將監方へ御預け遊し候徳太郎君御跡目しかるべしとの事なり。此儀尤の事なりとて、早速加納將監へ其段申渡しければ、將監かしこまり急ぎ立戻りて、其趣をば徳太郎君に申上げ、夫より江戸御出立の用意に及びしが、早速相整ひければ、近々に江戸表御下りとは相成りける。爰に又和歌山の御城下より五十町道一里半ほど在に、平澤村といふ小村

あり。此處へ先年信州者にて、夫婦に娘一人を連れし千ヶ寺參の平左衞門と申す者此村へ來りぬ。名主甚兵衞は至つて世話好の人にて、遂に此三人を世話して足を止め、甚兵衞は己が隱居所を貸遣し置けり。其後平左衞門は病死し、後は妻のお三と娘の兩人なり。お三は近村の產婆を渡世とし、お三婆々〱とは呼れたり。娘も追々成長して、容貌も可なりなるに、はや年頃にも成れば、何時迄手元に置くも爲によからじ、何方へなりとも奉公に出さんものと、口入所の榎本屋三藏を賴みけるに、早速和歌山御家中加納將監樣方に奉公人が入用の由なりとて、榎本屋の世話にて同家へ住込みたり。こゝにて名を澤の井と呼び腰元をぞ勤めける。此女へ何時しか德太郎君の御手が付き、人しれず馴染を重ね給ひしかば、終に澤の井は懷姙して、はや五月帶を結ぶ時とぞ成りにけり。澤の井は密に德太郎君に向ひ「かね〲君の御情を蒙りしが嬉しくもまた悲しく、いつか御胤をやどし、最早五月に相なり候」と申上げければ、德太郎君聞召し、甚だ御當惑の體なりしが、稍有つて仰せけるは、「予は知る如き部屋住の身分、箇樣の事が聞えては將監が手前も面目なし。予もまた近々に江戶表へ下り、左京太夫殿の家督を相續する筈なれば、首尾よく右等の事の相濟みし上は、其方をも呼迎へて妾ともなすべし。夫迄は其方の了簡にて此事深く愼み、猥に口外致すべからず。併し五月にも相成る上は奉公も大儀なるべ

し。其方は病氣と披露し一先宿へ下り、母の許にて予が出世を相待ち、懷姙の子を大切に致すべし」とて、御手元金百兩を澤の井へぞ遣されけり。澤の井は押戴き、有難きよしを御禮申上げ「左樣なれば仰に隨ひ、私儀は病氣の積りにて母の許へ參るべし。併しながら御胤を宿し奉りし上は、何卒御出生の御子を世に立度く存じ奉れば、後來迄も御見捨なき爲の御證據の品を下し置れ度く」と願ひければ、德太郎君も道理に思召して、御墨附に御短刀を添へて下されけり。澤の井は押戴き、御短刀を能々拜見して偖申すやう「此御短刀は私望御座なく候。何卒君の常々御手馴れし方を戴き度」旨を願ひければ、君にも御祕藏の短刀を遣さるゝは甚だ御迷惑の體なりしが、據處なく御短刀を下されて仰せけるは、「此品は東照神君より傳はる品にて、父君にも深く御祕藏の物なるが、先年自分に下し置かれ候ゆゑ大切の品なり。其方の願も別儀ならず默止し難ければ遣すなり」と御墨附を添へて、件の短刀をば賜りける。其お墨附には、

其方懷姙の由、我等血筋に相違是なし。若男子出生に於ては、時節を以て呼出すべし。女子たらば其方の勝手に致すべし。後日證據の爲我等身に添へ大切に致し候短刀相添へ遣し置く者也。依而如ㇾ件。

寛永二丑年十月　　德太郎信房

と爲され、御印を据ゑし一書をぞ下し置れたり。御短刀は、淺黄綾の葵の御紋染拔の袱紗に包みて下されたり。扨又徳太郎君には御道中も滞りなく、同年霜月加納將監御供にて、江戸麹町紀州家御上屋敷へ御到著と相成り、夫より左京太夫殿御家督相續、萬端首尾よく相濟せられたり。然るに澤の井は其後漸く月重りければ、今は包むに包まれず、或時母に向ひ「恥しながら徳太郎君の御胤を宿しまゐらせ、御内意を受け、御手當金百兩と御墨附御短刀迄後の證據に迚下されし」と逐一物語れば、お三婆は大に悦び、其後は只管男子の御誕生あらんことをぞ祈りたるが、已に月滿ちて寶永三年三月十五日の子の上刻に、玉の如くなる男子を誕生し給ひける。澤の井母子の悦大方ならず、天へも昇る心地して、此若君の御生長を待つより外は無かるべし。

○信房卿御高運の事並大岡忠右衛門立身の事

然るにお三婆母子は、若君の誕生ありしにぞ始めて安堵の思ひをなせしに、老少不定は世の習ひ、喜ぶ甲斐もあら悲しや、御誕生の若君は其夜の七つ時頃、虫の氣にて終に空しくなり給ひ

ぬ。哀果敢なき事共なり。母の澤の井は斯くと聞くより力を落し、忽ち産後の血上り、是も其夜の明方に相果てければ、跡に殘りしお三婆は、兩人の死骸に取付き、天を仰ぎ地に俯し、泣悲むより外なきは、見るも哀れの次第なり。近邊の者ども、婆が泣く聲の非常なるを聞きつけ、尋ね來り見れば、婆は娘の澤の井と嬰孩の死骸に取付き、樣々の譫言を言立て狂氣の如き有樣なれば、種々賺し宥め、兩人の死骸は光照寺といふ一向宗の寺へ葬りしが、お三婆は其後ますます狂氣なし、種々の事を叫び歩くにぞ、名主の甚兵衞も持あまし、其隱居所を追出しけり。然ればお三婆は住家を失ひ、所々方々と浮れ彷徨ひしを、隣村平野村の名主甚左衞門は、平澤村の甚兵衞名主の弟なるが、是も至つて慈悲深き者にて、お三婆の迷ひ歩行くを氣の毒に思ひ、何時迄狂氣でも有るまじ、其内には正氣に成るべしとて、己が明家に住せける。此處にあること半年程にて、漸く本復して正氣に成りしかば、以前のごとく産婦の世話を業として、寡婦暮しに世を渡りける。爰に寶永の三年四月、紀伊大納言光貞卿御國元にて御大病の處、御醫療叶はず遂に六十三歲にて逝去ましましける。此時に松平主税頭信房卿には、御同家青山百人町なる松平左京太夫殿へ御養子となり、青山の御屋敷へも紀州表御父君の御逝去の御訃音相達し、甚だ御愁歎に思召しける。扨また大納言光貞卿の御惣領綱教卿は、御幼年より御病身に渡

らせられ給ふと雖も、御惣領なれば強して御家督に立給ひしが、綱教卿には同年九月九日、御年廿六歳にて御逝去なり。然るに御次男頼職卿も其以前に早世なり。依て紀伊家は殆んど御世繼は絶えたるが如し。御三男信房卿は此頃御同家へ御養子と成らせられて間は無けれ共、外に御血筋なき故に、まづ左京太夫頼純の四男宗通の次男を左京太夫頼淳と號して、從四位少將に任じて御家督とし給ひ、主税頭信房卿には、是より御本家御相續に相成り、紀州和歌山にて五十五萬五千石の御主とは成給へり。御舍兄綱教卿の御忌服は十二月朔日に明け、翌二日に從三位中納言にぞ任ぜられ給ひけり。扨寶永は七年續きて、八年目の五月七日に正德元年と改元あり。正德は五年繼き、六年目の三月朔日に、享保元年と改元ある。然るに正德三年の九月六代の將軍家宣公御他界あり。御幼年の鍋松君當年八才にならせ給ふを七代の將軍と崇め、家繼公とぞ申し奉る。此君御不運にまし〱、間もなく御他界にて有章院殿と號し奉る。是に依て此度は將軍家に御繼子なく、殿中闇夜に燈火を失ひたる如くなれば、將軍家御家督の御評定として大城へ出仕の面々には、三家十八國主四溜、御老中には阿部豐後守正高、久世大和守重之、戸田山城守忠實、井上河内守正岑、御側御用人間部越前守詮房、本多中務太輔忠辰、若年寄には大久保長門守正廣、大久保佐渡守常春、森川出羽守俊胤、寺社奉行には松平對馬守近貞、土

井伊豫守利道、井上遠江守正長、大目付には横田備中守重春、松平安房守乘宗、中川淡路守重高等なり。此時井伊掃部頭殿進み出て諸侯の面々に向ひ、「各方、此度御評定いかゞ決著すべきや」と發言に及ばれければ、此時松平陸奥守綱村卿進み出て申されけるは、「天下の御繼子の儀は、東照神君御血筋近き方より繼せ給はん事こそ順當なるべし。然れば紀州公は神君の御彦に當らせたまへり。紀州公こそ然るべからん」とぞ申されける。諸侯其儀道理然るべしと、異口同音に贊成あれば、彌紀伊家より御相續と相極る。是に因て、同年八月吉宗公と御改名あり。

正二位右大臣右近衞大將征夷大將軍淳和奬學兩院別當源氏長者

右の通り御轉任にて、八代將軍吉宗公と申し上げ奉る。時に御年齡三十三歲なり。實に寶永四年に、紀州家御相續より十月目にて、將軍に任じ給ふ。御運目出度君にぞありける。是に依りて江戸町々は申すに及ばず、東は津輕外が濱、西は鎭西薩摩潟まで皆萬歲をぞ祝し奉る。別して紀州にては村々在々まで殊の外に喜び祝しけるとぞ。扨も平野村甚左衞門方に世話に成居るお三婆は、此事を聞くより大に歎き悲み、先年御誕生の若君の今迄も御存命に在しまさば、將軍の御落胤なれば何樣なる立身をもすべきに、御不運にて御早世なりしは返すぐ〳〵も殘念なり

と、獨り泣悲むも理とこそ聞えけれ。扨も八代將軍には、或時御側御用取次に御尋ね有るやうは、「先年勢州山田奉行を勤し大岡忠右衞門と申す者は、目今何役を致し居るや」と御尋に、御側衆申上げける樣、「大岡忠右衞門儀未だ山田奉行勤役にて罷在る」旨を申上げければ、吉宗公上意に、「忠右衞門は政事に私なく、天晴器量ある者なり。早々呼出すべし」との事故に、台命の趣を御老中へ申達しけるに、是に依て御月番より御召出の御奉書、勢州山田へ飛脚を以て遣さる。大岡忠右衞門には御奉書到來し、熟考ふるに、先年德太郎君まだ紀州表に御入の節、阿漕が浦にて召捕り吟味せし事あり、此度計ずも將軍に成らせられたれば、此度の召狀は必定返報の御咎にて、切腹でも仰付けらるゝか、又は知行御取上げか、さらずば御役御免なるべしと覺悟し、用意も匆々に途中を急ぎ、程なく江戸表へ著しければ、早速御月番御老中へ到著の御屆に及び、此段上聞に達しければ、早々忠右衞門に御目見え仰せ付らるべきの趣なれば大岡忠右衞門早速御前へ罷出で平伏しける。時に將軍の上意に、「忠右衞門其方は予が面體に見覺え有るか」との御尋なり。此時忠右衞門、「畏り奉る、上意の通り私儀山田奉行勤役中、先年阿漕が浦なる殺生禁斷の場所へ夜々網を入れ、殺生する曲者ありとの訴へに付、私出役仕り引捕へ吟味仕り候處に、彼曲者は紀伊家の德太郎信房卿の御名前を僞る曲者ゆゑ、篤と吟味に及び

候。恐れ乍ら右曲者の面體君の御容貌によく似申す樣に存じ奉る」とぞ御答申上げければ、將軍家には深く其忠節を御感心遊ばされ、「忠右衛門宜くも申したり」とて、御譽の御言葉を下され、直に江戸町奉行をぞ仰付けられける。是に因て越前守と任官し、大岡越前守藤原忠相と、末代までも名奉行の名を轟したるは此人の事なり。將軍家にはその後も越前は末代の名奉行なりと、度々上意ありしとかや。

○原田兵助金瓶を掘出す事並同人薄命玉之助誕生の事

爰に長門國阿武郡萩は江戸より路程二百七十里、三十六萬五千石、毛利家の城下にて殊に賑しき土地なり。其傍に淵瀨といふ處あり。昔此處に萩の長者といふありしが、幾世をか經て衰破斷滅し、其屋敷跡は畑となりて殘れり。其中に少しの丘ありて時々錢又は其外種々の器物など掘出す事ある由を昔より云傳へたり。又里人の茶話にも朝に出る日夕に入る日も輝き渡る山の端は、黄金千兩錢千貫漆千樽朱砂千斤埋めありとは云へど、誰ありて其在處を知る者なし。然れども時として鷄の聲などの聞ゆる事あり。此は金氣の埋れ有る故なりと評するのみ、又誰も其地を定に知るもの無りける。然るに其屋敷の下に毛利家の藩中にて五十石三人扶持をとる原

田兵助と云ふ者あり。常々田畑を耕作する事を好みしが、或時兵助山の岨畑へ出でて耕作しけるに、一つの壺瓶を掘出したり。密に我家へ持歸り、彼壺を開き見るに、古金許多あり。兵助大に喜び、縁者又は親しき者へも深く隱し置きけるが、如何して此事の漏れたりけん、隣家の山口六郎右衛門が、或日原田兵助方へ來り、稍時候の挨拶も終りて四方山の咄に移りし時、六郎右衛門兵助に向ひて、「貴殿には先達つて古金の入りし瓶を掘出されし由を慥に承り及びたり。扨々浦山敷事なり。何卒其古金の内を拙者へ少々配分致し賜れ」と云ふに、兵助は發と思へど然有らぬ風情にて、「貴殿には然る事を何者にか聞かれし、一向蹤跡なき事なり。拙者毛頭左樣の事存じ申さず」と虛嘯き、何にも不束なる挨拶なるにぞ、六郎右衛門は憤とし、彼奴多分の金子を掘出しながら少の配分をも拒み、夫のみならず我に對して不束の挨拶こそ心得ね、よし／＼其儀なら爲やうこそあれと、急ぎ我家へ立歸り、直樣役所へ赴き訴へける樣は、「原田兵助事此度畑より金瓶を掘出し候處、上へも御屆申上げず、密に自分方へ仕舞置き候」旨をば訴に及びたり。役人中此由を聞き、吟味の上兵助を役所へ呼寄せ、「其方事此度畑より古金の瓶を掘出し、其段早速役所へ屆け出づべきに、然は無くして自分方に隱置き、其方一個の得分に致さんとの心底、侍にも似合はず後闇き致し方にて、重々不屆に思召さる。依て相當の御咎をも

仰付けらるべきを、此度は格別の御慈悲を以て永の御暇下し置る。早々屋敷を引拂ひ何方へなりとも立退くべし。尤も掘出せし器物は其儘に上へ上納すべき」旨申渡されける。原田兵助は驚きながらも御請致し、是全く六郎右衛門が訴人せしに相違なしとは思へど、今更詮方なければ、掘出せし金瓶は役所へ差出し、家財は賣拂ひ一人の老母を引連れて、泪乍らに住馴れし秋を旅立ちて、播州加古川に少の知音のあれば、播州さしてぞ立去りける。老母を具せし旅なれば、急ぐとすれど捗行かず、漸々の事にて加古川に著きたれば、知音を尋ね事の始末を委しく咄し、萬事を賴みければ、異議なく承知し、暫くの内は此處の食客となりしが、兵助は外に覺えし家業も無ければ、彼知音の世話にて加古川の船守となり、手馴れぬ業の水馴棹も、その艱難云はん方なし。然れども原田兵助は至つて孝心深き者なれば、患難を事ともせず、日々加古川の渡守して、貧しき中にも母に孝養怠らざりし。其内老母は風の心地とて臥しければ、兵助は家業を休み、母の傍を離れず藥用も手を盡したれど、定業は逃れ難く、母は空しくなりにけり。兵助の愁傷大方ならず、然れど歎きて甲斐無き事なれば、泣々も野邊の送より、七々四十九日の法事もいと懇に吊ひける。扨又山口六郎右衛門も、此度訴人の罪に依て是亦永の暇となりて浪人の身となり、姿を虛無僧に替へて所々を徘徊せしが、ふと心付き、原田は播州へ行きし

との事なり、今我斯樣に浪々の身となり艱難するも、元は兵助が事より起れりと、自分の惡事には氣も付かず、只管兵助を怨み、いざや播州へ赴き兵助に巡逢ひ、此無念を晴さんと、夫より播州指してぞ急ぎける。所々方々と尋ぬれど行衞は更に知れざりしが、或日途中にて兵助に出會ひしも、六郎右衞門は天蓋を冠りし故、兵助は夫とも知らず、行過ぎんとせしに、一陣の風吹來り、天蓋を吹落しければ、思はず兩人は顏見合せける。此時兵助聲をかけ「汝は山口六郎右衞門ならずや。我斯く零落せしも皆汝が仕業ぞ」と、傍にある竿竹を把つて突いて掛る。六郎右衞門も心得たりと身を飜し「汝此地に來りしと聞き、渺々尋ねし甲斐有りて祝著なり、無念を晴す時到れり。覺悟せよ」と云ひさま、替筒の脇差にて切りかゝり、互に劣らず切結びしが、六郎右衞門が苛つて打込む脇差にて、竿竹を手元五尺許斜かけに切落せり。兵助は心得たりと飛込み、其斜かけに切られし竿竹にて、六郎右衞門が脇腹目掛けて突込んだり。六郎右衞門は堪得ず、其處に𣫍とぞ倒れたり。兵助立寄り、六郎右衞門が持ちし脇差にて最期刀をさし、無念は晴したれど、今は此地に住居は成らじと直さま此處を立去り、是よりは名を嘉傳次と改め大坂へ出で、夫より九州へ赴き所々を徘徊し、廻り〳〵て和歌山の平野村と云ふへ到りける。此平野村に當山派の修驗感應院といふ山伏ありしが、此人甚だ世話好にて、嘉傳次を世話しければ、

嘉傳次は此感應院の食客とぞ成れり。感應院或時嘉傳次に向ひ申しけるは、「和歌山の城下に片町といふあり。其處に夫婦に娘一人あり。親子三人暮しの醫師なりしが、近頃兩親共に熱病にて死去し、娘ばかりぞ殘れり。貴公其所へ養子に行きて手習の指南でもせば宜しからん」といふ。嘉傳次是を聞き、「成程何まで當院の厄介に成りても居られず。何分にも宜しく」と頼みければ、感應院も承知なして早速彼片町の醫師方に往き、右の咄をなし、「若御承知なら御世話せん」といふに、此時娘も兩親に離れ一人の事なれば、早速承知し、萬事頼むとの事故、相談頓に取極りて、感應院は日柄を選み首尾よく祝言をぞ取結ばせける。それより夫婦間も睦じく暮しけるが、幾程もなく妻は懐妊なし、嘉傳次は外に家業もなき事なれば、手跡の指南をし、傍膏藥など煉りて賣りけり。月日早くも押移り、十月滿ちて、頃は寶永二年戌三月十五日の夜子の刻に安產し、玉の如き男子出生しける。嘉傳次夫婦が悦び大方ならず、程なく七夜にも成りければ、名をば玉之助と號づけ、掌中の玉と慈み育てける。然るに妻は產後の肥立惡しく、荏苒と煩ひしが、秋の末に至りては追々疲勞し、終に泉下の客とはなりけり。嘉傳次の悲歎は更なり、幼きものを殘し置き、力に思ふ妻に別れし事なれば、餘所の見る目も可哀しく、哀れと云ふも餘りあり。斯て有るべき事ならねば、それ相應に野邊の送りを營み、七日々々の追善供養も心の

及ぶだけは勤めしが、何分男の手一つで幼き者の養育に當惑し、晝は漸く近所隣に貰ひ乳などし、夜は摺粉を與へ、孤子なればとて只管不便に思ひ養ひけり。扨玉之助も年月の立つに從ひ成長しければ、最早牛馬にも踏れじと嘉傳次も少しく安堵し、益〻成長の末を祈りし親の心ぞ切なけれ。其夏の事とか、嘉傳次は傷寒を煩ひ、心の限り藥用はすれども、更に其驗なく、次第次第に病氣の重るのみなれば、或日嘉傳次は感應院を病床に招き、重き枕を上げて扨申しけるは、「抑〻私が當國に杖を止めしより、尊院の御厚情に預りし其恩を謝し奉らずして、此度の病氣迚も全快は覺束なし。何卒此上とも我なき跡の玉之助が事、偏に賴み參らする」と、泪ながらに述べにける。感應院は逐一に承知し、「玉之助の事は必ず氣に懸けられな。萬一の事あらば、拙者が方へ引取りて世話し遣すべし。左樣の事は案ぜず、少しも早く全快せられよ。それには藥用こそ第一なれ」など勸めければ、嘉傳次は感應院を伏拜み、世にも嬉しげに見えにけるが、其夜嘉傳次は獨の玉之助を跡に殘し、後れ先立つ習とは云ひながら、夕の露と消行きしは、哀れ傍なかりける次第なり。感應院夫と聞き早速來り、嘉傳次の死骸をば例の如く菩提寺へ葬り、僅なる家財調度を賣代なし、夫婦が追善の料として菩提寺へ納め、何呉となく取賄ひ、最信實に世話しけり。然れば村の人々も嘉傳次が死を哀み、感應院の篤き情を感じけるとかや。

○お三婆大事を寶澤に語る事並寶澤藥店にて毒藥を盜む事

光陰は矢よりも早く、流るゝ水に宛似たり。正德元年辛卯年と成れり。玉之助も今年七歲になりぬ。嘉傳次が病死の後は、感應院方へ引取られ弟子となり、名をば寶澤と改めける。感應院は元より妻も子もなく獨身の事なる故に、寶澤を實子の如く慈み育てけるが、此寶澤は生れながらにして才智人に勝れ、發明の性質なれば讀經は云ふに及ばず、其他何くれと敎ふるに、一を示して十を覺るの敏才あれば、師匠の感應院も末賴母しく思ひ、別けて大事に敎へ養ひける。されば寶澤は十一歲の頃は他人の十六七歲程の智慧有りて、手習は勿論素讀にも達し、何をさせても役に立ちける。此感應院は兼てより彼お三婆とは懇意にしけるが、或時寶澤を呼びて申しけるは、「其方の行衣其の外とも垢付きし物を持ち、お三婆の方へ參り、洗濯を賴み參るべし」と云付けられ、元來寶澤は人懷のよき生れなれば、諸人皆可愛がる內にも、お三婆は取分寶澤を孤子なりとて愛み、味き食物などの有れば常に殘し置きて遣しなどしけり。此日師匠の用事にて來りける折から、冬の事にて婆は圍爐裡に煖りゐけるが、寶澤の來るを見て有りあふ菓子など與へて、「此寒いに御苦勞なり。此爐の火の溫ければ、暫く煖りて行給へ」といふに、

寶澤は喜び、「さらば少時間あたりて行かん」と頓て圍爐裡端へ寄りて四方山の噺せし序、婆のいふやうは、「今年幾歳なるや」と問ふに、寶澤は肌を寛げ、掛けし守袋取出して、お三婆に示せば、是を見るに、寶永二年三月十五日の夜子の刻出生、と記し有りければ、指折算へ見るに當年恰十一歳なり。忘れもせぬ三月十五日の夜なるにぞ、お三婆は頻に落涙し、「ても御身は仕合者なり」とて、寶澤が顔を打守りしみ〲悲歎の有様なれば、寶澤は婆に向ひ、「私程世に不仕合の者はなきに、夫を仕合とは何事ぞや。抑も當歳にて産の母に死別れ、七歳の年には父にさへ死れ、師匠の惠に養育せられ漸く成長はしたるなり。斯く儚なき身を仕合とは、又何故にお前は其樣に歎き給ふぞ」と尋ねける。お三婆は落つる涙を押拭ひ、「成程お身の云ふ通り早く兩親に別れ、師匠樣の養育にて人と成るは不仕合の樣なれ共、併しさう達者で成長せしは何よりの仕合なり。譯と云ふは此婆が娘の産みし御子樣、當年まで御存命ならば恰どお身と同じ齡にて寶永二戌年、然も三月十五日子の刻の御出生なりし」と語り、又も泪に暮るゝ體は、合點のゆかぬ恂言と思へば、「扨はお前のお娘の産みし孫ありて、幼年に果てられしや。夫は又如何なる人の子にて有りしぞ」と問ふに、婆は彌涙にくれ乍らも語り出づる樣、「私に澤の井といふ娘あり。御城下の加納將監樣といふへ奉公に參らせしが、其頃將監樣に德太郎樣と申す太守

樣の若君が御預にて渡らせ給へり。其若君が早晩澤の井に御手を付給ひ、御胤を宿したれば、人に知らせず婆が許へ呼取りしも、太守樣の若君樣が御胤なれば、窃に御男子が御出生あれと、朝夕神佛へ祈る甲斐にや、安産せしは前にも云へる如く、御身と年月刻限まで同じ寶永二年の三月十五日夜の子刻なりき。取揚げ見れば玉の如き男子なれば、娘や婆が悦は天へも上る心地なりしが、悦ぶ甲斐もあら情なや、御誕生の若君は、其夜の明方無慘や敢なく御果成されしにぞ、澤の井は是を聞くと齊しく産後の血上り、是も續きて翌朝若君の御跡慕ひ、終に空しく相果てたり。獨殘りし婆が悲み何に譬へん樣もなく、扨も其後德太郎樣には御運目出度ましく〱、今の公方樣とは成らせ給ひたり。然れば娘の持ち奉りし若君の今迄御無事に在まさば、夫こそ天下樣の落胤なれば、此婆も綾錦を身に纏ひ、何樣なる出世もなる筈を、娘に別れ孫を失ひ、寄邊渚の捨小舟の、かゝる島さへ無き身ぞ」と、叫と計に泣沈めり。寶澤は默然と此長物語を聞畢り、實に女は氏なくて玉の輿と、運があれば思の外の事もあるものと、心の内に思ふ色を面には顯さず、「夫は氣の毒にも惜しき事なり。併し夫には證據でも有つての事か覺束なし。孫君は將軍の落胤でも、輙く出世は出來まじ。過去りし事は諦め給へ」と賺し宥むれば、婆は此言葉を聞き、「宜くも申されたり。實に幼くして兩親に離るゝ者は、格別に發明なりとか。婆も今

は浮世に望の綱も切れたれば、只其日々々と送り暮せど、計らずも孫君と同年と聞き、思はず愚痴を零したり。扨も干支のよく揃ひ生れとて、今まで人に示さざりしが、證據といふ品見すべし」と、婆は傍の古葛籠を開け、彼二品を取出せば、寶澤は手に取上げ、先お短刀を熟見るに、其結構なる拵は紛ふ方なき高貴の御品、次に御墨附おし披き拜見するに、何さま德太郎君の御直筆とは見えける。諺にいへる事あり、蛇は寸にして人を嚙むの氣あり、虎は生れながらにして牛を喰ふの勢有りとか、寶澤は心中に、扨々この婆めが善貨物を持つて居る事よ、此二品を手に入れて、我こそ天下の落胤と名乘て出でなば、分地でも御三家位、萬一極運に適ふ時はと、漸と當年十一の兒が爰に惡念を起しけるは、怖しとも又類なし。寶澤は此事を心中に深く祕し、其時は然氣なく感應院へぞ歸りける。扨翌年は寶澤十二歳なり、其夏の事なりし、師匠感應院の供して和歌山の城下なる藥種屋市右衞門方へ參りけるに、感應院は奧にて祈禱の內寶澤は店に來り、番頭若者も皆心安ければ、種々の咄などして居たり。然るに此日は藥種屋にて土藏の虫干なりければ、寶澤も藏の二階へ上りて見物せしが、遂に見も慣れざる品を數々並べたる傍には、半兵衞と云ふ番頭が番をして居たり。寶澤側へ寄りて色々藥種の名を聞けば、半兵衞も懇篤に教へける中に、遙離して一段高き所に壺三つ並べたり。寶澤指さし、「彼壺

は何といふ藥種の入れあるや」と尋ねければ、半兵衛のいふ樣、「彼こそ斑猫と砒霜石と云ふ物なるが、大毒藥なれば心して斯くは遠くに離したり」と聞いて、膽ふとき寶澤は態と顏を皺め、「ても左樣の毒藥にて候か」と、恐れし色をぞ示したり。折節下より午飯の案内に、半兵衛は、「暫し賴みますする。緩々見物せられよ」と寶澤を殘し、己は飯喰にぞ下りけり。跡には寶澤只一人、熟々思ひ廻らせば、今此二品を偸み置かば、用ふる時節はこれ斯うと、心の中に點頭きつつ、頓て懷中紙を口に啣へ、毒藥の壺取卸し、彼中なる二品を一塊づつ紙に包みて盜取り、跡は故の如くにして、何知らぬ體にて半兵衛が歸るを待居たり。半兵衛は頓て歸り來り、「扨々御大儀なりし。お小僧にも臺所へ行きて食事仕給へ」と云ひければ、寶澤は嬉し氣に下行き食事も畢りける頃、感應院も祈禱を仕舞ひければ、寶澤も供して歸りぬ。彼偸み取りし毒藥は竊に臺所の緣の下の土中へ深く埋め、折を待つて用ひんと、工む心ぞ怖しけれ。

○寶澤お三婆を縊殺す事竝同人感應院を毒殺の事

頃は享保三丙申年霜月十六日の事なりし。此日は宵より大雪降りて殊の外に寒き日なりし。修驗者感應院には、或人より酒貳升を貰ひしに、感應院は元より酒を少しも用ひねば、此酒は近

乞ひけるに、感應院「其方飲むならば勝手に呑むべし」と云ふ。「否々私は爭でか酒は用ひ申すべき。お三婆は常々私を可愛がり呉候へば、少し戴きて渠に飲せたし」といふ。感應院これを聞きて「能くこそ心付きたれ、我は婆の事に心付かざりし。隨分澤山に遣はせ」と有りければ、寶澤は大に悅び、早速酒を德利へ移し、肴をば竹の皮に包み、降りつもりたる大雪を踏分々々彼お三婆の方へ到りぬ。「今日は怪からぬ大雪にて、戸口へも出られず。さぞ寒からんと存じ、師匠樣より貰ひし酒を寒凌ぎにもと、少しなれど持來りし」とて、件の德利と竹皮包を差出せば、お三婆は圍爐裡の端に火を焚居たりしが、是を聞いて大に悅び、「能も〳〵此大雪を厭はず、親切にも持來り給へり」と、麁朶折りくべて寶澤をも爐端へ坐らせ、元より好の酒なれば直に燗をなし、茶碗に汲ぎて舌打鳴し飲みける程に、胸に一物ある寶澤は、酌など致し種々と勸める。婆は好物の酒なれば、勸に隨ひ辭儀もせず飲みければ、漸次に醉出でて、今は正禮無く醉臥したり。寶澤熟々此體を見て心中に點頭き、時分は宜しと獨微笑み傍を見廻せば、壁に一筋の細引を掛けて有るに、是屈竟と取卸し、前後も知らず寢入りし婆が首に纏ひ、難なく縊り殺し、豫て認置きし二品を奪ひ取り、首に纏ひし細引を外し、元の如く壁にかけ、圍爐裡の邊

には茶碗又は肴を少々取並べ置き、死したるお三婆が體を圍爐裡の火の中へ押込み、如何にも酒に醉潰れ、轉げ込んで燒死にたる樣に拵へたれば、知る者更になし。寶澤は然あらぬ體にて感應院へ歸り、師匠へも婆が厚く禮を申せしと其場を取繕ひ、何喰はぬ顏して有りしに、其日の夕暮に何とやらん怪しき匂のするに、近所の人々寄集りて、何の匂やらん、雪の中にて場所も分らず、樣々評議に及ぶに、斯る時には何時も第一番にお三婆が出來り世話をやくに、今日は如何せしや、出來ぬは不思議なりとて囁きける。爰に名主甚左衞門の倅がふと心付き、お三婆の方へ到り戶を押明けて見れば、此は抑如何に、お三婆は圍爐裡の中へ頭を差込み死し居たり。匂の此處より發りしなれば、大に驚き一同へ告げ、親甚左衞門へも此事を通じけるに、名主も馳來り、四邊近所の者も追々に集り改め見れば、何樣酒に醉倒れ、轉込み死したるに相違なき體なりと評議一決し、翌日此趣を郡奉行へ屆けければ、早速檢使の役人も來り改め見しに、間違もなき動靜なれば、名主始め村中は口書を取れ、大酒に醉伏し燒死にたるに相違なき由にて其場は相濟みたり。是に依て村中評議の上にて、お三婆の死骸は近所の者共請取り、菩提寺へぞ葬りける。隣家のお清婆といふは常々お三婆と懇意なりければ、橫死を聞きて殊更に悲歎の思をなし、「昨日の大雪にて一度も尋ねざりしゆゑ、此事を知らざりしぞ不便なれ」とて歎きけ

るとぞ。是よりは日々墓へ參詣して香花を手向けける。扨も寶澤はお三婆を縊殺し、彼二品を奪ひ取り、旨し〳〵と打點頭き、此後は我成長して此品々を證據とし、公方樣の落胤と申上げなば、御三家同樣、夫程迄ならぬも、會津家ぐらゐの大名には成るべし、併しながら將軍の落胤なりと欺く時は、如何なる者をも欺き負すべけれども、爰に一つの難儀といふは、師匠の口から、彼者は幼年の内斯樣々々にて某養育せし者なりと云はるゝ時は、折角の巧も忽ち破るに相違なし、七歳より十二歳まで六ケ年が其間、養育の恩は須彌よりも高く滄海よりも深しと雖も、我大望には替難し、此上は是非に及ばず、不便ながらも師匠の感應院を殺し、誰知らぬ樣になし、成人の後に名乘出づべしと、心太くも十二歳の時、始めて起す大望の志こそ怖しけれ。既にその年も暮れて十二月十九日と成りければ、感應院には、今日は天氣も宜ければ、煤拂をせんものと、未明より下男善助を相手とし、寶澤にも院内を掃除させけるが、稍片付きて夕方となり、早殘る方なく掃除を仕舞ひければ、善助は食事の支度をなし、寶澤は神前の油道具を掃除しけるが、下男の善助は最早膳部も出來たれば寶澤に申しけるは、「御膳も出來候へば、お師匠樣へ差上げ給へ」といへば、寶澤は此時なりと、兼て巧みし事なれば、今我給仕しては後々の障にも成らんと思ひければ、善助に向ひ、「我は油手なれば、其方給仕して上げられ

よ」と頼むに、何心なき善助は承知して、「今水一荷を汲みて後に御膳を差上ぐべし」といひ、表の方へ出行きたり。跡に寶澤は手早く、此夏中緣の下へ埋置きし二品の毒藥を取出し、平と汁の中へ附木にて匕ひ込み、何知らぬ體にて元の處へ來り、油掃除して居たりけり。善助は爭で斯る事と知るべき、水を汲終り、神ならぬ身の是非もなや、感應院の前へ彼膳部を持出し、給仕をぞなし居たり。感應院が食事仕果てし頃を計り、寶澤も油掃除を爲果てゝ臺所へ入來り、下男倶々食事をぞなしぬ。胸に一物ある寶澤が、院主の方を密に窺ふに何事もなし。はて扨不審とは心に思へど、色にも顯さず。已に其夜も五つ時と思ふころ、毒藥の効惣身に廻り、感應院は俄に七轉八倒して苦み出せば、寶澤はさも驚きたる體にて、泣きながらに先近所の者へ知らせける。土地の者共驚き慌て、早速名主へ知らせければ、名主も駈付け、醫者よ藥と騷ぎしに、全く食滯ならんなど云ふまゝ、寶澤は心には可笑けれど樣々介抱なしゐしが、夥しく血を吐きて、遂に其夜の九つ時に感應院は淺ましき最期をこそ遂げたりける。名主を始め種々詮議すれど、煤拂の膳部より外に何も喰べずとの事なり。依て膳部を調ぶれ共更に怪しき事なければ、彌々食滯と決し、感應院の死骸は、村中より集り形の如く野邊の送を取行ひける。扨此平野村には感應院より餘に修驗もなき事ゆゑ、村中に何事の出來るとも甚だ差支なりと、名主

甚左衛門は感應院へ村中の者を集め、扨相談に及ぶは、「此度不圖も感應院が横死せしが、子とても無ければ跡目相續さすべき者なし。然りとて何時迄も當院を無住にも爲て置れず。我思ふには、年こそ行かねど寶澤は、七歳の時より感應院が手元にて修行せし者なり。殊には外の子供と違ひ發明なる性質にて、法印の眞似事は最早差支なし。我等始め村中が世話してやらば、相續として差支なし。然すれば先住感應院に於ても、嘸かし草葉の蔭より喜び申すべし。此儀如何」と述べければ、名主殿の云はるゝ事なり、寶澤は七歳の時から感應院の手元で育ち、殊には利發で愛敬者なり、誰か違背すべき、孰も其儀然るべしと、相談爰に決したり。

○山伏由來の事竝寶澤紀州出立九州へ下る事

斯くて名主甚左衛門は、寶澤を招き申渡しける樣は、「扨も先達て師匠の死去せしより當村に山伏なし。且又感應院には子もなければ相續すべき者なし。依て今日村中を呼寄せ相談に及びしに、其方は幼年なれども感應院の手元にて教導を受けし事なれば、可なりに修驗の眞似は出來べし。我々始め村中より世話をすれば、師匠感應院の後住にせんと村中相談一決したり。左樣に心得べし」と申渡せば、寶澤は謹んで承り答へけるは、「師匠感應院の跡目相續致し候樣

と、貴殿を始め村中の厚き思召の程は有難く、幼年の私の身に取りては此上もなき仕合に存じ奉り、早速御受すべき處なれど、師匠が存命中申聞かせ候には、凡山伏と云ふ者は日本國中の靈山靈場を廻り難行苦行をなし、或は野に伏し山に伏し、修行をする故に、山伏とは申すなり。扨亦山伏の宗派といつぱ、則ち三派に分れたり。三派と云ふは天台宗にて、聖護院宮を以て本寺となし、當三派は眞言宗にて醍醐三寶院の宮を本山とす。出羽國羽黑山派は天台宗にて、東叡山一品親王を以て本山と仰ぎ奉る。故に山伏とは諸山修行の修學の名にて、難行苦行をして野に伏し山に宿し、戒行を勵むゆゑに山伏といふ。又修驗といつぱ、其修行終り修行滿ちたる後の本學とあれば、難行苦行をなし、修行終りて後の本名なり。故に十界輪宗の嘲言に徹すれば、厭ふべき肉食なし、兩部不二の法水を嘗むれば嫌ふべき婬慾なしと立てる法なり。三寶院は聖護大僧正を宗祖とし、聖護院は坊譽大僧正を宗祖とするなり。然れども何も開山と申すは、三派ともに役の小角が開き給ひしなり。扨亦山伏が補任の次第、

小阿闍梨　大々法印　金襴院　律師　大越家　一山大先達　内議僧　院號　坊號笈籠　權

大僧都

七道具左之通、

篠掛　摺袴　磨紫金　兜巾　貝　貝詰　護摩刀

許に曰く、此護摩刀のことは柴刀とも申す由、是は聖護院三寶院の宮樣山入の節、諸國の修驗先供の節、柴を切拂ひて、護摩の場所を拵へる故に、是を柴刀とも云ふなり。

斯くの如く山伏には六かしき事の御座候由、兼て師匠より聞及び候に、私事は未だ若年にて、師匠の跡目相續の儀は過分の儀なれば、修驗の法を一向に辨へずして、感應院後住の儀は存じも寄らず。爰にされば一の御願あり。何卒當年より五ヶ年の間諸國修行致し、諸寺諸山の靈場を踏み難行苦行を致し、誠の修驗と相成りて後當村へ歸り、其時にこそ師匠感應院の跡を續度存ずるなり。哀れ此儀を御許し下され度、夫迄の內は感應院へは宜しき代を御入置き下され度、凡五ヶ年も過ぎ候はゞ、私事屹度相戻りますれば、何卒相替らず御世話下されたし。尤も此事は師匠存命の內にも度々相願ひしかども、師匠は私を慈しむの餘り、片時も側を離すを嫌ひて、幼年なれば今四五年も相待つべしとて止め候故、本意なくは思へども、師匠の仰默止難く、是迄は打過ぎ候なり。此度こそ幸に日頃の宿願を果すべき時なり。何卒此儀をお許し下され」と、幼年に似合はず思ひ入つたる有樣に、聞居る名主を初め村中の者は、只管感心するより外なく、皆々口を閉ぢて控へたり。此時名主甚左衞門進出でて申す樣「只今願の趣委細承

知致したり。扨々驚き入つたる心底、幼年には勝れし發明、天晴の心立なり。斯迄思込みし事をむざ〳〵押止めんも如何なれば、願に任すべし。さらば五ヶ年過ぎて歸り來る迄は、感應院へは留守居を置くべし。相違なく五ヶ年の修行を遂げ、是非とも歸り來り、師匠の跡目を繼給へ」とて、名主を初め村中も、倶々進めて止まざりけり。扨も寶澤は願の如き身となり、旅の用意もそこ〳〵に營みければ、村中より餞別として、百文貳百文分に應じて贈られしに、塵も積りて山の譬、集りし金は都合八兩貳歩とぞ成りにける。其外には濱村ざしの風呂敷、或は柳行李笈笠、蜘の巣絞の襦袢など、思ひ〳〵の餞別に支度は十分なれば、寶澤はさも有難げに押戴き、幼年よりの好誼と、此程の淺からぬ餞別重々有難き仕合せと恩を謝し、「いよ〳〵明日の早天に出立致す故、御暇乞に參り候なり」と村中へ暇乞に廻れり。此時寶澤は漸く十四歳の少年なり。頃は享保三戌年二月二日なりし、「幼年より住馴れし土地を離るゝは悲しけれど、是も修行なれば決して御案じ下さるな」とて、空々敷も辭儀をなし、一先感應院へ歸り下男善助に向ひ、「明朝早く出立すれば、何卒握飯を三つ許り拵へ呉れよ」と賴み置き、臥房へ入りて休みける。其の夜丑滿の頃に起出でて彼握飯を懷中なし、兼て奪取りし貳品を所持し、「最早夜明に程近し、緩緩と行くべし」と、下男善助に暇乞し、感應院をぞ立出でたり。馴れし路とて闇をも厭はずに

辿り行くに、漸々と紀州加田浦に到る頃は、夜はほの〴〵と明掛りたり。寶澤は一休せんと傍の石に腰を打掛け、暫く休憩ひながら向を見れば、白き犬一疋臥居たり。寶澤は近付き彼握飯を取出し與へければ、犬は尾を振り悦び喰居るを、首筋攫んで曳やつと投げつけ、起しも立てず用意の小刀を取出し、急所をグサと刺通せば、犬は敢なく斃れたり。寶澤は謀計成れりと犬の血を己が手に塗付けて、笈笠へ手の跡を幾許となく捺り付け、又餞別に貰ひし襦袢風呂敷へも血を塗りて、著たる衣類の所々を切裂け、これへも血を夥多に塗付け、誰が見ても盜賊に切殺されたる體に拵へ、扨犬の死骸は壓を付けて海へ沈め、其身は用意の伊勢參宮の姿に改め、彼二品を筵包として脊負ひ、柄杓を持つて其場を足早に立去りしは、恐しくもまた巧なる企なり。稍五つ時頃に、獵師の傳九郎といふが見付け、取散せし笈摺並に菅笠を見れば、血に塗れたる樣子は全く人殺しにて、骸は海へ投込れしなるべしと、早速土地の名主へ屆けゝれば、年寄等が來り改めしに、死骸は見えねども人殺しに相違なければ、等閑ならぬ大事なりと、此段奉行所へも屆出でしにぞ、其事平野村へ聞えければ、同村の者共馳來れり。此品々を見れば、一々寶澤へ餞別に遣したる品に相違なし。依て平野村の者より右の次第を濱奉行に訴へ、私共見覺ある次第を述べ、「村方感應院と申す山伏が昨今病死し、其弟子當十四歲なる者五ケ年間

諸國修行の願にて、昨日出立につき、村中より餞別に遣したる金子は八兩貳歩あり。此品々も跡々より贈りし物なり。幼年にて多分の金子を所持し候を見付けられ斯くの仕合、全く賊の爲に殺害せられ候なるべし」と申上げければ、濱奉行も是を聞き、「如何樣盜賊の所爲なるべし。此品々は其方共へ戻す譯にも參らず、闕所藏へ入置るゝなり。何分にも不便の至りなり」とて、其場は相濟みたり。扨も寶澤は加田浦にて盜賊に殺され不便の者なりとて、師匠感應院の石塔の側に形ばかりの墓を立てられ、村中替々香花を手向け、跡懇に弔ひけるとなん。

○寶澤熊本に赴く事並餅屋を欺きて奉公の事

寶澤は盜賊に殺害されし體に拵へ、事十分と調ひぬと、身は伊勢參宮の姿に窶し、一先九州へ下り、何方にても足を止め、幼顏を失ひて後に名乘出でんものと、心は早くも定めたり。先大坂へ出で、夫より便船を求めて九州へ赴かんと、大坂にて兩三日逗留し、所々を見物し、藝州迄の便船あるを聞出して此を頼み乘りしが、順風なれば日ならずして廣島の地に著せしかば、先廣島を一見せんと上陸をぞなしにける。抑此廣島は大坂より海上百里餘にて、當所嚴島大明神と申すは、推古天皇の五年に出現まし〳〵し神なり。社領千石あり、毎月六日、十六日祭

禮なり。其外三女神の傳あり。七濱七夷等を廻り、夫より所々を見物しける内、一疋の鹿を追駈けしが、鹿の迯るに、寳澤は何地迄もと思ひ跡を慕ひしも、終に鹿は見失ひ、四方を見廻らせば、遠近の山の櫻今を盛と咲亂れ、えも云はれぬ氣色に、寳澤は茫然と暫し木陰に休ひて詠め居たり。此時遙の向より年頃四十計の男、身に偏綴といふを纏ひ歩行來りしが、怪しやと思ひけん、寳澤に向ひて名を問ふ。寳澤答へて「我は徳川無名丸と申す者なり。繼母の讒言により斯くは獨旅を致す者なり。又其許は何人にや」と尋ね返せば、彼者芝原へ手を突へ申しけるは、「徳川と名乘らせ給ふには、定めて仔細ある御方なるべし。某事は信濃國諏訪の者にて、遠州屋彌次六と申し、鷲湖散人また南齋とも名乘り候。下諏訪に旅籠屋渡世仕れり。若も信州邊へ御下りに成らば、見苦しくとも御立寄あるべし。御宿仕らん」と云ふにぞ、寳澤は打點頭き、「扨は左樣の人なるか。某も此度據なき事にて九州へ下るなれ共、此用向の濟次第に是非とも關東へ下向の心得なれば、其節は立寄り申すべし」と契約し、其場は別れたり。扨寳澤は九州路を廻歴し、肥後國熊本の城下に到りぬ。爰は名に負ふ五十四萬石なる細川家の城下なれど、他所とは替り繁昌の地なり。寳澤は既に路用を遣ひ盡し、はや一錢も無くなり、いと空腹に成りしに、折節餠屋の店先なりしが、彳みて手の内を乞ふと、暫緣の下に休ひぬ。餠屋の店には

亭主と思しき男の居たりしかば、寶澤其男に向ひ申しけるは、「私は腹痛致し甚だ難澁致せば、藥を飲みたし。御面倒樣ながら素湯一つ下され」と乞ひけるにぞ、其男は家内に云付け、心よく茶碗へ湯を汲みて與へたり。寶澤は押戴き、懷中より何やらん取出して飲む眞似せり。此時以前の男寶澤に向ひ尋ねけるは、「其方は年も行かぬに伊勢參宮と見受けたり。奇特の事なり。何の國の生なるや」と問ふ。思慮深き寶澤は、紀州と名乘らば後々の障なるべしと早くも心付き、態と僞りて、「私は信州の生れにて候」と云ふ。亭主此を聞きて眉を顰め、「信州と此熊本とは路程四五百里も隔りぬらんに、伊勢參宮より何ゆゑ當國迄は參りしや」と不審を打れ、敏速の寶澤は空泣して、「扨も私の親父は養子にて、母は私が二歲の年病死し、夫より祖母の養育に成長りしが、十一歲の年に親父は故鄉の熊本へ行くとて、祖母に私を預け置きて立出でしが、其後一向に歸り來らず。然るに昨年祖母も病死し、殘るは私一人と成り、切ては今一度對面し度と存じ、夫故に伊勢參宮より、故鄉を後にして遙々と父の故鄉は熊本と聞き、海山越えて此處迄は參り候へ共、何程尋ねても未だ父の在所が知れ申さず。何成過去の惡緣にて、斯くは兩親に緣薄く孤子とは成り候か」と潸然々々と泣沈めば、餠屋の亭主も貰ひ泣し、「扨々幼少にて氣の毒な不仕合者かな」と頻に不便增し、扨云ふやう、「其方の父は熊本と計では、當所も廣き城下

なれば分るまじ。父の名は何と申し、又商賣は何渡世なるや」と尋ねられ、寶澤は泣々「父は源兵衛と申し餅屋商賣なり」と口より出任に答へければ、亭主は是を聞き實事と思ひ、然らば我等と同職なれば、委しく尋ねる程ならば、譬へ廣き御城下でも知れぬ事は有るまじ。今夜は此方に泊り、明日未明より餅屋仲間を一々尋ね見るべし。我も仲間帳面を調べ遣らん」とて、臺所へ上げて休息させける。扨て其日も暮に及び夕飯など與へられ、夜に入りて亭主は仲間帳を取出し、源兵衛といふ餅屋や有ると繰返し改めしに、茗荷屋源兵衛と云ふがあり。是は近頃遠國より歸りし人と聞及ぶ。定めて此ならんと、寶澤にも此由を云聞せ「明朝は其家に至り尋ねべし」と云はれたり。翌朝夫婦共に彼是と世話し、件の茗荷屋源兵衛の町所を委しく書認めて渡されしにぞ、寶澤は態と嬉しげに書付を持ち、茗荷屋へと出行きたり。其の夕暮に寶澤は歸り來り、いと白々しく「今朝茗荷屋源兵衛樣方へ參り尋ねたれど、私の親父にては是なき故、夫より又々所々を尋ねたれ共相知れ申さず」と悄々として述べければ、餅屋夫婦も氣の毒に思ひ、其夜も泊めて遣し、又翌朝も尋ねに出したれ共、元來知れる筈はなし。其夜寶澤は亭主に向ひ申しけるは「扨々是迄淺からぬお情にて、御城下はあらまし尋たれども、何分父の居所は相知れ申さず。何時迄も仇に月日を送らんも勿體なし。明日よりは餅を脊負ひて、お屋敷や又

は町中を賣りながら父を尋ね度存ずるなり。此上のお情に此儀を御許し下されなば有難し」と餘儀なげに賴むに、「夫は宜き思付なり。明日より左樣いたし、心任せに父の在所を尋ぬべし」とて、翌日より餅を脊負せて出せしに、元より發明の生れなれば、屋敷方へ到りても人氣を計り、口に合ふやうに如才なく商ふゆゑに、何時も一つも殘さず皆賣りて夕刻には歸り來り、夫から又勝手を手傳などするにぞ、夫婦は大に悦び、餅類は毎日々々賣切りて歸れば、今は店にて賣るより寶澤が外にて商ふ方が多き程になり、夫婦は宜き者を得つと名も吉之助と呼び、實子の如く寵愛しけり。或夜夫婦は寢物語に、「吉之助は年に似氣なき利口者にて、何一つ不足なき生れ付、器量といひ人品迄よくも揃ひし者なり。我々に子無ければ、年頃神佛に祈りし誠心を神佛の感應ましく〳〵、天よりして養子にせよと授け給ひし者なるべし。此家を繼せん者末賴母し」と語合ふを、吉之助潛に聞きて心の内に冷笑へど、時節を待つには屈竟の腰掛なりと心中に點頭き、これよりは別して萬事に氣をつけ、何事も失費なき樣にして聊でも利分をつけ、晝夜となく馳廻り働く程に、夫婦は又なき者と慈みける。扨も此餅屋と云ふは、國主細川家の御買物方の御用達にて、御城下に隱もなき加納屋利兵衛とて巨萬の身代なる大家に數年來實體に奉公を勤め、近年此餅屋の出店を出して貰ひ、夫婦とも稼暮す者なり。ふと吉之助の來りて

より家業も忙しく大に身代を仕出したり。光陰矢の如く、享保も七年とは成りぬ。吉之助も當年は十八歳と成りけり。夫婦相談して、當年の内には吉之助へも云聞せ、良辰を選みて元服させ、表向養子の披露もせんとて、色々其用意などしける處に、或時本店の加納屋より急使來り、同道にて參るべしとの事故、餅屋の亭主は大に驚き、何事の出來せしやと取る物も取敢ず急ぎ本店へ赴きけるに、利兵衛は餅屋を奥の一間へ呼入れ、時候の挨拶終り扨云ふやう、「今日其方を招きしは別儀にも非ず。此の兩三年は御屋敷の御用も殊の外闇敷相成れど、店の者無人にて、何時も御用の間を缺き甚だ困り入るが、承れば其方に召仕ふ吉之助とやらんは、殊の外發明者の由なり。拙者方へ召使ひたし」との事なるが、何共迷惑に思へども、主人の頼みなれば否とも云はれず、據なく承知なし、早々我家へ歸り女房にも此事を相談しければ、妻も致し方なく、頓て吉之助を呼び、「今日本店よりの使は斯々にて、本店無人に付暫くの内其方を借りたしとの事なり。未だ其方に話は致さねども、當年の内には元服させ養子にせんと思ひしも、本店に引取れては我々が所存も空しく殘念なれども、外々ならば如何樣にも斷り申すべきが、本店の事なれば是非に及ばず。明日よりは彼處へ參り、一入出精し奉公致し呉れべし」と申渡しければ、吉之助は心中に悅び、是ぞ運の向く處なり、我大家に入込まば一仕事が成るべしと思

ふ心を色にも見せず、態と悄々として、「是迄の厚き御高恩を報じもせずして、他家に奉公致す事は誠に迷惑なれども、御本店の事なれば致し方なし」と誠に餘儀なき體に挨拶をぞなしにける。

○寶澤吉兵衞と改名の事並金子を掠取り熊本を退去の事

然程に吉之助は其翌日役加納屋利兵衞方へ引移り、元服して名をば吉兵衞と改め、出精して奉公しける程に、利發者なれば物の用に立つ事古參の者に勝りければ、程なく番頭三人の中にて吉兵衞には一番上席となり、毎日々々細川家の御館へ參り御用を達しける。萬事才發の取廻しゆゑ、重役衆には其樣に計ひ、下役人へは賄賂を贈り、萬事拔目なきゆゑ、上下擧つて吉兵衞を贔屓し、御用も追々多くなり、今は利兵衞方にても吉兵衞なくては叶はぬ樣に相成りけり。然共吉兵衞は少しも高ぶらず、傍輩中も睦じく、古參の者へは別して親みける故、内外共に評判よく、利兵衞が喜び大方ならず、無二者と思ひけり。然るに吉兵衞は熟々思案するに、最早紀州を立退き夥多の年を過したれば、我幼顏も變り果て見知る者無るべし、然らば兩三年の内には是非々々大望の企に取掛るべし、夫に付いては金子なくては事成就し難し、率や是より

は金子の調達に掛らん物をと、筆先千露盤玉にて掠め始めしが、主人は巨萬の身代なれば、少しの金には氣も付かず、僅に二年の內に金子六十兩餘を掠め取り。今は熊本に長居は益なし、近々に此土地を立去らんと心に思ひ定めける。頃しも享保十巳年十二月二十六日の事なりし、加納屋方にて金四拾七兩貳分細川家の役所より請取るべき事あり、右の書付を認め吉兵衛に、「其方此書付に裏印形を申請け、御金會所にて金子受取參るべし」と云遣りけるにぞ、吉兵衛は彼書付を懷中なし、爰に彌々決心し、兼て勝手を知りし事なれば御勘定の部屋に到り、右の書付を差出しければ、役人は是を改め見るに、金四十七兩貳歩とあり、頓て調印をなし渡されたり。此部屋に勘定役四五人有りて、夫々に拂方を改め、相違なければ役所にて金子何程錢何貫文書付に引合せて渡さるべしと裏印なし、其書を金方の役所へ廻し、金方にて拂を渡す事なり。今吉兵衛が差出したる書付も役人が改め、添書に右の通り認め調印して渡しける。此勘定部屋と金方役所とは其間三町も隔ちたり。吉兵衛は御勘定部屋より金方の役所へ行く道にて、件の書付を出し見るに、〆高金四十七兩貳分と有りしかば、窃に腰より矢立を取出し、人なきを窺ひ、四十の四の字の上へ一畫を引いて百十七兩貳分と直し、金方の役所へ到り差出し、「加納屋利兵衛御拂を下さるべし」といふ。役人請取り改むるに、勘定方の添書印形も相違なけれ

ば、頓て百十七兩貳分の金子を吉兵衛に渡されたり。吉兵衛は悠々と金子を改め、一禮述べて懷中し、歸宅の上主人利兵衛へは四十七兩貳分を渡し、殘七十兩は己が物とし、是迄に掠取りし金を合せ見るに、今は七百兩餘に成りければ、最早長居は爲難しと、或日役所にて態と聊の不調法を仕出し、主人へ申譯立難しとて書置を認め、途中より加納屋へ屆け、其身は直に熊本を立退き、先西濱指して急ぎ行けり。此西濱と云ふは湊にて、九州第一の大湊なり。四國中國上方筋への大船は何も此西濱より出すとなり。然るに加納屋利兵衛方にて、此度天神丸と名付けし大船を造り、極月廿八日は吉日なりとて西濱にて新艘卸しをなし、大坂へ廻して一商賣せん積りなりし。此事は兼て吉兵衛も承知の事なれば、心に思ふ樣、是より西濱に到り船頭を欺き、天神丸の上乘して上方筋へ赴かんと胸に巧み、足を早めて西濱に到りければ、天神丸はや乘出さん時なり。吉兵衛は大音上げ、「オヽイ〳〵」と船を招けば、船頭杢右衛門が聞つけ、何事ならんと端舟を卸して漕寄せ見れば、當時本店にて日の出の番頭吉兵衛なれば、杢右衛門は慇懃に、「是は〳〵番頭樣には、何御用にて御出で成れしや」と尋ねければ、吉兵衛答へて、御前方も兼て知らるゝ如く、此吉兵衛は是迄精心を盡して奉公せし故、御主人方にても此兩三年は餘程の利分を得られたれば、此度旦那の仰に、別家でも出し遣すべきが、幸天神丸の新艘

卸なれば、其方上乘して大坂へなり又は江戸へなり、勝手な所で一旗揚ぐべしとて、元手金として七百兩を下されたり。若も商賣の都合で不足なれば、何程でも助力して遣さんと、御主人の厚きお心入辭退も成らず。夫故斯く火急の出立にて參りしなり。今日より天神丸の上乘方と成り、一まづ上方へ參る積なり」と申しければ、船頭杢右衞門は是を聞いて大に悅び、「是迄何事に依ず御運强き吉兵衞樣の商賣初といひ、天神丸の新艘卸し、旁以て御商賣は御利運に疑なし。お目出度し〳〵」と祝ひつゝ、吉兵衞を端舟に乘せて天神丸へぞ乘移しける。扨杢右衞門は十八人の水主を呼出し、一人々々に吉兵衞に引合せ、「此度は番頭吉兵衞樣御商賣のお手始め、新艘の天神丸の上乘爲さるゝとの事なり。萬事御利發のお方なり。正月三日のお祝は番頭樣の奢りなるぞ。皆々悅び候へ」と語りければ、水主等は皆々手を突いて挨拶をぞなしたり。其夜吉兵衞には酒肴を取寄せ、船頭はじめ水主十八人を饗應し酒宴を催しける。明れば極月廿九日、此日は早天より晴渡り、其上追手の風なれば、船頭杢右衞門は水主共に出帆の用意をさせ、然ばとて西濱の港より纜を解き、順風に眞帆十分に引上げ走らせけるにぞ、矢を射る如く早くも中國四國の內海を打過ぎ、晝夜の差別なく走りて晦日の夜の亥の刻頃とは成れり。船頭杢右衞門は漸く日和を見て水主等に、「此處は何所の沖なるや」と尋ねけるに、水主等は、「確

とは分らねど、多分に兵庫の沖なるべし」と答へけるにぞ、杢右衛門は吉兵衛に向ひ、「番頭様貴所の御運の能きゆゑに、僅た二日二夜で数百里の海路を走り、早摂州兵庫の港に参りたり。明朝は元日の事なれば、爰にて三ヶ日の御規式を取行ひ、四日には兵庫の港なり共大坂の川尻なり共、思し召に任せ著船すべし」と云ふ。吉兵衛熟考ふるに、今大坂へ上りても兵庫へ著きても、船頭が熊本へ歸り斯様々々と咄さば、加納屋利兵衛方より追人を掛けんも計難し、然ば一先遠く江戸表へ赴きて事を計ふに如かずと思案し、杢右衛門に向ひ申しけるは、「我色々と思案せしが、當時大坂よりは江戸表の方繁昌にて諸事便利なれば、一先江戸へ廻りて商賣を仕たく思ふなり。大儀ながら天氣を見定め、遠く江戸廻して貰ひたし」といふ。杢右衛門は頭をかき、「是迄の海上は深淺は能く存じたれば、水差も入らざりしが、是から江戸への海上は、當所にて水差を頼までは叶ふまじ」といへば、吉兵衛は、「夫は兎も角も船頭任なれば、宜き様に計ひ給へ」とて其儀に決し、此所にて水差を頼み江戸廻とぞ定めける。

○天神丸難船吉兵衛豫州藤ヶ原へ上陸の事
並同人赤川大膳が隱家へ止宿の事

享保十巳年も暮れ、明れは同じき十一酉年の元日、天神丸には吉兵衛始め船頭杢右衛門水主十八人水差一人、都合二十一人にて元日の規式を取行ひ、三ヶ日の間は酒宴に日を暮し、己が樣樣の藝盡して興をぞ催しけるが、三日も暮れ、はや四日と成りにける。此の日は早天より長閑にて四方晴渡り、海上青疊を敷きたる如く青めき渡りければ、吉兵衛も船頭も船表へ出でて四方を詠め、波靜なる有樣を見て吉兵衛は杢右衛門に向ひ、「兵庫の沖を今日出帆せんは如何」といふ。杢右衛門は最早三ヶ日の規式も相濟み、殊に長閑なる空なれば、御道理なりとて水差を呼びて、「只今番頭樣より、今日は殊によき日和ゆゑ出帆すべしとの事なり。我等も左樣に存ずれば、急ぎ出帆の用意有るべし」といふ。水差是を聞きて、「如何にも今日は晴天にて長閑にはあれど、得て斯樣なる日は雨下しといふ事あり。能く〳〵天氣を見定めて出帆然るべし」といふ。吉兵衛始め皆々、今日のごとき晴天によも雨下しなどの難は有るべからずと思へば、杢右衛門又々水差に向ひ、「成程足下の云はるゝ處も一理なきにも有らねど、餘り好天氣なればよも難風

など有るまじく思ふなり。強して出帆すべく存ずる」と云ふに、水差も然ばとて承知し、兵庫の沖をぞ出帆したり。追々風も少し吹出でしに、眞帆を七分に上げて走せ、はや四國の灘を廻り、凡船路にて四五十里も走りしと思ふ頃、吉兵衛は船の艫へ出でて四方を詠め居たりしが、遙向に山一つ見えけるにぞ、吉兵衛は水差に向ひ、「彼高き山は何國の山なりや。畫に描きし駿河の富士山に能くも似たり」と問ふ、水差答へて、「那山こそ名高き四國の新富士なり」と答ふる折から、此は抑何に此山の絶頂より、刷毛にて引きし如き黒雲の出でしに、水差は仰天し、「すはや程なく雨下しの來るぞや。早く用心して帆を下げよ。錨を」といふ間も有らばこそ、一陣の颶風颯と落し來るに、常の風とは事變り潮波を吹立て、空は忽ち墨を流せし如く眞闇やみとなり、魔風ます〳〵吹募り、瞬時間に激浪は山の如く打上げ打下し、新艘の天神丸も今や覆らん形勢なり。日頃大膽の吉兵衛始め船頭杢右衛門、十八人の水主水差都合二十一人の者共、肝を消し魂を飛し、更に生きたる心地もなく、互に顏を見合せ、思ひ〳〵に神佛を祈り、溜息を吐くばかりなり。風は益強く船は搖上げ搖下し、此方へ漂ひ彼方へ搖れ、正月四日の朝巳の刻より翌五日の申の刻まで、風は少しも止まず吹通しければ、二十一人の者共は食事もせず、二日二夜を風に揉れて暮したり。漸く五日の申の下刻に及び、少し風も靜り浪も稍穩に成り

ければ、僅に蘇生の心地して悦びしが、間もなく其夜の初更に再び震動雷電し颶風頻に吹起り、以前に倍して強ければ、船は搖上げ搖下され、今にも逆巻く浪に引れ那落に沈まん計なれば、八寒八熱の地獄の樣も斯くやとばかり怖ろしなんども愚なり。看す〳〵山の如き大浪は天神丸の胴腹へ打付けたれば、哀やさしも堅固に營へし天神丸も、忽ち巖石に打付けられ、微塵に成つて碎け失せたり、氣早き吉兵衞は此時早くも身構して、所持の品は身に付けゐたるが、天神丸の巖石に打付けられし機會に遙の岩の上へ打上げられ、暫は正氣も有らざりける。稍時過ぎて心付き咈と一息吐き、夢の覺めし如く、然るにても船は如何せしやと幽に照す宵月の光に透し見れば、廿人の者共は何にせしや一人も影だになし。無慙や鯨魚の餌食と成りしか、其中にても我獨辛くも命助かりしは、能々運に叶ひし事かな、然ど二日二夜海上に漂ひし事なれば身心勞れ、流石の吉兵衞岩の上に倒れ伏し、歎息の外は無かりしが、衣類は殘らず潮に濡れ、惣身よりは雫滴り、未だ初春の事なれば、餘寒は五體に染渡り、針にて刺される如くなるを堪へて、吉兵衞漸々起上り、大事を抱へし身の、爰にて空しく凍死なんも殘念なりと氣を勵し、四方を見廻せば、蔦葛下りて有るを見付け、是ぞ天の與なりと二品の包を脊負ひ、纏ふ葛を力草、漸々と山へ這上りて見れば、此は何に山上は大雪にて、一面の銀世界なり。方角はま

すます見分けがたく、衣類には氷柱下り、汐に濡れし上を寒風に吹晒され、髪まで氷りて針金の如くなれば、進退玆に極りて、兎にも角にも此處で相果つる事かと思ふ計なり。時に吉兵衛倩々思ふに、我江戸表へ名乘り出でて事露顯に及ぶ時は、三尺高き木の上に命を捨つる覺悟なれども、今爰で阿容々々凍死なんは殘念なり、人家は無きことかと、凍えし足を曳きながら遙向ふの方に人家らしき處の有るを見付けたれば、吉兵衛是に力を得て、艱苦を忍び其處を目當に、雪を踏分け〳〵辿行きて見れば、人家にはあらで一簇の樹茂りなれば、甚く望を失ひ、はや神佛にも見放され、此處にて一命の果てる事かと、只管歎き悲みながら、猶も向ふを詠めやれば、遙向ふに燈火の光のちら〳〵と見えしに、吉兵衛漸く生きたる心地し、是ぞ紛ひなき人家ならんと、又も彼火の光を目當に雪を踏分け〳〵辿行けり。見れば殊の外なる大家なり。吉兵衛は衣類も氷柱垂れ、其上二日二夜海上に漂ひ食事もせざれば、身體疲れ果て聲も震へ〳〵、戶の外より案内を乞ひしに、內よりは大音にて「何者なるや。內へ這込るべし」といふ。吉兵衛大に悅び、內へ入りて申すやう、「私儀は肥後國熊本の者なるが、今日の大雪にて踏迷ひ難澁いたす者なり。何卒御情にて一宿一飯の御惠を願ひ奉る」と叮嚀に述べければ、圍爐裏の端に年頃卅六七とも見ゆる男の、半面に靑髭生え、骨柄は然のみ賤しからざるが火に煖りて居たりし

が「夫は定めし難澁ならん。疾々此方へ上り給へ。併し空腹とあれば直に火に煖るは宜しからず。先々臺所へ行きて食事いたし、其後火の邊へ寄給へ」と最懇懃に申しけるに、吉兵衞は地獄で佛に逢うたる心地なし、世にも情あるお詞かなと悦び、臺所へ到りて、空腹の事ゆゑ急ぎ食事せんものと見れば、何れも五升も入るべき飯櫃五つ竝べたり。飯も焚立なりければ、吉兵衞は大に不審し、此樣子では大勢の暮と見えたれども、此程の大家に男は留守にもせよ、女の五人や三人は居るべきに、夫と見えぬは最不審し、如何なる者の住家ならんと思ひながら、飢ゑたる儘に獨食事し終り、再び圍爐裏の端へ來り、彼男に厚く禮を述べければ、「先々緩りと安座して火に煖り給へ」といふ。吉兵衞は世にも有難く思ひ火に煖れば、今まで氷りたる衣類の雪も解けて髮よりは雫滴り、衣服は絞るが如くなれば、彼男もこれを見て氣の毒にや思ひけん、「其衣類では嘸かし難儀なるべし。麁末なれども此方の衣服を貸し申さん。其衣類は明朝まで竿にでも掛けて乾給へ」と、殘る方なき心切なる言葉に、吉兵衞はます〱悦び、衣類を借りて著替へ、濡れし著類は竿に掛け、再び圍爐裏の端へ來りて煖れば、二日二夜の苦みに心身共に勞れし上、今十分に食事を爲して火に煖まりし事なれば、自然と眠氣を催しける。然れど始めて宿り心も知れざる家なれば、吉兵衞は氣を張居れども、我知らず頻に居眠りけるを、彼男は見

兼たりけん、「容人には餘程草臥れしと見えたり。遠慮なく勝手に休み給へ。今に家内の者共が大勢歸り來るが、態々起きて挨拶には及ばず。明朝まで緩りと寢られよ。夜具は押入に澤山あり。どれでも勝手に著給へ。枕は鴨居の上に幾許もあり。いざ〳〵」と進めながら、「奥座敷は差支へ有れば、是へは猥に這入り給ふな。此儀は屹度斷りたり」と云ふに、吉兵衛委細承知し、「然らば御言葉に隨ひ御免蒙るべし」とて次の間へ到り、押入を明けて見るに、絹布木綿の夜具夥多しく積上げてあり。鴨居の上には枕の數凡そ四十許も有らんと思はれ、ます〳〵不審な住家なりと吉兵衛は怪みながらも、押入より夜具取出して次の間へこそ臥したりける。

○赤川大膳素姓の事 並 同人神奈川にて旅婦を殺す事

扨も吉兵衛が宿りたる家の主人を何なる者と尋ねるに、水戸中納言殿の御家老職に藤井紋太夫と云ふあり。彼柳澤が謀叛に組して既に公邊の大事にも及ぶべき處を、黄門光國卿の明察に見露し給ひ、お手討に相成りける。然るに紋太夫に一人の伜あり、名を大膳と云へり。親紋太夫の氣を受け繼ぎてや、生得不敵の曲者なれば、一家中に是を憎まぬ者なし。紋太夫が惡事露顯の節に、扶持高も住宅をも召上げられ、大膳は門前拂となり據所なく水戸を立去り、美濃國

各務郡谷汲の郷長洞村の日蓮宗にて、百八十三箇寺の本寺なる常樂院の當住天忠上人と聞えしは、藤井紋太夫が弟にて、大膳が爲には實の伯父坊なれば、大膳は此長洞村へ尋ね來り、暫く此寺の食客となり居たりしが、元より不敵の者なれば夜々往還へ出でて旅人を劫し、路用を奪ひて己が酒色の料にぞ遣ひ捨てけり。初のほどは何者の仕業とも知る者無かりしが、遂に誰云ふとなく、旅人を剝ぐの惡黨は、此頃常樂院の食客大膳と云ふ者の仕業なりと、おさ〳〵評判高くなり、何と無く影護くなり、此寺にも居惡く、餘儀なく此處を立退き、一先江戸へ出でん物と關東を志し、東海道をば下りけり。懷淋しければ道中にても旅人を害し、金銀を奪ひ酒色に耽り、急がぬ道も日數經て漸く江戸へ近づき、神奈川宿の龜屋德右衞門といふ旅籠屋へ泊り、隣座敷を窺へば、女の化粧する動靜なり。何心なく覗き込めば、年の頃は十八九の娘の、容色も勝れて美麗しきが、服紗より一つの金包を取出し、中より四五兩分けて紙に包み、跡をば包みて床の下へ入れし嵩は百兩ほどなり。强慾の大膳は、此體を見るより粟々と喜び乍らも、女の身として斯る大金を所持し、一人旅行するは心得がたしと、先宿の下女を招き密に樣子を尋ねければ、口善惡なき下女の習慣、「那こそ近在の大盡の娘御なるが、江戸のさる大店へ嫁入なされしが、聟樣を嫌ひ鎌倉の尼寺へ夜通の積にて行かるるのなり。出入の駕籠舁善六といふが

強ての頼、今夜は茲に泊られしなり」と聞かぬ事まで饒々と話すを、大膳は聞澄し「夫は近頃不了簡の女なり」など云ふ程なく、枕には著きたり。已に其夜も追々に更けわたり、丑滿頃となりければ、大膳は密に起出で間の襖を忍明け、ぬき足に彼女を窺へば、晝の疲かすや〳〵と休み寢入り居し夜具の上より、床も徹れと氷の刃、情なくも只一突、女は苦痛の聲も得立てず、敢なくも息絶えたれば、仕濟したりと床の下より件の服紗包を取出し、大膽にも己が座敷へ立戻り、何氣なき體にて明方近くまで一寢入し、俄に下女を呼起し「急用なれば八つ半にも出立の積り成りしが、大に寢忘れたり。直に出立すれば何も入らず、茶漬を出し呉れよ」と急立てられ、下女は慌てて膳拵すれば、大膳は食事を仕舞ひ用意も忽々に、駕屋をこそは出立せり。最前の如く江戸の方へは行かず引返して、足に任せて又上の方へと赴きける。主人の德右衛門は表の戸を明けしに驚き、偵が旅宿屋の主人だけ、宵に斷もなき客の急に仕立せしは何にも不審なりとて、跡の座敷を改めしが變る事もなければ、隣座敷を窺ふに、此も靜なれど、昨日駕屋の善六に賴まれし若き女なればと案じて座敷へ入り見れば、無慚や朱に染みて死しゐたり。扨こそ彼侍が女を殺して立退きしと、俄に上を下へと騷動し、追人を掛けんもはや時刻が延びたり、併し當人を取逃しては、假令訴へ出づるとも此身の科は免れ難し、殊には一人旅は泊めぬ

御大法なり、女は善六の頼みなれば云譯も立つべけれど、侍の方は、此方の落度は遁れ難し、所詮此事は蔽すに如かじと、家内の者共に殘らず口留して邊の血を灑拭ひ、死骸は幸此頃植し庭の梅の木を引拔き、深く掘りて密に其下へ埋めけり。爰に駕籠舁の善六と云ふは、神奈川宿にて正直の名を取りし者なり。昨日龜屋へ一宿を頼みし女中は、今日は通駕籠にて鎌倉迄行くべき約束ゆゑ、善六は朝早く龜屋へ來り、亭主に斯くと言入れ、「約束の駕が迎ひに參りたり」と云はせたり、德右衛門は南無三と思ふ色を隱し、何氣なき體にて、「彼女中の客人は今朝餘程早く立れたり。貴樣の方へは行かずや」と云ふ。善六頭を振り、「左樣の筈はなし。其譯は昨日途中にて駕籠へ乘る時、駕籠蒲團計では薄しとて小袖を下に布きしが、今日も乘らるゝ約束なれば、小袖は其儘我等が預り置きて只今持ちて參りたり。然ば一應の咄も無くて出立すべき筈はなし」と云へば、德右衛門押返し、「いや決して僞ならず。實は昨夜女中よりの咄には、明日鎌倉の尼寺まで通駕籠で參る約束はしたれ共、那駕籠屋は何とやらん心元なし、明朝迎に參らば程よく斷り吳れよと頼まれたり。若も僞と思はゞ家搜なり共致さるべし。何とて詮なき僞申すべきや」と云ひけるに、善六は此を聞き不審しとは思へ共、兎にも角にも爭ふも詮方なし、勿論昨日の駕籠賃はまだ受取らず、今日一所に貰ふ筈なりしが、早立たれしとなれば是非もなし、

過分なれど此小袖は昨日の駕籠賃の質に預り置くべし、と善六は駕籠を舁けて出行きたり。跡に徳右衛門を始め家内の者も、ほつと溜息を吐く計なり。斯くて善六は神奈川臺へ行きて駕籠を下し、棒組と咄しけるは「只今龜屋方の挨拶に、昨夜の女客の今朝早く出立せしとは不審なり。殊に亭主の顔色といひ、何共合點の行かぬ事なり」と咄居る處へ、江戸の方より十人許の男の羽織股引にて旅人とも見えず、然とて又近所の者にも非ずと見ゆるが、息を切つて來りつつ、居合せし善六に向ひ尋ねる樣は、「昨日年頃十八九の女の黒縮緬に八丈の小袖を襲著せしが、若や此道筋を通りしを見懸けられざりしや。後の宿にて慥に昨日の晝頃に通りしと聞けり。若見當り給はゞ教給はれ」といふに、善六は件の小袖を取出し「其尋ぬる人は此小袖の主にや、此は斯々にて今朝迎に參りしが、龜屋の亭主に傳言して先刻お立なされしとの事なり。此小袖は昨日の賃錢に私が預りたり。私へ沙汰なしに立たれしは合點行かずと、今も咄してゐる所なり。不審に思はれなば精しくは龜屋にて尋ね給へ」といふにぞ、中にも年延の男が進出で尋ぬるは、「此人に相違なし。扨も駕籠の衆種々とお世話忝し」と一禮述べ、「實は我々仔細有つて彼女中を尋ぬる者なり。何共御大儀ながら今一應其旅籠屋まで案内して呉れまじきや」と云ふにぞ、「夫は易き事なり」と善六は先に立ち、件の人々を伴ひて龜屋徳右衛門方に到り、人々を亭

主に引合せぬ。德右衞門は一大事と尙も然氣なく、善六に答へし如く此者どもへも咄したり。然ばとて十人の內より三人を鎌倉の尼寺へ遣し、殘り七人は其儘龜屋に宿りて鎌倉の安否を相待ちける。其日の夕暮に及び、尼寺へ行きし人々は立歸りけるが、女中にはまだ彼寺へは來らざる由なれば、皆々只驚く許なり。就いては龜屋德右衞門に不審が掛り、追々疑しき事もあれば、此事終に代官所の沙汰となり、吟味强くなりて、龜屋德右衞門の家內は殘らず呼出され、跡へ役人來りて家搜せしに、庭の梅の木の下の土の新しければ、怪しとて掘發すに、果して女の死骸の埋め有りしにぞ、龜屋德右衞門は其儘牢舍せられ、度々の吟味に始めて前の次第を逐一に白狀には及びぬ。然ど殺害せしと思ふ當人を取逃し、殊に御法度の一人旅を泊めし落度の申譯立難く、罪は德右衞門一人に歸し、長き牢舍のうち、憐むべし渠は牢死をぞなしたり。一旦の不覺悟にて終に一家の滅亡を來せしは、哀なりける災難なり。

○吉兵衞災難に臨み大膽の事 并 赤川藤井吉兵衞に一味の事

爰に大膳は神奈川の旅店にて婦人を殺害し、思ひ懸けぬ大金を奪取りたれば、江戶は面倒なるべし、如かず此より上方へ取て返し、中國より九州へ渡らんにはと、遂に四國に立越えしが、

伊豫國なる藤が原と云ふ山中に來り、爰に一個の隱家を得て、赤川大膳と姓名を變じ、山賊を業として、暫く此山中に住居しが、次第々々に同氣相求むる手下の出來しかば、今は三十一人の山賊の張本となり、浮雲の富に其日を送りける。然るに一年上方に住みし折から、兄弟の約を結びし藤井左京と云ふ者あり。此頃藤が原へ尋ね來り、暫く食客と成りて居たりしが、時は享保十一年年正月五日の事なりし。朝より大雪の降出でしが、藤井左京は大膳に向ひ、「某去冬より此山寨へ參り、未だ寸功もなく空しく暮すも殘念なり。我も貴殿の門下となりし手始に、今日の雪を幸、麓の往來へ罷出で、一當あてんと存ずるなり。就ては御手下を我等に暫時貸給へ。一手柄顯し申さん」と云ふ。大膳斯と聞きて、「左京殿に我手下を貸すはいと易けれど、此大雪では旅人も尾羽を束ね通行する者あるべからず。折角寒氣を犯し行かれしとて、思ふ如き鳥も掛るまじ。先今日は罷めに致し給へ。手柄は何時でも出來る事」と押止めけれど、思ひ込みたる左京は更に聞入れず、「思立ちしが吉日なり。是非とも參りたし」と、強ての懇望なれば、「然程に思はれなば兎も角も」と、手下の小賊を貸與へたれば、左京は欣然と支度を調へ、麓を指して出行きし、跡に大膳は一人咳き「左京めが己が意地を立てんとて、此大雪に出行きたれ共、何の甲斐やあらん。骨折損の草臥所得、今に空手で歸り來ん。あら笑止の事や」と獨言、留守

してこそは居たりけり。却つて說く、吉兵衞は、宿り山家の樣子何かに付けて疑はしき事のみなれば、枕には就けど寢もやらず、來方行末の事を案じながらも、先刻主人の言葉に、奥の一間を見るなと堅く制せしは如何なる譯かと、頻に其奥の間の見ま欲しくて、窃と起上り、忍び足して彼座敷の襖を押明け見れば、此はそも如何に、金銀を鏤め言語に絕せし結構の座敷にて、先唐紙は金銀の箔張付にて、中央には雲繝緣の二疊臺を設け、其上に紺緞子の蒲團を二つ重ね、傍に同じ夜具が一つ、唐紗羅紗の搔卷一つあり。疊の左右には朱塗の燭臺を立て、床の間には三幅對の掛物、香爐を臺に載せてあり。不完全物ながら結構づくめの品のみなり。內ぞ床しき違棚には、小さ口の花生へ山茶花を古風に挿したり。袋棚の戸二三寸明きし中より脇差の鐺の見ゆれば、吉兵衞は立寄りて見れば、鮫鞘の大脇差なり。手に取上げ鞘を拂つて見るに、只今人を殺めしが如く、まだ生々しき膏の浮いて見ゆれば、偵の吉兵衞も愕然として、扨は山賊の住家なり、斯る所へ泊りしこそ不覺なれと後悔すれど、今は網裡の魚檻中の獸、また詮方も無かりければ、如何はせんと再び枕に就きながらも、次の間の動靜を如何ぞと耳振立て窺へり。折節人の歸り來りて語る樣は「頭梁の仰の通り、今日の大雪なれば、旅人は尾羽を縮め、案の如く徒足なりし」と呟きながら臺所へ上る。其後に動々と藤井左京を初め立戻り、皆々爐の端

へ集りぬ。此時左京は大膳に向ひ「貴殿の御意見に隨がはず、我意に募りて參りしが、此雪で往來には半人の旅客もなし。夫ゆゑ諸方を斷廻り、漸く一人の旅人を見つけ、潑さりやつて見れば、一文なしの殼穴、無益の殺生に手下の衆を勞し、何とも氣の毒の至りなり。以來此左京は山賊は止申す」と云ふに、大膳呵々と打笑ひ「左京どの、沙彌から長老と申し、何事でも左樣甘くは行かぬ者なり。山賊迚も其通り、兎角辛抱が肝心なり。石の上にも三年と云へば、先々氣長にし給へ。其内には好事も有るべし。扨また我は今宵の留守に、勞せずして小千兩の鳥を押へたり」と云ふに、左京は是を聞いて大に訝り「我々は大雪を踏分け、寒さを厭はず麓へ出で、網を張りても骨折損して歸りしに、貴殿は內に居て爐に煖り乍ら、千兩程の大鳥を掛けられしとは更に合點の參らぬ事なり。此は貴殿の異見をも聞かず、徒骨折りしを嘲弄さるゝと思はれたり」と云へば、大膳は莞爾と打笑み、「否とよ。此大膳何しに僞を申すべき。仔細を知らねば疑はるゝも道理なり。いで其譯は斯々なり。宵に御身たちが出行きし跡へ、年の頃二十歲許の容顏麗しき若者來れり。何れにも九州邊の大盡の子息ならずば、大家に仕はるゝ者なるべし。此大雪に道を踏迷ひ、此處へ來りて一宿を乞ひし故、快く泊置きて、衣類は濡れたればば此方のを貸遣したるが、著換ゆる時に一寸と見し懷中の金は、七八百兩と白眼んだ。大膳が

眼力はよも違ふまじ。明朝まで休息させ、明日は道案内に途中まで連出して、別れ際に只一刀、大枚の金は手を濡らさず」と語る聲を、次の間に寢入り風の吉兵衛は委しく聞取り、扨こそ案に違はざりし山賊の張本なりけり、斯く深々と穽の内に落ちし身の、今更迯げるとも迯さんや、去乍ら大望のある身を、むざ／＼と山賊どもの手に懸り、相果つるも殘念なりと、頻に思案を廻らしける。此時藤井左京は大膳に向ひ、「某近頃此地へ參り、貴殿の御門弟とは相成つたれど、未だ寸功を立てざれば、切て今宵舞込みし仕事は何卒拙者に料理方を讓り給はるべし。手始の功とも致したく、明朝とも云はず今宵の中に結果申すべし」と云ふに、大膳のいふ樣、「貴殿が手始の功にしたしと有るからは、仕事を讓り申すべし」と聞きて左京は大に悅び、「然ば早々埒明けん」と立上るを、大膳は暫しと押止め、「先々待たれよ。今宵の仕事は袋の物を取出すよりも易し。先々一盃呑んだ上の事」と、是より酒宴を催しける。次の間なる吉兵衛は色々と思案し、只此上は我膽力を渠等に知らせ、首尾よく謀らば毒藥も却つて藥になる時あらん、此者共を劫し味方に付ける時は、江戸表へ名乘出づるに必ず便利なるべしと、不敵にも思案を定め、彼奥座敷に至り燭臺に灯を點し、茵の上に欣然と座を占め、胴卷の金子は脇の臺に差置き、所持の二品を恭しく正面の床に飾り、悠々として扣へたり。大膳左京の兩人は斯る事とは爭で知るべ

き、盃の數も重りて早十分に醉を發し、今は好き時分なり、率や醉醒の仕事に掛らんと、兩人は劍刀を携へ次の間へ至りて見れば、彼若者は居ず。大膳不審に思ひ、然にても慥に此處へ臥せしに、何方へも行く氣遣なしと、此所彼所と探して奥座敷へ至れば、此は抑如何に、若者は二疊臺の上に威儀堂々と恐れ氣も無く扣へたれば、兩人は肝を潰し、互に顏を見合せて少時言葉も無かりしが、大膳は吉兵衛に向ひ、「我こそは赤川大膳とて則ち山賊の棟梁なり。また此なるは藤井左京とて、近頃此山中に來りて兄弟の緣を結びし者なり。汝當所へ泊りしは運命の盡る處なり。先刻見置きし金子はやく〳〵拙者どもへ差出せよ」と荒々しげに申しける。吉兵衛は少しも惡びれたる氣色もなく、此方に向ひ、「兩人ども必ず慮外の振舞を致す事なかれ。無禮は許す、傍近く參るべし。我は 忝 くも當將軍家吉宗公の御落胤なり。當山中に赤川大膳といふ器量勝れし浪人の有る由を聞及びしゆゑ、家來に召抱へたく、遙々此處まで參りしなり。聊の金子などに心を掛くる事なく、予に隨身なすべし。追ては五萬石以上に取立てて大名にし遣すべし。迷を取らず碇と返答致すべし」と、さも横柄に述べけるに、兩人再び驚きしが、大膳は聲を勵し、「汝天下の御落胤などとあられもなき僞を述べ、我々を欺き此場を遁れんとする共、我何ぞ左様の舌頭に欺かれんや。併し夫には何か證據でも有りて左樣には申すか、若も當座の出たらめ

なれば、思ひ知らす」と睨付くれば、吉兵衛莞爾と打笑ひ、「其方共の疑も理無きにあらず。先是を見て疑念を散ずべし」と彼二品を差示せば、大膳は此品々を受取り、先御墨附を拝見するに、正しく徳太郎君の御名乘に御書判をさへ据ゑられたり。又御短刀を拝見し暫く見惚れて有りしが、大膳急に座を飛退り、低頭平身して敬ひ、「私儀は赤川大膳とて、元水戸家の藩中なれば、紀伊家に此御短刀の傳りし事は能々知れり。斯る證據のある上は將軍の御落胤に相違なし。斯る高貴の御方とも存じ申さず、無禮の段恐入り奉りぬ。幾重にも御免を蒙り度、此上は我々共御家來の末に召出さるれば、身命を抛つて守護仕るべし。御心安く思し召さるべし。然れども我々は是迄惡逆をなせし者なり。江戸表へお供致さば惡事露顯いたすべし。然れば忽ち惡科に行はれんが、此儀は如何あらん」と云ふに、吉兵衛は答へて「予が守護を致し江戸表へ參り、親子對顏する上は、是迄の舊惡は殘らず赦し遣すべし」との言葉に、大膳は有難く拜伏し、玆に主從の約をなし、左京をも進めて、此も主家來の盃盞をぞさせにける。此時吉兵衛は蒲團の上より下り、兩人に向ひ申しけるは、「我將軍の落胤とは全く僞にて、實は紀州名草郡平野村の修驗者感應院の弟子寶澤といふ者なるが、平野村にお三婆と云ふ者あり。其娘こそ誠にお胤を孕し、此御墨附と御短刀を戴きしが、其若君は御誕生の日に御果なされ、其娘も空し

くなり、此二品は婆の持腐にしたるを、我十二歳の時婆を殺し、此品々を奪取り、江戸へ名乗り出でんとは思ひしが、師匠感應院の口より泄れんも計りがたければ、師匠は我が十三歳の時に毒殺したり。尙も幼顏を亡さんが爲に九州に下り、熊本にて年月を經り、大望を企つるには金子無くては叶ふまじと、此度金七百兩を掠め取り出奔なし、船頭杢右衛門を誑りて天神丸の上乘し、不慮の難に遇ひて此處まで來れる」事の一伍一什を虛實を交へて語りければ、さしもの兩人も舌を卷き恐れ、其不敵なるを感じ、世に類なき惡者も有れば有る者と、ます〳〵心を傾けて、兩人とも一味なして、寶澤が運を開き、西丸へ乘込の節は、兩人とも五萬石の大名に取立てらるゝ約束にて、血判誓詞にぞ及びける。

天一坊實記　中卷

○赤川大膳後難を恐れて數人の手下を毒殺の事
竝常樂院大膳密計天一外二人を殺害の事

扨も赤川藤井の兩人は、寶澤の吉兵衛に一味なしけるが、此時大膳は兩人に向ひて、「我手下は今三十一人有れども、下郎は口の善惡なき者なり。萬一此一大事の手下の口より漏れんも計り難し。我に一つの謀計こそ有れ。後の災を避けんには、皆殺にするより外なし。夫には斯々」と密に酒の中へ曼多羅華といふ草を入れ、惣手下の者へ酒一樽を與へければ、爭でか斯る工のありとは思はんや、夢にも知らず大に歡び、頓て酒宴を開きけるに、皆々漸次に酩酊して前後を失ふ程に、五體俄に痿痺出せしも、只醉の廻りしと思ひて正體もなきに、大膳等は此體を見て、時分は宜しと風上より我家に火をば懸けたりける。折節山風烈しくして炎は所々へ燃移れば、三十一人の小賊共、すは大變なりと慌騷ぐも、毒酒に五體の利かざれば、憐むべし一人も殘らず燒爛れて死亡に及ぶを、强惡の三人は是を見て大に悅び、「まづ是にて災の根は斷えたれば、

更に心殘りなし。大望成就は疑なし。今は此地に用はなし、急ぎ他國へ立越えん。幸濃州谷汲の長洞村、法華山常樂院長洞寺の天忠日信と云ふは、親藤井紋太夫の弟にて、我爲には實の伯父なるが、斯る事の相談には屈强の軍略人にて、過ぎつる頃大恩を受けし師匠の天道と云ふを縊殺し、僞筆の讓狀にて常樂院の後住と成り、謀計に富みたる人なり」と云へば、寶澤は打點頭き、「そは又妙なり」とて、則ち赤川大膳が案内にて、享保十一丙午年正月七日の夜に、伊豫國藤が原の賊寨を立去り、三人道を急ぎ、同月下旬美濃國なる常樂院へ著し案内を乞ひ、「拙者は伊豫國藤が原の者にて赤川大膳と申す者なり。參りし趣取次給はるべし」といふ。取次の小侍は早速此事を奥へ通じたれば、天忠聞きて、「大膳と有らば我甥なり。遠慮に及ばず。直に居間へ通すべし」との事なれば、取次の侍案内に及べば、大膳は吉兵衛、左京の兩人を次の間へ扣へさせ、己獨り居間へ通り、久々の對面に互に無事を賀し、暫し四方山の話に時をぞ移しける。時に天忠は大膳に向ひ、「先達ての手紙にて、伊豫の藤が原とかに住居する由は承知したり。彼地にて家業は何ぞ致し候や。定めて忙しき事ならん」との尋ねに、大膳は然氣なく、「御意の如し。藤が原に浪宅を營み候へ共、彼地は至つて邊鄙なれば、家業も隙なり。夫故此度同所を引拂ひ、少々御内談も致し度事これありて、伯父上の御許へ態々遠路を厭はずまゐりし」

と云へば、天忠聞て「其は又何事ぞや。夫には何ぞ面白き事でも有りや」と申しけるに、大膳答へて「參候。隨分面白からぬにも此なし。萬よく仕課せなば、五萬石位の大名には成らるゝ事なれ共、夫には我々の短才では行屆き申さず。依つて伯父御の智慧を拜借仕り度、是迄推參候」といふに、强慾無道の天忠和尙滿面に笑を含み「夫は重疊の事なり。扨其譯は如何に」と尋ぬるに、大膳は膝を進め聲を低くし申しけるは「此度藤が原より召連れ候者あり。只今御次に控へさせたり。其中の一人の若人吉兵衞と申す者、實は生國は紀州名草郡平野村なる感應院と申す修驗者の弟子にて、寶澤と申す者なりしが、今より十餘年前此平野村にお三婆といふ產婆あり。その娘の澤の井と云ふが紀州家の家老職加納將監方へ奉公せし折、將軍家は其頃、德太郎君と申し御部屋住にて將監方に在しけるが、彼澤の井に御手を付させられ懷妊し、母お三婆の許へ歸る砌、御手づから御墨附と御短刀を添へて下し置かれしが、御懷妊の若君は御誕生の夜空しく逝去遊ばせしを見るより、澤の井も產後の嘆に血上りて、此も其夜の中に死去したり。依てお三婆は右の二品を所持なせど、更に人には語る事も無かりしが、寶澤は別して入魂の上に、未だ少年の事なれば、心を許して右の次第を物語りしかば、寶澤が十二歲の時彼婆を縊殺し、其二品を奪ひ取り、大望の妨なればとて、師匠感應院をも毒殺し、其身は諸國修行

と僞り平野村を發足し、其翌日加田浦にて白犬を殺し、其血にて自分は盜賊に切殺されし體に取拵へ、夫より九州へ下り肥後の熊本にて加納屋利兵衛といふ大家に奉公し、七百兩餘の金子を掠め、夫を手當として江戸表へ名乘り出でんとせし船中にて難風に出合ひ、船頭も水主も皆皆海底の水屑となりしが、果報めで度吉兵衛一人は辛うじて助かり、藤が原なる拙者の隱れ家へ來り右の次第を物語れり。證據の品も慥なれば、我々も隨從して將軍の御落胤なりと名乘出でん所存なり。萬々首尾よく仕課せなば、寶澤の吉兵衛には西の丸へ乘込むか、左無くとも三家の順格位は手の內なれば、此度同道仕りし」と詳に物語れば、天忠は始終を聞きて思はず大息を吐き、「驚き入つたる大膽の振舞、其性根ならんには首尾よく成就なすべし」と、偵の天忠も密に舌をば卷きて、先兎も角も對面せんと、大膳に案內させければ、吉兵衛、左京の兩人は天忠和尙に對面にぞ及びたり。此天忠の弟子に天一と云ふ美僧あり、年は二十歲許なり。三人へ茶の給仕などして天忠の傍に扣へける。此時天忠は天一に向ひ、「用事有らば呼ぶべし。夫迄臺所へ參り居よ」と云へば、天一は勝手へと退きける。强惡の天忠は兩人に向ひ、「委細の事は只今大膳より聞及び承知したり。併し箇樣の大望は中々浮きたる事にては成就覺束なし。先根本より申合せて巧まねば、萬一中折して半途に露顯に及ぶ時は、千辛萬苦も水の泡と成る計

か、其身の一大事に及ぶべし。先名乘り出づる時は必ず其生れ所と育ちし所を糺さるべし。其答が胡亂にては成らず。則ち紀州名草郡平野村にて誕生と申立てる時は、差向紀州を調べられんには、忽ち化の皮の顯るゝ也。此儀は既に疾く差支なく整ひ居るにや」と問ふに、大膳始め吉兵衞、左京も、未だ其邊の密議に及ばねば、礑と返答に當惑なしぬ。時に大膳は了簡有り氣に、「其儀は先達てより心付き、種々工風は仕れど、未だ然るべき考も付かず。願くば伯父上の御工風を」といふを聞きて、天忠暫し兩手を組みて默然たりしが、稍有りて三人に向ひ、「拙僧少し所存あり。夫は只今此所へ茶を汲みて參りし者は、當時は拙者弟子なれども、元は師匠道天が弟子にて、渠は師匠が未だ佐渡の淨覺院の住持たりし時、門前に捨てて有りしを拾上げ、養育して弟子と成しける者なり。天道遷化の後は拙僧が弟子となして、永年召使ふ者なれば、何にも不便には存ずれど、大功は細瑾を顧みずと。依て渠を殺し、其後吉兵衞殿に剃髮させ、面ざしの似たるを幸天一坊と名乘せ、御出生の後佐州相川郡尾島村の淨覺院の門前に御墨付と御短刀を添へて捨てて有りしを、天忠が拾上げ養育なし奉り、其後當所美濃國常樂院へ轉住の頃も伴ひ奉りたれば、御成長は美濃國と申立てなば、誰有つて知る者あらじ。然すれば紀州の調も平野村の糺も無くして、事の破るゝ氣遣なし。此儀如何に」と申しければ、三人は感じ入り、誠に

古今の妙計と、一同是に同じける。此時常樂院また申しけるは、「今天一を殺すは易けれど、爰に一つの難儀といふは、小性次助、佐助の兩人にて、渠は天一とは幼年より一所に育ちし者なれば、天一を殺せば兩人の口より密計の露顯に及ぶは必定なり。然ば兩人とも生し置難し。無益の殺生に似たれど、是非に及ばず此兩人をも殺害すべし。さて彼兩人を片付ける手段といふは、明日各方に山見物させ、其案内に兩人を差遣すべし。山中に地獄谷と云ふ處あり。此所にて兩人を谷底へ突落して殺し給へ。必ず仕損ずる事あるまじ。その留守には老僧天一を片付け申すべし。年は老つたれどもまだ一人や二人の者を殺すは苦もなし。拙僧の儀は御氣遣有るべからず。呉々小性共は仕損じ給ふな」と約束し、夫より酒宴を催し四方山の雜談に時を移し、早子の刻も過ぎたれば、皆々臥房へ入りにける。天忠は翌朝は何時より早く起出で、小性の次助、佐助兩人に、「今日は御客人が山見物にお出なれば、其方共御案内致すべし。別して地獄谷の邊は他國の人には珍しく思はるべければ、能々御案内申せよ」と言付られ、神ならぬ身の小性兩人は、畏りしと支度して、三人を伴ひ立出でたり。

○惡徒等大望發起の事
竝山内伊賀亮天一坊へ始めて見參の事

去程に常樂院の小性次助、佐助の兩人は、己が命の危きをば知るよしなく、山案内として大膳、吉兵衛、左京の三人を伴ひ、山中さして至る事凡一里許なり。爰は名に負ふ地獄谷とて、巖石恰も劍の如きは、劍の山に髣髴たり。樹木生茂りて底も見え分ぬ數千丈の谷は、無間地獄とも云ふなるべし。何心なき二人の小性は、師匠の詞に從ひ、「爰こそ名に高き地獄谷なり。能々御覽あれ」と巖尖に進みて指示せば、三人は時分は宜きぞと窃に目配すれば、赤川大膳、藤井左京直と寄つて次助、佐助が後に立寄り突落せば、哀や兩人は數千丈の谷底へ眞逆樣に落入りて、微塵に碎けて死失せたり。また常樂院は五人の者を出し遣りし後に、天一を呼近け、「今日は次助、佐助は客人の山案内に遣し留守なれば、大儀ながら靈供は其方仕るべし」と云ふに、天一畏り、品の靈供を取揃へ、先住の塚へ供にと行く跡より、天忠は殊勝氣に法衣を著し、内心は惡鬼羅刹の如く懐に單刀を用意し、何氣なき體にて徐々と歩行寄りけり。天一は斯る惡心ありとは夢にも知らず、靈供を供舉り立上らんとする處を、天忠は隱し持ちたる短刀を拔手も見せず、柄

も徹れと突立つれば、哀むべし、天一は其儘其處に倒れ伏しぬ。天忠は仕濟したりと、法衣も脫捨て裾をからげ、萬壽の木の根を掘りて天一が死骸を埋め、何知らぬ體に居間へ立戻り居る所へ、三人も歸來り、首尾よく地獄谷へ突落せし體を告囁けば、天忠は點頭きて、「拙僧も各の留守に斯樣々々に計ひたれば、最早心懸はなし。然れば」とて大望の密談をなし、已に其議も調ひければ、急に本堂の脇なる座敷に上段を營へ、前に簾を下し、赤川大膳、藤井左京の兩人は、繼上下にて其前に扣へ、傍に天忠和尙紫の衣を著し座す。其形勢いと嚴重にして、先本堂には紫縮緬に白く十六の菊を染出せし幕を張り渡し、表門には木綿地に白と紺との三筋を染出したる幕を張り、惣門の內には箱番所を置き、番人は麻上下の者と、下役は黑羽織を著し者を詰めさせ、檀家の者たりとも表門の通行を禁じ、裏門より出入させ、幕場への參詣をば許せども、本堂への參詣は堅く相成らざる由を箱番所の者共より制させける。是則ち天一坊樣の御座所と唱へて斯くの如く嚴重に構へしなり。又天忠は兩人の下男に云付ける樣は、「天一坊樣御事は是迄は世を忍び、拙僧が弟子と披露し置き候へ共、實は當將軍家の御落胤たる故、近々江戶表へ御乘出し遊ばされ、公方樣と御親子の御對顏あれば、多分西の丸へ入らせ給ふべし。さすれば再び御目通りは叶はざる儀なり。依て近々御出立前に、格別の儀を以て當寺の檀家の者一

同へ御目見を仰付けらるべし。此旨村中へ申達すべし」との事なり。下男共何事も知らざれば、是を聞いて肝を潰し、「此頃迄臺所で一つに食事をせし天一様は、將軍樣の若君樣なりしか、然ればこそ急に簾の中へ入らせられ、お住持樣も打て替り、御主人の樣に何事も兩手を突いて平伏なさる」と、下男共は此等の事を村中へ觸歩行きしゆゑ、村中一統此頃の寺の動靜、扨は然ることにて、天一樣は將軍樣の御落胤にて、今度江戸へ御出立に成れば、二度御目通り成らぬは當前、然らば今の内に御目見を仰付らるゝは有難い事迚、村中の者共老若男女殘なく常樂院へ聚來り、天忠に就きて取次を頼めば、和尚は大膳に向ひ、「拙寺檀家の者共、天一樣へ御暇乞に御尊顏拜し奉り度由、哀れ御聞屆願はし」と申上げれば、是迄の知因に御對面仰付らるるとて、御座の間の簾を卷上ぐれば、二疊臺に雲繝緣の疊の上に、天一坊威儀を正して著座なし、大膳が名前を披露に及べば、天一坊は言葉少に、「孰も神妙」と計大樣の一聲に、皆々低頭平身、誰一人面を上げて顏を見る者なかりしに、爰に浪人體の侍の、身には麁服を纏ひ、二月の餘寒烈しきに美蘘色の絽の羽織を著て、麻の袴を穿き柄の解れし大小を帶せし者、常樂院の表門へ進み入らんとせしが、寺内の厳重なる形勢を見て、少し不審の體にて箱番所の前を行過ぎんとすれば、箱番所に扣へし番人は聲をかけ、「貴殿には何人にて何へ通り給ふや。當時本堂

は將軍の若君天一坊樣の御座敷と相成り、我々晝夜相詰罷りあり」と答めれば、浪人は、「拙者は當院の住職天忠和尙の許へ相通る者なり」と答ふ。「然らば暫時此處に御休息あるべし。其段拙者共より方丈へ申通じ伺ひし上にて、御案内せん」といふに、彼浪人も、「夫は尤もの事なり」と、自分も番所へ上れば、番人は浪人の姓名を問ふに、「只先生が參りしと申給へ」と云へば、番人は顏見合せ、「先生と計では何先生なるや分り申さず。御名前を承りたし」といふ。「左樣ならば方丈へ、山内先生が參りしと申し給へ」との事なれば、早速其趣を通じければ、「山内先生の御出とならば、自身に出迎ふべし」と、何か下心のある天忠が出來る行粧は、徒士二人を先立て、自身は紫の法衣に古金襴の袈裟を掛け、頭には帽子を戴き、右の手に中啓を持ち、左の手に水晶の念珠爪ぐり、沓を踏みしめ徐々と出來る。跡には役僧二人付添ひ、常に替りし行粧なり。頓て門まで來り、浪人に向ひ恭々しく、「是は〳〵山内先生には宜くこそ御入來成りたり。率御案内」と先に進めば、浪人は臆する色なく、引續いて隨ひ行きぬ。扨此浪人の山内先生とは如何なる者といふに、もとは九條前關白殿下の御家來にて、山内伊賀亮と稱せし者なり。近年病身と云立て九條家を退き、浪人して近頃美濃國の山中に隱れ住みければ、折節この常樂院へ來り近しく交る人なり。此人希代の豪傑にて大器量あれば、常樂院の天忠和尙も、此

山内伊賀亮を羨ふ事大方ならず。今日計らずも伊賀亮の來訪に預かれば、自身に出迎へて座敷へ請じ、久々にての對面を喜び、種々饗應して四方山の物語には及べり。天忠言葉を改め、「山内先生には今日幸の處へ御入來なりし。拙僧も大慶に存ずる仔細は、拙僧が甥なる赤川大膳と申す者、此度將軍家の御落胤なる天一坊樣の御供致し、拙寺へ御入にて御逗留中なり。近々江戸表へ御名乘出にて、御親子御對顏遊ばす筈なれば、時宜に依ては西の丸へ居らせらるゝか、左無くとも御三家順格には受合なり。然る時は拙僧も立身の小口、先生にも御隨身の思召あらば、拙僧御推擧に及ぶべし」といふ。伊賀亮はこれを聞き、暫し思案して申しける樣、「和尙は何と思はるゝや。拙者大言を吐くに似たれども、伊賀亮程の大才ある者、久しく山中に隱れて在るは、黃金を土地に埋むるに比し、今貴僧の咄さるゝ天一坊殿にも、此伊賀亮の如き者一人召抱に相成れば、此上もなき御仕合と申すものなり。我も立身に望なきにあらず。老僧宜しく取計ひ給へ」と申しける。常樂院大に喜び、早速大膳にも相談に及びし處、大望を企つるには、一人も器量勝れし者を味方にせねば成就し難し。夫は屈竟の者なり」といふにぞ、天忠は打悅び、天一坊へ申しけるは、「今日拙寺へ參る處の客人は、舊京都九條家の御家來にて、當時は浪人し、山内伊賀亮と申す大器量人なり。上は天文地理を悟り、下は神儒佛の三道に亘り、和學軍學に

至るまで何一つ知らずといふ事なき文武兼備の秀才士なり。此人を御家來と成されなば、何なる謀計も成就せん事疑なし」と稱譽して薦めければ、天一坊は大に悅喜し、「左樣の軍師を得る事大望成就の吉瑞なり」と云へば、天忠は、「早々御對面ありて、主從の契約あるべし」と、相談玆に一決し、天忠は次へ退き、伊賀亮に申す樣、「只今先生の事を申上げしに、天一坊樣にも先生の大才を御稱美ありて、早速御召抱成さるべくとの由なれば、直樣御對面あらるべし。就ては先生の御衣服は餘り見苦し。此段をも申上げければ、小袖一重と羽織一つとを下置かれたり。卒御著用有りて然るべし」と述べければ、伊賀亮呵々と笑ひ、「貴僧の御芳志は忝けれど、未だ御對面もなき中に、時服頂戴する謂なし。又拙者が麁服で御對面成され難くば、夫迄の事なり。押して拙者より奉公は願ひ申さず」と斷然言放し立上る勢に、常樂院は慌て押止め、「然ば其段今一應申上ぐべし。まづ〳〵御待下され」と待せ置きて奥へ行き、暫時にして出來り、「然らば其儘にて對面有るべしとの事なり」と告ぐれば、伊賀亮は然も有るべしと、頓て麁服のまゝ天忠に引れて本堂の座敷へ到れば、遙の末座に著座させられぬ。

○伊賀亮明察一味の事　並信州濃州武州にて用金を集むる事

此時上段の簾の前には、赤川大膳、藤井左京の兩人繼上下にて左右に居並び、常樂院天忠和尚が披露につれ大膳が簾を卷けば、雲繝縁の疊の上に錦の褥を敷き、天一坊安座し、身に法衣を著し、中啓を手に持つて欣然として扣へたり。頓て言葉を發して「九條家の浪人山内伊賀亮とやらん。其方の儀は常樂院より具に承知したり。此度予に仕へんとの志神妙に思ふなり。以後精勤を盡すべし。卒主從の契約盃盞遣さん」と云へば、この時兼て用意の三寶に土器を載せ、藤井左京持出でて、天一坊の前に差置けば、土器取上げ一獻を飲干して伊賀亮へ遣す時に、伊賀亮は頭を上げつく〴〵と天一坊の面貌を見て、土器も取上げず呵々と打笑ひ「將軍の御落胤とは大の僞者、餘人は知らず此伊賀亮、斯くの如き淺はかなる僞坊主の謀計に欺むかれんや。片腹痛き工かな」と急に立退かんとするを見て、赤川大膳は心中に驚き、見透されては一大事と氣を勵まし「何に山内狂氣せしか。上へ對し奉り無禮の過言、いで切捨てん」と立寄りて刀の柄に手を掛くるを、伊賀亮ます〳〵笑ひ「玆な刀架が。其方如き者の刃が伊賀亮の身に

立つべき。切れよば見事に切つて見よ」と立掛るを、左京と常樂院の兩人は中へ分入り押止めければ、天一坊は疊の上より飛下り、伊賀亮に向ひ「如何に伊賀亮、予を僞物との過言其意を得ず。何か證據の有りて左樣には申すや。返答聞かん」と詰寄れば、伊賀亮動ずる色なく「慥の證據なくして麁忽の言を出さんや。其證據を聞かんとならば、禮を厚くして問はるべし。先第一に天一坊の面部に顯れし相は、存外の事を企つる相にて、人を僞るの氣慥なり。又眼中に殺伐の氣あり。是は他人を殺害せし證據、假初にも將軍家の御落胤に有るべからざる凶相なり。僞物と申せしがよも誤で厶るか」と席を叩いて申しける。天一坊始め皆々口を閉ぢて茫然たりしが、大膳堪へ兼、御墨付と御短刀を持出し「伊賀亮どの、貴殿只今の失言聞惡し。即ち御落胤に相違なき證據は是にあり。篤と拜見あるべし」と出し示せば、伊賀亮苦笑しながら「然らば拜見せん」と手に取上げ「これは紛ひなき當將軍家の御直筆なり。又御短刀を拔いて詠むるに、是も亦違もなき天下三品の短刀なり」と、拜見し畢りて大膳に戻し「成程御證據の二品は慥なれ共、天一坊殿に於ては僞物に相違なし」といふ。此時天忠席を進み「適れなる山内先生の御眼力恐入つたり。左樣に星を指して仰せらるゝ上は、包み隱すも益なし。此上は有體に申すべし。實は斯樣なり」と大望を企てし一部始終落なく物語り「此上は何卒先生の智略を以て、

此證據の品に基づき事成就致すやう深慮の程こそ願はし」と述べければ、伊賀亮は欣然と打笑ひ「左こそ有るべし。事を分けて頼むとあれば、義を見て爲ざるは勇なしとか。惡とは知れども一工夫仕つて見申すべし」と稍暫く思慮に及びけるが、人々に向ひ、先天一殿の面部は、當將軍家の幼稚の御相恰に能く似しのみか、音聲迄も其儘なれば、十が九つ此企成就せん」と云ふに、皆々打悅び、玆に主從の約をぞ結び、五人頭を差寄せて密談數刻に及びける。伊賀亮申す樣「斯樣なる大望を企てるには、金子乏しくては大事成就覺束なし。第一に金子の才覺こそ肝要なれ。其上にて計らふ旨こそあれ。各の深慮は如何」と申しければ、天一坊進出でて「其金子の事にて思ひ出せし事あり。某先年九州へ下りし砌、藝州宮島にて出會ひし者あり。信州下諏訪の旅籠屋遠藤屋彌次六と云ふ者にて、彼は相應の身代の者の由語ひ置きし事も有れば、此者を手引とし、金子才覺致させんには調達すべき事もあらん」と云ふに任せ、遂にその議に決し、密々用意して天一坊と大膳の兩人は長洞村を出立し、信州下諏訪へと赴きたり。漸く遠藤屋彌次六方へ著し案內を乞ひ、先年の事を語れば、彌次六も先年の事を思出し、早速出迎へ「能くこそ御尋ね下されし」と、夫より種々の饗應に手を盡しける。天一坊は大膳を彌次六に引合せ、種々と內談に及びぬ。爰に諏訪明神の社人に諏訪右門とて、年齡未十三歲なれど、

器量拔群に勝れし者あり。此度遠藤屋へ珍客の見えしと聞くより、早速彌次六方へ來り、委細を聞き、遂に彌次六の紹介にて天一坊に對面を遂げ、是も主從の約をぞ結びける。是より彌次六は只管天一坊を世に出さんものと深く思ひ込み、兎角して金子を調達せんと右門にも内談をなすに、右門の申す樣は「我等同職の中にて有德なるは肥前なり。此者を引入れなば金子の調達も致すべし。此儀如何有らんと」申しければ、彌次六も大に悅び、早々夫となく彼肥前を招き、樣々饗應しるる內、天一坊には白綾の小袖に紫純子の丸約を緊め、態と庭へ出でて小島を詠め居る體にもてなし、肥前が目に留りて心中に怪しと思はせんものと圖るとは毫知らざれば、肥前は亭主の彌次六に向ひ、「只今庭へ出給ふ御方は何なる客人にや。常人とは思はれず」と云ふに、彌次六は仕濟したりと聲をひそめ、「彼御方の儀に付いては、一朝一夕に述べがたし。先は斯樣々々の御身分の御方なり」とて、終に天一坊と赤川大膳に引合せ、則ち御墨附と御短刀をも拜見させければ、元より肥前は篤實の者ゆゑ甚く恐れ敬ひぬ。彌次六、右門の兩人は爰ぞと何れにも、「天一坊樣を御世に出したし。夫には少し入用もあり。何卒貴殿の周旋にて金子の御口入相成るまじきや」と餘儀もなく賴みければ、肥前は、「然る儀なれば拙者には多分の儀は出來兼ねれど、少々は工夫せん」と聞きて兩人は大に悅び、「いよ〳〵金子御調達下さるれば、

天一坊樣江戸表にて御親子御對顏相濟みなば、當明神を御祈願所と御定め、一ケ年米三百俵づつ永代御寄附ある樣に我々取計ひ申すべし。然すれば永く社頭の譽にも相成候事なり。精々御働き下され」と、事十分なる賴みの言葉に、肥前の申す樣は、「御入用の金子は何程か存ぜねど、拙者に於ては三百兩を御用立申すべし。其上は自力に及び難し」といふ。彌次六申すやう、「御入用高は未だ篤と相伺はねど、先貴殿方の御都合もあれば、夫だけ御用立下さるべし」と云ふに、肥前は委細承知なして歸宅せしが、早速右の金子三百兩持參しければ、此旨天一坊、大膳へ申談じ、則ち、天一樣御出世の上は、永代米三百俵づつ每年御奉納有るべし」と認めし證文と引替にし、金子をば受取り一先美濃國へ立歸らんと、天一坊は大膳、右門、遠藤屋彌次六との三人を同道して常樂院へ歸り來りて、右の首尾を物語れば、常樂院も「さらば拙僧も一日論して見ん」と、庚申待を催し、講中の內にて紺屋五郞兵衞、蒔繪師三右衞門、米屋六兵衞、吳服屋又兵衞の四人を跡へ止め、別段に酒肴を調へ、一間へ招きて酒も餘程廻りし頃、常樂院申しけるは、「各方も御承知の如く、是迄は拙僧の弟子と致し、世を忍び給ひし天一坊樣は、實は佐州相川郡尾島村の淨覺院の門前に捨てられ給ひしを、師匠天道和尙の拾上げ弟子に致し置かれしが、全くは當將軍家の御部屋住の內の御落胤なり。此度御還俗遊ばし、我々御供にて江戸表へ御上

り遊ばすなり。御親子御對顔の上は、御三家同様の御大名にならせらるゝは必定なり。夫に付きては差向金子御入用なるが、只今御用金として金百兩差上げる者には則ち三百石の御高を下され、五十兩には百五十石、三百兩ならば千石、其餘は是に准じて宛行はるゝ思召なり。然れば各方も今の内に御用金を差上げられなば、御直參に御取立に成る樣、師檀の好を以て拙僧宜しく御取持せん。思召もあらば承らん」と、說法口の辯に任せて思ふ樣に欺りければ、四人の者共は「先頃よりの寺の動靜如何樣斯くあらんと思へど、誰も貯は無けれど、永代の家の株と無理にも金子調達仕らん。それには御實情の處も伺ひたし」といふに、心得たりと常樂院は、奥へ赴き此由を咄し、直に四人を伴ひて客殿の末座に待せ置き、其身も席へ列りける。四人は遙向ふを見れば、上段の簾の前に、頭は半白にして威有つて猛からぬ一人の侍、堂々として扣へたり。是ぞ山内伊賀亮なり。次は未だ壯年にして骨柄賤しからぬ形相の侍二人、是ぞ赤川大膳と藤井左京にて、何れも大家の家老職と云ふとも恥しからざる人品にて、威儀を正して扣へたれば、其威風に恐れ、四人の者は只々頭を下げる計なり。

○美濃國にて家來を召抱へる事
並　常樂院旅館用意として大坂へ赴く事

扨も常樂院は紺屋五郎兵衛を初め四人の者共に威を示し、甘々と用金を出させんと、先本堂の客殿に請じ、例の正面の簾を巻上ぐれば、天一坊は威有つて猛からざる容體に著座す。其出立には、鼠色琥珀の小袖の上に顯紋紗の十德を著、法眼袴を穿きたり。後の方には黑七子の小袖に同じ羽織茶字の袴を穿き、紫縮緬の服紗にて小脇差を持ちたる、前髪の美少年の面體雪を欺くが如きは、是なん諏訪右門なり。其傍に黑羽二重の小袖に煤竹色の道服を著したるは、遠藤屋彌次六一號鶖湖山人なり。孰も整々として扣へたれば、四人の者は思はず發と計に平伏す。時に天一坊聲清爽に「其方共此度予に隨身せんの願、神妙に存ずるなり。依て父上より賜りし證據の御品拜見さし許し、主從の盃取すべし」との詞の下、藤井左京は彼二品を三寶へ載せて恭しく持出し、四人の者へ拜見させたり。四人は此二品を拜見して驚き入り、何卒御家來に御召抱へ下され度し」と詞を盡して願ひける。是に依て四人より、金子四百兩を才覺して差出し、御判物を戴き帶刀苗字を許されしかば、夫々に改名して家來分となりにける。先紺屋五郎兵衛

は本多源右衞門、吳服屋又兵衞は南部權兵衞、蒔畫師の三右衞門は遠藤森右衞門、米屋六兵衞は藤代要人と各改名に及びたり。中にも吳服屋又兵衞は、「武州入間郡川越に有德の親類あれば、彼方か御同道下さらば金千兩位は出來すべし」といふにより、山内伊賀亮は吳服屋又兵衞を案内として、武州川越在の百姓市右衞門方へ到著し、是又以前の手續にて、辯に任して諸人を欺き、櫻井村にて右膳權内、馬場内にて源三郎、七右衞門、川越の町にて大坂屋七兵衞、和久井五兵衞、千塚六郎兵衞、大圓寺、自性寺、其外寺院七ケ寺にて都合廿七人、金高二千八百兩出來せり。偖千塚六郎兵衞は帳本にて、金子は常樂院へ持參の上、證文と引替へる約束にて、伊賀亮に附從ひ川越を發足せしが、此六郎兵衞は相州浦賀に有德の親類有ればとて案內し、伊賀亮又兵衞と三人にて浦賀へ立越え、六郎兵衞の勸に因つて江戶屋七左衞門、叶屋八右衞門、美作屋權七といふ三人の者より金子八百兩を差出して、「天一坊樣御出府の節は、途中迄御出迎仕らん」とぞ約束をなし、是より伊賀亮等の三人は美濃へ立戾り、川越浦賀の兩所にて金子は三千兩餘出來せしと物語れば、皆々大に悅び、先六郎兵衞に夫々の判物を渡せしかば、六郎兵衞は此を請取り川越の地へ歸りけり。跡に皆々此圖を外さず、近々に江戶表へ下らんと用意にこそは掛りける。先吳服物一式は南部權兵衞是を請込み、染物は本多源右衞門、塗物の類は遠藤森右衞門が引請け、夜を日

に繼いで支度に掛れば、二月の末には萬々用意は整ひたり。爰に皆々を、呼集め評定に及ぶ樣は、「直樣江戸へ下るべきや。又は大坂表へ出でて動靜を窺はんや」と、評議區々にて更に決著せざりしにぞ、山内伊賀亮進み出でて申す樣は、「直に江戸表へ罷下らん事、先以て麁忽に似て然るべからず。其仔細は、先年駿河大納言殿の御子息長七郎君も、先大坂へ御出の吉例も有れば、此先例に任せ一先大坂へ出張り、ゆる〳〵關東の動靜を見定め、變に應じて事を計らはんこそ十全の策と云ふべし」と理を悉して申しければ、皆一同に此議に同じ、道理の事とて評議は此に決定したり。然ば急ぎ大坂へ旅館を構へ、是へ御引移あるべしとて、此旅館の借受方には伊賀亮が内意を受け、則ち常樂院が出立する事にぞ定りぬ。頃は享保十一酉年三月朔日、常樂院は美濃國長洞村を出立し、道を急ぎ大坂渡邊橋紅屋庄藏方へぞ著しける。此紅屋といふ旅人宿は、金毘羅參りの定宿にて、常樂院は其夜主人の庄藏を呼び近附け申す樣は、「此度聖護院の宮御配下天一坊樣當表へ御出張に付、御旅館取調の爲に拙寺が罷越し候なり。不案内の事ゆゑ萬端其許をお頼み申すなり」とて、手箱の中より用意の金子を取出し、「これは些少ながら御骨折料なり」と差出しければ、庄藏は大に悅び、「委細畏り候」と、翌日未明より大坂中を驅廻り、遂に渡邊橋向の大和屋三郎兵衞の扣家こそ然るべしと、借入のことを三郎兵衞方へ申入れしに、早速

承知しければ、庄藏は我家へ歸り其趣を常樂院へ物語れば、常樂院は「偏に足下の働なりし」と賞讚し、庄藏を案內として大和屋三郎兵衞方に赴き、辯を飾りて申す樣「此度拙寺が本山天一坊樣が大坂へ出張に付、旅館として足下の扣家を借用の儀を賴入れしに、早速の承知忝し」と述終り「此は輕少ながら樽代なり」と金子を贈り、借用證文を入れ、則ち借主は常樂院、請人は紅屋庄藏として調印し、宿老へも相屆け、萬端事も相濟みたれば、常樂院は尙も紅屋方に逗留し、翌日より大工泥工の諸職人を雇ひ、破損の處は修覆を加へ、新規の建添などし、失費も厭はず人歩を增して急ぎければ、僅の日數にて荒增成就したれば、然ば迚一先歸國すべしと、旅館へは召連れし下男一人を留守に殘し、いよ〳〵天一坊樣御出張の節は斯樣々々と、紅屋庄藏、大和屋三郎兵衞の兩人に萬端賴み置き、常樂院には大坂を發足し、道を急ぎて長洞村へ歸り、大坂の首尾斯樣々々の場所へ普請出來の事まで申述べければ、常樂院が留守中に此方も出立の用意調ひ居れば、然あらば發足あるべしとて、其手配に及びける。頃は享保十一年四月五日、いよ〳〵常樂院の許を一同出立には及びたり。其行列には、第一番に油箪掛し長持十三棹、何れも宰領二人づつ附添ひ、その跡より萌黃緞子の油箪に白く葵の御紋を染出せしを掛けし長持二棹、露拂二人宰領二人づつなり。引繼きて徒士二人長棒の乘物にて、駕籠脇

四人、鎗、挾箱、草履取、長柄持、合羽籠、兩掛、都合十五人の一列は赤川大膳にて、是は先供御長持預の役なり。次に天一坊の行列は、先徒士九人網代の乘物、駕籠脇の侍は南部權兵衞、本多源右衞門、遠藤森右衞門、諏訪右門、遠藤彌次六、藤代要人等なり。先箱二つは手代とも四人、打物手代とも二人、跡箱二つ手代とも四人、傘持、草履取、合羽籠、兩掛、茶辨當等なり。引續いて常樂院天忠和尙、藤井左京、山內伊賀亮等、孰も長棒の乘物にて、大膳が供立に同じ。惣同勢二百餘人、其體美々しく長洞村を出立し、大坂指して赴き、日ならず渡邊橋向の設けの旅館へぞ著したり。伊賀亮が差圖にて、旅館の玄關に紫縮緬に葵の御紋を染出せし幕を張渡し、檜の大板の表札には筆太に、德川天一坊旅館の七字を書付けて門前に押立て、玄關には取次の役人繼上下にて扣へ、何にも嚴重の有樣なり。是等は夜中にせし事なれば、紅屋、大和屋も一向に知らざる處、翌朝に至り市中の者共は是を見付けて只膽を潰すばかりにて、誰云ふとなく大評判となり、紅屋は不審散れず、兎も角もと大和屋三郎兵衞方へ到り前の段を物語り、後難も恐しければ、何に致せ表札と幕をば一先外させ申すべしとて、兩人は急に袴羽織にて彼旅館へ赴き、中の口に案內を乞へば、此時取次の役人は藤代要人なりしが、何にも横柄に、「何用にや」と問へば、庄藏、三郎兵衞の兩人は手を突き、「私共は紅屋庄藏、大和

屋三郎兵衛と申して、當町の者なり。何卒急速に常樂院樣に御目通り願ひ、相伺ひ度儀ありて推參仕れり。此段御取次下さるべし」と慇懃に相述べれば、藤代要人は承知し、中の口に扣へさせ、此趣を常樂院へ申通じければ、天忠和尚は「扨は紅屋等が何か六かしき事を申越したり」と、伊賀亮へ此由を談ずれば、伊賀亮打點頭き「夫こそ表札、幕などの事にて來りしならん。返答の次第は斯々」と、委細に常樂院へ差圖したりける。

○天一坊大坂表へ出張の事
竝御城代より天一坊を請待の事

斯くて常樂院は伊賀亮の內意を請け徐々と出來り、彼庄藏、三郎兵衛の兩人に對面するに、兩人は口を揃へて申す樣「何とも恐入り候事ながら、貴院先達て仰聞られ候には、聖護院宮樣の御配下にて天一坊樣の御旅館とばかり故、庄藏お世話申し三郎兵衛の明店御用立差上げ候ひしに、只今御玄關を拜見仕るに、德川天一坊樣御旅館との御表札あり。又御玄關には葵御紋の御幕を張らせられしが、右樣の儀ならば前以て私共へお咄のあるべき筈なり。若此事町奉行所より御沙汰あらば、借主三郎兵衛は勿論、世話人の庄藏までの難儀なり。何卒右の表札と御玄關

なる御紋付のお幕はお取外しを願ひ候」といふに、常樂院は兩人の言葉を聞いて打笑み乍ら申しけるは「成程仔細を知らねば驚くも無理ならず。然れども御表札と御紋付の幕を、暫時なりとも取外す儀は叶ひ難し。其故は聖護院宮樣の御配下天一坊樣、御身分は當將軍吉宗公の未だ紀州に御部屋住の時分、女中に御儲けの若君にて、此度江戸表へ御下向あり、御親子御對顏の上は、大方は西の丸へ直らせらるべし。左樣に輕からぬ御身分にて、德川は御苗字なり。又葵は御定紋なり。其方輩が少しも案ずるには及ばず。若も町奉行より彼是と申出では、此方へ役人を遣すべし。屹度申渡すべき筋も有り。其方共の落度には毛頭相成らず、氣遣無用なり。何分無禮の無き樣に致すべし」と云渡しければ、兩人は是を聞きて肝を潰し、將軍の御落胤との事なればと、少し安堵しけれども、後々の咎を恐れ、早速名主組合へ右の段を屆け、夫より町奉行の御月番松平日向守殿御役宅へ此段を訴へける。是に依て東町奉行鈴木飛彈守殿へも御相談となり、是より御城代堀田相摸守殿へ御屆に相成れば、御城代は玉造口の御加番植村土佐守殿、京橋口の御加番戸田大隅守殿へも御相談となりしが、先年松平長七郎殿の例もあり、迂濶には取計ひ難し。先々町奉行所呼寄せ篤と相調べ申すべしと相談一決し、御月番なれば西町奉行松平日向守殿は、組與力堀十左衞門、片岡逸平の兩人を渡邊橋の天一坊の旅館へ遣さる。兩人

は立關より案内に及べば、取次は遠藤東次右衛門なり。出でて挨拶に及ぶに、兩人の與力の申すには、「我々は西町奉行松平日向守組與力なるが、天一坊殿御重役に御意得たし。少々御伺ひ申し度儀あり」と述ぶ。取次の遠藤東次右衛門は早速奥へ斯くと通ぜんと、先兩人を使者の間へ請じ、「暫く御待あるべし」と扣へさせける。間毎々々の立派に、兩人も密に肝を潰し居しが、やがて年頃は三十八九にて、色白く丈高く、中肉にて人品宜しき男の、黑羽二重の小袖に葵の御紋を付け、下には淺黃無垢を著し、茶宇の袴を靜々と鳴して出來るは、是なん赤川大膳なり。頓て座に就きて申す樣、「拙者は德川天一坊殿家來赤川大膳と申す者なり。何等の御用向にて參られし」と尋ねければ、與力等は平伏して「私共は當月番町奉行松平日向守組與力、堀十左衛門、片岡逸平なり。奉行日向守申付には、天一坊樣へ日向守御目通り致し、直に御伺ひ申し度儀御座候得ば、明日お役宅迄天一坊樣に御入來ある樣との趣なり」と述べければ、大膳は篤と聞濟し、其段は一應伺ひの上御返事に及び申すべし」と座を立ちて奥へ入りしが、暫くありて出來り兩人に向ひ、「御口上の趣上へ伺ひしに、御意には、町奉行の役宅は非人科人の出入致し穢しき場所の由、左樣の不淨なる屋敷へは、予は參る身ならず、用事とあらば日向守殿に此方へ來られよとの御意なれば、此段日向守殿へ御達し下されと言捨てて奥へぞ入りた

り。兩人は手持無沙汰據所なく立歸り、右の次第を日向守へ申聞ければ、「此は等閑ならぬ事なり」とて、又も御城代堀田相摸守殿へ申上げらるれば、「左樣の儀ならば是非なし。御城代屋敷へ呼寄せ對面せん」と、再び堀片岡の兩人を以て、「御城代堀田相摸守殿屋敷へ、明日天一坊殿入せられ候樣に」と申入れける。此度は異儀なく承知の趣の返答あり。依て日向守殿には與力同心へ申付くる樣、「天一坊定めし明日は乘物なるべし。然れど御城代の御門前にて下乘致さすべし。若も下乘なき時は屹度制止に及ぶべし」と嚴重にこそ申渡し、翌るを遲しと待れける。頃は享保十一丙午年四月十一日、天一坊は供揃して御城代の屋敷へ赴く。其行列には、先に白木の長持二棹、萌黃緞子に葵御紋付の油單を掛け、宰領二人づつ、跡より麻上下にて股立取りたる侍一人、是は御長持預の役なり。續いて金御紋の先箱二つ、黑羽織の徒士八人、煤竹羅紗の袋に白く葵の御紋を切貫きし打物を持せ、陸尺十人、駕籠の左右は諏訪右門、本多源右衞門、高間大膳、同じく權内、藤代要人、遠藤東次右衞門等、また金御紋の跡箱二つ簑箱一つ、爪折傘には黑天鵞絨に紫の化粧紐を懸け、銀拵の茶辨當、合羽籠、兩掛三箇、跡より徒士四人、朱網代の駕籠侍四人打物を持せ、常樂院天忠和尙引續いて同じ供立にて、黑叩き十文字の鎗を持せしは山内伊賀亮なり。其次にも同じ供立に鳥毛の鎗を持せしは藤井左京なり。少し離れて白黑

の摘毛の鎗を眞先に押立て、麻上下にて馬上なるは赤川大膳にて、今日の御供頭たり。右の同勢堂々として渡邊橋の旅館を立出で下に〳〵と制しをなし、御城代の屋敷を指し來りければ、道筋は見物山をなして夥しく、既に御城代屋敷へ到り、乘物を玄關へ横付にせん氣色を見るより、今日出役の與力馳來る。是ぞ島秀之助といふ者なり。大音上げて、「下乘々々」と制せしが、更に聞かぬ風して尙も門內へ舁込まんとす。此時島秀之助馳寄り、天一坊の乘物の棒鼻へ手を掛けて押戻し、「假令何樣なる御身分たりとも此所にて御下乘あるべし。未だ公儀より御達し無きうちは、御城代の御門內乘打決して相成り申さず。是非御下乘」と制して止まざれば、然らばとて餘儀なく門外にて下乘し、玄關へこそ打通りぬ。

島秀之助が今日の振舞後に關東へ聞え、器量格別の者なりとて、元文三年三月京都町奉行仰付られ、島長門守と言ひしは此人なりし。同五年江戸町奉行となり、享保三寅年死去す。

此時天一坊の裝束には、鼠琥珀に紅裏付きたる袷小袖の下には、白無垢を重ねて山吹色の素絹を著し、紫斜子の指貫を穿き、蜀紅錦の袈裟を掛け、金作鳥頭の太刀を帶し、手には金地の中啓を握り、爪折傘を差掛けさせ、沓しと〳〵と踏鳴し靜々とぞ歩行みける。附從ふ小姓の面々には、麻上下の股立を取りて左右を守護しける。引繼いて常樂院天忠和尙は、紫の衣に白

地の袈裟を掛け、殊勝げに手に念珠を携へて相隨ひ、山内伊賀亮には黑羽二重の給小袖に柹染の長上下、その外赤川大膳、藤井左京、皆々麻上下にて續いて隨ひ來る。其行粧は威風堂々として四邊を拂ひ、目覺しくも又勇々敷ぞ見えたりける。斯くて玄關に到れば、取次の役人兩人下座敷まで出迎へ、案內して廣書院へ通せしを見るに、上段には簾を下し、內には二疊臺の上に錦の褥を敷きて座を設けたり。引れて此處へ著座すれば、左右には常樂院天忠、山內、赤川、藤井等の面々威儀を正して座を占めたり。

○御城代天一坊へ對面身分尋の事竝伊賀亮答の事

大坂御城代堀田相摸守殿の屋敷へ天一坊を請じ、書院上段の下段に御城代相摸守殿を初として、加番には戸田大隅守殿、同植村土佐守殿、町奉行には松平日向守殿、鈴木飛彈守殿、大番頭松平采女正殿、設樂河內守殿、御目附、御番衆列座し、緣側には與力十人同心二十人出役致し、いと嚴重に構へたり。時に上段の簾をきりくと捲上ぐれば、御城代堀田相摸守殿平伏致され、少し頭を上げて、「恐乍ら今般如何なる事ゆゑ、御上坂町奉行へ御届もなく、理不盡に御紋付の御幕を御旅館へ張せられ、町家には御旅宿相成り候や。剰へ御苗字の表札を建てさせ給ふ事不

審に存じ奉る。此段伺ひ申さん爲、今日御招き申したり。御身分の儀明に仰聞せられたし」とぞ相述べらる。時に天一坊言葉を柔げ、「相摸殿よく承られよ。德川は予が本姓ゆゑ名乘申す。又葵も予が常紋なる故用ふる迄なり。何の不審かあるべき」との詞を聞くより、相摸守殿は、「恐れながら、左樣の仰聞けらるゝ計にては會得も仕り難し。右には其御因緣も候はんが、其を委敷仰聞られ下されたし」といふ。此時伊賀亮少しく席を進み、相摸守殿に向ひ、「相摸守殿には上の御身分を不審せらるゝ御樣子、是は尤も千萬なり。御筋目の儀は委しく此伊賀より御聽せ申すべし。抑〻天一樣御身分と申せば、當上樣未だ御弱年にて、紀州表御家老加納將監方に御部屋住にて渡らせ給ひ、德太郎信房君と申上げし折柄、將監妻が腰元の澤の井と申す女中に、御不愍掛けさせられ、澤の井殿御胤を宿し奉り、御形見等を頂戴し將監方を暇を取り、生國は佐渡なれば則ち佐州へ老母諸共に立歸りしが、其後澤の井殿には若君を生奉り、產後肥立兼相果てられ、其後は老母の手にて御養育申せしが、右の老母病死の砌、若君をば同國相川郡尾島村淨覺院と申す寺の門前に、御證據の品を相添へ捨子としてありしを、是なる天忠淨覺院住職の砌、拾ひ上げて御養育申上げし處、間もなく天忠には美濃國各務郡谷汲鄉長洞村常樂院へ轉住致し候に付、若君をも伴ひ奉れり。依て御生長の土地は美濃國にて候。此度受戒得道なし奉り、常

樂院の後住にも直し申すべくと存じ候得ども、正しく當將軍の御落胤たるを知りつゝ出家になし奉らんは勿體なき儀に付、今度我々守護し奉り江戸表へ御供仕るに就ては、一度江戸表へ御下りの上は、二度京坂の御見物も思召に任せられざるべしと、依て只今の内京坂御遊覽の爲當表へは御出遊されしなり。委細は斯くの如し。相摸殿にも是にて疑念あるべからず」と辯舌滔滔として水の流るゝ如くに述べたり。是を聞居る諸役人御城代を始とし、各々顏を見合せ、誰あつて一言申出づる者なく、如何にも尤の事と思ふ氣色なり。此時御城代相摸守殿申さるゝ樣は、「成程段々の御申立委細承知せり。併し夫には慥に御落胤たるの御證據を拜見願ひたし」と申さる。依て伊賀亮は天一坊に向ひ、「御城代相摸守より御證據拜見の願あり。如何仕らん」と云ふに、天一坊は、「願の趣聞届けたり。拜見致させよ」との事なり。則ち赤川大膳御長持を明けて、內より白木の箱と黑塗の箱とを取出し、伊賀亮が前へ差出す。時に伊賀亮は天一坊に默禮し、恭しく件の箱の紐を解き、中より御墨附と御短刀とを取出し、「相摸殿率拜見」と差付くれば、御城代初め町奉行に至る迄各々再拜し、一人々々に拜見相濟む。是紛もなき正眞の御直筆と御短刀なれば、一同に驚き入る。是に依て疑心晴れ、相摸守殿には伊賀亮に向ひ、「斯くて慥なる御證據の御座ある上は、將軍の御落胤に相違なく渡らせ給へり。此段早速江戸表へ申

達し、御老中の返事を得し上此方より申上ぐべし。先夫迄は當表に御逗留、緩々御遊覽有るべき樣言上せらるべし。御證據の品々は先御納下さるべし」と、伊賀亮へ返しぬ。これより種々饗應に及び、其日の八つ過に御歸館を觸れぬ。此度は相摸守殿には玄關式臺迄御見送り、町奉行は下座敷へ罷出で表門を一文字に推開けば、天一坊は悠然と乘物の儘門を出づるや否や、「下に／＼」の制止の聲々滯りなく、渡邊橋の旅館にこそ歸りける。今は誰憚る者もなく幕は玄關へ閃き、表札は雲にも屆くべく、恰も旭の昇るが如き勢なれば、町役人どもは晝夜相詰め、いと嚴重の欵待なり。扨御城代には御墨附の寫し、竝に御短刀の寸法拵迄委しく認め、委細を御月番の御老中へ宛急飛脚を差立てらる。爰に又天一坊の旅館には、山内伊賀亮、常樂院、赤川大膳、藤井左京等尙も密談に及び、大坂は餘程に富む地なり、此處にて用金を集めんと評議に及び、則ち紅屋庄藏、大和屋三郎兵衛の兩人を招き、帶刀を許し、扨申し談ずる樣は「天一坊樣此度御城代の御面會も相濟みたれば、近々江戸表よりの御下知次第、江府へ御下り有つて將軍へ御對顔相濟めば、西の御丸へ直られ給ふに相違なし。依て兩人より金三百兩づつ御用金を差出すに於ては、返金は申すに及ばず、御褒美として知行百石づつ下置かれる樣、拙者どもが屹度取計ひ遣すべし。若御家來に御取立を望まずば、永代藏元役を周旋すべし。依て千兩は千石の

御墨附と御引替に下置かるべし」と語らふに、兩人とも昨日の動靜に安堵しければ、この事を所所へ取持ちたれば、其を聞傳へて申込む者は、鹿島屋兵助、鴻池善右衛門、角屋與兵衛、天王寺屋儀兵衛、襖屋三右衛門、播磨屋五兵衛等を初として、我先にと金子を持參し、少しも早く御用立つる者は知行多く下さるとて、毎日々々紅屋方へ取次を賴み來る。有德の町人百姓又は醫師など迄、思々に五百兩千兩と持參する者引も切らず。其金高日ならずして八萬五千兩に及びければ、一同は先是にて差向の賄方には不自由なし、此上案じらるゝは江戸表の御沙汰ばかり、今や〳〵と相待ちける。

○大坂御城代より早飛脚江戸御役人中御評議の事

扨も大坂御城代の早打程なく江戸へ到著し、御月番御老中松平伊豆守殿御役宅へ書狀を差出せば、御同役松平左京太夫殿、酒井讃岐守殿を初め、自餘の御役人列座の席にて、伊豆守殿大坂御城代よりの書面の儀を御相談あり。何れも慥なる證據と有る上は大切の儀なり、宜しく上聞に達し、御覺悟有らせらるゝ事ならば、急ぎ當地へ御下し申し、其上何樣とも思召に任せ然るべしと評議一決しけるが、此儀を上へ伺ふには餘人にては宜しからず、兼々御懇命を蒙る石川、

近江守然るべしとて、近江守を招かれ委細申含め、御機嫌を見合せ伺ひ申すべしとの事にて、先夫迄は大坂の早打は留置けとの趣なり。近江守は甚だ迷惑の儀なれど、御重役の申付、是非なく御機嫌の宜しき時節を待居たり。或日將軍家には御庭へ成らせられ、何氣なく植木など御覽遊し、御機嫌の麗しく見ゆれば、近江守は御小姓衆へ目配せし其座を退け、獨御側へ進寄り、聲を潛めて大坂より早打の次第を伺ひたれば、甚だ御赤面の體にて、知らぬ〳〵との上意なれば、推返して伺ひけるに、「成程少し心當はあり。書付を遣せし事あり」との上意なれば、近江守は御答の趣早速松平伊豆守殿へ申し通じければ、又々御役人方御評議となり、御連名にて返翰を遣されたり。其文は、

先達て仰越れ候天一坊殿の儀、石川近江守を以て御内意伺ひし處、上樣にも御覺悟あらせらるゝとの仰なり。隨分麁略なく御取計ひ有るべく候。尙御機嫌を見合せ、追つて申達すべし。

との返翰なり。斯樣に江戸表より麁略にすべからずとの儀なれば、御城代の下知として、俄に天一坊の旅館の前後左右に竹矢來を結ひ、後前に箱番所を取建て、四方の道筋へは與力同心等晝夜出役して、往來の旅人馬駕籠は乘打を禁じ、頭巾頰冠をも制し、嚴重に警固せり。天一坊方

にては此樣子を見て、先々江戸表の首尾も宜しき事と見えたりとて、各悦び勇み居りけり。

○天一坊京都へ赴き諸司代へ對面の事
並 江戸高輪八山へ旅館造營の事

去程に御城代より天一坊の旅館を斯く嚴重に警衛ありければ、天一坊、伊賀亮、大膳、左京、常樂院等の五人は一室に打寄り、事大方は成就せりと悦び、然らば此上は近々の內當所を引上げ出立し、京都に赴き諸司代にも威勢を示し、其より江戸表へ下るべしと相談一決せしが、未だ御家來不足なり、大坂にて召抱へんと、夫々へ申付け、「此度親規に抱へたる者共には、米屋甚助事石黑善太夫、筆屋三右衛門事福島彌右衛門、町方住居の手習師匠矢島主計、辰巳屋石右衛門、番頭三次事木下新助、伊丹屋十藏事澤邊十藏、酒屋長右衛門事松倉長右衛門、町醫師高岡玄純、酒屋新右衛門事上國三九郎、鎗術指南の浪人近松源八、上總屋五郎兵衛事相良傳九郎と各改名させ、都合十人の者を召抱へ、先是にて可なり、間に合ふべし。然ば片時も早く京都へ立越えべしと、御城代へ此旨を屆けける。使者は、赤川大膳是を勤む。其節の口上には、「近々天一樣京都御見物の思召あれば、御上京遊ばすに付、當表の御旅館御引拂ひ成るべきに付、此段御

達しに及ぶ」との趣なり。夫と聞くより大坂の役人中は、疫病神を追拂ふが如くに悦び、片時も早く立退かせんと、内々囁きけるとなり。斯くて天一坊の方にては、先京都御旅館の見立役として、赤川大膳は五六日先へ立ちて上京し、京中の明家を相尋ねしに、三條通りの錢屋四郎右衛門方に屈竟の明店有るを聞出し、早速同人方へ到り掛合ふ樣「此度聖護院の宮御配下天一坊樣御上京に付、拙者御旅館點檢の爲上京し、所々聞合せしに、貴所方の明店然るべしとの事なり。何卒御上京御逗留中借用致し度き」との旨なりしが、四郎右衛門は異儀なく承知しければ、同人の口入にて、直樣金銀を吝まず大工泥工を雇ひ、俄に假玄關を拵へ、晝夜の別なく急ぎ修復を加へ、障子、唐紙、疊まで出來に及べば、此旨飛脚を以て大坂へ申越すに、然ば急々上京すべし、尤も此度は大坂表へ繰込の節より一際目立つ樣にすべしと、伊賀亮は萬端に心を配り、新規召抱の家來へも夫々役割申付、用意も大略に屆きたれば、愈明日の出立と相定め、伊賀亮、常樂院等の連名にて大膳方へ書翰を以て、彌明十日大坂表御出立、明後十一日京都御著の思召なれば、其用意あるべしと認め送れり。頃は享保十一丙午年六月十日の早天に、大坂渡邊橋の旅館を出立す。その行列以前に倍して行粧善美を粧ひ、道中滯りなく十一日の晝過に京都三條通の旅館へぞ著なせり。則ち大坂の如くに入口玄關へは紫縮緬に葵の紋の幕を張

渡し、門前へは大なる表札を立置きける。錢屋四郎右衞門は是を見て大に驚き、赤川大膳に對面して仔細を問ふに、「天一坊樣は當將軍の御落胤なれば、德川の表札御紋付の幕も更に憚る儀にあらず」と、彼紅屋等に語りしごとく空嘯いて告げければ、四郎右衞門も今更詮方なく、迷惑が無ければよしと心中に思ふのみ乍ら、捨置いては無念ならんと、此段奉行所へ町役人同道にて訴へ出づ。其趣は、此度錢屋四郎右衞門方へ聖護院宮樣の御配下天一坊樣御旅館の儀、明家の儀なれば貸し申候に、昨夜御到著の後玄關へは御紋付の御幕を張り、剩へ德川天一坊旅館との表札を差出され候故、其仔細承り候に、天一坊樣には當將軍家の御落胤にて、德川は御本姓葵は御定紋との趣なり、依て此段念の爲御屆申上ぐるとの趣を書面にて訴へ出づ。町奉行所にては、是ぞ大坂に噂のある者、併し理不盡の振舞なりとて、早速役人を出張せしめ、速に召連れ參るべし、仰せ畏り候とて、手附の與力兩人を錢屋方へ遣さる。兩人の與力は旅館に到り見るに、嚴重なる有樣なれば麁忽の事もならずと、先玄關に案内を乞ひ、重役に對面の儀を申入る。取次は斯くと奧へ通じければ、頓て山内伊賀亮繼上下にて出來り、與力に向ひ申す樣、「各〻には何用の有つて參られしや」といふに、答へて、「餘の儀に非ず。譬何樣の御身分なりとも、町旅宿なさるゝ節は當所支配の奉行へ一應御屆あるべき筈なるに、其儀

もなく、剰へ徳川の御表札に御紋附の御幕は其意を得ず。依て町奉行所へ御同道申さんため我々兩人參つて候なり」と聞いて、伊賀亮は態と氣色を變へ、「夫は甚だ心得ざる口上なり。各には何樣の身分にて恐れ多くも天一坊樣を奉行所へ召連れ奉らん抔と、上へ對し容易ならざる過言、無禮とや言はん緩怠とや言はん。言語に絕せし口上なり。忝くも天一坊樣には當將軍家の御落胤にて、既に大阪御城代より江戶表へも申上げに相成、御左右次第江戶へ御下向の御積り、其間に京都御遊覽の爲の御上京、此段町奉行にも心得あるべき筈、不屆至極の使者、今一言申さば」と、威丈高に遣込め、其上、「汝知らずや。町奉行所は科人罪人の出入する不淨の場所なり。左樣なる穢れし場所へ御成を願ふは不埓千萬なり。伺ひ度儀あらば奉行が自身に參上すべき筈なり。今般の儀は役儀に免じ御許しあるべし。此趣早々罷歸り奉行に申し達すべし」と云ひ捨てて伊賀亮はつと奧へ入れば、兩人は散々に恥しめられ、すご〳〵と御役宅へ歸り、奉行へ此由を申せば、其は捨置難しと、早速諸司代へ到り、牧野丹波守殿へ此段申上ぐるに、「然ば諸司代屋敷へ相招き吟味を遂げ、相違なきに於ては當表よりも江戶へ注進すべし」と評定一決し、牧野丹波守殿より使者を以て招かれける。此方は思ふ壺なれば此度は、異儀なく參るべしと返答し、諸司代の目を驚かし吳れんものと行列を粧ひ、諸司代屋敷へ赴きしが、

牧野丹波守殿對面ありて、身分より御證據の品の拜見もありしに、全く相違なしと見屆け、京都よりも亦此段を江戶表御月番御老中へ御屆に相成る。先達て御城代堀田相摸守殿よりの早打上聞に達せしに、御覺悟あらせらるゝの上意なれば、京都に於ても麁略無き樣計ひ申さるべしとの事故、然ば其儘に差置れずと、俄に組與力等出張せしめ、晝夜とも嚴重に固めさせける。京都にて此方にては愈〻上首尾と打悅び、又も近邊の有德なる者どもを勸め、用金をば集めける。京都にても五萬五千兩程集り、京大坂にて都合十五萬兩餘の大金となれば、最早金子は不足なし、此勢に乘じて江戶へ押下り、いよ〳〵大事を計らはんは如何にと相談有りしに、山內伊賀亮進出でて云ふやう、「京坂は大略仕濟したれど、江戶表には諸役人ども多く、是迄とは違ひ先老中には知慧伊豆守あり、町奉行には名代の大岡越前など有れば、容易には事を爲難し。依て一先江戶表へ御旅館を修理ひ篤と動靜見計ひ、其上にて御下り有つて然るべし。其間には江戶表の御沙汰も相分り申さん。變に應じて事を計らはざれば、成就の程計難し」といふに、然ば江戶表に旅館を構ふる手續に掛らんとて、常樂院の別懇に南藏院と云ふ江戶芝田町に修驗者あれば、此者方へ常樂院の添狀を持せ、本多源右衛門に金子を渡し、先江戶表へ下しける。源右衛門は道中を急ぎ江戶芝田町南藏院方へ著し、常樂院の手紙を渡し、其夜は口上にて委細咄に及べば、

南藏院は篤と承知し、早速懇意なる芝田町貳丁目の阿房屋吉兵衛、品川宿の河内屋與兵衛、本石町貳丁目の松屋佐四郎、下鎌田村の長谷川卯兵衛、兩國米澤町の鼈甲屋喜助等の五人を語らひ、品川宿近江屋儀右衛門の地面芝高輪八山に有るを買取りて、普請にぞ取掛りける。表門、玄關、使者の間、大書院、小書院居間、其外諸役所、長屋等迄、殘る所なく入用を厭はず晝夜を掛けて急ぐ程に、僅に五十日計にて大略出來上り、建具屋疊張付諸造作庭廻まで、全く普請は成就して北嚴美々敷調ひけり。依て本多源右衛門と南藏院の兩名にて普請出來せし旨を京都へ申遣しければ、天一坊は伊賀亮大膳等の五人と密談を遂げ、いよ／＼江戸表普請成就の上は片時も早く彼地へ下り、變に應じ機に臨み施す謀計は幾計もあるべし。首尾能く御目見さへ濟めば最早氣遣なし、然ば發足有るべしと、江戸下向の用意にこそは掛りける。

○天一坊關東下向酒井雅樂頭殿途中出會の事
並八山へ著伊豆守殿役宅にて諸役人へ對面の事

斯くて江戸高輪の旅館出來の由書狀到來せしかば、一同に評議の上早々江戸下向と決し、用意も既に調ひしかば、諸司代牧野丹波守殿へ使者を以て此段を相屆けける。頃は享保十一年午年

九月廿日、天一坊が京都出立の行列は、先供は例の如く赤川大膳と藤井左京の兩人一日代りの積にて、其供方には、徒士若徒四人づつ長棒の駕籠に陸尺八人、後箱二人、鎗長柄傘杖草履取兩搭、合羽駕籠等なり。其跡は天一坊の同勢にて、眞先なる白木の長持には葵の御紋を染出したる萠黄緞子の油單を掛けて二棹、宰領四人づつ、次に黑塗に金紋付紫の化粧紐掛けたる先箱二つ、徒士十人、次に黑天鵞絨に白く御紋を切付けし袋の打物、栗色網代の乘物には、陸尺十二人、近習の侍左右に五人づつ、後箱二つ、是も同じく黑塗金紋付紫の化粧紐を掛けたり。續いて簑箱一つ、朱の爪折傘は天鵞絨の袋に入れ、紫の化粧紐を掛けたり。引馬一疋、銀拵の茶辨當には高橋玄純付添ふ。其餘は合羽駕籠、兩掛等なり。續いて朱塗に十六葉の菊の紋を付け紫の化粧紐を掛けたる先箱二つ、徒士五人、打物を先に立て、朱網代の乘物には常樂院天忠和尚、跡は四人の徒士若徒、長棒の駕籠には山内伊賀亮、外に乘物十六挺、駄荷二十七荷、桐棒駕籠五挺、都合上下貳百六拾四人の同勢にて、道中筋は「下に〳〵」と制止聲を懸させ、目を驚かすばかりいと勇ましく出立し、既に三河國岡崎の宿へぞ著しける。この岡崎の城下は、上の本陣下の本陣とて二軒あり、天一坊は上の本陣へ旅宿を取り、表に彼大表札に徳川天一坊旅宿と書きしを押立て、玄關には紫縮緬の幕を張り、威儀嚴重に構へたり。此時下の本陣には播州

姫路の城主酒井雅樂頭殿歸國の折柄にて、御旅宿なりしが、雅樂頭殿上の本陣に天一坊旅宿の由を聞及び給ひ、御家來に仰せらるゝ樣、「兼々江戸表にも噂ありし天一坊とやら、此度下向と相見えたり。此處にて出會うては面倒なり」何卒行逢はぬ樣にしたしと思召し御近習を召して、「其方密に彼が旅宿の邊へ參り、密々明日の出立の時間を聞合せ參るべし」と申付けらる。近習は頓て上本陣の邊へ立越え便宜を窺へば、折節本陣より侍一人出來りぬれば、進み寄りて、「天一坊樣には明日は御逗留なるや。又は御發駕に相成るや」と問ひけるに、彼侍答へて、「天一坊樣には明日は當所に御逗留の積なり」とぞ答へたり。是は伊賀亮が兼ての工にて、「若も酒井家より明日の出立を聞合せに參るまじきにも非ず。其時は逗留と答へよ」と下々迄申付置きしにて、是は雅樂頭殿に油斷させ、明朝途中にて行逢ひ威光を見せんとの謀計なりしとぞ。斯る工のありとは夢にも知らず、其言葉を實と思ひ、早速立歸り、雅樂頭殿へ此由申上ぐれば、「然ば明朝は未明彼に先立出立せん。其用意致すべし」と觸出されける。然ば其夜何れも寢る者なく、早くも用意に及び、寅の刻にもなりければ出立いたされ、暗きに靜々と同勢を繰出さる。天一坊方には山内伊賀亮が計にて忍を入れ、此樣子を承知して遠見を出し置き、雅樂頭殿出門あらば此方も出門に及ぶべしと、悉く夜の内に支度を調へ、今や〳〵と待居たり。只今雅樂殿

出門との知せに、直此方も繰出せり。酒井家は斯くあらんとは少しも知らず、行列嚴重に來懸る處、此方は御墨附御短刀の長持を眞先に進ませ、「下に〱」と制止を懸れば、雅樂頭殿是を聞給ひ驚かれしが、今更後へ引返さんも如何なり、何とかせんと猶豫の内に、最早御墨附の長持と行き逢ふ程になりたり。此に至つて雅樂頭殿も據所なく駕籠より下りて扣へられ、御墨附の通る間雅樂頭殿には頭を下げて居給へり。元來工みし事なれば、天一坊の乘物も此日は此長持に引添ひて來り、天一坊は駕籠の中より聲を懸け、「酒井殿乘打御免」と云捨てて馳拔けければ、思はずも雅樂頭殿には天一坊にまで下座をし給ふ。此は無念なりと蹉跎なして怒給ひしが、今更詮方も無かりしとぞ。假初にも十五萬石にて播州姫路の城主たる御身分が、素性もまだ慥ならぬ天一坊に下座有りしは殘念と云ふも餘りあり。天一坊は流石の酒井家さへ下座されしと態と言觸し、其威勢濤の如くなれば、東海道筋にて誰一人爭ふ者はなく、揚々として下りけるは、大膽不敵の振舞と云ふべし。扨も享保十一午年九月廿日に京都を發足し、威光烈風の如く十三日の道中にて東海道を滯りなく、十月二日に江戶芝高輪八山の旅館へ著せり。玄關には例の御紋附の幕を張り、德川天一坊殿旅館と墨黑に書きし表札を押立てたれば、是を見る者、扨こそ噂のある公方樣の御落胤の天一坊樣といふ御方なるぞ、無禮せば咎も有らんと、

恐れざる者もなく、此段早くも町奉行大岡越前守殿の耳に入り、彼所は當奉行支配の地なれば捨置き難しと、密々調べられし上、この段御老中筆頭松平伊豆守殿へ御屆に及ばるれば、早速御老中若年寄御相談の上、先伊豆守殿御役宅へ相招き、實否取糺の上にて、御落胤に相違なきに於ては速に上聞に達し、取計ひ方も有るべしと評議一決し、則ち松平伊豆守殿より公用人を以て八山なる旅館へ中遣しける趣は、「此度天一坊樣御下向に付ては、重役の者一統相伺ひ申度儀これ有れば、明日五つ時伊豆守御役宅へ御出あらせられ度しとの口上を申入るれば、頓て山内伊賀亮出會し、再び出來り、御申越の趣伺ひし處、明日伊豆守殿御屋敷へ入らせられ候儀、御承知の御返答なり。其節萬端宜しく伊豆殿に賴み入る趣あり」との挨拶なり。扨翌朝になり、八山にては行列を揃へ、今日は先供として山内伊賀亮御墨附の長持を宰領す。供には常樂院、大膳、左京等皆々附隨ふ。程なく、伊豆守頭御役宅に到るに、開門あれば天一坊の乘物は玄關へ横付にしたり。案内の公用人に引れ廣書院へ通り、上段なる設の席に著す。常樂院、伊賀亮等は次の間へ著座す。又此方に控へらるゝ御役人方には、御老中筆頭松平伊豆守殿を始め、松平左近將監、酒井讚岐守、戸田山城守、水野和泉守、若年寄には水野壹岐守、本多伊豫守、太田備中守、松平左京太夫、御側御用人には石川近江守、寺社奉行には黑田豐前守、小出

信濃守、土岐丹後守、井上河内守、大目附には松平相摸守、奥津能登守、上田周防守、有馬出羽守、町奉行には大岡越前守、諏訪美濃守、御勘定奉行には駒木根肥前守、筧播磨守、久松豊前守、稲生下野守、御目附には野々山市十郎、松田勘解由、徳山五兵衛等の諸御役人、綺羅星の如く列座せらる。此時松平伊豆守殿進出でて申されけるは、「此度天一坊殿關東下向に付、今日御役人ども御對面を願ふ」との趣なり。此時隔の襖を押明くれば、天一坊威儀を繕ひ、然も鷹揚に此方を見廻せば、一同平伏ある時に、伊豆守殿は伊賀亮に向はれ申さるゝ樣、「天一坊殿御出生の地竝に御成長の所は何の地なるや」と尋ねらるゝに、此時常樂院は懐中より書附を取出し、「御身分の儀は委細是に相認め御座候」と差出す。伊豆殿請取りて開き見らるゝに、

佐州相川郡尾島村淨覺院の門前に、御墨附に御短刀相添へて捨て是有りしを、淨覺院先住天道これを拾ひ上げて弟子とし參らせし處、天道先年遷化の後、天忠則ち住職仕り、其砌に天一坊樣をも附屬致され、後年御出に出し參らすべしとの遺言なれば、天忠御養育なし參らせし處、其後天忠美濃國谷汲郷長洞村常樂院へ轉住せしに付御同道申上げ、同院にて御成長に御座候。

と書認めたり。伊豆殿見終り給ひ、「此書面にて先御誕生後御成長迄は分りたれども、未だ何な

る御腹に御出生ありしや不分明なり。此儀は如何に」と問れたり。

○伊賀亮諸役人へ返答の事並越前守殿再吟味願ひの事

此時山内伊賀亮座を進み申す樣、「天一坊樣御身分の儀は、只今の書付にて委しく御承知ならんが、御腹の儀御不審御尤に存じ候。然れば拙者より委細申上ぐべし。抑當將軍樣、紀州和歌山加納將監方に御部屋住にて渡らせ給ふ節、將監妻の召使ふ腰元澤の井と申す婦女へ、上樣御情懸けさせられ、御胤を宿し奉りし處、御部屋住の儀なれば後々召出さるべしとの御約束にて、夫迄は何れへなりとも身を寄せ、時節を待つべしとの上意にて、御墨附御短刀を後の證據として下し置かれしが、澤の井儀は元佐渡出生の者故、老母諸共生國佐州へ歸り、間もなく御安産なりしが、産後の血暈にて肥立かね、澤の井樣には相果てられ、其後は老母の手にて養育申上げしが、又候老母も病氣にて若君の御養育相屆かず、則ち淨覺院の門前に捨子と致し、右老母も死去致したるなり。淨覺院先住天道存命中の遺言斯くの如し。依て常樂院初め我々御守護申上げ、何卒御世に出し奉らんと、遙々御供申上げ候なり」と辯舌水の流るゝ如く滔々と申述べければ、松平伊豆守殿初め御役人方いづれも詞は無く、只點頭くばかりなりしが、「然ば御身分の儀は委

しく相分りたり。此上は御證據の品を拜見致し度し」と申されければ、伊賀亮は天一坊に向ひ、「伊豆殿御證據の御品拜見を相願はれ候。如何計ひ申さん」といふに、天一坊は、「許す」と計り言葉少に言放せば、大膳は鍵取出し、二品を取出し、三寶に載せ持出で、伊豆守殿の前に差置くにぞ、伊豆守殿初め重役の面々、各手水して先御墨附を拜見に及ばる。其文面は例の如く、

其方懷妊の由、我等血筋に相違是なし。若男子出生に於ては、時節を以て呼出すべし。女子たらば其方の勝手に致すべし。後日證據の爲、我等身に添へ大切に致し候短刀相添へ遣し置く者也。依て如件。

寶永二申年十月　德太郎信房

澤の井女へ

とあり。御直筆に相違なければ、面々恐入り拜見致され、また御短刀をも一見するに、紛ふ方なき御品々なれば、御老中、若年寄衆には、愈將軍の御落胤に相違なしと承伏し、伊豆守殿則ち伊賀亮を以て天一坊へ申上げられける樣は、「先刻より重役ども一同御身の上委細承知仕り、斯くの如く慥なる御證據ある上は、何をか疑ひ申すべき。將軍の若君たるに相違なく存じ奉る。此上は一同篤と相談仕り、近々に御親子御對顏に相成り候樣取計ひ仕るべし。夫迄は八山

旅館に御座成され候様願ひ奉る」と言上に及ばる。これにて御席相濟み、伊豆守殿より種々御饗應有つて、其後歸館を相觸れらる。此度は玄關迄伊豆守殿初め御役人殘らず見送りなれば、いとゞ威光は彌增したり。是にて愈謀計成就せりと、一同安堵の思をぞなしにけり。扨又伊豆守殿御役宅には、天一坊歸館の跡にて、御老中には伊豆守殿、松平左近將監殿、酒井讃岐守殿、戸田山城守殿、水野和泉守殿、若年寄衆には水野壹岐守殿、本多伊豫守殿、太田備中守殿、松平左京太夫殿等御相談の上にて、御側御用御取次を以て申上げられけるは、「先達て大坂表より御屆に相成りし天一坊樣御事、今般芝八山御旅館へ御到著に付、今日伊豆守御役宅にて、諸役人一同恐れながら御身分の御調申上げ、御證據の品々拜見仕りしに、御血筋に相違御座なくと存じ奉り候。今日は御歸館なさせ奉りしが、何れ近日吉日を選び、御親子御對顏の儀計ひ奉るべく、就ては御日限の儀御汰沙願ひ奉る」との儀なれば、將軍吉宗公には是を聞召され、限りなき御祝著にて、片時も早く逢度しとの上意なりし。御親子の御間柄また別段の御事なり。扨も大岡越前守殿には數寄屋橋の御役宅へ歸り、獨熟勘考あるに、天一坊の相貌不審千萬なりと思はるれば、翌朝未明伊豆守殿御役宅へ參られ御逢を願はれしが、此日も伊豆守殿の御役宅には御内談ありて、松平左近將監殿、酒井讃岐守殿御出なり。其席へ越前守を招かれける。時

に越前守低頭して、「恐ながら越前守申上げ候は、昨日御逢これ有りし天一坊殿の儀、御評議如何候や。伺ひ度く参上せり」と聞れ、伊豆守殿の仰に、「天一坊殿の御身分の儀、昨日拙者どもには御落胤に相違なきと存ずれば、依て上聞に達せしに、上にも御覺悟有らせられ、速に逢度しとの上意なれば、近々吉日を選び御對顔の儀取計ひ、其上は上の思召に任すべきに決せり」との事なり。此時まで平伏せられし越前守頭を少し上げて、伊豆守殿に向ひ、「御重役方の斯く御評議御決定に相成候を、越前斯樣に申上げ候は甚だ恐入り候へども、少々思付候仔細御座候。是を申し述べざるも不忠と存候。此儀私事には候はず、天下の御爲君への忠義にも御座あるべく、依て包まず言上仕り候。越前儀未熟ながら幼少の時より人相を聊相學び候故、昨日間は隔ち候へども、彼の方を篤と拜見候處、御面像甚だ宜しからず。第一に目と頬との間に凶相あらはる、是は存外の謀計を企つる相にて、又眼中殺伐の氣あり、是は人を害したる相貌なり。且眼中に赤き筋ありて、この筋瞳を貫くは劍難の相にて、三十日經たざる内に刃に掛り相果つるの相なり。斯る不德の凶相にして將軍の御子樣とは存じ奉り難し。越前守が思考には、御品は實なれど御當人に於ては何とも怪しく存ずるなり。愚案は御目鏡には背き候へども、何卒此御身の上は今一應越前へ吟味を御許し下されたし。越前篤と相調べ、其上にて御親子御對顔の

儀御取計ひあるとも遲かるまじくと存ず。此段願ひ奉る」との趣なり。伊豆守殿斯くと聞給ふより忽ち怒面に顯れ、越前守を白眼へ、「越前、只今の申條過言なり。昨日重役ども竝に諸御役人一同相調べし御身分、將軍の御落胤に相違なしと見極め、上聞にも達したる儀を、其方一人是を拒み贋者と申立て、慥なる證據もなく再吟味願ひ出づるは、拙者どもが調を不行屆と申すにや。何分にも重役どもを蔑に致す仕方、不屆至極なり」と叱り給へば、越前守には少しも恐るゝ色なく、「全く越前自己の了簡を立てんとて御重役を蔑に致すべきや。此吟味の儀は御法に背き候とは、苟くも越前御役をも相勤むる身分なれば辨へ居り候へども、只々天下の御爲國家の大事と存じ、聊か忠義と心得候へば、何卒枉げて御身分調の事一應越前へ御許し下されたし」と押して願ひ申されける。此時松平左近將監殿仰せらるゝには、「是越前、其方は重役共の吟味を恠き再吟味を願ひ、若將軍の御胤に相違なき時は、其方如何致す所存にや」と仰せられければ、越前守愼んで答へらるゝ樣、「御意に候。再吟味願の儀は、越前が身に替へての願に御座候へば、萬一天一坊殿將軍の御子に相違なき時は、越前が三千石の知行は元より、家名斷絶切腹も覺悟なり」と、御答に及ばれける。此時酒井讚岐守殿の仰には、「越前其方は飽まで拙者どもを蔑にし、押して再吟味願ふは其方の爲に宜しからぬぞ。扣へられよ」と仰せらるれども、「假

令身分は何樣に相成り候とも苦しからず。君への御爲天下の爲なり。幾重にも再吟味の儀御許し下され度、偏に願ひ奉る」と再三押して願はれければ、伊豆殿散々に氣色を損ぜられ、「其方左程に再吟味致し度くとあれば勝手にせよ」と、立腹の體にて座をば立ちたまひたり。是に依て御列座も皆々退參と相成りければ、跡に越前守只一人殘りて手持なき體なりしが、外に詮すべもなくてすごくとして御役宅を立去り、歸宅せられしが、忠義に凝りたる所存を固め、種々に思案を廻し、何にも天一坊怪しき振舞なれば、是非共再吟味せんものと思へど、御重役方は取上げられず、此上は是非に及ばず、假令此身は御咎を蒙るとも、明朝は未明に登城に及び、直々將軍家に願ひ奉るより外なし、と思案を極め、家來を呼出され、「明朝は六時の御太鼓を相圖に登城致す間、其用意いたすべし」と云付けられたり。

○越前守再吟味直願ひの事竝同人閉門の事

扨も松平伊豆守殿には、大岡越前守の戻られし跡にて熟々と思案あるに、越前定めし明朝は登城なし、天一坊樣御身分再吟味の儀、將軍へ直に願ひ出づるも計り難し。然ば此方も早く登城し、越前に先を越し申上げ置かざれば叶ふ可らずと、是も明朝明六時のお太鼓に登城の用意を申付

けられたり。既にして翌日御城のお太鼓六の刻限鼕々と鳴響けば、松平伊豆守殿には登城門よりはや駕籠をぞ馳せられたり。又大岡越前守にも同じく六のお太鼓を相圖に、是も御役宅を立出でたり。然るに伊豆守殿御役宅は西丸下なり。越前守の御役宅は數寄屋橋御門內なれば、其道筋も隔たれば、伊豆守殿には越前守より少しく先に御登城あり。御用取次は未だ登城なく、御側衆の泊番高木伊勢守のみ相詰めたり。乃ち伊豆守殿芙蓉の間に於て高木伊勢守を召され、突然と尋ねらるゝは「貴所には當時の役人中にて發明は誰との評判と存ぜらるゝや」と尋ねらるゝに、伊勢守は不思議の尋なりと當惑ながら暫く、思案して答へられけるは「御意に候。當節御役人の中には、豆州侯其許をこそ智慧伊豆と下々にての評判も致し、御筆頭と申し、其許樣に上越す御役人はこれ有るまじとの評判に候」と申さるゝに、伊豆守殿是を聞かれ「いやとよ。夫は差置き、外々の御役人にては誰が利口發明なる噂にや」と仰せらる。其時伊勢守「參候。外御役人にては町奉行越前など發明との評判に御座候やに承る」旨を答へらるゝに、伊豆守殿點頭かれ「成程當節は越前を名奉行と人々噂を致すやに聞及べり。然れど予は越前は嫌ひなり。兎角に我意の振舞多く、人を輕んずる氣色ありて、甚だ心底に應ぜぬ者なり」と申されける。是は只今にも登城に及び、若直願の取次等を申出づるとも取次させまじと、態と斯くは其

意を曉らせし言葉なるべし。扨又大岡越前守には、明六のお太鼓を相圖に登城なされしが、早伊豆守殿には登城ありて芙蓉の間に扣給ひ、伊勢守と何か物語の樣子なれば、越前守には高木伊勢守を密に招き語る樣は、「此度江戶表へ御下向有りて芝八山の御旅館に在ます天一坊樣儀は、一昨日松平伊豆守殿御役宅にて御身分調あり。御重役方は御相違なしとて、近々御對顏の儀取計はるゝ趣、拙者に於ては萬事其意を得ざる事と存ず。其譯と申すは、天一坊樣の御面像を拜するに、目と頰の間に凶相顯れ、中々以て高貴の相貌にあらず。拙者が勘考には、御證據の品は實ならんが、御當人は贋者なりと決したり。依て天下の爲再吟味を重役方へ願ひしが、御評議一決の由にて聞屆けられず。由々しき御大事故、君への御奉公再吟味の儀、御許し下され候樣に直願仕り度、何卒此段御取次下され度」と思込んで申しける。高木伊勢守も打聞いて甚く驚きしが、先刻の口上もあれば迷惑に思はれたり。其故は越前守の願言上に及べば、御發明の將軍家御許もあるべし、然すれば伊豆守殿には不首尾と相なるべし。當時此人に憎まれては勤役なり難しと思案し、此は大岡越前守が願取次ぐも、御採用ひなき樣に言上するより外なしと思案を定め、伊豆守殿の方へ向き目配しつゝ、越州御願の趣早速上聞に達し申さんと、立ちて奥の方へ到り、將軍の御前へ出でて申上げける樣は、「恐れ乍ら言上仕り候。此度御下向にて芝

八山の御旅館に在ます天一坊樣御事は、先達て伊豆御役宅へ御招き申上げ、御身分篤と御調申上げしに、恐ながら君の御面部に其儘、加之ならず御音聲迄も善く御似遊し、瓜を二つと申す事、且又御墨附御短刀も相違御座なく在せらるれば、近々御親子御對顏の御規式取計ひ申すべき段上聞に達し候處、芝八山は町奉行の掛りなれば、越前再吟味願度由、此段伺ひ奉る」と言上に及びければ、將軍には聞召され「天一は予に能く似て居るとや。音聲迄も其儘とな。物の種は盜むも人種は盜まれずと世俗の諺もあり、爭はれぬものかな。早々天一に逢度し」との上意なり。世の中の親の心は闇ならねど、子を思ふ道に迷ふとか云ひて、子を慈む親の心は、上將軍より下非人乞食に至る迄替る事なき理なり。其時また上意に「芝八山は町奉行の支配なりとて、越前我意に募り吟味を願ふとな。既に重役ども取調べ、予が子に相違なきに極りしを、一人彼是と申拒むは偏執の致す處か。再吟味は天下の法に背く。相成らぬと申せ」との事なれば、伊勢守は、仰畏り奉り候」とて頓て芙蓉の間へ出來り上座に著き「越前上意なり」と申渡さるゝに、越前守には遙に引下りて平伏なす。此時高木伊勢守申渡す樣は「八山御旅館に居らせられ候天一坊身分、越前我意に募り再吟味願ひ候儀は、已に重役ども篤と相調べ相違なきを、一人彼是申拒むは重役を蔑に致す所行、殊に再吟味は天下の大法に背く間、相成らぬとの御意な

り」と嚴重にこそ申渡しける。越前守は發とばかり御受を致され、恐入つて退出せらる。跡より大目附土屋六郎兵衛下馬より駕籠に打乘り、御徒士目附、「御小人目附警固して、越前守を數寄屋橋内の御役宅へ送られ、土屋六郎兵衛より閉門を申渡し、表門には封印し、御徒士目附、御小人目附ども晝夜嚴重に番をぞ致しける。良藥は口に苦く忠言耳に逆ふの先言宜なるかな。大岡越前守は忠義一圖に凝固りて、天一坊の身分再吟味の直願を致されしが、輕からざる上意にて、今は閉門の身となりけれど、此事は中々打捨置難き大事なれば、公用人平石次右衛門、吉田三五郎、池田大助の三人を招かれ申されけるは、「予は天一を贋物と思ひ定め、再吟味の儀を重役へ願ひしが、自己の言狀を立てんとて取上げられず。據所なく今朝直願に及びしが、是又御親子の御愛情に惹され給ひ、筋違の事重役を蔑如し、大法に背くとの趣にて、重き上意を蒙り、予は閉門を仰付けられしが、一同とも神妙に致し居る樣申付けべし」との言葉に、三人は平伏して、「御意の趣委細承知仕れり。實に月に浮雲の障花に暴風の憂、天下の御爲忠義を思召しての再吟味の御願御許しなきのみか、剩へ閉門を仰付けられ候段は、誠に是非もなき次第なり。此上は何樣の御沙汰あらんも計り難し」と愁傷の體なれば、越前守には此體を見られ、潸々と落涙せられ、「此方はよき家來を持ちて滿悅に思ふなり。三人の忠節心體見えて忝

し。去ながら我深き存意もあれば、密に申聞すべし。近う〳〵」と三人を側近くこそ進ませたり。

○越前守死人の體にて閉門を破る事
並同人密に小石川御館へ到らるゝ事

其時越前守は平石次右衛門、吉田三五郎、池田大助の三人を膝元へ進ませ申されけるは、「其方共家の爲を思ひ呉れる段、忝く存ずるなり。依て越前が心底を申聞すなり。今越前不慮の儀に及び候へば、明日にも御對顏仰せ出さるゝは必定なり。萬一御對顏の後に贋者と相分るも、最早取戻なり難し。然すれば第一天下の恥辱、二つには君への不忠なり。依て越前は短慮の振舞致さず。今宵計略を以て屋敷を忍び出でんと思ふなり。仔細は斯樣々々なり。先次右衛門其方の老母病死なりと申僞り、不淨門より出でて小石川御館へ推參し、今一應再吟味の儀を願ふ所存なり。萬一小石川御屋形に於ても御取用ひなき時は、越前が運命の盡くる期なり。其時予は含狀を出して切腹すべし。然ある時は將軍にも何程御急ぎ遊すとも、急ぎ御對顏は能ふまじ。其內には天一坊の眞僞必ず相分り申すべし。依て今一應小石川御屋形へ此段を願ひ申さんとお

もふなれば、急ぎ其支度を致すべし」と申付けられける。公用人等は早速古駕籠一挺、古看板三つ、並に帶三筋、女の掛無垢等を用意なし、日の暮るゝをぞ相待ちける。扨夜も初更の頃になりしかば、越前守は掛無垢を頭より冠りて、彼古駕籠に身を潛むれば、公用人三人は中間體に身を窶し、外に入用の品々は駕籠の下へ敷込み、二人にて駕籠を舁き、今一人は湯灌盥に杖を添へて荷ひ、不淨門へ向ひ屆けける樣は、「今日用人平石次右衞門老母儀病死候に依て、只今菩提所へ送り申すなり。御門御通し下さるべし」と斷りけるに、當番の御小人目附は錠を明けて駕籠を改め見るに、如何さま女の掛無垢を冠りしは死人の體なれば、相違なき由にて通しける。これより數寄屋橋御門へも此段相斷り、それより御堀端通を行き鎌倉河岸まで來りたれば、先此所にて駕籠を卸し、主從四人ほつとばかり溜息を吐きながらも、先々首尾よく僞り出でしを喜び、最早氣遣なしと爰にて越前守には麻上下を著用なし、三人は何も羽織袴に改め、駕籠等は懇意の町人の家に預置き、小石川指して急ぎ行くに、夜は次第に更け、稍四つ時と覺しき頃、小石川御館へは到りたり。頓て御中の口へ掛りて案内を乞ふに、取次出來れば、越前守申さるゝには、「夜中甚だ恐入り存ずれど、天下の一大事に付越前推參仕つて候。何卒中納言樣へ御目通の儀願上げ奉る」旨を述べらる。取次は此段早速御奧へ申上げければ、中納言綱條卿は先達て

より御病氣なりしが、追々御全快にて今日は中奥に移らせ給ひ、御酒下されにて御酒宴の最中也。中にも山野邊主税之助と云ふは、年は未だ十七歳なれど、家老職にて器量人に勝れしかば、中納言樣の御意に入りにて今夜も御席へ召され、御酒頂戴の折から、御取次の者右の通申上げければ、中納言樣の御意に、「越前夜陰の推參何事なるか。主税其方對面致し、委細承り參るべし」との御意に、山野邊主税之助御表へ出來り、越前守に對面して申しけるは、「拙者は山野邊主税之助と申する者なり。越前殿には中納言樣へ御目通り御願の由、然る所中納言樣には先達てより御所勞なり。夜陰の御入來何樣の儀なるや。御口上承る可しとの御意なり」と叮嚀に相述べければ、越前守頭を下げ、扨申されけるは「越前斯く夜中をも省みず推參候は、天下の御大事に付、中納言樣へ御願ひ申上げ度儀御座有つての儀なり。此段御披露賴み存ずる」とぞ述べられたり。主税是を聞きて「尋常の儀ならんには主税及ばずながら承り申べきが、國家の御大事を拙者如き若年者の承る可き事覺束なし。兎も角も中納言樣へ言上の上御挨拶すべし。暫く御扣へらるべし」と會釋して奥へ入り、綱條卿に申上げけるは、「町奉行越前守に對面仕り候處、天下の一大事出來に付、夜中をも憚らず推參仕り候趣、若年の私承らん事覺束なく存じ、此段言上仕り候」と申上げらる。中納言綱條卿聞召し、深く驚かせ給ひ、「天下の一大

事出來とは何事ならん。夫は容易ならざる事なるべし。越前を書院へ通すべし。對面せん」との仰なり。是に依て侍中御廣書院へ案内せらる。最早中納言樣には御書院へ入らせられ、御寢衣の儘御著座遊ばさる。越前守には敷居際に平伏せらる。時に中納言樣には、「越前、近う〳〵」との御言葉に、越前守は少し座を進み頭を下げて申上げらるゝ樣は、「恐れながら天下の御大事に付、夜中をも省みず推參候段、恐入り奉り候。御病中も厭はせ給はず、御目通仰付けられ候段、有難き仕合に存じ奉る」と申上げらる。此時綱條卿には御褥を下らせ給ひ、「天下の一大事たる儀を承るに、略服の段は甚だ恐れあれど、病中の儀越前許し候へ」との御意なりしと。此時大岡越前守は恐入りて言上に及ばれけるは、「定めて御承知も有らせらるべきが、此度八山御旅館へ御下向ありし天一坊樣御儀、先達て伊豆守御役宅へ御招ぎ申し、御身分御調申せしに、將軍の御落胤たるに相違なき御證據の品も御座あれば、近々御對顏の御規式あらせらるべき間、取計ひ申すべしとの事に候。然るに私聊か相學の心掛候に付き、間は隔て候へども伊豆守御役宅に於て、天一坊樣御面部を窃に拜し奉りしに、御目と頰の間に兇相あり、此は存外なる工あるの相にて、又眼中に赤筋ありて瞳を貫き候は劍難の相にて、三十日以内に刃に掛るべき相もあり、旁斯る兇惡上將軍の若君たるの理あるべからず。如何にも御證據の品は實なるべきが、御當

人に於ては贋者必定と見究め候。依て重役共へ再吟味の儀度々申立て候へども相許さず。據所なく今朝登城仕り、高木伊勢守を以て言上に及び、再吟味の儀直願仕りしが、御親子の御愛情にや、越前が願は御聞届なきのみか、重役を蔑に致す上、再吟味は天下の御大法に背くとて、重き上意の趣にて越前閉門仰付けられ、既に切腹とも存じ候へ共、若明日にも御對顔ある上、萬一贋者にてもある時は取返し相成らず、御威光にも拘り、容易ならざる天下の御恥辱と存じ、越前惜からぬ命を存へ、御咎の身分を憚らず、押して此段屋形樣へ言上仕り候。此儀御用ひなき時は、是非に及ばず、私儀は含狀を仕り、其節切腹仕るべき覺悟に候。然らば當年中にはよも御對顔の運びには相成るまじく、其内には眞僞判然も仕らんかと所存を定め候間、今晩は亡者の姿にて不淨門の番人を僞り、御屋形へ推參仕りて候」と、また餘儀もなく言上に及ばる。綱條卿聞食され、「越前、其方が忠節頼母しく存ずるなり。能くも其所へ心付きしが、予は病中なれども天下の一大事には替難し。明朝登城し將軍家へ拜謁し、如何樣にも計ふべき間、其方安心致し、此上心付け候へ」との御意にて、又仰には、「明朝予が登城致す迄に、萬一切腹の御沙汰あらんも計り難し。假令上使ありとも必ず御請を致さず、押返して予が沙汰に及ばざる内は、幾度も御斷り申立つべし。是は其方より上意を背くには非ず。言はゞ我等が上意を背く儀なれ

ば、少しも心遣なく存じ居るべし」と御懇篤なる御意を蒙り、越前守感涙肝に銘じ、有難く坐に勇み居たりけり。

○山野邊主税之助器量の事　並御屋形御登城越前守へ再吟味仰付けらるゝ事

水戸中納言綱條卿は越前守に打對ひ給ひ、「其方死人の體にて不淨門より出でたりとの事なれば、歸宅六かしからん」との御意に、越前守平伏して、「御意の通り御役宅を出で候には、番人を僞り候へども歸の程甚だ當惑仕る」と申上げければ、中納言樣には主税之助を召れ、「其方越前を宅迄送屆け申すべし。此使は大切なるぞ。其方より外に勤むる者なし。必ず後れを取候な。此刀を遣す程に、若無禮の振舞致す者あらば、切捨に致せ。了が手打も同前なるぞ」と仰せらる。此主税之助は「委細畏り奉る」と直に支度を調へ、侍兩人に提灯持、鎗持、草履取三人、越前守主從四人、都合十人にて、小石川御屋形を立出で、數寄屋橋御門内なる町奉行御役宅を指して急ぎ行く。早夜も子の刻を過ぎ屋敷に近付き、一同に表門へ懸り、「小石川御館の御使者山野邊主税之助なり開門あるべし」と呼はれば、夜番の御從士目附答へて、「越前守には閉門中にて開門叶ひ申

さず」といふ。主税之助、「越前殿、閉門は誰より申付け候や」と尋ぬるに、御徒士目附申す樣、「土屋六郎兵衛殿の申付なり」と、此時主税之助態と憤の聲を振たて、「何と申され候や。土屋六郎兵衛の詞が夫程重きか。中納言樣の御詞を背くに於ては仰付けられの心得あり」と大音に呼はりければ、何れも肝を潰し時を移さず開門に及べば、山野邊主税之助先に立つて門を通らんとする時、御徒士目附聲を懸け「暫く御待あるべし。小石川御屋形の御使者お供の人數を調べ申さん」と有る故、主税之助答へて、「篤と念入調べらるべし」と、主税之助主從十人と數へてぞ通しける。主税之助は越前守の主從を無難に屋敷へ送込み奥へ通り、呉々も越前守に申含めるは、「明朝早々御屋形御登城有りて御取計ひ有るべし。夫迄は大切の御身と主人よりも申付けて候。何樣の儀候とも、小石川御屋形の御意と御申立てあるべし。其内には屹度宜しき御沙汰あるべし」と申置き暇乞して歸りには、主從六人にて表門へ出來り、小石川御屋形の御使者只今歸り申す。開門ありたし」と申しければ、番人また人數を改め四人不足なれば、主税之助に向ひ、「最前の御人數は侍分六人、中間三人、主從十人に候處、只今御人數は侍四人不足なり。如何の儀に候や」と云ふ。主税之助は威丈高になり、「各には何と申さるゝや。先刻よりは人數四人不足とや。御手前方は何の爲に閉門の御番をば致さるゝや。小石川御館にては閉門の屋數へ參り居殘り致す

者は一人もなし。狼狽へたる申分かな。彼是申さば切つて捨てん」と大音に叱り付けられ、番衆も據所なく開門して通しける。主税之助は首尾能く仕負せ、急ぎ小石川へ歸り、御前へ出でて右の次第を委しく言上に及びければ、中納言樣には深く御滿悅遊し「汝ならでは左樣の働はなるまじ」との御賞美の御意なり。また御意には、「越前はさぞ夜明が待遠なるべし。明朝は六つ時登城すべし。左樣に計ひ申す可し」との御意なれば、夫々の役々へ御登城の御觸出に及びける。夫よりは御寢所へも入らせられず、直樣御月代を遊ばされんとの趣なれば、主税之助初め、「御病中御月代の儀は御延引遊し然るべし」と申上げらる。中納言樣には、「長髮にて登城し、將軍の御前へ出づるは失敬なり。我將軍を敬はずんば誰か將軍を重ずべき。病中とて苦しからず、月代せよ」との御意なれば、掛の役人も是非なく御櫛を取上げける。夫より御行水相濟む頃は、早御本丸の六つの御太鼓遠く聞えければ、御供揃にて直に御登城遊ばせしが、時刻早ければ未だ御役人方は一人も登城なく、御側衆泊番太田主計頭のみなり。主計頭を召され、「天下の一大事に付將軍へ御逢の爲登城に及べり。此段取次申せ」との仰なれば、主計頭其趣を言上に及ばれける。將軍家聞し召され大に驚かせ給ひ、早速御裝束を改めさせられ御對面あるに、此時將軍家の仰に、「中納言殿には天下の一大事の由何事なるや」と御尋あれば、中納言綱

條輔には衣紋を正し、「天下の一大事と申候は餘の儀にも候はず。先伺ひ度は町奉行越前を名奉行と宣ひしは、抑誰にて候や」との御尋なり。是は先年松平左近將監殿へ上意に、大岡越前は名奉行なりと仰せられし事を中納言家には御存じゆゑ、斯様に仰上げられしものなるべし。此時將軍には御不審の體にて御在ますにぞ、又申上げらるゝ様は、「斯綸言は汗の如し。又武士に二言なしとか。君の御目鏡にて名奉行と仰せられ候越前、天下の御爲を存じ、君へ忠節を盡す心底より、天一坊殿御身分再吟味願ひ候に、越前へ閉門仰付けられしと承る。町奉行たるものが支配内の事を吟味致すに、筋違とは如何なる儀にや。此段承りたし」と御老人の苦り切たる有様なれば、將軍にも御當惑の體にて、偖が名君の理に伏し見え給ひ、殆〳〵御困の御様子にて、太田主計頭を召して上意には、「其方只今より越前宅へ罷越し呼參れ」との上意なれば、主計頭は御受に及び、直様馬を飛せ鞭を加へて、一散に數寄屋橋の御役宅へ來り、「御上使々々々」と呼りければ、大岡の屋敷にては上下是を聞付け、すは切腹の御上使と一家中色を失ひ噪ぎける。表門には御上使と有るに開門しければ、主計頭には急ぎ玄關へ通り、越前守に對面ありて上意の趣を相述べ、急ぎ登城あるべしとの事なり。越前守委細承知し、則ち馬を急し家來に申付け、「火急の御用なり。駕籠は跡より廻せ」と申付け、麻上下に服を改め、主計頭と同道にて

登城にこそは及ばれたり。跡には皆々打寄り、只今御上使と御同道にて御登城ある上は、迚も御存命覺束なし、是は將軍の御手討か、又は詰腹か、兎に角大岡の御家は今日限り斷絶なるべし、行末如何なることやらんと、主の身の上より我行末迄を案じやり、歎に沈まぬ者もなし。扨も將軍家には中納言綱條卿と御對座にて御座まし、越前が登城今や〳〵と待給ふ時しも、太田主計頭が案内にて越前守恐る〳〵御前へ出で、遙末座に平伏す。時に主計頭座を進み、「只今越前召連れて候」と申上ぐるにぞ、將軍の上意に、「芝八山に旅宿の天一坊身分再吟味の儀、越前其方が心に任せ申付くるぞ」との仰せなれば、越前守には發と計り御請け申上げらる。將軍は又も中納言樣に向はせ給ひ、「水戸家只今聞せらるゝ通り、越前へ右の如く申付けたり。御安心これありたし」と宣ふに、綱條卿には、「實に御名將の思召潔く御座候」と申上げられ、是より中納言樣には御老中御列座の御席へ渡らせ給ひ、越前守をも此席へ召れて、中納言樣の仰に、「芝八山に旅宿致さるゝ天一身分再吟味の儀、今日より越前に任すとの上意なれば、一同左樣に心得られよ。取分予が申渡すは、天一身分吟味中、越前が申す事は予が言葉と心得られよ。越前も亦左樣相心得心を用ゆべし。越前には小身の由、萬端行屆くまじ。お手前達に於て宜しく心付致さるべし」との御意なれば、越前守は願の通り再吟味の台命を蒙り、悅身に餘り勇み進ん

で下城にこそは及ばれたり。下馬先には迎の駕籠廻居て、夫に乘り徐々と歸宅せられたり。頓て屋敷近くなりし頃押が一人駈拔けて、表門より、「お歸り〳〵」と呼はれば、此を聞きて家來の男女はまた驚き・恙なき歸りをば悦び且疑ふばかりなり。

天一坊實記　下卷

○平石次右衞門戸村次右衞門問答の事
竝　山内伊賀亮次右衞門へ對面の事

扨も大岡越前守には三人の公用人を呼出され、「今日より天一坊吟味の儀、越前が心任せとの台命を蒙り、又天一坊吟味中越前が申す詞は、小石川御館樣の御言葉と心得よとの御意なり。然ば次右衞門其方は只今より八山へ到り、明日辰の上刻天一坊に、越前が役宅へ參り候樣申し參るべし。必ず町奉行の威光を落すな」と申付けられ、又吉田三五郞には天一坊の召捕方を、池田大助には召捕手配方を申付けられたり。是に依つて吉田三五郞は江戸三箇所の出口へ人數を配り、先千住、板橋、新宿の三口へは、人數若干を遣し固めさせ、外九口へは是又人數若干を配り、海手は深川新地の鼻より品川の沖迄御船手にて取切り、備船は沖間へ出し、間々は鯨船にて取固め、然も嚴重に構へたり。偖又平石次右衞門は桐棒の駕籠に打乘り、若黨長柄草履取を召倶し、數寄屋橋の御役宅を出で、芝八山へと急ぎ行く。次右衞門道々考へけるは、天一坊家來に

九條殿の浪人にて、大器量人と噂ある山内伊賀亮には逢度くなし、然ば赤川大膳を名差にて對面せんと思案し、頓て芝八山なる天一坊が旅館の門前に來りける。箱番所には絹羽織菖蒲皮の袴を穿き扣居し番人、大音に御使者と呼上げれば、次右衞門は中の口に案內を乞ひけるに、此時戶村次右衞門と云ふ者繼上下にて取次に出來れば、次右衞門は懷中より手札取出し、「拙者は町奉行大岡越前守公用方平石次右衞門と申す者なり。天一坊樣御重役赤川殿へ御意得て、越前守が口上の趣を申述度存ず。何卒此段御取次下さる可し」と云ふに、戶村は承知して、大膳に斯くと申通ずれば、大膳は聞いて眉を顰め、町奉行大岡越前守より使者の來る筈は無しと不審に思へば、伊賀亮が居間に到り、「只今町奉行大岡越前守公用人平石次右衞門と申す者來り、某に面會し、主人越前が口上を述べたしとの事なれど、町奉行より使者の來る譯はなき筈ぢやが、如何の者か」と聞きければ、伊賀亮「成程越前より使者を遣す筋無けれど、貴殿名差とあれば何用とも計られず。兎角御逢ひめさる方然るべし。併し目の寄る所へ玉とか申し、越前守は大器量人なり。然れば使者の平石とやらんも一癖あるべし。貴殿應對は氣遣なり」と小首を傾けられて大膳は氣後し、「然らば拙者は病氣と披露して貴殿面會なし給はれ」と云ふに、伊賀亮「夫は何より易けれども、平石次右衞門と手札を出し、大膳殿へ御意得たしと申せし時に、

大膳儀は不快ゆゑ同役山内伊賀亮御目に懸るべしと申せば宜きに、今となりて大膳儀病氣なれば伊賀亮御目に掛ると申す時は、赤川は取るに足らざる者ゆゑ出會はぬと見えたりと、貴殿の腹を見透さるゝ樣なり。夫共事成就の上此伊賀亮は五萬石の大名に御取立になり、貴殿は三千石の御旗本位、是が御承知ならば、伊賀亮如何樣にも計ひ對面すべし」と云ふに、强慾無道の大膳是を聞き、「夫なれば某對面し口上を承らん。併し返答は何と致して宜しかる可きや」と云ふに、伊賀亮打笑ひ、「未だ對面もせぬ先に返答の差圖は出來ず。夫こそ臨機應變と云ふ者なり。向ふの口上に因て卽答あるべきなり。口上を聞きもせぬ内其挨拶が成るべきや」と云へば、大膳は益氣後せし樣子に、伊賀亮も見兼て、「大膳殿左程に案じ給ふならば極意を敎ふべし。先平石の口上を聞きて返答に差詰りし時は、暫く扣へさせ、上へ伺ひ申して後返答致すべしとて奥へ來り給へ。其口上に依て返答の致し方は種々あり」と敎へければ、「然らば對面致すべし」と、取次の者を呼びて、「次右衞門を使者の間へ通すべし」と申渡せば、戸村は中の口へ來り、平石に向ひ、「率御案内申すべし」と先に立ち、使者の間の次へ來る時、戸村は、「御使者には御帶劍を御預り申さん」といふ。平石次右衞門脇差を渡さんと思ひしが、待暫し、主人が八山へ參り町奉行の威光を落すなと仰せられしは爰なりと、平石は態と聲高に、「拙者は何方へ參るも帶劍を致

す身分なれば、お預け申す事は相成りがたし」と云ふに、戸村は、「町奉行公用人衆は外々の公用方と御身分違ひ候や。何の公用方でも此處にて帶劍は御預り申候。御老中方公用人の御身分は何なる物にや」と問ひければ、「御老中方の公用方は御目附代ゆゑ、御直參同樣に候」と答へける。また、「御城代公用方の御身分は如何」と問ふに、「是は中國、四國、九州の探題の公用方なれば、矢張御直參同樣に候」と答へける。戸村、「然らば御城代諸司代御老中と夫々の公用人、何れも帶劍を御渡し成さるゝに、町奉行の公用人のみ御渡し成されぬは御身分でも違ひ候や」と言ひければ、平石は、「町奉行の公用人とて別段身分は違はず。併し乍ら赤川大膳殿には何程の御身分にて、帶劍の儘お目に懸れぬや。又此處は天一坊樣の御座の間近ければ、帶劍のならざるや。又大膳殿には御座の間近くより外へは御出席なされぬや。拙者は只赤川殿に御目に懸り、主人越前守の口上を述候へば、夫にて使者の役目は相濟む事なれば、假令御廊下の端御玄關の隅にても苦しからず、帶劍の出來る所にて御目に懸り度存候なり。此段御伺ひ下され」と申しけるにぞ、戸村も此詞に閉口し、大膳に右の次第を委しく咄せば、大膳はいよ〳〵驚き、迚も平石に對面は致し難しと、又々伊賀亮の居間に來り、「貴殿の眼力の通り越前守が使者と申す奴は、頗る秀才の者と見えたり。其譯は、今戸村が使者の間へ案内し、帶劍を預らんと申せ

しに、斯様々々の挨拶の山、拙者對面しなば、後々の障碍と成るべし。伊賀亮殿御大儀ながら御逢下さるべし」と又餘儀もなく頼むにぞ、伊賀亮も承知なし、「成程目の寄る所へ玉とは能くも申したり。越前守は能き家來を持ち羨まし」と譽めながら、戸村を呼び、「彼使者に、大膳殿は今日御上御連歌の御相手にて、御座の間より外へ出席成難し。同役山内伊賀亮非番なれば、代りて御目に懸らんと申し、使者の間へ通すべし」と言付られて、此趣を平石へ申し通じける。平石は伊賀亮と聞いて迷惑に思へども、今更詮方なく扣へ居る。頓て山内伊賀亮は、黒羽二重の小袖に繼上下を著け出來り申しけるは、「町奉行大岡越前守公用人平石次右衞門とは其方なるか。拙者は天一坊様重役山内伊賀亮なり。未だ越前守には對面せねど、勤役中大儀」と、然も横柄の言葉なり。平石次右衞門は平伏し、「御意の通り越前守が使者平石次衞門に候。天一坊様益御機嫌能く恐悦に存じ奉り候。越前守參を以て申上ぐべき處、當八山は奉行支配場にて、參上仕り兼候間、使者を以て申上げ奉り候。明日辰の上刻天一坊様越前守役宅へ入らせられ候様申上げ奉る」との口上なり。伊賀亮聞いて、「町奉行役宅は罪人科人の出入する穢の場所なり。左様な不淨の處へ天一坊様には入せられまじ。假令御入成さるゝとの御意ありとも、此伊賀亮に於て屹度御止め申すなり。此段立歸り越前殿へ申されよ」と云ふにぞ、平石は案に相違

しけれど、此儘にては天一坊には御役宅へ來らじと、言葉を改め申しけるは、「此度天一坊樣御身分調の儀に付ては、越前守申す事は、小石川御屋形の御言葉と心得よとの儀にて、越前守が言葉を背かるゝは卽ち上意を背くも同然の事なり」と云ふにぞ、伊賀亮も、「上意とあれば輕からざる儀なり。先一應伺ひの上返答致すべし。暫く扣へられよ」とて奥へ入り、良ありて再び出來り、次右衛門に向ひ、「町奉行大岡越前守より申越の趣伺ひし處、越前の申條なれども、公方樣の上意とあれば、如何にも其刻限に御出あるべしとの上意なり。明日は伊賀にも御供を仰付けられたれば、何れ越前殿に對面致すべし。宜しく申傳へ給はるべし」と言捨て奥へは入りたり。次右衛門はホツと溜息を吐き、門前より駕籠を急がせ、お役宅さして歸りける。

○越前守殿御役宅へ天一坊來る事
並與力同心無禮を働く事

扨も平石次右衛門はお役宅へ歸り來り、早速越前守の前に出づれば、越前守の曰く、「次右衛門其方に申付くべき事をつい失念したり。天一坊の家來に山内伊賀亮といふ器量人あり。渠に逢つては惡しかりしが、何人に逢ひしや」と尋ねらるゝにぞ、次右衛門いふ、「私も左樣に心

づき候ゆゑ、名差にて御重役赤川大膳殿へお目に懸りたしと申入れしに、赤川殿は御連歌のお相手にて、御座の間より外へ出席なり難き故、非番の山内伊賀亮が對面致すとて面談せしに、明日刻限通り參らるべしとの儀なり」と述べければ、越前守大に悅び、明日は大器量人の山内伊賀を越前が一言の下に恐れ入らせんものとぞ思はれける。爰に八山には次右衞門の歸りし跡にて、伊賀亮は役人を招き、「御上には天學お稽古中なれば、天文臺へ入らせらるゝなり。其用意すべし」と申付くるにぞ、役人は早速其用意をなし、先天文臺へは五色の天幕を張廻し、長廊下より天文臺まで猩々緋を布續けける。伊賀亮は天文敎導の役なればとて先に立ち、續て天一坊、常樂院天忠和尙、赤川大膳、藤井左京の五人にて進み行きけり。扨臺上へ登りて伊賀亮は四人に向ひ、「町奉行越前守より使者を以て明日我々を呼寄するは、多分召捕る了簡と見えたり」と述べければ、大膳は肝を潰し、「果して大事の露顯なす上は、是非に及ばず皆々切腹なさん」といふ。伊賀亮又云ふやう、「未だ二度は切拔ける事も有るべし、早計給ふな。明日大膳殿には先驅なれば、某が警戒むべき事あり。其は越前守の役宅にて必ず無禮を働くべし。決して怒を發し刀などに手を掛給ふな。町奉行の役宅にて劍戟の沙汰に及べば、不屆者と召捕りて繩を掛けん。呉々も怒を愼み給へ」と云含め、猶種々と密談に及びし内、既に黄昏に成りしかば、

伊賀亮は四方を屹と見渡し大に驚き、「大膳殿、品川宿の方に當り火の光見ゆるが、那を何とか思はるゝや」と問へば、大膳是を見て、「那こそは縁日抔の商人の燈火ならん」といふに、伊賀亮首を打振り、「否々然に非ず。夫等の火光は人氣和融なれば、自然と空へ丸く映るべきに、今彼光は棒の如く尖りて映れり。是人氣勇烈を含むの氣にて、火氣と云ひ、旁々我々を召捕へんとて、出口々々を固めたる人數の篝火なるべし。此人數は凡そ千人餘ならん」と、又一方を見渡し、「深川新地の端より品川沖まで燈火の見ゆるは、何舟なりや」と問ふ。大膳、「那こそ白魚を漁る舟なり」と云へば、伊賀亮大に打笑ひ、「那燈火も矢張我々を召捕らん爲、舟手にて固めたる火光にして、其間に丸く見ゆる燈火こそ全くの漁船なり。海陸とも斯くの如く手配せしは、越前が我々を召捕るべき手筈と見えたり」と聞いて、四人は色を失ひ、各々顔を見合せて、「然らば今宵の内に皆々自殺なさん」と云へば、伊賀亮推止め、「未だ驚くに及ばず。明日こそは器量人の越前を此伊賀が閉口させて見すべければ、呉々も大膳殿明日は怒を發し給ふな」と戒め、夫より翌日の支度にぞ掛りける。早其夜も明けて卯の上刻となれば、赤川大膳先驅として、徒士四人、先箱二つ、鳥毛の一本道具を駕籠の先へ推立て、長棒の駕籠に陸尺八人、侍六人、後箱二つ、引馬一疋、長柄、草履取、合羽等にて、數寄屋橋内町奉行の役宅へ來り、門前にて駕籠を下し

表門へ掛りける。此時大膳は熨斗目麻上下なり。既にして若黨潜門へ廻り、「徳川天一坊様の先驅赤川大膳なり。開門せられよ」と云ふに、門番は坐睡し乍ら、「何赤川大膳ちやと、天一坊は越前守が吟味を受くる身分なり。其家來に開門は成らぬ、潜より這入るべし。彼是云はば縄目に及ぶぞ」と云ふに、大膳斯くと聞いて、伊賀亮が戒めしは爰なりと思ひ、大膳一人潜より入り、家來は殘らず門外に殘し置き、玄關へかゝれば、取次として平石次右衞門出來り、大膳を伴うて間毎々々を經庭へ下り、向の物置部屋へ案内したり。爰には數十人の與力同心番をなし、言語道斷の無禮を働くにぞ、大膳は元來短氣の性質なれば、無念骨髓に徹すれども、伊賀亮が戒めしは此所なりと憤怒を堪へて居たりける。斯くて八山の天一坊が行列には、眞先に葵の紋を染出せし萌黃緞子の油單を掛けたる長持二棹、黑羽織の警固八人、長持預り役は熨斗目麻上下の侍一人、其後は金葵の紋附けたる栗色の先箱には紫の化粧紐を掛け雁行に並べ、絹羽織の徒士十人宛二行に並び、黑天鵞絨へ金葵の紋を縫出せし袋を掛けたる長柄は、金の葵唐草の高蒔繪にて紫縮緬の袱紗にて、熨斗目麻上下の侍持行く、同じ出立の手代一人引添ひたり。又麻上下にて股立取つたる侍十人宛二行に並ぶ。次に縮熨斗目に紅裏の小袖麻上下にて股立取りたるは、何阿彌とかいふ同朋なり。さて天一坊は飴色網代の蹴出付黑棒の乗物にて、駕籠

脇十四人、熨斗目麻上下にて股立とり、後より沓臺持一人、黒塗に金紋付の後箱紫の化粧紐を掛け、乗物の上下には朱の爪折傘二本を指掛け、簑箱一つ、虎の皮の鞍覆ひたる引馬一疋、黒天鵞絨に白く葵の紋を切付けたる鞍覆馬一疋、供鎗三十本、其餘雨掛、合羽駕籠、茶瓶等なり。續いて常樂院天忠和尚四人徒士にて、金十六菊の紋を附けたる先箱二つ打物を持せ、朱網代の乗物にて、陸尺六人駕籠脇の侍四人、後箱二つ、何も紫の化粧紐を掛けたり。黒羅紗の袋を掛けたる爪折傘に、草履取、合羽駕籠等也。引續いて藤井左京も四人徒士にて、長棒の駕籠に乗り、若黨四人黒叩き十文字鎗を持せ、長柄傘、草履取、合羽駕籠等なり。少し後て山内伊賀亮は、白摘毛の鎗を眞先に押立て、大縮熨斗目麻上下にて馬上なり。尤も若黨四人、長柄、草履取、合羽駕籠等相添ひ、右の同勢にて八山を出で、「下に〳〵」と呼り、數寄屋橋を指して練來る。然るに往來の横々は木戸を〆切り、町内の自身番屋には鳶の者火事裝束にて相詰めたり。程なく惣人數は數寄屋橋御門へ來しに、見附は常よりも警固の人數多く、既に天一坊の同勢見附へ這入ば、門を〆切り、夫を相圖に外郭の見附は何も〆切りたり。斯くて越前守の役宅へ近付きければ、「只今天一坊樣入せられたり。開門せよ」と呼れば、此日は池田大助門番を勤め、「何天一坊が參りしとや。天一坊は越前守が吟味を受くる身分、開門は相成らず、潛より這入れ」と云

ふに、徒士等之を聞いて膽を潰し、其旨供頭の伊賀亮へ告げければ、伊賀亮は天一坊の乘物の側へ來り「奉行越前は將軍の御名代なれば、開門致さぬとの事、潛より御通り然るべく存じ候」と申しければ、天一坊は、「父君の名代と有れば、是非に及ばず潛より通る可し」と云ひて、乘物を下り沓を穿きて立出でける。其衣服は葵の紋を織出したる白綾の小袖を著用し、其下に柿色綾の小袖五つを重ね、紫の丸絎を締め古金襴の法眼袴を穿ち、上には顯文紗の十徳を著用し、手に金の中啓を持ち、頭は惣髮の撫附にて、威風近傍を拂て徐々と進行く。續いて常樂院天忠和尚は紫の直綴を纏ひ、蜀江錦の袈裟を掛けて、手に水晶の念珠を爪操りたり。其後は藤井左京麻上下にて、續いて山内伊賀亮は上下なり。四人の者潛より入りて、玄關敷臺の眞中を悠然として歩行く。門内には與力同心數十人、スハと云はゞ搦捕らんと扣へたり。

○大岡越前守殿伊賀亮の名を咎むる事
並山内伊賀亮大言卽答の事

既にして天一坊玄關へ來りければ、取次案内として平石次右衛門出迎へ平伏し、先に立ちて案内す。天一坊は沓の儘にて次右衛門に伴られ行くに、常樂院は天一坊の未だ沓を脱がざるを見

て其前へ走寄り、沓へ手を掛ければ、天一坊は常樂院を見るに、早沓を脱ぎたり。また後を振返り伊賀亮左京をも見るに、何も履物を穿かざれば、天一坊も沓を拔ぎ捨てける。夫より案内に從ひ行き、遙向を見れば、一段高き床を設け、其上に越前守忠相丸に向ふ矢車の定紋を付け、繼上下にて扣へ、左右に召捕手の役人數多竝び居るにぞ、如何なれば大坂御城代を始め京都所司代御老中の役宅にても自分を上座に据ゑしに、越前守のみは自ら高き處に著座なすやと不審に思ひつゝ立止れば、此時越前守には、先達て伊豆守殿役宅にては間も隔ちし故、若見違もやせんと思ひしが、今天一坊の面貌を熟視るに、聊か相違なければ彌偽物に紛なしと見究めしも、未だ確なる證據なき故召捕ること叶はず、如何はせんと思ひしが、屹として大音に、「天一坊下に居れ。此賣僧坊主、餘人は欺くとも此越前を欺かんとは不屆至極なり」と叱付くれば、天一坊は莞爾と打笑ひ、「越前は逆上せしと見えたり。近頃まで三百俵の知行なりしが、三千石の高祿になり、當時町奉行を勤め、人々尊敬すればとて慢心增長なせしか。若予が答を爲さば不憫や其方切腹せねば成るまじ。唯聞流にして遣さんに、篤と勘考すべし」とて、悠然と扣へければ、頓て常樂院を始め皆々著座なす。時に常樂院天忠和尙進出で、「越前守殿には只今上へ對し、賣僧坊主偽物なりとの過言を出さるゝは何故なるぞ。大坂京都及び老中の役宅に於

て、將軍の落胤に相違なしと確認の附きしを、足下のみ左樣に云はるゝは如何なり」と云ふに、越前守、「假令大坂御城代竝に御老中迄將軍の落胤なりと申さるゝも、此越前が目には僞物に相違なしと思はるゝ」といふ。常樂院又云ふやう、「夫は越前守殿の上を委しく承知なされぬ故なり。兎角に知らぬ事は疑心の發るもの、然ば拙僧が詳細く認めて御目に掛けん」と筆を取出し、

　佐州相川郡尾島村淨覺院門前に捨子にならせられしを、此天忠拾ひ上げ參らせ御養育なし奉りしが、其後天忠美濃國各務郡谷汲郷長洞山常樂院法華寺へ轉住すれば、御成長の地は美濃國なり。

と認め差出すに、越前守は是を受取り再三見終り、「如何にも斯樣に委しき證據あれば概略は知れたり」と云ひつゝ、又熟思案するに、斯る事に繫り居ては面倒なり、伊賀亮めを呼出し、渠を恐入らせんとて大音に、「御城代所司代竝に御老中の役宅にて喋々と饒舌りし者は此席に居るや、罷出でよ。吟味の筋あり」と呼れば、伊賀亮は最前より、餘人に尋ねんより我に問へば、我一言の下に越前を屈服させんと待つ處なれば、今此言を聞いて進み出で、「京都大坂竝に老中の役宅にて取切つて應答せしは拙者なり」と云ふにぞ、越前守は、「其方なるか。然らば手札を出すべし」と云ふに、伊賀亮懷中より手札を差出す。越前守は手に取り熟見て、「其方の名前

は山内伊賀亮か」と尋ねられしに、「如何にも左樣なり」と答ふ。越前守推返して、「伊賀亮といふ文字は其方心得て附けたるや。又心得ずして附けたるや」と尋ねらるゝに、伊賀亮、「其儀如何にも心得あつて附けし文字なり」と答ふ。越前守また、「心得有りて附けたりと有らば、尋ぬる仔細あり。此亮と云ふ文字は則ち守といふ字にて、取も直さず其方の名前は山内伊賀守なり。天一坊の家來にて何をもつて守と名乘るや」と咎むれば、伊賀亮答へて、「越前守殿よく聞かれよ。此伊賀亮の身分は、浪人は愚か如何に零落するとも、正四位上中將の官は身に備りたり」と云ふにぞ、越前守は大音聲に、「默れ伊賀亮、其方以前は九條家の家來と有れば、正四位上中將の官爵も有るべけれど、退身すれば官位は措かねばならぬ筈なり。然るを今天一坊の家來なりとて、正四位上中將の官位にて山内伊賀亮と名乘るは不屆なり」と叱附くれば、伊賀亮からからと打笑ひ、「越前守殿には承知なき故疑有るも道理なり。此伊賀亮の身分に正四位上中將の備りある次第を咄さん。拙者は九條家の家來なり。一體公家方は官位高く祿卑きものゆゑに、聊か役に立つ者有れば諸家方より臨時お雇ひに預る事あり。拙者九條家に在勤中は、北の御門へ御笏代に雇れ參りし事折々なり。この北の御門とは四親王の家柄にて、有栖川宮、桂宮、閑院宮、伏見宮を四親王と稱す。當時は伏見宮を除き三親王なり。此伏見宮を稱して北の御門

と云ふ其譯は、天子に御世繼の太子在さぬ時は、北の御門御夫婦禁庭へ入る。宮樣御降誕あれば復び北の御門へお歸あるなり。扨御門の御笏代を勤むる事は、正四位上中將の官ならでは能はず。其時には假官をなし大納言と爲すなり。扨御笏代とは北の御門參殿の節、笏にて禁中の間每々に垂れ有る簾を揚げて通行在せらるゝ事にて、恐多くも龍顏を拜し給ふ時は此笏を持つ事の叶はぬ故、御笏代とて御裾の後に笏を持ち扣居て、餘所ながら玉體を拜するを得る者なり。拙者先年多病にて勤仕なり難きゆゑ、九條家を退身の節北の御門へ奏聞を遂げしに、御門は御略體にてお目通りへ召され、伊賀亮其方は予が笏代をも勤め龍顏をも拜せし者なれば、縱令九條家を退身し何國の果へ行くも、存命中は正四位上中將の官より下らず。死後の贈官正二位大納言たる可しとの尊命を蒙れば、伊賀亮此末非人乞食と成り果つるも、官位は身に備れば伊賀亮の亮の字も心得て用ひ候なり」と、辯舌滔々と水の流るゝ如くに述べければ、流石の越前守も言なく暫時扣へられしが、稍有つて伊賀亮に向ひ、「其方の身分委しく聞けば尤もなり。併し天一は僞物に相違なければ召捕るべし」といふに、伊賀亮容を改め、「越前守殿何故に天一樣を僞者と云はるゝや」と尋ねければ、越前守、「然ば僞者に相違なきは、此度將軍へ伺ひしに、毫も覺なしとの上意なれば、天一は僞者に紛なしと云ふなり」と。伊賀亮是を聞き、將軍には

覺なしとの上意合點參らず。正しく德太郎信房公御直筆と、墨附及び御證據の御短刀あり。又天一樣には將軍の御落胤に相違なきは、其御面部の瓜を割りたるが如きのみか、御音聲迄も其儘なり。是御親子に相違なき證據ならずや。今一應將軍へ御伺ひ下されたし。能々御勘考遊ばされなば、屹度御覺有るべし」と述べれば、越前守は大音に「伊賀亮默れ。天一坊の面體よく將軍御幼年の御面部に似しのみならず、音聲まで其儘とは僞者め。其方紀州家の浪人ならばいざ知らず、九條家の浪人にて將軍の御音聲を知るべき筈なし」と咎められしに、伊賀亮は嘲笑ひ「御面部また御音聲まで似奉る事お咄し申さんに、紀州大納言光貞公の御廉中は九條前關白太政大臣の姫君にてお高の方と申す。其お腹に誕生ましゝしは則ち當將軍吉宗公なり。御幼名を德太郎信房君と申せし砌、拙者は虎伏山竹垣城へ九條殿下の使者にて參り、お手習和學の御敎導をも爲せし故、御面部は勿論御音聲までも能く承知致せばこそ、將軍の公達に相違なしとは云ひしなり。如何に越前守殿お疑ひは晴れしや」と言詰めるに、越前守は亦言なく、何を以て此伊賀亮を言伏せんやと、暫く工風を凝して居られける。

○越前守殿伊賀亮と網代問答の事並天一坊八山へ歸る事

扨も大岡越前守は再度まで伊賀亮に言伏せられ、無念に思へども詮方なく、暫時思案ありけるが、屹度天一坊の乘物に心付き、心中に悅び、此度こそは閉口させんと伊賀亮に打對ひ、「天一坊は將軍の公達ならば、官位は何程なるや」と問ふに、伊賀亮、「最初の官なれば宰相が當然なり」と答ふ。越前守又、「宰相は東叡山の宮樣と何程の相違ありや」と問ふに、伊賀亮、「宮樣は一品親王なり。夫一品の御位は官外にして、日本國中三人ならではなし。先天子の御隱居遊されしを仙洞御所と稱し一品親王なり。又天子御世繼の太子を東宮と云ひ、是又一品親王なり。又東叡山の宮樣は一品准后にして、准后とは天子の后に准ずる故に、准后の宮樣とは云ふなり。然れば宮樣の御沓を取る者の位さへ、左大臣右大臣ならでは取る事叶はざれば、御登城には御沓取なくお乘物を玄關へ横付にせられ、西湖の間にて將軍に御對顏あれば、お沓はお用ひなし。故に宮樣と宰相とは主從のごとけれど、今少し官位の相違有らんか」と答へける。越前守是を聞れ、「然らば天一坊を召捕れ」といふ。伊賀亮また、「何故に天一樣を召捕れと云はるゝや」と云はせもあへず越前守大音に、「飴色網代蹴出黑棒の乘物は、勿體なくも日本廣しと雖も東叡山

御門主に限るなり。然程に官位の相違する天一坊が、宮樣に齊しき乘物に乘りしは不屆なれば、召捕れと云ひしなり」此時伊賀亮からく〳〵と打笑ひ「越前守殿左樣に知らるゝなら、尋ぬるには及ばず。又知らざれば尋ねらるゝ事もなき筈なり。今伊賀亮が此所にて飴色網代のお咄申さんに、先將軍の官職より說出さゞれば解し難し。抑將軍に三の官あり、一は征夷大將軍とて、二百十餘の大名へ官職を取次ぎ給ふの官なり。尤も小石川御館のみは直に京都より官職を受くるなり。二は淳和院とて、日本國中の武家を支配する官なり。三は奬學院とて總公家を支配する官職なり。然れど江戶にて斯く京都の公家を支配する譯は、天子若し關東を圖らせらるゝ事有りては、德川の天下永く續き難き故、東照神君の深慮を以て比叡山を江戶へ移し、鬼門除に致したしと奏聞ありしが許されず。二代の將軍秀忠公へ此事を遺言せられしに、秀忠公も亦深慮を廻され、京都へ御緣組遊ばし、其上にて事を計はんと、姬君お福の方を後水尾院の皇后に奉る。之を東福門院と稱し奉り、此御腹に二方の太子御降誕ましく〳〵ける。其末の太子を關東へ申降し給ひ、比叡山延曆寺を關東へ移し、東叡山寬永寺を建立す。是宮樣の始にて、一品准后の宮と稱し奉り、天子御東伐ある時は、宮樣を天子として御綸旨を受くる爲なり。然れども天子には三種の神器あり。此中何れにても闕ければ御綸旨を出す事能はざるなり。故に三代

將軍家光公武運長久を祈る爲と奏聞有りて、草薙の寶劍を降借せられ、其後返上なく東叡山に納めたり。夫寶は一所に在りては寶成らず、故に慈眼大師の御遷座と唱へ、毎月晦日に三十六院を廻るは卽ち此寶劍の事なり。尤も大切の寶物ゆゑ、闇の夜ならでは持歩く事ならず。依て月の晦日は闇なれば、假令晝にても燈火照して御遷座あるは此譯なり。斯くの如く宮樣の御身分は今にも天子に成せ給ふや、又御一生御門主にて在せらるゝや定めなき御身の上なれば、お乘物の中を朱塗になし、其上に黑漆を掛けるは、是日輪の光に簇雲の覆りし容を表したるにて、是を飴色網代蹴出黑棒の乘物といふ。今天一坊樣の御身も御親子御對顏の上は、西丸へ直らせらるゝや、又御三家格なるや、將會津家越前家同樣なるや、抑御譜代竝の大名に成せ給ふや定めなき御身分ゆゑ、朱塗の上に黑漆を掛けて飴色網代に仕立てしは、此伊賀亮が計ひなり。如何に越前殿此儀惡しかるべきや」と問詰めれば、越前守は言なく、無念に思へども理の當然なれば、齒を切齒りて扣へられしが、稍ありて、「然らば證據の御品拜見せん」と云ふに、伊賀亮は天一坊に向ひ、「奉行越前御證據の御品拜見願ひ奉る」と云ひければ、天一坊は「奉行越前へ拜見許す」と云ふに、頓て藤井左京長持の錠を開けて二品を取出し、越前守の前へ出す。越前守は覆面もせず先墨附を拜見するに、將軍の直筆に相違なく、亦短刀を拜見するに、疑もなき

天下三品の短刀にて、縁頭は赤銅斜子に金葵の紋散、目貫は金無垢の三疋の狂獅子、作は後藤祐乘にて、鍔は金の食出し、鞘は金梨子地に葵の紋散、中身は一尺七寸、銘は志津三郎兼氏なり。是は東照神君が久能山に於て御十一男紀州大納言常陸介賴宣卿へ下されし物なり。又同じ拵にて備前三郎信國の短刀は、御十男尾張大納言義直卿へ、又同じ拵にて左兵衛左文字の短刀は、御十二男水戸中納言左衛門尉賴房卿へ下されたり。是を天下三品の御短刀と稱す。斯くて越前守は拜見し終りて故へ收め、俄に高き床より飛下り低頭平身して、「斯くの如き御證據ある上は疑もなく將軍の御息男に相違有るまじく、越前役儀とは申乍ら上へ對し無禮過言を働き、恐れ入り奉る。何卒彼方へ入らせらるゝ樣に」と襖を明くれば、上段に錦の褥を敷き、前には簾を垂れて天一坊が座を設けたり。頓て赤川大膳をも呼來り、簾の左右には伊賀亮、常樂院、其次には大膳、藤井左京等並居る。此時越前守は遙末座に跪きてお取次を以て申上げ奉る、「役儀とは申し乍ら、上へ對し無禮過言の段、恐れ入り奉る。是に依て越前差扣へ、餘人を以て吉日良辰を選み、御親子御對顏の御式を取計ひ申すべく」と云ひければ、伊賀亮此由披露に及ぶ。簾の中より天一坊は、「越前目通り許す」との言にて簾をきり〱と卷上げ、天一坊堂堂と越前守に向ひ、「越前予に對し無禮過言せしは、父上の御爲を思ひてなれば差扣には及ばず。

計ひ申すべし」と云へば、伊賀亮も、「越前片時も疾く父上に對面の儀取計ふべし」と有れば、越前守は恐れ入りて、「有難き上意を蒙り、冥加に存じ奉る。近々御對顏の儀取計ひ申すべければ、夫までは八山御旅館に御休息ある樣願ひ奉る」と云へば、伊賀亮も、「越前殿吳々も取急ぎて、御親子御對顏の儀賴み入る」と言ふに、越前守には、「何れにも近々の内取計ひ申すべし」と返答に及ばれける。是より歸館を觸出して、天一坊は直樣敷臺より乘物にて立出づれば、越前守は徒跣にて門際まで出でて平伏す。駕籠脇少し戸を引けば、天一坊は、「越前居るか」と云ふに、越前守ハッと御請を致されたり。斯くて天一坊は威光熾盛に、「下に下に」と呼りつゝ、芝八山の旅館を指して歸りける。此時大岡越前守には、八山の方を睨付けて呍と斗氣絕せしかば、公用人を始め家來等驚いて打寄り、氣付藥を口へ吹込み顏に水を灌ぎなどしければ、漸々にして我に復り、ホッと息を吐乍ら、「今日こそは伊賀亮を閉口させんと思ひしに、渠が器量の勝れしに却つて予が閉口したれば、餘り殘念さに氣絕したり」と切齒をなして憤られしも、道理なる次第なり。

○越前守殿病氣屆自身探索の事
並平石吉田の兩士紀州へ出立の事

去程に大岡越前守は、今日こそは山内伊賀亮を恐入せ、天一坊始め殘らず召捕らんものをと手當に迄及びしが、思ひの外伊賀亮に言伏せられ、返答にさへ差閊へたれば、一先恐入つて天一坊に油斷させ、自ら病氣と披露し、其内に紀州表を調べんものと、池田大助を呼んで御月番の御老中へ病氣の御屆を差出させ、又平石次右衞門を呼んで八山へ使者に遣しける。八山にては天一坊を始め常樂院、藤井左京等打寄りて、越前を恐入らせし上は外に氣遣ふ物なし、近々の中には越前の取計にて御對顏あるに相違なし、事大方成就せりと悅びける。伊賀亮は少も悅ぶ色なく、鬱々とせし有樣なれば、大膳は伊賀亮に打向ひ、「今日町奉行越前を恐入らせしからは、近日事の成就せんと皆々悅ぶ其中に、貴殿一人愁ひ給ふは何なる仔細に候や」と尋ねければ、伊賀亮は、「成程各方には、今日越前が恐入りしを見て實に閉口屈伏したりと思はるゝならんが、此伊賀亮が思ふには、今日越前の恐れ入りしは僞にて、多分病氣を申立て引籠るべし。其内に紀州表を調ぶるは必定、越前が恐入りしはこの伊賀亮が爲に一苦勞なり」と云ふに、

大膳始め皆々驚愕き、「然らば越前が恐入りしは僞なるか。此後は如何して宜らん」抔案じけるに、伊賀亮笑ひて、「越前手を變へて事を爲さば、我又其裏をかく詮方あり」と皆々に物語る處へ、取次戸村馳來り、「只今町奉行方より平石次右衞門使者に參り、口上の趣意には、天一坊樣御歸後、越前氣脱致し候や、癪氣さし起り候に付、今日より引籠り候との由なり」と云ふに、伊賀亮是を聞いて、「扨こそ只今申通り、我々を召捕る了簡と相見えたり」と云へば、皆々伊賀亮が明察を感じて止まざりしと。扨も越前守は若黨草履取を供に連れ紀州の上屋敷へ到り、門番所にて尋ねらるゝ樣、「此節加納將監殿には江戸御在勤なるや」といふに、門番答へて、「加納將監殿には三年以前死去せられ、只今は御子息大隅守殿御家督に候」と言ひければ、一禮を述べ、加納大隅守殿の長屋を聞合せ、直樣宿所へ赴き案内を乞ひ、「大隅守殿へ御目通り仕り度儀御座候に付、町奉行越前守推參仕り候。御取次下さるべし」と云ふに、取次の者此由を通じければ、大隅守殿早速對面あり。此時越前守には、「卒爾ながら早速伺ひ申し度は、今より廿三年以前御召使に、澤の井と申す女中の御座候ひしや」と聞くに、大隅守殿申さるゝは、「親將監三年以前に病死致し、私家督仕り候へども、當年廿五歳なれば、廿三年跡の事は一向辨へ申さず」と答へらる。越前守推返して、「然らば御母公には御存命に御座候や」と申さるゝに、大隅守殿、

「拙者儀は妾腹にて、養母は存命いたし候へども、當年八十五歳にて、御逢なされ候とも物の役には立ち申さず」と言はるゝに、越前守、「御老體御迷惑とは存候へども、御目通り願ひ度く候」と言はるゝに、大隅守殿は據なく奥へ行かれ、養母正榮尼に向ひ、「只今奉行大岡越前守殿參られ、御目通り願ひ候が、定めて御政事の事なるべし。母上には御當病と仰せられ、御逢なされぬ方宜しからん」と云ふに、正榮尼、「いやとよ。奉行越前守殿折角來り給ふを、對面せぬも無禮なり。逢ひ申すべし。大隅心遣ひ無用なり。假令何事を申す共八十五歳の老人、後々の障になる事は申すまじ。よし申すにもせよ、老耄致し前後の辨無しと申さば、少しも其方の邪魔には成り申すまじ。氣遣無く此方へ案內致す可し」と申さるゝ故、大隅守殿には越前守を案內せられ、老母の居間へ來らる。越前守殿正榮尼に初めての對面より、時候の挨拶を述べ、次に、「御六かしくとも御母公へ伺ひ度儀あり。此二十二三年以前に御召使の女中に、澤の井と申す者候ひしや」と尋ねらるゝに、母公答へて、「私共紀州表に住居致し候節、召使の女も五六人づつ置き候が、澤の井、瀧津、皐月と申す名は私家の通名にて候故、何の女なりしや一向に分り兼候」と云ふ。越前守、「然らば其中にて御家に御奉公長く勤め候女中御座候や」とあるに、母公、「然ば和歌山在西家村の神職伊勢が娘の菊と申す者、私方に十五年相勤め候。此外に長く居りし

者なく、其菊と申すは當時伊勢の妻に成りしと承り候」と云はるゝに、越前守更に手懸なく、「然らば廿二三年跡の澤の井が證文御座候や」と聞きけるに、正榮尼申しけるは、「奉公人の證文は一通も御座無く、斯樣に計り申しては何か御不審も有るべけれど、紀州の國法にて、男女共に主人方にては奉公人の宿を存じ申さず。其譯は、和歌山御城下に奉公人口入所二軒あり、男の奉公人は大黑屋源左衞門世話致し、女は榎本屋三藏世話にて、此二軒より主人方へ證文差出し抱へ候にて、主人方にては一向奉公人の宿を存じ申さず。親元よりは口入人の方へ證文を出し候由承り候。然ば奉公人の宿を御尋成され候には、紀州表にて口入人を御調べなされずば相分り申すまじ」と云ふに、越前守委しく承り、「左樣ならば紀州表へ參らずば相分り申すまじ。然らば御暇申すべし」と一禮述べ、急ぎ御役宅へ立歸り、公用人平石次右衞門、吉田三五郎を呼出し、「其方兩人は是より直樣紀州表和歌山へ赴き、大黑屋源左衞門、榎本屋三藏の兩人を調べ、澤の井が宿を尋ね、天一坊の身分を糺し參るべし。萬一澤の井の宿榎本屋三藏方にて分り兼候はゞ、和歌山在西家村の神職伊勢の娘菊と申す者、加納將監方に十四五年も相勤め居り候由なれば、此者を呼出しなば手懸にも相成るべし、此旨心得置くべし。此度の儀は國家の一大事、家の安危なるぞ。急げ〳〵。途中は金銀を惜むな。喩にも、黃金乏しければ交り薄しと云へ

り。女子と小人は養ひ難しとの聖言を守るな」と委細に申付けられしかば、次右衛門、三五郎の兩人は、主命畏り奉ると、早速先觸を出し、直樣桐棒駕籠に打乘り、白布にて鉢卷と腹卷をなし、品川宿より道中駕籠一挺に人足二十三人を付添へ、酒代も澤山に遣す程に、急げ〳〵と急立てける。御定法の早飛脚は江戸より京都まで二日二夜半なれども、此度は大岡の家改易に成るか、又立つかの道中なれば、金銀を散財して急がせける程に、百五十里の行程を二日二夜半にて紀州和歌山へ著しける。此時和歌山の町奉行鈴木重兵衛出迎へ、彼奉行所本町東の本陣に旅宿致させけるに、次右衛門、三五郎の兩人は休息もせず、鈴木重兵衛へ申達し、大黑屋源左衛門、榎本屋三藏の兩人を呼出し、澤の井の宿所を尋ねしに、大黑屋源左衛門は、「男のみ世話する故、女の奉公人の儀は存じ申さず」との事なれば、然ばとて榎本屋三藏に澤の井が宿所を糺しけるに、「親三藏は、近年病死致し、私は當年二十五歳なれば、二十二三年跡の事は一向覺なし」と云ふにぞ、「然らば二十二三年前の奉行人の宿帳を調ぶべし」と申付くるに、「三年以前に隣家より出火致し、古帳は殘らず燒失致し候」と云ふ故、少も手懸り無ければ、次右衛門、三五郎は三藏に向ひ、「和歌山に西家村と云ふ處有りや」と云へば、「是より一里許在に候」と答へけるにぞ、寺社奉行へ達し、西家村の神職伊勢同人妻菊同道にて、東の御本陣へ罷り出でべき

申すべし」とて、夫より夫婦支度をなし急ぎ本陣へ赴きけり。

○平石次右衛門吉田三五郎苦心調の事
並　澤の井墓詮議の事

神職伊勢は、女房菊同道にて東の本陣へ到り、此由通じければ、早速兩人を呼出さる。吉田三五郎は伊勢に向ひ、「西家村の神職伊勢、同人妻菊と申すは其方なるか」と云ふに、「漣で御座る」と答へける。又押返して、「伊勢の妻菊と申すは其方なるか」と尋ぬるに、只々、「漣で御座る」と答へ、一向に分り兼ぬれば、平石次右衛門心付き、「伊勢には舞太夫を致さるゝや」と尋ねけるに、「御意の通り舞太夫を仕り候」と答へければ、「然ば妻女の名前を漣太夫と申さるゝや」と聞くに、「何樣左樣に候」と答へける。此時次右衛門、「漣太夫に尋ねる儀あり。其方事は加納將

監方に數年奉公したりと聞く。實以て左樣なるや」と尋ねければ、菊は、「一向存じ申さず」と云ふに、押返して、「將監方に奉公致したるに相違有るまいな」と尋ねるに、「更に存じ申さず」と答へければ、「否々二十二三年跡其方奉公中、朋輩に澤の井と申す女中有りしを存じ居るべし」と尋ねけれ共、「一向存じ申さず」と云ふに、次右衛門は、是は伊勢より女房に口留したるに相違なしと心付きたれば、懐中より小判十枚取出し、紙に包みて差出し、「漣どの、此金子は將軍樣より其方へ下さるゝ金子なれば、有難く頂戴致されよ」とて渡し、更めて申しけるは、「當將軍樣には加納將監方にて御成長遊ばし、御幼名を德太郎樣と申し、其方には厚く世話になり給ひし由、依て此金子を遣せとの上意なり。又澤の井をも召出し御褒美下さるゝとの儀にて、我我澤の井の宿を調べに參りしなり。其方存じ居らば敎へ申すべし」と和かに諭しければ、菊は十兩の金を見て心打解け、「成程考へ候へば加納將監樣の呉服の間に、澤の井と申して甚だ不器量の女中御座候やに存じ候。去乍宿の儀は存じ申さず」と面なげに云ふを、次右衛門は聞いて、「然ば澤の井の宿を存じたる者は無きや」と尋ぬるに、菊は暫く考へ、「成程其節小買物を致し候惣助と申す者、澤の井に賴まれ手紙を持ちて折々宿へ參りし事有り」と云ふに、「其惣助と申す者は當時何方に居るや申聞すべし」といへば、「只今は御普請奉行小林軍次郎樣方に中間奉公致し

居り候」と申すにぞ、「然ばとて早速使を仕立て、御差紙を以て小林軍次郎召使惣助同道にて、早々本陣へ罷り越すべき旨申達せしに、軍次郎は大に驚き、惣助を腰縄にて召連れ來れば、直に惣助を呼出し、「其方事加納將監方に奉公中、澤の井と云ふ女中に賴まれ、手紙使に折々宿へ參りし由、定めて澤の井の宿を存じ居るべし。何方に候や」と尋ねけるに、「一向に覺え御座なく候」と答へける。吉田三五郎懷中より又金子十兩を取出し、菊へ渡して、「此金子を其方より惣助へ遣し、澤の井の宿を尋ね呉れよ」と言ひければ、菊は惣助に向ひ、「此金子は德太郎樣より其方に下さるゝとの御事にて、澤の井樣をも召出し御褒美下さるゝ筈なれ共、今は宿を知りたる者なし。お前は賴まれて度々お宿へ參りし事あれば、能々考へて御役人樣へ申上げられよ」と聞き、惣助も十兩の金子を見て肝を潰し、頻に金の欲しさに樣々と考へ、「成程澤の井さんに賴まれて折々手紙を持參りしが、其頃澤の井さんの申すには、糸切村の茶屋迄持つて行けば、宿へは直に屆くと申されしゆゑ、茶屋迄は度々持參りし」と云ふにぞ、「能くこそ知らしたり」とて、彼十兩は惣助へ遣し、「然らば惣助を案內として、其糸切村へ參らん」と支度をなし、神職夫婦には暇を遣り、次右衞門、三五郎、寺社奉行差添ひ、小林軍次郎、郡奉行遠藤喜助同道にて、夜四つ時過より淡島道五十町一里半を、揉に揉んで丑滿の頃漸々にて糸切村へ著し、彼茶

見世を、「御用々々」と叩き起せば、此家の亭主何事にやと起出づるに、先惣助亭主に向ひ、「廿二三年跡に澤の井樣より手紙を賴まれ、毎度賴み置きし事有りしが、其手紙は何方へ屆けしや」と尋ねけるに、亭主答へて、「私方は道端の見世故、在々へ賴まれる手紙は日々二三十本程も有れば、一々に覺え申さず。殊に二十二三年跡の事なれば猶更存じ申さず」と答へけるに、いよいよ澤の井の宿所の手懸りなく、是に依て次右衞門、三五郎の兩人は色を失ひ、斯く迄千辛萬苦して調ぶるも手懸を得ず、此上は是非に及ばじ、此旨江戶へ申送り、我々は紀州にて自殺致すより外なしと覺悟を極めしが、三五郎不圖心付き、懷中より又金十兩取出し亭主に向ひ、「其方澤の井の手紙を賴まれ宿へ參らず共、村名位は覺の有りさうな物なり。今十兩遣す程に、能々考へて思ひ出せ」と申すにぞ、亭主は金を見て、思ひも寄らず十兩に有付く事と、兩手を組んで樣々と思案をし、稍暫く有りて思出しけん申す樣、「澤の井殿の宿の村名は、私の弟の名の字の上へ付け候樣に覺え申候」と云ふに、「其方の弟は名を何と申すや」と尋ぬるに、「弟は平五郎と申し候」と答へけるに、郡奉行へ談じ急ぎ平の字の付きたる村々を調べさせけるに、十三ヶ村有れば、是を始より一々亭主へ讀聞かすに、平澤村と云ふに到りて亭主礑と手を拍ち、「其村で御座候」といふに、「然らば是より平澤村へ立越えん」と、爰にて大勢支度をし、先平澤

扨此平澤村と云ふは村へ先觸を出し、其後より百五十人餘の同勢にて平澤村指して急ぎける。高二十八石、家數僅二十二軒にて困窮の村なり。澤の井の事に付ては是迄度々尋ね有りしか共、懸合を恐れ村中相談なし、何時も知らぬ趣旨を申立て通したりとぞ。然ば平澤村には先觸來れば、又例の澤の井の調なるべし、是迄の通り村中少しも存じ申さずと言放し、懸合に成らぬ樣に致す事第一なりと申合せ、役人の來るを待ちしに、此度は是迄とは變り凡百五十人餘の大勢にて、名主甚兵衛方へ著し、直に村中へ觸を出して、十五歳以上の男子を殘らず呼集め、次右衛門、三五郎正座に直り、座傍には寺社奉行竝に遠藤喜助、小林軍次郎等列座にて、一人々々に呼出し、澤の井の宿を吟味に及ぶも、名主を始め村中殘らず存じ申さずとの答なれば、少も手懸はなきに、次右衛門の思ふ樣、是は村中申合せ、掛合を恐れて斯樣に申立つるならんと、席を改め威儀を正して申しけるは、「是名主甚兵衛、其外の百姓共能く承れ。將軍の上意なれば輕からざる事なり。然るに當村中一同に申合せ、知らぬ〳〵と强情を申募るに於ては是非に及ばず、此大勢にて半年又は一年懸りても澤の井の出所を調べねばならぬぞ。左樣に心得よ」と威猛高になりて威すにぞ、村中の者肝を潰し、此大勢にて十日も逗留されては、村中の惣潰れと成るべし、如何はせんと途方に呉れ、誰有つて一言半句を出す者なし。此時末座より一人の

老人進み出で、「憚りながら御役人様方へ申上げます。私は當村の草分百姓にて善兵衛と申す者なるが、當時此村は高廿八石にて百姓二十二軒ある甚だ困窮の村方なれば、斯く御大勢長く御逗留有りては必死と難澁に及ぶべし。澤の井の一條さへ相分り申せば、早速當村を御引取下され候や」と恐る〳〵申すにぞ、次右衛門答へて、「澤の井の一條さへ相分り候へば、何故に逗留すべき、直我々は出立致すなり。其方存じ居るや」と尋ねければ、善兵衛は、「然ばにて候。澤の井が身の上は村中に覺え居り候者は有間敷、只私一人委細心得罷り在り候間申上ぐべし。當村の名主甚兵衛と申すは至つて世話好にて、先年信州者にて夫婦に娘一人を連れ、同行三人にて千ケ寺參り旁當地へ參りしを、彼甚兵衛世話致し、自分の隱居所を貸遣し、世話致し候ひしに、兩三年過右當人平右衛門死去いたし、跡には女房お三と申す婆と娘の兩人に相成りしが、お三婆は產の取揚を家業とし娘を育てしが、追々成長するに隨ひ針仕事を敎へ居し內、年頃にも相成り候へば、何處ぞへ奉公に出し度由お三婆より私へ賴みに付、私右娘を同道致し城下へ參り、榎本屋三藏に賴み、加納將監樣へ御針奉公に出し遣し候に、其後病氣なりとて宿へ下り、母の許に居り候が、何者の胤なるか懷姙致し居り候故、村中取々噂を致し候に、翌年三月安產せしが、其夜の中に小兒は相果て、娘も血氣上りて是も其夜の曉に死去致し候に付、近

邊の者共寄集り相談するも、遠國者故菩提所も無く、依て私の寺へ頼み葬り遣し候。其後お三婆は狂氣致し、若君樣を失ひて殘念なりと罵詈り狂ひ歩き候ゆゑ、甚兵衞も迷惑に存じ、隱居所を追出せしに、お三婆は宿なしと相なりしを、隣村の名主甚左衞門といふは當村の名主甚兵衞が弟にて、慈悲深き人にて是を憐み、何時迄狂氣でも有るまじ、其内には正氣に成るべしとて連歸り、是も隱居所へ入置き遣せしに、追々正氣に相成りければ、又々以前の如く產婦の取揚を致し候が、十年程以前病死致し候由に御座候。是にて澤の井の一條は御得心に相成り候や」と云ふに、次右衞門、三五郎は是を聞き、「何にも概畧は相分りたり。其若君と澤の井を葬りし寺は當村なりや」と尋ぬるに、「向うに見え候山の麓にて、宗旨は一向宗光照寺と申し候」と聞いて、「然らば其節の住持は未だ存命致し居るや」と有るに、「參候。其節の住持祐然と申すは未だ壯健に候」と答へける。吉田三五郎、「然ば光照寺住持祐然を爰へ呼參るべし」との事なれば、早速村の小使を走らせ、「江戸表より御著の役人方より御用の由、早々名主宅迄御出なさるべし」と言すれば、祐然は聞いて驚き、何事やらんと支度なし、急ぎ甚兵衞方へ赴きけり。

○平澤村平野村調べ行屆く事並兩士見知人同道歸府の事

光照寺祐然は、江戸表より御役人到著にて召呼るゝと聞き、何事やらんと驚きながら、役人の前へ出でければ、次右衛門、三五郎の兩人祐然に對ひ、「廿二三年以前當村に住居致し候お三が娘澤の井、竝に若君とかを其方寺へ葬りし趣なるが、右は當時無縁なるか、又は印の石塔にても建てありや」と尋ねけるに、此祐然素より頓智才辯の者故、「參候。若君澤の井の石塔は御座候も、香花を手向け候者一人も是なし。併し拙僧宗旨の儀は親鸞上人よりの申傳にて、無縁に相成候塚へは、命日忌日には自坊より香花を手向け、佛前に於て回向仕り候なり」と、元より墓標も無きを取繕ひ申すにぞ、次右衛門、三五郎口を揃へて、「然らば其石塔へ參詣致し度、貴僧には先へ歸られ其用意をなし置給へ」と云ふに、祐然「畏り候」と、急ぎ立歸りて無縁の五輪の塔を二つ取出し、程能き所へ据置き、左右へは新しき樒の花を插し、香爐臺に香を薫し、前には筵を敷きて今や〳〵と相待ちける所へ、三五郎、次右衛門、寺社奉行郡奉行同道にて來りしかば、祐然は出迎へ、直に墓所へ案内するに、此時三五郎は、「我々は野服なれば御燒香を致すに恐あり。貴僧代香を賴み入る」と云ふに、祐然即ち承り代香をなし、夫より皆々本堂へ來り、過去帳を取出させ委細に調べける。

寶永二酉年三月十五日寂　釋妙幸信女　施主　三
寶永二酉年三月十五日寂　釋春泡童子　同　人

右の如くに記し有りしかば、住持祐然に書寫させ、其奥へ、右之通り相違御座なく候に付、則ち調印仕り候以上、月日、寺社奉行某殿と、奥書を認めさせ、次右衛門是を受取れば、三五郎懐中より金二十兩を取出し祐然に與へ、「是は輕少ながら我々より當座の回香料なり。尚又江戸表へ立歸らば、宜しく披露致し、御沙汰有之候樣取計ひ申すべし」と挨拶に及び、夫より祐然に暇を告げ光照寺をば出立でける。是にて平澤村の方は調べ埒明きしかば、直樣隣村平野村へ立越え名主甚左衛門方へ落付き、村中殘らず呼集め、次右衛門、三五郎の兩人は、名主甚左衛門に向ひ、「其方に尋ねたき仔細あり。今より廿二三年以前に、平澤村のお三と申す婆當村へ參りしと承るが、其者は未だ存命なるや。また何方へか參りしや」と尋ねけるに、甚左衛門、仰の通り慥に寶永二酉年三月頃と覺え候が、右お三儀は其娘澤の井と申す者相果て候より狂氣なし、平澤村を追出され、所々を流浪致し居り不便に存じ候故、途中より連歸り、私明家へ住居させ候に、追々狂氣も治り正氣に立歸り、以前の如く渡世致し居り候內、享保元申年十一月

廿八日かと覺え候が、其日は大雪にて人通りも稀なるに、お三には酒に醉ひ圍爐裏へ轉び落ち相果て申候」と聞きて、次右衞門、三五郎は役柄なれば早くも心付き、「其死骸を見付けし者は何者なるや」と尋ねけるに、甚左衞門、「彼の死骸を最初に見出し候者は私倅甚之助に御座候。其仔細は、同日の夕刻雪も降止み候に、何となく怪しき臭致せば、近所の者共表へ出で穿鑿致し候に、何時何事にても人先に出でて世話致し候お三婆のみ一人相見え申さゞれば、私倅甚之助不審に存じ、渠が家の戸を明け、初めて見出し申候」と云ふに、次右衞門は、「倅甚之助は其頃何歳なりしや」と尋ねるに、「然ばに候。倅儀は寶永元年の生れにて十三歲の時に御座候」と答へけるに、「然らば其甚之助は只今以て存命なるや」と尋ねるに、甚左衞門、「參候、親の口より我子を譽め候は恐入り候へ共、幼年より發明なれば末頼母く存居りしに、成長に隨ひ惡事を好み、親の目に餘り候事度々なれば、十八歲の時御帳に附け勘當仕り候。其後一向に行方相知れ申さず、村の者共渠が噂を申し、甚之助には能き方へ趣けば鎗一筋の主共成るべきが、惡しき方へ趣けば馬の上にて鎗を跡へ持せる身に成るべしと專ら取沙汰致し候程の者なれども、親の心には折々思出し、不便に存じ候」と淚ながらに申立てしにぞ、此時次右衞門、三五郎は顏を見合せ、互に心中に、今江戶表八山に居る天一坊は、多分此甚之助に相違あるまじくと思ひし

が、然あらぬ體にて、「其方の伜甚之助は生れ付面體何に有りしや」と尋ねに、甚左衛門、「私伜は疱瘡重く候故、其痕面體に殘り甚だ醜く候」と云ふに、扨は人違ならんと又問ひけるは、「其方の伜に同年か、又一二年違の男子が當村に居りしや」と尋ぬるに、甚左衛門は則ち人別帳を調べ、「寶澤と申す者有りしが、夫は盜賊に殺されし」と云ふに、「其仔細は如何に」と尋ぬれば、甚左衛門は答へて、「右寶澤と申すは九州浪人原田何某の伜にて、幼年の頃兩親に別れ、夫より修驗者感應院の弟子と成りしが、十三歳の暮感應院には横死いたし候に付、右寶澤へ跡を繼候樣村中相談の上申聞け候に渠は幼年ながら發明にて、我々へ申候には、山伏は難行苦行する者にて、幼年の私未だ右等の修行も致さず候へば、暫く他國致し苦行を修し候上立戻り、師匠の跡を繼ぎ申度しと強て申聞け候故、村中より餞別に取集め遣し候金子八兩二分を所持致し出立せしが、右金子を所持せし故にや、加田の浦にて切害され、死骸は海中へ入れられしか、相見え申さず。此浦には鰐鮫住み候故、大方は鮫の餌食に相成り候事と存じられ候。衣類竝に笠は、血に染り濱邊に打上げ是有り候ゆゑ、濱奉行へ御屆に相成候。且村中不便に存じ師匠感應院の墓の側へ塚標を相立て、懇ろに弔ひ遣し候」と云ふに、兩士は是を聞くより、其寶澤の身の上こそ不審なりと思ひ、「其寶澤と云ふは常々お三婆の所へ往復致せしか」と尋ねるに、如何にも

寳澤は常にお三婆の所へ參り、既に相果て候後にて承り候へば、其日寳澤は師匠より酒肴を貰ひ持參せし由、其酒にて醉伏し相果て候事と存じられ候」と聞くより彌不審しく思ひ、次右衛門申す樣、「右寳澤の顏立下唇に少き黒痣一つ、又左の耳の下に大なる黒痣有りしや」と聞くに、「如何にも有り候」と答へるにぞ、然ば天一坊は此寳澤に相違なしと、兩士は郡奉行遠藤喜助に對ひ、「其寳澤の衣類等御座候はゞ、證據にも相成るべく存じ候へば申受け度し」といふに、喜助申す樣、「夫は先年某濱奉行勤役中にて、笈摺笠衣類は欠所藏の二階の隅へ上置き候へば、當時の濱奉行淺山權九郎へ申談じ差上げ申すべし」と、其旨濱奉行へ申達し、右の品々を取寄せ兩人の前に差出せば、次右衛門、三五郎は改め見るに、笠衣類笈摺等一々疵付けあれ共其疵口の不審しさに、流石は公儀の役人、是は盜賊の所爲ならず、寳澤人に殺されし體に自身に疵付けし者ならんと、血に染みたる所を見れば、年限隔りて墨染みの樣なれど、人間の血の染みたるとは大に異なりしかば、寳澤こそ天一坊に相違なしと、三五郎は名主甚左衛門に向ひ、「山伏感應院の死去せしは病氣なりしや」と尋ねけるに、甚左衛門、「病氣は食滯と承り候」と云ふ。「然らば其時は醫師に見せ候や」と聞くに、「參候。當村に淸兵衛と申す醫師ありて、夫に見せ候」と答ふ。「然らば其醫師を是へ呼ぶべし」との事に、早速人を走らせ淸兵衛を呼寄せけ

る。三五郎清兵衛に向ひ、「其方醫道は確と心得ありや」と尋ねけるに、「少しは心得罷居候」と云ふに、又押返して、「確と醫道を心得居るや」といふに、今度は、「確と心得候」と答へける。「然らば感應院病死の節は、其方病症をば慥に見留めたるや」と申すに、清兵衛答へて、「感應院の病症は大食滯に候。去ながら私事は病症見屆の醫には候はず、病氣を治す醫師なれば、食滯と申し其座を立退き候。病症見屆の醫師に候はゞ大食滯を申立て、其場は立去り申すまじ」と答へければ、感應院の死去は全く毒殺とこそ知られけり。抑此清兵衛と云ふは、元紀伊大納言光貞公御意に入の醫師にて、高橋意伯とて博學の者なりしが、光貞公の御愛妾お作の方といふに密通なし、大納言殿の御眼に觸れ、「其方深山幽谷に住居すべし。家督は伜へ申付け、捨扶持として五人扶持を遣す」との御意にて暇になり、又お作の方も直に永の暇となり、意伯と夫婦に成るべしとの御意にて、是も五人扶持下し置かれしかば、意伯はお作の方と熊野の山奥に蟄居し、十七年目にて御目通なし、又増扶持として五人扶持下し置れ、都合十五人扶持にて平野村に住居し、名を清兵衛と改めしなり。斯る醫道に精しき人なれば、今此返答には及びしなり。然ば天一坊は寶澤に相違なしと、郡奉行の荷物を持來りし善助と云ふ者、元感應院に數年奉公せし故能く存じ居ると云ふを、郡奉行へ相談の上、見知人の爲江戸表へ連行く事と

定めけれど、老人なれば途中覺束なしと甚左衞門をも見知人に出府致す樣申渡し、直に先觸を出し、東海道は廻遠し、難所にても山越に御下向有るべしとて、勢州田丸街道へ先觸を出し、桐棒駕籠二挺には次右衞門、三五郎打乘り、宿駕籠二挺には見知人甚左衞門、善助の兩人打乘り、笈摺衣類の證據に成るべき品々は駕籠の上に付け、紀州和歌山を出立なし、田丸越をぞ急ぎける。

○伊豆守殿より越前守殿へ使者附越前守殿覺悟の事

竝次右衞門三五郎歸著越前守殿病氣全快屆の事

此時江戸表には八代將軍吉宗公御近習を召され、上意には、「奉行越前守は未だ病氣全快は致さぬか。芝八山に居る天一坊は如何せしや」と發と御溜息を吐かせ給ひながら、「これは内々なり。必ず沙汰すべからず」と仰せられたるが、斯く吉宗公御溜息を吐かせ給ふは、抑天一坊の身の上を思召してのことなり。世の親の子をおもふこと貴賤上下の差別はなきものにて、俚言にも燒野の雉子夜の鶴といひて、鳥類さへ親子の恩愛には變なし。忝くも將軍家には、天一坊は實の御愛息と思召さばこそ斯く御心を惱せられしなるべし。此は容易ならぬことなりと、御

側御用御取次より御老中筆頭松平伊豆守殿へこの由を申達せらるゝに、伊豆守殿も捨置かれずと、御評議の上小石川御館へ此段申上げられける。此時中納言綱條卿思召さるゝ樣、奉行越前病氣屆致せしは、自ら紀州表へ取調に參りし者か、但は家來を遣したるか、何にも今暫く日數も掛るべし、然りながら捨置きがたしと、伊豆守殿へ仰せけるは「越前守役宅へ上意の趣申遣すべし」との事なれば、早速伊豆守殿より使者を以て越前守方へ「此度將軍の上意に、越前守には未だ病氣全快致さぬか。芝八山に居る天一坊は如何せしやとの御事なれば、明朝は迅速に登城致し御返答申上げらるゝか、今宵の內に御役御免を願ふか、兩樣の內何共決心致さるべし」との趣を申遣したるに、此方は、越前守は公用人次右衞門、三五郎の紀州表へ出立せし其日より夜終行衣を著し、新菰の上にて水垢離を取り諸天善神に祈誓を懸け、兩人無事に紀州表の取調行屆き候樣丹誠を凝し、晝は一間に閉籠りて佛菩薩を祈念し、別しては三州の豐川稻荷大明神を遙拜し、晝夜の信心少しも餘念なかりしに、斯る處へ伊豆守殿より使者を受け口上の趣を聞き、忙然と天を仰ぎて歎息なし、指折りて數へれば、はや兩人出立なしてより今日は七日目なり。行路三日歸り路三日、紀州表の調早くして三日なり。然れば九日ならでは歸り難し。然るを今宵の中に御役御免を願へば、今宵か明日は御親子御對顏あるに相違なし。然すれ

ば是迄盡せし千辛萬苦も水の泡となり、諸天善神へ祈誓を懸けし甲斐もなく、嗚呼是非もなし、明朝六つの時計を相圖に伜忠右衛門を刺殺し、我自ら含狀を致して切腹なすべし。然らば當年の内はよも御對顔は有るまじく、其内には紀州へ遣せし兩人も調行届きて歸るべし。斯れば我果しとて後忠義の程顯るべし」と覺悟を定め、當年十一歳なる伜忠右衛門を呼出し、委細に言含め、又家中一同を呼出して「今宵は通夜を致し、明朝六つの時計を相圖に予は切腹致すなり」と申渡されけるに、家中の面々大に驚き、今宵こそは殿樣への御暇乞なりとて、不覺に涙を流し、各座敷へ相詰めける。越前守は家中一同を屹度見て、池田大助を側近く呼びて申す樣「汝に遺言する事あり。明朝は忠右衛門も予と共に切腹致せば、予がなき後は三日を待たず、其方並びに次右衛門、三五郎は當御役宅へ奉公すべし。必らず忠臣二君に仕へずとの聖言を守るなよ。此三人は予が眼鏡に止りし者なれば、屹度御役に立つ者なり。必々此一言を忘るゝな。次右衛門、三五郎等歸府なさば、此遺言を申し聞すべし」と言ひ、又家中一同の者へ「其方共予がなき後は三日を待たず夫々へ奉公すべし。兩刀を帶する者は皆々天子の家來なるぞ。必ず忠臣二君に仕へずとの言葉を用ふるな。浪人を致し居りて越前の行末かと後指を指るゝな。立派な出世致すべし。斯くてこそ予に對し忠義なるぞ」と申聞けられ、一人々々に盃盞を下され、

夫より夜の明くるを待ちける。此時越前守の奥方には奥御用人を以て、「明朝君には御切腹、伜忠右衛門も自害致し、死出三途の露拂ひ仕るとの事、武士の妻が御切腹の事兼て覺悟には御座候へども、君に御別れ申す其上愛子に先立れ、何を樂みに此世に存命ふべきや。何卒妾へも自害仰付けられ度し」と願はれければ、越前守是を聞き、「道理の願なり。許し遣す。座隔たれば遲速あり。親子三人一間に於て切腹すべければ、此所へ參れ」との御言葉に用人は畏り、此旨奥方へ申上げければ、奥方には早速白裝束に改められ、此方の一間へ來り給ひ、淚も翻さず良人の傍に座して三人時刻を待つは、風前の燈火の如く、哀れ儚き有樣なり。皆々は目を數瞬き念佛を唱へ、夜の明くるを怨むに、長き夜も早晩更行き、早明六つに間も有らじとて、切腹の用意に掛らるゝに、明六つの時計鳴渡れば、越前守は奥方に向ひ、「伜忠右衛門切腹致さば、其方介錯致せ。其方自害せば予が直に介錯すべし。予が切腹せば介錯には大助致すべし」と言付けて、又忠右衛門に向ひ、「最早時刻なるぞ、後れを取るな」と言はるゝに、忠右衛門殊勝にも、「然らば父上御免を蒙り、御先へ切腹仕り、黃泉の露拂ひいたさん」と潔よくも短刀を兩手に持ち、左の脇腹へ既に突立てんとする折柄、廊下をばた〳〵と馳來る人音に、越前守伜暫しと押止め、「何者なるや」と尋ぬれば、紀州よりの先觸と呼はりける。越前守是を聞き、「先觸を此處へ」と

申すに、その儘に差出せば急ぎ封押開き見て、「是は三五郎が手跡なり。此文體にては紀州表の調方行屆きたりと相見え勇みたる文段なり。然りながら兩人の著は是非晝過ならん。それ迄は猶豫成難し。殘念ながら是非に及ばず、倅忠右衛門後を取るな。早々用意を致せ」と云ふ言葉に隨ひて、「然ば御先へ」と又短刀を持直し、あはや只今突立てんとする時、亦復廊下に物音凄じく聞えければ、越前守「何事やらん。今暫く」と忠右衛門を止めて待るゝに、次右衛門、三五郎の兩士亂髮の上を白布にて卷き、野服の儘にて刀を杖に、越前守の前に馳來り、立乍ら大音上げ、「天一坊は贋者にて、山伏感應院の弟子寶澤と云ふ者なり。若君には寶永二酉年三月十五日御早世に相違なし。委細は是に候」とて、書留の扣を差出し、兩人は撥と平伏なし、「私共天一坊贋者の儀を早々申上げ御安堵させ奉らんと一圖に存じ込、君臣の禮を失ひ候段恐入奉り候。依て兩人は是より差扣へ仕る可し」と座を退かんとするを、越前守大音上げ、「次右衛門、三五郎暫し待て」と呼止れども、兩士は强て退座せんとするに、「兩人參らずんば越前守直に夫へ出向くぞ」と言ふに、兩人は是非なく立戻り、越前守が前に出でて平伏す。此時越前守には次右衛門、三五郎の手を取られ、「兩人の丹精忝く思ふなり。予が家來とは思はぬぞや」迚、夫より伊豆守殿より使者に預り、捨置き難ければ親子三人覺悟なし、只今既に忠右衛門切腹するの所、兩人の

歸著こそ神佛の加護とはいへ、全く誠忠の致す所なり」と物語られ、「伜忠右衛門一代は、兩人をば伯父々々と呼ぶべし」と言ひければ、兩人は有難涙に暮れ、厚く御禮申上げ、召連れし見知人甚左衛門善助は、名主部屋へ入置き休息致させける。是に依て越前守には池田大助に命じ、全快屆の書面を認めさせ、公儀へこそは差出されける。

○伊豆守殿越前守殿同道にて登城の事
　竝小石川御館へ參らるゝ事

扨も越前守には、紀州より兩臣歸著にて逐一穿鑿行屆きたれば、直樣沐浴なし、登城の觸出有りて、御供揃に及び、御役宅を出で、松平伊豆守殿御役屋敷を指して急がせられ、既に伊豆守殿御屋敷御玄關へ懸りて、「奉行越前守伊豆守殿へ御内々御目通り致し度し」と申入るゝに、取次の者此趣を申上げければ、伊豆守殿不審に思はれ、奉行越前は昨夜の内に御役御免を願ふ筈なるに、今日全快屆を出し、予に内々逢ひたしとは何事ならんと、早速對面ありしに、越前守申さるゝには、「少々御密談申上げ度儀候へば、御人拂願ひたし」との事故、公用人一人殘し餘は皆退けらる。越前守は、再び、「公用人をも御退け下さるべし」と言はるゝに、伊豆守殿顔

色を變へ、「是越前、其方は役柄をも相勤め候へば斯程の事は辨へ居るべし。老中の公用人は目付代なり。役屋敷に於て密談致す事は元より御法度なり」と申さるゝを、越前守少しも臆せず、「左樣に候はゞ是非に及ばず。天一坊儀に付少々御密談申上度存じ、態々推參仕り候。御聞屆無きに於ては致し方なし。然れば御暇仕らん」と立懸るに、伊豆守殿天一坊の事と聞きて何事やらんと心懸りなれば、言葉を和げられ、「越前、天一坊儀と有れば伊豆守も承らねばならぬ事なり」とて、頓て公用人をも退けられ、今は全く二人差向ひに成られける。此時越前守申さる樣は、「私先達てより天一坊の身分再吟味の役を蒙り候處、病氣に付御屆申上げ引籠り罷在り。其内に家來を以て紀州表へ調方に遣し候ひしが、今朝漸く歸府仕り、逐一相糺し候處、當時八山に旅宿致し居る天一坊といふは、元九州浪人原田嘉傳次と申す者の伜にて、幼名を玉之助といひ、幼年にて父母に別れて、紀州名草郡平野村の山伏感應院の弟子となり、名を寶澤と改め、十二歲の時お三婆を縊殺し、御墨附御短刀を奪ひ取り、十三歲にして師匠感應院を毒殺し、十四歲の時村中を僞り諸國修行と號し平野村を立出で、其夜加田の浦にて盜賊に殺されし體に拵へ、夫より同類を語らひて將軍の落胤なりと名乘出で候に相違有間じく候。此度見知人も是有り、彼地より兩人同道にて連參り候なり」と委しく申述べけるに、伊豆守殿斯くと聞きて

仰天し、暫く言葉も無かりしが、稍有りて仰せけるは、「越前は能くも心付きたり。定めて御褒美として五萬石は御加增有るべし。夫に引替へ此伊豆守は、半知と成りて御役御免に相違なし」と悄々として言ひければ、越前守打點頭き、「私儀御加增を望み、立身を心懸け候心底には候はず。左樣の存じ寄あらば何とて今日御役宅へ御密談に參り申す可きや。配下の身として御重役の不首尾を悦ぶ所謂なし。只今申上げ候御密談と申すは外の儀に候はず。伊豆守殿には拙者より先へ御登城なされ、將軍家へ、天一坊儀は重役共より先達つて身分相調べ候處、全く將軍の御子樣に相違なく存じ奉り、此段言上仕り候へ共、退いて能々勘考仕り候へば、不審の廉々も御座候故、奉行越前心付きし體に仕り、內々吟味致させ候に、天一坊儀は全く贋者にて、山伏感應院の弟子寶澤と申す賣僧に御座候、と仰上げられなば、伊豆守殿の御落度に相成り申すまじ。又私よりも伊豆守殿の御心付にて御內密仰含められ候に依て、內々にて吟味仕り候所、贋者に紛れ御座なく候、と言上仕り候はゞ、雙方の言葉符合致すべし」と云ふに、伊豆守殿には聞いて大に悅び給ひ、「然らば越前其方が申す通り伊豆守より言上致すべし。其方も相違なく左樣に言上致され候や。其節に及び雙方の申立相違致しては、伊豆守が身分にも相懸り候儀なれば、能々承知有りたし。只今の口上に異變なきや」と再三仰せらるゝにぞ、越前守顏を正し、

「私より申上げ候儀なれば、毛頭相違は御座なく候」と答へらるゝに、「然らば越前同道にて登城致す可し」と御供觸を出され、御同道にて御登城に及ばれ、伊豆守殿には御用御取次を召して仰せけるは、「伊豆守越前守倶に言上の儀有之候に付、御目見得下し置かれ候樣御取次有るべし」との事なれば、御用御取次は此段早速言上に及ばれける。將軍家にも奉行越前病氣全快と聞召され、御悅氣にて早速召出され、御目見仰付らる。此時伊豆守殿には、「天一坊儀上樣の御落胤に相違なしと存じ奉り、先達て此段上聞に達し候へ共、退きて倩考へ候へば、聊か不審の事も御座候故、御證據は慥の御品ながら、當人は若し紛らはしき者にやと心付き候へ共、重役共一同申上げ候儀を變じ候も如何と存じ奉り、越前へ內意仕り、同人心付候由にて吟味致させ申候處、果して天一坊儀は贋物に相違御座なく候」と委敷言上に及ばれければ、將軍には能々聞召され、越前守に向はせ給ひ、「予は全く越前が心付きしと存ぜしが、實は伊豆が心付きて內意致したるに相違なきや。越前如何ぢや」との上意に、越前守發と平伏なし、「只今伊豆守より言上仕り候通り毛頭相違御座なく候。委細は此書面に認め候」とて書付を出さるれば、御用御取次是を受取り將軍家へ差上ぐる、御直に御覽あるに、

當時天一坊と名乘り候者は、元九州浪人原田嘉傳次の伜にて、幼名玉之助と呼び、幼年に

て兩親に別れ、平野村の山伏感應院の弟子となり寶澤と改名し、十二歳にしてお三婆を縊殺し、御墨附御短刀を奪ひ取り、十三歳にて師匠を毒殺し、十四歳の春紀州加田の浦にて盜賊に殺されし體に取拵へ、夫より所々を徘徊なし同類を語らひ、此度將軍家の御落胤と名乘り出で候に相違御座なく候。

と記し有るを御覽遊ばし、殊の外御顏色變らせ給ひ、「憎き坊主めが擧動なり。仕置の儀は越前が心に任すべし。此段兩人同道にて水戸家へ參り左樣に申すべし」との上意に、直樣伊豆守殿越前守同道にて小石川の御屋形さして急行きける。小石川にては綱條卿今朝奉行越守病氣全快屆を出せし由、定めて屋形へも越前參るべしと思召し、遠見を出すべしとの御意にて、則ち遠見の者を出されけるに、此者下馬先にて越前守、伊豆守殿と同道にて小石川御屋形の方を指して來るを見るより、急ぎ駈歸りて、「只今松平伊豆守殿、大岡越前守御同道にて御館を指して參られ候なり」と申上ぐるに、中納言綱條卿斯くと御聞とり遊し、伊豆守同道とは何事ならんと御待有りけるに、間もなく兩人御屋形へ參られ、「伊豆守越前守同道參上仕り、御目見を願ひ奉る」と取次を以て申上ぐるに、中納言綱條卿は如何思召しけん、「伊豆守は扣へさせよ。越前守ばかり書院へ通せ」との御意にて、越前守を御廣書院へ通し、伊豆守殿をば使者の間へ扣へさ

せられたり。間もなく綱條卿には御廣書院へ入らせられ、越前守に御目見仰付けらる。此時越前守少しく頭を上げ申上げらるゝ樣は、「先達て私心付き候由にて天一坊身分再吟味の儀願ひ奉り、則ち御免を蒙り候へ共、是は私の心付には御座なく、全くは伊豆守心付なり。然共先達て將軍の御落胤に相違なしと上聞に達し、其後の心付なりとて一旦重役共申出でし儀を相違仕り候ては、御役儀も輕く相成り候故、私へ內意仕り候に付、私再吟味御免を蒙り、其後病氣と披露仕り引籠り中、家來を以て紀州表相調べ候に、天一坊儀は贋者に相違是なく、委細は此書面に御座候」と差上げらるゝに、綱條卿是を御手に取らせ給ひ御覽有るに、

全くの若君には、寶永二酉年三月十五日御誕生にて、直御早世、澤の井も其明方に同じく相果て、平澤村光照寺へ葬り、右法名共に寫し有りて、且天一坊は原田嘉傳次が子にして、幼名を玉之助といひ、六歲にて兩親に捨てられ山伏感應院の弟子となり、十二歲の時お三婆を縊殺し、十三歲の冬師匠感應院を毒殺し、十四歲の年諸國修行と僞り、加田の浦にて盜賊に殺されたる體にし、夫より諸國を經廻り同類を語らひ、今般將軍の御落胤なりと名乘り出で候に相違御座なく候。

と認めたれば、「扨々憎き惡僧なり。如何に越前、此調は伊豆守が內意を受けて紀州表を吟味致

したりと申せ共、全くは左樣には非ざるべし。其方が心付きしに相違有るまいな。其方重役の身を思ひ功を他に讓る心なるべし。予が眼力によも相違は有るまじ」と再三仰せらるゝに、越前守、「恐れながら言葉を返し奉るに似候へ共、私存じ付き候樣に申上げしは僞言にて、實は伊豆守よりの內意を受け候に相違御座なく候」と申上げけるに、綱條卿の御意に、「越前予に對して詞を返し候段は忘れて遣す」との御意なりしとか。

○綱條卿御明察の事並越前守殿天一坊召捕方手配の事

此時中納言綱條卿の御意には、「伊豆守を是へ呼出すべし」との事なれば、伊豆守殿には案內に連れて恐々出來り平伏ある。中納言綱條卿には、「芝八山に旅宿致し居る天一坊の身分調方、伊豆其方の心付にて內意致し、奉行越前が心附きし體に計ひ再吟味を願ひ、紀州表を相調べ穿鑿方行居き候由、只今越前より左樣に申せしが、伊豆が內意致せしに相違なきや」との御意なれば、伊豆守殿には恐入り「越前より言上仕り候通り相違御座なく候」と申上げければ、綱條卿には、「伊豆守は能き配下を持ちて仕合者なり」との仰に、伊豆守殿は胸中を見透され、針の延に坐する如く、冷汗流して扣へらる。此時又綱條卿には、越前天一坊の仕置の儀は其方が勝手

に致すべし。予が免すぞ。越前は小身者なれば、天一坊召捕方の手當等は六かしからん。伊豆其方より万端助力致遣し、早々其用意を致すべし」とて御暇を下し置かれける。是に依て伊豆守殿には發と息を吐き、漸く蘇生したる心地して退出なし、役宅へこそ歸られける。扨越前守は跡へ残り、御懇意の御言葉を蒙り御暇を賜はり、面目を施して勇み進んで御役宅へ歸り、早速公用人三人を呼出し、次右衛門に言付けけるは、「其方是より芝八山へ參り、明る巳の刻越前役宅へ天一坊參り候樣申聞けべし。必ず悟られるな」と心付けられ、又三五郎を呼びて、「其方は天一坊召捕方手配を致すべし」と申付けられ、池田大助には天一坊召取方を申付けらる。是に依て三五郎は以前の如く江戸出口十三ケ所へ人數を配り、先品川、新宿、板橋、千住の大出口四ケ所へは人數千人宛固めさせ、其外九ケ所の出口へは人數五百人宛を守らせ、沖の方は船手へ申付け、深川新地より品川沖迄御船手にて取切り、御備の御船は沖中へ押出し、其外鯨船數艘を用意し、嚴重にこそ備へける。然れば次右衛門は桐棒の駕籠に打乗り、若徒兩人長柄草履取を召連れ、數寄屋橋御門内御役宅を出で、芝八山を指して急ぎ行きしが、道々思案するに、先達ては赤川大膳を名指にせしが、此度も亦大膳に對面なさんか、否々若し山内伊賀亮が側より聞きて悟る事あらば一大事なり。然らば此度は伊賀亮を名指にて、渠に對面して欺き課せん

者をと工夫を凝し、頓て八山の旅館に到り案内を乞ふに、中村市之丞取次として出來れば、次右衛門申すやう、「町奉行大岡越前守使者平石右次衛門、天一坊樣御重役山内伊賀亮樣に御目通り致し、申上度儀御座候。此段御取次下さるべし」と有るに、市之丞此旨伊賀亮へ申通じけるに、伊賀亮熟々思案するに、奉行越前病氣と披露し、自分に紀州表へ調べに參りしに相違なし。然ば往三日半歸り三日半、調に三日懸るべし、越前病氣引籠りより今日は丁度八日目なり、十日過ぎての使者なれば、彌役宅へ呼寄せて召捕る工風なるべけれど、四五日早く使者の來る處を見れば、謀事成就せしと相見えたり迚、次右衛門を使者の間へ通し、頓て伊賀亮對面に及びける。此時次右衛門申しけるは、「越前先日以來病氣に候處、少しく快き方にて御座候故、今日押して出勤致し候。一體越前守參を以て申上ぐべきの處なれど、未だ聢と全快も仕らず候故、私を以て此段申上げ奉り候。明日は吉日に付御親子御對顔の御規式を御取計ひ仕り候。尤も重役伊豆守越前役宅迄參られ、天一坊樣へ御元服を奉り、夫より御登城の御案内には伊豆守は勿論、西の御丸へ直らせられ候節は、酒井左衛門尉より御鎗一筋獻上仕り候事吉例に候へ共、左衛門尉は在國出羽鶴が岡に罷り在り候に付、名代として伊豆守より猿毛の御鎗一筋獻上仕り候。上樣よりは御祝儀として御先箱一つ御打物一振、右は雨天に候節は御紋唐草の蒔繪の柄、

晴天に候へば青貝柄の打物に候。大手迄は御譜代在江戸の大名御出迎へ、御中尺迄は尾州紀州水戸の御三方の御出迎にて御玄關より御通り遊ばし、御白書院に於て公方樣御對顏、夫より御黑書院に於て御臺樣御對顏、再び西湖の間に於て御三方樣御盃事あり。夫より西の御丸へ入らせられ候御事にて、御高の儀は吉例の國なれば、上野國にて二十萬石、下總國にて十萬石、甲斐三河で二十萬石、都合五十萬石、上野國佐位郡廐橋の城主格に御座候」と辯舌爽に申述べ、「猶申殘の儀は、明日成らせられ候節越前直々に言上仕り候」と申演べ終れば、伊賀亮是を聞いて、扨は事成就せりと心中に悦びける。是餘人ならば城中の事委しくは知らざれば疑しく思ふべけれ共、伊賀亮は城中の事を能く心得居る故、今次右衞門のいふ處一々理に當れば、偵の伊賀亮も心を弛し、此計略には乘せられたるなり。扨伊賀亮は奧へ來り、皆々に此趣を申聞せ、伊賀亮所持の金作の刀を持出でて次右衞門に向ひ「越前守より申越れし段上樣へ申上げ候處、御滿足に思召し、明日巳の刻に越前役宅へ參るべしとの上意なり。是は予が所持の品如何しく候へども、其方へ遣す」とて一刀を差出せば、次右衞門は此刀を申請け、厚く禮を述べ暇を告げて門前迄出で、先々仕濟したりと發と一息吐きて、飛ぶが如くに役宅へ歸り、此趣を越前守へ申上げ、彌召捕手筈をなしにける。斯くて八山には皆々打寄り、實に明日こそ御親子御對

顔に相成り、最早謀事成就せりと、次右衛門が計略に乘りしとは知らず大に悦び、斯樣なる悦しき事は一夜を待明すなりとて、伊賀亮が計ひとして、金春太夫、觀世太夫を呼びて、能舞臺に於て御悦の御能を催しける。然るに其夜亥の刻とも覺敷き頃、風もなくして燭臺の燈火ふつと消えければ、伊賀亮不審に思ひ、天文臺へ登りて四邊を見渡すに、總て海邊は數百艘の船にて取圍み篝を焚き、品川宿を初め江戸の出口十三ヶ所へ人數を配固めたる有樣なれば、伊賀亮驚き、最早事露顯せしと見えたり、今は是非に及ばず、名も無き者に召捕らるゝは末代迄の恥辱なり、名奉行と呼るゝ越前守が手に掛らば本望なり、大坂御城代、京都諸司代、御老中迄も欺きし上は、思殘す事更になしと、自分の部屋へ來りて鏡を取出し、見れば最早顏に劍難の相顯れたれば、然ば明日は病氣と僞り供を除き、捕手の向はぬ内に切腹すべしと覺悟を極め、大膳の許へ使を立て「伊賀亮事俄に癪氣差起り、明日の所全快覺束なく候間、萬端宜敷御賴み申す也」と云送り、部屋へ引籠り居たりける。扨其夜も明け辰の上刻と成れば、天一坊には八山を立出で、行列以前よりも華美に粧ひて、藤井左京、赤川大膳供頭となりて來る程に、途中の横町横町は木戸を〆切り、町内々々の自身番屋には鳶の者共火事裝束にて詰め、家主抔も替り替り相詰めたり。數寄屋橋御見附へ入れば常よりも人數夥多しく、天一坊の供殘らず繰込むを

待ちて御門を礑と〆切りたり。越前守御役宅へ到れば大門を開き、敷臺迄駕籠を横著になし、平石次右衛門、池田大助下座敷に平伏す。時に越前守には繼上下にて敷臺迄出迎へ、上段の間へ案内し、「是にて暫く御休息遊すべし。其内には伊豆守參上仕るべし」迚退かる。簾の前には常樂院、赤川大膳、藤井左京、諏訪右門、各威儀を正して居竝びたり。越前守は見知人の甚左衛門、善助を御近習に仕立て、「寶澤に相違なくば予が袂を引くべし。夫を合圖に召捕るべし」と申渡し、彼紀州より持來りし笈摺には、紀州名草郡平野村感應院の弟子寶澤十四歳と記し、所所血汐に染みし品々を壁に懸置き、最早手筈は宜しと越前守簾の間へ來りて扣居る。然る所へ伊豆守殿の使者來り申述べけるは、「今日伊豆守當御役宅へ參り御元服奉るべきの所、今日佐竹左京太夫殿江戸著にて伊豆守上使に參り、今日は御規式の御間に合兼候由、何共恐れ入り奉り候へ共、明日巳の刻に越前役宅へ入らせられ候樣願上げ奉る」と有りければ、越前守には大膳に向ひ、「只今御聞の通り、伊豆守方より斯樣に申參り候へば、迚も今日の儀には參り申さず。恐れながら明日又々入らせられ候樣願ひ奉る」と申すに、大膳も此趣を天一坊へ申傳へるに、「伊豆守役儀と有らば是非に及ばず。又明日參るべし」との事にて、頓て「歸館々々」と觸出しければ、天一坊は上段の間より靜々と下り立ちけるに、引續いて常樂院、大膳、左京、右門の

輩玄關指して歩みけり。

○天一坊並一味の者召捕るゝ事並一同御仕置落著の事

天一坊初め一味の輩、町奉行御役宅の玄關指して出でけるに、豫て越前守が見知人として近習に仕立て召連れし彼甚左衞門、善助は、此時ぞと天一坊を能々見るに、紛ひもなき寶澤なれば、越前守に目配なし、密に袂を引きたりける。此時は天一坊は既に玄關迄來りしが、向の壁に懸けし笈摺を見て、偖大膽不敵の天一坊なれど慄然と身の毛よだち、思はず二足三足後へ退くを見て取り、越前守大音に「寶澤待て」と聲を懸ければ、此方は彌愕然し、急に顏色蒼醒め後の方を振返るに「夫召捕れ」と云ふ間も有らず、數十人の捕手襖の影より走り出で、無難く高手小手に繩をば懸けたりける。斯くと見るより大膳は、事顯れしと思ひければ、刀引拔き勢猛く縱横十文字に切て廻り、切死せんと働くを、大勢にて取籠めつゝ、階子を以て捕押へ、漸く繩をぞ懸けたりける。此間に常樂院、藤井左京、諏訪右門等各召捕られ、其餘一人も殘らず召捕りたり。越前守は豫て手配せし事なれば、急ぎ八山へ捕方を遣せしに、山內伊賀亮は早くも覺悟し、自分の部屋へ火を懸けて燒立て、其中にて切腹し果てたれば、死骸は更に分らずと

なん、悪徒とは云へ天晴の器量人と稱すべし。斯くて越前守には御目付野々山市十郎、松田勘解由等立合にて一同呼出し、先天一坊を吟味に及ばれけるが、只々、「伊賀亮萬事を取計ひ候ゆゑ、委細は存じ申さず」と云ふに、「然らばとて常樂院其餘の者を吟味するに、是も同斷の答ゆゑ、入牢の上嚴重に拷問を懸けられたれば、終に殘らず白狀に及びける。是に依て伺ひ相濟み、享保十一丙午年の十一月二十一日、町奉行所に於て大岡越前守、御勘定奉行駒木根肥後守、筧播磨守、野々山市十郎、松田勘解由立合にて、大岡越前守左の通り申渡されける。

元九州浪人原田嘉傳次伜　玉之助

當山派修驗感應院弟子と
なり其後改寶澤當時　天一坊

獄門

其方儀、感應院の師恩を辨へず、西國修行に罷り出度由申立て、欺きて諸國を遍歴し徒黨を集め、百姓町人より金銀を掠取り、衣食住に侈奢をなしたる段、上を恐れざる致方重重不屈至極に付、獄門申付ける。

天一坊家來
赤川大膳

死罪

右大膳儀、先年神奈川旅籠屋德右衛門方に於て旅人を殺害し金子を奪取り、其後天一坊に一味致し、謀計虚言を以て百姓町人を欺き金銀を掠取り、衣食住に侈奢り身の程をも辨へず、上を蔑に致したる段重々不屆に付、死罪申付ける。

天一坊家來
藤井左京

死罪

其方儀、天一坊へ一味致し、謀計虛言を以て百姓町人を欺き金銀を掠取り、衣食住に侈奢り身の程を辨へず、上を蔑に致したる段重々不屆に付、死罪申付ける。

美濃國各務郡谷汲鄕
長洞村日蓮宗
常樂院天忠

遠島

其方儀、天一坊身分贋と相糺さず、百姓町人を欺き金銀を掠取り候段、上を蔑に致し重々不屆に付、遠島申付ける。（八丈島）

芝田町
山伏南藏院

重追放

其方儀、天一坊身分聢と存ぜずとは申しながら、常樂院に賴まれ假住居の世話致し候段、不埒に付、重追放申付ける。

品川宿地面賣主
儀右衞門

過料五貫文

其方儀、天一坊身分聢と相糺さず、地面賣遣はし候段、不埒に付、過料五貫文申付ける。

品川宿名主
茂太夫

役儀取上

其方儀、天一坊身分聢と相糺さず、萬事華麗の體たらく有りしを、如何相心得居り申候や、訴へもせず、役儀をも勤めながら心付かざる段、不屆に付、退役申付くる。

天一坊家來
本多源右衞門
南部權兵衞

遠藤森右衛門
藤代要人
諏訪右門
浮木立平
高間左膳

中追放

右七人の者共、天一坊身分碇と相糺さず、主従の盟約を致し候段、不屈の致し方に付、中追放申付ける。

天一坊家來
高間權內
石黑善太夫
福島彌右衛門
矢島主計

輕追放

右四人の者同斷に付、輕追放申付ける。

天一坊家來

木下新助
澤邊十藏
松倉長右衛門
高岡玄純
上國三九郎

門前拂

右五人の者共同斷に付、門前拂申付ける。

天一坊家來
近松源八
相良傳九郎
森川玄蕃

門前拂

右三人の者共同斷に付、門前拂申付ける。

天一坊家來
作右衛門
權助

石　平

傳　藏

專　藏

八　助

半五郎

六左衛門

源　七

八　内

無　構

右十人の者共は、請人へ引渡し可申事。

時に享保十一丙午年十一月廿一日、右の通り御裁許相濟み、其外金子差出し候者共は、呼出の上夫々相當の過料申付けらる。斯くて天一坊一件、善惡邪正明白に決斷相濟み落著となりければ、此段上聽に達しける。將軍家の上意に「若し越前無くば彼惡僧に誑られんもの」と、深く御稱美ありて、三州額田郡西太平に於て一萬石に御加增仰付けられ、越前守是迄心勞一方ならざりしも、其甲斐ありて愁眉を開かれける。扨又平石次右衛門、吉田三五郎の兩人より越前守へ言

上げ、彼若君澤の井の死骸を葬りし光照寺へ、永代佛供料として十八石の御朱印を下置かれける。是偏に住持祐然が發明頓才の一言に依て、末代寺號を輝かせり。且又見知人として出府せし甚左衛門、善助の兩人へは、越前守より目錄其外の品々を賜り、目出度歸國致しける。然れば、曲れる者は折易く、直なる者は伸易しとか、山内伊賀亮程の器量ある者も、惡事に組し、末代の今に到る迄其汚名を殘しけるが、越前守には名智を以て斯る惡事を見顯し忠功を立て、後世迄も其美名を海内に輝かし、子孫に繁榮を遺し給ふ。最有難き事共なり。

越後傳吉之傳　上卷

○傳吉孝行の事並伯母お早に巡り逢ふ事

古人曰ふ、近きを計れば足らざるが如く、遠きに經れば乃ち餘り有りと爲す。我が國聽訟を云ふ者、大概青砥藤綱、大岡忠相の兩氏が明斷を稱す。玆に說出すは、其大岡殿勤役中屈指の裁許にして、頃は享保年間に越後の國高田の城下を距る事七八里、寶田村に工藤傳吉と言ふ百姓有り。祖父の代より田畑數多持ち、傳吉が父傳藏の代迄當所の名主役を勤めしが、父傳藏に至り水損打續き、其上災害双び臻りて田畑殘りなく失ひ、伜傳吉十六歲の時、親傳藏は病死なし、母一人殘り居るに、此傳吉は年若ながらも正直律義にして、母に事ふる事旦夕に忠實しく、細き烟を憂とせず、永き月日も只一日の如く孝行を盡しければ、村中にても傳吉を譽めぬ者こそなかりけれ。然るに母も父が七回忌に當る年病死なしければ、傳吉の愁傷大方ならず、且親類とても只當村の長に上臺憑司と言ふ者而已なれ共、是は傳吉方の不如意なるを忌ひ、不人情にも出入をなさず。又母は樽見村の百姓源兵衛と言ふ者の娘にて、妹一人ありけるが、此妹に家を

繼がせ、自分は傳吉の家へ嫁入せしに、父源兵衞病死の後は、妹お早身持宜からず、聟を三人迄取りけれ共、皆離緣になり、其後惡しき者と轉び合ひ、先年村を欠落致し、母方の跡斷絕せり。此外には親類身寄も有らざれば、母は臨終の時傳吉に向ひ、「我が妹お早は其方の爲に實の伯母なれども、身持宜らず。先年村を欠落なし、今は何方に居るか其在家を知らず。然共最早年も寄りし事なれば、昔の如き身持にも有るべからず。我が亡後に巡り逢へば、其方力になりて遣し吳れよ」と遺言して終りしなり。實に親はなきよりとは斯の如くならんか。夫より後傳吉は人に賴まれ、江戶表へ飛脚に來たる途中、鴻巢宿を通り掛るに、道の傍に田の草を取りに出し女の親子と見ゆるが休み居たり。傳吉は何心なく烟草の火を借りんと彼女親を見るに、いと窶れたる形なれども、先年家出せし叔母お早に似たりと思ひしに、先方にては心も附かず、傳吉も二十年程逢はざれば、夫と心に定め兼往過ぎたりしが、餘りによく似たる故思ひ返して又立戾り、段々樣子を聞きたるに、叔母お早に相違なく、且先年家出せし後、此娘お梅と云へるを設け、當時は此宿に足を止め、人に雇れ憂き年月を送る旨物語るに、傳吉も母の遺言なにくれとなく話などし、「此後は及ばずながらお力にも成らん」と云ふに、母子は地獄で佛に逢ふたる如くに歡びけるが、傳吉は飛脚の事故手間取兼、一先袂を別ち江戶へ來り、用事を濟せけれ

ば、立歸る時に又叔母お早を尋ねしに、猶段々と難儀の咄をなす故、傳吉は見捨難く、近所へ厚く禮を述べ、直に越後へ連歸りぬ。扨傳吉は貧しき暮しの中にて叔母と從弟を養育む事容易に非ず。殊に廿年前に身持惡しく實家さへ絕せし伯母に、斯く孝行を盡す事人々舉つて譽合へり。扨又お早は我が娘お梅も當年十八歲になり、傳吉は廿六歲、幸ひの緣と思はれ、人を賴み兩人の心中を聞合せしに、兩人共得心の樣子故、思ひ立つ日を吉日と、曆入らずの二合半酒、末長芋に鮒鱠、二枚屛風の蝶番、千代萬代もかはらけと、在合物の三々九度、目出度夫婦と成りたりけり。斯くて傳吉は村の評判宜しき故、親類といひ捨置かれずと、是より名主上臺憑司も出入を始め、伜昌次郎も時々に出這入なし居たり。抑伯母お早が身の上を尋ぬるに、父源兵衛の時聟を三人迄追出し、父の死後は其身寡にて暮しけるが、流渡りの道樂者淺五郎と云へるを入聟となしけるに、酒と博奕に身上を入上げ、二三年をも過ぎず終に博奕場で頓死なしける故、お早は立の儘となり、今日を養ふ業もなく、又々渡邊村の善九郎と云ふ者と轉び合ひ、終に居村を欠落して行衞知れず。其後信州柏原の驛に來り、善九郎は雇ひ馬丁となり細き煙を立て、爰にて一人の娘を產け梅と名付け、夫婦の中に寵愛しけるが、隙行く駒の脚早く、七八年も過ぐる中、善九郎は或年の夏疫病にて死しけるにぞ、跡はお早と九歲になるお梅のみにて、

如何とも詮方なく、お早は是迄身持惡しきを後悔なせども、今は是非なく同驛の旅籠屋森田屋銀五郎方へお梅を連れて奉公に住込み、一兩年程も勤めける內、銀五郎の妻假染の病氣より、終に五歲になるお專と云ふ女の子を殘し相果てければ、銀五郎深く歎き悲みけるが、去る者日日に疎しとの譬の如く、銀五郎も鰥住居の閨淋しく、下女の中にもお早は小綺麗なる生質故、朝夕床の上下しをさせる中、早晚手を附けて後妻となし、五歲になる娘子おせんに、お早をば母お梅を姉と言せ、年月をぞ送りける。誠に人間の盛衰は測り難く、昨日迄困窮なりしお早の身も、けふは幸巡り來て、何一つ不自由なき身となりし程に、又元の惡性を發し、身の程も忘れ錢遣荒く、下女小者を叱り懲し、人遣惡しきにより、奉公人も主人の爲を思はざる故、次第に家業も衰へ、泊客も稀なれば、大なる家を仕荒し、又困窮に成行くにぞ、お早は思ふ樣、娘お梅は年頃に成り、顏姿も人並に勝れて美しければ、此樣な貧窮の暮しをせんより、何なる人にも便り、娘を圍ひ者に成して、我が身を安樂に暮さんものと、娘にも密に其心を呑込ませ、此家へ泊る客を彼是と考へしに、二三年已前より江戶越後屋の買出方にて三十四五歲の男、上方又は北國仕入の定宿となし、錢遣も綺麗にて、近頃娘お梅の美麗しきを見て、心有氣に每度土產なりとて色々の物を取らせける程に、母も此樣子を幸と、或時密に彼の客人の座敷に往き、

酒の酌より段々の咄を仕掛け「私共は此家の家內と表向成りたる譯でもなく、只親子とも何時となく家業の世話致し居りしが、斯貧窮となるうへは、娘の一生を誤らせるも不便ゆゑ、何卒貴方の樣な御方の御世話に成る樣に致したく存じます」と持掛くるに、彼客は打笑ひ「我にて能ければ何時でも」と云ふにぞ、お早は大に歡び「然なら何分お願ひ申します」と世事たらだらに賴みける。抑此越後屋の手代と名乘りしは、江戸下谷無宿の泥八と云ふ惡黨にて、男振能ぐ如何にも店物と見える小男ゆゑ、東海道又は北陸道を股にかけ、騙り、騙子、勾引等の惡業を働き、年中道中を往來なし、惡漢どもは皆知りし者なり。泥八は、扨々福德の三年目、渡りに船と悅び「夫は氣の毒の事。私共は其樣事を聞いては淚もろく、無理にも世話が仕度くなる。我も越後屋に勸め居れども、來正月は年も明ければ主人方へ通ひ勤め、女房も無くては叶はず。何は兎もあれ不便の事、互に心底を見た上、其方も能いと思はれなば、其時表向取極めん。先夫迄は本鄉に親類あれば、是へ引取り、母子共安樂に暮させる樣致すべし。夫に就ては、內々ながら夫婦の堅め致した上にて、路用も少し置いて行かんが、我等江戸表へ立歸り用事を仕舞ひ、其上迎の人をさし立つべし。其時は此處より一里許後の間の宿に、私が乘付の馬丁喜六と云ふ者の方迄兩人とも來られよ」と申しければ、お早は彌々悅び、迎の人の證據にと

て、我が紙入を渡し內談果てて、其夜は娘にも言含め、新枕を交しける。明れば彼客は江戸表へ立歸り、お早は迎の人を待ちけるに、翌月十四日、年頃四十ばかりの立派なる男、形の拵へも相應にて、頭は水髮に結び、道中差の銀作、銀の煙管に、銀金物の大なる烟草入を提げ、物馴れたる者來り、「私は越後屋手代幸七の兒で御座る」と文指出し、證據の紙入を渡しける故、お早も疑はず、一里程手前の馬丁喜六の方に待せ置き、支度をこそは急ぎけれ。其頃森田屋銀五郎は病の床に臥居ける故、是を幸と家財の目ぼしき物はみな搔集め、金六兩二分を持ちて、十二歲なる繼子お專を置去りになし、實の娘梅を連れ、使の男と信州柏原を欠落し、晝夜を急ぎて江戶近き鴻の巢迄來り、烏の喜左衞門と云ふ放蕩者の處へ落付くと、其夜江戶より迎の男の方へ飛脚到來なし、七日八日先に彼泥八は公儀へ召捕られ、とても此度は助かるまじ。殊に迎に來りし囤戶松五郞も、公儀より御尋ある故早迯げられよ。明日は捕方が向ふ由との知らせに、彼の男、是は叶はじと其夜旣に跡を暗まし欠落す。お早お梅は鴻の巢の喜左衞門方に殘り止り、段々喜左衞門に譯を聞き、手代と云ひしは泥八といふ惡者にて、迎の男は囤戶なりと知れければ、母子は驚き色靑ざめ慄々戰ひ、詮方なくぞ見えにけり。依て身の上の始末を咄し、母子泣々賴みけるに、喜左衞門然らば、「彼等は勾引さんとせしならん。見捨てる時は如何

ならん」と、是より世話をなし、些々たる藁家を與へ、母子は百姓の日雇又は旅籠屋の雇を致し、甲斐なき月日を送りける。是皆積惡の報と思へば、嘸や銀五郎殿も憎しと思ひ給ふらんと、お早は邪見の角も折果て、据を結んで肩に掛け、晝は苗取茅苅に雇はれ、夜は綿繰と種々艱難をなし、其日の烟を立居たりしが、計らず傳吉に巡逢ひしなり。扨又寶田村の傳吉は、母の遺言により叔母を連歸り、二三年の間養ひ居り、お梅と夫婦になりて朝夕耕作を勵みけり。

○傳吉江戸へ奉公に出づる事并櫛を拾ふ事

斯くて又傳吉は倩々思ふに、我が家祖父の代迄は世々村長なりしが、親傳藏の代より家衰へ、田畑も大方失ひ、剩へ從弟上臺憑司に村長役を奪れ、今では水呑百姓同樣、月待日待に出づるも普代の家の子も同樣なる人々に迄見落さるゝ口惜しさ、是も世の有樣と思ひながらも、十六七の年より、何卒再び家を起さんと志を勵し、三伏の炎天沍寒の霜雪をも厭はず、牛馬に等しき荒稼して勵めども、元より母は多病にて、始終藥を服するも、親には替ゆる物なしと、種種名醫にも掛けしかど、終に養生叶はず亡しくなりしかば、其入費多分にて負債も殖し處へ、又叔母を養ひ妻を持ち、貧しき上に貧しくならん有樣にて、此後子供でも出來なば、猶負債や

嵩みなん、今の中に江戸へ出でて五六年も稼ぎなば、能き事も有るべし。兎角金の生る木は江戸なりと思ひ、或日叔母、女房に向ひ此事を相談に及びければ、お梅も叔母も大に驚き、「是は思ひ懸なき事を云はるゝものかな。我が身親子が飢もせず今日迄も暮しけるは、皆此方の蔭なり。今更老いたる此叔母が然程迄に疎しく、梅諸共置去にせんとならば、勿々止めはせじ。夫ならば其樣に白地さまに申給はれ」と疊を打つて云ひけるにぞ、傳吉大に迷惑し、「是は〳〵、叔母や女房を置去にせん心なら、最初より諸方を尋ね歩行き、鴻の巣より態々連れては歸らず。私の江戸へ出づるは我が身の利を計るに非ず。五六年も苦みなば、元の田畑取戻す事も出來申すべし。然すれば村長にもなる家柄故、先祖への孝養にもなりなんと思ふにより、豫て心懸け置きたる錢十貫文是を殘し置かば、當年の暮し方は澤山あらん。來年は給金の半を分け贈り申すべし。待つは久しき樣なれども、年の立つは矢よりも早く、只一筋に勤め上げ、早々立歸りて元の田地を取戻し候はゞ、先祖への面目、過去りし親人への孝行是に增したる事なし。能々聞分けて給はれ」と申しければ、叔母、女房も得心して、「夫程迄思ひ定め給はゞ、奉公も宜しかるべけれども、ならば信州邊の好き城下に奉公せば、此方へ便宜も近からん」と言へば、傳吉は、「否々今金銀澤山にして身を立てんと思ふ者は、江戸に如く事なし。隨分叔母御もお梅

も費を省き、綿採、糸繰、或は機を織り、女子の手業に成る事をしたまはゞ、内外に德附きて、積らば塵も山とならん。又夫役諸役等は憑司殿親類なれば、萬事は此人を賴み置くなり」とて俄に旅の用意をなし、次の日檀那寺へ參り父母の墓へ參詣し、夫より村長上臺憑司方へ行き、妻子の事を賴み置き、同村の家每に暇乞して、其日柳行李を背負ひ、さしも住馴れたる越後國頸城郡寶田村を立出でて、東の空へぞ旅立ちける。時に享保三年九月十日の事なり。暇乞等に間取り、午後に出立せし故に、最早日暮となりしまゝ、足に任せて行きけるに、十日の月さし出でつゝ、暮れて宿なき一人旅、頻に急ぎ歩きし處に、ぴかりと光る物あり、足にて踏返せしに女の櫛なりければ、何方の人が落せしやらんと、手に翳し見れば、鼈甲の最古びたるにて、齒も三つ四つ欠けたり。是を拾ひ取り二三町行く程に、一里塚の邊より、「申し〲御旅人樣、是より先に人里なし。此宿へ御泊りなされ」と走り來て、引きし袂を振放さんと見返れば、年の頃十三四なる小娘なり。「此は珍しき宿引、我等も今日は勞れたり。何處へ泊るも同じ事、今宵は其方の處へ泊るべし。案內賴む」と言ふまゝに、彼の小娘を先に立せ、家路を指して急ぎけり。

○傳吉柏原にて破屋へ泊る事並孝子の物語を聞く事

斯くて傳吉は小娘に誘引はれ、とある家に入つて見れば、柱は曲りて倒れ軒は傾き、屋根落ちて庭は草を生じ、戸は破れていかにも貧家の有樣なれば、傳吉は後先見廻し、今更立出でんも如何と見合せける中に、小娘は盥へ溫湯を汲んで持出で、傳吉の足を洗ひ、行燈提げ先に立ち、東の方なる座敷へ伴ひ、油と埃にて眞黑になりたる木枕を出し「些寐轉び給へ」とて娘は勝手へ立行き、半時ばかり出來らず。傳吉は頭を廻し家内の樣子を窺ひ見る處に、壁は落ちて骨を顯し、破れ煤びたる唐紙閃々と夜風に扇り人を招く如く、網代の天井半崩れ、下の方は蜘蛛の巣に凝りたり。然りながら元は相應の旅籠屋と見えて、家の作り樣、間毎の取樣、由緒ありげに見えけれども、彼の小娘の外一人もなきは、山樵か盜賊の棲巢ならんと頻に怖しくなり、逃道を見て置かばやと、密に戸尻へ手を懸けて明けんとするに、雨戸走らず、力を入れて押す程に、戸は外へ外れ、其身は俯伏に倒れけり。此物音に勝手の方より娘の聲として「若手水に行かんとならば心付けて行給へ。竹椽が朽ちて居るゆゑ御怪我し給ふな」と申しけるに、傳吉漸く起上れ共、膝頭を摺りむきしかば、痛みを堪へて戸を起し立てんとするに、踏折りし故元

の如くに立つる事能はず。四邊を見廻す折柄、壁の落ちたる那方にて最苦し氣なる咳をなし、呻く聲の聞ゆるにぞ、壁の穴よりさし覗くに、年の頃五十ばかりの男病老けて夜具に凭り、側には匣子と半插盥、灰吹を置き、顏色青ざめ唇黑く、髭生ひて餘程長き煩ひに勞れたる有樣なり。傳吉は此體を見て密に元の處へ立歸り、彼は正しく此家の主、扨は娘の父ならん。然すれば山賊の隱れ家にも非ずと安堵して、腰の火打を取出し、行燈へ火を燈し、煙草薰せ在る處へ、彼の娘勝手より膳を持出で傳吉が前に指置き、「嘸やお空腹く候はん。私一人にて煮炊致し候故、急ぐとすれど時移り、お待兼で在りしならん。緩々上りてお休みなされませ」と言ふものごしに愛敬を含み、至つて賢く見えければ、傳吉今更哀に思ひ、箸を下に置きて小娘に向ひ、「斯く廣き家に遣はれる小者もなく、其方唯一人立働き給ふは、昔の餘波痛しく思ふなり。殊に病人の有る樣子に見受けしが、其方の父なるか。母は在さずや。其方名は何と申す。今宵限りの宿ながら聞かまほし」と云ひければ、娘は忽ち淚を流し、「昔を今に繰返す賤がをだまき廻り兼、いと恥かしき艱難を告申さんも後めたくは候へども、又有難き今の御言葉、身の悲しさを御咄し申さん。彼處に臥したるは父にて候處、其以前は可成なる旅籠屋なりしが、私五歲の時母は病の床に臥し、醫藥の驗もなく終に相果てたり。夫よりは家の活業衰へ、下女下男に暇を

取せ、其中にお早と申すを父が後妻とし、私が爲に繼母なりしも、家は段々衰へ行き、惡しき時には惡しきものにて、父は四年以前八月下旬より苟且の病に打臥したるが、人の心は秋風の立つ年はやく五六年も家の事打任せたる彼のお早殿は、夫の病氣を看護もせず、其上家財著類金子迄掻集め、或夕暮に家出なし、三年の今日迄行衛知れず。母には實の娘一人ありけるが、夫を同伴ひて此家を出でしは、我が家の次第に傾く身代に見切を付けて他へ移り、能き世を經んとの志、己が病氣に恩を仇なる畜生めと、病の中に父の腹立、此怒を宥めんにも、泣くより外の事もなく、心細さに後や先、昔は恩を受けたる者も、今は見放し寄付かず。身近き親類なければ、何語らんも病の親と年端も足らぬ私と二人の外に人なければ、今迄御定宿の方々も遂に脇へ皆取られ、只一人も客はなし。誠に世に捨てられし親子が身、其上去々年の山津浪、母家は漸々殘れども、荒れたる上に荒果てて、宿借る人も猶々なく、藥の代も絕果てて、佛の利益神の加護、朝な夕なに祈れども、罪障深き親子の身、其驗さへ有らざれば、親子の者の命の綱、絕果てる身の是非もなく、宿の外れに旅人を、引いては一人二人づつ、無理にお宿を申しても、此有様に皆樣が門口よりして迯ゆかれ、今日は貴方を御止め申し、聊か父が藥の代になさんと存じて、御無理にも御宿を願ひあげたる事赦し給へ」とばかりにて、泣出したる娘が

體、見るも不便と覺えけり。

〇傳吉お專が心を感ずる事

然ば傳吉倩お專が物語を聞きて歎息し、扨々世の中に不幸の者は我一人にはあらず、まだ肩揚の娘が孝行、四年ごしなる父の大病を、今日迄看病疎ならぬは、爭で天道憐まざらん。今こそ斯くあれ、後々は必ず榮華の身とならんと、我が叔母女房の噂とは夢にも知らず、又此事はお早親子も深く隱しける故、只我が實心につまされて、頻に涙を流しけるが、お專に向ひ、「必ず不幸を憂ひ給ふな。又善事もありぬべし。我等も越後頸城郡にて傳吉と申す、祖父の代迄村長をせし者なるが、父の代より衰微へ初め、其上兩親は世を早く去り、助くる親類とてもなく、今では水呑百姓と成り、親なき後の孝行は家を起すに如くなしと、志を勵しても、得難き者は金銀なり。依つて伯母と女房を我が家に殘し、江戸へ行きて五六年も稼ぎなば、少しの田地も取返さんかと、知らぬ東へ旅立に、袖振逢ひしも他生の緣、泊める其方は一樹の影一河の流れと汲分けて、聞けば聞くほど憂さ辛さ、御身は女子の事なれば、心細さは如何ならんと、思ひやられて痛しく、我又路用の多分にあらば、半を與へも致さんが、少しばかりの貯へ故、

江戸まで出るのが漸々なれば、思ふのみにて爲術なし。扨何がなと考へしが、先に拾ひし鼈甲の櫛こそ好けれ」と取出し「是は我等が山間にて圖らず拾ひし品なるゆゑ、是を賣代なすならば、少しばかりの錢にはならん。父御の口に叶ひし物を調へてなり進らせよ」と件の櫛を與へしかば、娘は是を押戴き、行燈の灯に指翳し、一目見るより打驚き「是は先頃私が道に落せし品にして、母の記念の櫛なれば、家財道具は聊かの物も殘さず賣盡し、身に纏ふべき衣類さへ、今は綴もあらざれども、此品計は我が母の、恩を忘れぬ心にて、生涯頭に頂かんと思ふが故に賣殘しぬ。然るを先日宿引に出でつゝ、當所の宿外れに落して後も、種々と探し索めて居りしなり。扨々嬉しき事哉」と幾度となく押戴き、喜悦ぶ體を熟々見て、傳吉如何にも感心なし「其方が今の話には、母御の記念の此櫛と云はるゝからは、片時も忘れ給はぬ孝心を天道樣も憐まれ、必ず御惠みあるならん。能々父御を大事にされよ。我又江戸より歸りの時は、再び尋ね進らせん。名を聞かばや」と云ひければ「父は森田屋銀五郎、我が身は專と呼ばれつゝ、所に久しき家柄なれども、斯く成果てし」と語るにぞ、傳吉は思はず齒嚙をなし「實に憎きは其繼母と連子の者の不實なり。己が榮耀を爲さんとて家財衣類を奪ひしうへ、金迄取つて病人と幼き者を捨置きつゝ迯去る心は、鬼か蛇か。今は富むとも終に又、天の御罰で行末は

永く憂目に逢ふなるべし」と云ふに、お專は涙ぐみ「成程仰の通りなり。然ども我が身は五歲より養育れたる其恩の深きを思へば、一概に情なしとも恨とも存ずる事の候はず。父の怒は強けれども、宥め賺して罪障の深き此身の有樣を恨むより外すべもなし」と彼是語合ふ其中に、夜も長月の影更けて、遠寺の鐘も響く折、父銀五郎は咳して「專よ〳〵」と呼ぶ聲の、最苦しげに聞えければ、娘は急ぎ走行き、又暫くして垢染みたる布團二枚を持來り、其邊片付け床を取り「御休み有れ」と傳吉に挨拶しつゝ、己が身は父が片邊に臥したるが、幾度か起きて介抱するを、傳吉は樣子を聞き、娘が孝心親子が不仕合を思ひ、更行く儘に床寒く、病人のうめく聲耳に付きて終夜寢も遣られず。朝立に飯焚せんも如何と親子を厭ひ、未夜も明放れざるに道を急ぐとて、定りたる旅籠代百三十二文、外に錢二百文を紙に包み取せんとするを、娘は辭退なし、決して請けざる故、件の錢を密に床の下へ押入れてお專に打向ひ「父御の看病怠り給ふな。春にも成りて暖にならば、屹度全快し給ふべし。又も歸りは立寄らん」と草鞋履締め笠打冠り、頓て外面へ立出づれば、お專は厚く禮を述べ、門の外まで見送りけり。

○傳吉江戸吉原三浦屋方へ奉公に住込む事

扨又傳吉は是より道を急ぎ、江戸表へ著し、馬喰町三丁目信濃屋源右衛門方へ旅宿なし、倩々江戸の繁昌を見るに、不自由なる事なく、何方の料理屋の二階にあがりても金さへ出して手を拍けば、直に酒肴を出すのみならず、下へも置かぬ饗應は、實に自由の足る事と、目を驚かすばかりなり。或日傳吉は案内者を頼み、彼方此方と見物なし、江戸第一の靈場淺草の觀音へ參詣し、能き主取をなさん事を願ひ、夫より口入に賴み奉公口を探しけるに、不圖國者の知る人に出逢ひ、同道して吉原へ入り、繁華なるを見て、自然此所に奉公口もあらんやと聞合するに、廓第一の妓樓にて京町の三浦屋に米搗の口ありと聞き、早速目見致しければ、先方にても召抱へんと云ふに、一ヶ年給金三兩にて、其年中の明俵は米搗の物なりといふに、早々請人を定めて住込み、日毎に米を搗くを以て身の勤とはなしにける。然るに物堅き傳吉は、鄭聲艶曲の調も耳に入らず、洞房花燭の樂も羨まず、旦より暮るゝまで只管米を搗き、一粒にても空にせず、其勤方甚だ信切なりければ、主人方にては益々悅び、多くの米も一向に搗減なく丁寧に取扱ひ、夫より其年の給金を請取るに、半分は古鄉へ遣し、伯母女房の衣食の足になし、殘

る所は主人へ預け、儉約第一にして、今時遊里の若き者には最珍しと云ひはやしぬ。扨又三浦屋四郎左衛門と云へるは、數代の舊家にて、商賣柄に似合はず義氣の有る者なりしが、富家の事故、米舂などは遂に見たる事も無き所に、家内の者共噂する故、倩々思へば、心得難き事もあり。彼奴が給金僅の中、半分は古鄕へ遣し、其餘る處は我に預けて一錢も遣ふ事なし。口をば我に任すれ共、小遣と云ふもの人相應に入るものなり。然れば彼奴めは表面ばかり上手を繕ひ、米を盜み遣ふにや、試し見んとて、或日傳吉が晝飯の中に舂臼の中へ小粒一つ入置きける。時に傳吉は飯を喰して後糠を通さんとなすに、金一分出でけるにぞ大に驚き、早速主人の前へ出でて、斯樣々々と次第を告げ、金子を主人へ歸しける故、三浦屋の主人も傳吉の正直を感心なし、日頃の疑一時に散じ金を取らず、「誠に汝は思ふに增したる正直者なり。米は我が米なれ共、金は我が金に非ず。天より汝に給ひしならん。其方の德にせよ」と申しければ、傳吉色を變へて、「夫は〱勿體なき事なり。是を失ひし人は嘸々歎き候はん。私事御宿へ御奉公に參りしより、未だ纔なる年限にて忠功も無きに、何の德を賞して、天私に金を授け給はんや。然らば米を出したる田舍の者が誤つて入れたるなるべし。若御心當も御座候はゞ、私御使に參らん」と申す故、三浦屋猶も感心して、「扨も〱正直者なり。然は知らずして疑ひ思ふの餘

り、此金は我米の中へ入れおきて、汝が氣を引き見たる處なり。此色里へ來る程の者、十人に一人も正直なるはなし、皆輕薄にして義理を知らず、佞辯にして實情なし。汝必ず年を重ねて能く勤めよ。我又了簡あり。且是は汝へ取らするぞ」と申しける故、傳吉譯を聞きて漸々受納し「誠に有難き事にて、御給金の半分は國元へ遣し、半分は旦那へ預け、小遣等は始より宛されたる明俵を賣り候へば、一ヶ月の小遣五六百文づゝ御座る」とて、月々俵を賣りしを書付け置きて見せけるに、四郎左衞門重ね〲感心なし、是より万事傳吉に目を掛け、去年の暮迄米をば舂せたるが、俄に引上げて臺所を働せけるに、万事費を省き主人の爲になりければ、次の春より若者として二階を廻させけるに、所得多くなりしか共一度の遊もせず、彌々儉約を旨とし、一錢の餘分も旦那へ預け、又遊女等が誤ある時は、忍び〲に異見なし、旦那の前を取なすのみか、年若の客が歸る事を忘るゝ時などは、夫となく風諫なして歸しける故、客も遊女も贔屓して小金も數多貰ひけるが、夫も皆主人へ預け置きしとなん。

○傳吉自分の金を出して客人の忿を宥める事

爰に細川家の家中井戸源次郎と云ふ歷々の侍士、或夜三浦屋へ來り、空蟬と呼ぶ遊女を揚げける

が、源次郎は今宵大に醉ひて漸々床に入りけれど、彼の空蟬は名の如く何時か裳拔の殼と爲し、夜更ける迄床へ來らず。源次郎は酒の醉未醒めざるまゝ、龜の如く頭を永く出して待佗びし中不圖思ひ出し、紙入に金子三兩入置きたりとて、枕元の紙入を見るに、金子のなき故、吃驚して邊を探しけれ共、金は見えず、空蟬は居ず、醉ひたる人の癖として、腹立紛に大音揚げて怒鳴散し「此二階に盜人が居る。此家は泥棒を飼うて置くか。我を誰とか思ふ、當時日本にて鎗劒の達人井戸源次郎樣だ。然して相方は何處へ往きしぞ」と騷ぎ出し、新造の留めるも聞かず、散々に罵る程に、空蟬竝に傳吉も來りて源次郎を宥めけれども、源次郎は相手ほしやの處故、益々勢十倍して、金子のなくなりし事など操返し〳〵申しけるに、傳吉手を突き「若旦那樣其金は何程で御座ります」と聞くに、金は小判で三兩、小粒一つ合せて三兩一分なり」と云ふ。傳吉申すは「先々御靜に成されませ。お金は御座ります。其金子は私先程御肴などを取片付けました折柄、屛風の外に捻つて有る物が落ちて居りしゆゑ、拾うて見ましたら金子三兩一分なり。是は貴方の醉に紛れて落しなされしものならんと度々お起し申したれど、おいらんも見えず、强く醉臥し給ひし故、其儘預り申置きたり。此廓の三浦屋四郎左衛門、百兩百貫御客樣が御落しあるとも、我等が目に掛る上は紛失なぞは御座りません。夫に金がなくなりしなどと云

ふ評判有つては主人の名折に相成る事故、何か私をお呼びなされて仰せあれば、深夜に人の眠を覺すにも及びません。只今上げます」と下へ下りて四郎左衞門へ「急に私入用御座れば、金三兩一分御借下され間敷や」と申しければ、「汝が金故卽ち返す迄なり」と四郎左衞門金子を渡しけるに、傳吉は再び二階へ上り、紙に捻りし儘にて金子を渡しければ、源次郎は俄に笑を含み、我等宵の酒の醉未醒兼、思はず聲を立て氣の毒千萬なり。金ばかりではなく相方の來らず、我を無情一人寢させせたる腹立紛れに、終に聲高に罵り、實に氣の毒千萬なり」と言ふに、傳吉も挨拶して空蟬を呼び、夫々詫びさせければ、始に似ず源次郎の忿も解け、その夜を千代と契りける。早夜も明方になりければ起上り、別れんとする時、空蟬は枕元なる銚子を取り酒を煖めんと火鉢の炭搔起し、二つ三つ殘りし火を吹起すに、忽ち火鉢の中に煙立ちきな臭く成る故、挾み出して押揉みながら是を見れば、金包なりしゆゑ、押開き見るに小判三枚小粒一つありけるにぞ、源次郎は暫く忙れ果、空蟬に向ひ「是を見られよ。此金は我が失ひし金なり」と云ふに、空蟬も「夫なら宵に紙入にお酒をかけ、火鉢で炙りし時落せしならんが、傳吉の拾ひしとて出したるは何した事にや」と申しければ、源次郎も不思議に思ひ、傳吉を呼んで「扨々誤り入つたる事なり。只今火鉢の中より金子出でたり。宵に紙入を濡した時、炙るとて中より

辷り落ちしと見えたり。我酔ひて一向知らず。扨又貴様の拾ひし金は他人の金ならんに、我は麁相を打忘れ、彼是いひしは誤なり。堪忍して呉れられよ。先々夜前の金は返すべし」と差出すにぞ、傳吉莞爾と笑ひ、「然ればこの金私拾ひしと申せしは全く僞にして、この二階で紛失なしゝとありては、家の名折主人の爲ならずと存じて、是は私の金穏便に濟さんと存じ計らひ候」と申しければ、源次郎も感心して、「扨々泥中の義玉、廓にも又君子有り」とて金一兩傳吉へ褒美に取せん」と差出しければ、傳吉首を振り、先程の金子は私の物故頂戴仕れど、此金子勿々戴く筋なし」と固辭みけれども、空蟬も色々申すにぞ、傳吉も今は斷るに詞なく、我が金子を請取りし上又一兩を貰ひたり。隱德あれば陽報ある世の諺實なる。是より井戸源次郎と空蟬は深き中となり、又此事後に四郎左衛門が聞傳へ、益傳吉をいたはりしとかや。

○傳吉暇を取り金子を持ちて故郷へ歸る事

然程に光陰矢の如く、傳吉は假に此所へ來り四五年勤めしが、四季の給金は申すに及ばず、臨時の貰ひもの等、芥積り山となりて百廿兩程になりし故、宿願既に成就したり、何時迄斯くあらんやと頻に故郷が懐しく、主人の機嫌を伺ひ、越後へ歸り度旨を願ひけるに、今三浦屋の

白鼠と云はれし者、暇をやらんは主人も惜しく思ひけれ共、又止むべき事ならねば、是非に及ばず首尾能く暇を遣しければ、傳吉は大に悦び、豫て年頃主人へ預けし金百廿兩是を請取り、頓て別れを告げける程に、二階に名ある遊女共より、餞別なりとて樣々なる物を貰ひ、主人も、是迄實直なる傳吉が勤方を褒美の心にて路用を助けんと、別に臨み金拾兩與へしかば、彼是合せて百五十兩ばかりと成りにける。殊更永の道中なれば、用心の爲金は藁包にして、身には麁服を纏ひ、身輕に出立ち、二夫々に暇を告げ泪乍らに立出でける。後に四郎左衛門溜息して、「我も年頃幾千人と云ふ男女を遣ふと雖も、未だ彼が如き正直なる者を見ず」と頻に別を惜みけり。時に享保七年九月十一日、傳吉は江戸を立出で越後を指して歸りしが、今は古郷へ歸ると思へば、自然足の運びもはやく、且其以前を考ふるに、我本國越後の寶田村を立出でしは長月十日餘りの事成りしが、光陰早くも五年を過ぎぬと無端に往時を思ひ出し、何となく懷しく、頻に古郷の慕れて、急ぐ旅寢の日を重ね、碓氷峠に懸りけるが、行先は皆山路にて、是ぞ越後へ順路なりと、名に負ふ碓氷の權現へ參詣なしつ、身の上を守らせ給へと祈念を籠め、夫より猶も身の用心をなしつゝも、古郷をさしてぞ急ぎける。

○傳吉道中にて惡漢に出逢ひ難儀の事
並 諞子と同道旅行の事

斯くて傳吉は山路に掛り小松原を急ぐ程に、身には荒布の如き半天を纏ひ、腰には二三十の端錢と餘の沓を提げ、又一人は二つ三つ喰殘したる團子を串の儘髻に指したるが、一里塚の邊より諸共に出でて前後より傳吉を引挾み、「親方行李が重さうに見えるが、今日は朝から青蠅追うて鐚三文にも成らず、少小揚取らせて給はれ」と、行李に手を掛るを、傳吉其手を拂ひ、「中仙道を足に懸けて年中往來する我等、小揚取らせる事はない。戲謔を爲るな」と力身で見てもびく共せず、二人の雲助嘲笑ひ「イヤ強い旅人ぢや。雲助は旅人に肩を貸さねば世渡りがならず、酒手欲しさに手を出して、親にも折られぬ胸板を折れるばかりに突かれては、今日から駄賃を取る事出來ず」と云ふを、傍より一人が往手の道に立塞り「否なら否で宜い事なり。突れる咎は少しもなし。何でも荷物を擔がせて貰はにやならぬ」とゆすり半分喧嘩仕掛に、傳吉は何とか此場を遁れんとなせども、惡者承知せず「彼是言ふうち日は暮れん其行李渡せ」と手を掛るに、傳吉今は一生懸命、右を拂へば左より、又一人が腕首を確かと取つて動かせず。傳吉

殆ど困じ果て、「ヤレ盗人よ〳〵」と呼べど叫べど、人里の遠き山路は谺より外に應ふるものもなし。後には互に摑み合ふ中に、一人の雲助松の枝にて傳吉を滅法無法に打のめし、既に荷物を奪はんと、再び手を掛け爭ふ折柄、此處に來掛る旅人あり、風呂敷包を背に負ひしが、此有樣を見るよりも衝と馳掛り、一人の雲助取つて引擔ぎ、筋斗打せ投付くるに、今一人は驚いて見返る處を張倒し、痿むを足以て千茅の中へ蹴返し樣に、發打と白眼み、「汝等二人晝日中落追しする不屆者め。直樣捕へ宿場へ引立て、御法通りにして呉れん。首は入らぬか蛆虫め」と罵り掛れば、惡徒共、「ヤレ親方よ。我々は一月酒を呑まず共、二つとはなき此命を捨つる阿房があるべきや。今日は朝から酒手も取らず、小揚取らせて下されと、旅人衆へ御無心を言ひしに、小突廻されし腹立まぎれに、思はずも拳を上げたる事なれば、眞平御免」と詫びるにぞ、「夫なら今日は赦して呉れん。此後惡さをせまいぞや。此旅人は我等が連なり、率々御連御一所に」と目配すれば、傳吉も夫と悟りて行李を取り、打連立ちて行くほどに、惡者共は漸々に起上り、「偖々今の旅人は剛氣な者ぞ」と私語々々塵打拂ひて立去りけり。扨傳吉は漸々と道の程一里ばかり行きて後を見れば、雲助共は付いても來らず。彼の旅人に打對ひ小腰を屈め、「偖々私不慮の事にて惡者に付けられ、難儀千萬の處、貴君の御救にて何事なく、誠に御禮は言葉に盡し

難く」と、慇懃に禮を述べ、つく〴〵此旅人を見るに、一癖あるべき顔形粧に、傳吉は又怖氣立ち、佇みながら彼方に向ひ、「後より遲れて來る連もあれば、爰にて待合さん。貴君は御先へ御構なく」と云へば、彼方は嘲笑ひ、「イヤ僞を云ひ給ふな。貴樣は連もなにもなし。一人旅と云ふ事は、江戸を立出で板橋に來りし時より知つて居る。私は上方江戸を掛け時々往來をなし居れば、新潟邊を廻る日は、我家も同じ家もあり。且越後には親類も多分にあれば、幸の道連なれば隔なく、是より旅籠も倶にせん。殊に我等が懐中には少々金子も持合すれば、互に用心なす爲にも同道致すが宜らん」と、然も打解けたる樣子なれど、一曲有るべき男なれば、傳吉は毒蛇の口は遁れても、又もや鰐の口先へ向ひし如く思はるれど、一旦危急を救はれたる恩有る故に、强ひても辭せず、「然樣の事なら御一所に是より先を參るべし。御覧の如く私は貧窮者にて何もなし。一日後にて道連が足を痛めて遲れし故、今の通りに申したり」と言ひまぎらして打連立ち、其夜は同宿なしけるが、油斷をなさぬ傳吉故、彼の道連は只者ならずと、一向其夜は寢入もせず、心のうちに思ふには、是は心ず雲助が同類ならんと察せし故、只淺草の觀世音を一心不亂に念じつゝ、漸くに夜を明せしかば、次の日渠が支度する間を考へ、傳吉は宿を立出で、疾走に良二里ばかり駈拔けてほつと一息吐きながら、斯迄遠く來た上は、最早追付く

氣遣なしと、猶又急ぎ行く所に、向ふの茶店へ何時の間にか件の男は腰打掛け、傳吉を見て手招きなしつゝ「貴樣に放れてより、彼方此方と二三遍尋ね廻りて待居たり。率諸倶に行くべし」と云ふに、傳吉打驚き「夫は〳〵私は、少々用事の候て遲なはりし」と僞れども、鬼に把られし心地にて、只神佛を祈る中、最早古鄕へ近付けば、彼者彌々惡念起し、隙もあらばと窺ふ樣子に、傳吉も亦如才なく、往來の人を見懸くれば道連になり、或時は茶店などにて待合せ、旅行く人に聲を懸け同道する故、惡漢も手出をなすに暇なく、漸々にして野尻の棒鼻にこそ著きにける。元は此宿に飯盛女郎など有りしが、今は旅籠屋の下女共、客と相對にて二百文宛と極め、夜の伽を致しけり。然れば今宵は如何なる給仕女なり共談らうて、此難を遁ればやと思ひ定め、野尻の宿にて近江屋與惣次と云ふ旅籠屋へぞ泊りける。

○旅籠屋の下女働にて謳子を捕ふる事
竝　傳吉賊難を遁れ故鄕へ歸る事

扨も傳吉は近江屋與惣次と言ふ旅籠屋へ泊り、いかにも此家の實體なる者に賴みて此難を避けべしと思ひ、働く下女に目を付ける中に、年の頃十七八ばかりにして顏形姿も見惡からず、田

舍に稀なる女あり。宿の娘とも見えざれども、何となく親切の樣子なれば、此女に話さばやと心を留めて見れば、何か見覺有る樣にて、彼の女も傳吉を見て不審の顏色なりけるが、然とて用事の外は言葉も交さず居たりける時に、連の男は湯に入らんと帶を解き、湯殿の方に到りし折節、彼の女行燈に油を注がんと來りけるに、傳吉は引留めて「お前は何處かで見た樣なれど、何分思ひ出されず。夫は兎もあれ見掛けて御賴申度きは、今宵私に大難あり。何卒救ひ給はれ」と申せば、女は傳吉を倩々見て「私事も最前より見たお方の樣に思ひしが、若や五年前柏原の森田屋へ泊り給ひし傳吉樣にては御座なきや」といふに、此方は礑と手を打ち「扨々珍しき所で逢ふもの哉。お前は森田屋の娘御お專どのにて在りしよな。お前が此處に御座るとは夢聊も知らざりし。我等も江戸へ赴きて奉公なせしが暇をとり、今度古鄕へ歸るゆゑ、柏原へ立寄り御宅を尋ね申さんと存ぜしが、道にて惡しき奴に付けられ、すこしも油斷ならざるまま、柏原も早忽々に通り拔けしが、父御は如何成されしや。何是の頃より此所へ來られしや」と問掛けられ、女は忽ち泪含み、親銀五郎は貴方のお泊りありし其年の暮に身亡り、只さへ荒れたる宿なれば、軒洩る雨はわが袖の泪の露と諸共に、濕勝なる藤衣、身の巾狹き女子の身、七日々々の追善だに、手向の水も濁りなき淸き心を佛や知らんと、四十九日の次の日に、遂に

我が家を賣代なし、親の墓を建つれ共、世に立難き孤子の親類とてもあらざれば、如何はせんと思ひしが、此旅籠屋は親の世に少しの由縁も有りけるまゝ、下女に雇れ候なり。先頃貴方の御惠に預るのみか、取分けて下し給ひし一品は、富みたる人の千金に增して忘れぬ御恩なり。今宵に迫る貴方の御難儀、大概御察し申したり。今宵は私が何なりとお救ひ申參らせん。御安堵あれ」と勇ましく請合ひながらも、過ぎさりし親の病苦や身の憂き事を思ひ出してや、いとゞしく泪に暮れて居たりけり。傳吉も實ある言葉に聊か安堵なしたれば、猶も物語らんとする處へ、彼連の者の足音せしゆゑ、空寢入して居る程に、お專も立つて出行きたり。扨傳吉は金を藁苞より密と出し、腰に確かと結ひつけ、是まで風を引きたりと僞り、一夜も湯には入らざるのみか、夜もろく〳〵に目眠まず、心を配り有りけるが、今宵は彼のお專に委細く相談せんと思ふ故、「少し風も快く候へば湯に入りて來らん」と、手拭を取り立上れば、彼者は點頭きて、「風呂の加減も至極よし。暖まりて寢給へ」と申すに、「如何樣左樣仕らん」と云ひつゝ風呂場へ立出づる處に、外の下女どもは忙しげに膳を持出來れば、傳吉は連の男に向ひ、我等に構はず貴殿は夜食をお食りなされ。私は先湯に入つて來らん」と障子を明けて湯殿の方へ立出でければ、お專は疾に緣側へ立出で、傍の座敷へ連行きて、「貴方が湯に入給はんと申さるゝ故、荷物

番に御膳を出し、且又咄の内に立たせ間敷其爲に傍輩を賴置きたり。お咄あらば心靜に咄し給へ」と最發明なる働に、傳吉は其頓智を感心なし、事急なれば抓んで咄さんが、某江戸表に奉公なし、年頃給金其外とも溜置きし金既に百五十兩程に成りたり。依て此度古鄉へ立歸り家を起し、亡親達へ聊か孝養に備へんと出立なす折柄、輕井澤の邊より彼の曲者と連に成り、道中彼の振舞に心をつけるに、只者ならず、どうか江戸より付來りし樣子なり。今日も彼者度々手を出さんとすれ共、我も油斷なく往來の人に交る故、其難は免れたれども、今宵一夜が絕體絕命、明日は古鄉へ五里許の處なり。今夜を過せば明日は安堵いたすべし。何卒今宵の大難を救ひ給へ」と申しければ、お專は暫時思案の體にて「よしや今宵は凌ぐ共、明日道にて如何なる目に遭給はんも知れがたし。兎角に其金子御身が所持なし給ひては災ならんにより、私に預け給へ」と云ふに、傳吉も豫てより親孝行は知りしうへ、且又發明なる女故「何樣其方に預け參らせん」と懷中より金子を出して渡せば、確と懷中して、則ち頭に指せし櫛を出し「是はお前樣も知る通り、我が爲に千金にも替へがたき母の記念にして、片時も離さず秘藏の品なり。此櫛を證據にお渡し申さん。鼈甲の古びたる上に齒が三枚缺けて能き證據なれば、此度御歸國なし給ひて、假令お前がお出なく共、此櫛さへ持せて遣されなば、他人にても此お金を御渡し

申すべし。確なる證據故、能々此櫛を大切にして失ひ給ふな」と櫛を傳吉に渡し、御身金子なく共、彼の惡者と明日一所に道連にならん事危し、今夜の八つの鐘を相圖に、小用に出づる體をして來り給へ。少々の荷物は捨置かるゝとも、我等寢間へ密に隱進らせん。明日惡者を先へ遣し、後より心靜かに立給へ」とて、最深切に教へければ、傳吉大に感心なし、「委細承知致したり」と急ぎ湯に入つて直に出で、濡手拭を持ちて元の座敷へ立歸りしに、彼の連は飯を食仕舞ひしまゝにて未湯を呑居たるにぞ、扨は立聞もせられざりしと安堵して飯を食ひ、四方八方の咄して四つ頃に枕取寄せ伏したりける。臺所の方にはお專糸を紡ぎながら、折々高く咳をして、行燈の傍に寢ねず居たるに依て、曲者も隙を得ず、折々高鼾して空寢入しながら、早夜も八時と覺しく、野寺の鐘ごう〳〵と響き渡るに、お專も臥りし樣子にて音もせず、深々としたる時に、傳吉は徐と起出で、小便に行く體をして雪隱の方へ行きければ、半明けて有る障子の外の方には、お專待居て傳吉の手を取り密と我が部屋へ連行き、人知れず隱し置きける故、彼曲者夫とは一向悟らず、只空寢入して有りしが、今傳吉が雪隱へ行きしを幸と傍に有る荷物と傳吉が荷物と一所にして確と擔ぎ、若も傳吉が見付けし上は一討と、道中ざしの目釘を濕しそつと立出で、宵に見置きし中庭の木戸より拔出でんと、雨戸の掛鐵も外し置きし故、拔足して出行く所

に、豫てお專は戸締を見廻り、我が先に掛けし掛鐵今外れてありし事、扨は曲者が迯道の用意ならんと悟り、中庭の出口の戸を確と鎖し、緣側よりの出口へ竹を横たへ、躓く樣に仕掛置きしに、然る事ありとは少しも知らず、彼曲者は戸を明けて立出でんとすると等しく、横たへ置きたる竹に躓き忽ち俯伏に倒れ、外の竹緣を突貫きたる其物音の夥多しく聞えければ、お專は夫と聲立てしに、主人の與惣次目を覺し、「扨々怖しき物音なり。何事やらん」と手燭を點し、馳來りて是を見れば、一人の旅人倒れしまゝ向ふ脛を摩つて居たりしに、與惣次聲をかけ、「是は如何なされしぞ」と云ふに、曲者顏を獅嚙め、「小用に參り手を洗はんと成したるが、斯くの如し」と迷惑の樣子に申しければ、主人「是は怪からぬ有樣なり。雪隱へ行くに荷物を脊負ひ、脇差迄差して行くを此年迄見たる事なし。是は必定欠落なすと覺えたり。然もなくば盜人ならん。仔細を言へ」と申しけるに、「成程今宵の譯は連の男能く知りたり。彼を呼給はれ」と申すゆゑ、各傳吉を尋ね素むるに、何へ行きしや影も見えざるにぞ、「扨は此者騙護摩の灰の類なり」と與惣次大に怒り、其男を家內大勢にて縛り番を附けて、翌朝相泊の客を起して、紛失の品是なきやと尋ねけれ共、相泊の者に紛失の品もなく、然れども曲者に相違なければ、早々公邊へ差出さんとしけるが、曲者も種々詫入りしにより、此度は見遁し遣はさんと大勢にて宿外

へ連行き、若者共は以後の懲しめにと、手に〳〵打擲して追放しければ、曲者は這々の體にて雲霞と迯行きける後に、お專は宵よりの委細を主人に告げしにぞ、主人與惣次もお專が才智を感じけるに、お專は傳吉を出して主人に逢せ、事の由を咄し、朝飯を心靜に食めさせ、四時過ぎる頃間道を教へて一人立せける。彼金子はお專が預りけるが、金の事故主人にも深く包みて置きけるとぞ。扨傳吉は虎口を遁れ、我古郷の寶田村へと足を早めて急ぎけり。

○傳吉我が家へ歸り證據の品紛失の事竝金子を騙取らるゝ事

扨翌日傳吉は本道へ出でず、脇道より其日の八つ時分に寶田村へ立歸り、先村中一軒毎に顔を出し、傳吉無事に歸國のよしを告げ、且留主中家内の者どもが御世話に成りし禮を述べれば、村中の者共も「是は〳〵傳吉殿、堅固で歸られし事目出たし」と悅び云ふを聞流し、夫より名主方へ立寄り、歸國の旨を屆置き、我が家へこそは歸りけれ。叔母女房は門口へ出迎ひ「扨々五年ぶりにて無事に歸り給ひし事の嬉しさよ。當年は歸るとの手紙なれども、今時分とは思ひよらず。定めて暮にも成らんと存じ居りしに、能くも〳〵早く歸られて安心なしぬ。先々足など濯ぎ給へ」と、叔母女房盥に湯を汲み差出す内に、村中の爺々婆々が連立ち大勢來りける故、

叔母も女房も夫々へ挨拶して、名主の憑司も來り悦を述ぶる程に、傳吉も是迄の艱難を物語り、扨五時頃皆々暇を告げて立歸る後に、叔母は不思議さうに傳吉に向ひ、「先刻より尋ねやうと存じけるが、五六年も奉公なし歸られるに、風呂敷包一つも持たぬとは何云ふ譯か」と尋ねければ、傳吉答ふる樣、「然ば夫に付御咄有り。先江戸表へ參りてより早速奉公口を尋ねしに、幸吉原京町の三浦屋と申す女郎屋へ住込み、右の方に五ヶ年の內辛抱なし、千辛萬苦して漸々金子百五十兩溜め、最早是では大丈夫と永の暇を貰ひ、道中とても如才なく、金子は目立たぬ樣藁苞にして、身には麁服を著用心して來りけるに、碓氷峠より三里程此方なる松原にて雲助に逢ひ、既に金子を取られんとせし所に、往來掛りし旅人が其雲助を投付け、大難を救ひ呉れしが緣となり、能き道連と思ひ、一里ばかり來りて能々其連を見れば、是も亦一癖あるべき惡者にて、江戸より我等が金子を見込付來りし樣子なり。之に依て猶々油斷ならずと用心なしゝが、彼も途中にて種々に手を盡し金子を奪はんとなす樣子故、態と外にも道連を求めなどして漸々野尻宿迄來り、夜道は猶々危しと野尻宿の近江屋へ泊り、其夜の大難を遁れんと、下女のお專と申す者に百五十兩預けしに、かれも其代に櫛を證に私の方へ遣したり。此櫛だに遣しなば、誰にても金子は渡し呉れる筈なれば、明日は早々參りて請取り來らんと思ふ故、此櫛は百

五十兩の代の品、大切なり」と申しければ、叔母も大に悦び、「扨々夫は危い事、殊に百五十兩の大金は能々心掛ざれば貯めることは成難し。いかにも斯る大金を溜める辛苦の程察し入る。呉々歡ばしき事にこそ。而其櫛は百五十兩の形なれば、佛前へ供へて御先祖其外父御にも悦ばせ給へ」と叔母女房とも口を揃へて申すにぞ、傳吉も道理なりとて佛前へ供へ、夫より夜食も濟みて、傳吉は今こそ我が家へ立歸りし故心落付き草臥の出しにや、こくり〳〵と居眠りけるを、叔母は見るより「傳吉どのも嘸や勞れられしならん。お梅や床を敷きて進らせよ」と云ひければ、お梅は夫の床を取り、扨傳吉を臥戶に伴ひけるに、傳吉も此四五日少しも眠らざりしかば、我が家へ歸り安堵せしにや、枕に著くと其儘に唯一寢入に眠りけるが、翌日の巳刻時分漸々起出で顏を淸め、佛前へ向ひ囘向して、昨夜の櫛を仕舞はんと探せど更に見えざる故、叔母に向ひ「昨夜の櫛は如何なされしや」と問ふに、叔母もお梅も口を揃へ、「一向知らず」と申すにぞ、傳吉は仰天して所々方々と尋ねけるに、何分見當らず。是によりて家内大に騷ぎ立ち、猶も殘る隈なく尋ねしに、如何にも知れざる故、傳吉も今は詮方なく能々思案を巡らすに、お專はいたつて正直にして、殊に發明の者なれば、櫛はなくとも預りし物を預らぬとは申すまじ、是より野尻宿へ到り右の譯を咄し、金子を請取らんと支度して野尻宿へ赴き、其日の申刻

時分近江屋へ參り、お專に逢ひて「扨々申譯なき事を致したり。昨夜歸りて、櫛をば百五十兩の形なりと佛前へ備へ置きけるが、今朝見れば鼠にでも引かれしや、更になきゆゑ、家内中所々穿鑿をなすと雖も何分見當らず。夫に付き只今參りたり。櫛の代は何程にても取りて金子を渡し給はれ」と申しければ、お專は傳吉の顏を倩々打詠め、「扨御前樣は盜賊に能々見込れ給ひしものと見えたり。今朝方御前樣より御賴のよしにて、御隣家なる彌太八と云はるゝ御人彼櫛を御持參ありしに、間違もこれ有るまじくと、右品引替に金子を御渡し申したり」と、櫛を取出して見せければ、傳吉は再び仰天なしたりしが、心を鎭め、「夫は何なる形粧の人にて、年の頃はいくつ位に候や。我が村方に彌太八といふ者なければ、我も賴みし覺なし。察する所昨日の惡者が、仲間を賴んで遣したるならん。五年の間千辛萬苦なして溜めたる金子も水の泡と成りしは、よく〳〵我に授からぬ金なり。斷念むるより外無し」と力を落し茫然として居たりける。お專は如何にも氣の毒に思ひ、種々考へしに、「是は全く昨日の惡者の業に非ず、同村中の人ならん。斯く申さば何となく人を誹る樣なれども、私も係り合の事なれば、心に思ふ所を申して見ん、かならずお心に掛給ふな。實に七人の子はなすとも女に心許すなとの譬もあれば、お前樣が留主にお女房さんの心の變りし事もあらんか。能々御家内にお心を用ひられよ。然ども先

何事もなき體に歸り、斯樣々々にし給へ」と謀計を教へて傳吉をぞ歸しける。

○傳吉酒宴を設け村中の人を饗應す事竝お專騙を見顯す事

扨お專は密に傳吉へ申しけるは、「お前樣事明日村中の人を呼びて、留主中世話になりし御禮なりとて酒肴を調へ、村中の者を馳走し給ふべし。其時私參り透見をなすならば、必ず其中に盜人は有るべし。返す〴〵周章て給ふ事勿れ」と申しけるに、傳吉大に悅び、「如何樣然る事も有るべし」と屈伏の體なれば、お專又傳吉に向ひ、「私今朝ほど拾ひし物有り、只今は申されず。明日は急度顯はし見せ申さん」と委細に話しけるゆゑ、傳吉は實にもとおもひ約束して、其夜亥刻過に我が家へ歸りければ、女房伯母ともに立出で、「今お歸りなされしや。金子は請取來られしや如何に」と尋ねしに、傳吉、「然ばお專殿が留主にて分らず。歸りを待たんと存ぜしが、又々夜道が不用心ゆゑ、明後日參りて請取り來らん。先は五ケ年留主の中村中の世話に成り、殊に大願成就して百五十兩と云ふ大金を溜めて來りし事なれば、村中を明日呼んで馳走をなさんと思ふなり。其用意致すべし」と事もなげに申しける故、女房伯母も其支度をぞ致しける。扨翌朝村中へ人を廻し呼びけるにぞ、巳刻時分より皆々來り、程なく酒肴等を出し、五六

十人一座にて馳走をなし、一通り盃盞も廻りければ、傳吉はそつと其座をたち表の方へ出づれば、垣根の際に野尻宿のお專黑紬の袷に厚板の帶をしめ、おこそ頭巾を眉深に冠り立居たり。傳吉は密に宅へ伴ひ、障子の那方へ忍ばせて座中を窺はせたるに、「此中には其人なし」と云ふ故、傳吉は又々女房伯母を呼び、「五ヶ年の中村中に强い御世話に相成りしは、誠に有難き仕合なり。別して上臺憑司樣親子に厚く御世話に相成りしよし、然るに昌次郎殿いまだ見えられざるゆゑ御迎に」と申す處へ、昌次郎も入來り、直樣傳吉の傍に著座し、驅付三杯などと馳走にぞ預りける。傳吉一同へ向ひ、「私も江戶表にて宜敷處へ奉公に有付き、金子少々貯へたれば古鄕の空もなつかしく罷り歸り候。夫故皆々樣へ右の御禮旁々麁飯麁酒を進らするなり。何も御座らぬ摑み料理、澤山お食りくだされよ。此節濱手も不漁にて魚類は更になし。在合品の野菜は珍しからず、鮒鱠にても替へられよ」と亭主の愛想に人々は大に悅び、盃盞屢々巡るうち、在所の人の癖としてあたり構はぬ高噺、果はだみ聲の田舍節に大騷とぞなりにける。時分を計り傳吉は、小用に行く體して叔母女房を立せざる樣になし、密と立出でお專に向ひ、「如何盜賊は此中に居たりしや」と聞きければ、お專打笑ひ、「實に盜人猛々しとは虛言ならず、今しも後より入來られ、上より八番目に坐りたる年若にて色白く、太織の紋付の羽織にて棧留の著物を

著たる人こそ、間違なく彌太八と名乘りて私の處へ參りし人なり」と云ふを聞きて傳吉は吃驚なし、「彼は名主殿の子息昌次郎といふ者なり。間違ひ有つては大變」と云ふに、お專は、「決して決して間違ふ氣遣なし。若又あの人兎に角と爭はゞ、私が出でて白狀させん。外に又慥なる證據の品もあり。然して江戸表にて金百五十兩溜めし事、道中難儀して私に預けし事迄知りし者は外にあるべき樣なし。お前樣は彼處へ行きて是迄の事を咄し、金子を彌太八と申す人に奪はれし事を殘らず物語られ、其上にて斯樣々々なしたまへ」と謀し合せ居る中に、「御亭主々々」と呼立つるゆゑ、傳吉は又元の座敷へ立出でけり。

○お專騙の本人を顯す事竝　お早お梅上臺の家へ赴く事

却說傳吉は再び酒宴の席へ出で「扨々折角御招申しても何も進する物もなし。併し今日の座興に、私江戸より歸國なす道中の物語を申さんにより、皆々樣御退屈ながら御聞下され」と申しければ、何れも「夫は一段の事然るべし」と笑を含み聞居たり。傳吉は席を進み、「扨私江戸に在りし時は、全盛の土地柄故猶更正直を旨となし、假初にも貪る事を爲さず、然れ共主人の光にて百五十兩の金子に有附き、是を以て古鄕へ歸り、舊の田畑を受戻し家を起しなば、過行き

給ひし兩親へ聊か孝行の端にもならんかと悅び勇んで歸る道すがら、惡者に付けられ、是非なく野尻宿の旅籠屋の下女に彼大金を預けて歸り、其盜賊の難は遁れたれ共、又々一つの憂を増して、件の金子を昨日騙取られたり。其仔細をおはなし申せば斯樣々々云々なり」と、證據の櫛の事迄一伍一什を委しく語りければ、皆々仰天なし、「夫は又何者が櫛を以て行きしや」と興を失ひければ、村役憑司を始め伯母女房も大に驚きたる體にて眉を寄せ、「夫は何共合點の行かぬ事」と言ひけるが、憑司席を進み、「其は旅籠屋の下女が工ならん。貴樣の方に櫛がなしと言うたるに、先には鼈甲の櫛は幾個もあらんにより、指替の似寄りし品を出して、貴樣を欺き歸せしなるべし。其女を引捕へ嚴重吟味するならば、早速に相分らん。憎き奴の仕業かな」と申せば、昌次郎も、「我が父の言はるゝ通り嚴重く穿鑿なし、若も僞る時は領主へ訴へ吟味を願ふならば、忽ちに相分らん。慈悲も情も事に因る」と、親子共々申しけるに、里人も皆々道理と言ふ時、傳吉、「扨其盜人は此座中に在り」と申しければ、皆々夫はと云ひつゝ互に顏を見合せ居たりしが、「マア誰ならん」と申すに、傳吉、「然ば私隣に住む彌太八と云ふ者の由申僞り、金子を騙り取りたるは」と云ひながら昌次郎の面を見れば、昌次郎はぎよつとなせしが、素知らぬ體に面を背ける故、傳吉は最早耐難く、「是にある昌次郎殿に相違なし。慥なる證據もある

上は、爭はず金子を返し候へ。萬一又爭ひ給はゞ公邊へ訴へ、黑白を分けねば相ならず」と言ひければ、忽ち昌次郎は眞赤に成りて膝立直し、「此は存じもよらぬ事を承るものかな。我等に對ひ盜賊呼はり、其分には相濟まず。何者が證人なるや急度相糺さねば成らず。不屈なる申條なり」と威猛高に成りて申しけるにぞ、傍より親憑司も張肱なし、「コリヤ伜よ、傳吉に泥棒呼りを致され、萬一巾開きがたゝざる時は人手は借りぬ。我自身に手討に爲るぞ。村役人の伜が人に惡名を付けられては、最早男は立ず。急度相糺して汚名を雪げよ」と親も聲を懸くる故、夫より雙方爭ひ立ち、既に喧嘩にもならんと、人々は手に汗を握り持餘しける處へ、奥の方よりお專は直と立出で、座に著きて皆々へ挨拶するに、一座の人々は不審晴れず、是は何方の女中ぞやとお專が顏を打守るに、伯母女房も是を見て打驚きて居たりけり。時にお專は穩當に昌次郎に向ひ、「昨日一寸御目に懸り、金子百五十兩御渡し申せし彌太八樣、最私が來りし上は爭ひ給ふも益なき事、早々金子を出し給へ。此上猶も爭ひ給はゞ外に致し方これ有り」と申しけるに、昌次郎は猶も空嘯き、「我等は然樣の覺えもなく、殊にお前は何所の人か、終に逢うたる事もなし。コリヤ傳吉と申合せ、我等へ意趣でも有るかして、罪を塗り付けんとするならん。イヤ不屈なる女め」と睨付けるに、お專は少しも騷がず、「彌爭ひ給はゞ外に見せる物有

り」と、懐中より一通の文を取出し、「是は一昨日お前樣が歸りし跡に落ちてありし品故、何心なく拾ひしが、不斗此場の役に立つ。傳吉殿讀給へ」と差出すに、昌次郎お梅は吃驚なし、夫はとばかり差俯向けば、傳吉取揚げ讀下すに、

一筆示し〻。扨傳吉事江戸より今宵立歸り申候まゝ、豫て諜し合せし事も間違と相成り、此上は夜々の契も相成らずと存じ候へば、匆々つかの間も忍び難く、思ひは彌増り〻。夫に付き、傳吉事江戸表に於て溜めたる金百五十兩今度持歸り候。途中盜賊に付けられ候ゆゑ、野尻宿の近江屋與惣次と申す旅籠屋の下女お專へ右の金を預け置き、請取り候節は、其證據に此櫛さへ持參致し候へば、誰にても引替に金子相渡す樣承り候まゝ、右の櫛を御手元へ差上げ候。明朝早々に野尻宿へ御出下され、金子百五十兩御受取り御歸り被成候へば、私事は何れ近々の中に當所を立退き候て、何國の果にても永く夫婦と相成り、中善く暮し申したくと夫のみ此世の願と祈り居り〻。どうぞ〳〵明朝早々金子御請取り御歸り被成べく候。其外の儀は御目もじのうへ山々御物語り申上げべく候。あら〳〵めで度〻。

うめより

昌次郎様へ

と有りけるに、座中の人々彌々驚き、「扨は其方が野尻宿の近江屋のお専殿なるか。而又持參の此文は」と惘れ果てたるばかりなり。お専は猶も座を進み、「何と此文は覺えが有りませう。彌太八殿とやらが歸りし跡に、此文の落ちてありしも天命ならん。然し左右に爭ひ給はゞ、此文を以て御上へ訴へお吟味を願ひませう。夫とも只今百五十兩出し給ふか、如何にぞや」と理を詰めて申しければ、流石に昌次郎も一言の答もなく、赤面閉口したりしは、心地能くこそ見えにけれ。上座に居りし父上臺憑司堪へ兼て立上り、昌次郎の襟髮摑み疊へ摺付け打据ゑるに、見兼て、一座の人々が取押へ宥めける中、伯母のお早も娘お梅が髻を摑んで引倒し、怒の聲を震しつゝ、「爰な恩知らず者め。傳吉どのが留守中は貞節を守り居ると思ひしに、何時の間にやら不義いたづら、傳吉殿に此伯母が何面目のあるべきや。思へば憎くき女め」と人目繕ふ僞打擲も、是又見捨てて置かれねば、又人々が取押へ、彼是混雜なす程に、或は膳を蹴飛すやら陶の酒を飜すやら、騷動大方ならずして、漸々雙方へ引分けし上、彼是と扱ひける。時に憑司は其座の人々四五人に何か談して打連立ち、自分の宅へ戻りしが、間もなく又も入來りて、「傳吉殿此人々と立合にて、伜が部屋を改むるに、此通り百五十兩胴卷の儘仕舞うて有り。是にて候

や」と差出すに、傳吉は篤と見て、「成程私の胴卷なり」と云ひつゝ中を改め、「一錢も紛失なし」と云ふにぞ、「然らば請取り給へ。何分にも親類の事なれば、此儀は内分に濟し呉れよ」と憑司は一向誤り入り、「伜は只今勘當すべし」と詫びける故、其座の年寄組合など中へ這入りて種々扱ひ、「金子が元へ歸りし上は、先々穩便に濟し給へ」と申しければ、傳吉は暫し言葉もなかりしが、「皆々樣の御扱にて金子は無事に戻りし故、私も内分にて濟し申すべく」と、直に硯を取寄せて三行半を書きて、「是は女房梅が離緣狀なり。姦夫の實否を糺さずして離緣なすは、百五十兩の金皆々樣の御骨折にて我が手に返りし歡なれば、別に申分もこれなき事なり。然すればお梅は昌次郎殿の妻となりても、私に於て差構なし。お早どの儀は現在の伯母に候間、私養育ひ申すべし。夫共に娘の方へ參りたくば夫程の手當を差上げ申すべし」と云へば、伯母お早も默然として居たりしが、面を上げ、「我等も傳吉殿へ申分なく、此上にも傳吉殿に養はれんも氣の毒なり。梅方へ參り度し」と申しければ、「其儀なら私が貯めたる金子百五十兩の中を半分七十五兩分けて、伯母御が一生の養育金に參すべし」とて、七十五兩分ち與へければ、其座の人々大に感心なし、「誠に男は氣で持ち、鱠は酢でもてと申すが、傳吉殿は五ヶ年の間天下の御膝元の江戸で揉れし故違うた者なり。是にて相濟む上からは、名主殿も御子息の勘當を御免し

なされ。又お梅殿をば、傳吉殿那程捌けて申さるゝ故嫁御に致され、四海波風靜に添せて給はるが何よりの功德なり。若き時は誰しも過は有り勝のものなり」と皆々詫びて取りなせば、猶憑司は一同へ打向ひ「此度の一條は何と申樣もなき伜の不埒、我は役儀を勤むる身なれば、猶もつて村中の人々に顏向もなり難く、何樣御扱ある迚も勘辨なすべき譯ならねど、傳吉殿もおとなしき取計と村中の御口添に戻るも餘り愛想なき事故に、曲て差赦し申すべし」と漸々納得なせしにより、人々は大に悅び、傳吉にも昌次郎お梅を詫びさせ、其夜の中に事を濟せ、一同退散なしければ、翌日伯母も七十五兩持參して名主方へぞ參りける。是は傳吉の留守中お早は憑司と不義をなし、お梅は昌次郎と密通に及びて居たるを、村中にても薄々知りて居る者あれば、幸と引取り親子共に夫婦となり、目出度く事を濟せける。またお專も我が身の明りもたち、傳吉へ金が戻りしかば、人々に暇を告げ野尻へ立歸りぬ。因て氣の毒なるは傳吉にて、五ケ年の間苦心なし漸々に立歸れば、女房伯母共に別れしゆゑ、廣き内に只一人鬱々として暮しけり。

○村の人々取持にて傳吉お專夫婦となる事

偖又何れの村にも世話好者の多きは常なるに、傳吉が宅へ其夜來りし人々は、翌朝四五人お專を野尻宿の與惣次方へ送り往き、昨夜の始末を咄し、又傳吉が心の廣き事、恨ある伯母に艱難辛苦して溜めし金子を半分遣し、浪風立たず其場を濟せしこと迄を、田舍人の律義にも落なく咄しければ、與惣次も大に感心なし、「如何にも今時の世には得難き志の人なり。殊に女房伯母ともに綺麗に向へ遣りし事、扨々溫順しき心底なり」と、傳吉が德を譽稱へて止まざりける。

この時村人與次右衛門申しけるは、「人の家の女房は柱なり眞棒なり。傳吉殿事も今江戸より歸り、田畑も請戻し概略元の身代に成らんとなす所に、女房がなくては萬事不都合ならん。夫に付此方のお專殿を傳吉殿の妻に御遣しあらば、實に幸ならん。何成前世の因緣にや、此度の事はお專殿の働にて不思議に金も手に戻り、殊に發明なる生れなれば、何方の御新造樣と云はれても恥かしからぬ取廻し、其上器量も美し。何と與惣次殿、我々斯く申すも云はゞ傳吉殿に牛を馬に乘替させ、先の者共へ見せつけて遣らうとおもふ心なり。然れども其所は其許の胸一つ、何卒兩人夫婦にさせては呉れまいか」と、田舍氣質の無造作に賴めば、與惣次も橫手を拍ち、「成程是は能き緣談、傳吉殿の氣立なら、お專を妻に遣しても少も妨無き事なり。我等元より子を持たず、女房にさへ早く別れ、早寄る年に心細し。是幸の事なれば、今お專を我

等が養女に貰ひ請け、傳吉殿に添せなば、我等も老の樂と成らん。併し縁談の事ばかりは寔の親でも思ふに任せず。お専が心は如何にや」と問はれて忽ち顔赤らめ、「私事は親もなく又親類もなき身故、何ぞ否哉を申しませう。然ながら不束者、傳吉樣さへ御承知なら何分宜しく願ひます」と云ふに、人々大に歡び、「傳吉殿は豫て得心致し居れば、善は急げといふ事あり。彌彌夫に取極めて明日は結納の品を持參なさん。直と其日に輿入なし、夫婦の固をなし給へ。幸日取も明日は中段も開くといふ日にて、殊に天一天上なり、下段は大名福日とて、嫁取聟取吉とあり、寔に最上吉日なり。如何で御座る」と申しける。與惣次も然るべしとて、在方の事故都て無造作なれば、直に翌日結納と婚姻を一度に濟せ、與惣次も舅入を一處になし、今宵は千秋萬歲と謠ひ納めてよろこびける。其節伯母と憑司を呼びけれ共、伯母は病氣と云ひて參らず、上臺憑司ばかり來りけるが、憑司與惣次に向ひ、「拙者も男女二人の子有りしが、女子は千代と呼び、六歲の時當處高田の祭禮を見物に參り、其處にて人に奪はれ、今に其行方を知らず。一人の伜のみゆゑ大事に掛けて育てる内に、十ケ年前母は身まかり、氣隨氣儘に育ちしゆゑ、夫が其身の害となり、此度の恥辱を請け、外目には嘸言甲斐なく思はれん」としを〳〵として申しければ、人々も挨拶し兼しが、「若い中は隨分過は有る習ひ、昌次郎殿も年を取らば身持は

自然直るべし」と云ふに、憑司は苦笑なし、「若き中は色情の過は有勝なれども、此度なせし倅の罪は、傳吉殿が勘辨なさずば如何なる憂目を見んも知れず。是も我等日頃より下をいたはる心が厚きに神明の加護ありしと覺えぬ」と、我が身勝手に理を付けて噺すを、聞くも片腹痛しと思へど、庄屋の事なれば皆能き程に挨拶して、果は笑に紛らしつゝ目出度其座を開きけり。

○傳吉お專與惣次方へ引移る事竝憑司村役召放さるゝ事

扨一同が歸りし後は、野尻の與惣次と傳吉お專等而已なれば、頓てお專は四方を片付け、傳吉に打向ひ、「お早と申すは私が養母にて、お梅と申すは私の姉なり。豫て御咄申せし如く、私が十二歳の時に、病氣の父と私を捨てて家財殘らず引さらひ、實子のお梅どのを連れ驅落なせしかば、今私に逢うては恥しく、夫ゆゑ參らぬと見えたり。然乍ら此事必ず他人に噂し給ふな」と云はれて傳吉は吃驚なし、「其方の父御銀五郎殿の病氣を餘處に見て驅落なした事、不實の繼母と其方が咄せし其人は、我が叔母にて有りしかや。餘所の事ぞと聞きてさへ憎しと思ふに、其人は我が叔母女房にて有りけるか、扨も〳〵」とばかりにて驚き入るぞ道理なり。お專又申す樣、「然れば今度の儀も伯母御は必ず村長の憑司殿と譯あらん。依てお前を倒し我が子を夫婦

となせし上、自分も共に樂まんと、櫛を盜ませ金を騙り取せしならん」と云ふに、與惣次打點頭き、「成程お專が云ふ如く、毒ある花は人を悅ばせ、針ある魚は汀に寄る。骨肉なりとて油斷は成るまじ。何と一旦兩人の身を我が野尻へ退きて、暫時身の安泰を心掛けられよ」と諫めければ、お專は是を道理なりと歡びて、暫く樣子を窺ひける。斯くて憑司お早も其後傳吉方へ音信せざるゆゑ、彌々お專は心配なし、傳吉を諫めしにより、或日傳吉は憑司方へ到り、「此度都合により他所へ引移り商賣を致し度」由申しければ、憑司は傳吉が此村に居る時は何かに面伏なる故、是幸と早速承知なしたるに、傳吉は立歸り、少しの田地は人に預け家は賣拂ひ、里人へ暇乞して夫婦諸共に野尻なる與惣次が宅へ引移りしかば、與惣次も老人故家内の世話は傳吉夫婦に任せけるに、傳吉は既に吉原に勤め客扱にも馴れし上、正直實義の男なれば、何事も親切に取扱ひ、殊にお專は發明ゆゑ與惣次も安堵なし、茲に二三年を送りける。時に寶田村の上臺憑司を始めお早親子四人の者は、傳吉が村中に居らざるを喜び、彌心も弛みしかば、日日大酒を好み奢り増長して、お早が傳吉より貰ひし金も一ヶ年の內に遣ひなくし、傳吉が人に預けし田地を書入にして金を拵へ、其上村の持山の杉の立木を、村人に相談もせず金三十兩餘に賣拂ひ、夫をも遣ひ捨て、其外樣々なる橫領のありければ、百姓共も遂に堪忍成難しと高田

の役所へ訴へければ、役人吟味のうへ、憑司事重々不屆の儀に付村役召放され、其上小前の百姓へ早々勘定致すべき由嚴重く申付けられけるに依て、寶田村にては名主の後役を見立て相願はんとて、惣百姓共寄合談合せしに、傳吉の親迄代々彼は當村の名主の家なり、然らば今度は傳吉へ名主役仰せ付けられ下さる樣に願はんと評議一決なし、其段願ひ出でしに付、榊原家の役人中道理なりとて、早速傳吉を召歸しける。

校者曰く、本文高田の領主榊原家とあれ共、當時は松平越中守殿領分中の事ならん。榊原家高田を領するは寛保元年よりの事なれば、原書の誤ならんか、猶識者の高評を俟つ而已。

因て傳吉は何事ならんと野尻より高田の役所へ罷出でけるに、傳吉へ寶田村名主役申付けられる由なりければ、傳吉は心中大に驚き、上臺憑司等が不埒を村人に詫び、倅昌次郎にても後役に成しくだされる樣にと歎願なすと雖も、最早村方は申すに及ばず、高田の役所にても吟味濟みし事故、今更如何にも詮方なく、爰において傳吉は寶田村の名主になり、昔に歸る古郷の錦、家を求めて造作なし、田畑を耕し機糸も繰廻し、よき身代と夫婦の中も睦じく、樂しき光陰を送りけり。扨又夫に引替へ上臺憑司は、己が惡しきは心付かず、是皆傳吉夫婦が有る故に斯る禍

に逢ひたりと、理も非も分かず傳吉に村役を取られしとて深く恨み、高田の役人へ手を廻し、此怨を晴さんと種々工夫を巡らしける。しかるに高田の役所にても先の奉行並に下役の者も變り、更に新役となりければ、此時ぞと思ひ役人に賄賂を遣ひ、傳吉の事を惡樣に云ひなしける。傳吉は元正直律義の生れ故、一向に阿り諂ふ事をせず、用向の外は立入る事なければ、當時の役人共は左右傳吉は行屆かぬ者と思ひしより、遂に憑司の方を贔屓になしけるが、然とて傳吉に落度もなく別に咎むべき筋もなければ其儘になし置くを、憑司は何にもして先役に立歸らんと色々賄賂を遣ひけれども、是ばかりは急の事にも埒明かず。然れば又々賄賂に金子を遣はんと思へ共、差支へける故、親子相談しけれども金は容易に調ひ難く、之に依て倅夫婦を江戸表へ奉公稼に出し金子を拵へ、夫にて高田役人に賄賂して先役に再勤せんと密に内談なし、昌次郎夫婦は江戸表へ出でんと旅の用意を致しけり。然れ共晝の中は人目も如何なれば、夜に入りて旅立せんと、村役へ隱して日暮方に寶田村を立出で、程近き狙島河原まで來りしが、手元の暗ければ松明を點さんとて火打道具を出し、火を付けんと見るに、火打石を忘れたり。是により昌次郎はお梅を河原に待せ、其身は取つて返しける時に、昌次郎夫婦が出立の後に火打が落ちて有りし故、扨は出立を急ぎ忘れしと見えたり、屆け呉れんと、親の憑司は後より持つて馳せ

たりしが、昌次郎とは行違に成りたりけり。扨又譚替つてお梅は河原の石に腰打掛けて、只一人昌次郎の歸るを今や〱と待居たり。此狙島河原は膝丈の水なりしが、一人の雲助若き女を背負ひて川を渡り來りて河原に撞さりおろし、女に向ひ、「今も道々云ふ通り、今夜の中女郎に賣りこかす程に、此己を兄樣とぬかしをれ。只三年の苦だ。斯う己に見付つたら百年目、否でも應でも賣らずにや置かぬ」と威す言葉も荒くれ男、女は泪の顏を上げ、「何卒免してたび給へ。妾は源次郎と云ふ夫のある身、金子が入るなら夫より必ずお前に進らせん。何卒我が家へ歸して」と泣々詫びるを一向聞かず、彼の雲助は眼を剝出し、「是程に言うても聞譯ぬ強情阿魔め。然なら此所で打殺し、川へ投込む覺悟をしろ」と、手頃の樹の枝おつ取つて散々に打ちけるを、お梅は片邊に見居たりしが、迯出さんとする所を、雲助眼早く見咎めて、「爰にも人が居をつたか。今の咄を聞きたる奴は逃しはせぬ」と、飛掛つて捕ふる袂を振拂ひ、お梅は聲立て、「人殺し人殺しぞ」と呼ぶ處へ、昌次郎の後追うて此所へ來かゝる親憑司は、女の叫ぶ聲を聞き、「其處に居るのはお梅か」と言へば、お梅は、「オヽ、父さん。何卒助けて下され」と、聞くより憑司は馳寄るに、雲助は是を見て、「邪魔だてすな」と棒振上げ打て掛るを引外し、脇差拔いて切懸るに、彼の雲助は迯げながら女を楯に受くると見えしが、無慙や女は一聲きやつと叫びしまゝに切下

げられ、虚空を摑んでのた打つ間に、雲助又も棒追取り憑司が膝を横ざまに拂へば、憑司は俯伏に倒るゝ所を、雲助は乘懸りつゝさん〴〵に打のめしたる折柄に、昌次郎は歸り來り、此有樣を見るよりも拔手も見せず雲助が肩先深く切付くれば、雲助ウンと倒れるを、憑司は漸々起上り、倶々相手を切殺し、一息ほつとつき、親子三人は顏を見合せ、互に無事を悅びつゝ、頓て四傍を見廻せば、片邊に女の倒れ居て朱に染みたる有樣は、息も絕えたる有樣なり。扨三人は是を見て、「一人は惡者とは言ひながら、二人共息の絕えたるは扨々困つた事をなしたり。此事外へ知れなば我々親子は解死人なり。如何せん」と種々工夫しけるが、憑司は思ひ出せし事やありけん、礑と手を拍ち、「是と云ふも元は傳吉から起つた事、然れば二人が首を切つて川へ流し、二人の死骸へ昌次郎お梅が著類を著せ、此所へ殘しおき、我また別の工夫あり。汝は甲州街道より江戸へ出で身を隱すべし。若此事成就なし我村役と成りたらば、田地其外橫領して後より江戸へ赴き、倶に身を隱し一生を安樂に暮さん」と內談して、かの曲者竝に女の首を切つて川へ流し、二人の著類を著せ替へて、昌次郎夫婦は甲州路より江戸へ赴かんと、別れて道を急ぎけり。

○上臺憑司奸計の事並傳吉無實の罪を請ける事

扨又憑司は其夜昌次郎夫婦を立たせやり、草履に血の付きたるを持ちて村方へ引返し、傳吉宅へ忍び込み、庭の飛石へ血を附置きて、夫より高田の役所へ夜通しに往きて訴へ捕方を願ひける。扨又傳吉方にては斯る事の有りとは夢にも知らざれども、所謂物の前兆と言へる事ならんか、昨夜女房お專が見たる夢に、傳吉は烏帽子素袍にて馬に乘り、荒野へ出でて向ふを見渡せば、枕川といふ大川あり、其處に行きかゝりしに、水上一面に氷閉ぢ、渡らん樣もなかりければ、馬の儘氷の上を歩ませける折、忽ち中空に日輪二つ現はれたるを不思議と見る間に、川水の氷は解けて馬諸共浪の底に沈むと見て、あはやと揚げし我が聲に覺むれば、是ぞ全く夢なりけり。是に因て心穩ならざれば、夫傳吉に此事を語り、「其吉凶を判斷なして貰ひ給へ。猨島川の向に能き占者ありと聞けば、何卒そこへ出向はれ、御身の上を占ひ貰ひ給はれ」と、お專がしきりに勸むるにぞ、傳吉も承知なし、「さらば彼所へ到らん」と、我が家を立出で或山路へかゝる處に、一人の侍の來るに逢ひ、能々見れば先年新吉原京町の三浦屋に勤めし頃、同家の空蟬と云へる女郎の許へ毎度通ひし細川家の家來井戸源次郎にてありければ、傳吉是はとばかり立止るに、

傳吉、「是は〳〵久々にて御目に懸りたり。私も國元へ引込みしより一向御目にも懸りませぬ。何の御用にて此樣な邊鄙なる處へ入らせられました」と尋ねければ、源次郎は大に急込み居る樣子にて、「然ば一渡摘んで咄さんが、貴樣が三浦屋の暇を取りし後空蟬を請出し、名も千代と改めて我等が妻となしけるが、實親は越後に在ると申す事故、彼が實家を尋ねんと此地へ來り、今朝降出せし村雨に雨具を調へんとしける中、馬丁の惡漢が我が妻ちよを勾引し、何れの山路へか引込みしが、後より追懸け尋ねけれ共一向に行方知れず。因つて所々方々尋ねる機なり」と息急物語りけるに、傳吉聞きて、「其は憎き奴の仕業かな。兎角近年此邊にて勾引盜人數多有る由、扨々お困りならん。何れにも御相談申しあげん程に、私方へお出あれ。然共只今は急ぎの用事にて狙島川まで罷越せば、今晩にも私方へ入らせられよ。又御談合も仕らん。私事は此少し先寶田村の名主にて傳吉とお尋ねあれば、直に知れ候。只今御案內致さぬは殘念なり」と互に苦勞の折柄なれば、早々の挨拶して右と左へ別れける。斯くて傳吉は源次郎に別れて狙島川の向畑村の占者の宅へ急ぎ行き、夢物語して吉凶を尋ねければ、占者暫時勘考せしが、「是は大凶なり。其譯は烏帽子素袍は官服なり、此人は百姓ならば村の役人名主ならん。馬に乘

つて川に到り、氷一面に張りて有る處へ、北より南へ乘渡さんとして日輪二つ出づるや否や、氷颯と別れて水二筋に流れ、水中へ沈むと云ふ夢を見しは、此氷の上は甚だ危き事に譬ふ。然れば其日輪は王法の明かなるを指すなり。王法の明けき處は公儀の決斷所なり。又北は水にして其色黑し、南は火にして其色赤し。明き方に渡り兼ね暗き北に陷るは、則ち牢屋の形なれば、決斷所へ出でて申開き叶はず、入牢にも成るべき判斷なり。身の愼こそ肝要なれ。信心致給へ」と申しける故、傳吉身に犯せる罪はなけれ共、如何なる事や出來せんと、占者に暇を告げ、しを〳〵として立歸るに、早道にて日は暮果て、文目も分かぬ闇となり、畑村より河原に來りしに、物に躓き既に倒れんとするを踏止り、何ならんと探り見れば、人の伏居る樣なるに、扨は酒に醉倒れ誰か寢て居たるやと、脇へ寄つて密と通り、我家へこそは立歸りぬ。お專は待兼ね、「扨々遲きお歸り、嘸々お腹も空りつらん」と膳を出し、暫くありて夢判談の樣子を聞かんと傳吉に打向ひ、「如何に判斷いたせし」と尋ねければ、傳吉、「然ればなり。我無實の罪を得て呼出され、申開き叶はず牢屋に繫がるゝと言ふ夢なりと判斷なしたり。併し信心すれば凶が吉に歸ると占者の申せしなれば、此上信心が肝要なり」と申しけるに、お專も大に心配なし、「然れば明日より鹽斷なし斷食なりして信心を致し、お前の身に凶事のなき樣に致さん」と、夫婦

は來方行末を思ひ續け、其夜は遲く打臥しける。翌朝は辰刻前に傳吉も起き、手水を遣ひ神前に向ひ拜するを、お專は見て「お前裾に血が付いて居るは如何なされしや」と問れて傳吉は驚きながら、打返して見れば、裾裏所々に血が付きて居る故「是は不思議なる事哉。昨夜河原にて物に躓きけるが、扨は人にても切れて居たるや」と見れば、庭の飛石にも草履にて血を踏付けたる跡ありけるに依て、草履を返し見れば、草履には血の付きて居ざるにぞ、扨不思議なる事なりとて、血を洗ひ落さんと夫婦水を汲來つて飛石を洗はんと爲る處へ、上臺憑司が案内にて高田の捕方兩人つか〳〵と入來るに、傳吉夫婦は何事やらんと驚くを尻目に掛け、憑司は役人に向ひ「御覽の通り飛石は血だらけに候」と申す言葉も終らぬに、役人は「上意」の聲と諸共に傳吉を縛めける。傳吉大に驚き「私身に取犯せる罪は決してなし」と言ひけれども、捕方は耳にも掛けず「申譯あらば奉行所に於て申すべし」と傳吉を引立てけるに、女房お專は夫の繩目に縋り付き「夫は中々罪を犯す人に非ず。先々須臾」と止るを、役人は突退けつゝ礑と白眼み「奉行の申附を妨ぐるは汝も同罪なるべきぞ」と叱り付け、早々傳吉を引立行くにぞ、お專は後に狂氣の如く、是は何故の御捕方と、後追懸けて出でけるが、役人傍へも寄付けねば、詮方泣々我が家に歸り、聲を惜まず歎きしが、さては一昨夜の夢は此前兆にて有りけるか、然し

上臺憑司殿が案内こそ心得ね、豫て中惡しかりし憑司殿なれば、役人を拵への惡巧か、然りとて今は如何せんと、獨氣を揉む折柄に、近所の人々も驚きて、「何故傳吉殿は召捕れし」と種種評議に及び、頓て女房お專を連れ組頭百姓代共打揃ひ、高田なる榊原の役所へ罷り出で、種種御慈悲を願ひけれ共一向取上にならず。傳吉は直に入牢申付けられ、女房專へ申渡には、傳吉事狙島河原にて憑司が伜昌次郎並に嫁梅を殺害なし、首を切つて隱したれ共、著類は同人の著せし物に相違なく、且右河原にて傳吉と昌次郎夫婦の者と爭ひ居たるを見認めし者有る由、殊に其方宅の飛石に血の付きてある上憑司よりの訴により、一通り吟味を遂ぐるなり。御慈悲願の儀今は叶はず。重ねて御用の筋あらば其節呼出すべし。夫迄は傳吉妻專事、村役人へ預け遣す。罷立て」と申渡され、お專は夢の如く涙ながらに我が家へこそは歸りけれ。村中も是を聞きて後々は遠慮なし、人の出入もなかりしが、お專は食事も咽へ通らず、是より鎭守へ大願を籠め斷食して、夜に入れば垢離を取りて素足にて百度を踏み、我が身を擲ち、夫傳吉が無實の罪を遁るゝ樣神力を添給へ、萬一夫の命助からずば、我が命を取りて之に代給へと、心魂を碎きてぞ祈りける。扨又高田の役人は彼河原へ出張なし死骸を改め、當時の組頭百姓惣代立會のうへ、死骸は憑司へ引渡されけるに、女房早も人まへをつくらふ爲に大に歎き悲み、檀那寺へ

葬りし心の内の姦惡は、憎みても猶餘りある次第なり。

○傳吉無實の罪にて拷問に懸る事

時に享保十年九月七日、越後高田の城主榊原家の郡奉行伊藤伴右衞門、公事方吟味役小野寺源兵衞、川崎金右衞門、其外城方代官手代の面々役所へ揃ひければ、同心は繩附のまゝ傳吉を引据ゑ、訴訟人上臺憑司をも呼出し、伊藤は嚴しく白洲を見遣り「如何に傳吉、汝猿嶋河原にて昌次郎お梅を殺せしは如何なる仔細なるや。有體に申せ」と云ひければ、傳吉漸々頭を上げて「恐れながら私愚なりと雖も、村役をも相勤め御上の御法度は辨へ居れば、爭か人を殺し申すべきや。殊に憑司父子の者は私親類に御座候へは、何故意趣等を含み申さんや」と云ふを打消し「默れ、汝實らしく申す共、人を殺さぬ者が汝が著類の裾に血を付け、其上我が庭入口の飛石へ血の跡を殘すべきや。此段は憑司が訴へし通りなり。何故に汝が衣類に血のつき居りしや」と詰れば、傳吉は恐る〳〵頭をあげ「私昨夜畑村より日暮れて歸る時、河原にて物に躓き不審に存じ候ひしが、定めて酒に醉ひし人の寢て居ることと存じ、咎められては面倒と脇へ寄つて通り拔けしが、眞の闇ゆゑ死人とは一向存じ申さず。今朝衣類竝に庭の敷石等へ血

の著居りしを見出し驚き申候。然れば昨夜跪きしは全く殺害されし者と初めて心づき候。因て殺し人は外に御座候はん。恐れながら此儀御賢慮願ひ奉る」といふをも待たず、小野寺源兵衛席を進み聲荒く、「いかに傳吉、汝邪辯を以て役人を欺く段不届千萬なり。其申分甚だ暗く、且又裾の血而已にあらず、庭の飛石に足跡あるは、既に捕方の役人より申上げし如く、其血を夫婦にて洗ひ落さんとなせし機、捕手の者罷り越し召捕りしと申すぞ。是天命遁れざる所なり。是にても未陳ずるや」と威猛高になりて申しけるに、傳吉は、「恐れながら裾並に敷石に血の著きたるを以て證據と遊され候事、一應御道理には候得ども、私家内の脇差出刃庖丁の類、刃物御取寄せ御吟味下され候へば、御疑解け申すべし。其上憑司は私の叔父なり、昌次郎は從弟なり、又妻梅は私先妻にこれあり、叔母は今憑司が方に居り、斯くの如く繋がる親類ゆゑ、假令一旦の恨ある共親身の者爭か殺し申すべきや」と義理分明に辯解くを、川崎金右衛門聲をかけ、「默れ傳吉、威稜く言葉を飾り刃物の吟味を申立つるが、夫を汝に習はんや。其意趣ある事を言聞さん。憑司事先年村方の山を伐りたる咎に依て村役退けたり。其跡役は上の思召にて汝を村長に致したる處、我意を振ふ故村中の者先代憑司が時の取計ひを慕ひ、汝が村役を上げさせ、先代憑司に仰付けられる樣に願ひたるを第一の意趣に存じ、其上先妻梅事貞實成りしを、

お專とか云ふ宿屋の下女に馴染の出來しまゝ無體に離縁を致し、今は梅事昌次郎が妻と成り夫と中睦じきを妬み、昌次郎夫婦が柏原へ行きて暮に歸るを待伏せ、河原にて切殺し、猶知れざる樣にと首を切つて隱すなど、言語に絶えし惡業なり。コリヤ首は何處へ隱したるぞ。有樣に申すべし」と云ふを、側から憑司は頷づきて、「恐れながら申上げん。私親類とは申せども近頃は一向出入も仕らず候所、傳吉は其朝に限り用事も是なきに私方へ參り、倅夫婦が柏原へ行く事を承知いたし歸りたり。只今思ひ合すれば樣子を窺ひに參りしと相見え候」と云ふを聞き、傳吉は憑司に向ひ、「思掛なき事を申さるゝものかな。我等あの朝は斯樣〳〵の用事にて」と云はんとすれば、伊藤は打消し、「默れ傳吉、汝何程僞りても淨玻璃の鏡に懸て見るが如く、己が罪は知れてあり。然らば拷問に掛けて云して見せん」と、笞を以て百許續け打に打せければ、憐むべし傳吉は、身の皮破れ肉裂けて、血は瀧の如く流れ出で、身心惱亂して終に悶絶しける故、今日の責は是迄にて入牢となり、是より又日々に責られけるが、餘りに嚴敷數度の拷問に肉落ちて最早腰も立たず、纔に息の通ふのみにて、今は命も終らんとなす有樣なり。爰に於て傳吉思ふ樣、斯る無體の拷問も偏に上臺憑司が役人と腹を合せてなすと見えたり。假令幾度辨解する共、證據なければとても遁れ難し。長く苦痛せんよりは身に覺えなき罪に落ちて死を早

くなし、此苦痛を遁れんものと覺悟をぞ極めける。或日又々郡奉行伊藤伴右衛門は傳吉を呼出し、呵責の道具を竝べ態と言和に、「傳吉汝が何程僞りても惡事は最早知れてあり。其夜暮闇にて昌次郎と爭ひしを聞居たる者ありて、御領主へ疾くに申上げたれば、此上は陳ずるとも無益なり」と申しければ、傳吉は熟と心の中に思ふ樣、罪なくして無實の罪に陷る事我が身にまつはる災厄とは言ひながら、我朝は神國なるに、神も非禮を請給ふか、正直の頭に神宿ると世の諺も僞かや、嗟情なき事どもなりと、神を恨み佛を託ち、頻に涙に暮居たり。伊藤伴右衛門は大に急立ち、「一言の答なきは彌僞なるべし。白狀せぬからは、骨を割つても言はせて見せん」と大音に罵り、又もや拷問に懸けんとす。然るに傳吉は最早覺悟の事なれば、嗄れたる聲をして、「暫く拷問は御用捨に預りたし。實は私昌次郎梅に恨あるにより、彼等が歸道に待伏し、狙島河原にて二人の者を切殺し、首を落して川へ投入れたるに全く相違これなく候。然る上は御定法通り如何樣にも御所刑仰付けられ下され度し」と申立てければ、伊藤は聞きて、「然もあらん。然らば今日は口書を取りて爪印をさせよ。又追つて呼出さん」と牢へ送り歸しけり。又同年九月廿日一同白洲へ呼出しに相成り、上臺憑司竝にお早も罷出で、牢よりは傳吉を繩付にて引据ゑたり。時に伊藤伴右衛門申しけるは、「憑司其方共訴の趣により、傳吉を段々

吟味致せし所、彌々兩人を殺したる趣白狀に及びたり。依て罪の儀は追つて仰付けらる。則ち傳吉が口書の趣承れ」と讀聞せければ、憑司は、「誠に御役所の御仁惠を以て倅と嫁の敵を取り候事、歎の中の悅にして、是偏に御上の御威光、有難き仕合に存じ奉る」と申述べ、又傳吉を屹度見て、「汝は世にも稀なる强惡なり。汝が父傳藏の頃より、我等が蔭にて取續きし其大恩を打忘れ、村長になりしを鼻に掛け、其上ならず能く〳〵倅嫁兩人を殺せしぞ、汝が肉を生ながら食うても飽足らず」と云ふ尾についてお早も倶に、「是傳吉妾が爲には其方は甥なり。甥は子の如し。然すれば母も同樣の我等を追出し、能く〳〵昌次郎、梅を殺せしよな。恨も有らば何故此叔母を殺さぬぞ」と聲を揚げて泣きける體、誠しやかに見えしかば、傳吉は覺悟の事ゆゑ只頭を下げて歎息の外なかりけり。時に奉行は、「是にて今日は一先引取り、追て呼出し申すべし」と皆々白洲を下りける。爰に傳吉が妻お專は、夫が入牢なしたる日より種々に心を痛め、如何はせんと野尻の與惣次方へも知らせて、兎も角も相談せんと思ひけるが、斯る時には日頃心安き近所の人も寄付かず、徒に其日も暮れて、只一人筧の水を汲み垢離を取り、夫の大難助け給へと、丹精を凝し神に祈り佛に誓ひて、何卒夫婦が運再び開かせ給へと願ひけるこそ哀なれ。其中に夜も明放れ、其身は勞れしと雖も、お專は少しも休みもせず、直に野尻の

與惣次方へ行かんと支度をなしたる其處へ、何れにて此事を聞きしや、養父與惣次息繼敢ず馳來れば、お專は打悅び、內へ入れても挨拶の先にたつのは淚にて、左右の詞も出でざれば、與惣次はお專に向ひ、「其歎は道理なり。昨夜聞きたる傳吉の災難、直參らんと氣は逸けども、何を申すも寄る年に、心の如く身は動かず。宅の用をも夜の中濟し、漸々馳出し參りたり。仔細は何ぢや」と尋ぬるに、お專は淚の顏を上げ、譯と申すは云々なりと、彼の夢の事より衣類竝に庭の石に血の跡のありて、夫が證據に入牢せし事迄落もなく咄し、「女心の十方に暮れ、如何致して宜からんか。今も貴方のお宅へ出向き、御相談を願はんと仕度をなして居りしなり」と、語る間も聲を揚げ、歎き悲む有樣に、與惣次は眉を顰めて、「是は傳吉が人を殺したるに非ず。殺した奴は外に有るべし。併し憑司が、村長を傳吉に奪れたりと思ひ違ひ、憤を噴み居りしに、斯る事の出來せしかば、其罪を幸傳吉に負せしなるべし。私又高田の家中に知る人多し。金子の手當して高田に到り、金を遣うて傳吉が命を助けん。其方便は斯樣々々」と私語けば、お專は大に力を得て、直に與惣次と同道なし、野尻へ取つて返し金子を拵へ、二人はまた高田へ到り、知る人に賴み、手引を以て夫々役向へ金を遣ひ、傳吉が科ならざるを執なし貰ひ、又お專が村方の組合も出でて、與惣次共々種々命乞の歎願におよびけれども、何分其事叶はず、其

中に七日八日隙取りければ、早傳吉は罪に陷ちて、昌次郎夫婦を殺せし由既に白狀に及び、最早罪の次第も定りし上は力及ばずと聞きしお專は狂氣の如く、又與惣次も力を落し、互に歎き悲め共、今は如何とも詮方なく、種々に心を痛めけり。是より與惣次、お專酒井殿へ駕籠訴に及び、傳吉竝に相手方の者共江戸表へ御呼出に相成り、大岡殿吟味に依て憑司、昌次郎等が惡事露顯なし、終に御所刑になり、傳吉は寃罪を雪ぎ立身に至るまで、最面白き件なれども、事長ければ其は下の卷に說明すを聽給へ。

越後傳吉之傳　下卷

○お專與惣次牢內にて傳吉に逢ふ事
竝 掛茶屋にて旅人の話を聞く事

人の憂を憂ひ人の樂を樂むは、豪俠好義の情なり。然れば與惣次はお專を訪ひ、傳吉の無實に落ちしを聞きて力を落し、如何にもして此無實の罪を解き命を助けんと、樣々心を痛むれども、外に施す手段もなければ、空しく一兩日を過しける。然るに傳吉が事に付ては、牢內へ聊の物を送る事も叶ひ難しと雖も、與惣次が働にて牢番へ金子を與へ、極內々にて傳吉と顏を合せる事の漸々出來し故、與惣次はお專を伴ひ、翌日飯を持ち牢屋へ參り、食事を入れて格子の外より傳吉に逢ひしに、痛しや傳吉は未だ數日ならざれ共、度々の拷問に瘦衰へ、色蒼然め、ひよろひよろと立寄りし有樣、此世の人共見えず。お專、與惣次は互に顏を見合すれど、只嬉しさと悲しさに、先立つものは淚にて、暫し言葉もなかりしが、良あつて傳吉はお專に向ひ、「我は罪なくして此の囹圄に繫がれ、日々に重き拷問を受け、皮は破れ骨は碎け、身心の惱亂耐難ければ、

無實の罪と知りつゝ落ちて刑罰に逢ふも、前世の因縁ならん。然れど上臺夫婦が役人に賄賂訴人せしことゝは知りながら、是を辯解くに由なし。依て我近日罪科に行はれん。假令其後にても此本人出づるなら、夫こそ嬉しく成佛致さん。是とても頼み甲斐なき事なれば、前世の業因と斷念めるより外なし。我がなき後はせめて一邊の回向を頼むなり。扨又其方の身には障りなく、家財は妻へ下さるべきにより、其品は賣代なし、早く野尻へ歸り與惣次殿を頼み、似合ひし縁も有らば後の榮を計るべし。然すれば我等も冥土にての悅なり。扨又與惣次殿には、此度我が命を助けんと種々に心を碎き給ひし御恩は忘れねども、とても助からぬ我が命、只後々はお專事偏に頼み申すなり」と、如何にも覺悟の有樣に、お專は始終咽かへり、物言ふ事もなかりしが、漸くに顏を上げ「如何に嚴しき拷問なりとて、殺さぬものを殺せしと無實の罪に落給ひ、死を極めたる御覺悟は御身に似合ぬ短氣なり。先日捕はれたまひしより、我が心の苦しさは、晝は終日泣暮し、涙に乾かぬ袖よりも、早く干したき御身の濡衣、どうか御上の役人衆へ便宜を求めて、無實の罪を辯解くすべも有らんかと、知る人每に相談なし、夜は通宵垢離を取り、神や佛へ願ひしも皆無駄事になりけるか、少は女房の心の中思ひ遣りね」と搔口說き、前後不覺に歎きしかば、傳吉も涙を押へ「證據にさるゝは裾の血汐、其上相手は親類なり。能々

慥なればこそ訴訟出でもせし事と、御上のお眼の著きし故、とても叶はぬ此身の災難、早々首を刎られて、今生の苦を遁れんと、今は心を定めしぞや。然は然りながら亡後迄、大悪無道の汚名を請け、先祖の祠を斷たん事、返す〴〵も殘念なり。一旦我は御所刑になるとも、罪の本人を索し出して我が汚名雪ぎ吳れなば、先祖へも親へも冥土で言譯あり。ならば此事頼みたし。とは云ふものゝ女の身、其方に頼むは無理な事、嗚呼我ながら愚痴なりき」と云ふを、お專は聞敢ず「其は情無き御詞哉。假令此身は女なりとも、何其事の出來ざらん」と云はんとせし機、上役の見廻なりと云ふ聲に、與惣次倶々追立てられ、早々其場を立去りけり。

○酒井讃岐守殿中仙道通行せらるゝ事
竝　與惣次お專訴訟の事

時にお專與惣次は傳吉を助けんと心を碎き居たりしが、餘り嚴敷拷問に堪兼ね、終に覺のなき罪を我が業なりと白狀なし、口書も概略極りしと聞きては、今さら氣力も拔け、途方に暮れて歸る道、餘り歎に沈みし故か、お專は癪に取詰められ、是非なく途の懸茶屋に入りて休息させ、與惣次は介抱してゐたる處へ、旅人二三人此茶屋に腰を懸け「此程路で拜みしは扨々大勢の御供

立、立派なる事ぢや。有難い事には、此度は道中筋諸願御取上にて、領主役人などの非義非道なる事は御取調になると云うて、村々の百姓大勢お駕籠に付きしは何事やらん」と、噂取々に語るを聞くより、與惣次は膝を進め「夫は何方の御通でござる」と問へば、「オヽ夫は公方様の御名代として、禁裏の御用にて當時御老中の筆頭酒井讃岐守樣が中仙道筋を御上りの道中、明日か明後日は追分邊が御泊ならん」と物語りけるに、與惣次夫は、「願の筋何にても御取上なされますか」と云へば、何でも御取上之有由と聞き、與惣次は大に歡び、然らば御途中に待受けて直に願はゞ、萬一傳吉が助かる事にもならんか、且はお專が氣をも取直させんと、其事をお專に話し、是より早々御駕籠へ直に願はんといふに、お專は甚く打喜悅び、天へも登る心にて「そんなら今より些少もはやく」と、直樣二疋の駄馬を雇ひ、與惣次倶々同道なし、晝夜を急ぎ十五日の申刻頃、中仙道の追分へ出でて聞けば、「明日は當驛晝御膳なり」と言ふゆゑ、與惣次、お專は漸々胸落付き、願書を認め竹に挾み、翌日を遲しとこそは待受けたれ。時に享保十年十月十六日、酒井讃岐守殿中仙道御上りにて、宿次傳馬殊の外賑ふ而已か、猶又道中諸願御取上有る趣に付、武藏、上野、信濃を始め、道々の私領御領農工商の差別なく出迎ひ、訴訟の者引も切らず、誠に御仁慈の至りなりとて、驛路の混雜大方ならず。信濃路の或野中の間の宿へ酒井

家の先供通り懸らんとする處へ、六十ばかりの男と廿三四歳の女の、如何にも窶れたるが髮を亂し、打しをれし有樣にて竹に差したる訴狀を持て待居たり。酒井家の先供是を見て、「汝等何者にて、願の筋は何なるや」と云ふに、兩人は大地に手をつき恐る〳〵、「私共は越後國高田領の百姓にて、是なる女の夫無實の罪に落入り、遠からず死罪に決し候へ共、未存命にて入牢仕り居り候。何卒御殿樣の御慈悲を以て誠の御吟味を仰付られ、御助け下さる樣願ひ上げます」と申述ぶれば、武士一人殘りて、「其は不便の事なり。今に此所御通行相成る時、怖れずと委細に申上げよ」と云ひければ、兩人は歡びて今や遲しと待居たる處へ、宿役人大勢領主々々の役人先を拂ひ、供廻り美々しく讚岐守殿通られける。既に殿の乘輿來懸る時、先刻殘りし武士手を著き、「榊原遠江守百姓愁訴願ひ奉る」と高聲に披露なすにぞ、お專は足元も定まらぬまでに悅び、漸々「訴狀を以て願ひますと差出すを、駕籠脇の武士請取り駕籠の中へ差出せば、酒井侯中より彼の女の樣子を倩々見らるゝに、如何にも瘦衰へ憂に沈みし有樣なれば、「駕籠を暫く立てよ」と止められ、「其女是へ」と呼るゝゆゑ、お專乘輿の側へ參り、土に手をつき頭を下げるに、讚岐守殿委細尋ねられしかば、お專一々申立つる時、又、「後に扣へたるは何者ぢや」と有るに、お專、「彼は私の父與惣次と申す者」のよし申立てしに、讚岐守殿近習太田幸藏を呼

れ、「其方は後に止り、此者共を今晩の泊へ連參れ」と申されければ、幸藏はお專、與惣次に向ひ、「願の趣お取上げに相成りたり」と云ふうち、乘輿は元の如く供廻の者打圍み、威義を正して行過ぎたり。扨幸藏は後に殘り、兩人の名前を聞き、「其方共は仕合者なり。願書御取上になりたれば、今晩お泊の御本陣迄罷り出でて、其時太田幸藏と尋ねべし」と申置き、乘輿を追うて走り行くにぞ、兩人はアラ有難や嬉しやと、飛立つばかりに打喜悅び、泊の宿へと急ぎ行きしに、其宿の本陣には訴訟の者共門前に市をなしけれ共、お專、與惣次を一番に呼入れられ、酒井侯には、公用人澤田源人進、井上喜右衞門兩人に委細相尋問ねべき旨申付けられしかば、お專、與惣次を糺しける時、お專は首を上げ、夫傳吉事家の貧窮を歎き江戸表へ奉公に出で、永年辛抱なし、金百五十兩程溜め古鄕へ立歸りし其夜、夫の伯父なる當時名主役を勤居りし上臺憑司が倅昌次郎に衒取られしより、お梅昌次郎の不義の事、叔母お早に半分金を遣せし事、其後憑司は村方に不都合ありて名主役召上げられし事、傳吉村長に成りし事、又狙島河原に人殺しの事迄委細に申立てければ、兩人の用役、「其狙島河原に人殺有りしは、何月幾日の事なりしぞ」と聞かれて、お專は九月三日の夜の事なりと申しければ、用役は彌々憑司の倅と嫁に違ひなきや。又疵は何ヶ所成るや。其方は聞きつる事あらん」と云ふに、お專は「何ヶ所か疵の數は存

じませねども、二人共首はなく體ばかりでありし」よし、申立つるに用役は勘考ありて、「意趣切なら殺すだけならんに、首を隱せしは合點行かず。如何して昌次郎梅と申す事が知れたるや」と申すに、お專「夫は兩人の著類で相分りし由と答へければ、用役「成る程著類で知れしは道理なるが、首を隱す程なら著類も隱すべき筈なり。但し取急ぎての事成るや。扨又如何して傳吉と申す事が分りしや」と申すに、お專は然れば傳吉畑村より歸りがけ、河原にて物に蹟き候へども、闇の夜なれば何とも分らず、是は酒狂人の道に臥して居る事と存じ、其儘歸宅仕りし由申立てけるに、用役共暫く勘考の樣子にて頭を傾け居たりけり。

○訴訟人相手方江戸表へ御呼出しの事
竝　上臺憑司夫婦一應吟味の事

扨又お專は用役に對ひ「右申上げし通り、傳吉は彼の蹟きし人は生醉の道に臥居ると存じ、脇へ寄りて歸宅なし、翌日裾に血の附きたるを見付け、夫を始め私も驚きしに、爰に不思議は何者の仕業にや、其夜飛石へ血のつきし草履の跡が附けてありし故、夫の草履を改めしが、更に血の氣も之無きにより、餘り不審の事に思ひながら、血の跡を洗ひ落さんとせし處へ、捕方の人

人参られ、召捕に相成りしなり。尤も傳吉は身に覺えなき由申上げけれ共、役人方一向聞入れなく、數度の拷問に骨身を碎れ苦に堪兼ね候により、斯る思をなさんよりはと夫も覺悟なせしと見え、無實の罪に陷り、最早兩三日の內には打首に相成るよし。何卒御慈悲を以て夫の命を御助け下さらば、廣大の御恩ならん」と、泣々訴へけるに、與惣次も傍よりして、「私儀は此女の元は主人なりしが、彼は至つて眞實の者ゆゑ、養女に致して傳吉の妻に遣しました。然るに傳吉も豫て親孝行の噂も高く潔白の者なる故、村中の願にて、憑司が退役の後村長に相成りし事は云々斯々にして、又當時吟味有りし役人の姓名は是々なり」と、是迄の手續を委細に申立てければ、公用人は篤と聞終り、「如何にも訴の趣道理の樣には聞ゆれ共、片口にては定め難し。何れ主人へも申上ぐべき間、旅宿へ下り明朝罷り出でよ」とお專、與惣次は宿へ下げられける。右の條々酒井侯へ公用人より一々申述べけるに、酒井侯暫く工夫有られて、「當節領主の役人共非義の捌是有る由、豫て聞及びし事もあれば」と申されて、願の趣取上となり、翌日馬廻の武士岸角之丞へ御下知書を持せ、榊原殿へ達せよとて、早打の直使を立てられ、道程四十里餘の所、其日の黃昏頃角之丞高田城の大手へ乘附け、右の段申込み、卽ち役人同道にて本丸へ到り、榊原家の老臣伊奈兵右衛門へ御用狀をぞ渡しける。御用狀の趣、

此度上京に付信州小田井宿旅宿の處、其領分寶田村名主傳吉と申す者、此度無實の罪にて死罪に相決し、既に日限も定り候由、右傳吉妻專と申す者愁訴有之、近年御領私領奉行代官に依怙之取計有つて、非義なる儀多き由上聞に達し、此度道中愁訴あらば取上げ申すべき樣嚴命を蒙りしに依て、右專訴お取上げに相成り、再應の吟味仰付けられ、傳吉儀御用有之に付私の仕置相成らず。則ち當月晦日迄に、罪人傳吉竝に相手方上臺憑司夫婦、其外專養父野尻宿百姓與惣次江戸表へ差出し、大岡越前守役所迄早々召連申す可く候。且又此度掛の役人郡奉行伊藤伴右衛門、吟味方川崎金右衛門、小野寺源兵衛等、江戸へ同道是有る可く、右之段主人讚岐守より相達し候。是に依て此旨貴殿迄急度得御意候。以上。

酒井讚岐守内
勅使河原角兵衛

十月十七日

榊原遠江守殿内
伊奈兵右衛門殿

然るに傳吉は昨夜より牢内へ切繩を入れて、彌明日死罪と申す事故、一念唱名して豫て覺悟致しける處に、翌日になり何の沙汰もなし。此は如何なる事と思ふ折節、牢役人來り傳吉に

向ひ、「扨々其方は仕合者なり。既に死罪に決し今日首を切らるゝ處、其方が妻は酒井樣のお駕籠に付願ひたるゆゑ、再御吟味となり、明日江戸表へお差出しに相成ると申す事なり」と云ひければ、傳吉は夢に夢見し心地にて、誠に神佛未だ我を見捨て給はざるやと樣子を窺ひ居たりける時に、酒井殿より其朝宿次刻附の急使にて、江戸御老中大久保佐渡守殿へ御用狀到來なし、則ち上聞に達されける。尤も遠國は皆寺社奉行、勘定奉行等の掛りの處、此度は酒井殿より言上の趣は餘程入組みし事柄なりと申上げられければ、將軍家にも、再吟味と有らば越前守が宜しからんと、大岡殿へ人撰にて仰付けられける。爰に於て榊原殿より傳吉を鶤鷄駕籠に入れて役人大勢守護なし、竝に傳吉妻專、舅與惣次、及び榊原殿、郡奉行伊藤伴右衞門、公用方下役吟味方川崎金右衞門、小野寺源兵衞、訴訟人憑司夫婦、皆々江戸表へ出立致させ、榊原殿より役人百人ばかり附添へ、享保十年年十月二十二日江戸著に相成り、其段屆出でしかば、傳吉は直樣大岡殿受取られ入牢申付けられ、郡奉行其外は江戸屋敷又は町方等へ下宿致しけり。扨又享保十年十月二十九日、願人憑司夫婦を南町奉行所へ召出され、白洲へ呼込に相成りし時、越前守殿出坐有つて、「訴訟人越後國高田領百姓憑司、妻早とは其方なるか、竝に差添の者喜兵衞甚右衞門、何れも罷出でしや」と仰に、一同罷出でし趣申上ぐれば、右願書を讀上ぐる。

乍レ恐以二願書一奉二申上一候

越後國頸城郡寶田村百姓憑司並に妻早奉二申上一候。私同村傳吉と申す者、親類にも有レ之候に付、先年傳吉江戸表へ奉公稼とて罷り出で、叔母と妻とを國元へ差置候ゆゑ、手前配下の儀と申し、殊に親類にも有レ之候間、留主中母子の者取續き候樣世話いたし居りし所、傳吉國元へ立歸り候ては右の恩を忘れ、彼是難澁の申懸いたし、且又道中にて野尻宿與惣次召仕の下女專と申す者と密通致し、叔母女房留主中貞節を相守り候者を、彼是惡名を附け離縁に及び候段、重々不屈の至に御座候。其節彼是異見差加へ候得共、却つて私伜昌次郎と傳吉妻と不義など有レ之候樣に申懸け離縁に及び候事故、母子の身寄處なく、既に道路に餓死仕り候仕合に御座候間、見るに忍びず無レ據手前方へ引取り、百姓共取扱にて是非なく嫁に仕り候處、是を遺恨に思ひ音信不通に仕り、其上伜昌次郎夫婦を豫て狙ひ候と相見え、柏原と申す在所へ夫婦罷越し候後より付行き、日暮をはかり兩人を共に殺害し立退き候へども、天命遁れ難く、庭の飛石に血の跡これあり、且傳吉衣類の裾にも血の附居候に付、此儀相顯れ召捕れ、右の段領主の役人方へ吟味願ひ候處、傳吉隱す事能はず、殺害致し候始末白狀に及び候。然るに今般召出され御吟味を蒙りし上は、何卒御明察を以

て御吟味被下置、子供兩人の解死人に被仰付被下置候へば難有仕合に存じ奉り候。偏に御威光を以て此段御吟味願上奉り候。以上。

榊原遠江守領分百姓
寶田村
願人　憑司
はや

享保十年十月

南御番所
御奉行様

讀上ぐるに、越前守殿憑司を見られ、「此願書の趣にては嘸々無念に思ふなるべし。不便の次第なり。妻早其方も一人の娘を殺され、嘸愁傷ならん。併し急度傳吉が殺せし共言難からん。而狙島河原より寶田村へ道程は何程あるや」と申さるゝに、お早は憑司が答を待たず、二十町許是ある旨申立つれば、越前守殿又、「其日子供は何時に宅を出で何方へ罷り越しぞ」と尋問ねらるゝに、憑司頭を上げ、「柏原と申す所へ用事有りて早朝より罷出でしなり」と申立つれば、越前守殿、「疵所は如何なりしや」と申さるゝに、憑司、「娘は肩先より切付けられ、倅は數ヶ所

ござりまして、首は何れへ隱せしや更に見えず」と申すに、越前守殿首がなくて我が子と云ふ事如何して知れしぞ」と云はれければ、憑司「ヘイ著類で分りましてござります」と云ふに、「成程我子ならば著類に見覺あるは道理なり。扨々不便の事哉。近々呼出す間罷立て」とありければ、兩人は樣子宜しとて歡び勇み、下宿を指して歸りけり。

○大岡殿傳吉及び同人妻專其外の者共呼出しの事
竝 一通り吟味の事

時に享保十年十一月五日、牢内より傳吉、公事宿よりは妻專、與惣次等を奉行所へ呼出され、追々白洲へ呼込みに成りし時、大岡殿出座有つて、「榊原遠江守領分越後國頸城郡寶田村百姓寶田村名主傳吉竝に妻專」と呼るゝ時、兩人ハッと答へに及びければ、大岡殿傳吉を御覽ある處に、惣身瘦衰へ、如何にも嚴重く拷問に懸りしと見えて、甚だ勞れたる樣子なり。其歳は三十五六歳、物柔和なる體なり。妻專は是も瘦衰へたる樣子にて、其體哀に見えにけり。明智の大岡殿故、夫と見らるゝ處や有りけん詞靜に、「傳吉汝は如何なる意趣にて親類たる昌次郎を殺害せしや。既に憑司夫婦の者より願書の趣只今讀聞せる間承れ」とありければ、目安方

與力其願書を讀上げるに、越前守殿又傳吉に向はれ、「憑司が願書の趣覺えあるや」と云はるれば、傳吉は漸々に首を上げ、「恐れながら申上げます。其儀は私一向に覺え御座りません。然るに高田の役所に於て數度の拷問に逢ひ、骨々も碎け苦痛に堪兼ね、是非なく無實の罪に陷りし所、又々再應の御吟味に付江戸表へ召出されし段、誠に有難仕合に存じ奉ります。既に訴訟人憑司は現在私の伯父ゆゑ、如何なる前世の業因かと存じ斷念め、無實の罪に伏せし」と申立てければ、越前守殿是を聞かれ、「汝は然樣に申せ共、全く覺えなきものが罪に伏するの理有るべきや。又憑司とても跡形もなき事は申すまじ。然れば其方が申す事は眞とは受取難し、能能明白に申立てよ」と申さるゝに、傳吉は迷惑なる面色にて、「再應の御尋問なれども、私は決して昌次郎夫婦を殺したる覺えなく、且何の意趣を含む事も御座りません。殊に五ヶ年の間江戸へ出で奉公仕り、金子百五十兩を貯め國元へ歸りし處、私江戸へ出でし後にて私妻梅と憑司伜昌次郎と密通を致し居り、私が持歸りし金子百五十兩を其翌日預置きし方より騙取りしにより、其節是なる二度目の妻專が計らひにて、憑司方より金子は私へ差戻し呉れし故、直樣先妻梅は離緣の上昌次郎へ遣し、其後同村の者共取扱にて昌次郎と表向夫婦に致しました。併し梅の母早事は私實の叔母なれば、永く養ひ置くべき心得の所、叔母早儀は憑司方へ强ひて參

り度旨申すにより其意に任せ、其節前の金子百五十兩の半分を分けて遣せし程の事ゆゑ、私の心底御賢察下されたく、萬一右等の儀を遺恨に存ずる程ならば、五ヶ年の間千辛萬苦して貯めたる金子を、いかに叔母なればとて分けては遣しませぬ。是意趣を含まぬ證據なり」と申せば、越前守殿、「其金子は何程にて、又江戸表は何れへ奉公なし金子を貯めたるや」と尋問らるゝに、傳吉、「へイ江戸は新吉原三浦屋四郎左衛門方に五ヶ年相勤め居り、其內金子百五十兩貯へし」由申しければ、大岡殿、「五ヶ年奉公の內國元の叔母と妻とは如何せしぞ」と云はるゝに、傳吉、「給金の內半分は國元へ遣し、半分は主人に預け置きし處、首尾能く相勤めしとて褒美に主人より十兩貰ひ、又遊女共より餞別として十兩餘貰ひ、都合百五十兩餘に相成りしを持歸り、其內七十五兩を叔母に遣したり」と申立てければ、越前守殿、其叔母と云ふは當時憑司が妻早の事なるや」と云れ、暫時考へられしが、「なる程其方が申立の如くならば、如何にも人を害する程の遺恨は有るまじ。然ながら裾に血を引くのみか、飛石に迄血の附居たるはいかなる譯ぞ」と問るゝに、傳吉答へて、「其夜畑村へ參り河原にて物に躓きし所、眞暗にて何か分りませぬゆゑ、早々立歸り、翌朝になり裾に血がつき居たるを見出し、其上何者か飛石へ草履にて血の跡を付置きしが不思議に存じ、私の履きし草履を改め見たれども、血の氣は更に之なく、如何し

て飛石に血が付きしかと女房專と諸共に洗ひ居りし處へ、憑司が案内にて捕方の衆入來られ、直樣召捕られし上拷問に懸り、樣々申分も致せ共御聞入相成らず。夫故據なく死を覺悟致し罪に伏したる」旨申すにぞ、越前守殿、「コリヤその方は、其專と申す女と密通致し居るにより先妻を追出せしと聞く、然樣なるか」傳吉、「否全く然樣の事は御座りません。先達て私道中にて難儀の儀ありし節、此專が金子を預り呉れ、櫛を形によこしまして」と、野尻宿にての事柄より彌太八と僞りし者に金子を騙取られし事、又村中を呼び酒宴を催し、梅が不義昌次郎が騙りの始末相顯はれ、是に因て梅を離緣致し、夫より同村の懇意のものが媒介にて專を後妻に迎へたる事迄、一々委細に申立て、「此儀は寶田村より差添に出でたる者共へお尋ね下さるれば相分ります」と申しければ、越前守殿、「如何樣其方が申す處聞處あり。猶追々吟味に及ぶ」とて大岡殿席を立たれければ、其日は一同下られけり。其後外々の者一通り吟味有りし所、領主家來の者奸曲の取計も聞ゆるにより、評定所へ差出しに相成りたり。

○榊原家役人及び訴訟人相手方評定所へ御呼出の事

扨又同年十一月十日評定所へ御呼出に付、訴訟人相手方評定所腰掛迄相詰居りし處、夜の明

方より老中若年寄及び三奉行を始め、立合の役人中家々の紋付きたる提灯を點し、行列正しく出勤ある。其有樣最嚴重なり。今日は天下の御評定日にて、諸國より訴訟人夥多しく出張なし居けるに、程なく「榊原遠江守領分越後國頸城郡寶田村百姓傳吉一件這入りませい」と呼込む聲と諸共に、腰掛より訴訟人憑司お早、相手方傳吉其外引合の者白洲へ出づるに、傳吉は足に械を打れ小手を緩し、繩目の儘にて跪踞る。同人妻專、與惣次も愼んで平伏なし、何れも遠國片田舍の者なれば、初めて天下の決斷所へ召出され、青めの大砂利敷詰めて雨覆を高々とかけ、嚴重なる白洲の體、左右には夫々の役人居ならび、威を示しつゝ靜り返つて見えけるに、各戰慄の止らぬまでに恐れ入つてぞ居たりける。今日は榊原家の郡奉行伊藤伴右衞門、同人手代川崎金右衞門、小野寺源兵衞、及び附添、留守居等召出されければ、此人々は板縁に罷出で、最愼んで扣へたり。此時正面の襖を颯と押開き、老中方を始め若年寄三奉行並に立合の役人衆徐々と立出で座に著るゝ其人々には、老中大久保加賀守殿、若年寄松平能登守殿、水野壹岐守殿、寺社奉行小出信濃守殿、黑田豐前守殿、大目附上田周防守殿、御目附久松善九郎殿、町奉行大岡越前守殿、諏訪美濃守殿、勘定奉行駒木根甲斐守殿、筧播摩守殿、其外留役衆、徒士目附中、小人目附中迄殘らず揃はれ嚴重なり。時に大岡殿中央に進まれ、大目附、御目附兩

脇に附きて立合るゝ時、大岡殿には、「榊原家家來伊藤伴右衛門」と呼れ、「其方の吟味にて傳吉は罪に伏したる由、然樣なるか」とありければ、伊藤伴右衛門愼んで「彼を段々吟味仕り候處、其罪明白に伏し候段相違御座なく、然るに同人妻專何樣なる儀申上奉りしにや、再び御手數相掛け候段不屆者なり」と申しけるに、越前守殿「成程其方の申す處道理の樣には聞えしが、其方も榊原の家來にて某が役儀にも準ずる事故、決斷に如才はあるまじ。なれ共人命の重きは豫て承知で有らう。罪の疑しきは之を問はず、功の疑しきは之を擧げよと言ふ。裳に血を引き飛石に血の附きたるにて、殺したるは傳吉ならんと疑はれ、拷問の嚴重きに耐兼て罪に伏せしと、傳吉並に專より申立つるが、此儀如何なるや」と云はるれば、伊藤は面を上げ、「恐れながら段々吟味仕りし處、意趣之あり候て殺したりと當人白狀仕り、既に爪印迄相濟みたる上からは、彼が罪は明白なり」と申せしかば、越前守殿、「イヤ夫は拷問の苦みに耐兼ね、是非なく罪に伏せしと申し、又昌次郎、梅の兩人を殺し血が走りて注らば、裾のみならず或は襟又は袖などへも注るべきに、何ぞ裾ばかりに引くべきや。此儀合點行かず。シテ其狙島川より寶田村迄道程何程有りや」と問はるゝに、伊藤、「三十町程の道程なり」と答ふれば、大岡殿、「斯く道程の有る所にて人を害し、草履の裏に血が附きしとて三十町程歩行み歸らば、必らず地へ踏

付けて仕舞ふべきなり。空中を飛行なさばいざ知らず、我が庭の飛石に草履の形が血にて明々残るの所謂なし。是誠に疑ふべき一つなり。然すれば傳吉に意趣を含みし者、猿島川邊にて男女の殺されたるを見留め、是幸と傳吉を罪に落さんと計りたるも知るべからず。殊に其夜傳吉も同じ河原を歸りしを知り、其者草履に血を付けて飛石に押したるものならんか。右二ヶ條の趣のみにても心付くべき筈なり。是調べ方の過にして、中々罪は決し難し。且又其夜傳吉が參りし占者を呼んで傳吉の歸りし刻限を尋ねしや。又傳吉が脇差其外刃物類をも改めしや。何ぢや」と云はるゝに、伊藤今更一言の申上樣もなく、「恐れ入り候」と申すにぞ、越前守殿、「是は麁忽千萬なり。然らば憑司が訴ばかりを聞きて拷問に懸けるは、裁判の法にあらず。假令憑司何樣に申すとも心得有るべき筈なり。榊原家にても公事決斷を預る者、其器量なくて有るべきや。斯樣なる事辨へぬ其方にても有るべからざるに、事の此處に及ばざるは誠に疑はしき事どもなり。是其方に疑の掛り糺ねざるを得ざるなり」と申されければ、伴右衞門忽ち色蒼然め、恐れ入つて答なし。時に越前守殿、「コリヤ憑司、只今聞通りにて、裾を引き飛石の血ばかりでは傳吉共決し難し。其方覺えあらう。明白に申立てろ」と云れしかば、憑司は心中ぎよつとなし、如何御答申立てんと思ひしが、大膽者故忽ち思ひ返し、靜かに頭を持上げ

たり。

○大岡殿猶又吟味の事
並 憑司お早等が惡事の緒口見出さるゝ事

偖も憑司は大岡殿に向ひ、「否昌次郎夫婦を殺せし者傳吉の外には御座なく、其故は先日も申上げし通り、倅昌次郎の女房は元傳吉が妻にて、傳吉事只今の妻專と申す女に密通仕り、母諸共梅は離別せられ、是非なく道路に餓死仕るべき有樣なるを、私村長の役儀と云ひ親類の事ゆゑ、見るに忍びず兩人を引取り世話いたし遣し、其後倅昌次郎が妻に仕りしを、傳吉却つて夫を妬み、其上村長役を傳吉へ申付けられ候故、名主の權威を以て段々押領我意等の振舞致し候故、村中またく、私村長を相勤め呉れる樣内談仕りしを、何方にてか承り、猶々妬彌增し、狙島川に待伏居り、倅嫁兩人を殺し私に氣を落させ、向後村方より相賴み候共、村長役勤め兼ねる樣仕りしに相違これなく、此段何卒御賢察を願ひ奉る」と申立てれば、越前守殿傳吉を見られ、「只今憑司が申す處にては其方人殺しに相違なく、又無體に叔母と女房を追出したる由なるが、如何や」と尋問ねらるゝに、傳吉は憑司を怨めし氣に見遣り、「是は先にも申上げし通り、

私爭か人を殺し申すべき。又先妻梅儀を離縁致せしは昌次郎と不義顯れし故、夫と申さず只何事もなく離縁狀を遣し、又叔母儀も彼より望みて憑司方へ相越したるは、村中惣寄合の席の事にて相違は御座なく、此儀は惣代差添の者へお尋ね下されば相分る儀と存じ奉ります」と云ふに、越前守殿、「其方昌次郎、梅兩人不義致せしと申すは、何か慥なる證據ありや。傳吉、「此儀は委細く妻專にお尋ね下さるべし」と申すに、越前守殿お專に向はれ、「コリヤ專、其譯を存じて居るや」と云はるれば、專は、「私事未だ傳吉妻と相成らざる前野尻宿與惣次方に居りし時、傳吉事江戶より國元へ歸り候とて與惣次方へ泊りしに、途中より賊に付けられ難儀の由にて、私を見かけ救ひ呉れ候樣申候。此時始めて顏を見候へば、五ケ年以前私實家柏原宿の森田屋銀五郎方へ泊りし旅人にて」と、夫より其節の事ども委しく申立て、其後父銀五郎病死致せしにより其處を仕舞ひ養父與惣次方へ少しの緣を以て下女同樣に居りしに、傳吉に巡り逢ひ、同人より預りし金を昌次郎に騙取られし事、右金子を取戾せし節、昌次郎、お梅の不義相顯れ、村中寄合席にて傳吉よりお梅に離緣狀を渡したる事迄、夫の大事と思ふ故云々斯樣々々なりと事落もなく申立てければ、大岡殿心中にお專が才智を感じられしかども、態とお專に向はれ、「其方は其前より傳吉と密通せしと憑司より申立てしが、此儀如何なるや」と問はれければ、お

專は少し顏を赤らめ、「イエ〱五ヶ年先私在所柏原の宿へ傳吉の泊りたるは只一夜、其節父銀五郎病中にて私は十二歲、一夜の旅宿に爭然樣の儀を致しませうぞ。夫より五ヶ年過ぎまして與惣次方にて出會ひましたは、是も只一夜、殊に傳吉の身に深き心配ありて、右樣なる猥な事の出來樣譯は御座りません」と申立てけるに、大岡殿、「然らば何して夫婦になりしぞ」と云るれば、お專、「ヘイ是はお梅殿を去りました後で、村中より勸められ、主人の與惣次も得心のうへ其意に任せ、傳吉方へ參りしなり。此儀は與惣次始め村方の者へ御尋ね下さらば相分り申す」との答に、越前守殿、「ヤヨ與惣次、今專が申せし通りなるや」との尋に、與惣次又進み出で、「其儀少しも相違これなく、其節寶田村百姓與二右衞門、喜兵衞、助右衞門、八兵衞四人にて、專を所望に附け遣せし事にて、卽ち其喜兵衞、助右衞門此度差添に罷出で居ります故、お尋ね下さらば相分り申すべし」といふにぞ、夫より喜兵衞、助右衞門へ尋ねられし處、兩人とも少しも相違これなきむね申立てけるに、大岡殿、「然らば專と傳吉は密通ならず。喜兵衞、助右衞門が世話いたし表立ちたる夫婦なる事、兩人が申すにて委細相分りぬ。又盜難と申すは如何なる譯ぞ。百五十兩と申せば大金なり。譯なき女に預ける事是又不審なり」と尋ねらるゝに、傳吉は猶又答へて、「私五ヶ年以前江戸へ出立の時一宿仕り、專が幼くして父銀五郎が病氣介抱

の體、如何にも孝行の者と見屆け、是ぞ誠ある女と存ぜしにより、私江戸より古郷へ歸り懸け、道にて惡漢に金子を見込れ、野尻宿へ泊り候時は、最早翌一日の道中にて、賊も今宵はと存ぜし樣子故甚だ危く心得、只今申上げし通り專が志も知りしゆゑ、櫛と取替し金子を預け、其夜の盜難を遁れたる儀に御座ります」と申立てければ、越前守殿聲を張揚げ、「コリヤ憑司、只今傳吉夫婦が申立つる所は如何にも明白なり。然すれば其方は公儀を僞る罪人、玆な不屆者め」と白眼るゝに、憑司はハッと頭を下げ、今更一言の申譯もなければ、お早は耐へず進み出で、「イエ〱彼等は不義に相違なし」と申せば、越前守殿、「だまれ、其方には問はぬぞ。夫よりは先汝誰が媒妁にて憑司の妻となりしぞ」と云れしかば、お早はグッと差詰り、暫時無言で居たりしが、又シヤア〱と顏を上げ、「ヘイ誰も媒妁はござりませぬが、子供等が夫婦に成りました故、憑司と私も夫婦に成りました」との答に、白洲は一同フッと吹出せしが、越前守殿笑ひを堪へ、「白痴者め、其方が樣子を見るに、傳吉が留守に不義猥婬を致し居りしなるべし。傳吉が叔母と言ふは父方か母方か、身元を委細く申せ」と言れければ、傳吉も爰に於て是非なく申立つる樣、「叔母儀は私母の妹にて、家の相續いたせし所、聟を三人まで追出し、淺治郎と申す男の病死後又善九郎と申す者と駈落致し、行方知れざりしを、先年私江戸へ飛脚に赴き

し時、鴻の巣宿より連歸り、其後私儀は梅と夫婦に成り叔母を養ひ置きし」と申立てんとせしが、是迄の勞に息切強く、申立て兼るにつき、「此後は專其方より申上げ呉れよ」と言ひければ、其時お專は首を上げ、お早が身の素姓より、實家森田屋銀五郎の方にて不實を働きし事まで殘りなく申立つるに、越前守殿點頭かれ、「コレ早、然すれば汝が不義の樣子、森田屋銀五郎に大恩を受けながら、其主人方を取逃げ駈落なしたる段、重々不屆至極の奴なり。入牢申附くる。縛れ」と有りければ、同心共ハッと答へてばら〳〵と立懸り、高手小手に縛めたるは、心地能くこそ見えたりけれ。夫より「憑司が一旦村長を退き、又何樣の儀にて傳吉は憑司の後役に成りしや」と尋問られしかば、憑司はぐづ〳〵答ふる樣、「私少し間違の儀にて、村の持山を伐りしゆゑ退役仕り、其後にて傳吉儀役人中へ色々諂ひ、畢に村長と相成りしが、傳吉段々我儘押領等の筋之有るやにて、又私へ村長を相頼みたしと村中の者ども私へ内談仕りました」と申上ぐるに、越前守殿傳吉に向はれ、「其方役人に賄賂を遣ひ村長になり、又押領とは何を押領せしぞ」と尋問らるゝに、傳吉更に心當もなければ、「只今憑司が申上げしは皆僞にて、彼事は村の持山の杉の木を己が了簡にて伐り賣拂ひたるにぞ、村方一同立腹なし、村中よりの願に依て退役を仰付けられました。其頃私は渡世の爲野尻の與惣次方に一兩年も住居いたし居りし處、村

方一同の願とて役人衆より故鄕へ召返され、名主役仰付けられしが、其節も辭退仕り憑司義を取なし申せど、何分村方にて聞濟み呉れ申さず。是とても差添の者へ御尋ね下さらば相分り申すべく」と申立てけるに、大岡殿又勘右衛門、喜兵衛を見られ、「傳吉は其頃一兩年村方に居らず、松山に在りしや。又百姓中惣體の願にて村長に成りしと申すが、然樣なるや。尙又傳吉近頃押領あるよしにて、元の村長憑司に賴まんと致せしや。包まず申立てよ」と言はれければ、兩人は、「成程傳吉は其節野尻宿與惣次方に居りしを、村中の願にて村長に成りしなり。傳吉が押領せしと申す廉は如何なる儀を致せしや、此喜兵衛は一向承り及び申さず。若や勘右衛門は承りしや」と云ふ時、勘右衛門は、「喜兵衛が存ぜぬ事を我等承る筈なし」と申すに、大岡殿、「其方共は村方にて何役を勤むる者なるや」と尋ねらるれば、喜兵衛は組頭、勘右衛門は百姓惣代の趣申したつるにぞ、越前守殿、「其事汝等知らざれば、今憑司の申立つる處は僞と相見える。傳吉は廿年來行方知れざる叔母を連歸り飢渴を救ひ、從弟梅を妻として、其上五ヶ年の奉公に金子を溜めし實體なる行に感じ、村中の者地頭へ願ひ、村長にしたるに、またく憑司へ歸役を願ふ事はよもあるまじ。此儀も追々吟味すべし。然らば憑司は疑なきにあらず。依て手錠申付くる」と有りければ、憑司は戰々慄々出し、何か云はんとなす所を、「默れ」と一聲

叱られて、蹲踞りしぞ笑止なる。又大岡殿は榊原家の留主居へ向はれ、「此度の一條吟味懸り三人の役人は其方へ急度預け返し、追て呼出すべし」と申渡され、此日は一同下げられけり。因て此日を始として追々憑司等が惡事の綻びる緒口に至りしこと、天命とは云ひながら、大岡殿が英明の裁斷による所なり。

○細川越中守殿家來井戸源次郎呼出さるゝ事
　竝　三浦屋四郎左衞門呼出しの事

時に享保十年十一月十二日、再び傳吉竝にお專、與惣次等を評定所へ呼出され、先日の如く老中方を始め諸役人方出座あられし時、大岡殿席を進まれ、「如何に傳吉、其方は何故暗き夜に提灯をも點けずして狙島河原を通りしや」と尋問らるゝに、傳吉頭を上げ、「夫は先日も申上げ奉りし如く、其前夜専事惡しき夢を見し由にて、女の事故甚だ心に懸る旨申すに付、吉凶を問はんと存じ、夕七つ時分に宿を出でしが、途中にて先年懇意になりし細川家の藩士井戸源次郎と申す武士に出會ひし故、如何なる用向にて此地へ來られしやと問ひしに、彼の人の話に、妻を連れ信州の湯治に參りしが、右妻儀は五歳の時人に勾引され江戸へ參りしに付、生國も確と存

ぜざりしが、肌の守袋に、妻の生國は越後高田領の由幼名などの書付も有りしゆゑ、心當の方を尋ね、何卒親に對面致させんと存じ連れて來りし所、途中にて白雨に遭ひ雨具を調へ候中に、妻を馬丁の爲に奪れ候に付、後より追懸けれども一向に知れざる由を承り氣の毒に存じ、彼是と談話仕りし中に、間取りて畑村の占者へ遲く參りしなり。宿を出る時は日暮にならざる内歸る心故、提灯の用意も仕らず、因て歸りは夜に入り亥刻頃にも相成りし」と申立つれば、「夫は如何なる夢を見しや」とお專へ尋ねらるゝに、お專、「所は定に覺えませんが、夫傳吉事烏帽子素袍にて最逞しき馬に乘り廣野に出でたるに、向ふに川一筋有つて枕川と書きし棒杭が建ててあり、水は一面に凍り閉ぢ、傳吉事其上へ馬を進め、北より南へ渡ると覺えしに、私は危險しとは思へども、間隔りたる故是非なく眺め居りしに、中程に到りし頃空中より日輪二つ映出づると見る間に、忽ち氷は颯と割れ二筋に流れ、人馬共水中に沈むと見て吃驚仕り、目を覺せしに、是ぞ夢なれども、覺めての後も左右氣に懸ります故、占を勸めました所に、其占者の申すには、烏帽子素袍は官服なり、然らば此人は官に付きたる人ならん、百姓なら村長、武家なら役人、又馬に乘り水中に落ちたるは身に災有つて凶事なり、日輪は王法明かに北より南へ渡らんとして渡り果さゞるは、北は陰にして黑く暗し、南は陽にして赤く明かなり、又渡

り兼ね北に居るは、暗き處なる故牢屋の形なり、王法明かなる處は決斷所なり、然すれば此者は思ひ寄らず牢屋に繋がれ、其身申譯を致さんとして叶ひ難しと言ふ姿なり、殊に又火尅水と申せば、水に火を寄する水火戰ふの心なり、火は水の爲に消える、然れば一命も保ち難き程の凶夢なり、信心第一身の愼專一なり、と申したる由に承りました」と云ふに、大岡殿、「成程道理なる判斷なり」と暫く默されしが、「傳吉、其方は細川の家來と何れにて心易くなりしや。傳吉、私先年新吉原に罷りありし時、三浦屋四郎左衞門方にて心易く相成りました。右細川樣の御家來井戸源次郎殿の妻と申すは三浦屋の遊女空蟬と申したるを、同人が根曳いたし宿の妻と仕りしにて、夫故に存じ居ります」と申すにぞ、「其者妻を失ひしと申せし後、其源次郎に逢ひしや」と云はるれば、傳吉、「其中私高田の御役所へ召捕られし故、源次郎には逢ひ申さず」と申す時、傍より與惣次進み出で、「其源次郎と申す人、其後狙島川より三里ばかり川下にて女の首を見付け、則ち自分の妻の首なりとて殊の外歎き、近所の寺院へ厚く葬り歸りし趣は、私國元に罷在りし中に專ら噂致しました。然共私共村よりは七八里程脇の儀に付き、確とは存じ申さず、只々噂に承りしのみなり」との事に、越前守殿、「其葬りし寺と村の名は存じ居るや」と申さるれば、與惣次、「其は北塚村にて、寺の名は存じ申さず」と云ふゆゑ、爰に於て大岡殿其

手續を大概に洞察れし樣子にて、扨は怪しき事なり、右の女を殺し、又昌次郎、梅等が著類を著せ置き、傳吉に難儀を掛け罪に陷さんと計りしやも知れ難し、首を隱す程ならば著類をも剝取るべきに、夫を殘し置きしは不審なりとて、暫時考へられしが、「イヤ追々吟味に及ぶ」と言るゝ時、下役の者傍より、「立ちませい」と聲を懸くるに、各其日は下りけり。重ねて大岡殿、細川越中守殿留主居へ使を以て、「其方藩中に井戸源次郎と申す者有之や」との尋に、「如何にも當時近習馬廻を相勤め居る」由答により、同人は御用筋是ある間、明十五日評定所へ差出さるべき旨の切紙到來に依て、何事やらんと源次郎罷出づるに、新吉原京町三浦屋四郎左衛門も呼出になり、例の如く役人衆相揃はれし時、則ち大岡殿尋ねらるゝは、「細川越中守家來井戸源次郎とは其方なりや。其方儀先達て妻を召連れ越後國へ參りしや」と問はるゝに、源次郎、「如何にも入湯の爲に主人へ暇を願ひ、信州澁の湯より越後路へ參りしなり」越前守殿、「其節妻は如何致せしぞ。越後は何れへ參る覺悟なりしや。又妻の素性は如何なる者なるぞ」と云はるゝに、源次郎は赤面の體なりしが、「愚妻儀は元新吉原京町三浦屋四郎左衛門抱の遊女なりしを、年季明にて私妻と致せし所、同人假の親元と申すは新吉原揚屋町の善右衛門と申すものなれども、實は幼少五六歲の時分人に勾引され、江戶表へ罷り出でて三浦屋へ賣渡されし趣にて、實

の親も分り兼、只守袋の内に、越後何々は採めて分らず、上臺ちよと書付けありし故、夫婦色色工風仕りしに、愚妻申すには、幼少ながらたしか高田の近所と覺え、中山道の方より來りし樣に存じたり、と申す故、暇を願ひ、湯治旁信州迄參り、上臺氏の者探索し候へども相分らず、夫故越後の方へ罷り越す途中、俄雨に逢ひ雨具の用意を致す中、馬丁に妻を奪れ見失ひ候間、所々方々相尋ね候と雖も夫と申す手懸も是なく、二三日ばかりも其邊所々を探し索むる中、猿島川の下に女の首之ある由を承り、其所へ參りしに、柳の枝に黑髮掛りし女の首あり、能能見れば正しく私妻なるにより、是は馬丁の仕業ならんと存じたるが、然りながら奪ひ取る程にて殺すと云ふは何事と、右の馬方を尋ね出さんと存ぜしが、一向に手懸り御座らぬ故に、是非なく其處の寺院に葬り、墓を建てて歸りし」由申立つれば、越前守殿「其邊に外の男の首はなかりしや」と尋ねらるゝに、源次郎「男の首は見え申さず、矢を射る如き早瀨にて、中々ものなどの留るべきにあらねども、妻女の首は全く物にかゝり止まりしと覺えたり」と答ふれば、大岡殿「然らば女の髮亂れし故に樹の枝へ掛りて止りたるならん。シテ其節其近邊に男女の死骸はなかりしや」源次郎「其は夫より上の方三里程隔てし處に、男女の死骸之あるとの風聞を承り樣子を尋ねしが、是は其近邊の夫婦の者の由、確見屆申さねども其頃噂仕りしなり」越

前守殿「其方は其邊にて傳吉と云へる者に逢ひしと申すが、傳吉方へ尋ねたるや」源次郎「成程傳吉と申す者は江戸にて知己になりたる者故、其邊の山路にて逢ひたれども、愚妻を失ひし折柄ゆゑそこ〳〵に打過ぎ、其後寶田村と申すを相尋ね相談仕らんと存じ罷り越したる所、何なる罪にや、傳吉領主へ召捕れし趣にて、其後逢ひ申さず候」と云ふに、大岡殿「シテ傳吉は何と云ふ縁にて存じ居るや」源次郎「然れば新吉原三浦屋四郎左衞門方にて心安く相成り、彼は其節若い者を致して居りしなり」と申立てければ、大岡殿又「新吉原三浦屋四郎左衞門と呼ばれ、「其方が方に先年越後國高田領寶田村傳吉と申す者を若い者に抱へたる事ありや」と尋問らるゝに、四郎左衞門「成程四ヶ年程以前迄越後出生傳吉と申す者を抱置きし事あり」と云ふに、越前守殿「其傳吉は其方召抱へ中平常の行狀は如何なる者か、委細しく申上げよ」とあるに、四郎左衞門申上げけるは「此者儀初の年は米搗に召抱へし所、至つて正路によく相勤め忠實の者故、翌年は臺處の賄方を申付けしに、是又奉公出精仕り萬事行屆きますゆゑ、又其翌年遊女の世話を致させ、二階の客の取扱を申付け、此役を廓にて若い者と申し、私方に五ヶ年の間相勤めます中、少しも後暗き事もなく、誠に正直正路の者なり」と申しければ、越前守殿「其傳吉事奉公中給金其外にて百五十兩程貯め其方へ預け、歸國の節持返りしと申すが、然様なる

や」四郎左衛門、「如何にも五ヶ年の内に私へ百廿兩預け置き、歸國の節其金を渡し、又五ヶ年出精致せし故、私手元より褒美として金子十兩遣し、其外遊女共より餞別を貰ひし等にて、成程百五十兩に成りましたで御座りませう」と申すに、又越前守殿問るゝ樣、「先年其方の遊女空蟬と申す者を、年明後細川家の家中井戸源次郎と申す者妻に致したる由、其事ありしや。又同人を抱へし時の手續を申すべし」と有りしかば、四郎左衛門、「成程夫は手前抱の遊女空蟬と申す者、年明後細川家の御家中井戸源次郎樣と申す御方へ緣付きしに相違御座なく、又抱へたる節は其者の兩親は相果てましたるとの事にて、揚屋町善右衛門養女の由を申し、右善右衛門方より年一杯廿歲までを六歲の時に廿五兩に買取りしに相違これなき」旨申立てしかば、源次郎、四郎左衛門の兩人へ、「追つて呼出す事有らん」と申渡され、其日は白洲を閉ぢられけり。茲に於て大岡殿豫て目を著けられし通り、傳吉は何れにも正路の者にして、右の河原にて殺されたる女の死骸は空蟬、又一人の男は彼を勾引したる奴ならんか、殊に山川の流早き故二つの首を川へ流したるに、女の首のみ柳の枝に止りたるは、則ち緣を引くものか、左右怪しき事なり。必定此公事は願人共の不筋ならんと、流石明智の眼力に洞察れしこそ畏こけれ。

○大岡殿林大學頭殿と談話の事竝占ひ者判斷物語の事

爰に大岡越前守殿は林大學頭殿と至つて入懇になされける。其仔細は、越前守殿いまだ部屋住の頃、大學頭殿はいたつて御入懇なる相番衆の次男にて、林家の養子と成られたるが、大岡殿は同家と御親類なれば取分入懇になされたり。大學頭殿或時大岡殿屋敷へ參られ、夜の戌刻頃まで四方山の物語りありけるに、大岡殿は林殿に對はれ、「貴殿も定めて聞及び給ひしならんが、此度將軍家の嚴命にて仰付けられたる一條斯樣々々」と、越後高田領寶田村の長傳吉の事、又願人は上臺憑司と申す者にて、同人の伜夫婦は狙島河原にて殺され首を川へ流し、死骸は憑司が伜嫁等の著類なりしに依て、殺せし者は慥に傳吉と訴へし事、又其前夜傳吉妻が見し夢に、傳吉が烏帽子素袍にて馬に乘り廣野に出づると、川端に枕川と云ふ杭を建てあり、氷一面に閉ぢて北より南へ傳吉が乘渡りしに、川中に日輪二つ出で、氷は裂けて水二筋に流れ、傳吉は馬諸共に沈みしと見て覺めたるよし、此易の表何なるや。尤も其邊の易者判談せしは、日輪は王法明なる決斷所にて、其身の科申譯立難く、北より南へ參るに、暗きより明きへ出でんとして、途中に沈むは牢の形なりと判斷致したる趣易の理に叶ひし樣なり。貴殿にも御思案に判斷致し

て見給へ」と申されける。其時林殿暫時考へられしが其卜者は一を知りて未だ二を知らぬ者なり。成程烏帽子素袍は官服なり、村長に應ずる所ならん。此判斷は善し。馬に乗り水に落ちたるは身の災に逢ふなるべし。日輪は王法の明かなるに譬へ、決斷所へ出づるのならんとは面白し。北は黒くして牢屋の形、南は明けし、是を渡り兼て中央にて水中に落入るは、入牢して身の科の中開く事能はず、此判斷は善し。是は一を知つて一通りの判斷なり。夫坎の卦を水として又北とす、離を火として南とす。又馬に乗りて北より南へ渡す時は、水火尅して是災の基とならん。坎に隨ひ離に行きて三爻の變と成る。又離の卦を中年の女として坎を中年の男とす。水を左とし馬を右とし、然も其水氷りしが、裂けて水二筋に流るゝ時は是冫の水にあらず、冫の水に馬を寄せる時は馮の字なり。又其川に枕川と云ふ棒杭有りと申せば、枕は頭を乗せる臺、頭は人の上なり。枕は頭の臺なりと判じたる時は、上臺馮司が爲に罪に陷入るなるべし。二つの日輪は昌の字なり。然らが馮司昌次郎が爲に計られ災を得るの夢なり。然すれば此内に仔細こそあらん」と、流石は天下の博學なる林殿が戯の判斷に、大岡殿横手を拍つて、「扨々日頃公事決斷に馴れたる故か、某の見込是迄あまり違ひし事なし。然るに今日貴殿の判斷は、某の見込と少しも違はず。實によき夢占と申すべし」とて大に感ぜられ、夫より猶さま

ざまの談話有りて大學頭殿は歸宅なされたり。依て大岡殿重ねて、傳吉一件を享保十年十一月廿三日又々評定所へ呼出さる。御老中大久保加賀守殿、松平和泉守殿、松平右近將監殿、若年寄松平能登守殿、水野壹岐守殿、黑田豐前守殿、寺社奉行小出信濃守殿、大目附上田周防守殿、町御奉行大岡越前守殿、諏訪美濃守殿、御勘定奉行駒木根甲斐守殿、筧播摩守殿、御目附久松善九郎殿、其外諸役人衆席に著かれ、雙方とも評定所白洲へ召出され、引合の者共まで揃ひしかば、大岡殿端近く席を進まれ、大目附立合にて留役衆吟味書を改めて差出さるゝに、大岡殿頓て白洲を見られ、「願人憑司、同人妻早、相手方傳吉、同人妻專、舅與惣次、村役の者喜兵衛、勘右衛門、榊原遠江守家來伊藤伴右衛門、同じく吟味方小野寺源兵衛、川崎金右衛門、榊原家留主居淸水十郎左衛門」と、一々姓名を呼立てられ、憑司に向はれ、「其方が段々願の趣確固なる證據もなし。然らば急度傳吉が所行とも相分らず。麁忽の訴に及びしは不屆に思はる。人命重しとする所、只ゝ著類ばかり似たりとて、兩人の子供なりと申すと雖も、世には染色摸樣など同じ樣なる著類を著せし者往々あることなり。但死骸に確固なる目的ありしや」と云はるゝに、憑司は、「御道理のお尋に候。倅儀は幼年の內に私叱り懲せども聞入れず、少々體へ彫物致し、夫のみならず子供の內に喧嘩を致し、田の畔にて子供同士鎌で肩先に疵を附け

られ、其跡が今に殘り居り、是が何よりの證據に御座ります」と申すに、越前守殿「成程確固なる證據なり。シテ其彫物は何なる物を致し居りしぞ」憑司「ヘイ腕に力と申す字を大く彫つて居りました」又大岡殿「梅が死骸の證據は何ぢや」憑司「是は確とした證據は存じませぬ」と申すにぞ、越前守殿「早我は娘の事ゆゑ死骸の目的ありや」と申さるれば、お早は首を上げ、「ハイ現在の一人娘、何見違へませう。姿と申し著類と申し聊か相違御座りません」と申せば、大岡殿「コリャ早、其方が娘の骸に疵はないか」お早「一向御座りませぬ」と答ふるに「確固さうか」と念を押され、越前守殿喜兵衛、勘右衛門と呼れ「其方ども其時の事を申立てよ」と尋ねらるれば、兩人は畏り、領主の役人ども檢使相濟み取片付け申付けられしまでの儀を申立てけるに、大岡殿「其時其方ども村役の事故、死骸檢視の節定めて立合うたるなるべし。其死骸に今憑司が申した通り彫物疵ありしや」と尋ねらるゝに、兩人「ヘイ力と申す字が彫付けて有りし」と申立つるに「女の方は如何ぢや。此方にも聞込みし事もあれば、僞を言上なせば其方どもも入牢申付くるぞ」と威されければ、兩人は少し戰へながら「女の死骸は何事も御座りませんが、片々の二の腕に小く源次郎命と彫付けてあり。また片々には彫物に灸を据ゑたる痕あり」と申立つれば、大岡殿お早に向はれ「其方が娘は元貴女でも致したか。源次郎と云ふ名は

先夫傳吉でもなし、また昌次郎の名でもなし、何れの人じや存じたるや」と云るゝに、側より憑司は、「然樣の儀は存じ申さず候へども、豫て嫁梅の腕にも何か彫りたる趣承りし事もあり。ナフお早、其彫物の事に付ては何とか申せし事ありしが、ナ、」と夫と知らする心の謎を、越前守聞れ、「默れ憑司、汝は何を申すぞ。早は此方で吟味なすに、爰な出過者め。今早が口より梅が體に痕などは御座らぬと申立てたるに、汝夫を無理に申させても取上げには相成らぬぞ。其源次郎と申すはナ、細川の家來にて井戸源次郎と申す者、新吉原の三浦屋四郎左衞門抱の遊女空蟬と申すを、年明後妻になし、越後に實親ありと聞き尋ね行きしに、同國狙島河原にて人手に掛り、其首をば川下にて見附けたりと申す。然すれば其方どもが奸計にて右の死骸へ娘伜の著類を著せ、傳吉を罪に陷さんと計りし事鏡の影を寫すが如し。重々不屆の次第、明白に申立てろ」と大音に云るゝを、憑司は恐れず、「傳吉が申上げるのみを御取上あるは、片手打の御捌」と申しも果ぬに、「默れ憑司、汝極惡の罪人として、公儀の裁許を片手打とは何事ぞ。其方が伜昌次郎は、傳吉が留主中不義致し居りし段重々不屆なるを、傳吉は其儀を知りながら夫となしに妻を速に離緣に及び、其上叔母へ金子迄を遣したるを、阿容々々と二人ながら引取り、親子互に妻と致し、其上にも厭足らず、傳吉を誣り罪に行はんとなしたる條、人畜とは其

方共が事なり。然るに奉行所の裁判を片手打依怙贔屓などと申す條不屆者め。吟味中憑司は入牢申付ける。其外雙方の者共猶追々吟味に及ぶ」と云はれし時、下役の者「一同立ちませい」と聲を懸け、直樣白洲を閉ぢられけり。重ねて同月二十五日新吉原三浦屋四郎左衛門、並に揚屋町善右衛門を差紙にて、此度は町奉行所へ呼出され、又井戸源次郎も罷り出でしに、越前守殿出座有つて「四郎左衛門、其方抱の空蟬と申す遊女は、善右衛門より買取りしとな。コリヤ善右衛門、其方は空蟬と申す遊女を四郎左衛門に賣りしとや、其方が實の娘か何じや。僞を申すと入牢の上拷問申付けるぞ」と云れしに、善右衛門は靑くなり「ハイ彼は私が實の娘にてはござりません。叔父の娘なれども、兩親ながら相果て、五歲より引取り養育仕りし」と申立つる故、夫より叔父の名前を始め住居まで調べられしに、追々口籠り、終に答も出來ざれば、越前守殿仰には「其方は胡亂なる事を申す者かな。伯父夫婦は相果てて跡も知れざる由家主も確と覺えず、是疑の一つ。其空蟬が實の親なる者越後と申す事なり。只今汝に引合する者あり」と、細川越中守殿家來井戸源次郎を呼出され、緣側へ扣へるを「源次郎其方は、四郎左衛門抱の遊女空蟬を引取りし時あの善右衛門方より貰ひ請けしや」と尋ねらるゝに、源次郎「成程善右衛門方より貰ひ請けたり」と云ふにぞ、大岡殿三浦屋を呼ばれ「其方抱の遊女空蟬を井戸源次郎が貰

ひ請けし時、此善右衛門が源次郎へ、「我は空蟬の親なりと申し遣したに相違なきや。コリヤ源次郎も先達て申立てたる通り、今一應申立てよ」とあれば、源次郎答へて、「私妻五歳の時人に勾引されて江戸表へ罷り出で、三浦屋へ賣渡され、夫より私妻と成り、朝夕此事を申し居る故不便に存じ、種々相談仕りしに、五歳の時の事に付、聢とは存じ申さず候へども、たしか越後の方と思ひ、幼心に覺えありと申すゆゑ、主人に暫時の暇をもらひ、信州の湯治に參り、夫より當人の實の親と申すは、守袋の中上臺千代と臍の緒にありしを當に尋ねて、越後路へ參りしに、白雨に逢ひ、私雨具の支度を調へんとなすうちに、馬方の惡漢に勾引され行衛知れず。然るに猩島河原の川下にて首を見附け北塚村昌念寺へ葬りたり」と申しければ、越前守殿、「是聞け善右衛門、汝が賣渡したる空蟬は、五歳の時勾引され江戸へ來りしとある、夫を汝は伯父の娘のと僞を申立てしも今聞く通りなり。眞直に申立てよ。此上包み祕すに於ては、急度申付くるぞ」と聞いて、善右衛門、「へイ明白に申上げます。私は然樣なる者を勾引しはいたしませんが、彼は友達の松五郎と申す者が連來りまして、我姪なりと段々頼みまする故、據なく三浦屋へ私名前にして賣込みたる」趣を申すにぞ、大岡殿、「其松五郎は何方にありや」との御尋に、「右松五郎は先達て惡漢八五郎と申す者召捕られし時より何處へか逃去り、其後行方分らざる由申

立てければ、越前守殿、「其八五郎とは先達て八丈島へ流罪申付けたる泥八が事ならん。其節泥八が申す口にて相尋ねし松五郎なる者行衛知れず。勿論其節ならば其方を急度入牢申付ける事なれども、最早年も立ちし儀故右の松五郎は其方へ尋ね申付ける。來る十日迄に尋ね出し召連れ出でよ。妻子は家主町内組合へ預け申付ける。猶追て呼出さん」と申渡され、一同白洲を下りけり。

○一同の者又々評定所へ召出さるゝ事　並　憑司お早等追々吟味詰の事

斯くて享保十年極月二日、評定所へ又々前々の通り役人方相揃はれ、右一件の者共惣殘らず御呼出に相成りしにより、今日は如何なる吟味にかならんと、一同待居たる所、例の如く追々白洲へ呼込に相成り、老中方を始め役人衆列座致され、時に大岡殿、「越後國頸城郡寶田村百姓上臺憑司」と呼ばれ、「其方儀是迄段々吟味に及びし所、狙島河原切れ人は其方伜嫁等の趣申立つると雖も、必ず昌次郎、梅とは定め難く、其譯は、同じ衣裳を著たる者一鄉の内には往々あるべし。殊に女の死骸は井戸源次郎妻空蟬が亡骸と思はる。然すれば男の方も昌次郎にはあ

るべからず。世には似たる者も有るを不屆の訴に及び、傳吉を無實の死に至らしめんとなせし條不埓の至なり。自然後にて昌次郎夫婦が此世に存命へ居らば、其時は如何致すぞ」と申されければ、憑司は「彌〻我巧の顯はれしとは思へども、猶ぬからぬ面にて、「恐れながら御奉行樣の仰には御座れども、著類、帶、繻絆に至るまで倅に相違御座りませぬ」と申張るを、大岡殿聞れ、「まだ其樣に強情を申し居るか。既に其日は柏原へ昌次郎夫婦して參り、夕刻彼方を立歸りしと申すにあらずや。然らば我が妻を捨て、いまだ一面識ならぬ他の女と道連になり、人の僞に殺さるゝ者が有るべきや。シテ梅は如何せしぞ。汝公儀の役人を僞る重惡者め」と叱られしにぞ、憑司は今更大息を吐き頭を低れ、一言も物言ず。依て大岡殿は「三浦屋四郎左衞門、善右衞門竝に井戸源次郎へ一々聲を懸けられ、「コリヤ憑司、夫に居るは新吉原京町遊女屋四郎左衞門、揚屋町口入人善右衞門、細川家の家來井戸源次郎なるぞ。此源次郎が四郎左衞門抱に遊女空蟬と申す女を買馴染み、其空蟬は五歳の時人に勾引され、揚屋町善右衞門口入にて神田小柳町松五郎が姪成りとて、三浦屋へ賣込みしが、年季明にて源次郎の妻に致し、其後主人へ湯治の暇を貰ひ、信州より越後へ實の親を尋ねに參る途中にて馬丁に勾引され、源次郎儀諸方を尋ねし處狐島河原にて妻が首を見付けたる由。コリヤ源次郎、其方妻の名は何と申せしや」源次

郎「私妻の幼名は、上臺千代と守袋に書付け之あり、千代平常申すには、たしか越後邊の生れの由、明暮實の親を戀慕ひ居りし故、私も主人へ湯治の暇を貰ひ信州へ參り、夫より越後の方を探ねんと罷り越候處、不慮の災難に出逢ひ、終には猩島河の下にて首を見付けたるは、先達て申上げし如くに候」と申すにぞ、越前守殿、「何源次郎、其方の妻は右二の腕に源次郎命と彫物をして居りしならん」と云はれしかば、源次郎は甚だ赤面の體にて、「然樣なり」と申すにぞ、大岡殿、「是源次郎、其節川上に男女の死骸ありし由、女の方は其方が妻の千代に相違なし。又左の腕に彫物の痕ある男は、察する所勾引せし馬丁ならん。又彼等を殺せしは憑司昌次郎兩人の中の仕業なるべし。故に首を切て知れざる樣に致し、昌次郎夫婦の著類を著置き、傳吉を罪に陷さんと企みしならん。源次郎其方が女房の仇は是なる憑司等と思はる。憑司是にても猶申分あるか。斯の如く明白に相分る上は眞直に申立てよ。僞ると拷問に掛け骨を挫く共言はするが、何ぢや〳〵」と申さるゝに、憑司「是は御無體の仰なり。然樣なる覺は決して御座らぬ」と申張るにぞ、大岡殿は是より一同夫々調べんとて、榊原の家來伊藤伴右衞門に向はれ「只今聞く通り、彌猩島河原の男女の死骸は推量に違はず源次郎妻と馬丁の者と相見える。其方が公事決斷は甚だ麁忽なり。申分有るや」と云れ、又留主居に向はれ、「是なる伊藤が職上の過は

主家の罪なり。例へば治世安民の道亂れて國治らざるときは將軍家の罪なり。百姓は國の寶なり、人命必ず重し。其奉行の賢と不肖を正くし、忠と佞とを糺し、百姓の父母たる道を盡す、是人君の常なり。然れば其職に適ふ器量の者を選み申付くべきを、不明闇弱の空氣者に申付けたるは主人の罪なり。此事其方より委細に主人へ急度申達すべし」と云渡され、又「與惣次其方は、高田へ參りて役人を賴み、傳吉が助命を願ひしが叶はず。然ながら種々取繕ひ牢屋迄飯を送りしと先達て申立てしが、其節役人へ何を遣し賴み入れたるや。此儀明白に申立てよ」と云るに、與惣次は「少々ばかり金子を贈りし」由を申しければ、「多少には係らず明白に申せ、萬一包祕さば却つて其方の罪にならん」との事故、與惣次は奉行へ金十兩、其外役人へ十兩贈りし段を申立てしかば、大岡殿伴右衞門へ尋ねありしに、始は左に右と陳ぜしが、越前守殿の吟味にてはとても包難しと存ぜしにや、寒中見舞として金子を貰請けし旨を申すに、「寒中見舞は鳥か肴の類ならば格別、金子を受けるは賄賂に當る。不屆至極なり。然すれば下役兩人も受けしならん」とあれば、下役は金二兩づつ貰ひし旨申立つるに、大岡殿、「下役は奉行を見習ひ、是迄の所業不正なり。且賄賂によつて罪の有無を私なすは、此上もなき不埒者と云ふべし。仍て伊藤伴右衞門は揚屋入申付け、下役兩人は留守居へ預け遣す。其方にて急度誡め置け」と申

渡され、傳吉は出牢の上手錠にて宿預申付けられ、今日の吟味は是迄なりとて、皆夫々に下られけり。又極月十日傳吉、お專、與惣次、喜兵衞、勘右衞門等を奉行所へ呼出され、昌次郎夫婦の者古鄕を出でて何にか忍び居らんと內々探索のため、昌次郎梅兩人の年齡より風俗を、大岡殿逐一問糺されしに付き、一同は昌次郎梅が風俗を委細く申立て、且昌次郎の鼻の下に黑き黑子ありと云ひければ、越前守殿「兩人共多分存命にてあらん。其方に手懸りはなきや」との事なれども、一同更に手懸りなき旨を申し、又傳吉より「先日御吟味の節思ひ當りしは、細川樣の御家中源次郎殿妻千代事にて、段々御吟味を伺ひしに、上臺憑司が娘に候はん。此儀は私幼少の頃高田の城下の祭禮を見に參り、其節憑司の娘千代は人に勾引され、一向に行衞知れずとの事にて、憑司も諸方を相索ねしが、分らざるゆゑ是非なく捨置きたるに、先頃御吟味の節苗字は上臺名は千代と申すよしを承り、成程五歲の時行衞知れずになりしは彼に相違なし、尤も五ケ年の間三浦屋にて一處に相勤め居れ共、同人とは夢にも存ぜず、彼は江戶出生とばかり存じ居りました。重ねて此儀をも御吟味下さる樣願ひ上げ奉る」と申すに、大岡殿橫手を拍れ、「扨々積惡の報ふ處は恐しきものかな。我が子と知らず憑司が殺し、猿島河原へ捨てたるは、己が實の娘の首なりとは、ハテ爭はれぬものなり。重ねて吟味致さん。追て呼出す。罷り立て」

と傳吉を始め一同下げられけり。其後大岡殿は「何れ昌次郎夫婦の者外へは參るまじ。江戸表ならん」と定廻の與力同心へ沙汰いたされ「斯樣々々の人相にて越後出生の夫婦の者何れにか忍び居らん、早々索ね出し申すべし」と内命有りしかば、其掛の人々專ら手掛りを求めけり。

○昌次郎夫婦江戸表へ出で本郷に住居の事

竝 憑司親子惡事露顯の事

說話變つて、先頃越後國狙島河原より跡を闇ましたる昌次郎夫婦の者は、親憑司と計りて殺せし男女の死骸へ己等が著物を著せ、夫より信州の山路にかゝり、上田邊に逗留して種々工夫を巡し、我等夫婦江戸へ出づるに、中仙道を行けば國者に逢ふ事あらん、然すれば露顯の基と、甲州街道を經て江戸へ出でんとて、其所を出立なし、成るたけ夜の中にのみ道を急ぎ、頓て江戸へ來りて、其前昌次郎が江戸表へ出でたる時に心安き奉公人口入有る故、是に便りて奉公口を尋ねけれ共、相應の處もなく、其中に貯への路用は遣ひ切り、詮方なく漸々著類を賣りなどして居たりしが、其人の世話にて本鄕三丁目に九尺二間の裏店を借り、己は庄兵衞と改名し、お梅は豐と改め、庄兵衞は日傭と成り、女房も人の洗濯をして細き煙を立てつゝ二三ヶ月暮しけ

るが、差たる事もなく、斯くては大望成就成らずと種々工夫致しけれ共、天道惡事を憎み給ふゆゑ何幸のあるべきや。此節女房豊は懐妊して五ヶ月に成りしが、暮し向き不如意の上、子供出生なす時は猶難澁なるべしと夫婦相談なし、豊は身ふたつにならば早速乳母奉公に出でんと臨月を待居たり。扨又庄兵衞は傘谷に桂山道宅と云ふ醫師ありて、女房は先頃病死なし、老年故後妻を迎ふる心もなく、獨身にて暮せしが、日々草履取、藥箱持を雇ひける故、庄兵衞は雇はれ、毎日入込居たり。此醫者隨分小金を持ちたる樣子を見受け、奪ひ取らんと爰に惡念を發し、或日庄兵衞は不圖道宅方へ參りしは夜の亥刻過なれども、主人は他へ出向き留守にて、近所の長家は皆戸を閉て有りて、家主のみ未だ寢ぬ樣子なり。道宅の內は路次に就きて臺所の水口あるを、庄兵衞勝手覺えし事故、四邊に人のなきを幸と水口の半戸を開けて這入り、金子三十兩著類品々を奪ひ取り、我家へ歸り知らぬ體して居たりける。扨道宅は宅へ歸り見れば、勝手の戸明放しありて、三十兩の金子と著類三品紛失なしたるゆゑ大に驚き、諸方を見るに、路次の方水口より這入りし樣子なり。其中に家主も來り大騒となりしが、早々翌日其段大岡殿御番所へ訴へ出でるに、早速呼出され、段々尋問となり、「其日怪しき者來らずや」と申さるゝに、「私留守故委しくは存じ申さず候へども、隣家の人の噂には、豆腐屋の外參りし者なし。其外

には日頃相雇ひ候庄兵衛と申す者參りし樣に存じ候趣、併しながら人の噂と申し、確と見屆け候儀にはこれなく」と申しければ、大岡殿又々道宅へ尋問らるゝは、「其日傭に參る庄兵衛と申す者は何處に居る者なりや」といはれしかば、「本郷三丁目德兵衛店に住居なし、日々雇ひ候者なれども、心底を碇と存じ申さず。越後邊の出生の者とやらにて女房持」の由道宅申立てしにより、大岡殿、以後手懸りともならんかと、本郷三丁目自身番へ樣子を見せに遣されしに、役人は家主德兵衛を案內に庄兵衛が宅を調べんと、彼が家に到り見しに、此節女房は傷寒にて打臥し、熱氣の爲懷妊せし子は五ヶ月にて四五日跡に流產なし、赤子は直樣死去して、母はいまだ床に著きしまゝ立居も出來ぬ體なり。斯る所へ家主の案內にて役人入來り家探をなすよしにて、九尺二間の處に妻は屏風を立廻し床に掛り有りしが、外に道具もなく、後の方に柳骨一つ有りしを、夫をも改めんとなすを、妻は此品不正の物ならずと手を出すを、役人共拂ひ退けて中を改むるに、金子三十兩ありて著類は見えず。扨は賣代なせしやと女房を見れば、貧家に似合はず下に絹物を著込み居るゆゑ、脫せて見れば男小袖なり。扨はと役人共も思ひ、直ぐさま手配をなして庄兵衛を召捕り、まづ番屋において一通り取糺せしに、種々申譯をなすと雖も前後揃はざる申口に付、奉行所へ引立てに成り入牢申付けられ、其後段々と御吟味になりしが、

女房豊は産後夫が召捕られしよりハッと逆上なし、狂ひ廻りて大騒となりしかば、長屋中皆々番をすれども、動もすれば駈出し、あらぬ事ども罵り廻るにぞ、町内の騒動大方ならず。是非なく家主徳兵衛並に組合より願ひ出でけるは、「先達て御召捕に相成候庄兵衛の妻豊亂心仕り、町内にて種々と介抱養生仕り候へども晝夜安心相成らず、難儀至極に付、何卒御奉行様にて入牢仰付けられ候へば、町内一統有難き仕合なり」と訴へける。是は毎度亂心者之有りて家業ならざる時は、養生牢とて入牢申付けらるゝ故、則ち願書取上げになり、翌日本郷三丁目徳兵衛の組合名主附添ひ、白洲へ罷出で扣居るを、大岡殿見らるゝに、痩衰へ眼中血ばしりし様、實に亂心の様子なれども、傳吉始より申立てし梅の人相に似たるゆゑ、如何にも言葉を和げられ物靜に、「庄兵衛妻其方が名は何と云ふぞ。又國は何れなりや」と問れしかば、豊はげら／＼笑ひ出し、「御奉行様は私の名を御存じないか。私の夫は越後國寶田村の昌次郎、私は梅と申して人も知りたる上臺の若夫婦なり。夫を知らぬとは扨々可笑しや／＼」と笑ひ狂ふにぞ、越前守殿然も有るべしと思はれし様子にて、「當人は如何にも亂心の體ゆゑ當奉行所へ預り置、入牢申付くる」と申渡され、町役人共は下られけり。其後又奉行所へ梅を呼出され、「亂心ながら其方生國は越後高田在寶田村にて、親は憑司母は早、夫は昌次郎なる由申立てしが相違なきか」と

猶再三尋ねられし上、豫て入牢申付け置れたる庄兵衛を呼出されしに、女房が亂心なし、奉行所へ召連れ訴へと成りしを少しも知らねば、如何なる筋の御尋かと心に不審り引出されしが、其時越前守殿庄兵衛を見られ、「其方は何時改名せしぞ。其前の名前は何と申せし」と糺されしかは、庄兵衛心中に驚け共、元來不敵の曲者故色にも見せず、「私儀は四五年跡に仔細ありて改名仕り、其以前は吉之介と申候」と云ふに、大岡殿、「然らば其方妻の名は其以前梅と申せしなるべし。夫婦の者改名は四五年跡にてはなく、二三ヶ月跡に改名したるならん。シテ又其方が生國は榊原遠江守領分越後高田在寶田村ならん。其儀汝の妻梅が申上げしぞ」と申さるゝを聞いて、庄兵衛默然として居たりしかば、又越前守殿尋問ねらるゝ樣、「其方何年何月幾日何故古郷を立出で江戸へ來りしぞ」庄兵衛、「ヘイ二三年前身代零落に付、稼の爲罷出でし」と云ふを、大岡殿、「否二三年では有るまじ。二三ヶ月前ならん。夫とも强情を申すならば二三年以前に出でて何處に住居いたせしぞ」と尋問ねられしかば、庄兵衛は何處迄も云張る了簡にて、「ハイ國者の處に居りし」と云ふに、「其所は何處にて名は何と申すや」と尋問れしが、大岡殿、「何淺草邊なりとか。其淺草は駒形にて名は兵右衛門と申すとか。シテ其兵右衛門は只今以て其所に住居致すや」と問詰られしに、庄兵衛、「ヘイ其者當時は身上を仕舞ひ國元へ歸りし」と申立つ

るに、越前守殿少し聲を張上げられ、「コリャ庄兵衞、其方は種々の事を言ふ奴なり。己は生國越後國頸城郡寶田村上臺憑司が倅昌次郞、三ヶ月以前猊島河原に於て親憑司と謀り、人を殺して汝夫婦の著類を著置き、其處を立退き、今は改名して庄兵衞と名乘る共、元の名は昌次郞、妻とよ事元の名は梅と云ふ者ならん。天命にて其方が妻亂心なし我が手にあり。加之親憑司早くも先達て牢舍申付けたり。同村名主傳吉を罪に陷し入れんと計り、闇き夜に昌次郞と兩人にて男女を殺し、倅娘の著類を著せ、兩人の首を切つて川へ流せし趣、最早兩人より白狀に及びしを、己此上にも僞らんとならば水火の責に懸けて言はする。何ぢや」と仰に、流石の庄兵衞も驚き、色蒼然戰々慄ひ出し、一言の答もなし。越前守殿、「何ぢや、己罪に伏せしや」と云るゝ時、庄兵衞は猶も遁るゝだけ遁れんと思ひ、「私全く然樣なる覺えは之なし」と申すにより、大岡殿、「斯く兩人は罪に伏したれ共、汝此上にも爭はゞ是非なく拷問申付くる」と、是より庄兵衞の昌次郞は拷問に掛り種々責められ、終に人殺の一條より國を立退き、甲州へ出て八王寺道を江戶へ來り、本鄕に少しの知己ある故是に落付き、夫婦奉公口を索し候中天命にて召捕られし」段申立てしかば、則ち石出帶刀より爪印を取つて奉行所へ差出しに及びけり。よつて享保十一年正月二十日、右一件につき又々評定所へ前々の通り老中大久保加賀守殿始め、若年寄

大目附、御目附、町奉行、勘定奉行、留役衆、徒目附中、小人目附中、先日の通り殘らず列座あり。願人憑司、早並びに郡奉行伊東件右衛門等は牢より引出され、且又川崎金右衛門、小野寺源兵衛、相手方傳吉、專、與惣次、村役差添人、尚又引合の者細川家の家來井戸源次郎、三浦屋四郎左衛門、揚屋町善右衛門皆々白洲へ罷出ければ、目安方與力一々名前を呼立てる時、大岡殿席を進まれ「是憑司、是迄段々吟味を遂げし通り、最早其方罪に伏じたるや」と云れしかば、憑司は左右恐れぬ體にて「私伜を殺され、爭か罪に伏し申さんや」と申すに、越前守殿「其方其通りに爭へ共、河原の死骸は馬丁と空蟬の兩人にして、昌次郎夫婦は存命いたし居るぞ。然るに傳吉を罪に陷さんと巧み訴訟へしは、重々不屆きなる奴なり」と云るゝを、憑司猶押返し「恐れ乍ら其死骸が馬丁並に空蟬とか申す遊女なりと確固なる證據も御座らず」と云ふに、越前守殿「其馬丁には慥の證據も非ざれ共、女は腕に源次郎命と彫物ありし故、是なる源次郎の申す口にて委細相譯りしなり。又一人は空蟬を勾引したる馬丁に相違あるまじ。汝何に僞るとも天命爭か惡を助けんや。既に其前夜專が夢を見しとて傳吉は卜者へ參り、其歸りに死人へ跪きしを以て災に遇ひしなり。傳吉其時の夢を卜者の判じたる事を今一應申聞けよ」とあるに、傳吉はかの夢は云々、判斷は斯々なりと申立つれば、越前守殿「是憑司、那通り專が

前夜に夢を見たると申す。彼と言ひ是と言ひ、天神地祇より此災を告げられ、哀み給ふ所は爭はれぬものなり」と申されければ、憑司「夢は五臟の煩とて取るに足らぬ事のみなり。科なき者にても首を刎ねねばならぬと申す夢を御覽有らば、其者を打首に仰付けられ候や、實に夢は五臟の勞にして取るに足らず。憑司を御憎みの餘り然樣の事迄御用ひあるは、依怙のお裁許と存じ奉る」と申すに、大岡殿大に怒らせ給ひ「汝は口功者に申しなす共、其一を知つて其二を知らぬ論なり。昔周の文王夢見る事ありて九十九齡を保ち、武王は夢に太公望を得る。我が朝にも神武天皇は、御夢の內に天照皇大神宮武甕雷の神と謀らせられ、劍を下し給ふと御覽ありて、則ち逆臣を誅せられたり。和漢共其例多し。夢に五つの名あり。正夢、靈夢、思夢、虛夢、奇夢といふ。正夢とは正夢なり。靈夢は則ち神の告にして、虛夢とは所謂取止らざる事を觀るなり、奇夢は思ひ寄らざる不思議の事を觀るものをいふ。扨又傳吉が判談を賴みし賣卜者は未だ判談の足らざる處あり、其譯を申聞けん」と云はれたり。

○一件落著御仕置の事竝傳吉一家繁榮の事

偖も大岡殿憑司に對はれ「其占者の判談よしと雖も、離の卦は中年の女なり。坎は中年の男、

是昌次郎梅が身に當る。火水尅して此二人の爲に災に逢ふ兆なり。氷解けて二筋に流るゝは〻なり。〻に馬を添へれば憑と云ふ字になる。枕川との棒杭は、枕は頭の臺なり、頭は上にあり。是を判ずれば上臺と成る。憑司其方が名に當るなり。日輪二つ出でしは、日二つ重る時は昌の字となる、是上臺憑司昌次郎が爲に無實の罪に陷入るの前兆なり。此儀汝が胸に的中せしや如何に」と申されし共、憑司は冷笑ひ、「恐れ乍ら傳吉と專の申上げし事のみを御取上にて、私共の申上げるは御用ひ相成らざるは、誠に是非無き次第なり」と申すに、越前守殿、「汝まだ不屈を申すか。天下の決斷は理非明白なるを專一となす所なり。汝も天下の民ならずや。其罪を憎んで其人を憎まずと申すにあらずや。然れば何ぞ傳吉のみ贔屓せん。又汝が罪に伏さずんば汝に引會する者あり」とて、昌次郎、梅を繩付のまゝ引出されしかば、憑司、お早を始めこれを見て甚く驚きたる體にて、互に顏を見合せつゝ次第に色も蒼然め來て、今更申譯なき樣子に見えければ、越前守殿憑司、お早を見られ、「其者共一人は其方倅昌次郎、又一人は嫁の梅なり。殺されし者が如何して存命に在りしや。仔細申立てい。サ何ぢや、恐れ入つたるか」と云るれども、憑司は態と驚き喜びたる體にて、「扨は存命致し居りしか。私は全く殺されしとばかり思ひ込み、不束の訴仕りし段は恐入りし」由申すに、大岡殿心中に、此奴知れたる事をまだ白狀せ

ぬかと思はれ、「其方親子狙島河原にて男女を殺したる事あらん。今讀聞すものあり」と昌次郎が白狀の口書へ爪印いたせしを讀聞せらるゝに、「其夜暗闇に紛れ親子にて男女兩人を切殺し、卽座に奸計を巡らし、傳吉を罪に落さんと相談をなし、右二人の首を切つて川へ流し、昌次郎夫婦の著類を著せ直して、昌次郎は、中仙道は國者に逢はんかと甲州より八王寺街道を經て江戸へ出で、本鄕三丁目へ住居し中、別に罪を犯し召捕られて白狀に及びたり。其方此上にも爭はゞ拷問に掛け申すべし」と有りければ、玆に至つて憑司は一言もなく、只色蒼然めてぞ居たりける。越前守殿大音に、「憑司、早共申分ありや」と申さるゝに、兩人とも恐れ入りたる有樣に、越前守殿然こそと思はれ、又憑司に向はれ、「是憑司、其方先年一人の娘千代と申すを失ひしよし、今生の思出に、其方が巡る因果は積惡のなす處を言聞さん。其娘は元神田小柳町の惡漢松五郎と申す者に勾引され、夫に居る新吉原揚屋町善右衞門と申す者を賴み三浦屋へ賣込み、名を空蟬と言ふ遊女になり。傳吉も朋輩にて五ヶ年一所に勤め、其後是なる井戸源次郎と申す者の妻となりしが、其方が如き惡人をも實親と思へばこそ朝夕慕ひ、夫に歎きしかば、只守袋の中に上臺千代と書付けあるを便にて、越後へ態々尋ね往きしを、其方が爲に狙島河原で殺されたり。汝が子を汝が手に殺す因果應報は是非もなし。其女こそ汝が娘、源次郎が爲には妻なる

故、源次郎其首を見付け泣々北村へ葬り來りしと申す。又喜兵衛、勘右衛門死骸改めの節、腕に源次郎命と彫付けありしとの申聞けに付、然すれば慥なる證據なり。憑司汝が聟は是なる源次郎、又源次郎が妻の敵は現在の舅なり。何と憑司如何にや」と云れければ、流石の憑司も「ヤ、夫は」と云つたばかりに惘れ果て、一言もなく居たりしが、「今は何をか包み申すべき實は傳吉に村役を奪はれしと存じ、何卒傳吉を亡者となし、我また後役にならんと惡心增長せし所、役人へ遣す賄賂の金子に困り、倅夫婦を江戸へ奉公稼に出し、其給金にて地方役人を拵へ先役に立歸らんと存じ、倅夫婦を村中へ知らせず日暮れて出立させし所に、狙島河原迄到り火打道具を失念致したるを心付き、昌次郎は取りに立戻る時、私は又宅にて心付き子供等が後を追駈け、昌次郎と途中にて行違に成り、梅一人河原に待居たる所、雲助風俗の者女を勾引し來り打叩くを、傍にて梅は驚き迯出す所を、又其者梅をも捕へんとて爭ふ折へ私駈付け、夫と見るより切付けしに、手が廻り過つて彼の女を切殺し、又倅は雲助を打果せしかば、如何なさんと相談致し、傳吉を罪に落さんと兩人の首を切つて川へ流し、著類を著せ替へ、其上傳吉が庭の飛石に血の跡を附置きしに、我が手に掛けしは現在娘千代にてありしか、彼が事は明暮心に懸り、所々を尋ねしと雖も更に行方知れず。然るを彼は親を慕ひ、夫へ願ひ態々尋ね來りしを、不便の

事をしてけり」と、强情我慢を言張りし憑司夫婦も、恩愛に心の鬼の角折れて、是まで巧みし惡事の段々殘らず白狀なしたりけり。依て越前守殿は外々の者共へも右の趣を申渡され、別けて善右衞門には、惡者松五郎驅落中未だ行方分らざる旨につき、猶尋ね申すべき旨嚴重に申付けられしかば、憑司は因果の道理にせめられ、たゞ恐れ入つてぞ居たりける。斯くの如く追々調相濟みしに付、一同口書爪印申付けられ、其日は夫々下げられける。重ねて享保十一年二月三日一同呼出しに相成り、例の如く役人衆列席大岡殿出座にて、夫々科の次第申渡されけり。

榊原遠江守領分
越後國頸城郡寶田村
百姓　憑司

其方儀村長役をも勤めながら、傳吉留守中同人叔母早と密通に及び、早を我が方へ引取り妻と致し、其後村長役を召放され、傳吉へ後役申付けられしを妬み思ひ、加上狙島河原に於て現在娘千代事空蟬を切害なし、其罪を傳吉へ負せん事を榊原遠江守郡奉行伊藤伴右衞門外下役兩人の者共と相謀り、傳吉が無實の汚名を申立て彼を亡ひし後、己後役に再勤せ

んと巧みし條不屆至極に付、死罪の上越後國狙島河原に於て獄門申付ける。

同人妻

や

は

其方儀平常身持宜しからず、數度夫を持ち不貞の行ありしのみならず、森田屋銀五郎方の大恩を忘れ、病人を捨置き驅落致し、其上我が甥傳吉より七十五兩の大金を遣したる信義を忘れ、憑司と密通致し傳吉を計り殺さんと致し候條々不屆至極に付、八丈島へ流罪申付ける。

憑司倅

昌次郎事

庄兵衛

其方儀傳吉先妻梅と奸通に及びしのみならず、傳吉預け置き候金子を騙り取り、加之狙島河原に於て名前知れざる馬丁を切害し、自分と妻の著類を著替置き、其罪を傳吉へ負せん事を親倶々相謀り候條、重々不屆至極に付、死罪の上狙島河原に於て獄門申付ける。

昌次郎事

庄兵衛妻梅事

とよ

其方儀夫傳吉の留守中昌次郎と奸通致し、剩へ傳吉歸國の節密夫昌次郎に大金を騙取らせ、旁以て不埒に付、三宅島へ遠島申付ける。

榊原遠江守家來
伊藤作右衛門

其方儀重き役儀を勤めながら、賄賂を取り邪の捌をなし、不吟味の上傳吉を無體に拷問に懸け、無實の罪に陷し役儀を失ふ條不屆に付、繩付の儘主人遠江守へ下さる、家法に行ひ候樣留主居へ申渡す。

榊原遠江守家來
川崎金右衛門

其方儀奉行の申付とは言ひながら、賄賂を取り役儀を失ひ、無體に權威を弄し、良民を無實の罪に陷入れし條不屆に付、繩付の儘主人へ下さる、家法に行ひ候樣留主居へ申渡す。

榊原遠江守家來

小野寺源兵衛

右同文言。

新吉原奉公人口入宿
善右衛門

其方儀松五郎尋ねの處、未だ行方相知れざる趣、空蟬事千代存命にも是あらば、入牢の上屹度被仰付べき之處、當人空蟬相果候上は罪一等を減じられ、江戸構申付くる。

細川越中守家來
井戸源次郎

其方儀不正の儀もこれなく構ひなし。

新吉原京町一丁目
三浦屋
四郎左衛門

右同文言。

榊原遠江守領分

越後國頸城郡
寶田村名主
傳　吉

其方儀不正の儀無之而已ならず、我が家の衰微を再興せん事を年來心掛け、貯へたる金子を惜む事なく叔母早へ分與へたるは仁なり義なり。憑司、昌次郎と交を絕ち身を退いたるは智なり。又梅を離緣して昌次郎へ遣し見返らざるは信なり。罪なくして牢屋に繫がれ、薄命と覺悟して怨言なきは禮なり。薄命を歎じて死を定めしは勇なり。五常の道に叶ふ事斯くの如く、是に依て其德行を賞して、傳吉は領主より相當の恩賞あるべき旨、別段榊原遠江守へ仰付けらるゝ間、此旨留主居へ相心得よと申渡す。

傳吉妻
せ　ん

其方儀貞實信義の烈女、民間には稀なる者なり。汝が貞心天も感ずる所にして、斯く夫が無實の罪明白になる事感賞に勝へたりとて、厚く御褒詞有之。

信濃國水内郡

其方儀專が親と成り、傳吉が無實の罪を助けんと財を惜まず眞實の心より專を助け、萬事に心添致し遣し候段、奇特に思召さるゝ旨、御襃詞有レ之。

野尻宿　與惣次

榊原遠江守領分
越後國頸城郡
寶田村組頭惣代　喜兵衛
同百姓惣代　勘右衛門

其方共是迄傳吉の證人に相立ち、御吟味の節申す口諂ひなく、正直に申上げ候段賞め置く。

斯くの如く賞罰夫々仰付けられ、其日の廳は果てにける。是より傳吉夫婦は青天白日の身となりしのみか、領主より帶刀を許され、代々村長役たるべき旨申付けられしかば、歡び物に譬へん方なく、三浦屋の主人竝に井戸源次郎を始め、其事に立障りし人々に厚く禮を述べ、與惣

次村役人同道なし、目出度越後寶田村の故鄕へ立歸りしかば、同村の人々は、死せし者の蘇生せし思をなし、餠を携へ或は蕎麥を打ち拵して歡びに來りけるにぞ、傳吉夫婦も此度無實の罪は消え、故鄕へ歸りし祝なりとて、村中の者を厚く饗應したり。又郡奉行伊藤伴右衞門は討首、川崎金右衞門、小野寺源兵衞の兩人は帶刀取上げ領內構の旨夫々領主より申付けられけり。斯くて翌年一週忌に當る頃、傳吉は憑司、昌次郎、空蟬、伊藤伴右衞門と、彼馬士等は惡人たりとも刀下の鬼となりしを深く憐み、此人々の爲に僧を多く招き、同村の寺にて大法會を執行ひ、村中へは施行を出し、夫より後傳吉は倍々其身を愼み村人を憐みければ、一村擧つて其德を稱し、領主よりも屢賞詞を蒙りける。又野尻宿の與惣次の實家は、緣類の者を夫婦養子となし、其身は傳吉方へ引取られ一生を安樂に過し、お專も其後子供數多設けければ、傳吉が取計ひにて實家森田屋の家名を相續なさしめ銀五郎と名乘り、今に繁昌なしけるとぞ。お早親子は年立ちて上の大赦に逢ひ島より歸りしが、傳吉是をも憐み厚く世話なせしに、惡人のお早親子も傳吉が德に感じ、先非後悔なすこと少からず、終に尼と成り、是も一生同村にて人々の菩提を弔ひ終りしとかや。爰に不思議なるは、先年罪科に所せられたる上臺昌次郎が未だ梅と姦通せざる以前、村中に深く契りし娘有りし所、遂に妊娠なしたる儘親元へも掛合ひ、出生の子は男女

に係らず昌次郎方へ引取る約束なりしが、娘は程なく男子を産みたるも、産後敢果なく成りけるにぞ、其親は娘の遺物と產れし幼兒を昌次郎方へ遣さず養育なしたるが、此者商賣の都合により江戶へ出で、其後絕えて音信もなさゞりしに、さすが故鄉のなつかしくや有りけん、計らず此度越後寶田村へ立戻り住居なせしに依り、此事を傳吉は聞及び、幸ひ上臺の家斷絕を歎く折柄故、右男子に傳吉より憑司が田地の外に若干の地を遣し、上臺の家を相續なさしめける。實に傳吉が行は孝道と信義との德にて、無實の罪に陷入りたる九死を遁れ、一生を榮ゆる事、天の惠とは云へ、一つには大岡越前守殿の明智英斷に因るものなりと、專ら當時人々噂なせしとぞ。

村井長庵之記　上卷

○岩井村百姓作藏勘當の事
並　作藏江戸小川町にて奉公の事

積善の家には餘慶あり、積惡の家には餘殃ありと。宜なる哉。此篇に載する所の村井長庵の如き、表は仁術を業とし内は佞邪奸惡を慾にして、己が榮利を盡さんと欲す。然れども天網爭で此惡漢を遁さん。其咎を蒙るに及んでは、僞つて遁るゝ道なく、飾つて覆ふべきの理なし。然ば大岡越前守殿の裁許に預りし者、其善惡邪正判たざるなし、實に賢奉行とや謂つべし。抑大岡越前守忠相殿と申すは、初名を忠右衞門と云はれ、勢州山田奉行御在勤の折柄、紀州公御領の百姓と公私に關はる容易ならざる公事訴訟の起りける時、越前守殿には家祿をも擲つて理非曲直を正し給ひしを以て、終に享保二年酉八月三日、有難くも八代將軍吉宗公の御見出に預り、江戸南の町奉行に任ぜられ、夫より二十ヶ年來の勤役中裁許の美談數ふるに遑非ず。中にも天一坊の惡逆を見顯はされ、朝野の耳目を驚かしぬ。爰に於て御加增を賜り諸侯の列に加り給

ひ、今以て御家連綿たり。斯る賢吏の政事を執らるゝ其餘德に浴し、萬民口を齊うして太平を唱ふるも、是全く此人を見出し給ふ名君の上に在す故なり。然れば上に善言を悦べば下悉皆く其意に隨ひ、擧つて善言を演ぶるに至る。上に甘言を用ふれば、下又是に隨つて佞言を吐くと、上一人の爲し給ふ所下また是に傚ひ、萬民の煩となるなり。天下四海に覆ふ所の明君の御功績、仰ぎ尊むべきかな。偖大岡越前守忠相殿勤役中御調に相成りし奸惡の者の多き中に、憎みても猶餘ある大惡人にて、如何なる嚴刑に所するも飽きたらざるの賊徒といふは、實に〳〵畦倉重四郎、三河屋喜三、村井長庵の三人なりと、平常に申されしとかや。抑〳〵村井長庵といふは、麴町三丁目に町醫と成つて世を送り、舍弟十兵衞を芝札の辻にて殺害し、同人の娘を賣りし身の代金五十兩を奪取り、其妻を三次と云へる同氣相求むる惡漢に委ね、淺草の中田圃にて殺害させ、其上伊勢屋五兵衞の養子千太郎に小夜衣を、他に身請する人ありと僞りて五十兩の金を騙取り、種々の惡計を働きし其根元を尋ぬるに、國は三州藤川の近在岩井村の百姓に作十と云ふ者あり、夫婦の中に子供兩人有りて、兄を作藏、舍弟を十兵衞と云ひしが、兄作藏は性質善からぬ者にて、村方にても種々樣々の惡事を働きし故、親の作十も持餘し、終に勘當に及びしが、弟十兵衞は兄と違ひ正路の者にて、隣村迄も評判の善きにつき、是を家督とし、近村より

お安といふ嫁を貰ひ、親子夫婦の間もよく、最睦じく稼ぎけり。斯くて兄作藏は勘當の身と成りしを後悔をもせず、江戸へ出で、少しの知己を便りて奉公の口を尋ぬる内、幸小川町にて此頃評判の御殿醫武田長生院方に人の入用ありと聞き、口入の者に賴みて此處に住込みける。此長生院と申すは、老年と云ひ殊に名醫の聞えあれば大流行にて、毎日々々公私の使引も切らず、藥取の者其外門前に市をなし、節句前每に藥禮の目錄、其他の進物など雨の降る如くなれば、作藏は是を見て、世の中に能き物は醫者なり、何程の療治は出來ずとも、流行出せば斯くの如し、我も故鄕は勘當され、此江戸へ來りて所々方々を彷徨ふばかりにて、未だ何の仕出したる事もなく、此ぞと云ふ身過の思付もなき機なれば、此上は何卒して我も醫師となり、長棒の駕籠にて往來なし、一身の出世を計らんものと思ひ込みけるは、殊勝なれども一心に醫學を學び、其術を以て立身出世を望むに有らねば、元より切磋琢磨の功を積み、修行せんなどとは更に思はず、大切の人命を預る醫業なるに、只金銀を貪る事のみを思ひ、假令藥違にて人を殺したりとて、匙さへ持てば解死人には取られず、斯る家業は又となし、只醫者らしく見せ懸けるのと、詞遣さへ腹に這入れば、別に修行が入るものぞと、藥種の名など些づつ覺え、醫者にならんと思ひ込み、奸才邪智の曲者にて、後年己が罪惡の顯れし時申陳じて人に塗付け、天下未曾有

の名奉行をも欺き課せんとする程の大膽不敵なれば、間もなく見樣見眞似にて、風藥の葛根湯位は易々と調合する樣になりける程に、武田長生院も下男には珍しき奴なれど、扨心の寛せぬ勤め振と、流石に老醫、常々親戚の者へ語られしとぞ。作藏は僅三年越の奉公中に醫の道を少しく覺え、殊に遊ぶ隙のなければ、給金其他病家へ代脈の供などに行きし時貰ひたる金の少しく溜りたるより、武田に暇を貰ひ、直に天窓を剃りて坊主となり、麴町三丁目の裏店を借りて世帶をもち、醫師渡世を初めしに、運の一度向ひし所にや、元來藪醫者と云ふ程も醫術は知らぬ作藏が、苗字を村井と唱へ、自ら名を長庵と改めて、朝から晩まで當は無けれど忙し振に歩行廻りければ、相應に病家も出來たるにぞ、長庵今は己名醫にでも成りし心にて、辯舌奸計を以て富家より金を引出し、終に表店へ出でて可なりに暮し、一度は流行爲しけれども、元より己に覺えなき業なれば、終には此處の內儀が藥違にて殺されたの、彼所の息子が見立違にて苦しみ死をしたの、又渠は無學文盲の何も知らぬ山師醫者の元締なりなどと、湯屋の二階、髮結床などにて長庵の惡評を聞くも夏蠅きばかりなれば、果は命の入らぬ者か又は死にたく思ふ人は、長庵の藥を飮め、命が大事と思はゞ村井が門も通るなと、雜談にも云觸しける程に、追々によき病人迄も皆轉藥をなし、誰一人脈を取する者も無くなりしにぞ、長庵今は朝暮の煙も立兼ねる

より、所々方々手の届く丈借盡し、返す事をせざれば、酒屋、米屋、薪屋を始め何商賣をする者も、長庵の宅の前は忍んで通る樣になりければ、引かけ上手の長庵も百方術盡き爲す事なく、困り果ててぞ居たりける。爰に又長庵が故鄕岩井村にては、親の作十も病死し、弟十兵衞の代となりけるが、或時近邊より出火して、家屋をはじめ家財雜具迄殘り少に燒失ひ、其のみならず引續きて水旱の難に罹り、難儀に難儀の重りて、年々殖る年貢の未進に、當年こそは是非ともに未進の皆納なすべしと、村役人より促され、素より篤實一遍の者なれば、十兵衞夫婦は膝摺寄せ、「如何なる前世の宿業にや、追々續く災難にて斯く迄困窮の身となりしぞ。斯る事の無からん爲、鋤鍬の勞を厭はず、朝はしらむを待つて起き、霧に簑著て山稼、人は戻れど、黄昏過月の無き夜は星影を見ねば戻らぬ樣に稼ぎ、畑一枚荒さずに骨身碎いて働きても、火災の難に水旱の難儀が始終付いて廻り、追々嵩む年貢の未進、今年は何でも納むべしと、村役人衆より度々の催促、其處で色々工面もしたが、外に仕方の有らざれば、所詮我家には居られぬなり、此上は我四五年の間何國へなりとも身を潛め、奉公なりともして稼ぎなば、又兎も角も成るべしと思ひ定めし事なれば、和女は跡に殘り居て、二人の娘を賴むぞよ。斯く云はゞ邪見と思はんが、我さへ居ねば、年貢の未進も何とか村役人衆が仕法を付け、宜樣にして呉れられん」

と、男泣に泣きながら、氣の毒さうに言ひけるにぞ、女房のお安は恨めしげに夫十兵衛の顔を見つゝ、餘りの事に涙も飜さず、唯俯向いて居たりける。玆に十兵衛夫婦が間に二人の娘あり、姉をお文といひ妹をお富と云へるが、姉妹共に心操優しく、何處となく品よき生質なれば、如何なる貴人の娘といふとも恥しからず、斯る在所には珍しき者にて、殊に兩人とも親思ひの孝行者なれば、今父十兵衛が年貢の金に差詰り身を隱さんと云へるを聞き、共に涙に暮居たりしが、軈てお文は父母の前に來り兩手を突き、「只今お兩親樣の御咄を承り候に、父樣は何方へか御身を隱され給ふ由、然樣にては跡々の仕樣も御座なく、母樣御一人にてお困り成さるゝは申す迄もなく、元は妾姉妹二人を斯樣に御育下され候よりお物入多く、夫故御難儀にも相成りし事なれば、數ならねども私を浮川竹とやらへお沈め下され、聊にてもお金に換らるゝ物ならば、此身は何樣の艱難を致し候も更々厭ひ申さねば、何卒此身を遊女に御賣りなされ、其お金にて御年貢の納方をなさるべし」と、最忠實に申しけるにぞ、父母は其切なる心に感じ、眼を屢叩き、「然程迄我身を捨てても親を救はんとは、我が子ながらも見上げたり。忝なし」とお文の背中を摩りながら、「其志は嬉しけれど、如何に年貢の金に差閊へたりとて、其方達を浮川竹に沈めんとは思ひも寄らず」と、十兵衛は妻お安の泣居るを勵し、「餘苦心をすると能き工夫

の付かぬものなり」と、自在鍵より鑵子を外し素湯を呑み、良あつて十兵衛は膝立直し、「兎も角も我さへ居ずば、親や子に然まで難儀は懸るまじ。思ひ定めし事なれば、何樣あつても己は居られぬ。留守を其方達守つて呉れ」といふ袖袂へ取縋り、此身を賣つてと掻口說く、親子の恩愛孝と慈と、暫時は果も無かりけり。漸々にして妻お安は落つる泪を押拭ひ、「夫程迄に親を思ひ、傾城遊女と成るとても、今の難儀を救はんとの其孝心が天に通じ、神や佛の冥助にて賣代なしたる曉には、如何なる貴人有福の人に愛され請出され、却つて結構の身ともなり、結句我手に育ちしより、末の幸福見る樣になるまじき者にも非ず。能く覺悟をしたりし」と、空頼に心を慰め、終に娘お文が孝心を立てる事に兩親とも得心なせば、お文は悅び一先安堵はしたものゝ、元より堅氣一遍の十兵衛なれば、子を賣る術など知らざる上に、都は知らず在方では、人の賣買は法度にて、誰に賴まん樣もなく當惑なして居たりしが、十兵衛礑と膝を打ち、「兄作藏は當時江戶麴町三丁目にて村井長庵と言ひて、立派なる醫者に成つて居るとの由故、出府して兄の長庵に委細を噺し賴まんものと、委しく手紙に認めて長庵方へ送りける。其文面に曰く、

以㆓手紙㆒申上候。貴兄樣彌御安全御醫業被㆑成、目出度存じ奉り候。然れば此方八年前、近邊よりの出火にて家財道具を燒失ひ、其上旱損昨年は水難にて、段々年貢未進に相成候

處、當年は是非皆納致候樣村役人衆よりの嚴敷沙汰に候得共、種々打續きの災難故當惑致し居候處、娘文事孝心により身を賣り、其金子にて年貢の不足を皆納いたし候樣申𫝊候間、甚だ以て不便の至りには候へ共外に致し方も無之、據なく文事賣申度存候。之に依て近日召連れ出府致し候間、何へなり共御世話被下度、此段御相談申上奉候。猶委細は拜顏之上申上可候。早々以上。

三州藤川在岩井村
十兵衞

八月二日

江戸麴町三丁目
村井長庵樣

是は長庵近來再び無賴の行になりし事を知らざればなり。扨又長庵は追々己が心がらにて困窮に及び、何がな能き仕事の有れかしと思ひ居ける所故、是を見るより先々金の蔓に取付いたりと竊に悅び、直に返事を認め遣しける。其文に曰く、

去二日出之書狀到來いたし、委細拜見致候。偖々其方にても段々不如意との趣、陰乍ら案事申候。右に付御申越の娘儀出府致されべく候。吉原町にも病家も有之候間、宜しき先を

見立て奉公に差遣し可ㇾ申、何れ出府の上御相談に及ぶべく候。委細は筆紙に盡し難く、早早以上。

八月九日　　　　　　　　村井長庵

三州藤川在岩井村

十兵衛殿

と有りける返事届きければ、十兵衛夫婦は歎の中にも、先々兄の世話にてお江戸の吉原町とやらへ行く上は、娘が難儀にも相成るまじと心に悦び、直に娘文に其由を語りて支度をさせ、同道して江戸表へ出でんと其身も支度に及びける。母は豫て覺悟とは言ひながら、頻に泪にかき昏れて、娘の文を近く招き、「今更いふ迄もなけれども、悪しき病を請けぬ樣に心を付けて奉公せよ。一日も早く能きお客に請出され、斯々云ふ所へ片付きしと云越して悦ばせよ。呉々も機嫌よく奉公し、傍輩達と仲能うして苛酷られぬ樣にせよ。はしたなき事をして田舍者と笑はれな」と、心の有りたけ掻口說き、また夫十兵衛に打向ひ、「隨分道中を用心して、濕氣に當り給はぬ樣、娘の事は呉々も能きやうに計ひ給へ」と懇切に言慰め、互に名殘を惜めども、斯くてあるべきにあらざれば、既に袂を別ちしが、跡には女房と妹の二人、夫と姊の後影を、我門口

へ立出て伸上り〳〵見送るを、此方も同じ思にて、十兵衛お文の兩人も、妻と妹を見返り見返り、稍影さへも見えざれど、後髮をや引かれけん、一足行けば二足も戻る心地の氣を勵し、三河の岩井を後になし、江戸をさしてぞ急ぎ行く。實に人間の一生は敢果なき事、草葉に置ける露よりも猶脆しとかや。如何に貧苦に責められても、親子諸共苦まば、又善き事も有るべきに、別れ〳〵に楢の葉や、子の手柏を引連れて、誘引へばさそふ秋風に、末は散行く我身ぞと、知らぬ旅路ぞ哀なる。

○十兵衛娘文を身賣の事並長庵惡計の事

然程に村井長庵は、兎に角に金儲の蔓に有付きたりと心に悅び、十兵衛の出府を一日千秋の思にて待つ程に、此方は十兵衛娘文を連れて岩井村を出立し、道中にても心を付け、足を痛めな草臥れなと、種々言慰めつゝ日を經て漸々江戸に著き、麴町三丁目なる長庵が宅に到りければ、長庵は大に悅び、「偖々能く出府には及ばれたり。久しく便もせざりし故、田舍の樣子も如何有りし事と思ひ出さぬ日とてはなく、豫々容子を尋ねたく思ひしかども、何を言ふにも人の命を預る渡世、寸暇の無ければ中々田舍へ尋ね行く事などは思ひも寄らず、心に懸る計にて、今迄

疎遠に打過したり。夫に付けても此間の手紙に細々と言越したるには、追々不時の災難や水難旱損の打續きて、思はぬ冗費の有りし故、親の讓の身上も都合惡しく成りし由、實に當時の世の中は、田舍も江戸も詰り勝、併し呉々返事に言遣したる通り、親は泣寄とさへ申せば、悪しき樣には計はぬ」と、最懇切に申しければ、十兵衞親子は大に歡び、「何分宜しくお頼み申す」と云へば、長庵は打點頭き、「今夜は我が家も同じ事なれば安心して休息せよ。併し草臥れて居るならん、洗足の湯を沸して遣す筈なれど、夫よりは近所ゆゑ湯に入つて來るがよい。お文も父と共に行くべし」と、辯舌利口を以て口車に乘せ、金の蔓と思ふ姪のお文は如何なる容貌かと、お文が仰向く顏を見て、其婀娟さにほく／＼悦び、在郷育の娘なれば、漸々宿場の飯盛か、吉原ならば小格子の、僅二十か三十の金を得るのが關の山と、陰踏をして置きたるが、少しばかり手を入れゝば日向臭い匂は拔けやう、此奴は運が向いて來たと、草鞋を解せて門へ立出で、「あれに見ゆるが洗湯なれば、親子で緩々と這入つて來な」と、親切めかして長庵が、深くも計る待遇振に、欺さるゝとは夢にも知らず、斯迄に長庵が心の優しくなりしのは嬉しき事と、十兵衞は娘お文にも安心させ、いそ／＼として出行きしが、暫くして湯より戻り、「珍しくは候ねど、遠路を持て來し國土産」と、心も厚き紙袋、蕎麥粉温飩粉取揃へ長庵の前へ差出せば、然

何は無くとも一獻汲まん」と、弟十兵衛を饗應しけり。十兵衛は長庵に向ひ、「御馳走中申し上げるも如何なれど、豫て手紙にて申上げたる次第につき娘文を同道せり。何卒御忙しくも御都合なされ、娘を能き所へ早々御世話下されと、泪を拭きつゝ咄しかくれば、長庵は態と目を拭ひ、涙に聲を曇らせて「貧の病は是非もなし。世の成行と斷念めよ。我とても貯金は有らざれども、融通さへ成る事なら用立てて遣度しと、手紙を見たる其時より懇意の者へ賴んで置いたが、何分にも急場の事故貸して呉人も一寸なく、殊に此程は何や斯や不時の物入續き勝にて、夫に豫ての心願にて、人の嫌がる貧家の病人療治は勿論施藥をなし、中には稼人が煩ひて喰ふや喰はずの極貧者には、持合の金を何程か與へ、慈善の道を好むのも、掛替の無き兩親に不孝をなせし罪滅と、自分の身には榮耀は止め、人に施す事のみ爲す故、受取る金も多けれども、夫故困る我身上、現在弟が外ならぬ年貢の金に差閊へ、手風も厭うて育てし娘を、苦界へ沈める此場の難儀を、助ける事も出來ぬとは、兄と言るゝ甲斐も無く、悔涙が零るゝ」と、手を拱けば、弟の十兵衛は、眞實ぞと思へばいとゞ氣の毒さに、「兄樣然までに御心配下されますな。御親切を忘れはせぬ。然乍ら娘も覺悟の上なれば、兎も角も何へなりとも好き方へ奉公させて

下され」と只管頼めば、長庵は、「然らば是非なし。明日にも吉原の病家へ見舞がてら往く程に、能き口を尋ね見ん。先今晩は休まれよ」と兩人を枕に付せけるが、翌日長庵は早々支度を爲し麹町を立出で、吉原さして急ぎけり。爰に吉原江戸町二丁目の丁子屋半藏と云へる遊女屋は、其頃での繁昌の家にて、貴賤の客人引も切らず。然れば此丁子屋方へ賣込まんと、傳手を求めて懸合に及びけるに、幸此丁子屋にても追々子供も年明の近寄りければ、何卒して能き子供を抱へんと思ふ折柄故、其娘を今日にも見たきとの事なれば、長庵は急ぎ宅へ歸り、弟十兵衛にもお文にも此由を云聞せ、直己が隣家の女房を頼み「賣物には花を飾れとやら、何分宜しく御頼申す」と、髮形から化粧迄其頃の風俗に作立て、損料著者を借請け衣裳附まで長庵が拔目なく差圖をなし、お文を連れて丁子屋へ出かけしが、先兩三日は目見えに差置く樣にとの事なれば、其まゝに差置きて長庵は歸りける。丁子屋にては、お文が容子誰有つて田舍娘と見る者なく、傍輩娼妓も恥づるばかりなるは、流石に長庵が骨折の顯れし所にて、在所に在りし其時とは、親の十兵衛さへも見違へる程なれば、主人半藏方にても十分氣に入り、お文へ、「何故に身を賣るや」と容子を尋ねけるに、「親十兵衛が云々にて年貢のお金に差閊へ、據なく身を賣る時宜なれば、何卒お抱へ下されたく、如何樣の憂い悲しい事なりとも、御主人大事御容樣を

大切に勤めます」と云ふ其言葉に田舍訛有りけれど、容貌のよさに主人もはづみ、少し高くは思へども終に年一杯、廿七年の夏四月までの證文にて、五十兩に買はんとの挨拶に、十兵衞は大に悦び、「五十兩の金有るならば年貢の未進は殘らず納め、所々の買懸り、其外の借錢まで殘らず一時に片を付け、其上にて稼ぎなば、娘を請出す時節も有りなん。然はなくとも其内娘が能き客ありて身請をさるゝ事もや有らん」と、お文にも言聞せ、直に證文を取極め、判人へ禮金三兩、當人の身附金五兩を引去り、四十二兩の金を請取りて長庵諸共麴町へこそ歸りけれ。偖十兵衞兄長庵に打向ひ、「段々の御世話にてお文も思ひの外能き所へ住込み、有難く存じます。就ては多分の御禮も致す筈なれども、何を申すも此始末なれば、是は誠に心ばかりの御挨拶、御受納下されと、金子三兩を紙に包みて差出しければ、長庵は押戻し、「否々夫は思ひも寄らぬ事なり。豫て我言ひたる通り、工面さへ出來る事なれば、何であの孝行な娘の身を浮川竹に沈むる周旋を我がしやう。他人がましき事をせな。聊有つても調法なは金なり。心が濟まずば其金にて、妹お富へ何なりと江戸土產など買うて行かれよ。然すれば我が受けたも同樣、必ず〳〵心配しやるな」と手にだも取らず押戻し、肉身分けたる舍弟十兵衞を飽迄欺く長庵が佞辯奸智極惡は、譬ふるに物なしと、後にぞ思ひ知られけり。十兵衞は兄長庵が巧のありとは少しも知

らず「然様ならば頂戴きます」と、己が出したる三兩を再び胴卷の金と一緒に仕舞込むを、長庵は横目でジロリと詠め空嘯けば、十兵衞は、「何れ歸村を致せし上、御禮の仕樣も有りぬべし」と親しき中にも禮義を知る、弟が心ぞしをらしき。

○札の辻人殺の事並品川歸り難儀の事

偖も弟十兵衞は長庵に向ひ「嘸かし在所にても妻や娘の私が歸るを待兼ねて居るならん。因て明朝は是非とも出立致し度し」と言ひけるに、長庵、「否々此通り雨も降つて居る事ゆゑ、明日は一日見合せて、明後日出立爲すべし」と止めけれ共、十兵衞は是を聞かず、「否々兄樣、降ればとて一日二日の旅ではなし。天氣の好き日を見て立ちても、道にて大雨に逢ふまじきものにも非ず」と、在所を案じる一筋に、十兵衞が一日も早く妻や子に安心させんと思詰め、頻に翌朝は出立せんとて、何と云ひても止らねば、「然らば翌日は出立して、在所の者に少も早く安心させるも能かるべし。然樣決心をした上は、嘸かし氣勞も有らう程に、今宵は早く休むがよい。己も今夜は早寢にせん」と云へば、十兵衞は、「然樣ならお先へ臥ります。御免成されし」と挨拶し、臥戸にこそは入りにけれ。跡に長庵工夫を凝し、彼の五十兩の金を取らんには、刺殺して

物にせんか、縊殺して呉れんかと、立つたり居たりして見ても、流石に自分の居宅にて荒仕事を働かば、後の始末が面倒ならん、寧そ翌朝は暗きに立たせん、然ぢや〳〵と打點頭き、獨笑みつゝ取出す傘は、日外同町に住居する藤崎道十郎が忘れて行きしを、幸なりと隱し置き、夜の更けるを待つ内に、愈々雨は小止なく、早耳元に響くのは市ケ谷八幡の丑時の鐘、時刻はよしと長庵はむつくと起きて弟の十兵衞を搖起し「是十兵衞、最早今のは寅刻の鐘、殊に此鐘は何時も少し遲き故、夜の明くるに間も有るまい。目を覺して支度せよ。鐵瓶の湯も溫んで有る」と聞いて十兵衞は起上り、顏も洗はず支度をなし、幸雨も小降になりぬ、翌日は天氣になりなんと、心急るゝ十兵衞は、死出の旅路と知らぬ身の、兄長庵に禮を述べ、用意の雨具甲掛脚絆、旅拵もそこ〳〵に、暇乞して門へ立出で、菅笠さへも阿彌陀に冠るは、後より追るゝ無常の吹降、桐油の裾へ提灯の灯を消すまじと、馴もせぬ江戸の夜道は野山より結句淋しく思はれて、進まぬ足を踏みしめ〳〵、黑白も分ぬ眞の闇、辿りながらも思ふ樣、貧しき中にも手風も當てず、是迄育てし娘お文を、浮川竹に身を沈め、憂い勤をさせるのは、親の本意と思はねど、身に替難き年貢の金子ゆゑ、子に救はるゝのも因果なり、娘の勤は如何ならん、嘸や故郷の事を思ひ出で、憂が積りて若や又、煩ひもせば何とせん、思へば貧しく生れ來て、何にも知らぬ

我子に迄、倦ぬ別をさするかやと、男涙に足元も、蹌々踉々に定め兼、子故に迷ふ暗の夜に、麹町をば後になし、歸ると聞きし虎の門も、歸らぬ旅に行く空の、西の久保より赤羽の、川は三途としら壁の、有馬長家も打過ぎて、六堂ならねど札の辻、脇目も振らず急ぎしが、此程高輪よりの出火にて、愛宕下通り新橋邊まで一圓に燒原となり、四邊曠々として物凄く、雨は次第に降募り、目先も知れぬ眞の闇、漸々にして歩みける。折しも響く鐘の音は、明六つならんと心嬉しく、算へて見れば然はなくて、芝切通の七ッなれば、偖は兄の長庵殿が我が出立を急ぎしゆゑ、少しも早くと思ふ念より、八ッを七ッと聞違へて、我を起しくれしならん、まだなか〳〵に夜は明けまじ、偖蠟燭の無くならば、困つたものと立止り、灯影に中を差覗き、しとしとまた歩行出す。折柄ばた〳〵駈來る足音に、夫と見る間も有らばこそ、聲をも懸けず拔打に、振向く笠の眞向より、頰の外を切下られ、あつと魂消る一聲と、共に落せし提灯の、發と燃立つ其明りに、見れば兄なる長庵が、坊主天窓へ頰冠、浴衣の尻を引からげ、顏を背けて其場に佇み、持つたる脇差取直し、再び斯うよと飛蒐るを、エヽと驚く十兵衛が、「ヤアお前は兄の長庵殿、何故あつて此私を、切殺すとは、サヽ扨は、娘を賣つた此金が、初手から欲さに深切を、表に飾つて我を欺き、八ッを七ッの鐘なりと、進めて出立させて置き、殺して取ろと

は何事ぞ。恨めしや長庵殿」、とひよろ〳〵立つを蹴轉し「愚圖々々云はずと默つて亡れ。此夜の暇を取せて遣らん」と、又切付ければ七轉八倒、空を摑んで十兵衛が、其儘息は絶えにけり。長庵刀の血を拭ひて鞘に納め、懐中の胴巻を取出し、四十二兩は福の神、弟の身には死神と、己が胴にしつかり括り、雨も止まぬに傘を、一思案して其場へ捨置き、是が後日の狂言だ、斯して置けば大丈夫と、彼藤崎道十郎が忘れ行きし傘を死骸の脇へ投捨てて、跡白波と我家なる、麹町へぞ急ぎける。爰に武州なる品川宿といふは、山を後にし海を前にして、遠く房總の山々を望み、南は羽田の岬海上に突出し、北は芝浦より淺草の堂塔迄遙に見渡し、凡そ妓樓の在地にして此絶景を占めしは、江戸四宿の内只此品川のみ。然れば遊客も隨つて多く、彼吉原にもをさ〳〵劣らず、殊更此地は海に臨みて、曉の他所よりも早ければ、客人は後朝をかこち、昨夜も四日市邊なる三人の若い者、此處の妓樓某に遊興りて夜を深し、寢ねるに間もなく、夜は白みたりと若い者に起され、今朝しもぶつ〳〵と呟きながら妓樓を立出で、道すがら昨夜の相方は斯々なりなどと雜談を云ひつゝ、一本の傘に三人が小雨を凌ぎながら、品川を後にして高輪より札の辻の方へ差掛りける處に、夜の引明なれば未だ往來は人影もなく、向ふを見るに三つ股の辻の此方に人の寢て居る樣子ゆゑ、何心なく通りけるに、這は其も如何に一人

の旅客が朱に染み、切倒されて居たりしかば、三人共に大に驚きながらも、一人は死人の向うを通り抜け、後をも見ずに逃行きしが、殘りし二人は顏見合せ、怖い者見たしの譬の如く、何樣な人やら能く見んと思へど何分恐しく、小一町手前に佇みしが、連の男は聲を懸け、「寧の事田町通りを歸らん」と言へば、一人の男申樣、「何にもせよ此由を自身番へ知らせて遣らば、早々人や出來らん、其時一緒に見ながら通らん。是は如何に」と言ひければ、「如何にも夫は面白し」と、二人は直に番屋に至り、大聲揚げて告げけるは、「御町内に人殺あり、早く往て見らるべし」と知らせに、自身番の宿直の人は大に驚き、定番の者を四方へ走らせて斯くと告げるに、町内の行事其外家主中名主書役に至る迄、忽ちに寄集ひしかば、知らせし兩人も一緒に行きて、死骸を怕々ながら後より覗き見て、「各方は御苦勞なり」と云ひつゝ兩人は通り過ぎんとする處を、町役人等押止めて、「御二人とも御知らせ下されたる上からは、御掛合は遁れぬなり。先々は候はず、全く通り掛りて見付けし故御知らせ申せし迄なり。其者が掛合とは甚だ迷惑」と云御檢使の御出まで御待ち候へ」と有りければ、兩人は大に打驚き、「何も私共が爲したる事にふをも更に聞入れず、「否々和主達が殺したりと云ふには非ず、御知らせ有りしは少しの災難、手續なれば止むを得ず。夫とも強て止るを否とならば、繩を打つても差止め置がねば町法が立た

ざるなり」と烈しき言葉に彌恐れ、「昨夜は昨夜女郎にふられ、今朝は今朝とて此災難、斯くまで運の惡くなるものか。夫に付けても吉の野郎は、昨夜も一人持囃され、今朝も先へ拔けて歸り、仕合者よ」と呟き〳〵自身番屋へ上込み、檢使の出張るを待つ中も、若や如何なるお調になりもやせんかと兩人共、安き心は無かりけり。

○札の辻檢使の事並町奉行所へ長庵呼出の事

然程に札の辻の自身番より、月番の町奉行中山出雲守殿へ右の次第を訴に及びければ、檢使の役人兩人、非番の町奉行より一人出張に相成り、立合の上死骸を篤と改められし處、歳の頃四十三四、百姓體の男にて、身の内に疵三ヶ處、頭上より頬へ掛けて切付けし疵一ヶ所、背より腹へ突通せし疵二ヶ所、其脇に傘一本捨てこれ有り、其傘に澤瀉に岩と云ふ字の印付け之あり、懷中には鼻紙入に藥包一ツ、外に手紙一通あり、其上書は、

江戸麹町三丁目
村　井　長　庵

三州藤川在岩井村
十兵衞殿　返事

右の通の上書にて、中の文言は、

去二日出の書狀到著、委細拜見致候、扨々其方にても段々不如意との趣、陰乍ら案じ申候。右に付御申越の娘儀出府致されべく候。吉原町にも病家も有レ之候間、宜しき處を見立て奉公に差遣し可申候。何れ出府の上御相談可レ申候。委細は筆紙に盡し難く、早々以上。

八月九日　　村井長庵

藤川在岩井村

十兵衛殿

右の文體なりければ、直に麹町三丁目町醫師村井長庵呼出の差紙を、札の辻の町役人へ渡されければ、非番の家主卽時に麹町の名主の玄關へ持參なし、順序を經て長庵の家主の手に渡すに、何事やらんと驚きつゝ家主は長庵方へ到りける。斯くあらんと豫て覺悟の長庵は、鉢卷して藥土瓶など取散し、大夜具を冠りて打臥居たり。家主は枕元に坐り、「扨長庵殿、芝札の辻の自身番より急の御差紙を以て、村井長庵を召連れ只今直に罷出でよとの事なり。見請ければ鉢卷などして如何成されしや。直に出行るゝや」と尋ねけるに、長庵は重た氣に枕を持げ、「偖々昨夜より大熱にて頭痛甚しく、夜通し苦みたり。誠に〱病氣の時の悲しさは、獨身者は藥一服煎

じて呉れる人もなく、實以て困り候。して其札の辻よりの御差紙とは何等の御用筋にや」と空嘯いて申しけるにぞ、家主は氣の毒さうに、「扨々病中と云ひ、とんだ難儀の事なり。又聞の咄なれば確とは分らねども、何か札の辻にて昨夜人殺が有りしとかいふこと、其の切られた者の懐中に貴殿の手紙が有りしよし、檢使の場へ御呼出に成るとの事」といへば、長庵は然も驚きし樣子にて、床の上に起上り、「其殺されし人は如何なる出立の人に候や」と聞くに、家主は、「然ればなり、四十三四の年頃にて百姓體の男の由」と咄せば、長庵は顔色變へ、「扨は弟十兵衛が金子を持つて早立せし故、萬一もの事でも有りしか」と、立つたり居たりする體は、實心とこそ見えにけれ。稍有つて申しけるは、「病中にて難儀には候へども、捨置かれねば直に押しても罷り出でん」と、支度を早々にして立出づれば、家主も、「夫は〳〵氣の毒千萬」と、心配しながら諸共に芝札の辻を指して急ぎ行くに、頓て檢使の前へ呼出され、長庵に一通尋ね有りて、彼十兵衛の死骸を見せられけるに、長庵は一目見るより死骸に取付き、「扨は十兵衛にて有りけるか。斯る事の有るべきと虫が知らせしものにや、頻に夜明けて出立致させ度、我が止めしをも聞入れず出立なしたる夫故に、斯る憂目を見る事ぞ。病氣でさへなきものならば此邊迄も見送り遣らんに、無念の事を仕てけり」と、前後不覺に泣沈み、正體更に有らざれば、其有樣を見る

人は、如何にも其身が仕なしたる事とは更に知らざりけり。此時檢使の役人は、「彌々其方が弟に相違無きや。如何なる譯にて大雨の折から深更に發足致せしや」と尋有りければ、長庵袖に淚を拭ひ「私弟十兵衞事は三州藤川在岩井村の百姓にて、豫々正直者に候へ共、不事の物入打續き、年貢の未進多分に出來、上納方に差支へ如何とも詮術なき儘、文と申す姉娘を吉原江戸町二丁目なる丁子屋半藏方へ身賣致し、其身代金を所持致し、今朝未明に私方を出立致し候を存じ居り候者の仕業かと、恐れながら存じられ候」と、身を震して申立てける。其時檢使は彼の場所に捨有りし傘を出され、「其方此傘に覺有りやと見せらるれば、長庵淚を拂ひて倩と打詠め、暫く有つて小膝を叩き、「是こそ私同町に住居致し居り候浪人藤崎道十郎と申す者の所持の傘に之有り、此傘にて思ひ當りし事あり、同人儀昨日も私方へ參り居り候。是は當今同人事病氣にて拙者より藥を遣し置き候事故、昨日も例の藥取に參りしなり。其節弟十兵衞朝未明より出立致し候とて、右の金子を取出し改めて懷中へ入れ候事ども羨し氣に見て歸り候間、若や彼道十郎が困窮に迫りて、如何の了簡をも出しは致す間敷候や」と、然も誠しやかに申立てければ、役人中も長庵が申立を實にもと思はれ、「其道十郎を取逃さぬ樣手當せよ」とて、手先竝に町役人へ內達にぞ及ばれける。

○道十郎牢死の事並長庵欺いてお富を賣る事

扨も檢使には掛合の者一同召連れて北の番所へ（幕府の頃は町奉行兩人にて南北と二ヶ所に役宅あり）歸りしかば、中山出雲守殿へ檢使の次第を言上げ、且夫々の口書を差出しけるに、出雲守殿も長庵が佞辯を是として、彌〻道十郎の仕業なりと疑ひ掛り、直に麴町へ召捕方を差向けられ、十兵衞の死骸は兄長庵へ御引渡に相成りければ、長庵は仕濟したりと內心に悅び、直に十兵衞の死骸を引取りける。爰に彼浪人藤崎道十郎といへるは、故有りて主家を退身爲し流浪の身と成りしが、二君に仕へるは武士の恥づる所なれ共、坐して喰へば山も空し、何れへか仕官に就んと思ひしに、不幸にも永の煩ひに夫も成らず、困苦に困苦を重ねしも、女房お光が忠實しく賃裁縫やら洗濯等なし、細くも朝夕の煙を立て、只夫の病氣全快なさしめ給へと神佛へ祈念を掛け、貧しき中にも幼少なる道之助の養育を樂み居たりしに、或日表裏の門口より、「上意上意」との聲聞ゆるにぞ、何事やらんと道十郎は枕を揚ぐる折こそあれ、召捕の役人どや〳〵と押込み、「御用なり、尋常に繩に掛れ」と息卷きて罵るにぞ、道十郎は驚きて居り直し、「拙者に於ては御召捕に相成るべき謂無し、其は人違にては候はずや」と言せも果てず役人共、「言譯有

らば白洲にて申すべし」と病惚けたる道十郎を高手小手に縛めて、妻子の泣くをも構はゞこそ、四方を厳しく取圍み、北の番所へ引行きしが、頓て中山出雲守殿の御白洲へ情なくも引出しけり。然れば出雲守殿一通調に掛られしに、道十郎は思ひも寄らぬ事なれば大に驚怖き、「何者が訴人せしや知らざれども、右樣の儀決して覺之無候」と申すに、出雲守殿、「然らば此傘は其方覺無きや」と尋ねければ、道十郎、「是は私所持の傘に御座候」と云ふに、出雲守殿、「然ば如何してか此傘が右人殺の場所に捨有りしなり。其方惡事を働き其場所に取落し置きたるに相違有るまじ。尋常に白狀せよ。殊に長庵が申立に、其方事前日長庵方へ藥取に參り合せ、十兵衞が娘を吉原町へ賣り、其金を持つて歸りし時の容子を認め、其方惡意を發せしものならんと云へり、然もあるべし。如何樣に申陳ずる共、既に證據と成るべき傘あれば申譯立難し」と申さるゝに道十郎は如何にも迷惑し、「這は驚き入つたる仰かな。長庵事何と申上げ候か存じ申さず候得ども、私事は先月中より永々の病氣にて臥居り、中々長庵方なへど參り候事之無く、勿論先月中一兩度も近所の事故藥取に參り候が、其時の事にて有りしか雨晴れ候故、不思傘を長庵の玄關先に失念致して歸り候により、其後兩三度も取りに遣し候得ども、之無き趣にて返し呉れざる故、其儘に致し置き候ひしが、其節の傘に相違御座無く候。然るに長庵右樣の儀を

申立つる事何分にも其意を得ざるまゝ、何卒長庵と對決の御調偏に願ひ奉り候」と申上げければ「然らば此傘は其方長庵方に忘れ置きしと申すか。長庵は其方が十兵衞の金子を持ちて歸る事を存じ居り、旁怪しき段申立つる。何れ長庵と突合せ、猶吟味を遂ぐべし。併ながら其方所持の傘其場所に捨在りし上は、其方こと疑無きに非ず、依て吟味中入牢申付けるなり」と、終に道十郎は入牢の身とこそ成りにけれ。翌日村井長庵呼出にて段々取調有りしに、長庵は「前に申上げし通り、傘を私宅へ忘れ置き候などとは道十郎が僞言、決して右樣の事之なく候。右は長庵に罪を塗付けべしとの工にて申上げ候事やと存じ奉り候」と、態と驚怖きたる容子に申立て、雙方の眞僞判然ざるより、道十郎と突合せ吟味に相成りし處、佞奸邪智の長庵が奸舌に云昏められ、道十郎も種々言開くと雖も申口相分らず、長庵は只町役人へ預にて下り、道十郎は病中の處猶又歸牢に相成り心氣勞れ、心程言葉の廻ざるより自然と對決も屆かず、吟味詰にも相成らずして居たりし中、寶永七年九月廿七日、憐むべし道十郎牢内にて死去に及びけるは、不運と云ふも餘りあり。妻お光は此由を聞きて狂氣の如く悲みしかども、又詮方も非ざれば、無念ながらも甲斐なき日をぞ送りける。又長庵は心の内の悅大方ならず、猶種々と辯舌を以て申立て、終に死人に口無しの譬の通り、彼札の辻の人殺は道十郎に事極り、死骸は取

捨に相成り、家財は妻子に下し置かれ、店請人なる赤坂の六右衛門方へ妻子の者は泣々引取られ、長庵は何の御咎もなく落著せしかば、爰に於て三州藤川在岩井村へも此由を長庵より知らせやりしに、十兵衛の妻お安、妹娘お富も地摺足摺して歎けども詮方なく、終に兩人ながら出府して長庵方へ引取られけり。其内に長庵は又一ッの悪計を考へ出し、妹娘のお富も幸十二相揃ひし容貌なれば、欺して是をも金にせんと、己が悪事仲間の早乘の三次と云ふ者を語合ひ、また近所の後家にて悪婆のお定と云ふ女をも手なづけ置き、頓て母のお安には、お富を能き屋館方へ御奉公に差上げるなりと云勸め、彼悪婆のお定を三次が出入の御屋敷の老女と僞し、御取替金などと僞りて僅の金子をお安に與へ、妹娘のお富を連出しけるが、お富には姉と共に奉公せよと種々に云慰め、欺し賺して終に吉原の江戸町一丁目なる丁子屋半蔵方へ身の代金三十兩にて賣代なし、右の金子の内を三次へ五兩お定へ一兩遣し、殘りの金廿四兩を悉皆己が榮燿に遣ひけり。お安は旨々と長庵に欺かられ、妹のお富迄も浮川竹の流の身と成りし事を毫知らざれども、其後更に二人の娘より一度の便も無ければ案じ煩ひ、或日長庵に向ひて申す樣、「何卒姉娘のお文にも一度逢して下されと頼みければ、流石の長庵も當惑爲し、挨拶に困じ果て、口から出放題の事を言ひて慰めける内、又々、「妹お富が參りたる御邸は何と申す所にや。お富

にも何卒逢して下されと、朝夕となく頻にお安に責めらるれば、長庵は愈困じ果て、「妹お富が行きし所は堅いお邸なれば、然輕々しくは逢難し。其内都合を見て逢さん」と一日遁れの挨拶も、煎じ詰つて長庵が匙加減にさへ廻り兼、姉のお文に逢せなば必ず、お富が居る事故出て來るは必定、外の内へ賣れば能かりしに、近來になき失策を致したりと後悔すれども詮方なく、今はお安も側を放れず、二人の娘に逢してくれと、髮もおどろに振亂し、狂氣の如き有樣に、長庵殆どあぐみ果て、捨置く時は此女から、古疵が發らんも知れぬなり、毒喰はゞ皿とやら、可愛さうだがお安めも殺して仕舞ふ外は無いが、如何なる手段で殺してくれん、内で殺さば始末が惡し、何でも娘兩人に逢して遣ると誘引出し、人里遠き所にて打放すより思案は無し。夫にしても自分でするは些小面倒の仕事なり、彼奴を頼んで片付けんと、獨思案の其折柄、入來る兩人は別人ならず、日頃入魂の後家のお定に、彼早乘の三次なれば、長庵忽地笑を含み、「何にも無いが一ツ飲う」と、戸棚より取出す世帶の貧乏德利、干上る財布のしま干物、獻しつ酬へつ三人が、遠慮もなしに呑掛けたり。お安は娘に逢度さを、引しらふ程苦勞が彌增し、今迄兒の長庵へ、娘二人に逢してと、逼りて居たる折柄なれば、此酒盛に立交りて居るも物憂く思ふものから、其場を外して二階へ上れば、折こそ宜しと長庵は、二人が耳に口を寄せ、「何か密々噂き

ければ、二人はハッと驚きしが、三次は暫し小首を傾け、茶碗の酒をぐつと呑干し「先生皆迄宣ふな、我々が身に係る事委細承知」と早乗が答に、長庵力を得て悪婆のお定と鼎に成り、其巧にぞ及びけり。

○三次おやすを欺く事並中田圃にてお安を殺す事

三人寄れど文珠さへ、授けぬ奸智の智慧袋、はたいた底の破れかぶれ、爲術盡きし荒仕事、娘に逢すと悦ばせて、誘引出すは斯々と、忽ち極る悪計に、獻しつ酬れつ飲みながら「とは云ふものの此幕は、餘り感心せぬ事なれば、姉御と己と鬮にせん」と、紙縷捻つて差出せば、お定は引いて莞爾笑ひ「矢張兄貴が當鬮」と云はれて、三次は天窓を掻き「然ば三次が引請けん」と、其夜は戻りて二三日過ぎ、眞面目に成つて尋ね來れば、長庵はお安を打招き「お富を奉公に世話を下されしは此お人なれば、お頼み申してお富に逢つて來るが能い」と聞いてお安は、今が今まで兎や角と案じ暮して居た事ゆゑ、忽ち笑を含みつゝ、三次の側へさし寄つて「今より何卒御一所に、お連れ成れて下され」と云へば、三次は默禮し「然程迄にも逢ひ度くば、今夜直にも同道せん」と、聞いてお安は飛立つ思「それは〳〵有難し、先樣でさへ夜分にても能い事な

らば、私は一刻も疾く逢度い」と、悦ぶ風情に長庵は、仕濟したりと心の目算、頓て三次に打向ひ、「御苦勞ながら世話序に、今晩逢せて下され」と云へば、三次は苦笑ひ、「如何にも承知」と挨拶するうち、殺さるゝとは夢にも知らず、お安は急ぎ帶引締め、「サア」と促す詞と共に、三次は態と親切らしく、お安を連れて立出でしは、既に時刻を計りし事故、黄昏近き折なれば、僅の内に日は暮切り、宵闇なれば辻番にて、三次は用意の提灯へ灯を點けて先へ立ち、「コレお安殿、何も案じる事は無い、お富さんも御屋敷へ行つてから、度々母樣へお案じ成さらぬ樣宜しく云うて下されと、お言傳も有りました。殊には先の御屋敷でも、御意に適つて益々全盛」と云はんとせしが口を押へ、「少し辛抱して居らるゝと、吃度出世も出來まする。其お邸と申すのは至つて風儀も能いとの事、傍輩衆も大勢有りて、御綺麗好の方々ゆゑ、毎日朝から化粧が奉公、御安心なる物なり」と、口から出次第喋舌立てるを、誠と思ふ田舍堅氣、お安は唯にこにこと打悦び、「お前樣には色々と御世話に相成り、娘も嘸や悦んでがな居りませう。又今晩は夜道をもお厭ひ無くて、態々と娘の勤先までも御連下さる御深切、御禮の申上樣も御座らぬ迄に有難う存じまする」と云ふを聞き、三次はかぶりを振りながら、「何の御禮に及びませうぞ。夫其處は水溜、此所には石が轉げ有る」と、飽迄お安に安心させ、何處へ連行き殺さんかと、

心の内に目算しつゝ、麴町をも疾く過ぎて、初夜の鐘をも算へつゝ、巧も深き御堀端、此處ぞと猶豫ふ一番町、たやすく人は殺せぬものと、田安御門も何時か過ぎ、心も暗き牛ヶ淵を、右に望みて星明り、九段坂をも下り來て、飯田町なる堀留より、過ぎるも早き小川町、水道橋を渡り越え、水戸樣前を左になし、壹岐殿坂を打上り、本鄕通りを横に見て、行けども先の目的なき、盲目長屋を辿り過ぎ、人の心に尖ぞある、枳殼寺や切通し、切らるゝ身とは知らずとも、頓て命は仲町と、三次は四邊見廻すに、忍ばずと云ふ名は有れど、池の端こそ屈竟の所と思へど、まだ夜も淺ければ、人の往來も絶えざる故、山下通打過ぎて、漸々思ひ金杉と、心の坂本通越し、大恩寺前へ曲込めば、此處は名に負ふ中田甫、右も左も畔道にて、人跡さへも途絶えたる、向ふは曲輪の裏二階、眼隱板の透間より、仄に見ゆる家毎の燈、お安は不審り三次に向ひ「爰は何と申す所にや、また那賑かのは何所なり」と、訪はれて三次は振返り「那がお江戸の吉原さ。お文さんは那内に居られるのだ。而お富さんの居るお屋敷も、たんとは離れて居らぬ故、二人に今夜は逢せて進げん」と、言はれてお安は草臥も、頓に忘れてにこ〳〵と、今殺さるゝ其人を、力と賴みて夜道をも、子故の闇に辿りつゝ、三次が後に引添ひて、歸らぬ旅路へ赴くを、蟲が知らすか畔傳ひ、つたはる因果の耳元近く、淺草寺の鐘の音も、無常を告ぐる後夜

の聲、かねて覺悟の早乘三次、長脇差を小脇に隱し、ぶら提灯をお安に渡し、「是から道も廣ければ、先へ立つて」と入替り、「最お屋敷もつひ其處だ」と、二足三足遣り過す。折柄聞ゆる曲輪の絲竹、彼芳兵衞の長吉殺、野中の井戸にあらねども、此所は名に負ふ田甫中、三次は裾を引からげ、「堪忍しろ」と後から、浴せ掛けたる氷の刃、肩先深く切込まれ、アツとたまぎる聲の下、「ヤア情けなや三次どの、何で妾を殺すぞや。妾に何の咎有つて、娘に逢すと連出し、此樣な淋しい所へ來て、欺殺は何故ぞ。アヽ恨めしや三次殿。四邊に人はなき事か、何卒助けて下され」と、切られし肩を兩手で押へ、迯げんとするを引捕へ、三次は其邊見廻しつ、「己は元より怨もなけりや、殺す心は無けれ共、頼れたのが互の不運、斯うなる上は觀念爲ろ」と、又も一太刀切倒され、立たんとしても最う立たれず、ばつたり其處へ打倒れ、流るゝ血汐を押へしまゝ、七轉八倒のた打廻るに、流石の三次も心弱り、「エヽ氣の毒な不便だが、殺さにや成らぬ事が有る。是と云ふのもお前の因果、長庵と云ふ惡者を、兄に持つたが不仕合、必ず私は恨まれな。無慈悲な事と思へども、頼まれてする荒手業、呉々私が爲るではなし、長庵殿の計ひなり」と、云ふにお安は聲震し、「扨は兄さん長庵殿が、お前を頼んで殺すのか。聞えぬぞへ長庵殿、私を殺す譯あらば、娘に逢した上なれば、十兵衞殿への土產も有るに、お前もお前頼ま

るゝ、事にも差別の有るものを、罪も恨も無き私を、殺す心の其方さんも、恨無いぞや恨めしや」と、勃然と立てば三次は驚き、「ヤア／＼姉御此私を、決して恨んでたもるまい。此場に臨んで右左と、言譯するも大人氣なし。永き苦みさせるのも、猶々不便が彌增せば」と、再び大刀振上げて、「いざ／＼覺悟」と切付くる、刃の下に鰭伏して、兩手を合せ幾度か、「助けてたべ」と歎くにぞ、三次も心後れてか、鬼の眼にさへ淚とやら、不便の者やと思ひしゆゑ、彼長庵が惡事の段々、苦痛なしるるお安に聞せ、「夫故お前を殺す仕儀、因果づくだと斷念めて、成佛しやれお安殿」と、又切付ければ手を合せ、「何でも私を殺すのか。二人の娘に逢ふ迄は、死とも無いぞや、死とも無いぞや」と、刃に縋るを引く機會に、兩手の指はばら／＼と、落ちて流るゝ血雫に、畔の千草の韓紅。折から見ゆる人影に、刃を逆手に取直し、胸の邊へ押當て、柄も徹れと刺貫き、止めの一刀引拔けば、爰に命は消果てぬ。實に世に不運の者も有るもの哉。夫十兵衞は兄長庵の爲に命を落し、娘兩人は苦界へ沈み、夫のみならで其身まで、此世の緣淺草なる、此中田甫の露と共に、消えて行く身の哀さは、譬ふるものぞなかりける。

○伊勢屋五兵衞吝嗇の事竝千太郎伊勢屋の養子となる事

斯くて早乘三次はお安の死骸を田甫の溝へ投込み、其儘にして道を急ぎ、麹町へ歸り來て、長庵の門をほと〳〵叩けば、待設けたる長庵は、忽ち立つて戸を引明け、上首尾成りと聞いて悅び、酒の用意もして有ると、廣蓋代の夜食膳へ、何やら肴を陳べたて「大に骨が折れたで有らう。最早是にてお互に心に掛る雲も無し」と、飮戯るゝ有樣は、大膽不敵の振舞なり。人盛なる時は天に勝つの道理にて、暫時の內は長庵も安泰に世を送りけるが、彼十兵衞の娘お富、お文は、揃ひも揃ひし容貌にて、殊に姉のお文は小町西施も恥らふばかりの嬋妍もの、加之田舍育に似氣もなく、絲竹の道は更なり、讀書も拙からず、最優しき性質なれば、傍輩女郎も勞りて、何から何まで深切を盡して只れける故、僅の間に曲輪の風も何時か見慣ひ、樓主の悅び大方ならず、依て丁子屋の板頭名前丁山とこそ名附けたれ。抑突出の初より通ひ廓の遊客は云ふも更なり、仲の町の茶屋々々迄も譽めものとせし位なれば、日ならずして其頃屈指の全盛と成りし事、全く孝行の德にして、神佛も其赤心を守護給ふ物成らんか。又妹お富も長庵に欺かれて、此丁子屋へ賣られ來しかば、姉妹手と手を取換し「如何なれば姉妹二人斯る苦界に沈みしぞ。

父樣には私の身の代金の爲に人手に掛り果給ひ、母樣には麴町にお在すとの事成れど、などて逢ひには來給はぬぞ。手紙を上げても片便、若や生別にも成らんかと、夫のみ心に懸れり」と、袖に涙の玉霰、案じ暮すぞ道理なる。偖妹のお富は名を小夜衣と改めしが、是も突出の其月より評判最も宜かりければ、日夜の客絕間なく、全盛一方ならざりけり。玆に神田三河町に質兩替渡世をする伊勢屋五兵衞とて有德なる者の養子に、千太郞と云ふ若者あり、實家は富澤町の古著渡世甲州屋吉兵衞と云ふ者なりしが、此千太郞或時仲間の參會崩より、大一座にて晝遊に此丁子屋へ登樓り、お富の小夜衣を偶娼にせしが病付にて、二度が三度と深くなり、互に思ひ思はれて、割なき中とはなりにけり。偖此伊勢屋五兵衞と云ふは例なき吝嗇者にて、不斷の口癖にも、「我程仕合者は有るまじ。世の中に子を持つ程の損はなし、夫故我は子をも持たず、世繼には人が骨を折つて養育した子を貰へば、持參金も何程か附くなり。縱令放蕩を仕たればとて、無くした金は持參金より引去り離緣さへすれば、跡腹を病まずに濟むぞかし。我も追々取る年にて、近頃大に弱りし故、養子を一人貰ひ度し。望と云ふは他ならず、何事も拔目なく、實家の立派なる持參金の澤山有る養子なり」などと云ひ、又奉公人が風邪でも引いて寢ると、「人と入物は有り次第なり。米が入らないで能い」などと戲談にも云ふ程の吝嗇なれば、養子の周

旋をする人も無けれど、誰しも欲の世の中なれば、身上の太きに愛でて言込む者も又多かり。然共持參金の不足より、毎も相談整はず。爰に出入の者の内に古著渡世の者有りしが、彼が周旋にて「富澤町に甲州屋吉兵衛と云ふ古著渡世の者の次男に、千太郎と呼びて當年二十歳に成り、器量と云ひ算筆と云ひ、殊に古著渡世なれば、質屋にも因有りて申分無き若者なれは、御當家の御養子にせられては如何にや」と相談有りけるに、五兵衛は彼持參金の無きより縁談を斷りければ、當家に幼年の頃より奉公して番頭と迄出世をなし、忠義無類、世間にて伊勢屋の白鼠と云囃し、誰知らぬ者も無き評判の久八は、日頃より主人の吝嗇なるを心に悲み居けるが、「御儉約なさるゝは結構の事なれ共、御相續の御養子は御家を御嗣せなさる大事の御方なり。其大切なる御養子に持參金を御望有るは、大きな御了簡違と申すものなり」と、思ひ切つて忠義一途の心より、主人五兵衛を種々樣々と申諫め、「當家御相續の御養子に候へば、持參金の儀は御止りありて、只御人をこそ御選みあるが然るべし」と、道理を盡して諫言に及びければ、流石強慾の五兵衛も初めて道理と思ひ、終に持參金の念を斷ちたる樣子なれば、久八は此圖を外さず話しなば、必ず縁談整はんと、彼富澤町なる甲州屋吉兵衛の次男千太郎の身持を篤と探りしに、何所で問うても能き若者なりと賛めざる者の無かりしかば、其趣を取敢へず五兵衛に

話しけるに、忽ち縁談整ひたれば、久八の悦喜一方ならず。然共物入を厭ひ、聟入の祝言も表向はせず、客分に貰請けたるが、素より吝嗇の五兵衛なれば、養父子の情合至つて薄く、髪も丁稚小僧同樣に一ヶ月六十四文にて留置き、湯も錢湯へは容易に出さず、内へ一日隔に立てる程なれば、一事が萬事、とても辛抱が出來兼ねる故、千太郎は如何はせんと思案の體を久八は疾に察し、何事も深切を盡し、內々にて小遣錢迄も與へ、陰になり日向になり心配して吳れけるゆゑ、久八が忠々しき心に愛でて、千太郎も奉公に來し心にて辛抱をして居たりけり。然るに正德三年癸巳の三月四日、例年の事とて、兩替並に質古著渡世の仲間の參會有り、皆々兩國の萬八樓へ集りけるが、伊勢屋五兵衛も仲間內とて、月行事より其趣の回狀のありし折節、五兵衛は店に手の拔けられぬ帳合有りとて、倅千太郎を喚び、「我等が名代に萬八へ行き、仲間の者にも知己になるべし」と云ふに、千太郎は、「畏り候」と頓て支度に掛りしに、持參の衣類は商人には立派過ぎると養父の差圖に、毎もの松坂縞の布子に御納戸木綿の羽織、何所から見ても大家の養子とは受取兼ねる樣子なり。其時養父五兵衛の千太郎に云ひける樣、「今日の馳走は總て割合勘定なれば、遠慮には及ばぬなり。殘して歸るは損故、是へ包んで持歸れ」と、古びたる油紙と重筥を風呂敷に包んで渡し、「今日は別段の事なれば、金の入る事の有るも知れねば、

用意に持參せよ」と澁々金壹分を千太郎に渡し、「參會が濟み次第、人には構はず先へ歸つて來れよ」と、宛然丁稚小僧を藪入に出すが如き仕成にて、名代に遣しけるに、彼仲間の中の若者は、萬八の崩より向島の花見と云ひなし、其實花街の櫻の景氣を見んと思ひ立ち、伊勢五の養子をも連行かんと誘引ひければ、千太郎は漸々兩手をつき「據なき用事も有れば、勝手が間敷は候得共、今日は御免有れ」と云ひけれど、大勢は酒機嫌にて聞入れず、殊に五兵衛の吝嗇を平生憎みける故、態と千太郎を歸さず、「是非お附合なされよ」と、無理に引留め、「まだ日も高ければ、夕刻迄には寛々としても歸らるゝなり。決して御迷惑は掛けませぬ」と、厭がる千太郎の手引き袖引き、萬八の棧橋に繫合ひたる家根船へ漸々にして乘込せたり。是ぞ千太郎と久八が大難の基とこそは成りにけれ。

○千太郎吉原へ赴く事竝小夜衣千太郎へ戀情の事

然れば彼伊勢屋千太郎は養子の身なれば、仲間一同へ程能く申譯を爲し、迯歸らんとなせども、養父五兵衛が平生仲間交際を更になさず、類無き吝嗇者なれば、養子千太郎を連行きて伊勢五の親爺に氣を揉せ呉れんと、一同にて仕組みし事ゆゑ、千太郎の云ふ事を少しも聞入れず、「御

養父が若分らぬ吐言を言はれなば、仲間一同にて引受け、貴殿に御迷惑は懸けまじ。一年に唯一度の參會故、夫を外し給ふとは卑怯なり」と、手引き袖引き萬八樓の棧橋より家根船に乘込せしが、折節上汐といひ南風なれば、忽ち吾妻橋をも打越え、眞乳沈んで梢乘込むと、彼端唄に謠れたる山谷堀より一同船を上り、十間の白扇子に麗かなる春の日を翳し、片身替の夕時雨に濡れにし昔の相傘を思ひ出せし者も有るべし。土手八町も打越して、五十間より大門口に來て見れば、折しも仲の町の櫻今を盛りと咲亂れ、晝と雖も花明まばゆき迄の別世界、兩側の引手茶屋は、水道尻まで花染の暖簾提灯軒を揃へて掛列ね、萬客の出入袖を摺合ひ、茶屋々々の二階には絲竹の調鼓太皷の音絶る事なく、幇間の對羽織に色增す君の全盛を顯し、其繁榮目を驚かし、浮生は夢の如く、白駒の隙あるを忘る。實に蓬萊の仙境も、斯る賑ひはよも非じと云ふべき景況なれば、萬八樓よりそれたる一同は、大門内山口巴と云ふ引手茶屋へ躍込めば、「是は皆々樣御揃で能うこそ御出在れしぞ。先々二階へ入つしやい」と、家内の者共喋々しき世辭の中にも深切らしく、其所よ此所よと妓樓を算へ、丁子屋ならば娼妓も澤山有る故宜らんと、山口巴の案内にて、江戸町二丁目丁子屋方へ一同どや〳〵押上り、千太郎には、頃日出たばかりなる小夜衣が丁度似合の相方と見立てられしが互の緣、如何につき合なればとて、まだ日も

暮れぬきぬ〴〵に心殘せど、一座の手前其日は噺と陽氣に騷ぎ、手輕く遊んで立出でつゝ、別れ別れに歸りけり。扨も小夜衣は今日圖らずも千太郎の相方に出でしより、何となく其人の慕はるゝまゝ、如何にもして彼客人を今一度なりとも呼度く思ひ、其夜は外の客へも染々勤めざる程なれば、其心の此方にも通じけん、千太郎も小夜衣の事を憎からず思ひ、其移り香の忘れ難しと雖も、養父の手前一日二日は耐へしが、何分物事手に付かず、實家へ參ると僞りて我家を立出で、小夜衣が許へ到りしに、夫と見るより小夜衣は飛で出で、直樣我部屋へ伴ひ、何くれとなく勤を離れし待遇に、互の心を打明けつゝ、變るまいぞや變らじと、末の約束までなせしかば、千太郎は養家を大事と思ふ心も何時しか忘れて、小夜衣の顏を見ぬ夜は千秋の懷にて、種々樣々と事にかこつけ、晝夜の別も無く通ひける。實に若き者の溺れ易きは此道にして、如何なる才子も忽ち身を亡し家產を破る。殊に世間見ずの千太郎と、又相手は遊女とは云へ、まだ生娘も同樣なる小夜衣の事なれば、後先の考も無く千太郎を招き、田舍に在りては見る事もならぬ斯る御人と連理の契を結ぶ嬉しさは、身を捨ててこそ有るなれと、思ふも敢果なき少女氣なり。彼の一生の苦樂は他人に寄り、一雙の玉に千人枕し、一點の脣萬客に嘗らるゝと云ふ愁い勤の其中に、心の底を打明けて語るお方は唯一人と、小夜衣が誠を盡せば、千太郎は彌〴〵

ならば明鏡となつて君の俤をうつし、ならば輕羅と成つて君が細腰にまつはりたしなどと凝塊り、養父五兵衞が病氣にて見世へ出でぬを幸に、若い者等を欺しては日毎夜毎に通ひ詰め、邂逅宅に寢る夜には、外を賣商ふ物賣の聲も花街の夜商人、丁稚の寢言も禿と聞え、犬の遠吼、按摩針の聲迄も、都て廓の事を思ひ出す種にして、何も斯うして居られぬと、又飛出しては夜泊日泊、家には尻の居らねば、終に病中ながら養父五兵衞の耳に入り、直に離緣と憤るを、番頭久八は大に驚怖き、主人五兵衞へ段々と詫言に及び、千太郎には厚く異見を加へ、彼方此方と執成しければ、五兵衞も漸々怒を治め、此後を屹度愼むならばと、一先勘辨にぞ及びける。仍て久八より猶又千太郎に堅く異見をなし、「呉々も愼み給へ」とて、蔭に成り日向になり忠義を盡しければ、千太郎も太だ後悔に及び、暫く吉原通を止りしと雖も、小夜衣の事を思切りしに非ず、只々便をせざるのみにて、我此家の相續をなさば、是非とも渠を早々身請なし、手活の花と詠めんものをと、心に誓ひて表面は辛抱したりし故、久八は悅び勇み、猶々心を用ひ大切にぞ勤めける。

○村井長庵度々無心の事並長庵金五十兩騙取る事

時に彼町醫師村井長庵は既に十兵衛を殺害し、奪取つたる五十兩、又妹お富をも賣代爲して掠取つたる金迄も悉皆遣ひ捨て、今は早一文無しの素の形相と成りければ、又候奸智を巡し、段段聞けば丁山小夜衣の兩人共に追々全盛に成りて、朝夕に通ひ來る客も絶間なく、吉原にても今は一二と呼るゝとの噂を聞き、此兩人の許に立越えて小遣取つて吳れんものと、或日丁山小夜衣の許に到り、殺して仕舞つた母のお安が病氣にて寢て居る故と、白々しくも入用の次第を咄し、如何にも差迫りたる體に見せければ、兩人とも流石は伯父の事故、兩親とも此叔父に殺害されしとは夢にも知らず、殊に母が病氣と聞き姉妹二人にて心一杯出來る程合力に及びければ、强慾非道の長庵は能き事に思ひ、毎日々々の樣に無心に行きける程に、果は丁山、小夜衣も持餘して斷りを云ひければ、折に觸れては無理なる難題をも云掛けなどして、殆んど困入りしとかや。又或時長庵來りて、毎時の通り種々無心を申しければども、丁山も餘度々の事なれば、然々は工面も出來ず、「併母樣が御病氣ならば、主人へ願ひ兩人で引取り何の樣にも、看病致さん。何ぞ然して給はれ」と言れて長庵駑愕せしが、「お安も追々快方なれば、近き内に連れて

來て兩人に逢して遣りませう。金が出來ずば夫でよし」とはいひしかど、又小夜衣に向ひ、「少しにても」と言ひければ、小夜衣も同じ返事をなしけるに、「いやさ其方は仕合者、能き客が有ると云ふ噂は疾より知つて居る。尾張屋の客は何した、此頃は御出がないか。而半四郎近江から御出の人は」と、口から出任せに引手茶屋の名前を竝べ立てる内に、「アノ山口巴から來る若旦那かへ」と小夜衣は空然長庵の口に乘せられ、「然ばなり、其三河町の若旦那は、頓と鼬の道を切つたとやら云ふ樣に、少共御出の有らぬのは何した事かと思ふ故、御茶屋へ度々文を出し、待てども一度の返事もなし、何處に何うして居なさるやら。とても逢れぬ者ならば、寧そ死んだが勝しならめ」と打しをれしが、顏ふり上げ、「伯父樣何ぞ三河町とやらへ往つて樣子を尋ねて下され」と賴めば、長庵小首を傾け、「直にも樣子を探つて見樣が、必ず短氣な事などしまい。先の返事は翌日する程に、少しなりとも小遣を」と云れて、小夜衣は千太郎が樣子を聞き度き思ひより、金子少々渡しければ、長庵は夫より直に三河町をさして立歸り、頓て近所の湯屋の二階へ上りて、夫となく樣子を聞糺し、夫より近邊の割烹店へ上り竊に千太郎を呼出し、初めて面會に及び、段々の挨拶も終りければ、彼小夜衣よりの言傳を落もなく物語を僞すにぞ、千太郎は小夜衣の伯父と云ふに心寛み、「私儀不圖した事より貴殿の姪小夜衣に馴染を重ね、夫婦

の語ひ迄約せし上は、貴殿とても一方ならぬ御人なり」と詞の端に、長庵が曲輪の樣子具に噺し、「又此程は絶えて遠ざかられし故、小夜衣は明暮思ひ煩ひて歎息ち恨みし事などを、口から出任せ永々と物語り、「何卒御宅の御首尾を御繕ひ有つて、能き程に御尋ね遣されなば、私迄も忝し」と云ひつゝ、小夜衣より預りたる文を差出しけるにぞ、千太郎は取る手も遅しと押披き、一下り讀んでは笑を含み、二下り讀んではにこ〳〵と、彷彿嬉し氣なる面持の樣子を篤と見留めて、長庵は心に點頭きつゝ、頓て返書を請取り、千太郎よりも小遣とて金百疋を貰ひ請け、其儘我家へ戻り、翌日返書は小夜衣へ屆けしが、此儀に就て何か一仕事有りさうなものと、心の内に又もや奸智を運して、急度一つ謀略を思ひ付き、一兩日過ぎて又々彼三河町に到り千太郎に面會し、「扨若旦那、折入つて御相談が御座ります故、態々用を差繰りて參りしは、外の事にても御座りませぬ。彼花街の小夜衣が事、木場の客人よりだら〳〵急に身請の相談、然る處小夜衣には如何にもして若旦那の御側へ參り度く、夫のみを樂に苦界を勤め居たるに、思はぬ人に思はれて、藪から棒の身請の相談。其所で彼めも途方に暮れ、此相談を止めにして、若旦那の方へ遣つて呉れと泣付かれ、愚老も不便と存ずれば、何かなして遣り度くは思へども、何を云ふにも金銀づく、外へ根引をさるゝ時は、とても生きては居られぬと小夜衣が一圖の

心、夫や是やを心配の餘、まだ御部屋住の若旦那へ御咄し申すも如何とは存じたなれども、急場の事にて途方に暮れ參りました。何にか御工風は御座りますまいか」と、誠しやかに述ぶるにぞ、世間知らずの千太郎、聞くより大に仰天し、心の內は狂氣の如く、溜息つきつゝ居たりしが、「如何なしたら能からんと」言ふ尾に付て長庵は、「然ればにて候。外々よりの身請と有れば、二百兩や三百兩の金にては中々むづかしく候へ共、親の病氣と申遣し、僞りて身請に及ぶ時は、僅元の賣金五十兩にて相談になり申しなん。何卒若旦那の御工風にて、其五十兩の金さへ御座らば、拙者が萬端取計ひ、身請をなして某が宅へ密りさし置きなば、何時貴君が御出でも、名代床の不都合なく、御泊なさるも御勝手次第、幾日居續し給ひても、誰に遠慮も內證も入らず、然なる時は小夜衣が命の親とも存じます。何卒五十兩の御工夫を」と聞いて、千太郎は夢中になり、小夜衣を何時かは女房に持たんと思ひ居たる處なれば、外の客に身請されん事いかにも口惜しく思ひける故、長庵に打向ひ、「成程云はるゝ通り、五十兩の金子は私が工夫爲ましやう」と云ひは言ふもの、五十兩の大金如何して拵へん、何して調達せんものと、兎角當惑しながらも、また小夜衣を請出し、長庵方に差置いて折々通ひ樂まば、此上もなき安心なりと、思ふも若氣の無分別、迷ふ心の置所、露の命と氣も付かず、不圖惡心や發しけん、竊に店

の有金の内を幾干か摑み出し、身請の金にせんものと、急度思案を定めつゝ、再度長庵に打向ひ、「云るゝ通り相違なくば、如何にもして五十兩調達せん。宜して御賴み申します」と聞きて、長庵大に悅び「聊相違は仕らず。然らば何頃請取りに參るべきや」と申すにぞ、千太郎は、「明後日來り給ひね」と、約束固めて別れを告げ、其日は我家へ立戻り、覺悟の如く用意なし、頓て約束の日になりしかば、長庵の來るを待ちて彼五十兩を渡しけるに、長庵は是を懷中して、「彌々明後日迄には小夜衣を身請なし、愚老が宅へ連歸れば、四五日内に御出有れ」とて、金子を預りしと云ふ一札迄渡し置き、其儘別れて歸りける。心の内に長庵は、仕濟したりと大に悅び、彼五拾兩の其金は、己が榮耀酒肴、遊女狂に遣ひける。然るに伊勢屋千太郎は斯る事とは夢にも知らず、心の中に、今日は小夜衣が麴町へ來たか、翌は來るかと指屈算へ、日の暮るゝのを樂に、漸〳〵と四五日を送りしが、密に支度を調へて見世を拔出し、麴町三丁目へ到り、其所か此所かと尋ぬるうちに、門札に村井と表名の有りければ心嬉しく、爰ぞ長庵の宅にて、小夜衣は嘸待詫びつらんと、玄關形の履脫へ立入りて案内を乞ふに、內にては大聲あげ、「どうれ」と云ひて立出づる長庵を、見るよりはやく千太郎、「是は〳〵伯父樣、此間は御出下され、段々の御世話忝し。偖御約束の通り今日參上致せし」と言ふに、長庵最不審げに小首を傾け、「是

は是は何方より御越にや、何處の御方樣にて候ひしか。御病人なるや、又御見舞に上りますのでござるか」と、思ひも寄らぬ挨拶に、千太郎は長庵が戯にやと思ひけれども、猶も丁寧に、「よもやお見忘はなさるまじ。私は伊勢屋五兵衛の養子千太郎にて候なり。段々と小夜衣が事に付ては、お骨折何とも有難く存じ奉る。夫に付今日は參上致し候。小夜衣も參居り候や、御逢せ下されたし」と云ひければ、長庵彌驚きたる面色にて、「不思議の仰を承り候ものかな、小夜衣とは何の事にて候や、夫は全く門違にて有るべし。然樣の事は夢にも覺え候はず、何か御心得違なるべし。拙者は町醫村井長庵と申す者にて候」と聞くより、然すれば戯にてもなきかと千太郎は大に驚き、「先日私近邊の料理茶屋の二階にて御目に懸り、眼前に貴殿へお渡し申したる五拾兩の金子を以て、貴殿の姪小夜衣を身請して御當家へ置くとのお約束故、金子をば御渡し申せしに、何故然樣の事を仰せられ候や」と申すに、長庵大に怒り、「這は怪からぬ事を云ふ人かな、失禮ながら貴殿は未だ御若年で有りながら、御見請申せば餘程の逆上、今の間に御療治なければ、行末御案じ申すなり」と、取ても付かぬ挨拶に、千太郎は身を震し、「アノ白々しい」と言ふ時、長庵は顏色かへ、「五十兩とは何事ぞや、拙者は更に覺えなき大金を、拙者に渡したなどとは途方も無き事を云はるゝ人哉、恐しや。又五十兩と有れば容易成らざる大

金なり。夫には何ぞ證據にても有りさうなもの」と言へば、其時千太郎、「如何にも御自分が認められし請取證文、是見られよ」と云ひつゝ一札を懐中より取出し、長庵が前へ摺寄り、開きて見れば這は如何に、文字は消えて跡形もたゞ情なき白紙なり。是は長庵が惡計にて、跡の證據に成らざる樣、最初より工んで置いたる大惡無道、恐しかりける事共なり。

評に曰く、證文の文字の消失せしは、長庵が計略により烏賊の墨にて認めし故ならんか、古今に其例有りとかや。

○村井長庵千太郎を打擲の事並千太郎覺悟を極むる事

古語に曰く、君子は欺くべし罔ふべからずとは宜なる哉。都て奸佞の者に欺かるゝは、己が心の正直より欺かさるゝ者なり。實に其人にして爲すのみ、其欺く者は論ず可らず。其才不才に依るにあらざるか。爰に伊勢屋五兵衛の養子千太郎は、父の病中を幸に店の有金の内五十兩養父の眼を掠め、彼小夜衣を根引爲し、圍ひ置いて自儘に我が家内にもせん者と思ひ居たる心より、村井長庵の惡計に罹り、夫のみならず金と引替に長庵より請取り置いたる證文を開いて見れば、不思議にも文字は消えて唯の白紙ゆゑ、這は如何せし事なるかと、千太郎は暫時惘れ果

て、茫然として居たりしが、我と我心を勵し、「餘りと云へば長庵殿、眼前此程料理屋の二階にて、貴殿の賴に任せ手渡し爲したる五十兩を、覺え無いとは何故ぞ。請取證書が白紙に成つて居るのも不審の一つ」と云へば、長庵は大に笑ひ、「戲氣と云ふも程こそあれ、覺え違も事による。證據の書附有るなどと、其白紙が何に成る。然して見れば御若いが、正氣では御座るまい。診察なして藥を進ぜん。外々の儀と事變り、金子の事故驚怖いたり。あたら膽を潰す所」と、空嘯いて莨をくゆらし、白々しくも千太郎を、世間知らずの息子と見掠め、「先寬々と氣を落付け、思ひ定めて歸らるべし。ヤヨ氣の毒なる病氣ぞ」と、長庵更に取合はねば、千太郎は其儘に戻るにも戻られず、進退爰ぞと覺悟を極め、猶長庵に打向ひ、「是は怪からぬ御言葉哉。假令證文は白紙に變りし共、最初小夜衣が使に參られ、我を喚出し、三四度迄御自分樣と引合うたる家も有り。殊に御自分の云るゝには、小夜衣は我が姪なれば、行末共に懇に私に賴むと、小夜衣が文を持參なされしならずや。夫等の事柄よもや忘れも仕給ふまじ。夫より後も參られて、姪の小夜衣が木場の客へ俄に請出さるゝ事になり、夫に付親許身請にすれば、元金五十兩にて苦界を出らるゝ故、其五十兩の金子を何とかして才覺なし吳れよ、其金さへ有れば木場の客を出拔いて小夜衣を身請なし、貴宅へ置くとのお話故、貴殿の言るゝ其意に任せ、五十兩の

金とても勿々に出來兼ねたれど、延引して居る時は外へ身請になるとの事故、道ならぬ事とは知りながら養父の金を引出し、命がけにて其金を約束通り貴殿に渡し、今日は寛々小夜衣に逢うて行かんと來りしに、仁術家業の身を以て、現在姪の小夜衣をも知らぬ抔とは何故なりや。然すれば我を店者と最初よりして見侮り、那の小夜衣を餌となし、我を欺き五十兩の金をば衒り取る工」と云ふを打聞き、長庵は兩眼を瀾とむき出し、目眦逆立ち形相を改め、「這は聞憎き今の一言、此長庵を衒などとは何事ぞや。我等は仁術を基とする醫業なり。最初よりして欺いて五十兩の金を衒り取つたとは不埒の一言。今一言吐いて見よ、其分には置くまじ」と、煙管追取り身構なし、威猛高に罵るにぞ、彌々驚怖く千太郎、悔涙にかき暮れて、最是迄と大音あげ、「長庵殿そりや聞えぬぞへ。今更に然樣にばかり言はるゝからは、矢張衒に相違なし」と、半分云はせず長庵は、「汝若年者故に、何事も勘辨して言はして置けば付上り、跡形も無き惡口雜言。最此上は聞捨成らぬ、眼に物見せて呉れんず」と、千太郎が襟髮をぐさと摑んで疊へ引居ゑ、打つやら踏むやら擲くやら、煙管を取つて續け樣に腕に任せて打ちける程に、髮は散々おどろに亂れ、面體にも聊か疵を請けぬれば、千太郎は最早百年目と思ひきり、「口惜しや、汝其金を衒り取りしに相違無し、言譯なさに此打擲、衒め〳〵奸賊め」と、大音聲に罵れば、長庵

益々怒を發し、「其金の五十兩とは何所から出したる金なるぞ。夫程までに兎や角と云ふ事ならば、其方が養父の宅へ引摺行きて、金の出所糺して呉れん。汝屹度穿鑿に及びし上にて、黑白の分ちを付けん」と一刀を腰に佩み、「此青二歳いざ行きやれ」と罵りつゝ、泣臥し居たる千太郎を引立て〳〵行かんとすれば、此方は胸に釘打つ思ひ、眼前養父の預金をば偸み出したる五十兩、宅へ行かれて彼是と其事露顯に及びなば、第一養父は豫ての氣性、如何なる騷に成るやら知れずと思へば、是も我身の難儀と屹度思案を胸に定め、「先待ちたまへ長庵殿、最早委細は分つたり、然れば外には言分なし。勘辨なして下され」と千太郎は悔しくも兩手を突いて詫びければ、長庵呵々と冷笑ひ、「夫見られよ、最初より某が言ふ通り、其方が衒をば、却つて我等に塗付けんと、當途も無き事云散し、若年ながらも不屆至極、重ねて口を愼み給へ。若き時より氣を付けて、惡き了簡出さるゝな。親々達に氣を揉せ、不孝の上の大不孝」と、異見らしくも言散し、「サア何處へなり勝手に行け」と、表の方へ突出し、泣倒れたる千太郎を、尻目に掛けて打笑ひ、「まだ行かぬか」と大音に叱付けられ、口惜ながら詮方なく、すご〳〵我家へ立戻りぬ。跡に長庵箒を採り、玄關の敷臺掃出しながら、「如何に相手が二歳でも、餘日のない故、とぼけるにも餘程骨が折れたはえ。併し五十兩の仕業だから、アノ位なる狂言はせにやなるまい」

と、長庵は獨微笑みつゝ居たりけり。

○久八忠義異見の事竝久八千太郎が難を救ふ事

偖千太郎は何所を何か我家へ歸り、悔涙にかき暮れながら、二階の小座敷へ竊と這入り、心中に思ふ樣、如何にしても口惜しきは長庵なり、眼前渡した其金を、知らぬと言ふさへ恐しきに、己が惡事を覆はん爲、此我をよく那の樣に踏んだり蹴たり、思へば〳〵殘念至極。是と云ふのも我身の誤、不孝の天罰報い來て、我と苦む自業自得。然は然りながら此儘に、知らぬ面には過されず、今にも店の勘定せば、眼前知れる五十兩、償ひ方は實家へ赴き、何とか兄に咄しなば、何うにかならんと思へども、彼小夜衣の事につき、欺して取られた金などとは、何の顏さげて人に言はれん。然すれば其時死ぬるより、外に方便も無き身なれば、遲かれ早かれ死ぬ此身、とても死ぬなら今日只今、長庵方へ押懸行き、命を渠に取らるゝ共、時宜に寄らば長庵に、恨の一刀浴せ掛け、我も其場で潔く、自殺を爲して怨を晴さん。オヽ、然うぢや〳〵、と覺悟を極め、豫て其身が嗜みの脇差密取出して、四邊を見廻し拔放し、元末倩々打詠め、「是ぞ此身の消えて行く、露の白刃と成りけるか。義理有る養父や忠々しき、那の久八を始として、富

澤町の實父にも兄にも、先立つ不孝の罪、お許し成れて下されよ、是皆前世の定業と、斷念められて逆樣ながら、只一遍の御囘向を、願ふと云ふも忍泣、殊に他人に有りながら、當家へ養子に來た日より、厚く深切盡して吳れし、支配人なる久八へ、鳥渡なりとも書置せんと、有りあふ硯引寄せて、涙ながらに摺流す、墨さへ薄き緣ぞと、筆の命毛短くも、漸〻認め終りつゝ、封じる粘より法の道、心ならずも締直す、帶も博多の一本獨鈷、眞言ならねど祕密に爲し、細腕なれども我一心、長庵如き何の其、岩をも徹す桑の弓、張裂く胸を押鎭め、打果さでや置くべきかと、裾短に支度を爲し、既に一刀佩んで、出行けんとする其折柄、後の襖を押開き立出でたるは別人ならず、彼番頭の久八なれば、千太郎は大に驚き、書置手早く後へ隱し、素知らぬ振して居る側へ、久八は膝摺寄せ、「是申し若旦那、暫時御待下さるべし。如何にも御無念は御道理、然共爰は急く時ならず。曩より私失禮ながら、主人の御容子唯事ならずと心配なして、襖の彼方に殘らず始終を承り、何にも知らぬ私さへ、悔しく存ずる程なれば、嘸御無念にも思し召さんが、他所から出來た事ではなし、矢張お身から求めた事故、人をお恨み成さるゝな。此久八めが申す事、今一通り御聞下され。此間より度々に御異見申上げたる通り、願ふ事では御座りませんが、今にも萬一大旦那がお目出度く成られたなら、其時こそは此大枚の御身上、

悉皆若旦那の物となる。假令然樣に成らずとも、僅の事には眼を掛けず、惡い夢だと斷念めて御辛抱をなされなば、大旦那にも安心いたされ、家督を御讓り有られんと思ひ運らす事も有れば、何は扨置御家督を御讓り請の有る樣に、御辛抱こそ肝要なれ。然樣さへなれば何事も、御心任せに成る事」と、心身に掛けたる久八が、親兄弟も及ばぬ異見に、千太郎は只茫然として居たりしかば、久八は猶も詞を改めて、「若旦那只今は何を御認め成されしや」と四邊を見れば一通の書置有り、是書置は何事ぞと、封押切つて讀下し、「這は抑御狂氣なされしか、養家實家の親御達、其お歎きは如何ならん。夫を不孝とは思さずや」と、撓まぬ異見に千太郎も、今は思を止りて、「嗚呼誤てり〳〵。更に心を入替へて、義理有る親の御安心遊ばす樣に、是からは屹度辛抱する程に、其方も安心して呉れ」と天窓を下げて詫るにぞ、久八は其手を取り、「勿體無い、何事ぞや。失禮なるも顧みず御異見なせし御叱も無きのみならず、速に御志を御改め下らんとは有難く、夫にて安心仕りぬ」と悅び云へば、千太郎は猶手を拱きて居たりしが、とは云ふ物の五十兩、容易の金に有らぬ故、如何して穴を償はん。實家へ何とか方便云うて、時借なりとせんものか、外に手段は更に無しと、胸に思へど久八にも、夫のみは云出し兼て居たりしを、久八敏くも悟り得て、又改めて申すやう、「其長庵とかに衒られし五十兩の金子の穴、

其外是迄遣れし金の仕埋は、私が御引請申します。必ず〳〵御心配遊されな」と何事も忠義面に顯れたる久八が異見に、千太郎は伏拜み、「返すぐ〳〵も忝し、此恩必ず忘却はせじ」と、主從兩人寄舉り、暫し涙に沈みけり。

○番頭久八忠義いとまの事竝千太郎久八へ書面を渡す事

武家に在つては國家の柱石、商家で申さば白鼠なる番頭久八は、頃日千太郎の容子不審しと心意を付けて居たりし折から、顏色も常ならず息せきと立戻り、突然二階の小座敷へ這入りし容子、啻事故ならずと久八が、裏階子より忍び上り、襖の蔭に彳みて窺ひ居るとは夢にも知らず、千太郎は腕拱き、「長庵に欺かれて五十兩衒取られし殘念さよ」と、覺悟を極めし獨言を、委細に聞いて其場へ立出で、種々諫賺せし末、「畢竟北街の小夜衣とか云ふ娼妓も、長庵とは伯父姪とかの中なれば、一ツ穴の貉ならん、然すれば努々油斷は成らず、旁以て小夜衣が事は斷然思切り、再度廓へ行かれぬ樣此久八が願なり」と猶眞實に委曲との異見を聞きて、千太郎は漸〳〵心落居つゝ、久八の言ふ通り金子の工夫は又有るべし、何にもせよ今度の事にて小夜衣に愛想もこそも盡果てたり。他人に心ゆるすなとは能くも言ひたるもの哉と、後悔面に顯れければ、久八は

打悦び、「禍が却つて僥倖なり、斷念給へ」とて、長庵の方へは其後何の懸合もせざりし程に、長庵は五十兩の金を衒り德と、彌喜悦び居たりけり。然るに養父五兵衞は例の吝嗇者なれば、病中にも店の事のみ心配爲して居たりしが、此程追々快氣に隨ひ、店の惣勘定をなさんとの事に、久八千太郎は人知らぬ胸を痛めけるが、早くも年月推移りて正德四年となりければ、當春は是非店卸を爲さんとて、頓て諸帳面類を皆悉調べ、段々惣勘定を立てけるに、店の有金五十兩不足しければ、猶又勘定立直し、種々取調べしかども、同じく帳合立難く、如何に穿鑿なすと雖も、番頭久八が引負とは、流石吝嗇なる五兵衞も心付かず、只々不審に思ひ、外々の番頭小者に至る迄疑を懸け、平日百か二百の端錢さへ勘定合はざれば、狂氣の如くに騷立つる五兵衞なれば、五十兩の事故鬼神の如く憤り居たる所へ、番頭久八進み出でて、「私儀幼少の時よりの御恩澤を、只今となり仇にて報じ候は、何とも申譯なき事ながら、此程計らずも遊び過し、五十兩の不足金は、全く私儀引負仕りし故、何卒御慈悲の御沙汰偏に願ひ上げます」と、彼千太郎が欺かれし五十兩を既に我身に引請んとするを、暫時と引止め千太郎進寄、「否々久八にては御座らぬ」と言はんとするを推留め、尻目に懸けて夫と無く知らする忠義の赤心を水の泡にさせるも、本意なし、如何せんと千太郎がうろ〳〵爲すを、久八は我身の後へ引廻し、「私が引負に相違なく餘の

者の仕業では御座りませぬ」と、聞くより五兵衛大に怒り、「汝久八め、今迄伊勢五の白鼠忠義者よと世間でも評判請けし身ならずや。此五兵衛迄然様に思ひしは、大なる目違なり。扨も〳〵五十兩と言ふ大金を遣ひ捨てしとは何事ぞや。十兩からは大金なるぞ。夫を何ぞや遣込み、知らぬ顔して主人の眼を拔く大膽者め」と、有合ふ十露盤おつ取つて久八を散々に打擲爲すを、側に見て居る千太郎は、我骨節を打るゝ思、寧そ有體打明けてと、思ふ樣子を久八は頻に後へ引止め、五兵衛に向ひ、「何とも御詫の致し樣も御座なく、御打擲は扨置御討殺しなさるゝ共少しも御恨は申しません。御十分になされよ」と、兩手をつかへ頭をさげ、詫入る處を猶も又、めつた打に打敲き、頓て蹴飛し蹴返して、直に請人石町甚藏店の六右衛門を呼に遣りけるに、六右衛門は何事やらんと打驚怖き、直に其使と倶に來て見れば、豈圖らん久八が主人に折檻請ける有樣故、暫時惘れて言葉もなし。五兵衛は皺枯聲をふり立て、「如何に請人六右衛門、此久八の盗賊めが、五十兩と言ふ大金を汝が奢に遣捨て、引負なしたる上からは、直に當人久八を引取行き、五十兩の金子を償ひたる上、本金をも殘らず納めよ」と、言渡されて仰天なし、本金とは何事ぞ。如何に不埒が有らばとて、廿餘年の勤功にて、既に支配も任されたる此久八を、丁稚小僧か何ぞの樣に、打擲さるゝのみならずと思へど、久八を一先内へ連歸り、篤と容子を正した上、又詫言の仕

様も有らんと、言ひ度事をぢつと堪へ、六右衞門は主人五兵衞に打向ひ「扨段々の御立腹御詫の致方も之なく候。就ては五十兩の引負金、何分直には償ひ難く、暫時御猶豫下され度し、且又御給金の儀は半は頂戴仕り、半分は御預け申置き候故、日割御勘定の程御願ひ申上げ候。當人身分の儀は直樣引取り、一札をも差上げ申すべく、又當人久八に御用の節は、何時にても同道申すべく」と事を分けて申せども、聊か聞入る景色も無く、五兵衞は却つて憤り、「然樣な勝手は相成らず、直に勘定して行かれよ」と怒りけるを、猶種々と詫言なし、漸々にして追々に償ふ事を免されしかば、直樣引取の一札を指出し、久八を連歸りけるは、無慈悲なりける有樣なり。「久八は子供の時より、主人を大切と我身の苦患を厭はず勤め、一人として譽めざる者も無き者なるに、伊勢五の店を引負して請人方へ引渡されしは、何か譯の有る事ならん」と云ふも有れば、「久八は白鼠所か溷鼠で有つた」などと、後指をさす者も有りしとかや。六右衞門は久八を連歸りて、「百日の説法屁一ッとは汝が事なり、此六右衞門は人の世話も多く仕たが、斯る事を言はれし事なし。五十兩と云ふ大金を何に遣つた。こんな馬鹿とは知らずして、汝が事を人樣に辛抱人と譽めたのが、今となりては面目ない。二階へなりと往きくされ、面を見るのも忌々しい」と、口では言へど心では、何か容子の有る事やと、手を拱いて居たりけり。翌日伊勢屋の

養子千太郎は、我爲に久八が昨日の始末と夜の目も合はず、少しも早く六右衞門に逢うて實を明さんと、何う首尾せしか宅を出でて、本石町なる六右衞門の宅へ到り、久八に逢ひ度き由を云入れければ、夫と見るより六右衞門は飛んで出で「偖々若旦那、能くこそ御出なされしぞ」と千太郎を奥へ通し、久八に引合せければ、千太郎は男泣に泣きながら段々の禮を述べ、「何と云ふべき詞もなく、我身に代りて惡事を引請け、アノ一徹なる親父殿に、罪なき足下が打擲かれ、廿餘年の奉公を徒事にして暇を出され、夫を堪へし昨日の始末。嘸や嘸六右衞門殿には不審しく思はれけん、久八は私の爲には命の親とも言ふべき樣なき恩人なり、是非お前の身の立つ樣にする程に、暫しの内勘辨して、何ぞ耐へて下され」と、久八が前に歸伏せば、久八は涙を流し、「何事も是皆前世の因緣づくと斷念め居れば、必ず御心配は下さるまじ。併しながら時節來りて若旦那の御家督と成られなば、其時には此久八を御呼戻し下されたし、夫のみ願上げまする。夫に就ても呉々も御辛抱こそ肝要なれ」と、猶も撓まぬ忠義の久八、六右衞門は一伍一什を聞居たりしが、久八に向ひ、「其方が五十兩の大金を遊び過して遣捨てしとは合點行かねど、其方が打叩れても一言の言譯さへもせざりし故、如何なる天魔が魅りしかと、今が今迄思ひ居たるに、全く若旦那の引負を其身に引請けの事なるか、能くも斯くは計ひしぞ、其方ならでは出

來ぬ事」と、六右衛門は感心なし、千太郎に打向ひ、「初めて承りし今度の始末、如何樣家來と成り主人と成りし上からは、忠義の爲には些細の奉公、決して御心配に及びませぬ。假令何の樣なる難儀苦勞を致せばとて、御主人樣の御爲なら、少しも厭ひは致しませぬ」と、久八と云ひ六右衛門と云ひ、揃も揃ひし忠義と男氣、千太郎は猶々穴へも入りたき思ひ、六右衛門に打向ひ兩手を合せて伏し拜み、氣の毒共何共申分の仕樣も無し」と言ふを、六右衛門「是はしたり」と其手を取り、只此上は御心得違のなき樣に、久八が申す通り、吳々御辛抱なされまし」と申す時、千太郎は豫て用意をしたりけん、懷中より書付一通取出し、扨此書付は、久八殿が拙者の引負請けて吳れよと、後日の證據に渡し置くと言ひながら、兩人の前にさし置きける。其文は、

入置申一札之事

一金五拾兩也

右は我等養父の金子引負致し候所、其許自分の引負金と申立て引請けくれ、夫が爲養父へ五兵衛より其許暇に相成候段、生々世々の高恩以來とも忘却仕る間敷候。依之我等代に相成候節は急度呼戻し、此度の大恩を報ずべく候。爲後日一札仍而如件。

正德四年四月

千　太　郎　判

久八殿

斯くの如く認めたる一通なれば、六右衞門は押戴き、「若旦那の御心遣有難く存じ上げます。然らば此一通は私方へ慥に御預り申さん」とて、久八へ渡しける。時に千太郎又々懐中より金子一包取出し「追々見繼も致す心なれども、是は當座の凌の爲、實父の方より借請けし金子なり。之を遣ひ居て下されよ」と出すを、久八はおし返し達て辭退をなしけれども、千太郎は猶も樣々に言ひなし、漸々金子を差置きつゝ、我家へこそは歸りけれ。

○六右衞門久八をいたはる事並久八紙屑買と成る事

扨また六右衞門は久八に向ひ「如何にも貴殿が心底にて、勿々引負など致す樣成る者では無しと思ひしに、豈圖らんや昨日の始末と思ひの外、打つて變りし今日の時宜、異見をせしも面目なし。決して心配致すに及ばず、伊勢屋の引負金も一工夫して濟しもせん。其方は此若旦那樣よりの御心添の金子にて、何なりとも商賣を初める樣に」と、六右衞門が始終を思ひし深切に、久八も大に喜悦び、何商を初めたら宜しからんと工夫を爲せども、元より大家の支配人の果なれば、小商の道を知らず、右左損亡多く、夫のみならず久八は、生付ての慈悲心深く、貧しき者

を見る時は不便心が彌增して施す事の好きなる故、儲の無きも道理なり。依て六右衞門も心配なし、「寧そ我等が渡世の先買と成り、恥を忍びて紙屑買には成らぬか」と聞いて久八暫く考へ、「却つて夫こそ面白からん」と紙屑買にぞ成りにけり。嗚呼榮枯盛衰、單に天なり命なり。昨日迄は兎も角も大店の番頭支配人とも言はれし身が、千草木綿の股引は、葱の枯葉のごとくにて、木綿布子に紋羽の頭巾、見る影も無き形相も、商賣向の身拵、天秤棒に紙屑籠鐵砲笊を横にのせ、日がな一日買ひ步き、戾れば夜を掛け選りわけて、千住品川問屋先賣代なして、聊かの利益を得ては幽々に其日々々を送りけり。然れども是を苦にもせず、稼ぎ溜れば少しでも伊勢五の穴を埋めて行く心の正直律義者、昔も今も町家には例少なき忠義なり。是皆村井長庵が惡業の爲す所にして、西も東も知らぬ若者の千太郎を欺き、多くの人に難儀を掛くる事、人面獸心の曲者なり。長庵が惡事を算へるに、第一札の辻にて弟十兵衞を殺害し、罪を浪人藤崎道十郎に負せ、二ッにはお富を賣り、三ッにはお安を三次に賴み中田圃にて殺させ、今又伊勢屋千太郎を欺きて五十兩の金子を衒り取り、久八をも斯く苦める事是皆露顯の小口となり、彼道十郎の後家お光が、圖らず訴へ出づる樣になりけるは、天命の然らしむる所なり。

○道之助孝心の事
並瀬戸物屋忠兵衛おみつ道之助に巡逢ふ事

天の作せる孽は猶遁くべし、自ら作せる孽は遁る可らずとは雖も、爰に寶永七年九月廿一日、北の町奉行中山出雲守殿の掛にて、奸賊村井長庵が悪計に陷入り、遂に寃の横難に罹り入牢し、果は牢死に及びぬる彼道十郎は、舊吉良家の藩士なる岩瀬舍人とて御近習へ出仕し、天晴文武の心懸有りし人なりしが、不圖した事の譯柄にて今は浪人と成り、名を藤崎道十郎と更めて居たりしが、妻お光は當年三歳に成りし伜の道之助を懐にして、店請人赤坂傳馬町治郎兵衛店に小切商を爲す淸右衛門方へ御引渡となりけるにぞ、返すぐ\も夫道十郎が、芝札の辻に於て十兵衛を殺害に及びしなどとは夢にも知らぬ無實の難にて入牢なし、其事柄の分明に別らぬ内に情無くも牢死に及びける故、遂に死人に口なしとて悉皆く長庵が佞辯により種々言廻され、夫道十郎の罪科とは定りし事無念骨髓に徹り、女ながらも再度願を上げ、夫の悪名を雪ぎ度くとは思へ共、淸右衛門は段々意見をなし、「兎に角に假令再度御調を願ふとも、是と云ふ證據も有らねば、公儀に於ても詮方なし。先々夫迄の天命なりと諦め、道十郎殿の紀念に殘せし道之助を

一日も早く成長させて、藤崎の家を再興せらるゝが佛へ對し何よりの追善なり」と言諭されて、悔涙に暮れながら、唯此上は伜道之助が一日も早く成長なし、札の辻にて十兵衛とやらを殺害なしたる本人を尋ね出して、夫道十郎殿の惡名を雪がせんものをと、夫より心を定め赤坂傳馬町へと引取られ、同町にて表ながらも最窄き孫店を借請け、爰に雨露を凌ぎつゝ親子が涙の乾く間もなく、僅の本資に水菓子や一文菓子など竝べ置き、小商の其隙には、すゝぎ洗濯賃仕事、凍る油の燈を掻立てつゝ漸々にして取續き、女心の一筋に神佛をぞ頼みける。然るに光陰は嚴河の流るゝ如く、早八ヶ年を送りしに、夫の忌日もいつしか八年跡の空とぞ過行きける。道之助今年十歳に成りけるに、親は無くとも子は育つとやら、母の手一ッに育て上げたる子ながらも、生れ付いての發明者、殊に幼稚き心にも母が心盡しの程をや察しけん、孝心怠り無く、夏の孝行は、見る人聞く人感じける。然るに或日道之助は、例日の通り枝豆を肩に掛け門口へ出秋は枝豆を賣歩行き、或は母が手業の助となり、又は使に雇れて其賃錢を貰ひ請け、朝な夕なづる所へ、獨の男木綿の羽織に千草の股引、風呂敷包を背負ひし人立止りて、思はずも店に竝べし水菓子の價を聞きながら、其所に居たりし道之助を熟見て最不審氣に、「お前は若や藤崎道十郎殿の御子息の道之助殿では御座らぬか」と言ふ聲聞いて、後家のお光は心嬉しく、夫

の名を言ふ其人は床し懐し何人ぞやと、出合頭に顔打詠め見れば、此方の彼男は「お前こそは道十郎殿の御内儀のお光殿にて有りしよな、珍しき所にて絕えて久しき面會なり。拙者事は瀨戸物屋忠兵衞」と云れてお光は面打まもり、「扨は忠兵衞樣にて在せしか」と、往昔馴染の何とやら、懐しきまゝ詞を改め、「斯樣に穢苦しき住居なれども、此方へ御通り下され」と、最丁寧なる挨拶に、瀨戸物屋の忠兵衞は莞爾として立入りけり。此瀨戸物屋忠兵衞と云ふは至つて女好にて、殊にお光は後家なりと思ふものから、見れば貧苦の容子故、一肌脫いで世話をなし、恩を著せ置き思を遂げんと心の中に目算なし、忽ち發る煩惱の犬よりも猶眼尻を下げ、「お光殿にも可愛さうに、若い身そらで後家になられ、年增盛りを惜いもの」と戲けながら、「御子息道之助殿を、能くも女の手一ッにて斯樣に御養育有られしぞ。併し其後は御亭主も定めてお出來なされたで有らうに、今日は何れへか御出かけにや」と言へば、お光は形を改め、「そは怪からぬ忠兵衞樣の仰かな。御戲談でも御座りましやうが、夫道十郎が牢死の後は、せめて紀念の此子を成長させ、一日も早く夫の惡名を雪ぎ度く、夫のみ樂に暮し居る」と言ふを打消し忠兵衞は、「否然うでは有りますまい、隱す程顯るゝと申す如く、猶々怪しき事にこそ。然りながら今迄全く後家暮にて居られしならば、少しは何かの御相談相手に、昔馴染の甲斐丈は、失禮ながら

お世話も致し、御不自由の事も有られなば御遠慮なしに云はれよ」と、情仕掛の忠兵衞が、持つた病に据り込み、彼是と話せしが、暫く有つて懐中より金子一分取出し、道之助に頼み近邊にて酒肴を買求め、酒宴をこそは初めけれ。

○忠兵衞長庵が始末物語の事並お光述懐の事

扨又お光は、忠兵衞が酒の相手になすを五月蠅思ひ、種々に斷りても忠兵衞は耳にも入れず、追々醉の廻るに隨ひ、お光に向ひ婬がましき戯事を云出しければ、お光は大に驚怖きて、「是は是は忠兵衞樣、夫道十郎不慮の事にて死去致してより八ヶ年の其間、伜の背丈の伸びるのを唯樂に此世を送り、人に後指も指されぬ私、勿々以て然樣なる事思ひ寄らず、お許しなされて下され」と云ひ紛すを、忠兵衞は猶種々に言寄りつゝ、頓て言葉を和げて言出しけるは、「然云ふ御前の心底を破らするのも氣の毒千萬、私も今迄決して他言は致すまじとは思ひしが、お前が私の言ふ事を一寸なりとも聞るゝなら、私も御前に云ふ事あり。お前の連合道十郎殿、那な事柄に成られしは、全く誰も知る者なし。實はあの折十兵衞を殺した奴は外に有る、夫を知つて居らるゝか」と聞くよりお光は飛立つ思ひ、「其十兵衞を殺した人は別に有るとは誰人にや。其

許様が御存じならば、何卒教へて下され」と言へば、忠兵衛莞爾と笑ひ、「然様いはるゝならば教へもせんが、然れども其處が肝心要、魚心有れば水心」と、味な詞にお光はほゝ笑み、難面くなさば隱さんと、きつと思案を仕直して、「夫さへ聞して下さらば、如何なる事でも貴君次第」と、聞いて忠兵衛夢中になり、「お前の夫道十郎殿に冤の難を著せたる奴は、お前も知つての那の藪醫者長庵坊主に相違無い。斯うばかりでは譯らぬが、算へて見れば八年跡、八月廿八日に、寅刻起して三日故、例の通り平川の天神樣へ參詣に出掛けた處が、早過ぎて往來の人はなし、雨は頻に強く降り、困つたなれど信心參り、少しも厭はず參詣なし、裏門を出て戻る頃、漸々東が白み出し、雨も小降になりたる故、ぶら〱戻る向ふより、尻つぺた迄引端折り、古手拭で頰冠、傘をもさゝずに濡れしよぼ垂れ、小脇差をば後へ廻し、薄氣味惡き坊主奴が來るのを見れば長庵故、「傘をもさゝず先生には何れへ御出」と、迂濶と言葉を掛けたら、彼方はおどき、「急病人の診察の戻り」と答へし樣子の不審しく、殊に衣類へ生血のしたゝり掛つて有る故、「其血汐は如何の譯や」と再度問へば、長庵愈驚怖周章て、「嗚呼殺生はせぬものなり、益なき事を致したり。霞ヶ關の坂下にて、惡い犬めが吼付く故、據所なく拔討に犬を斬りしが、其血が刎ね衣類を此樣に汚せしなり」と言ひつゝ太息を吐く體が、何も怪しく思はれたり。夫

のみならず第一に、病家へ行くに傘をもさゝず、濡萎たれて跣とは其意を得ずと思ひしに、後にて聞けば弟なる十兵衞とやら云ふ者が、札の辻にて人手にかゝり、其曉に長庵は病氣なりとて、十兵衞が出立するを見送りも爲さざりし由、檢使場でも御奉行樣のお前でも申立てたる趣ゆゑ、はてなと思うて居るものの、人の事にて兎や角と言爭はんも益なき事、殊に私の女房の言ふには、滅多にそんな事を口出なさば懸合ひ、然樣なる時は大變なれば、決して口外なさるるなと言ひける故に、今迄は人にも決して言はざりしが、お前にばかり話すなり。夫ゆゑお前の御亭主の敵と言ふは長庵に相違なしさな。サア〳〵咄した上はお光さん、私が事も聞いて呉れ」と、お光に突然抱附くを、其手を取つて突除けつゝ、見相變へて「忠兵衞さん、扨は其朝長庵が傘をもさゝず天神樣の裏門前にて逢はれし時、口利かれたは確乎な證據、夫程證據の有る事を、などて今日迄包まれしや。情なき忠兵衞殿、無念〳〵」と齒嚙をなし、忽ち眼も血走りつゝ、髮も逆立つ有樣にて、「斯る證人有る上は、此趣を直樣に御奉行樣へ駈込んで彼長庵を御調願ひ、夫の惡名雪ぐべし。忠兵衞殿には何處迄も證據と成つて下され」と、直にも駈出すお光が氣色。此有樣に忠兵衞は、如何だ事をば言出して、ひよんな騷に成つたりと、酒も何處へか醒めて行き、色も戀路も消果てゝ、こはそも如何にと惘れ果て、途方に暮れて居たり

しが、忠兵衛は迯げもされねば、「是待給へお光殿、御番所へ馳込んでも、外事ならぬ大事の一條、人の命に關る事、先々篤と勘考へて」と言紛すを、お光は聞かず、「兎にも角にも御奉行所へ訴へ出でて、御調を願うた時は、必ず證據人と成つて給はれ忠兵衛殿」と、念を押せども忠兵衛は、茫然として答もなく、我家へこそは立歸りぬ。お光は倅道之助にも其次第を言聞せ、其儘直に支度して、店請人の淸右衛門に相談せんと出行きける。

○お光家主長助を賴む事并長助義氣公事好の事

口を守る事瓢の如くと、又口は禍の門、舌は禍の根と云へる事金言なるかな。瀨戸物屋忠兵衛計らずも八ヶ年過去りたる事を、お光が色情にほだされ迂濶と口走り、掛合になりて當惑に及びしも口の禍なり。然ながら、天に口なし人を以て言はしめ給ふ事、長庵が多年の積惡露顯の時節にや有りぬべし。然ればお光は忠兵衛が歸りしより早々支度を爲し、直樣店請人の淸右衛門方へ到り、云々の譯柄なれば、速に此趣を訴へて夫の汚名を雪ぎ度由一心込めて相談に及びければ、淸右衛門倩聞き心の内に、一旦中山出雲守樣の御白洲にて落著に成りし一件なれば、假令聊か證人の有ればとて、容易に御取上には成るまじ、毛を吹いて疵を求めなば、却つ

てお光の爲ならずと、思案を極めてお光に向ひ「夫は道理なる次第なれども、一朝一夕の事ならず。假令證據人の有ればとて、周章て願ふ事柄ならず。殊に北の御番所にて先年裁許濟に成りし事故、今更兎や角申し立つるとも、入費倒にて徒事になるも知れず、言はゞ證文の出後なり。夫より最早夫道十郎殿の事は前世よりの因緣と斷念められ、紀念の道之助殿の成長を樂に暮し給へ」と、種々に宥めつ透しつ諫めると雖も、お光は更に思ひ止るべき所存無ければ、猶押返して賴みけるに、淸右衞門一圓取用ひ吳れざれば、詮術なさに悄然と我屋へこそは立戻れど、熟思へば懷ふ程無念悔しさ止難ければ、店請人淸右衞門を差置いて、お光は家主長助方へ赴き「貴君樣に折入つて密々御願申度き一大事の出來候まゝ、態々參りしなり。乍併人樣の前にては申し上難きことなれば、何卒內々にて御相談願ひ上度く」と言ふにより、長助は如何にも承知なり」とて、早速自分の家內に向ひ、「其方何方へなりとも少しの閒行きて居れ」と言れて女房は頰膨し「女房が何で邪魔になる。お光殿もお光殿、此晝日中馬鹿々々しい」と、口には言はねどつんくする を、長助夫と見て取つて「其方が氣を揉む事に非ず、早々何處へか行つて居れ」と叱り付け、「いざお光殿是へ御座れ」と奧の一間へ呼込めば、女房は彌角も生えべき景色にて「密男は七兩二分、密女は相場は無い」と呟きながら、格子戸をがたぴし明

けて出行きけり。後には長助お光兩人差向なれば、お光は四方を見廻して徐に云ひけるは、「内々にて御願と申すは外の事には候はず、私夫道十郎事、八ヶ年以前寃の難にて斯樣々々」と、有りし次第を具に物語り、「彼忠兵衛を證據人に爲し、私駈込願致したく」と涙を浮めて賴みける容子に、貞心顯れければ、長助は感心なし、「今度忠兵衛が計らずお前方に過去りたる一件を口走りしは、お光殿の貞心を天道樣が感應在まして、忠兵衛に言せしものならん。如何にも此長助が一肌脫いで御世話致さん。然りながら一旦中山樣にて落著の付きし事を訴へるわけゆゑ、言はゞ裁許破毀の願なれば、一通りの運にては貫徹く事六ヶ敷からん。されば長庵とやらが、大雨の降るに傘をもさゝず曉方に平川天神の裏門通りにて行逢ひたりと云ふ忠兵衛とかの方へ赴き、證據人に必ず立つと言ふ處を突留め、其上玄關へ委細を申し立て、若取上げて吳れぬ時は駈込願を爲すべし。又幾度駈込願を爲しても御取上に成らぬ時は、月番の御老中へ駕訴をすると覺悟を仕て掛るべし」と、身に引請けて長助が最懇切に言聞せければ、お光は飛立つばかりに喜び、早々長助同道にて忠兵衛方へ赴きける。僥倖なる哉、假令お光が女の身にて何樣に思ふとも、外の家主ならんには匆々引請けて吳れる事柄には有らね共、此長助と云ふ家主は、當時此廣き大江戸にても三人と云はるゝ指折の公事好と名を取りし男にて、其頃の噂に

も、朝起出でて神棚に向ひ、先我身安泰家内安全、町内大變と祈りしと云ふ程の心底故か、御番所の腰掛にて喰ふ辨當は、何が無くても別段甘しと云ひしとかや。何故に町内大變々々と云ふかと思ふに、支配内に變が無ければ家主はなにも面白く無いと云ふ位の人物にて、麻布に三次郎、芝に勘左衞門、赤坂に此長助と、三人の公事好家主なり。此長助には望む所の出入なりと、直樣お光が力となりしは、お光が貞心の貫く運と云ふも、畢竟天より定りて人を征するの時節到來したりしものか。此時彼瀨戶物屋忠兵衞は、益も無き事を言出したりと色蒼ざめて我家へ歸り來り、女房のお富に向ひ、「突然と證據人にたつて吳れと道十郎の後家お光に云はれ、何と云紛しても頓と聞入れず、漸々と迯歸りては來れ共、お光が駈込訴にでも及ぶ時は、必ず我名を言立てべし。如何して能からんや」と大息吐いて云ひけるにぞ、女房は聞いて大に驚怖き、長庵に逢うた話は容易ならざる事故、決して口外はなさるなと豫々おまへに言置きしに、何故然樣なる一大事を云はれし事哉」と聞いて忠兵衞は、女房の手前ながらも面目なく、後悔顏にあらはるれば、女房は益々聲荒らげ、「畢竟お光さんは後家なる故、何か思ふ仔細が有つて上込みしものならん。さも無くば久し振で逢うたお光さんに、是迄噺さぬ一大事を咄さう譯がない。屹度お光さんの色香に迷ひ、私があれ程に云うて置いた事をも打忘れて、自分から迷惑を釀へ、

私に相談も無いものだ。夫と云ふも日頃から身の嗜の惡い故」と、早やきかけし女房は、可笑しくも又道理なり。是よりお光が大岡越前守殿へ駈込訴に及び、長庵吟味詰の上御處刑迄の件は最も面白き事柄なれば、其は下の卷に說明くるを聽給へ。

村井長庵之記　下卷

○長助お光の兩人忠兵衛の宅へ到る事
竝　大岡越前守殿へ訴訟の事

人の憂をうれひ人の樂をたのしむとは、是又一己の豪俠なり。偖も家主長助は、道十郎後家のお光を同道にて忠兵衛の宅に到り「私は赤坂表町家主長助と申す者なり」と初對面の挨拶も濟み、「扨段々と此お光より承りしに、御自分事八ヶ年以前八月廿八日未明に、平川天神御參詣の折節、麴町三丁目町醫師村井長庵に御逢なされしとの事、道十郎殿寃の罪に墮りしも、長庵は其朝不快にて臥り居り、弟の見送にさへ出づる能はざりしなどと申立てし由なれ共、右樣確固なる證據人の有る上からは、お光殿年來の本意をも達し、家主の身に取ても、然樣なる事の知れし上は打捨てては役儀も濟まざる事故、夫々に手配なし御番所へ願ひ出づるにより、其時の證據人に相違無く御立下されよ」と、お光倶々退引きさせぬ理詰の談じに、忠兵衛は暫時物をも言はざりしが、漸々にして答ふる樣、「如何にも御噺申せし通り、平川天神の裏門前にて、

其日の曉長庵に逢ひしに相違これ無き事に付、其處は何所迄も證據人に相立申すべし。然りながら札の辻の人殺が長庵と云ふ事の證據人には相立難し」と云へば、長助點頭き、「夫は如何にも承知致しぬ。只平川にて其朝まだき長庵に逢うたると云ふ事を發輝と申立てて給はらば、夫にて宜し」と家主長助は忠兵衛を賺と談じ、其趣の一札を取置き、然ればお光殿、立歸りて訴訟の支度に及ばん。なれども忠兵衛殿には御迷惑なる事に候はん」と厚く禮を演べ、長助、お光の兩人は、是で此方に拔目はないと、小躍をして立戻り、長助は直に訴訟書をぞ認めける。總て公事は訴狀面に依て善惡邪正を分つは勿論の事なれども、其中にも馴るゝと馴れざるとは大に違ひある事なり。譬へば町内に捨物の有りし時、拔身の白刃なりとも、鞘無き脇差何所其所に捨てこれ有り候と認めて訴へれば、穩に聞ゆるなり。依て此訴訟書の無事に御取上になる樣にとて、長助は種々に心を配り願書をぞ認めける。其文言は、

乍恐書附を以て奉願上候

一赤坂傳馬町長助店道十郎後家光奉申上候。去る寶永七年八月廿八日拂曉、芝札の辻に於て、麹町三丁目町醫師村井長庵弟十兵衛國元へ出立の節、人手に掛り相果候。其場に私夫道十郎所持印付の傘捨有之候より、道十郎へ御疑念相掛り候哉、其節の御月番中山出雲

守様、御奉行所へ夫道十郎儀病中御召捕に相成入牢仰付られ候處、御吟味中牢死仕り、死骸の儀は御取捨に相成り、家財は私母子へ下し置れ候間、其後私儀は店請人清右衛門方へ伜倶々引取れ、同人の世話にて當時の所へ借宅仕り、幼少の伜道之助兩人にて八ヶ年來住居罷在り、年來夫道十郎事非業の死をなし候儀無念止む時なく、右人殺の本人搜索出し、夫の惡名相雪ぎ申度心掛居候處、私元住居麹町に於て懇意に仕り候忠兵衛と申す者頃日不圖私方へ罷越し、種々話の手續きより忠兵衛申聞せ吳候には、先年札の辻の人殺は村井長庵こそ怪しけれと口走り候まゝ、猶其實情を承り候に、右同日の未明には長庵儀前日より病氣にて、弟十郎兵衛の出立をも見送らざる旨御檢使場に於て申立て候趣に候得ども、右忠兵衛儀同日同刻麹町平川天神へ參詣の歸り、同所裏門前に於て行逢ひ言葉を交し候由。尤も其節長庵が體裁甚だ以て如何敷越に有之候旨に御座候。依之右忠兵衛證據人に相立て此段御訴訟申上げ奉り候。何卒格別の御慈悲を以て右忠兵衛儀御呼出し御糺の上、長庵召出され御吟味爲し下し置れ、夫道十郎の惡名相雪ぎ候樣偏に願ひ上度く、之に依て此段奉歎願候。以上。

赤坂傳馬町二丁目

道十郎後家
願人　みつ
差添　清右衛門
家主　長助

享保二年三月

南御奉行所様

右の通り訴状認め、長助猶も倩勘考へけるに、此一件は一旦中山様御白洲にて御裁許済に成りし事なれば、次第に寄ると訴状を却下さるゝやも計り難く、先年は北の御月番成りしかば、此度は南の御番所へ出訴せん。然すれば御役所も違ひ、殊には此頃勢州山田奉行から江戸町奉行へ御見出に相成りたる大岡越前守様へ持出しなば、御新役だけ御力の入れられ様も違はん、又聞く所に寄れば、大岡様は往昔の青砥左衛門にも優れる御奉行なりとの評判なれば、屹度御吟味も下さらんと、家主長助諸共お光は南の役所へ駈込訴に及びしかば、越前守殿落手致され、一通り糺問の上、追つて沙汰に及ぶ旨申しわたされ、其日は一同下りけり。

○大岡越前守殿吟味の事竝村井長庵召捕の事

好こそ物の上手なれと譬の通り、飽迄も公事向に手馴れし長助が思通りの訴狀、御取上に成りしかば、お光の喜び一方ならず。然るに三四日過ぎて御呼出に相成り、越前守殿願人お光、淸右衞門、長助の三人へ申渡されけるは、「此訴訟の趣にては、先年同役たる中山出雲守の係にて裁許相濟みたる事件を、再び申立つる樣に聞ゆるなり。然れば裁許を戻すと云ふものにて輕からざる義なり。併しながら其始末に依ては再び吟味爲すまじきものにも非ず、達て願ひ立つると有らば、取上げて一通り調も致し遣さんが、何とも其覺悟にて願立つべし」と申されけるに、願人の光は恐る〳〵頭を上げ、「此事に付假令如何樣の儀仰付けらるゝ共、聊か相違の儀申上げざるにより、御取調の程偏に願ひ上げ奉る。尤も證據人忠兵衞を召出され御尋ね下されなば、委細に相分り候」趣申立つるに、越前守殿「然らば其忠兵衞に相尋ぬる時は、長庵が始末柄相分る趣なれども、先其方より一應申立つべし」との事により、お光再度首を上げ、八ヶ年以前夫道十郎儀、芝札の辻に於て十兵衞と申す者人手に掛り相果て候處、其場に道十郎の印付きし傘捨て有之しに付、御疑掛りしと雖も、其傘は長庵方へ忘れ置きたる品に相違なく候。然

るに夫道十郎浪人の貧に逼り、十兵衛が四十兩餘の金子を持つたる事を知る故、後を付來りて十兵衛を殺害なし、その金を奪取りしに相違なしと、御檢使へ長庵より申立てたるに依て、夫道十郎召捕られ、御吟味中牢死仕りしなり。長庵儀は其朝は前夜より不快にて、弟十兵衛の出立を見送りも致さゞる趣、是又御檢使の場にて申上げ、再應御調の節も同じ樣に申立て、長庵へは御咎もなく相濟みたる所、此間忠兵衛不圖私方へ參り申聞かせ候には、寶永七年八月廿八日未明に、麴町平川天神の裏門前にて、忠兵衛參詣の歸りがけ、村井長庵を見請けたるに、其節は大雨降り居り候へ共、長庵は傘をもさゝず濡れながら來りしに付、何方へ參られ候哉と忠兵衛相尋ね候處、霞ケ關邊の病家へ參り候趣、勿論其節衣類に血汐の夥多しく付有り候に付、是又忠兵衛より如何致され候やと相尋ね候處、大に驚怖き候樣子にて申しけるには、ア、殺生は致さぬもの、今犬めが餘り吼付きし故つい拔討に斬殺しけるが、其血汐の付きたる者ならんと云ひて、周章しく其儘に別れ候ひし由。尤も病氣にて弟の見送もいたさぬ長庵が、然樣の始末甚だ以て怪しく存じ候まゝ、何卒忠兵衛へ御尋の上、長庵を御調の程偏に御願申上げます」と申立てければ、越前守殿「否とよ、願人光、其は容易ならざる事件なれば、胡亂なる儀は取上には成らぬぞ。篤と了簡して申立てよ。差添店請人淸右衛門、其方儀は八ヶ年以前右の事柄心得居

るや。又如何なる縁にて母子とも世話致し居りしや」と尋問有りしかば、清右衛門愼んで、「恐れ乍ら道十郎は、私店請人致し候以前より別段の入懇に付、店請人に相成り候處、右不慮の儀出來仕り、餘儀無く其儘店請人の好にて引取り、世話仕り罷在り候。八ヶ年以前御檢使の場は存じ申さず候へ共、其後右道十郎お召捕に相成り、御調の度每に私儀も召出され、委細心得罷在り候、御調筋は右十兵衛事橫死致し候場所に、道十郎所持の印付の傘有之候に付申譯相立難く、兩度程長庵と突合せ御調に相成り候へ共、道十郎は其前より久々不快故申開も心に任せず、遂に牢死に及び候に付、彌長庵が辯舌にて道十郎の罪科に相定り、死骸は御取捨、家財は妻子へ下置かれ候旨、其節仰渡され候」と申立てければ、越前守殿御聞有つて、「成程其調の儀は、此越前守が取調べても其通りなり。然るに忠兵衛と申す者八ヶ年打過ぎ、只今と成つて右樣の儀を申出づると言ふは、何ぞ忠兵衛が右長庵に遺恨にても是ある事には非ざるか、何とも怪しき證據人なり。八ヶ年以前同役が調の節、上に然樣の不吟味は是なき筈なり。然りながら證人と有る上は、右忠兵衛を召出したる上にて追々吟味に及ぶなり」と概しお尋問有りし儘、家主長助へも其旨申渡され、「今日は先引取るべし」と有りける故に、皆々我家へ歸りけり。翌日直に麴町三丁目瀨戸物屋忠兵衛を御呼出しに相成り、白洲に於て越前守殿其人物を御覽あ

るに、人の惡を揚げ意趣遺恨などを含み、又有りもせぬ事柄を申懸くる樣なる者に非ざる事を敏くも見て取られ、「如何に忠兵衞、其方八ヶ年以前寶永七年八月廿八日の曉、長庵を麴町平川天神裏門前にて見請けたる由、其砌の始末包まず逐一申立つべし」と云はれければ、忠兵衞はハツと答へしまゝ齒の根も合はぬばかりにて、漸々に申立てけるは、「願人光より申上げたる通り相違御座なく」とばかりなれば、越前守殿、「汝忠兵衞、右樣の儀を承知して居ながら、其節確と申上げべきの處、只今迄打捨置きし段不埓の至なり。追々呼出し、長庵と對決申付けるなり」と一先歸宅させられたり。扨越前守殿此一件は容易ならずと、內々にて探索有りし處、隱るゝより顯るゝはなしとの古語の如く、彼札の辻の人殺は全く長庵の仕業に相違なしと世上の取沙汰もあるにより、大岡殿は新役の手際を顯さんと思はれ、一度の吟味もなく、直に麴町名主矢部與兵衞へ內達有つて、村井長庵が在宿を篤と見屆けさせ置き、召捕方の與力同心を遣されしかば、捕方の者共長庵が宅の表裏より一度に込入りたり。然るに長庵は諺にいふ臭い者の身知らずとやら、斯る事とは夢にも知らず、是は何事ぞと驚く機會に、「上意々々」と呼はるを、長庵は身を退り、「人違にも候べし。此長庵に於て御召捕に相成る覺更になし」と大膽にも言拔けんとするを、捕方の人々聲をかけ、「覺の有無は云ふに及ばず、尋常に繩に掛れ」と、大勢折重

りて取押へ、遂に繩をぞ掛けたりける。頓て引立てられし長庵が、心の内には驚怖けども、奸惡長けし曲者なれば、何の調か知らねども、我がした惡事は皆無證據、何樣な吟味筋が有るにもせよ、此長庵が舌頭にて、左を糺せば右へ拔け、右を問はゞ左へ綾なし、越前とやら名奉行でも、何の恐るゝ事やあらんと、高手小手に縛の繩の縷さへ戻す氣で、引れ行くこそ不敵なれ。

○村井長庵白洲にて問答の事竝 長庵入牢申付けらるゝ事

偖又大岡越前守殿役宅の白洲には、召捕り來りし村井長庵高手小手に縛められ、砂利に居づくまる。時に越前守殿出座ありて「村井長庵」と呼ばるゝ時、長庵ハッと答へければ、越前守殿尋問ねらるゝ樣、「其方儀、去る寶永七年八月廿八日の未明に、芝札の辻にて、其方弟十兵衛橫死の節、北の役所へ差出したる口書の儀何と認めたるや、覺有らば申立つべし」との事により、長庵は心に驚きしが少しも其色を見せず、空淚を流して「只今御尋に付思ひ出し候ても歎はしきは、私事其前夜より病氣にて、立居も自由成らずして、當朝弟十兵衛出立の見送も致さず、獨立たせしゆゑ、闇々と人手に掛り相果て候事、殘念今に忘れ申さず候」と泣く〳〵申立てければ、越前守殿是を聞れ、「其節其方は病氣と有れば見送の出來ぬは道理なり。併しながら大金を

所持せし者を、夜更に出立致させたるは不審しき事なり。何故夜明けて後出立致させぬぞ」と有りけるに、長庵、「然ればにて候、私儀呉々弟に、夜が明けて後出立致し候樣に申聞せ候へ共、在所へ殘し置きたる妻や娘に、一刻も早く安堵させ度、旅は朝こそ敢果取れば、最早寅刻も過ぎたるゆゑ、少し步行まば夜も明けんと、止むるを聞かで出懸けしまゝ、私も病氣ながら起上り、止むる桐油の袖振切り首途をなしつゝ、賊難に罹りたるは如何なる前世の宿業にやと、諦め候より外に致方之なし」と申立てければ、越前守殿、「假令弟十兵衞が何と申す共、一日や二日で歸村のなるべき所にも非ざれば、强ひても止むべきが兄たる者の情ならずや。其方が仕爲方甚だ以て其意を得ず」と申されければ、長庵は病中故心に任せず、今更後悔仕り候。併先年中山出雲守樣の御裁許濟に相成り候事」と申す時、越前守殿礑と白眼まれ、「如何に長庵、其方病中にて見送さへ致し得ぬと申しながら、何として其廿八日の未明に、平川天神の裏門通を傘をもさゝず步行致したるや」と大聲に尋問ねられしかば、流石の長庵內心に驚怖くと雖も、然あらぬ體にて、「這は思ひも寄らぬ御尋問を蒙る者哉、然樣の儀は更に覺え御座なく候」と、何の氣色も無く申し立てければ、大岡殿、「覺え無しとは云はさぬぞ」と言はるゝをも待たず長庵、「其人殺は浪人道十郎と定り、御吟味濟に相成りたる儀を、何故今更御疑を以て私へ仰聞け

らるゝや」と申立てるを、越前守殿聞れ、「默れ長庵、其砌は確然とした證據人の無かりし故なり。此度は其節の證據人と對決申し付ける間、其時有無を答ふべし」と申さるれども、長庵は空嘯き、「一旦御吟味濟に相成りたる事件を再應の御調直しは、何とやらん御奉行所の御裁判に兩有る様に存じ奉る」と、公儀の裁判所をも恐れず傍若無人の言立てなれば、越州殿にも不敵の奸賊なりと目を著けられしかども、一旦中山殿奉行所にて裁許の有りし事件なれば、何と無く斟酌有りて暫時考へ居られしが、猶又申さるゝは、「其折道十郎なる者吟味詰に相成りし譯には之なく、牢死爲したる故其儘に成居りしなり。存生ならば、外に吟味の致方も有りしならん。然るに只今の一言、奉行所の不行屆の様に上の御政度を批判に及びし條、彌以て不屆至極なり。右様の儀を口走り後悔致すな」と云るゝに、長庵は猶も減らず面に、「御吟味の行屆かざると申したる譯には御座無く、全く御裁許相濟みたればこそ、道十郎が死骸は取捨て仰付られ、又家財は妻子へ下し置かれし」と申立つる時、越前守殿一層聲を張揚げ、「默れ長庵、夫等の儀を汝に問ふに非ず。道十郎は此儀ばかりに關らず、別に仔細有つて死骸は取捨申付けられたるなり。餘事の答には及ばず、其方、其夜は病中にて他行致したる覺無しと言へども、其證據有りや如何に」と尋問ねらるゝに、長庵冷笑ひ、「別に證據と申しては御座無く候へ共、町役人一同

其曉私打臥し居り候所へ參り候間、皆能存じ居り候」と云へば、越前守殿、「夫は證據に爲難し、仍て此度再應調に及ぶなり。奉行所には證據人有るぞよ。夫にても其方に明白の申開有りや」と申さるれば、長庵、「私病氣故、弟十兵衞が夜中の出立を見送る事も出來ぬ身を以て、如何ぞ他行などの出來申すべきや。其邊篤と御賢察下されたく」と誠しやかに陳ずる樣子、越前守殿見られて態と面を和げられ、「其方は强情者なり、追つて證據人を呼出し對決申付ける、其節閉口致すな。依て吟味中入牢申付ける」と後の一聲高く申渡さるゝに、兩人の同心立懸り、長庵を引立て傳馬町へと送られしは、心地能くこそ見えたりけり。嗚呼天なる哉、命なる哉。村井長庵弟十兵衞を殺害せしは寶永七年八月廿八日の事なるに、八ヶ年の星霜を經し今日露顯に及ばんとする事、衆怨の歸する所にして、就中道十郞が無念の魂魄と、お光が貞心を神佛の助け給ふ所ならん、恐るべし愼むべし。

○長庵忠兵衞富三人對決の事竝長庵糺問の事

偖翌日大岡殿には、願人長助店光、竝に證據人麴町三丁目瀨戸物屋忠兵衞、相手方村井長庵とを呼出になり、越前守殿出座有りて一同呼上げる時、大岡殿忠兵衞へ向はれ、「其方事今日は長

庵と對決申付ける間、天神の裏門前にて同人に逢うたる趣はきと申立てよ」と申渡され、次に、「長庵、其方の弟十兵衛出立の朝は、病中にて有りしと申すが、平川天神裏門通を、其朝まだきに傘をも持たず歩行せし時、其方に行逢ひし者あるよし。然る上は其節病中との申立は僞ならん」と有りければ、長庵不審さうなる面色して、「決して他行は勿論、門へも出で申さず候」と誠しやかに申立てけるにぞ、「然る上は證據人を」と申さるゝ時、麴町三丁目瀨戸物屋忠兵衛直に白洲へ呼込に相成り、長庵の側に蹲踞る。是を見て流石の長庵少しく顏色變りしかば、越前守殿最徐に、「いざ長庵、夫に居る忠兵衛こそ、彼の日の曉に其方に逢ひし趣なり」と云はれしに、長庵は忠兵衛を尻目に掛け、「恐れながら申上げ候、何者が斯る事を言上に及び御疑を蒙り、情無くも仁術を旨と仕り、平生慈善を心懸け候某を、御召捕に相成りし哉と存じ居り候處、扨は此忠兵衛が仕業なるか、夫にて漸々相分り申候。此忠兵衛事私へ對し遺恨の儀御座候に付、斯くは計ひ、私を亡き者にせんとの巧に相違御座なく候」と申立つるに、大岡殿、「して其方忠兵衛より請けたる遺恨と云ふは如何の譯なるぞ」と云れければ、長庵、「此儀は些私の口よりは申上難く候」とて恥入りたる容子に見えける故、越前守殿、「兎も角も其方忠兵衛に遺恨を請けし次第を審に申立てよ」と有りしかば、長庵、「然らば言上仕り候、實は私事忠兵衛の妻

富と久しく密通致し居り候處、煩惱の犬追へども去らず、終に先月の半頃忠兵衞に見顯はされ、面目も無き次第故、私も覺悟を致し、斯く成る上は重置かれ、眞二ッにせらるゝとも致し方無し、と思ひ切つて云ひければ、忠兵衞儀は、妻に未練の有る處より、私ばかり殺す譯にも相成らず、其場をば見遁し呉れ候間、此大恩は忘れまじと、其以後は急度愼み罷在り候。然るに私を生置いては、妻の事心元無く思ひてや、謂る犬の糞にて敵と申す如く、有りもせぬ事を申上げ、長庵を罪科に陷入れ、己が女房をば其儘に致し置くべき忠兵衞が巧と心得候。見顯はされし其砌助け呉れしは却つて仇にて、情無き了簡に候」と淚を流して申立てしかば、越前守殿倩聞れ、「扨々珍しき事を聞くもの哉、其趣ならば汝は立派な好男子な。り併しながら忠兵衞妻は、餘程物好者なり」と戯れられしかば、長庵眞顏にて、「否さ、世には相緣奇緣と申す事も御座候」と申しけるは、如何にもふてぐ〵しき曲者なり。越前守殿、「如何に忠兵衞、長庵の申立のみにては胡亂なり、先月中旬の頃、其方が妻富義、長庵と密通の場を其方見顯せし事のありや」と尋問ねられしに、忠兵衞は、「然樣の儀は一切御座なく候。恐れながら私家内に限り右樣密通など仕る者にては御座無く候」と申立てける時、大岡殿、「然らば其方が妻富を明日召連れべく」旨忠兵衞竝に差添の町役人へ申渡され、白洲は引けければ、忠兵衞は心も空に立戻り、云々なりと長庵が言掛けし

事を咄すにぞ、女房お富は惘れ果て、暫時言葉もなかりしが「夫と云ふも皆御前が埒も無き事を云出して、こんな騒になりしなり。初から私が呉々口止をして置いたのを、後家のお光に迷ひし故口走りたる事ならん」と、立つたり居たり狂氣の如く、悋氣交に騒ぐにぞ、忠兵衛は更に生きたる心地もなく、何う成る事やと夜の目も合さず、早翌日にも成りければ、止む事を得ず夫婦連立ち町役人に誘引はれ、奉行所さして出行きけり。頓て白洲へ呼込れけるに、長庵は、那の忠兵衛めが入らざる事を喋りて、斯る時宜に及ばせたれば、今日こそは目に物見せんと覺悟を極めて引居ゑられたる其折柄、越前守殿一通忠兵衛が妻のお富へ尋の有りし上「相方の申立方相違に依て對決申渡す。長庵事毛頭他出は致さぬとの趣なり、忠兵衛に於ては胡亂なる儀申立てては相濟まんぞ。心を鎭めて對決に及ぶべし」と申渡されける。依て三人は顔を見合せ居たりしが、忠兵衛頓て長庵に向ひ、「長庵殿、如何に貴殿に恨有るなどと云ふ事は思ひも寄らず、然れども八ヶ年以前、八月廿八日の曉方、平川天神へ私朝參の戻り掛、同所裏門前にて貴殿に逢ひし時、衣類の血を見て貴殿に尋ねしかば、犬を切りしと云はれたる事のお覺有らん」と云ふ顔を、長庵はつたとねめ付け、「汝忠兵衛、貴樣も餘程愚痴なる奴かな。如何に女房に未練が有ればとて、餘に憎き仕方なり。此長庵が生きて居て心配なるとか、又近所で安心ならぬ

と思ふなら、何所へなりとも引越しなば仔細は有るまじ。勿論燒ぼつくひには火の付安き譬も有れば、不安心に思ふも道理なり。併し一旦勘辨した事を、又別段に手を替へて此長庵を暗き所へ迄入れたるは、餘りに口惜しき次第なり。最初斯くの如きの了簡なら、なぜ男らしくせざるぞや。貴樣に日外申せし通り、重ねて置いて二ツに成りと四ツになりと勝手にすべきものを」と云ひければ、忠兵衛は頭をあげ、「長庵殿には取逆上しか、貴殿の云ふ事は少しも分らず」と申せば、長庵聞きて、譯らぬとは麁言なり、貴樣こそ取逆上せしと見えたり。密夫仕たりと我口より云ひて居る此長庵を、殺さば殺せ、覺悟なり」と、己が舊惡の顯れ口を横道へ引摺込んで防がんと、猶も奸智を運しけるに、忠兵衛の妻お富は長庵が言ふ事を始終默して聞居たりしが、眞赤に成つたる顏を上げ、「若長庵殿、言ふ事にも程が有る。近所には居らるれどもお前とは染々物言交した事も無いに、私と密通を仕て居るなどと、根も葉も無い事を何程言うても、此方が知らぬ事なれば構いは無けれど、御上の御前夫の手前、私は面目ないぞへ」と云へば、長庵大聲揚げ、「此女め、今となつて御上の前夫の手前を憚るも能く出來た。連れて逊げて吳れろの、一緒に殺して吳れろのと言つた口を忘れたか」と誠しやかに罵れば、お富は惘れて涙も出でず、暫時默して居る容子に、大岡殿は長庵が言掛なりと思はるれど、態と詞を弛められ、「雙方無證據の

爭なれば、猶吟味を遂げん」と申されるを聞き、忠兵衞は堪兼ね、長庵事、私妻と密通を年來致し居り候由、何の頃よりの事なるや、又其都度々々の出合宿は何處なるや、長庵へ御尋問の程願上げます」と申立てければ、越前守殿微笑みながら、「如何にも道理なる尋なり。何に長庵、何頃より通じ合ひ、幾日何方にて出合ひしや、有體に申立てよ」と有るにぞ、長庵、「然ればにて候、一兩年以前より度々密通に及び候間、月日の儀は失念致し候。場所はいつも私宅にて出會ひ候處、忠兵衞に先月の中旬頃見付けられ候」と申しければ、お富は大に怒り、「まだそんな有りもせぬ事を云ふ人哉。第一先月の頃は子宮病にて醫者に懸り、勿々そんな事は」とお富の答を大岡殿打聞れ、「斯くては長庵其方の僞に相違なし。子宮病と有れば、よも姦通は致されまじ。然る上は其方、先月密會の折忠兵衞に見顯されしと云ひしは、跡形もなき事ならん」と云はれるを、長庵ぬからず、「成程先月頃は病氣にて密通致さねども、唯寐て居りし處を見顯されし」と云直さんとするを、越前守殿大音揚け、「汝長庵、初は密通に及びし處を見付けられたりと云ひ、只今富が申立に泥みて、たゞ寐て居た所などと云紛す段、重々不屆至極なり。假令此上如何樣に陳ずる共、決して申譯は相立たず」と天眼通の一言に、流石の長庵、「否夫は」と云つたばかりで答もなく、差俯向ひて居たりしかば、大岡殿長庵を見られ、「依て一事が萬事なり、

重十兵衞を殺害せしも其方が業に相違有るまじ。然るを道十郎に寃の罪を負せ、公儀を僞る段、重重不埒の奴なり。斯くなる上は有體に申立てよ」と諭されれども、一言の答もせざれば、其日はみつ竝に忠兵衞夫婦を下げられ、其後段々長庵を吟味の上、願人光竝に店請人淸右衞門をも呼出され、傘の一條其外種々取調と相成り、長庵の惡事顯然なりと雖も、當人は曾て知らざる旨申張り、何分白狀に及ばされば、是非無く拷問にかけ、石を七枚迄抱せると雖も、一言も云はざる故、暫く拷問を止めし中、追々長庵が惡事數ヶ條綻びけるは、天の容さゞる所と云ふべきのみ。

○早乘三次吟味の事竝 三次と長庵對決の事

爰に彼長庵が惡事の手先を働き、十兵衞の女房お安を吉原の中田圃にて殺害に及びし小手塚の三次、舊名は早乘小僧の三次、其頃火附盜賊改め石原淸右衞門殿へ召捕に成りしに、舊惡追々露顯し、とても助からずと覺悟を極め、彼長庵に頼れて、先年淺草中田圃にて十兵衞の女房お安を殺害なしたる一條、逐一白狀に及びしかば、町奉行所へ引渡に相成り、其年の舊記を御調有りけるに、

正德三年十二月十八日

一百姓體の女の死骸年齡三十七八歲位

衣類木綿手織縞布子

木綿じゆばん半纏を著し

身の疵所

背より腹へかけ切疵　一ケ所

背より突貫したる疵　一ケ所

咽へ突込みし疵　一ケ所

兩手の指不殘切落しあり

右の通心當の者之有候はゞ、月番松野壹岐守役所へ申出づべく候事。

十二月

右は其節見知りの人も之なく、御取片付と相成りしに、三次の申立により十兵衞の妻お安なる事相分り、彌長庵の重罪相顯れしかば、越前守殿猶長庵を取調べられ、三次が白狀の趣を申聞けらるゝに、長庵心中に是はと仰天なせしかども、屹度腹を居ゑ、「是とても更に知らず」

との申立てによりて、又もや三次を呼出し、突合の上吟味有りけるに、長庵三次に向ひ、「拙者は村井長庵と申す町醫なり。貴樣には何と云ふ人なるや、見し事も無き御方なり」と素知らぬ顔して云ひけるを、三次聞いて大に笑ひ、「何と云るゝや長庵老、牢屋の苦にて眼も暗みしや、確乎し給へ。小手塚の三次なり」と云ひければ、「何ぞ牢內の苦が強ければとて、知己の人を忘れんや。更に貴樣は知らぬ人なり」と再度云へば、三次は惘れ果て、「嗚呼讃めたり長庵老、お安の一件を己が白狀せし故、其惡事を隱さんが爲にとほけらるゝか、其所らは貴殿より此方が苦勞人、最早何もかも御上へ知れて居る。己が白狀しねえとて、お互に助からぬ命なり。意地穢く愚圖々々せずと、綺麗に白狀して、惡黨は又惡黨だけ男らしく言つて仕舞へ」と云へば、長庵は彌空嘯き、「三次とやらん何を云ふ、己には少しも譯らぬ繰言。然ながら弟十兵衛の女房お安も、拙者の方へ來て居たが、思ひ出せば七年あと、不圖家出して歸らぬ故、如何なしたる事ならんと思ひ、出た日を命日に佛事を營み居たりしが、偖は貴樣が殺したるか」と、然も驚きたる樣子をなせば、三次は最早やつきとなり、「とほけなさんな長庵老、屋敷へ出すとお安を欺き、妹娘を苦界へ沈め、浮む瀬も無き罪科を、虫が知つたかお安めが、二人の娘に逢して呉れと、晝夜を分たず口說立て、逢して遣ればお富をも、賣つた惡事が露顯なし、內から火事を出す

都合、可愛想だがお安をば、何處へか連出し人知れず、殺して吳れろと賴んだ事を、よもや今更忘れもしめえ」と云へど、長庵落付きはらひ、「夫は其方が殺した話、此長庵は知らぬ事。御奉行樣宜しく御推察願ひます」と申立つれば、越前守殿豫て目を著けられし如く、是又長庵が惡事なりと思はるれ共、本人の口より白狀させんと猶も詞を和げ、「三次が斯く迄申しても覺無きや」と云はるれば、長庵、「然ばにて候、此上骨身をひしがるゝとも、覺無き事は申上げ難く候」と言ひ募るにぞ、「然らば猶後日の調」と、再度一同下げられ、長庵、三次の兩人は、又も獄屋へ引かれける。

○伊勢屋千太郎再度吉原へ通ふ事並久八再々應異見の事

爰に又伊勢屋五兵衞の養子千太郎は、舊の番頭久八が情にて、己の引負金迄も久八が自分に引請け、終に是が爲に久八は年來勤め、白鼠と云はれし功も水の泡となし、永の暇と成りし事、其身を捨てて養子千太郎の離緣を繫留めしは、最初其身が主人五兵衞を說勸めて養子となせし千太郎なれば、殊更忠義を盡せしゆゑ、千太郎の代ともなりしならば、舊の支配人に召使はんと堅く約束なし、千太郎より書面迄も久八へ渡し置き、千太郎も久八が忠義の異見骨身に染渡

り、一旦迷ひし小夜衣も長庵の姪なれば、五十兩の騙も同腹にて爲したる事ならんと思ふ故、愛想もこそもつき果てしかば、其後は絕えて廓へ足踏もせず辛抱して居たりし程に、見聞く人每に、久八の忠義により伊勢五の養子も人に成りたりと譽めければ、久八は蔭ながら悅びつゝ、己が今の姿も打忘れてぞ居たりける。然るに丁子屋の小夜衣は、伯父長庵が惡計に罹りて戀しき人の憂目に逢ひし事よりして、愛想を盡されしとは露程も知らざれば、外に增す花の出來もやせしか、若し御煩でも成されはせぬかと、山口巴の若者や女中に樣子を尋ねても、「御店へ直には參れねど、お文は都度々々中宿迄御屆申して置きましたが、其處へも絕えて御出の無い由。尤も其後お變りなう御辛抱との事ゆゑに、いづれ御出で有りましやう」と、取留もなき挨拶に、詮方盡きて小夜衣は、只明暮に神頼、神鬮、辻占、疊算、夫さへ驗の有らざれば、二階廻の吉六を、一寸と言つて小蔭へ招き、「今日は何樣とも都合なし、是非若旦那へ此文を手渡にして、今夜にも必ず御出の有るやうに、其言傳は斯々」と、幾干か小遣握らせれば、事に馴れたる吉六ゆゑ、委細承知と請込みつゝ、三河町へと急ぎ行き、湯屋の二階で容子を搜索ね、密々呼出し、千太郎に小夜衣よりの言傳を委しく語り、「おいらんは明けても暮れても若旦那の事のみ云はれて、頃日は泣いてばつかり居らるゝを、何程御店がお大事でも、絕てお足の向かぬとは、餘り

氣強い罪造り、何樣か御都合なされし上、一寸なりともお顏を見せて」と云ふを打消し千太郎は、「是さ吉六殿、お前迄が馬鹿にして、此千太郎を欺す氣か。那の小夜衣の狐阿魔、面に似合ぬ薄情者、お前は知らぬか知らねども、彼奴は伯父の長庵と腹を合せて、先々月己から金を五十兩騙取つたは是々の始末で、己が命をも旣に捨てんとせし程の騷を爲せて置きながら、叉今となり逢ひたいとは、如何に欺すが賣商でも、餘りに壓が強過る」と、取つても付かぬ挨拶に、吉六暫時惘れしが、「夫は長庵が一存の惡巧せし事ならん。小夜衣さんに限つては、其樣な御人ぢや御座りません。早速歸つておいらんへ、其御話を致しましやう」と、吉六息切立戾り、一伍一什を小夜衣へ話せば、小夜衣仰天し「那の伯父さんの惡巧、大事の〳〵若旦那に愛想盡をさせるとは、思へば〳〵恨めし」と、齒嚙をなせしが、其儘にウンとばかりに反返れば、姉丁山も駈來り、漸々にして氣は付け共、前後正體なく伏居るを、丁山、吉六力を付け、最一度文を認めさせ、叉吉六を三河町へ急がし立てて遣りければ、猶千太郎を呼出し、小夜衣よりの言傳と、有りし樣子を物語り、「文も爰に」とさし出せど、手にだに取らず千太郎は、袖振拂ひ立歸るを、暫時と止め種々に說勸めし故、澁々に文取上げて封押切り、讀むに隨ひ、小夜衣は少しも知らぬ眞心見え、伯父長庵が惡事を歎き、其身を悔ち悲む體、如何にも不便と思ふより、忽ち

狂ふ心の駒、良引止めん樣もなく、然樣なら今宵一走と、彼久八の異見も忘れ、「何れ返事は逢うての上」と言へば、吉六〆たりと雀躍なして立歸りぬ。夫より千太郞は店の都合を言拵へ、我家を出ると小夜衣の許へ其儘到りしかば、絕えて久しき逢ふ瀨ぞと、外の客をば皆斷り、其夜は部屋に差向ひ、「伯父長庵が惡巧、何と御詫の仕樣もなく、夫に付けても私まで、嘸や憎しと思すらん。然は然りながら夢にだも、知らぬ此身の事なれば、只堪忍を」と歎かれて、終に心も打解けつゝ、再び迷ふ千太郞、忠義一圖の久八が、異見の釘を寬めし事、嗚呼是非もなき次第なり。

○久八過つて千太郞を殺す事竝久八駈込訴に及ぶ事

天命は是耶非耶と言へるは、伯夷傳の要文なるべし。爰に忠義に凝つたる彼久八は、辛き光陰は送れども、啻千太郞の代に成りて呼戾さるゝを樂に、古主の樣子を聞居しが、此頃人の噂には、伊勢五の養子千太郞が、再度小夜衣の許へ通ひ初めしと聞えしかば、以ての外に驚けども、是は全く人の惡口ならん、千太郞樣には、よもや我異見を忘れは有るまじと、打過ぎけるに、或日朝まだきに、吉原土手を千住へ赴かんと、鐵砲笊を肩にかけて行過ぎる折柄、向ふより御納

戸縮緬の頭巾を冠り、唐棧揃の拵にて、疊つきの駒下駄を穿き、身綺麗なる若い者、此方をさして來掛るを、近寄り見れば、紛ふ方なき千太郎なりければ、是はと思ひし久八よりも、千太郎は殊更に驚怖きしが、頭巾を取り、何喰はぬ顔にて、「是は久八殿、何所へ行かるゝか。私は千住の天王様へ朝參の歸りなり」と云ふを、久八熟打詠め、涙をはら〳〵と流し、「這は情なき御心哉。假令何と云紛らさるゝとも、朝歸りは知れてある。未だ御身持を直し給はぬか。今の我身が辛いとて、御異見申すでは御座りませぬ。皆御身の爲なれば、少しは以前の御難儀を思召されて、御辛抱を爲さるゝ事は出來ぬかや。此後は屹度愼むと、堅き誓の御言葉を、よもや忘れは爲さるまじ」と、搔口說れて千太郎は、何と答も面目なく、消えも入りたき風情なり。稍有つて久八に向ひ、「段々の異見、我骨身に徹へ、今更詫びん樣もなし。以後は心を入替へて、屹度辛抱する程に」と、泣かぬばかりに詫びければ、久八も漸々面を和げ、猶種々と異見に及び、「御歸りの遲く相成りては」と、別れて後も後見送りしが、千太郎は圖らずも久八に行逢ひ面目なきまゝ、兩三日は辛抱なせしが、程過ぎるに隨ひ、又もや夜毎に通ひ居たりしに、其後朝歸りの道すがら向ふより來るは又々久八なれば、夫と見るより千太郎は土手下へ駈下り、畔傳に後をも見ずに迯げ去りけり。斯る事の早兩三度に及びし故、流石の久八も憤り、我忠義の仇

と成る事、如何にも〱口惜しや。今一度逢うて異見せん者をと、其後吉原土手の逡へ毎朝早くより久八は出行き、葭簾茶屋の蔭に潜みて待つとも知らず、三四日過ぎて、飲馴れぬ酒の二日酔に重き額を押しながら、二本堤を急ぎ足に歸る姿を遣過し、久八は千太郎が後より、「若旦那お早う」と言ふ聲聞いて千太郎は迯げんとするを、久八は透さず袂に取縋り、「此程もあれ程御諫申せしに、お通ひなさるは何事ぞ。其後も度々御見かけ申せど、此久八に隱れ廻り、少しも御身の落付かぬは、如何なる天魔が魅入りしや」と、涙を流し足摺しつゝ、千太郎が胸づくしを聢と捕へて、異見やら又呟くやら、我正直なる心より、狂氣の如く身を震し、「こなたへ御座つて篤りと、此久八が言ふ事を、御聞成すつて下され」と、まだ朝まだきで人通の無きを幸、中田圃の地藏の蔭へ引摺行き、猶段々と異見をなすに、千太郎も我身ながら餘とや思ひけん、一言も云はず、只々、「許したまへ」とばかりにて、兎角するうち久八が、忠義一圖に手先迄凝固りて、千太郎が咽喉の呼吸を思はずも締めたるものか、千太郎はアッと仰向に倒るゝにぞ、久八大に驚怖き周章て、これは如何して能からんと、田溝の水を手拭に浸して口に含ますれど、全く息の絶えたる樣子に、久八今は途方に暮れ、天を仰ぎ地に伏して悲み歎き、我身程世に因果なる者はなし、主人の養子が引負を身に引受けてかく恥も、若旦那樣を眞人間にして上げた

さに厭はばこそ、猶御異見を申す氣の、如何に凝るとて此手先と、我と我が手に喰付きしが、覺悟を極め、「此趣を御番所へ自ら訴へ、公の御法通りに御仕置を受くるが切ての罪滅し。然樣ちや然樣ぢや」と獨言、頓て千太郎の亡骸に打向ひ、「餘りあなた樣の御身の上の御爲を思ひ込み、斯くの始末に及びし事、御詫は程なく黄泉にて申上げん」と伏拜み、夫より一趁に南の町奉行所へ駈込み、「私は主殺の大罪人、御定法の御仕置願ひ奉る」と申立てければ、役人共は一時發狂人と思ひしが、容易ならざる訴なれば、直に一通り調有つて繩を掛けられ、越前守殿の白洲へ呼込みとなりしかば、久八有りし次第を逐一に申立てし時、既に其場所よりも横死人の屆出でけるにより、先久八は入牢申付けられ、檢使を其場所へ遣し取調に相成りけるに、年頃廿二三歳、身のうちに疵所是なく、咽を縊りし體にて、伊勢屋五兵衞の養子千太郎に相違なき趣は、久八より申立にて知られし事なれば、直に三河町の伊勢屋五兵衞を呼出に相成り、五兵衞より親里の富澤町甲州屋吉兵衞方へ知らせ、夫より同道にて彼土手下檢使の場へ罷り出で、吉兵衞二男にて、五兵衞方へ養子に遣せし千太郎なる旨口書になり、右に付死骸は五兵衞、吉兵衞の兩人へ引渡に成りたりける。元より久八が縊り殺したる趣自訴せしかば、翌日甲州屋吉兵衞、伊勢屋五兵衞、久八の伯父六右衞門等一同御呼出にて、調とこそは成りにけれ。

○越前守殿久八取調の事並 六右衛門呼出の事

然程に大岡殿には、翌日直樣吉原土手下の人殺一條調となり、其人々には、駈込訴人石町二丁目甚兵衛店六右衛門方同居久八、右久八伯父六右衛門、久八元主人神田三河町伊勢屋五兵衛代金七、富澤町甲州屋吉兵衛等なり。越前守殿 久八を見られ「昨日相尋ねし通り、其方舊主人養子千太郎を締殺せし段、最も重罪なり。然りながら後悔致し自訴に及びし段神妙に似たり。其始末は、何故右樣の所業に及びしや、仔細有る事ならん。眞直に申立てよ」と有りければ、久八首を垂れ、「私事計らずも千太郎を締殺し候段、別に仔細と申すは之なく、全く誤つて殺せしに相違御座なく候」と申立つるに、大岡殿、「否々、只誤つて殺せしと云ふ事有るまじ、何なりとも事故を包まず申立てよ。又六右衛門其方事、何等の緣合を以て此久八をば世話致し居るや。且此度の儀に付、心當も之あらば申立てよ」と申されし時、六右衛門愼んで頭を上げ、「私事は生國三州藤川宿に御座候。藤川近在に罷在り候兄の久右衛門儀、先年捨子を貰請け、慈み養育なし、廿ケ年以前私方へ連參り、何方へなりとも奉公致させ呉れ候樣にとの事に付、私世話致し、則ち三河町伊勢屋五兵衛方へ奉公住致させ申す處、一事の誤も無く奉公を大切に勤めし故、

主人の氣に適ひ、店の支配をも任せられ、私儀も安堵致し居り候に、昨年不慮の儀にて永の暇に相成り、廿餘年の勤功を水の泡となし、其上此度の大罪、私に於ても何故、右樣の所業致し候哉更々分明り申さず候」と申立つる。依て、一同へも漸々の手續尋問に相成り、翌日又々久八、六右衛門兩人を呼出にて、猶又調の處、六右衛門申立つる樣、「昨日も申上げ候通り、久八儀、誤にもせよ主人を害し候など申す儀は、私に於ても一圓合點參り申さず候。此度の一條何分にも其意を得難き事に候。當時賤しき渡世を致し居り候ても、正直一三昧に出精致し居り候」と申立てければ、越前守殿久八に申さるゝは、「其方事、昨日も尋問ねる通り、千太郎を害したるには別に仔細の有る事ならん。其仔細も有らば、包まず有體に申立てよ」と有りければ、六右衛門久八に向ひ、「御奉行樣の仰なり、其次第を包まず委細に申上げよ。千太郎殿の事に付ては、取分陰になり日向になりて心を盡し、又大旦那五兵衛殿へ、廿年來律義に勤めて主思ひの聞えも取つたる其方ならずや。何とて千太郎殿を締殺したるや、我にも更に仔細が譯らず。一伍十什を御奉行樣へ申上げよ」と六右衛門の言葉に、久八涙を流し、「只今伯父六右衛門申上げたる通り、二十ケ年以前五兵衛方へ奉公住仕り居り候處、據なき譯合にて、私五十兩の遣込に相成り、終に永の暇を受け候儀に御座候。又千太郎儀を誤つて殺害せしも畢竟は其」と云掛けしが口籠り、「何事

も皆前世の約束と斷念め居り候得ば、一日も早く御仕置を願ひ上げ候。又伯父樣にも是迄の事と思召し下されよ。兎角不屆者と御憎も候はん。殊に長々御世話に預りたる御恩をも報じ申さず、未來永々の不孝此上なく、是ばかりが殘念に候なり。何卒此段御勘辨下されよ」と首を砂利に摺付け、暫く泣伏し居たりけり。越前守殿、否是には何か深き仔細ありと見て取られ、押返して「如何に久八、其方事御所刑の儀は願はずとも遁るゝ事に非ず。然りながら公儀に於ては、事實の分明ならざる上は、假にも御所刑には爲給はず。其方唯今申したるには、千太郎を締殺したるも畢竟はと言ひしが、五十兩の金子の事ならん。其五十兩の引負金と云ふは、如何なる譯にて何に遣ひ捨てしや、有體に申立てよ」との事に至り、久八は元より、千太郎の引負金を我身に引請けたる事情を今さら云出せば、主人千太郎を締殺したる而已ならず、同人の惡名迄も顯す事本意なしと思ひける故、今迄は聊も云出さず包み隱して居たりしが、段々嚴重の尋問に、公儀を僞らんも恐れありと思ひ定めて漸々顏を上げ、「追々事をわけての御尋問に付、此上は包まず申上げるなり。舊主人伊勢屋五兵衛事世嗣の男子これなく、相應の養子も有らばと搜索ねるうち、千太郎事を申込み候者これ有りしに、五兵衛持參金が無くて不承知なる由を承り、私より段々と五兵衛へ申進め、終に千太郎を養子に致し候儀に御座候。然るに千太郎事若氣

の誤にて、新吉原江戸町二丁目丁子屋半藏抱遊女小夜衣に馴染めし處、同人伯父麴町三丁目町醫師村居長庵に、小夜衣が身請金なりと欺かれ、五十兩騙取られ候由、其節千太郎の容子怪しく見請け候まゝ、私意見を爲し樣子を承り候へば、云々なりと申すに付、千太郎の一時店より持出せし五十兩を私引負金と爲して永の暇になりし節、千太郎へ吳々異見を申し、以後屹度愼み候筈に付、私儀も嬉しく存じ、五十兩の金子は今以て私より少しづつ返濟致し居り候。然るに先日私事千住の紙屑問屋へ參りし途中、吉原堤にて千太郎が朝歸の體を見請け候まゝ、其節も厚く意見仕り、必ず遊女通相止め候積の處、兩三日過ぎ又々土手にて見請け候得へども、私の姿を見るや否、直樣橫町へ隱れ候事三度に及び候故、餘り殘念に存じ、其翌日より千太郎の戾道に待受け居り、漸々面會致し候間、土手下より中田圃まで胸ぐらを取つて連行き、悔しいやら悲しいやらにて夢中に成り、萬一手を弛めなば迯出さんとなす故、我知らず强く押へしに、過りて咽の呼吸を止めしにや、息の絕えたるに驚きつゝ、種々介抱成しけれ共、蘇生る容子も無く、暫時に冷くなり候まゝ、當御奉行所へ御訴申上げ候儀に御座候」と申立てければ、慈仁無類の大岡殿ゆゑ、忽ち久八の廉直なるを悟られ、「然も有るべしく」とて、其日は白洲を閉ぢられけり。

○一同惣呼出の事竝長庵吟味の事

偖も享保二年四月十八日、越前守殿には今日こそ村井長庵が罪科悉皆調べ上げんとや思はれけん、此度の一件に掛合の者どもを悉皆呼出され、村井長庵は兩度の拷問にても白狀せざる事故、身體勞れ果て、かゝる惡人なりと雖も、天定りて人を制するの時節到來なし、目も當てられぬ有樣にて、繩つきの儘白洲の中央へ引据ゑられたり。次に久八竝に小手塚三次、又神田三河町二丁目家持質兩替渡世伊勢屋五兵衞、富澤町の古著渡世甲州屋吉兵衞、新吉原江戶町二丁目丁子屋半藏代文七、右半藏抱遊女文事丁山、同人妹富事小夜衣、石町二丁目甚藏店六右衞門、麴町三丁目瀨戶物渡世忠兵衞竝に同人妻富、右町役人共一同御呼出と相成り、右一件願人赤坂傳馬町二丁目長助店道十郞後家みつ、伜道之助、右光店請人同所淸右衞門、右家主長助、都て掛合の者殘らずにて廿有餘人呼出に相成り、偖大岡越前守殿、千太郞父吉兵衞、養父五兵衞兩人の名を呼れ、「其方共、千太郞の死骸引取り候節、差出したる口書の通り相違はこれ無きや」と尋問ねらるゝに、兩人、「如何にも仰の通り相違御座なく候」と申立てければ、大岡殿又、「六右衞門、其方儀久八の申立に付何ぞ證據ありや」と云はるゝ時、六右衞門は、「千太郞より久八へ

渡し置きたる一札を目安方へ差出しけるに、越前守殿熟覽有りて長庵に向はれ、「其方事豫々惡事の段々露顯に及びたり。未だ此三次に賴んでお安を殺させたる一條、竝に札の辻に於て弟十兵衞を殺したる儀とも明白なるに、何とて白狀に及ばざるや」と申されけるを聞きて、長庵は猶も恐れず、「勿々以て右樣の儀ども更に覺御座無く候程に、白狀などとは思ひも寄らぬ事なり」と、大膽不敵にも白狀せざれば、越前守殿は、「丁子屋半藏代人文七」と呼ばれ、「其方尋問ねる次第巨細に答なるや」と有るに、文七徐に頭を上げ、「私事半藏の家事を取扱ひ居り候得ば、遊女に付候事は委細に辨へ居り候」と申すにぞ、大岡殿、「然らば抱遊女文事丁山、富事小夜衣の兩人は、何人の周旋にて何より抱へたるや。請人等巨細に申立てよ」と尋問ねらるゝに、文七、「丁山事は三河國藤川在岩井村百姓十兵衞と申す實親の判にて、麴町三丁目町醫師長庵儀は、右十兵衞の兄なる由にて請人に相立ち召抱へ候。又妹小夜衣事は、十兵衞死後なる故に、右長庵賣主にて、小手塚三次と申す者請人に御座候」と申立てける時、越前守殿、「如何に長庵、姉は十兵衞に相賴まれ賣りしならん、妹の小夜衣は誰に賴まれて賣渡せしや」長庵答へて、「弟十兵衞橫死の後金子は紛失致し、彌身體立行難く、十兵衞の妻安に賴まれ、賣渡の節三次を請人に相賴み申候」と聊か憚る色なく申立てければ、越前守殿莞爾と笑はれ、「其りやこそ長

庵、汝の口より追々尻を割るではないか。有體に申せよ」と、如何なる惡人とても、成丈吟味の上にも吟味致さるゝこそ有難けれ。

○越前守殿小夜衣に尋問の事並長庵三次に罪を負せる事

越前守殿には、又丁山小夜衣に向はれ、「此長庵は其方共の爲に伯父とは云ひながら兩親の敵なり、遠慮に及ばず、心得有る事は有體に申立てよ。猶も妹小夜衣には、別に尋ねる仔細有り、其方が身の代金は、母存生の內母の手に渡したるや、よも母安へは渡すまじ。萬一包み隱す時は汝等が身の爲に相成らぬぞ」と有りける時、小夜衣は女ながらも心男々しき性質なれば、「大岡殿の詞に隨ひ、「私苦界へ沈みし事は、父が人手に掛り、其上姉の身の代金も奪れしとの事を國元にて聞きしより、母には氣の違はぬばかりにて國元の家を仕舞ひ、私を連れて麴町の伯父の所へ來て居りし中、姉に逢してやると此三次と云ふ人と伯父が申すのに欺され、丁子屋へ連れられ行きし儘終に身を賣られ、是非なく勤め居りしに、其後母は不圖家出せしまゝ行方が知れぬと伯父が話せし程ゆゑ、私の身の代金は母の手へは請取り申すまじ」と申立てれば、越前守殿、「然も有らん。コリヤ長庵、小夜衣が申立は斯くの通りなるぞ。然すれば小夜衣が身賣の事を後家

安より其方へ賴むべき所謂なきにより、金子は勿論安に渡す譯なし。全く小夜衣が申立てる通り、其方と三次と申合せ、姉に逢はして遣ると僞りて連出し、身を沈めしうへ、身の代金の三十兩は兩人にて遣捨てたるに相違有るまじ。夫故にこそ三次に賴み、後の憂を除かん爲、又お安をも連出して中田圃に於て殺害に及ばせしならん。右は既に三次が申立にて聢と相分り居る處なり。如何に三次、其方事追々申立てたる通り相違なきや」との糺問に、三次首を上げ、「此程申上げました通り、十兵衞の後家お安へは、妹娘は或屋敷へ奉公に上げたと僞り、私と長庵兩人で丁子屋へ三十兩に賣代なし、其內私は長庵より僅に五兩貰ひ候處、お安も其後妹娘の行先が變だと思うたやら、兩人の娘に逢して吳れ〳〵と長庵に晝夜を分たず迫るより、逢はせて遣れば化の皮が顯るゝにより、娘に逢すとお安を欺き、人なき所へ連出し殺して吳れろと長庵に賴まれたのが因果づく、中田圃にて殺した始末、思出しても悽とする。是等の話を僞す事も兩人の娘へ懺悔なり」と、今眼の前に見る如く、云々是々斯樣ぞと、お安が苦痛の死をなしたる其有樣を申立て、長庵に向ひ、「何と此通りだ。未練らしくとほけずと立派に白狀しねへか」と、三次が話を聞くよりも、思はず知らず聲をあげ、あつとばかりに泣沈む、母の橫死の有樣が、眼に見る樣に思はれて、姉妹二人が心の中、哀と言ふも餘りあり。又長庵は是を聞き、「是三次、何を

云ふ、夫は幾度云つても汝が殺した話、夫を又此長庵に、白狀せよの言つて仕舞へのとは何事ぞ。某に於ては何も言ふ事はない。如何樣人間の命を取るほど有つて不屆の奴なり。此長庵は人を助くる仁術に此世を送る家業故、機に觸れては定業にて、病の爲に死す人を見てゐるさへも不便なるに、まして非業の死を遂げる有樣は嘸々恐しき事ならん。拙者のやうに氣の弱き者などは、見たばかりでも氣を失ふぞ。如何にも貴樣は肝の太き男なり。是兩人の娘、問はず語りの此三次は、二人が母の敵なるぞ。能々御奉行樣へ御願ひ申し、敵を討つて貰ふが能い」と、懇切さうに申聞け、又居直りて、「御奉行樣、私よりも願ひ上げます。妹の安は此三次めが殺せしと承る上からは、直にも打果すべき奴なるに、現在妹の敵と名乘りて側に居ながら、手も出されぬ我身は如何に口惜し」と齒がみをなすを熟見られ、越前守殿心中に、何程佞奸無類の曲者にても、斯く迄強惡なる奴は他に有るまじと歎息されしが、「其方は惡人に似合はぬ未練千萬なる奴なり。安女は小手塚三次が殺したるにもせよ、その三次をば誰が賴んで殺させたるや。汝三次に賴んで殺させたれば、己が手を下して殺せしより猶以つて不屆なり。又最前三次を突合の節、三次をば知らぬ者なりと申せしが、其後に至り三次は知己の趣に申立つる等、前後不都合なり。且此程より追々取調べる通り、八ケ年以前に弟十兵衛を芝札の辻に於て殺害に

及び、姪の文を賣つたる金子を奪取り、夫而已ならず浪人道十郎へ其の罪科を悉皆く塗付け、終に公儀を欺き寃に陥れたる段、證據人忠兵衛が申立の通り聊か相違なく聞ゆ。然るに忠兵衛は恨有る者故、右樣の事を申立て候などと無體の儀を申掛け、再度忠兵衛夫婦に罪科を負せんと致したれ共、既に其方の申口相違致したるに付、流石に申論ずる事能はず、恐入つたるには非ずや。然る上からは一事が萬事と知るべし。此上にも申爭ふに於ては、猶追々嚴重取調に及ばねば相成らず。重ね〴〵の憎みを蒙り、自身も種々の辛き目に逢はんより、事十分に顯れたる上は、惡徒は惡徒だけの肝魂の有る者なれば、未練と人に笑はれんよりも、流石に潔き長庵と云はるゝ樣に白狀致して仕舞へ」と、段々理非を釋けたる名言を、飽まで欺く長庵は眞面に成り、「是は新しき仰哉。成程忠兵衛が妻富と密通を仕りしと申上げし、は私此度寃の難題を申掛けられ、餘りと申さば無念さに、私とても申掛致し候なり。其外の儀は恐れ入るべき箇條更々之なく、何事も仰の趣は存じ候はず」と、事もなげに陳じける時、越前守殿、「コリヤ長庵、然らば其方に猶新しき事を尋問ぬる箇條有り、汝三河町二丁目の伊勢屋五兵衛養子千太郎を欺き、五十兩の金を騙り取つたる段相違なきや。此儀は證據人の久八眼の前に有り、如何如何」と糺問有りしに、長庵は然も仰天せし顏色して、「是は〳〵又しても御奉行樣の御難題

ばかり、私曾て伊勢屋千太郎などと云ふ名前も知らず、ましてや五十兩の金子を騙り取つたなどとは存じも寄らぬ事にて候。又久八とやらん、何故に右樣の儀を申立てたるや、其意更々合點參らず候。嗚呼長庵が重る不運の時節なるか、斯迄人々に憎みを請くる事、醫は人を助ける仁術の渡世にて、陰德有れば陽報ありとの古語も當に成らず、口惜しく候」と獨言を云ふを、越前守殿、「汝此上は眼に物見せん」と少しく怒の色を顯されしかば、一同の者は顏を見合せ、如何なる拷問に掛けらるゝやと長庵を憎みてぞ居たりける。

○越前守殿久八へ尋問の事竝久八逐一申立の事

又越前守殿は久八の方を見られ、「如何に久八、五十兩の金子を千太郎が是なる長庵に騙取られたる始末、此所にて逐一に申立つべし」と有りければ、久八は愼んで頭を上げ、「私舊主人千太郎事、先般も申上げたる通り、若氣の誤より新吉原江戸町丁子屋半藏の抱遊女小夜衣の方へ通詰め候處、右の長庵事は小夜衣と伯父姪の中に候由にて、千太郎と知己に相成り、其後千太郎方へ長庵參り申聞け候には、小夜衣事木場邊の客人に身請致さるゝ樣に相成り候得共、小夜衣は千太郎の方へ何卒參り度由長庵へ呉々相談なせしと雖も、金づくの事故何共致し方御座無

く候間、金子五十兩何卒才覺致しなば、親元身請に爲して、木場の客の方は相斷り、長庵宅へ小夜衣を請出し置き、其上夫婦になすべしとの僞言を、千太郎は現在の伯父の申す事故實情と心得、店の有金の內五十兩取出し長庵へ相渡し、兩三日過ぎて千太郎は長庵宅へ參り、小夜衣の事を申せしに、長庵儀右樣の金子預りし覺え無之、殊に逢ひし事も無き人なりとて更に取合ひ申さず。餘りの事に千太郎段々と掛合に及び候處、却つて長庵大に立腹なし、跡形も無き事を言掛け候段不屆者なりとて、散々に打擲に及び候由。右の始末故據なく千太郎は立歸りしかど、如何にも殘念に存じ詰め候より、再度長庵方へ罷越し、長庵を刺殺し其身も自害仕らんと覺悟の機から、私樣子を見請け候まゝ、取敢ず引止め、其事柄を段々承り、種々意見仕り候處、全くは小夜衣に心を取られしより斯る工に罹りし事故、已來は屹度小夜衣の事は思ひ切ると千太郎申し候に付、長庵に騙取られし五十兩は其儘取れ切に致し、其五十兩の金子は則ち私の引負金に引受け候儀に御座候」と事委細に申立てければ、越前守殿小夜衣の方を見られ、「小夜衣其方事も久八が申立てたる事ども覺有るや」と尋問ねらるゝに、小夜衣は、「長庵が五十兩の金子を千太郎より騙り取りし事は、千太郎存生の節、私方へ參られし折柄委細に聞及びし故、甚だ悔しく思ひ居り候」と有體に申立てける程に、越前守殿點頭かれ、「引合の者共悉皆く申立

により、長庵が惡事の箇條明白に了解りたり。因ては猶長庵に問ふ事あり、既に久八の中立つる通りにて相違有るまじきに、猶又小夜衣が中立の趣强以て相違有るまじ。此上にも陳じ僞るや」と膝を進めて申されけり。

○往古譬の事竝青砥左衞門尉藤綱の事

古語に曰ふ有り、其以てする所を視、其由ふ所を觀、其安んずる所を察す、人焉んぞ廋さん哉、人焉んぞ廋さん哉、爰に僞り飾る者有り、然れ共其者の眸瞳の動靜を察る時は、必ず其眞僞現るゝと、宜なる哉。然れ共萬一庸人の奉行となりて、强情奸曲の者を調べるに於てをや。或は面體惡氣にて心は善良なるも有り、或は面體柔和にして胸中大膽不敵なる者有り、所謂外面如菩薩內心如夜叉と佛も說給ひし如し。然れば其面體柔和にして形容も柔和なる者の言ふ事は、自然と直なる樣に聞ゆれども、其中に邪心を含み工める奸賊も有り。面體見惡き者の申立つる事は、言葉續明かにして僞飾有る樣に聞え、品に因りては裁許の過なしとも云難し。然れば鎌倉七世の執權北條時宗を補佐して、問注所の總裁職を勤め、美名を後世に傳へし青砥左衞門尉藤綱は、公事訴訟等を聞かるゝときは、必ず眼を閉塞ぎて調べられしとこそ聞えたれ。抑越

前守殿此長庵を一目見るより、此奴は容易ならざる不敵の者なれば、尋常の糺問にては事實を吐くまじと思はれしにより、斯くは氣長に諭しながら糺問されしなり。然りと雖も長庵は何事も曾て存ぜずと而已申立て、口を閉ぢて居ければ、此上は詞を以て諭さん樣もなく、拷問に及ぶより外はなしと思はれしなり。然れども猶徐に長庵を見られ、「如何に長庵、札の辻人殺の罪を道十郎に負せし事は、既に忠兵衞と言ふ證人あり。又千太郎を欺きて五十兩の金子を騙取り、其上千太郎を罵り打擲に及びし事は、久八並に其方姪小夜衣が申立と符合して明なり。又弟十兵衞の女房安を殺させし事は、眼前に汝が頼みし無宿三次より疾く白狀に及びし事なれば、如何に其方鷺を烏と爭ふとも遁るゝ事は叶はず。速に白狀せよ」と諭されければ、大膽無類の長庵も最早叶はじとや思ひけん、見る中に髪髯逆立ち兩眼に血を注ぎ、惡鬼羅刹の如き面を振上げ、一同の者を礑と白眼みし其形容に、居並び居たる面々何も身の毛も彌立つばかりに思ひ、斯る惡人なれば如何なる事をや言出すらんと、皆々手に汗を握りて控へたる。其中にも彼丁山、小夜衣の兩人は、アッといひて砂利に鰭伏し、戰慄き居たりけり。長庵は齒をぎりぎり嚙締め、「汝等一同確乎に聞け。汝等は揃も揃ひし愚鈍なるに、其智惠の足らざるを思はず、能くも我事を訴人せし者なるかな。然りながら今日只今迄は假令骨々を斷割られ、鉛の熱

湯は愚、水責火責海老責に成るとも白狀なすまじと覺悟せしが、御奉行樣の御明諭により、今ぞ我が作せし惡事の段々不殘白狀せん」と、長庵が其決心は、殊勝にも又憎體なり。

○村井長庵惡言の事竝同人彌白狀の事

偖も越前守殿に於ては、夫々確固なる證據人の有る事を言はざる、奸惡無類の大賊に似氣無き卑怯者なりと思されしに、長庵が今ぞ殘らず白狀なさんとの一言に、流石惡徒は惡徒丈に了簡を改めし者かと言葉を和げられ、「白狀するとは神妙の至りなり」と申さるゝに、長庵眼を見開き、「御奉行越前守殿に益も無く御骨を折らすも恐入れば、今こそ殘らず白狀爲すなり。仍て此長庵が身は刑罰に成るべけれども、魂魄は此土に止り、己等一同に思ひ知らするぞ。其中にも忠兵衞は第一の大恩人なり、能くも〱八ヶ年以前の事を、事新しく今更に道十郎が後家に告口なし、此長庵が命を縮めさせたるは、忝ない共嬉しいとも、禮が言盡されぬ故、今は括られた身の自由ならねば、孰れ黄泉から汝も直に取殺し、共に冥土へ連れて行き、禮を云ふから待つてゐるよ。必ず忘るゝ事勿れ」と、憤怒の目眦逆立ちつゝ發と白眼み、兩の手をひし〱と握りつめ齒を喰ひしばりし恐怖しさに、忠兵衞夫婦は白洲をも打忘れ、アツと云樣立上り迯げ

んとするを、忽ちに警固の者に引据ゑられ、悶絶なさぬ計なり。稍有つて泣聲出し、「是申し長庵殿、御死なされし其後にて、私宅へ禮などに御出成さるには及びませぬ。私とても御前には何の恨も無けれども、八ヶ年の其昔天神樣の裏門前で逢ひたる事を、圖らずもお光殿より尋ねられ、迂濶り口が辷りしを、是非證人に立つべしとお光殿をば同道なし、其處に居らるゝ長助殿に談じ付けられ、仕方もなく斯樣の事に成つたる譯、何樣ぞ勘辨して下され」と兩手を合せて泪を流し、詫入る體こそ笑止しけれ。長庵は忠兵衛を尻目にかけ、「默れ忠兵衛、入らざる汝が喋々より我舊疵を再發させ、科人の身と成せし事思ひ知れや」と言ひながら奉行の方に打向ひ、割れるばかりの大音揚げ、「是迄爲したる我惡事を、逐一竝べて御聞せ申さん。然は然りながら自分でも、忘るゝ程の數々なれば、お忘なき樣聞て下され。此長庵は在所なる、岩井村に在し頃、博奕崩の喧嘩より、同村に住む勘次郎を、殺す氣もなく打殺し、夫より村方を逐電して、此大江戸へ出てより、所々方々の小稼は、言はずと知れし小盗人、盗みし金や神農も、嘗殘したる質種を、資本に初めし醫者家業、傷寒論は讀めねども、醫は位なりとて衣服で驚し、馬鹿にも付ける藥迄、舌三寸の匙加減で、やつて退けたる御醫者樣も、斯う成つては長棒の、駕より命をしまい肩、ばつた〳〵と何もかも、夕の夢の過たる惡事、先第一は現在の、弟を殺して

此所に居る、姪のお文の身代金を、奪取りたる後腹は、道十郎の傘で、廣がる惡事を骨さへ折らず、中山殿を欺いて、道十郎へ疊み付け、又小夜衣も賣代爲し、身の代金は博奕と酒と、女郎買に遣ひ失し、其上に又小夜衣の手紙を種に、伊勢屋の養子千太郎を旨くも欺き、五拾兩と云ふ大金を騙り取り、其外二十や三十の、小な仕事は數知れず。兎角惡錢身に付かず、忽ち元の木阿彌と、貧乏獨利も干上る時、弟の女房のお安めが、娘に逢せろ〳〵と、每日々々迫るのも、惡事を働く邪魔なるゆゑ、子分の三次に申付け、殺させたるに相違なし。餘り惡事の身代が能過ぎる故に、年月の過ぎたる事は白狀するも面倒なり」と申立てければ、越前守殿呵々と打笑はれ、「汝長庵、永々强情に申陳じ居たりしが、只今と成りて能くも自分の惡事に相違なしなどと白狀せしもの哉。併しながら先は神妙の事なり」と言はれ、次に久八に向はれ、「不便なるは其方なり。如何程千太郎の惡しくとも、主人と名の付きし者を、假令過にもせよ縊殺したる上からは、五逆の罪は遁るゝ道無し。然れ共其方の身分は元來捨子なる由、最初よりの事ども篤と相尋ね度き事あり。依て伯父六右衛門に尋ねん。其方日外一寸申立てしが、猶委細に久八が人と成の始末申立てよ」と有りければ、六右衛門愼んで首を上げ、「仰の如く此久八は、元三州藤川宿の町外に捨置かれし身に御座候」（是より久八の事柄は六右衛門が申立の讀續なれども、人

情の貫徹かざる所も有るにより、讀本の口調に換れば、諸君怪しみ給ふ勿れ）

○京都丸山料理人吉兵衛の事竝女房お久病死の事

抑久八は、去る元祿の頃京都丸山通に安養寺と云ふ大刹有り、其門前町に住みて寺社巨商等へ出入を爲す割烹人吉兵衛と云ふ者、いまだ獨身ゆゑ妻を勸むる者の多かりしが、軈て良縁有りてお久と呼べる女を娶りけるに、容貌人に優れ、殊に裁縫を能くし、讀書も拙からず、料理人の女房に成し置くは勿體無きなどと、見る人毎に言合へる程なれば、吉兵衛は一方ならず思ひ、偕老同穴の契淺からず、暫時連添ふ内妊娠なし、元祿二年四月廿八日玉の如くなる男子を儲け、夫婦の喜悦譬ふるに物無く、蝶よ花よと慈み育つる中に、間も無く妻のお久時の流行風邪を引きたるが初めにて、一兩日過ぎる中に發熱甚だしく、次第に病重りて、更に醫藥の効も無く、重症に赴きしかば、吉兵衛は易き心も無く、殊に病の爲に乳は少しも出ず成りければ、妻の看病をしつゝ情有る家へ乳貰に赴き、漸々にして育つれ共、乳の足らざれば、泣沈む子よりも猶悲く思ひ、もう此上は神佛の加護に預るより他事無しと、吉兵衛は祇園清水其外靈場へ祈誓を掛け、精神を摧きて我妻の病平癒なさしめ給へと祈りしかど、定り有る命數にや、日増

に勞れ衰へて、今は賴み少き有樣に、吉兵衞は妻の枕邊に膝さし寄り、彼是と力をつけ言慰めつゝ、「何か食ふべよ、藥を飮みね」と、いと信實に看病りなせども、今ははや臨終の近く見えければ、夫婦親子の別の悲しさ、同じ涙にふし芝の、起きる日もなき燒野の雉子、孤子になる稚兒より、捨てて行く身の親心、重き枕を揚兼る、妻のお久は熟と、夫の顏を打詠め、物ごしさへも絕々に、「此子を賴む、此子を」と、云ふ一言が此世の餘波、涙に濕る枕邊は、雨に亂れし糸萩の、流に沈むばかりなり。然れば男ながらも吉兵衞は、狂氣の如く歎きつゝ、斯くまで妻の顏痩せて、昔に變る哀さよと、落つる涙を堰敢へず、空しき死骸に抱き付き、「のう我妻よ、今一度此世に戾りて給はれや、言ふ事有り」と臥轉び、「如何なればこそ此如く、敢果無緣に有りしや」と、呼べど叫べど答さへ、泣きゐる我子を抱上げ、「今日より後は如何にせん、果報拙き乳呑兒や」と、聲を放つて悲むを、近所の人々聞知りて、追々集り入來り、悔み言ひつゝ吉兵衞に力を付けて、一同に通夜迄もなし、翌朝は泣く〳〵野邊の送さへ最懇に取行ひ、妻の紀念と孤子を、漸々男の手一つに育てて月日を送りけり。

○吉兵衛難儀の事並三州藤川宿捨子の事

偖も吉兵衛は素より富める身ならねば、乳母を抱ゆべき金力も無く、情有る家へ便り、腰を屈めて晝夜を分たず少宛の貰乳を爲し、又は乳の粉や甘酒と、一日々々を送る體、側目で見てさへ不便なるに、子の可愛さの一筋に、小半年程過せしが、妻のお久が病中より、更に家業もなさぬ上、死後の物入何や斯やに、家財雜具を賣喰なし、迂濶々々活計して居たりしが、吉兵衛倩々思ふ樣、獨身なれば又元の、出入の家々へ賴みても、庖丁さへ手に持つならば、少しも困らぬ我身なれど、此兒の有る故家業も出來ず、此上居喰にする時は、山をも空しく失す道理、子供を何處へか遣りたくも、些は金子を付けざれば、貰うて呉れる人もなし。又貰乳に行く度にも、初の程は機嫌能く、呑せて呉れし家にても、今日は用事で他行せり、今朝から風邪の心地にて、乳の出樣も少くなり、宅の子にさへ飮足らねば、御氣毒だと斷を、言はれて戻る其つらさ。斯くては終に親子共、餓死より外に目的なし、如何なればこそ斯く迄に、哀の身とは成りけるぞや、思ひ廻せば運す程、妻のお久に別れしが、此身の不運不幸ぞと、思案に暮れて居たりしが、所詮斯樣の姿にて、故鄕に恥を晒さんより、寧そ江戸の淺草にて、水茶屋渡世の甚兵

衞は、從弟の緣もある事故、彼を便りて行くならば、叉能き手段も有るべきやと、心の内に思ひを定め、賣殘したる家財を集め、金に換つゝ當歲の、兒を懷に住馴れし、京都の我家を立出でて、心細くも東路へ、志してぞ下りける。元より馴れぬ旅と云ひ、殊に男の懷に、當歲の兒を抱きての驛路なれば、其辛さは云ふも更なり、漸々にして大津の宿を辿り過ぎ、打出の濱を打越して、堅き石部や草津宿、草枯時も今日と暮れ、明日の空も定め無き、老の身ならねど坂の下、五十三次半迄、懷の兒に添乳を貰ひ、當なき人の乳を當に、行く先々の氣配は、難儀艱難辛苦とも、云はん方なき事どもなり。漸々にして三州岡崎迄は來れども、素より手薄の其上に、旅の日數も重れば、手當の金子をも遣ひ込み、殘り少に成りける程に、心は彌猛に思へども、猶如何に共爲術なく、畢竟斯る難澁に、及ぶと云ふも兒の有る故、身の振方も成らぬなり、此上親子餓死に、成行く事の悲しさよ、寧そ此子も妻諸共に、死んで吳れなば此樣に、今の困苦はせざりしものを、泣く〳〵賴む貰乳の、足らぬ勝なる養育に、繫ぐ我子の玉の緒の、細くも五體瘦せながら、虫氣も有らぬ健さ。緣有ればこそ親子と成り、何知らぬ兒に此憂苦を、見するも宿世の因緣なるか、不便の者やと悔ちしが、我から心を鬼になし、道途に迷ふ親の身を、助かる方便は此乳子を、捨てるより外に思案なしと、我子の寢顏を打詠め、淚ながらに心を定め、

其處よ彼處と思へ共、竟に其日は捨兼ねて、同じ宿なる棒端の、堺屋と云ふ旅籠屋に、一宿なして明の朝、此所の旅店を立出でて、人の往來の無き中に、疾く捨てなんと右つ左つ、其場所がらを見歩行く折から、早藤川にさし掛り、夜も良白む頃なれば、宿外なる或家の、軒端の下に寢たる子を、そつとさし置き立出でしが、又立戻り熟眠せし、其顏熟打ながめ、偶此世で親と子に、成りし緣も斯くばかり、薄き契ぞ情なし。然れど汝を抱へては、親子が畢に餓死、外に爲術なきまゝに、可愛我子を捨つるぞや、强面き親と怨みなせそ。只此上は善き人に、拾ひ上げられ成長せば、其人樣を父母と、思ひて孝行盡すべしと、暫時淚に暮れたりしが、斯る姿を他の人に、見咎められなば一大事と、二足三足去掛けしが、又振返りさし覗き、嗚呼我ながら未練なりと、心で心を勵しつゝ、思ひ極めて立去りけり。

○捨子人情の事竝久左衞門捨子を養ふ事

夫生きとし生ける物、子を愛せざるはなし。燒野の雉子夜の鶴、皆子を思ふが故に、其身の危きをも顧みず、況んや萬物の靈たる人間界に於てをや。然るに情無くも吉兵衞は、妻の死去せしより身代をも仕舞ひ、住馴れし京都を後になし、孤子を抱へて遙々東の空へ赴く途中、三州

迄は來れども、殆ど困窮に迫り、餘儀なく我子を藤川宿の町外に捨てたるは、是非もなき次第なり。嗚呼勿體なくも一天萬乘の皇帝も、世の中下樣の人情を知ろしめされ給うて、後水尾帝の御製に、

あはれさよ夜半に捨子の泣きやむは母にそへ乳の夢や見つらん

とは、夜更けて外面の方に赤子の泣く聲の聞えしは、捨子にやあらんと、最哀に聞えたりしが、兎角するうちに彼泣聲の止みたりしかば、如何せしやらんと思ひぬるうち、又もや泣出しける程に、扨は今暫し泣止みしは、捨てられし子の夢心に、我母に添乳せられし所をや見むならんと、一入哀のいやませしと、言ひつる心の御製なり。又芭蕉翁の句にも、

猿さへ捨子は如何に秋の暮

是や人情の赴く處なるらん。扨又藤川宿にては、夜明けて後所の人々、此捨子を見付け、村役人に屆けなどする中、一人の旅僧鼠の衣に麻の袈裟を身に纏ひ、水晶の珠數を片手に持ち、藜の杖を突きて通りかゝりけるが、此捨子を見て杖を止め、頓て立寄りつゝ、彼小兒の袖を廣げ、腰なる矢立を取出して、筆滸らかに認められしは、

汝父に疎まれしに非ず、母に疎まれしに非ず、父母捨つるに非ず、自分の薄命なり。

貧歷

元祿二年九月

と書付けて其儘に行過ぎける。兎角する内に村方の役人其外大勢の人集りて、地頭代官所へ訴へ出でければ、役人方見分の上、捨子の儀は村方へ養育申付けられ、小兒は村方預と成りたるに、同村の百姓久左衛門と云ふ者有りしが、妻出產の後間も無く其子病死なし、最本意無く思ひける所、乳のあるより村役人に賴まれて此捨子を預り養育せしに、追々馴染むにつれ愛も優りしかば、寧そ此子を貰ひ受けんと、夫婦相談の上村役人へ申入れしにぞ、早速其筋へ屆け濟の上、米三俵を添へて彼捨子を久左衛門へ遣しける。依て名をも久八と附けて、夫婦の寵愛淺からず養育しけるに、一日々々と智惠付くに隨ひ、他所の兒に優りて利發なるにより、末賴母しき小兒なりと慈みける中、月立ち年暮れて早くも七歲の春を迎へ、手習に通はせけるに、讀書とも一を聞いて十を知り、兩親の言葉を背く事無く孝行を盡す故、夫婦の歡一方ならず。久八も手習より歸れば、何時も近所の子供と遊びけるが、折に觸れては少しの爭より、友達子供等が、「久八の捨子々々」と云ひければ、何とて我事を捨子々々と云ふやらんと、泣顏にて我家へ歸り、久左衛門夫婦に向ひて、「友達衆が喧嘩がてらに、私の事を捨子々々と每度言罵るは何故にや」と不審氣に尋ねられ、久左衛門夫婦は顏見合せ、暫時默して居たりしが、淚を流し、

「如何にも道理なる尋なり。今日まで云はざりしが、實は其方事七年前、藤川宿の町外に捨てて有りしなり。其時其方の袂に書付けて有りしは是なり」と、彼僧の落書まで殘り無く物語に及びければ、久八は子供心に我身の上を初めて知り、捨子と云はるゝを深く恥ぢたりけん、其後は手習も我家にてなし、遊にも外へ出行く事なく、柔和に母の手傳などをして、我家の内に遊び居るを、養父母も其樣子を見て取り、頻に其心根を不便に思ひ、夫婦相談の上江戸表へ連行きて、奉公にてもさするならば立派な人に成りもやせん、幸弟六右衞門が江戸本石町二丁目に渡世して有りければ、是へ往きて賴み、何れへなりとも奉公に出さんものをと、忽ち心一決爲し、久左衞門は軈て江戸へと久八を連れて下り、弟六右衞門に逢ひて事の仔細を委しく話し、賴み置きつゝ歸りけり。因て六右衞門所々を聞合せけるに、神田三河町二丁目にて彼質兩替渡世伊勢屋五兵衞方にて子供を抱へたき由を聞込み、早々賴み入れ、吉日を選んで奉公にぞ遣しける。

○六右衞門申立の事竝　甲州屋吉兵衞久八が助命願の事

然るに此伊勢屋五兵衞と云ふは、古今稀なる吝嗇人にて、其吝き事譬ふるに物なく、所謂爪に

季半にて出代はる者多き中に、久八のみ幼年なりと雖も發明者にて、殊には親に捨てられたる其身の不幸を心に忘れず、何事も主人五兵衛の心に協ふ樣に萬事に心を配り、曾て外々の者とは事變り、其辛抱は餘所目にも見ゆる程なれば、近所近邊の者に至る迄、伊勢五の忠義者々々々と評判高く、一年々々と年重りて、終に二十年を送りける故、吝嗇無類の五兵衛さへ萬端久八に任せ、主人に代りて取扱ふ樣に成りける程に、彌々人々賞美して、伊勢五の白鼠と云はれて店向の取締をも爲す事となりたりけり。因て右捨子の次第を具に六右衞門より申立てければ、大岡殿熟と聞かれし、再び尋問ねられんとせし時、白洲の端に控へし彼富澤町の古著渡世甲州屋吉兵衞は、先刻より久八、六右衞門兩人の申立を聞く度毎に膝を進めて、驚怖きながら、久八の顏をじろ〳〵と打詠め居たりしが、今六右衞門が詞の切れたるを見て、「恐れながら申上げます」と正面へ進み出で、頓て越前守殿に向ひ、「久八事、私二男千太郎を締殺せしと自訴仕りしと雖も、全く殺したるに非ず。千太郎事一體幼少の頃より持病に癲癇有之候故、其場にて右の病差發り候儀と存じられ候。且又千太郎儀は久八の恩儀を格別に受居りし事なれば、中々以て意趣遺恨など有るべき樣御座なく候により、私に於て更々恨とは存じ申さず候。就ては格別の御慈

悲を以て久八助命仰付けられ下置かれ候様偏に願ひ上げ奉り候」と頻に繰返々々願ひ立てける程に、有合ふ一同の者共、昨日迄何とも言はざりし吉兵衛が、俄に遮つて助命を願ふ事、最不審しくぞ思ひける。扨も此甲州屋吉兵衛と云ふは、其已前京都丸山安養寺門前に住居せし彼料理人吉兵衛にして、東都へ下る砌藤川宿の外へ小兒を捨て、其後江戸表へ出でて從弟の甚兵衛を頼み、所々方々料理の手間取をして居たる中、上野の山内へ出入となり、四軒寺町本覺院の住寺の贔屓に預りたり。此刹の和尚と云ふは、彼藤川宿にて先年捨子の袖へ落書なしたる僧なりしが、或日吉兵衛へ行脚せし頃の物語より、彼藤川宿に於て捨子の袖へ落書爲したる事を話しけるに、吉兵衛心に驚き、「夫は何年頃の事なるや」と尋問ねければ、和尚は指折算へ、「元祿二年九月の事なり」と聞くより、吉兵衛は涙を浮め、「其子を捨てたるは即ち私なり。其事柄は云々斯樣々々の貧苦に迫り、現在我子を捨てたり」と、我身の罪をも打忘れて懺悔なすにより、和尚も奇異の事に思ひ、夫より別して吉兵衛を贔屓になし、富澤町古著渡世甲州屋とて、身代も可成なる家へ入夫の世話致されたり。其後吉兵衛夫婦の中に男子二人を儲け、兄を吉之助と名付け弟を千太郎と呼び、昨日に變る身代となり、我身の安心なせしに付けても、其昔京都にて妻のお久の不仕合、又藤川の宿外へ捨てし我子は其後に如何なりしや、情ある人に拾はれ育ち

しかと、種々手を盡し探索ねしかど、更に樣子の知れざりしに、今六右衞門の物語にて、久八こそは彼時に捨てたる我子に相違なしと心の中に分明りし故、頻に不便彌增して、只管命を助けたく思ふ心の迫來れば、訴事も後や先、揃はぬ詞も道理なり。

○吉兵衞再應久八が助命願の事　並越前守殿吉兵衞に尋問の事

却說甲州屋吉兵衞は、廿有餘年の其昔東海道の藤川宿へ貧苦に迫つて捨てたる我子に、場所も有らうに白洲にて再會せんとは思ひきや、夢かとばかりに思はれて、後前も無く突然と助命は願へど、流石にも久八事は私の伜なりとも云出し兼ね、然りとても又捨置く時は五逆の大罪遁るゝ道なし、此身を捨てても歎願せねば、第一死んだ母親の位牌の前へも言譯なし、久左衞門とか云ふ人の情によりて、斯く迄に成長りたる事なるか、親は無くとも子は育つとの諺ぞ今知られける。とは云ふ物の是迄は、苦勞辛苦を爲し續け、現在弟の千太郎の事を思ひて、紙屑を買ふ身と迄に零落れても、眞の人に成らんと思ふ赤心の誤より、息の根を止めたを、直樣に自ら訴へ、主殺の御所刑願ふけなげさよ、我子で有るぞ可愛やと、抱きも仕度き親心、立派な男

も三歳兒の樣に思はるゝのが、子を思ふ人の習ぞ無理ならず。吉兵衛は嬉しいと悲しいとにて、前後揃はぬ助命願に、越前守殿は、何か此助命願には深き譯の有る事やと、英才深智の奉行にも、事の仔細の分り難く、暫時首を傾け居らるゝ折柄、猶も吉兵衛は聲震し、「只今も申上げ奉りし通り、二男千太郎儀は全く持病の癲癇を發したる事と心得候へば、久八の仕業には決して御座なく候。殊には現在千太郎の親たる私より斯く願上ぐる上からは、聊か以て久八を恨み申すべき存念之なく候。よしや然なく候共、千太郎が身持を直さん爲に意見をなし、誤つて斯樣の時宜に立至りたる事なれば、久八に害心なきは素よりの儀に御座候。依て私より助命只管願ひ上げ奉り候」と申立てければ、越前守殿悉皆く打聞かれ、「如何に其方、久八が助命の儀を願ふと雖も、そは思ひも寄らず。假令平生何樣に忠義を盡せし事の有りしにもせよ、主人の伜を過つて締殺したるには相違なし。然る上は容易ならざる罪人なり。嚴重に申附くるは天下の大法公邊の掟なり。餘の儀に付て慈悲の取計を願ふ事なれば、兎も角も計ひ方有るべけれ共、主殺の大罪を差免す事は相成らず。然るを強ひて申立つる事、其方は町人の身故に、公儀の御定法を相辨へぬ所より得手勝手のみ申立つるなり。如何樣汝が願に及べばとて、天下の御定法には替へ難し」と申さるゝを、吉兵衛再々應押返し、「否々久八事は主人を殺し候と申す譯にては決し

て御座無く候」と、何時までも同じ事を繰返し〳〵、何の憚る色も無く申立てければ、居並びたる人々甚だ氣の毒に思ひ、這は物に狂ひしか、吉兵衛御奉行樣の御前にて主人の養子千太郎を締殺したりと自訴に及びし久八を、締殺には無之と云ふは何事ぞや。此上如何なる御叱を蒙りやせんと、皆々安き心も無き所に、越前守殿には大に不審られ、「是吉兵衛、久八事は千太郎を締殺したる趣を當人の口より申立て有之處に、却つて其方一人遮つて、主殺には無之と申立つる事其謂有りや」と言葉和に尋ねられければ、吉兵衛は先年の始末今更申立つるも恥の上の恥とは思へども、久八が命には代へ難く、然りとて外に申立てべき事も無く、途方に暮れて居たりけり。

○吉兵衛逐一申立の事竝越前守殿仁慈裁許の事

扨も吉兵衛は今ぞ大事と思ひ切り、愼んで又々申立てる樣、「素より久八と千太郎とは兄弟に御座候」と顔を赤らめて云ひければ、越前守殿是を聞かれ、「吉兵衛其方は狂氣にても致したるや、取留もなき事のみ申す奴かな。然りながら千太郎と久八と兄弟なりとは、如何の譯にて右樣の儀を申立つるや、一圓合點の行かぬ事なり。其仔細有らば申すべし」と云はれしかば、吉兵衛

答ふる様、「其の次第は事長々と込入り候儀にて、全體私は京都下四條の生にして、其後丸山安養寺門前に住居致し候砌、一人の男子を儲け候處、間もなく妻久事病死致し候に付、病中の物入葬送の雜費等にて貧苦に迫り、何分小兒の養育も致し難く、御當地に一人の從弟有之候間、彼を便りて國元を出立致し、東海道を罷下り候へども、道中の事故小兒の乳に困り果て、旅費の貯とても殘り少に成り、漸々三州藤川宿迄參りし折柄、不便には候得共餓死せんよりはと存じ、同宿の町外へ捨子に仕り候。然るに只今六右衞門、久八兩人よりの申立を承り、久八は豫て探索る我子なる事を知り、驚き入り申候。尤も其時の證據と申すは、其後御當地上野の御山内四軒寺町本覺院の和尚、先年私藤川宿へ捨子せし跡へ通り掛り、捨子を見て其袖へ落書いたし候由、其儀は只今兩人の者より申上げ候通なり。然るを私不思議にも本覺院の住職より右樣の次第を承り及び候に付、其以來種々手を替へ品を替へ相尋ね候へども、更に行方相分り申さず。猶又其後私事は當時の家へ入夫仕り、兩人の子供を持ち、則ち兄を吉之助弟を千太郎と名付け候儀に御座候。右の久八は藤川宿へ私捨てたる子に候。其上本覺院殿の落書且又年月日迄も符合せる上は、紛ふ方無き私惣領の倅に相違御座無く候。夫故久八は千太郎の爲には兄に候間、兄弟と申上げ候。右久八の儀は今日只今始めて承知仕り候。實々私も驚き入

り候なり」と申立てければ、大岡殿威猛高になられ、「汝吉兵衛、其方は不埒なる事を申立つる奴かな。汝如きの者なれば何事も辨へざると覺えたり。抑捨子を致したりと有りては容易ならざる罪人なり。然るを何ぞや、汝が罪をも思はず、右樣申し立るは、畢竟久八へ千太郎より恩儀を報ぜさせんとの存意にて右樣の儀を申立て、久八が助命を願ひし事と覺えたり。僞を構へ公邊を欺むかんとする段不屆至極なり。久八は全く主殺に相違無し」と大に叱られしは、越前守殿の心の中如何思されての事やらんと、吉兵衛も恐入つてぞ扣へける。

○越前守殿仁慈勘考の事並五兵衛へ尋問の事

仁智明斷の大岡殿も、久八が助命の儀を甲州屋吉兵衛俄に願ひ出でたるは、如何なる事情有りての儀やと勘考せられし處、今吉兵衛が長々しき申立を奇異の事に思はれしが、再度熟考あるに、久八が千太郎を縊殺したるは全く實意よりなせし過にして、自ら訴へ出で御仕置を願ふ所にて恨も晴れたれば、一通の歎願にては、とても助命覺束なく思ひ、六右衛門の申立てたる捨子に事寄せ、吉兵衛が差當りての作意にて、斯る事をや云ひ出でたるものならんかと、一時は思はれけれども、又篤と容子を見らるゝに、全く僞にもあらぬ事と悟られ、殊に慈善を第一に天下

の爲下民の安全を心掛けらるゝ事なれば、久八が過つて縊殺せしと云ふも、無證據の事なるを自訴せしにて赤心の顯れたれば、如何にもして助け遣したしと心を勞せられし折柄なれば、是幸と越前守殿工夫有つて、重ねて吉兵衛を見られ、「然らば汝が言ふ通り、久八は全く主殺とは治定致すまじ。又其方の捨子にして實の倅と云ふ事は、以前の儀なれば更に取上ぐる處なし。又千太郎儀、五兵衛方へ參り居り候とは申しながら、いまだ養子に遣したると云ふには有るまじ。畢竟當人の樣子柄をも五兵衛方にて見屆け、其上にて養子に取極めんと奉公人同樣に遣し置きたる事ならん。然すれば久八が爲に千太郎事は傍輩にして、未だ主人とは申難し。其傍輩の千太郎の身持を直さんとて、過つて呼吸を止めたると有るからは、罪科も大に相違なり。如何に五兵衛、其方事千太郎が樣子柄を見屆ける迄は、奉公人同樣召使ひ置きしに非ずや」との仰に、五兵衛はハッとばかりに平伏なし、「如何にも仰の通りに御座候」と申答へけるに依て、久八が主殺の廉は、越前守殿の明斷に依て遁れる緒にこそ成りにけれ。

○久八助命口書の事并善惡應報車輪の事

猶又大岡殿五兵衛へ尋問ねらるゝ樣、「千太郎儀は吉兵衛方より奉公に遣し置きたるを、先達

より倅又は養子などと申立てしは、先々養子にも致す了簡故に右樣申立てたる者ならん」と有りければ、五兵衛は直さまぬからぬ顔にて、「仰の通り千太郎事は矢張奉公人に召使ひ居り候得共、先々は養子に致し申すべく所存に御座候事故、折々養子又は倅などと申立て候段、誠に恐入り奉り候」と、越前守殿の云はれし通りを申立てけるこそ笑しけれ。扨さしも種々樣々に縺れし公事なりしが、今日の一席にて取調濟に相成り、口書の一段までに及びけり。嗚呼善惡應報の著しきは糾へる繩の如しと、先哲の言葉宜なる哉。村井長庵は三州藤川在岩井村に生立て、幼年の頃より心底惡しく、成長するに隨ひ惡行增長して、友達の勘次郎と云ふ者を謂れ無く撲殺し、村方を逐電して江戸へ出で、小川町竹田長生院方へ奉公に住込み、奉公中こそ〳〵物を盜み溜め、其後麴町へ醫業を開き、一時僥倖を得ると雖も、忽ち病家も無くなりしより、惡漢者を集めて博奕宿をなし、在所より遙々と便り來りし弟十兵衛を芝札の辻に於て殺害し、年貢の未進に、血の涙にて娘文を苦界へ沈めし身代金を奪取つて、其罪を浪人藤崎道十郎に巧言を以つて負せ、又妹お富を欺して、同じ丁子屋へ賣渡し、身代金を掠めとり、其上に母のお安を三次に頼みて殺させ、加之千太郎を欺きて五十兩の大金を騙取り、猶又同人を打擲なし、其數數の惡事一時に露顯して言破る事能はず、終に口書爪印をなすに至る。又伊勢屋五兵衛元召使

久八の如き忠義は町人にめづらしき者なれど、過つて主殺しの大罪を犯すに至れる事恐るべき次第なり。然れども天誠を照し給ふにより、大岡越前守殿の如き賢奉行の明斷に依て、遁れ難き死刑一等を宥められ、豆州八丈島へ流罪れ存命せしも、長庵の大罪に所せられけるも、善惡應報の然らしむる所にして、敢て珍しからず。

○一同御所刑の事竝おみつ道之助善報の事

享保二年六月廿八日一同申口調上と相成り、同日長庵始め引合の者共白洲へ呼込になり、越前守殿高らかに刑罰申渡されける。其次第は、

三州藤川在岩井村無宿
作藏事
當時江戸麴町三丁目重兵衞店
町醫師
村井長庵
五十三歲

其方儀三州藤川在岩井村に罷在り候砌、同村に於て百姓勘次郎を殺害に及び、國元を駈落爲し、當地へ罷出で小川町邊武家奉公に身分を僞りて住込み、奉公中所々にて金銀衣類等を盗み取り、右の金を資本として當時の住所へ借宅なし、醫業を表に種々の惡事を働き、第一弟十兵衞國元に於て年貢の未進に差迫り、娘文を其方が世話を以て遊女に賣りし身代金四十二兩を持て歸國の節、丑刻の鐘を寅刻と僞り出立させ置き、後より見え隱れに忍び行き、芝札の辻にて同人を欺討になし、其金を奪ひ取り、夫のみならず文妹富を欺きて遊女に賣渡し、同人の身代金三十兩を掠め取り、其後十兵衞御家安を、己が惡事露顯を覆はん爲、三次へ賴みて淺草中田圃にて殺害に及ばせ、又神田三河町二丁目家持五兵衞召使千太郎より五拾兩の金子を騙り取り候のみならず、同人を打擲に及び、剩へ惡事の證人忠兵衞夫婦へ無實の難題を申懸け、邪舌を以て罪科を負せんと工み、右の金子は殘らず酒食遊興に遣ひ捨て候段、重々不屆至極に付、町中引廻の上獄門に行ふもの也。

六　月

武州小手塚村無宿
一名早乘事

三　次　三十七歳

其方儀所々に於て小盜致し、其上麴町三丁目町醫村井長庵に同意爲し、淺草中田圃に於て三州藤川在岩井村百姓十兵衛後家安を殺害致し、其外種々右長庵に加擔致し惡事相働き候段不屆至極に付、獄門に行ふものなり。

六　月

神田三河町二丁目
家持五兵衛元召使
三州藤川在岩井村百姓
久左衛門倅
當時本石町二丁目
甚兵衛店
六右衛門方同居
久　八

二十九歳

其方儀元主人五兵衛召使千太郎身持放埓に付、其方兄分の好を以て千太郎が朝歸の折柄、新吉原土手下にて其方行き逢ひ、見るに忍びず意見を爲す事數度に及び、千太郎面目無さに迯げんと爲すを、其方取押へるはづみに咽喉の呼吸を止め相果てたる趣、畢竟傍輩の眞實より爲したる事實と相聞え、加ふるに千太郎實父吉兵衞外一同よりも助命を願ひ出で、又其方事速に自訴に及びし段神妙に付、死一等を許され、豆州八丈嶋へ遠島申付くるもの也。

新吉原江戸町二丁目
丁子屋半藏代
文　七

其方儀先年召抱候文事丁山儀は、人主請人夫々相違無之候に付、年季勤上げし上は勝手次第たる可しと雖も、妹富事小夜衣儀は、同人伯父村井長庵と無宿三次と申合せ、母安を欺き賣代爲せし處、聢と身元請人等も相調べず抱置き候段行屆かざるに付、過料三貫文申付くる。尤も小夜衣事は直に證文差許し、岩井村百姓十兵衞身寄太郎作へ引渡し遣す

べし。

六月

新吉原江戸町二丁目
丁子屋半藏抱遊女
ふみ事
丁山
とみ事
小夜衣

其方共主人へ右之通申渡し置き候間、心得として申聞け置く。

六月

三州藤川在岩井村
百姓十兵衞亡身寄
太郎作

其方身寄十兵衞二女富事小夜衣儀は、新吉原江戸町二丁目丁子屋半藏より此度其方へ引渡

し遣し候間、世話致し遣すべし。

六　月

赤坂傳馬町二丁目長助店
元麴町三丁目
浪人藤崎道十郎後家
願人　みつ

其方儀願ひ出で候目安を取調べる處、事實相違無ㇾ之、且永年夫無實の罪科に逢ひしを歎かはしく心得、貞節を相守り、倅道之助養育に及び罷在り候段、神妙の至りに候。之に依て夫道十郎儀罪科悉皆く差許され候。追善供養勝手次第たるべく、且又御褒美として銀二枚取らせ遣す。

六　月

同人倅
道之助

其方儀實父道十郎事牢死いたし候後、母光の養育を受け候より追々成長に及び候處、幼弱

の身に之ありながら日頃より母に孝養を盡し罷在り、其身は母の助に相成るべくと、毎日晴雨を厭はず未明より起出でて、枝豆其外時の物を自身賣步行き、難澁をも厭はず孝行盡し候段、幼年には似合はざる孝心、奇特之事に候。依て御褒美として鳥目十貫文取らせ遣す。

六　月

麹町三丁目庄兵衛地借
瀬戸物渡世
忠　兵　衛
同　人　妻
と　み

其方共儀八ヶ年以前、平川天神裏門前にて町醫師村井長庵事雨中傘も持たず立戻り候を見受け候はゞ、其節道十郎身分にも關り候事故、早速にも申立つべくの處、其儀無く打過候段不埒に付、屹度申付くべきの處、此度證人に相立ち、其方が申立に依て事實明白に行屆き候儀も有之に付、格別の御憐愍を以て無構。

六　月

麹町三丁目
家主共

其方共店内に差置き候醫師村井長庵儀は、身分慥ならざる者に之あり候處、存ぜずとは申しながら長年差置き候段、不屆に付叱り置く。

六月

神田三河町二丁目家持
伊勢屋五兵衛

富澤町家持
甲州屋吉兵衛

本石町二丁目甚兵衛店
六右衛門

赤坂傳馬町二丁目長助店
浪人藤崎道十郎後家光
店受人

清右衛門
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　右みつ家主
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長　助

其方共一同取調べ候處、別段不都合の筋もこれなく候に付、何れも無構。

六　月

右之通一同相心得申すべく旨申渡され、八ヶ年以前中山出雲守殿調にて無實の横死を遂げし浪人藤崎道十郎が修羅の亡執も、此處に浮み出でて嬉れく思ふなるべし。果せる哉惡事の報速に巡り來りて、さしも申僞りたる村井長庵が奸謀も悉皆く調上に相成り、初めて貞婦お光、孝子道之助が善報の程は、神佛の應護にも預りし物ならんと、其頃取沙汰なせしとぞ。

○久八が忠義顯るゝ事竝丁山小夜衣尼となる事

偖其翌年に至りて公儀に有難き大赦の行はれけるに、御上にも久八が忠義の程を御賞感有らせられし事なれば、直に此大赦の中に加へられ、終に御免にて遠き八丈島より歸國にこそは及びけれ。依て六右衛門へ引渡に相成り、其後三河町伊勢屋五兵衛にも追々取る年にて、養子千太郎

死去に及びたるより、家を讓るべき子もなく居たる所なる故、甲州屋吉兵衞へ相談の上、六右衞門方より吉兵衞方へ久八を引取り、元主人五兵衞方へ改めて養子にぞ遣しける。然れば昨日迄は遠き八丈の島守となりし身が、今日は此大家の養子と成りし事、實に忠義の餘慶、天より福を授け給ふ所ならん。然るに久八は養父五兵衞に事ふる事昔に優りて孝行を盡し、店の者勝手元の下男に至る迄憐みを懸け、正直實義を以て遣ひける故に、一同擧つて出精なし、益々伊勢屋の暖簾富榮えければ、其久八が赤心に感じて養父五兵衞も生れ變りし如く慈善の心を發し、昔の行を恥ぢ、己は隱居して久八に家督を讓りしとぞ。爰に又丁山と小夜衣の兩人は程なく曲輪を出てより、姉の丁山二世と言替せし遠山勘十郞と云ひし人も病死なせしかば、其跡を弔ひ、小夜衣は千太郞が横死せしは我身より起りし事と忘るゝ隙もなくばかりなれば、在所の身寄太郞作へ引渡されしゆゑ、所々より嫁に貰はんと言込む者の數有れども、兩親の菩提の爲尼になりなんと、姉妹兩人心を決し、在所の永正寺と云ふ尼寺へ入り、翠の黑髮を剃りて念佛三昧に生涯を送りし事こそ殊勝なれ。然れば長庵を指して、大膽不敵の惡賊にして、大岡殿勤役中四五の裁許なりと世に云傳ふると雖も、長庵が白狀の時に至り、證據人忠兵衞を怨む事卑怯未練の小賊なり。古語に、人の知る事勿きを欲すれば爲す事勿きに若くなし、人の聞く

事勿きを欲すれば言ふ事勿きに若くなしと、宜なる哉。嗚呼謹愼まずんば有るべからず。

小間物屋彦兵衞之傳

○八艘飛與市が事

いつはりのなき世なりせばいかばかり人の言の葉うれしからまし

とは朗詠集文詞の部にも出でて、よく人情に適ひたる歌なれども、左右人世の欲情は免れ難くして、僞り餝る事のなきにもあらず。然れば元祿の頃大坂天滿橋の邊に與市と云ふ者あり、未だ若年にして、陽には俠客風を好むと雖も、其質狡猾く、毎々新町を始め惡所場を騷し、諸所に於て強請騙などせしが、或時喧嘩にて人を過め、遂に召捕れし上久しく入牢して居たれども、相手方命に恙なく御慈悲を願ひける故、遠島にも成るべきを、三ケの津構にて事落著に及びたり。元來船乘の事なれば、夫より堺へ行く船頭となりしが、左右に博奕を好み身持惡しきゆゑ、人に嫌れつゝ三十歳ばかりに成りし頃、船中にて不圖人の荷物を奪取りしより面白く思ひ、追々功を積むに隨ひ同類を集め、四國西國邊迄に海賊を稼ぎ十餘年を暮りけるが、其働飛鳥の如く船より船へ飛移り、目にも見えざる程故、八艘飛の與市と渾名を取りしなり。或時

腕首に大疵を請け、其後働く事叶はず、彼是する中四十歳餘にもなりしかば、元祿の頃大坂を追拂はれてより十五六年も過ぎたる故、最早氣遣も有るまじと思ひ、勘兵衞と名を變へ東堀に住居をなし、表向は船乘、內證は博奕を渡世として子分も出來しにより、妻を迎へしに、彼が連子の太七と云ふを實子の如くに不便を加へ、月日を送り居たりけり。其頃大坂堂島に彥兵衞と云ふ者小間物を渡世となし、夫婦差向にて金持と云ふにはあらねども、不自由もなく暮しけるが、彼勘兵衞の甥彌七と云ふ者を人の世話にて先頃若い者に召抱へ、荷擔にも連れ使にも出せしに、至極實體に勤むる故、或時新町の出入先より誂の金銀物を持せ使に遣りしに、夫切一向歸り來らず、依て心配なし、使先をも聞合すれども、此方へは來らずとの事故、然すれば取逃に相違なし、出入場へ申譯濟まずとて早速宿へ掛合ひしに、勘兵衞は大に驚き、「扨々不屆なる奴、四五日御待下さらば、尋ね出し御返し申さんと申すに、我等が品にあらず出入先の誂物故、一入難儀致すに付、早速に御賴み申す」と云置き、彥兵衞は新町へも右の段を申入れ、八方を尋ねるに、彌七の行方更に知れず。神闕判斷などと心配する中、新町よりは度々催促に預り殊の外難儀なすに依り、又々東堀へ行き勘兵衞へ懸合ふ處、未だ一向手掛も無き由を申せしかば、彥兵衞彌困り果て、「當人が出でぬ時は新町へ立替へねばならず、依ては氣の毒ながら右

代物丈の品才覺有るべし」と申すを、勘兵衛聞入れず、「中々急には金子の調達出來兼る間、先旦那の方にて御才覺下さるべし。彌七引負は追々御勘定申さん」と云ふを、彦兵衛、「其は又餘り勝手過ぎる話なり、其爲貴樣請人に非ずや。殊に此節我等も金子不手廻にて、問屋の勘定滯り不自由なせば、一兩日の中に勘定致さるべし。然もなき時は向ふより出入にされては迷惑致すにより、貴樣を相手に御願ひ申さぬ時は、誂主へ相濟まず、爰を能く〳〵勘辨し給へ」と段々事を分けて云聞けけれども、勘兵衛は承知せず、「三十兩と云ふ金はとても出來難き故、縱令公邊沙汰に爲さるゝ共、御日延を願ふより外に分別なし。誂主への云譯に公邊沙汰になさるべし。如何にも受け申さん」との挨拶なれば、是非なく勘兵衛を家主へ預け、誂主の方へも此段を申して日を延し、直に西の御番所稻葉淡路守殿へ願書を差出したり。

○海賊與市御所刑の事

是に依て享保三年五月十八日雙方共呼出され、淡路守殿彦兵衛に向はれ、「其方儀彌七は何時召抱へたるや」と尋ねらるゝに、彦兵衛謹んで、「去年師走に召抱へ候」と申すを、「能く勘辨致せ、未だ氣心も知れぬ者に金高の品を取扱させる事は、ちと無念なるべし。此以後は隨分心を注

けよ」と申渡され、「コリャ勘兵衛、其品は彦兵衛出入場より誂へなれば、早速辨償ねばならず。奉公人彌七行方知れる迄は、右の品々彦兵衛に聞合せ、殘らず辨償へて遣せ」と申さるゝに、勘兵衛、「私儀も所々相尋ねしか共行方知れず。右品々とても高金なれば、中々調達出來難し。依ては彌七行方相知るゝ迄、彦兵衛不肖仕る樣仰付けられ下さるべし」と申立つるを、稻葉殿、「能く聞け、證文の通其方勢とある上は、當人出でしとて其品なき時は辨償へずばなるまじ。殊に彦兵衛が所持の代物に非ず、出入場より預りし品なれば、少しも猶豫成難し。三日の中に右の品辨償へよ。若調達出來ぬとあれば申付方が有るぞ」と嚴しく申渡され、「右彦兵衛聞く通り、勘兵衛へ申渡せし上は、右の品請取れ」と云れ、兩人並に町役人共下げられける。斯樣に嚴しく申渡されしは何故と云ふに、勘兵衛は大兵にして色黑く眼大く、額より口へ掛けて大疵の痕一ヶ所、又小鬢の外より目尻に疵痕二ヶ所有り、至つて惡相なれば、奉公人の駈落合點行かずと思はれ、斯くは申されしなり。夫より勘兵衛は早速彦兵衛方へ行き、「中々三日の中に三十兩の品は出來申さず。何卒右の品其許にて御求め下され、借用の一札を入れ、利息は何程にても出し申さん」と云へば、彦兵衛も氣の毒に思ひ、「我等も問屋の方塞り不都合なれども、此譯を話しなば得心も致す可きかなれども、其品は今十五兩と廿兩見せねば出來難きゆゑ、貴

殿十五兩才覺し給へ。夫にて誂主の方は片付けべし」と云ふに、勘兵衛、「此節は三兩とても出來難し」とて受付けねば、彦兵衛も餘の事に思ひ、「夫にては是非に及ばず御公儀次第」と挨拶にぞ及びける。茲に勘兵衛の妻お貞は元男勝りの女なりしが、先の本夫に別れしより勘兵衛に六年程連添ひ居て、此度の一件を聞き、「家内中の衣類を質入し、又は諸處へ無心もなし、其上に博奕の堂敷を取らば十兩は出來申さん。夫を彦兵衛へ渡して賴み給へ。御番所へ度々出でて、若しも舊惡が知れなば爲になるまじ」と云へども、運命盡きたる勘兵衛故、「其事は少しも氣遣ひなし。何して〱身代が大切、大金を出してなるものか」と云ふ中に、早三日立ちて呼出の日と成り、雙方罷出でしに、「勘兵衛、其方は何故金子調達致さぬぞ。今日中に彦兵衛へ渡せ」と有りし時、「仰の如く樣々才覺仕れども急に整ひ候はず。何卒日延の儀を願ひ奉る」と云ふを、稻葉殿以ての外叱られ、「其方船持と彦兵衛が口上に有り、船を賣りても差出すべきに不屆なり」と申さるれば、勘兵衛、「私病氣に付不自由にて船乘も出來難く、其故別して難澁仕り候間、兎角出來兼恐入り候」と申すを、「汝出來ぬと言つて、彦兵衛は如何して其品を持主へ返すべきや。此上入牢と成つても出さぬ存寄か」と申さるゝに、勘兵衛恐れ入り、「御慈悲を願ひ奉る」と平伏して居る故、淡路守殿、「如何に彦兵衛、其方へ申込んだる事でも有るか」と尋ねら

れしかば、彦兵衞這出で、勘兵衞儀不如意に付金子出來兼、當分の內問屋より右の品借受け、追つて返濟致さんと申候に付、私儀問屋に借金も之あり、切て當金の十五兩も遣さねば出來難き旨申斷り候」と申立つるを聞かれ、「夫は奇特なる申分、夫さへ得心せぬは合點の行かぬ奴なり。手錠申付け、明日より三日の內に三十兩調達致せ」と猶々嚴しく申渡されけり。是偏に淡路守殿勘兵衞を怪しく思はれし故なりとぞ。其頃海賊二人召捕られ詮議有りしに、是等は八艘飛の與市と云ふ者の子分にて海賊となりし由申しける故、「其與市は何方に住居致すや」と糺されしに、海賊共、「七八年以前泉州堺、又は安藝の宮島、阿州尼子の浦に相住み、海中にて西國大名の荷物船へ飛乘り賊を働き候が、向ふに手利の侍士あり疵を請け、夫より働不自由に相成り候とて海賊を廢めし故、今は何方に住居仕るや存じ申さず」と答へにより、「其與市の疵は如何樣の大疵にて、働不自由になりたるぞ」と云はるれば、海賊共、「額より口へかけ一ヶ所、小鬢先より目尻迄二ヶ所、左の腕より臂を切られ、右の小指一本之なく候」と云ふを聞かれ、「與市は何方の生れ、又年は何歲位の男なるや」彼者共考へて、「歲は四十六、元大坂生と承り候」と申す故、「夫にて宜し。早速勘兵衞を召捕れ」と同心を東堀へ向けられける。勘兵衞は斯る事の有りとは知らず、明日御番所へ出で、未だ金は出來ぬと云はゞ入牢となるに疑なしと思ひ、彦

兵衞方へ掛合ひ十兩渡す對談に致せし所、俄に捕方踏込んで勘兵衞を本繩に掛け、奉行所へ連行かるゝ故、當人は云ふに及ばず、家内の者大に驚き、此度の一件に付て召捕らるゝ筈なしと怪み居たるに、勘兵衞は頓て白洲へ引出され、彼海賊共と押竝べての吟味に付、雙方顏を見合せて驚きし樣子を、稻葉殿には見て取られ、「如何に海賊共、與市は手に入りたり。此者に相違有るまじ」と云はれし時、詞を揃へ、與市に違ひなき由申しければ、淡路守殿、「如何に勘兵衞、其方儀豫て怪しき廉も有之により取調に及びし處、海賊の與市に違ひなし。眞直に舊惡を申立てよ」とありしに、勘兵衞、是は南無三と思ひしが、隱せるだけ隱さんと、「私事與市と云ひたる覺え之なし。元來勘兵衞と申候」と陳ずるを、稻葉殿、「イヤ汝隱すとも、玆に居る海賊共は汝が手下同類なりと申す。汝先年船中にて働きし時手疵を負ひ、右の小指なきは確なる證據なり。與市白狀致せ」と申さるゝに、勘兵衞は空嘯き、「如何樣に御尋あるとも、私儀與市と申したる儀御座なく候」と白狀なさねば、猶海賊共に尋ねらるゝに、「與市に相違之なく」と申すにぞ、淡路守殿勘兵衞に對はれ、「其方面體の疵は何人に切られたるや。有體に申せ」と睨み付けらるゝに、勘兵衞も命の際なれば何分白狀なさず。因て先入牢申付けられ、劇しく拷問に及びしかば、終に舊惡悉皆く白狀しける故、右海賊共と一處に引廻の上獄門に行はれたり。然

れば勘兵衛の妻は今更詮方なく、漸々に首を貰ひて懇に弔ひしとかや。

○勘兵衛妻仇討の事

因て勘兵衛の妻お貞は倩考ふるに、彼彌七が取迯の事より出入となりて、夫勘兵衛殿御仕置となられしなり、彌七が事さへなければ舊惡露顯もなすまじきものを、如何にも口惜しき事哉。此上は彌七を見當り次第討取つて夫に手向けんと思ひ、倅太七を呼び、「勘兵衛殿は其方の爲に實の親には有らねども、六ヶ年の間世話になりたれば親に違ひなし。彌七を見付次第討取つて佛へ手向けずば人と云はぬぞ」と申渡すに、太七は此時十八歳になれども、餘り義心少き生れなれば、一向其心なし。然れども母の命を背き難く、「委細承知せし」と云ひて夫より種々に心を付けて諸方を尋ね、常々新町へも入込居たりしに、彌七は勘兵衛が御仕置となりたる事を聞き、最早恐るゝ者なしと四五日以前に大坂へ立戻り、久々にて一晩遊ばんと、其年七月十五日の夜新町の茶屋へ這入る所を太七は見付け、早々立歸つて母に斯くと咄すに、母は大に悅び、勘兵衛が脇差を太七に指せ、其身は出刃庖丁を隱し、夜半頃新町橋に到りて待受けたり。彌七は斯る事とは夢にも知らず、其夜は大にざんざめき、翌朝夜明方に新町の茶屋を立出で橋へ掛

る處を、母親お貞は斯くと見るより、「夫切れよ、夫抑へよ」と云ふに、太七は慄へ居て役に立たざれば、母親は衝と進みより、通り違に太七が帯したる脇差を引拔き、彌七の眉間より眼へ掛けて切付けたれば、彌七は、「ヤレ人殺しく」とて迯げんとするを、疊かけて右の腕を切落すに、𠯈と倒るゝ處を太七は慄へながら取つて抑へる中、町内より人々立出で樣子を聞き、母子諸共先番屋へ引上げ、勘兵衛が後家の家主を呼び、段々掛合の上屆に及びしかば、檢使出張にて勘兵衛後家竝に太七が口書を取り、直に稻葉淡路守殿吟味に及ばれし處、後家は謹んで、「夫勘兵衛舊惡の事は私共一向存じ申さず。六年以前夫婦と相成りし以來更に惡事も之なく、人の世話も致し、信心を第一と心掛け、私共に目を掛け勞りくれ候間、惡人とは少しも心得ず。又彌七儀は私には少し身寄の者故、勘兵衛儀奉公の受人と相成り候處、渠が取迯より事發りて終に御仕置に相成り候得ば、御公儀樣には御道理の御仕置にも有るべきが、私どもの身には、彌七は夫の敵ゆゑ討取り候に違なく、如何樣の御仕置に仰付けられ候とも御恨には存じ奉らず」と思ひ込んで申すを聞かれ、淡路守殿大に感ぜられ、「彌七事金高の品を持迯致し、主人彦兵衛に難儀を掛け、夫が爲勘兵衛事番所へ出でたる故、舊惡露顯して御仕置と相成る事、畢竟彌七より事起りたれば、同人儀は召捕り次第仕置にも行ふ者なる故、其方共へ咎申付けるに及ばず。

偖々女には珍しき者なり」と大に賞美致されける。是より後お貞は女伊達となり、大の男の中へ立交りて口を利くに、物事能く分別し、太七を船乘にして船を造へ、名を勘兵衞と改めさせ、其頃名高き女になりしとかや。

○小間物屋彦兵衞江戸へ下る事

偖又堂島の小間物屋彦兵衞は、彌七の請人勘兵衞事御仕置になりしかば大に驚きしが、是非なく三十兩の品を辨償へ出入先は濟せしかども、此一件より勘兵衞の舊惡顯れし事甚だ不便に思ひ居たるに、彌七も又殺されしと聞き、何となく世間も狹き心になり、其上借金も多く面白からねば、一先江戸へ下り、何をしてなりとも金の蔓に取付かんと工夫をなし、女房にも相談の上、仕合能くば其方共の迎に來るべし」と云ひ含め、留守の入用にと金二十兩を渡し、十二歳と九歳の男子を女房に預け、尙又江戸表より一年に五七兩づつは送る約束にて、其身は三十兩懷中し、享保三年の冬東の空へ下りたり。彦兵衞が女房は至つて縫物に妙を得たる故諸所より賴まれ、相應に縫錢をも取り、其上彦兵衞より請取りし金もあれば不自由なく暮すに付け、夫の開運をぞ祈りける。偖彦兵衞は江戸の知己を便りて橋本町一丁目の裏店を借り、元來覺えた

る小間物を商ひ、未だ東西も知らぬ土地なれども、櫛笄の荷を背負ひ歩行くに、名に負ふ大都會なれば、日本一の貧しき人もあれば又雙なき金滿家もありて、大名も棒手振も押竝んで歩行くを構はぬ繁昌の地故、出入場はなけれども少しづつの錢儲は有るにより、己一人身と云ひ、元來大坂生の事なれば儉約して暮すうち、段々得意場も出來始め、二十兩ばかりの代物も四年目には五六十兩の代物を仕込み、大坂へ年に十四五兩も送りて、手許に十廿の金も有る故、彌面白く稼ぎしが、今年は代物も百兩程仕込み、金も百兩位はある樣に成りしかば、大坂へ歸らんと思ひしに、昨日今日と暮す中早五年の月日を送りける。或日兩國邊より歸る途中俄に夕立降來り、雷夥多しく鳴渡れども雨具なければ、馬喰町お馬場の脇に出格子の有る家を幸に軒下に立停り、我宅も早二三町なれども歸る事叶はず雨に濡れて居るを、格子の中より六十餘の人品能き老女聲を懸け、「其許庇の下に居るとも濡れ給ふべし。此方へ入りて雨を凌がれよ」と懇に申せしかば、彦兵衛大に悦び、「然らば仰に隨ひ暫時雨舍を願はん」と家へ這入れば、下婢は茶煙草盆などを持出でて挨拶なし、「斯く雷の鳴るに女ばかりにて淋しき折柄故、晴れるまで咄し給へ」と取巻きしかば、彦兵衛は元來辯舌能く、上方の名所又は女郎屋の樣等面白く咄すにより、老女も興に入り、「其許には何方に住居致され候や」と尋ねけるに、「私は御近

處橋本町願人坊主の隣に罷在りて、小間物商賣致し候」と云ふを聞きて、幸銀の松葉の小さき耳掻が欲しよ」と有る故、値段も安く賣り、彼是する中に雨も止みしかば暇乞して歸りけり。

○米屋の女隱居盜難に逢ふ事

偖小間物屋彦兵衞は翌日手土産を持ち、馬喰町馬場の脇なる彼女隱居の許へ行き、昨日雨舍の禮を言ひて直に商賣に出でしが、是より心安くなり、宵の内など咄しに行き、近處へ出入場の世話をして貰ひけるが、或時、「貴君の御本宅は何方に候や」と聞けば、老女、「私は馬喰町二丁目米屋市郎左衞門と云ふ旅籠屋の隱居なれども、甥が居る所は家内も大勢、殊に客の有る時は百人も押込む故、逆上りて血の道も起る程の騷なれば、私ばかり物靜に暮したくと別宅致せしなり」との咄を聞き、「御本宅へも御出入を仰付けられ下さるべし」と申す故、米屋へも出入となり、其上急に出物などにて金子に差支へる節は、二三十兩又は五十兩と時借も致し、尤も其都度々々速に返濟なす故、隱居も彦兵衞が堅き事を知りて、何時にても用達てて呉れるのみならず、諸々へ引付け出入場も多く出來るに付、明暮立入り、隱居の用事とあれば渡世を休みても致し居たり。或時雨天にて彦兵衞は商を休み、隱居の方へ遊びに參りしに、難波戰記の本有る

を、彦兵衛元來本好ゆゑ取上げ見れば、鴫野今福の合戰なり。是は故郷の事に付、土地の方角も委しければ面白く覺え、口の内にて讀居たるを見て、隱居、「少し讀んで聞かせられよ」と申しければ、心得たりと聲を上げて讀むに、辯舌も能く支へると云ふ事なく、

佐竹家の侍大將澁江内膳、梅津半右衛門、外村十太夫等先陣に進み、一の柵二の柵を打破り、井上五郎左衛門、飯田左馬助等を討取り、猶三の柵片原町なる大學が持場迄此勢に崩れんとする處へ、本城より加勢として木村長門守重成、後藤又兵衛基次、秀賴公の仰に隨ひ繰出したり。

と讀みて彦兵衛莞爾と笑ひながら、「是よりは佐竹樣大負と成つて御家老衆討死致され、佐竹左中將義宣公も危い處へ、佐竹六郎殿馳付けて討死致されたればこそ、佐竹樣危き命を助り給ひし」と咄しければ、隱居は今迄面白く聞居たりしが、彦兵衛が咄を耳にも入れず勝手へ立つて、何やらん外の用事をして居る故、彦兵衛も本を止め、煙草を呑んで色々咄を仕掛けるに、隱居は兎角不機嫌故手持不沙汰に其日は立歸りしが、彦兵衛は如才なき男なれば、偖佐竹樣の勝つた所を悦び負けた所を嫌るは、何か謂有るべしと思ひ、翌日は馬喰町の米屋へ立寄り小間物を取廣げ、少しの商を爲ながら、市郎左衛門の女房に對ひ、「御隱居樣には御年は寄給へど御人柄勝

れ、常の御方とは見え申さず、如何なる御由緒に候や」と尋ねしに、女房笑ひながら、「此方に居給へば御不自由はなけれど、佐竹樣の御年寄を廿年勤められ、只今以て三人扶持づつ參る故、徐に暮すのが望なりとて、馬喰町馬場に隱居して居給ふ」と委細咄しけるを聞きて、彥兵衞大に後悔なし、道理こそ佐竹家の敗軍心に適はず、仕方こそ有るべしと、夫より本屋を尋ね天安記と云へる書物を借出し、隱居の方へ行きて咄をするに、一向機嫌の直らぬ樣子なれば、彥兵衞も金庫をなくしてはならずと、種々に機嫌を取り、「面白い本を御覽に入れ申さんと存じて持參致したり。少し讀み申すべし、御聞なされよ」と、佐竹殿小田山より落掛け、天安が籠りたる小田の城を一時に攻落したる佐竹家の武功を、辯に任せ讀上げると、隱居は大に機嫌直り、「豫て小田天安を討亡し給ふと云ふ事は聞きたれども、本を見たる事なきに、能くこそ珍しき事を聞かせられし」と打悅び詞の和ぐを見て、「大坂鴫野の合戰は上杉樣負軍になる處を、佐竹樣御歲六十になり給ひながら、薙刀を以て向ふ敵に渡り合ひ、八九人薙伏せられしかば、諸軍此勢に乘つて追討したる故、木村も後藤も遂に叶はず、柵の中へ迯込みしか共、大坂の者には夫にては面白からぬに付、木村が十分に勝ちし樣に書きたると思はれ候」と辯を震ひて云直しければ、年は取つても女の事故、殊の外機嫌能く、緩々彥兵衞に馳走なし、前々の通り懇意に出入

をさせたりける。或時彦兵衞隱居の方へ來り、「淺草觀音地内の小間物屋に品物有る故、仲間内の値踏には十五兩から九十兩まで付上げたれども、能く〳〵見るに、百兩に買つても二十兩位は利の有る代物なれば、私百兩と入札致し落札になりたる故、十兩手附を遣し置きし處、明日九十兩持參致し代物を請取り、直に賣りても十四五兩は儲有り、徐々賣れば三十兩は屹度利の有る品、何卒九十兩御貸下さるべし。直に御入用に候はゞ羅拂にして差上げ申すべし。少々手間取りても苦しからずば、代物を御預け申して段々御勘定致さん」と申すに、隱居は是を聞き、「偖々困つた事哉、先月なれば早速用立て申さんに、當月は霜月ゆゑ何分貸し難く氣の毒なり」と申すを、「夫は何故なりや」と尋ねるに、「然れば、豫て御門跡樣へ百兩上げたいと思ひ、御屋敷より頂戴の御目錄又は入らぬ物を賣拂ひ、漸々百兩整へし故、此御講の内に上げる願、是を見給へ」と百兩包を簞笥の引出より取出して見せけるを、彦兵衞大に感じ、「偖々御信心なる事、尋常の者には中々出來難き御事なるを、能くこそ心掛け給ひし」と甚く賞美なし、「外々にて才覺致し候はん」と申しければ、隱居は暫く考へ、脊負葛籠一ツ取出し、中より猩々緋虎の皮、古渡の錦金襴八反、掛茶入、又は秋廣の短刀、五本骨の扇の三處拵への香箱に名香品々、其外金銀の小道具を見せ、是を質に入れたれば小百兩は貸しさうなものなり」といひければ、彦兵

衞大に悅び、「當分御入用なくば御貸下さるべし。用辨次第早速御返申さん」と日暮過に右の品を借請け我家へ立歸り、家主八右衞門に賴み、右の品を質物に入れ五十兩借請け、其身も二十兩程は貯へたれば、少しの事は如何樣にも成るべし、明けなば小間物を引請け一儲せんと樂み、夜の明けるを待居たり。扨又米屋の見世にては田舍より大勢客が泊り込み、手が廻らぬ故、隱居所の下女を借りて働かせしが、其夜は遲くなりしかば、翌朝歸しけるに、早辰刻頃なるに、隱居所の裏口締り居て未だ起きざる樣子なれば、大に怪み、何時も早く目を覺し給ふに、合點行かずと、無理にこぢ明けて這入り見れば、這は如何に、隱居は無慚にも夜具の中に突殺され、朱に染みて死したれば、アッとばかりに打驚き、惘れ果ててぞ居たりける。

○小間物屋彥兵衞召捕らるゝ事

斯りし程に下女は慌狼狽き、近所の人々に聞けども誰知る者もなく、早速米屋へも知らせければ、市郎左衞門は云ふに及ばず、我もくと駈付け、朱に染みたる死骸を見て、皆々茫然として言葉もなかりしが、市郎左衞門涙を拂ひ、「何ぞ紛失の物はなきや」と吟味に及ぶ所、「豫々大切にせし背負葛籠の無きは、盜まれたりと覺えし」と云ふ時、「夫は昨日夕方に彥兵衞殿參ら

れ、御隱居様に願ひ、お金の代に四五日拜借して行かれし」と下女が詞に、「其は又如何の譯なり」と問へば、「昨日彦兵衛殿金子の無心を申せし時、百兩包を出して見せられ、此お講中に門跡様へ納める故貸す事叶ひ難し、其代に是を貸さんとて、お葛籠を貸給ひしが、其お金は如何や」と申す故、簞笥の引出を明けて見るに、其金なければ、「偖は盜賊の業に違なし。然れ共其金の在る所を知る人はなき筈なり。夫とも誰ぞ金子を見たらしき者はなきや」と聞くに、下女は考へ、「夫も彦兵衛殿より外に見た者は無し」と申す故、「偖は下女の留守を知つて奪ひ取りたるに疑なし。左右此儘には差置難し」とて、早々其段訴へ出で檢使を願ひしかば、程なく檢使の役人入來りて疵所を改め、家内の口書をとり、「何ぞ心當はなきや」と尋の時、右彦兵衛が事を委細に申立てしにぞ、是又町所を書記し、南町奉行所へ立歸り大岡殿へ申立てければ、早速召捕るべき旨申渡されしにより、同心二人直に橋本町へ立越えし所、彦兵衛は他行致し淺草へ罷越したる由ゆゑ、途中に待受けしを知らず、彦兵衛は金の蔓に有付きたりと悅び勇み、望の荷物を請取り、是をあゝして斯うしてと心に悅び、我家を指して立歸り、淺草御門迄來懸る處を、「上意」と聲掛け、忽ち召捕られしかば、彦兵衛ハッと驚きしが、偖は買付けたる小間物は盜物なりしかと思ひ、馬喰町の番屋へ上げられ、早々橋本町へ申遣しければ、家主始め長屋の者共駈付け、

彼是の世話をなし、又は下帯鼻紙等迄心付け、「氣を丈夫に持給へ、大方物の間違ならんにより、頓て淸き身體になるべし」と力を付けなどする中、彦兵衛は奉行所へこそ引れけれ。

○彦兵衛御所刑になる事

偖も小間物屋彦兵衛は、其身罪なくして享保八年霜月十八日入牢となりしが、同廿一日馬喰町市郎左衛門、竝に下女留、隱居所の隣家の者、町役人等迄呼出有りて、大岡殿、「市郎左衛門」と呼上げられ、「其方伯母は何歳に相成るや」と尋ねらるゝに、市郎左衛門平伏して、「六十五歳に相成り候」と申立てければ、「夫程の老人と云ひ殊に女の身なるに、何故一人差置きしや」とあるに、市郎左衛門、「其儀は同居仕る樣に申候へ共、私店の儀は大勢の泊 容入込み騷しきを嫌ひ、向島か根岸邊へ隱居致度き由望み候へども、漸々勸め近所へ差置き、下女一人付置き候處、其日野州邊より男女の旅人五六十人著し、其外泊容大勢之あり、凡百人ばかり故、中々手廻り兼ねるに付、隱居所の下女を借りて手傳せしに、夜も更けし儘其夜は下女事私方へ泊り、翌朝容の給仕などを仕舞ひて立歸り候處、右の騷動故大に驚き候」由を申立てしかば、大岡殿下女留に向はれ、「只今市郎左衛門が申立通りなりや。右彦兵衛が隱居を殺し、金子を奪ひ取りし

者とは如何して知りたるや」と問れしにぞ、留は恐る〳〵顔を上げ、「彦兵衞事常々隱居所へ立入り、金銀を隱居より借受けし事も御座りし處、去る十七日右彦兵衞參り、小間物の拂を買ひ候に、百兩程入用故九十兩ばかり一兩日借度由を申せしに、隱居は暫時考へ、正直なる彦兵衞なれば用立たくは思へ共、豫て心願にて御門跡樣へ百兩上たくと漸々調へ、此お講の中に差上げるに付、今は出來難き由を斷り、簞笥の引出より右の百兩を出して見せしに、彦兵衞も隱居の信心を譽め、外々にて才覺致さんと申す時、隱居背負葛籠を取出し、是を質に置かれなば五六十兩は貸し申すべしと云ひし時、夫は忝しと持つて歸り候面體、殊の外怪しく存じ候」と申しければ、大岡殿、「市郎左衞門は如何存ずるや」と尋ねられしに、市郎左衞門、「其儀は日頃彦兵衞柔和なる男には候へども、舊大坂生れゆゑ、關東者と違ひ心根怖しく、十が九ツ彦兵衞に違ひ之なし」と申立つるを、「能く〳〵勘考へ見よ。質物を借して遣す程の懇意なるを、まさかに忍び込み殺害は致すまじと思はれるぞ。夫共彦兵衞に相違なきや」と念を押るゝに、市郎左衞門は一途に彦兵衞と思ひ込み、「其邊も段々内吟味仕りしに、右百兩は隱居儀窃に貯へ置きしを、十七日朝の内封金に拵へ候へば、外に見たる人は決して御座なく、彦兵衞にばかり見せたる事に付何分怪しく、彦兵衞儀を御吟味遊ばされ、伯母の敵御取下され候樣に」と申しけれ

ば、大岡殿も道理に思はれ、其後彦兵衛を呼出されし上、「其方常に立入て懇意に致し、金銀迄借受ける程の隱居を何故殺害に及び、剰さへ百兩の金を奪ひ取りしぞ。不屆至極なり、眞直に申せ」と問糺されしかば、彦兵衛は意外の事に思ひ、「私儀日頃恩を受け候隱居を、何とて手に掛け申すべきや。其儀は一向覺之なく」と申すに、大岡殿、「然共隱居が貯へたる百兩の金を見たる事有りや、但知らぬか」と申されければ、「其百兩は存じ居り候。私儀淺草に於て小間物の拂へ入札仕り、私札に落ち候故、十兩手付を遣し、外に廿兩持合有れども、七十兩足り申さず候間、五六日の處七八十兩借用申たくと隱居へ申込み候處、當金百兩有れども門跡樣へ納める故用立難しと、是非なく相斷り候に付、外にて手段せんと暇乞致せし時、質物を貸呉れ候間、隱居の志操を感じ入り背負葛籠を預り、家主を相賴み、五十兩の質物に入れ、外にて金三十兩借請け淺草へ參り、荷を引取歸り候途中にて召捕られ、其節彼隱居人手に懸りし事も承り、重ね重ね大に驚き申候」と言立てるを、大岡殿怪しく思はれ、「右百兩は十七日の朝包金に拵へ、夕方其方へ見せ、隱居は血の道にて宵から直に寢たと有れば、外に右の金を知る者なし。依ては人殺盜賊の段有體に白狀致せ」と嚴しく申されけれども、「決して右體の惡事致したる事なし」と申切故る、是非なく拷問に掛け、日夜牢問嚴しければ、苦痛に堪兼ね、寧無實の罪を引受け、此苦

を免れんと覺悟をなし、「如何にも隱居を殺し、百兩奪取り候に相違之なく」と白狀に及び、口書爪印をなせしにより、終に死罪の上獄門とぞ成りにける。(此彦兵衛牢内に居て煩ひ、暫時の中に面體腫脹上り、忽ち相容變りて、元の形は少しもなかりしとぞ)

○惡黨勘太郎が事

却つて說く、淺草福井町に駕籠舁を渡世として、一人は權三といひ、一人は助十とよび、二人同長屋に居て、貧しき暮なれども正直者といはれ、妻子をもよく養育しけるが、米屋市郎左衛門が伯母の殺されたる霜月十七日の夜麻布邊へ客を乘行き、大に遲くなりて丑刻頃福井町の我家へ歸り來るに、誰やらん天水桶にて物を洗ふ樣子なれども、暗き夜なれば確とも知れず、寒さは寒し、足早に路次口へ來て戶を叩くに、家主勘兵衛は口小言たら〳〵立出で「今夜は常よりも遲かりしぞ。以後は少早く歸る樣に致されよ」と睨付けて木戶を開けける故、兩人は、渡世の事なれば那の樣に云はずとも宜さうなものと思ひながらも、商賣柄なれば、「御不肖あれ、以來御世話になるも御氣の毒に付鍵を御借り申置き、家內の者に開閉をさせ申さん」と云ふ所へ、相長屋の勘太郎立歸り、路次の開きしを幸に直と入るを見て、家主勘兵衛は莞爾々々と笑ひか

け、「勘太郎殿何所へ行かれしや」などと、何の咎もなく機嫌能く咄しながら家に入るを見て、權三、助十の兩人は大に腹を立て、「此方は貧乏しても明白堅固の駕籠舁、勘太郎は商賣なし、年中博奕に騙などを渡世に暮せど、大屋へ鼻藥を遣る故何をしても小言を言はず。此町内にて評判の根生惡の家主勘兵衛め、退役でもせよかし」と呟きながら家に入り、「今宵は幸旦那を乘せて五百文づつに有付きたり」と、一盃酒の樂に快く打臥しけるが、早夜も明けし故助十は權三を起し、「今朝は寒ければ早く起きて朝湯へ行き暖らん」と呼覺す聲を聞き權三も反起き、打連れ立ちて表へ出で、昨夜此所にて何か洗ひし樣子なるが、夜中と云ひ合點行かずと見れば、天水桶の側は血に染み、中の水も淡紅になりて居る故不思議に思ひ、「我々が歸ると勘太郎も直に續いて這入りしが、慥に勘太郎なるべし。喧嘩の戻りか、但追落でもしたか。生得惡黨なれば夜稼をなすも知れず」と噂しながら錢湯へ行きしに、朝湯も冬は込合ひ、淨瑠璃、念佛、そより唄。中に一人段へ足を踏掛けながら、「昨夜馬喰町に人殺の沙汰有りしが聞かれしや」と尋ねるに、一人の男、「其事は今朝見舞に參りしが、米屋の女隱居が殺され、百兩盜まれたり。此事追付御檢視の御出なるべし」と云ふ傍より、又一人の男、「夫は何時頃の事なるや」と問ふに、「然れば、子刻時分に隱居小用に起きたるを、隣の女房が見たと云へば、其後の事ならん」との噂を聞

き、權三、助十は目を見合せ心に合點きつゝ、程なく我家へ歸り、「昨夜の咄は勘太郎に極つたり。是から錢の遣方に氣を付けろ」と、兩人は人にも語らず心を付居たりしに、十日ばかり立つと、博奕に廿兩勝ちたりとて家の造作を始めしが、押入勝手元迄總欅にもなし、惣銅壺も光輝かせしかば、偖こそ彼奴に違なしと思ふ中、小間物屋彦兵衛と云ふ者、隱居を殺し、金百兩奪ひ取りしとて御所刑に成りしとの噂を聞き、權三、助十の兩人は怪しく思ひ、橋本町八右衛門店にも駕籠屋仲間有る故、彦兵衛が樣子を聞くに、「常々正直にて中々人殺などなす者に非ず、全く拷問強く苦しき儘に白狀なし、獄門に成りたりと云ふ評判にて、大屋殿は三貫文の過料を取られし由。併し大屋殿は惡くない人故、地主を呼ばれ退役には及ばぬと仰渡され、一件相濟みたれども、彦兵衛は慇然さうな事をしたり」と咄すを、權三、助十は聞き、彌々勘太郎を怪しく思ふ中、勘太郎は家主始長屋中へも少しづつの金を貸與へし故、皆々勘太郎を尊敬すれども、權三、助十ばかりは彼に一向物をも言はず居たりけり。

○彦兵衛伜彦三郎江戸へ赴く事

玆に又彦兵衛の妻子は大坂に殘り居ても、江戸表より折々三兩五兩づつの金を送り、商向も追

追都合よき旨便有るに付、頓て金銀を貯へ歸り來らんと樂み待居たる折柄、店請の方より、今度彦兵衞の一件を委しく知らせ來りしかば、妻子は大に歎哀みしが、如何にも其知らせを不審り、「人の心は旦夕に變るものとは云へども、彦兵衞殿は平常餘り正直過ぎて人と物言など致されし事もなきお人なれば、盜は勿論人を殺す樣なる事のあるべき筈なし。何共合點の行かぬ儀なり」と云ふを、子息彦三郎は漸く十五歲なれども、發明にして孝心深き故、母の言葉を倩聞き、落つる淚を押へ、「是迄父樣の歸り給ふを待居たる甲斐もなく、罪有る人となつて御仕置と聞ける時は、此大坂中に評判を受けるも口惜しと、父樣はとても浮まれまじきにより、私事早々江戶へ參り、實否を承り、自然此書中の如くに候へば、骨を拾ひ御跡を弔ひ申さんと云ふを、傍邊より弟彦四郎、是も漸く十二歲なるが進出で、「私も參り、兄樣と一所に委細を聞糺し、母樣の御心を慰めん」と申せば、母は兄弟の孝心を喜び、「父樣が世に在して此事を聞給はゞ、嘸な歡び給ふべし」と暫し淚に昏れけるが、「否々年も行かぬ其方們、先々見合呉れ」と云ふを、兄弟は聞かず、「敵討に出ると云ふにも非ず、父樣の樣子を聞く爲參るに、何の怖しき事の有らんや」と强ひて申す故、母も止め兼、「夫程に思はゞ兄は支度次第江戶へ赴くべし、弟彦四郎は此地に止り、我心を慰めよ」と有るに、「是非共兄樣と一所に出立せん」と申すを、兄彦三郎は

押止め、「今兩人江戸へ赴く時は、母人いとゞ淋しく思され、猶も苦勞を增し給はんにより、其方は母樣の傍に止りて慰め進らせよ」と漸々宥め賺し、正月廿一日、いまだ幼若の身を以て、親を思ふの孝心一途に潔よく母に暇乞なし、五兩の金を路用にと懷中して、其夜は十三里淀川の船に打乘り、一日も早くと江戸へぞ下りける。

○彥三郞父の骨を尋ぬる事

然程に彥三郞は習はぬ旅なれども、孝心深きを天も憐み給ふにや、風雨の憂もなく十日餘も立ち、川崎宿へ著きて、「御仕置場は是より何程あるや」と尋ねしに、「品川の手前に鈴ヶ森と云ふ所こそ天下の御仕置場なり。尤も二ヶ所あり、江戸より西南の國にて生れし者は鈴ヶ森、又東北の國の生れなれば淺草小塚原に於て御仕置に行はるゝ」と云ふ由を聞き、然すれば我父は大坂生なれば、鈴ヶ森にて獄門に掛けられたる事疑なしと、夫より六鄕の渡場を越え、故意と途中を手間取り、大森の邊に來りし頃は、早夜も亥の刻なれば、御所刑場の邊は往來の者も有るまじと思ひ、徐々來懸りしに、夜更と云ひ、殊に右の方は安房上總の浦々迄も渺々たる海原にして、岸邊を洗ふ波音高く、左は草木生茂りし鈴ヶ森の御仕置場にして、物凄き事云ふばかりなし。

然れども孝行の一心より、何卒父の骨を探し求め、故郷へ持歸りて母に見せんと、御所刑場の中へ分入り、那方此方を見廻すに、闇の夜なれども星明に透せば、白き骨の多くありて、何れが父の骨とも知れず。暫時躊躇ひ居たりしが、骨肉の者の骨には血の染みると聞きし事あれば、我血を絞り掛けて見んと、指を嚙みて血を絞掛け〳〵て試みしに、何れも血は流れて骨に入らず。斯る所へ挑灯の光見えしかば、人目に掛り疑を受けては如何と、早々木立の中へ身をぞ潜めける。

○駕籠舁權三助十證人となる事

斯くて彦三郎は木蔭に隱れ居る處に、夜駕籠の戻と見えて、一人は挑灯を持ち一人は駕籠を舁ぎ、小便を僞ながら、「何と助十、去年此所へ獄門に懸つた小間物屋の彦兵衞、那は大きな間違、隱居を殺したは勘太郎に違ひないと思つては居れど、彦兵衞の親類でも有るならば格別、滅多な人には咄も出來ず、可愛さうに彦兵衞は浮みも遣らず、冥土に迷つて居るならん」と彦三郎が此所に居るとも知らず、噂して行過ぎるを篤と聞き、彦三郎は大に悅び、是偏に神佛の引合に依りて、斯る噂を聞くものなるべしと思ひ、竊と木蔭より立出で、此人々に尾いて行尋るものな

らば、明白に分るべしと、後より咄を聞きながら行くに、行け共〳〵果しなく、誠に始めて江戸へ來る事なれば、何と云ふ處なるか町の名も知れざれども、其夜丑刻時分に或町內の路地を開き、二人ながら內に入るを見濟し、直に入りては疑も有るならん、明朝參つて樣子を尋ねん、一人の名を助十と聞けば知れるに違なしと、其夜は河岸に石材木積置きし處へ行き、寄凭りて少し睡まんとするに、知らぬ江戸と云ひ此所は如何なる處やらん、若咎められなば何と答へんと心を苦め、夜の明けるを待つ事千秋を過ぐるが如く、漸く東の方白み人も通る故、やれ嬉しやと立出で往來の人に、「此所は何と申す所なるや」と尋ねければ、「淺草御門なり」と答へる故、夫より東の方廣き往來へ出でて又町の名を聞くに、「兩國なり」と云ふにより、空腹なれば食事をなし、辰刻時分になり、彼駕籠舁の入りし路地のある町へ到り所の名を聞くに、「福井町なり」と云ふにぞ、豫て見置きたる權三、助十が長屋へ入り、一通長屋を見廻すに、四ッ手駕籠を前に置きたる家ある故、是にて聞かば知れるならんと小腰を屈め、「助十樣と申すは此方に候や」と尋ねければ、女房立出で、「何の御用に候や。駕籠の御入用にもあらば、助十と申すは此方の相棒ゆゑ御聞けられよ」と申すにぞ、「然樣ならば昨夜駕籠に御出なされしは助十樣御一處に候か」と聞くに、「如何にも每夜一處に駕籠を舁ぎ渡世致すなり。何ぞ御用ならば上り給へ」と申

すを幸に、草鞋を脱ぎて上るに、未だ寢て居たる權三を起し、右の事を話せば、早速起出でて顏を洗ひ、見るに十四五の若衆旅裝束なれば、駕籠の相談と心得て挨拶をなすにぞ、彦三郎、「差つけながら內々にて御尋ね申度事有つて參上仕りしなり。助十樣の御名は承り候へども、貴君の御名は未だ承り申さず、何と申され候や」と問へば、「私は助十が棒組權三と申す者、御用も御座らば仰聞けられよ」と申すに、若年ながら彦三郎は發明故、見れば見苦しく如何にも貧窮の樣子なれば、金子一分を取出し、「始めて參上仕り、內々御聞申度事御座るに付、是にて酒と肴を御買下さるべし。輕少ながら御土產なり」と申す故、權三も一向に樣子了解ねば、辭退するを得心せず、「少しなれども御請納下されねば申難し」と達て差出す故、「然ば仰に隨はん」と受納め、「扨御用の筋は」と尋ねしに、彦三郎、御二階にて內々御聞申度く、人の耳へ入れては宜しからず」と申すに付、子供と云ひ怪みながら、助十を呼び二階へ上り、三人膝を突合せしに、彦三郎は聲を潛め、「御家內樣御聞下されても相成り申さず」と云ひながら、直と壁の際へ寄り、「私は大坂堂島の彦三郎と申す者なるが、昨夜御當地へ到著致し、未宿も取らず夜の明けるを待ち、早速參上仕る其譯は、舊冬御仕置に相成りし彦兵衞が事御存じに候はゞ、委細御話し下されよ」と申すに、兩人は思ひも寄らぬ尋ねゆゑ、「私共一向に其彦兵衞殿と申す御人は、御知己に

ちあらねば存じ申さず」と答へしかば、彦三郎涙を流し、「斯く突然に御尋ね申せば御不審も御道理なれど、私は彦兵衛が倅にて當年十五歳に相成り、一人の母御座候處、彦兵衛御仕置に成りしと聞きて打驚き、素より正直なる父彦兵衛、人を殺し盗などする者に非ず、何か謂の有りさうな事と明暮悲み歎き、一向食事も致さぬ故、我等母を諫め、江戸へ參り様子を承り申さんと云ひて大坂を立出で、昨日六鄕の渡を越え、宵に鈴ヶ森迄參りしが、切て父彦兵衛の骨なりとも拾はんと存じ、尋ねたれども更に知れ申さず、然る處へ各方通り掛り給ひ、彦兵衛が噂致されし故不思議に思ひ、直に鈴ヶ森を出でて御後を尾けて是近は參りしなれども、夜中と云ひ御知己にも有らねば、河岸にある材木薪などの蔭にて夜を明し、兩國へ到りて食事をなし、好き時分と存じ、只今參上仕りしなり。昨夜鈴ヶ森にて助十と御呼なされたる故、夫を心當に助十樣と御尋ね申せし」と始終を物語りけるに、兩人も思はず涙を流し、「偖々未だ年も行かぬ身を以て百餘里の道を下り、親御の骨を拾はんとは如何にも孝心の段感入りたり。殊に鈴ヶ森の淒しき所へ夜中能く一人にて入給ひしもの哉。然りながら死骸を貰ふには非人小屋へ手を入れねば中々知れ難し」と申すに、「否夫よりは親彦兵衛が人を殺したるには非ず、外に在るとの御話ゆゑ、とても死したる彦兵衛が事は是非に及ばず、切て外に本人があらば其科人を出し、父彦兵

衞が志操を具に申しければ、權三は一體衞が惡名を雪ぎ申度く、其本人を知らせ給はれ」と、彼が志操を具に申しければ、權三は一體泪脆き男なるが、助十に對ひ、「何と此御若衆が鈴ヶ森に居たる時に、我々通掛るも不思議、又鈴ヶ森にて小便を爲す時彥兵衞殿の咄をしたも、是神佛の御引合にて、其孝心を憫み給ふ故ならん。爰は一番二人が力を盡して働かにやならぬ。其方何と思ふ」と問ひけるに、助十も素より正直者にて、勘太とは大の不和なれば、「云ふにや及ぶ、力を盡して進ぜん」と申すにぞ、彥三郎は大に悅びしが、「江戶不案內の事故如何して宜しからんか。何分にも賴む」とあれば、助十は考へ、「彥兵衞殿の居られた家主八右衞門殿は此邊にての口利ゆゑ、是へ行きて相談有るべし」と云ふを、彥三郎、「御長屋中に怪しき人有るとの事なれば、此御家主へ相談は如何に候はん」と尋ぬるに、權三打笑ひ、「爰の家主は店子の中に依怙贔屓多く、下の者を叱る事は持前なれども、表へ出ては口の利ける大家に非ず、殊に寄つたら當人へ泄して逃すも知れざれば、彥兵衞殿の家主八右衞門殿を尋ねて能々相談なし給へ」と勸めるに付、彥三郎は、「御親切の御詞忝し」と打悅び、內外の事共謀合せ、橋本町へぞ急ぎける。

○家主八右衞門計畧出訴の事

偖彦三郎は橋本町一丁目の家主八右衛門と尋ねしに、早速知れければ、八右衛門の家に行き對面致せしに、八右衛門は彦兵衛の伜彦三郎と聞き胸塞り、暫言葉も出でざりしが、漸々に首を上げ、「能くこそ尋ね參られたり。彦兵衛殿は不慮の事にて相果てられ、嘸々力落なるべし」と云ふに、彦三郎は涙を流し、「父事御仕置になりしは是非に及ばず、然りながら其人殺盜賊は彦兵衛に之なく、外にあるにより、此段御公儀樣へ訴へ、父が汚名を雪ぎ申度、何卒御執計を願たく、依て推參致せり」との言葉の端々、未だ十五歳の若年者には怪しく思へども、又、「名奉行大岡樣の御吟味に間違のあるべき樣なし。由無き事を訴へ、其許迄御咎を蒙るは笑止千萬。但證據有りや」と尋ぬるに、「然れば、福井町に住む權三、助十と云ふ駕籠舁二人證人なり」と申せば、八右衛門首を傾け、「其許何時江戸へ參られしや」と問ふに、彦三郎は、「今朝福井町へ著し、直に承り糺し、只今爰許へ參りし」と申すゆゑ彌々合點行かず、段々樣子を聞くに、昨夜の事柄より權三、助十が話等委細物語りしかば、八右衛門は彦三郎の孝心を大に感じ、早速權三、助十を呼に遣り、猶譯を聞くに、「去年十一月十七日の夜中に歸る機、天水桶にて血刀を洗ひ居る者あるに付、能く〳〵見るに、同長屋の勘太郎と申す者なれば、怪しく思ひながら空知らぬ振に罷在りし所、右の勘太郎、急に二三十兩掛けて造作を致し、道具を買ひ、妻子の身形も立

派になり、二十兩勝つた、三十兩勝つた、と博奕に勝つた咄をする樣子、何分合點行かず、常には負けた事ばかり云ひて勝つた事を云はざるに、全く金の出處を疑はれぬ樣に勝ちし事を吹聽するに疑なし。其上長屋中へ錢金を用立て、家主へも金を貸す故、勘太郎を二無き者の樣におもひ、我々如き後生大事と渡世する者は、貧乏を嫌ひ一向に構ひ付けず。睾丸も釣方とやら、私共でも得心せぬ故、長屋の泥工の棟梁は年頃と云ひ人も尊敬する者なれば、此者を以て勘太郎は店立を致されよ、往々は家主の爲にもなるまじと申入れたれば大に憤り、却つて我々を追立てんと爲す故、泥工の棟梁家主に異見して相濟みし程の事もあれば、馬喰町の隱居を殺したるは勘太郎に違なし」と申すを、八右衛門聞きて、「なる程勘太郎とやらん疑しき者なれども、屹度隱居を殺したりとも定め難し。併御吟味を願はゞ何か惡事有る者ならんが、各證人にならるゝとも、此事を以て訴訟にはなり難し。何か工夫の有りさうな事」と姑く考へしが、「我等一ツの手段あり、彦兵衛倅彦三郎と申す者私方へ參り、正直無類の彦兵衛中々盜など爲す者に非ず。何故辯解をして助け呉れざるや。夫れにて家主が勤るかと惡口致すにより、我々御慈悲願を致したれども、公儀にて御吟味の上御處刑に行はれたる事故、我々が力に及ばずと申せしかど、何分聞入れず、私共を切殺し親に手向けん、是則ち敵討なりと立騷ぎ候に付、皆々打寄り意見仕

れども聞入れ申さず、據なく召連れて御訴へ申上げると、彦三郎を連れて皆々南御番所へ罷出で申すべし。其時御尋有らば、彦三郎殿委細に事柄を申上げられよ。其上各方御差紙を以て召呼ばれ御吟味有るならば、必定夫にて彼勘太郎なるや彦兵衛殿なるや明白に分るべし」と申す故、三人も八右衛門が才智を感じ、夫より長屋の者二三人へ話し、彦三郎をぐる〳〵卷に縛上げ名主へも屆置き、召連訴にぞ及びける。(誠に感ずべきは人智、又恐るべきも人智なり。正雪は治りし天下を押領せんと工む智惠の深き事量るべからずと雖も、英智の贋物にして悉皆く邪智奸智と云ふべし。大石内藏助は其身放蕩と見せて君の讎を討ちしは、忠士の智嚢を振ひ、功名を萬世に殘せし正智なり。夫程には有らねども、八右衛門が才智感ぜずんば有るべからず。其謂は、訴に及ぶには、先彦三郎は宿を取り家主を賴み、名主の玄關へ掛り、中々手間取りて埒明くまじ。殊に十五歳の彦三郎、江戶不案內と云ひ、公邊には馴れず、又證人の權三、助十共明白に口の利ける者に非ず。品に寄ると皆々入牢にもなり、利有つて罪に陷る事も有るべしと思慮し、因つて斯く計ふ時は、彦三郎無法にもせよ、親孝心にして僅十五歳の者が大坂より遙々來りて騷ぐ共、憎むべき事に非ず。又駕籠舁二人、勘太郎事を申立てたりとも、夜中血刀を天水桶に洗ひしは何か謂あり、彦兵衛一件に關係無く共、兩人申上げる言葉も御咎有るまじ。

又勘太郎彌馬喰町の人殺なれば、彦三郎が念願も成就する故、前後を考へたる事にして、八右衞門が分別等閑の及ぶ處に非ずと云ふべし）

○彦兵衞子息彦三郎吟味の事

却說八右衞門は彦三郎へ申含め置きたる通り、名主の玄關にて强情申張る故、是非無く召連れ訴と相成り、則ち口上書を差出せり。

乍レ恐以二書付一奉二願上一候

一橋本町一丁目家主八右衞門申上奉り候。去冬御處刑に相成り候彦兵衞伜彦三郎と申す者、父彦兵衞無罪にして御處刑に相成り候事、私申上方宜しからざる故なり、因ては父の敵に候へば討果し、彦兵衞に手向度由申候に付、公儀の御成敗は我々力に及ばずと申聞け候へ共、一向得心仕らず。殊に若年と申し、大坂より一人罷下り候儀、亂心の樣に相見え、旅宿承り候處、必死の覺悟に御座候間宿も取り申さず、直樣私方へ參り候由にて惡口仕り候に付、諸人異見を差加へ候へども、物狂しき體にて引渡し候處も之なく候間、據なく當人召連れ、御訴へ申上奉り候。何卒御慈悲を以て彦三郎へ御理解仰聞けられ、大坂表へ

罷歸り候樣、御取計ひ偏に願ひ上げ奉り候。以上。

橋本町一丁目家主

八右衞門

と之有るに依り、早速彥三郎を呼出されしに、細引にて縛りし儘白洲へ引据ゑたり。時に越前守殿此體を見られ、是は何か仔細有りと敏くも察しられしかば、徐に詞を發し、「如何に彥三郎、其方が父彥兵衞事、去冬人を殺し金子を盜受りし科に因つて御處刑と相成りし事、八右衞門の存じたる事に非ず。若年の事なれば父の敵と思ふも道理なれども、今更是非に及ばず、早々大坂へ立歸るべし」と申さるゝに、彥三郎泪を流し、「私儀十歲の時父彥兵衞儀江戶へ下りしゆゑ、指折算へて歸るを待居りし中に御所刑となりしかば、母は明暮歎き悲み、病氣も出づべきやに存じ候まゝ、私儀江戶へ下り、骨を拾ひ持歸らんと母を諫め、此度江戶表へ參りし途中、鈴ヶ森と承りしまゝ、何卒父の骨を拾ひ得て持歸らんと存じ、夜に入つて種々尋探せ共、何れが父の骨なるや相知れ申さず。然る處其夜亥刻時過にも候はん、二人の駕籠舁通掛り、去年此所にて彥兵衞御處刑になりしが、那の人殺は彥兵衞に非ず、惡人は外に有る由話しながら行過ぎ候故、後を付けて參りし所、淺草福井町とやら申す町迄到り、其所の路地へ入り候は、最早丑

刻頃とも覺敷候に付、其夜は外にて夜を明し、翌朝右の駕籠屋へ參り段々相尋ね、委細の事柄を承りしに、馬喰町人殺は別人なる由、全く彥兵衛の所業に非ず。然るを家主八右衛門熟糺も仕らず、御處刑と致し候段殘念に存じ、小腕ながらも敵討を仕る所存なり」と申立てければ、大岡殿、「夫は其方若年ゆゑに心得違なり。然れど其人殺は外に有ると申したるは、福井町にて何と申す者なるぞ。名前を申せ」と云れければ、「福井町勘兵衛店權三、助十と申す者、委細存罷在り候間、此者より御聞取下され候樣に」と願ひけるにぞ、「扨々其方は孝行者なり。吟味中八右衛門へ預ける」と申渡されしかば、其日は彥三郎を伴ひ橋本町へぞ歸りける。

○惡黨勘太郎召捕らるゝ事

大岡殿より差紙を以て、勘兵衛店權三、助十の兩人尋の儀之有るに付、召連罷出づべき旨達されければ、家主勘兵衛は兩人を呼び、「貴樣達は何ぞ惡い客人を乘せて物でも取つたか、但し客人の錢金を騙りでも爲せしか、御奉行所へ明日召連罷り出でる樣にと御差紙が到來し、誠に我等迷惑至極なり。然れば夜駕籠など舁く者を店へは置かれぬ」と申すを聞き、權三は大に腹を立て、「賤しき渡世は致せども、然樣な惡事は少しも爲さず。善か惡かは明日出でて聞給へ」と平

氣の挨拶なれば、勘兵衛是非なく受書を差出し、翌日同道にて南奉行所へぞ出でたりける。權三、助十の兩人は、彦三郎が八右衛門方へ御預と聞き、豫ての都合と覺悟をなし、白洲へ罷出でけるに、大岡殿出座有つて、「如何に其方共、先達つて御處刑に仰付けられたる彦兵衛伜彦三郎と申す者は、何方に於て面會致したるや」と尋ねられしかば、兩人ハッと平伏なし、「私ども先夜大森まで客を乘せ、亥刻過頃鈴ヶ森迄歸り來り候處、不圖彦兵衛の事を思出し、去年此所で御處刑に成りし彦兵衛は正直者ゆゑ、中々人殺夜盜等は致すまじ、此盜人は外に有らんと申す事を、誰も聞く人は有るまじと存じ、噂仕りし處、御處刑場の蔭に右彦三郎が居りて其事を聞きたるにより、私どもの後に付いて參り住居を見置き、翌朝尋ね來りて彦兵衛伜なる由を申聞け、鈴ヶ森にて私共の話を承りしにより、父彦兵衛の外に人殺有らば教へて呉れる樣にと涙を流して頼むに付、何故人も怖るゝ鈴ヶ森に夜中居たるやと尋ね候へば、父の骨を拾ひ懇に弔ひ度存じ尋ね候、と申すゆゑ、數多の骨の中にて爭か是が親の骨と分るべきやと申し候に、彦三郎血を絞り骨へ掛ける時は、他人の骨へは染込むことなく、父の骨なれば染込み候故、指を噛切り血を掛けて見候とて、噛切りたる指を見せしに付、私どもも其孝心を感じて、思はず落涙仕り、如何にも彦兵衛には之有るまじ、外に人殺ありと申したるに相違御座なく候」と

申しければ、大岡殿聞給ひ、「然らば馬喰町米屋市郎左衛門伯母を殺し金を取りたる者外に有りや」と尋ねらるゝに、兩人、「へイ其人殺と申すは、私ども同長屋に罷在る勘太郎と申す者ならんと存じ候」旨申立てけるを、家主勘兵衛恐れながらと進出で、「其勘太郎は實體にして、渡世向出精仕る者に付、中々右體非道の働を申す者に候はず」と云ふゆゑ、大岡殿、「權三、助十」と呼ばれ、「今聞く通り、家主は實體者なりと云ふが、何ぞ證據有るや」と糺さるゝに、兩人、「其儀は去年十一月十七日、麻布迄容を乘行き、夜丑刻過に歸り候處、町内の天水桶にて刃物を洗ふ者あり、其形容勘太郎に髣髴たりとは存じながら、私共見屆けるにも及ばざる事ゆゑ、路地を家主に開いて貰ひ内へ入りし時、勘太郎も續いて後より這入りしに付、偖は刃物を洗ひしは勘太郎に相違なしと存じ、其夜は寢ね、翌朝天水桶を見て候へば、水は淡紅色になり、桶にも血の付き有る故、勘太郎は何方にて人を斬りしやと存ずる處、昨夜馬喰町米屋の女隱居を殺し、金百兩盜みたる者ある由噂仕るにより、扨は勘太郎が仕業なるか、但外に喧嘩でも致したるかと思ふに、中裁の沙汰もなく、博奕打の喧嘩なれば、是非沙汰の有る筈なるに、一向何の咄もないは、彌以て女隱居を殺害したるに違なしと思ひし中、家の造作家内の身形も立派になり、皆々不思議に存じたる所、博奕に廿兩勝つた、三十兩勝つたと吹聽致せども、是は盜賊の名を隱

す心と存ぜしなり」と委細申立つるに、此時大岡殿與力を呼ばれ、何やらん申渡され、又、「家主勘兵衛」と呼出さるゝに、勘兵衛は二人を睨みながら進出づれば、「コレ勘兵衛、右勘太郎の商賣は何を致す」と尋ねられしに、勘兵衛ハッと云ひし切暫時返答出來ざりしが、漸く、「季節の物を商ひ候」由申しければ、權三、助十、「否々」と云ひながら傍邊より進み出で、「勘太郎渡世と申しては外に之なく、年中博奕のみ致居り候間怪しく存じ、店中に差置きては家主の爲になるまじくと思ひ、泥工の棟梁權九郎と申す者を以て勘太郎店立申入れ候へば、勘兵衛以ての外に憤り、却つて私共に店立申付け候程の事にて、何故か勘太郎を贔屓仕り候」と申せしかば、玆に於て大岡殿大聲に、「其方家主をも勤めながら、右體の者は訴へ出でべきに、僞を以て申立つる條、勘太郎同意と思はれる。因て手錠申付ける」と、勘兵衛に手錠を掛けられ、「追て呼出す」とて、皆々白洲を下げられけり。然れば勘兵衛は兩人を恨みけるを、權三、助十は冷笑ひ、「其許は商賣出精爲す者には店立を申付け、博奕を打ち夜盗などする者を大切に致さるゝ上は覺悟の前なり」と、今迄惡樣に取扱れたる意趣晴の心にて、存分に云散してぞ立歸りける。勘兵衛は早々勘太郎へ右の咄をせんと長屋へ行きて見るに、疾勘太郎は召捕られたりと聞きて、呆れ果てたるばかりなり。

○勘太郎吟味の事並彦三郎突合の事

偖も福井町勘兵衛店勘太郎召捕られ入牢申付けられしが、其後大岡殿呼出の上、「去年霜月十七日の夜中、馬喰町馬場の傍に住居罷在る米屋市郎左衛門隱居の老女を殺し、金百兩奪ひ取りたる事明白なれば、陳ずるとも遁れ難し。眞直に白狀せよ」と有りければ、「一向然樣の儀覺え之なく候」と申すを、「然らば汝は何を渡世致すや」と問るゝに、勘太郎拔らぬ面にて、「其季節の物を商ひ仕り候」と申立つるを、大岡殿、「季節の商賣と云ふは何を賣りて渡世に致し候や」と申されしかば、「夏は瓜、西瓜、桃の實の類、秋は梨子、柿の類など商賣仕る」と申せども、自然言語濁る故、「イヤ其方家内を檢べる處、賣歩行く荷物一ツもなくして、家内にはめくり札、賽は數多ありしなり。此返答は何ぢや」と問詰められしに、勘太郎一言の返答も出來兼ねたり。越前守殿、「コレ勘太郎、汝は惡黨と云ふ事疾に知れて有るぞ。又々吟味せば舊惡有るべし。苦痛せぬ中白狀致せ」と申さるれども、「人殺、夜盜の覺えなし」と云ふ故入牢させ置き、嚴しく拷問に及びしかど、白狀せぬにより、妻子を呼出され、「勘太郎如何致して去年十一月より家内造作諸道具等を立派に致し、內々金子貯へしや。眞直に申せ」と糺さるゝに、女房は慄へ出

し、「私は女の事故一向存じ申さず」と云ふ時、大岡殿、「其儀勘太郎申すには、去年十一月十七日の夜に馬喰町米屋の女隱居を殺し、金を盜みしと白狀致したり。殊に其譯は其方へ咄し、內內博奕に勝つた積に云觸したる由、其方隱す共勘太郎白狀なれば最早遁れず。達て隱せば汝も女ながら怪しき奴ゆゑ、入牢の上拷問申付けるぞ」と威されしかば、面色蒼然、「私は馬喰町にて人を殺したる事は存ぜねども、去年霜月十七日博奕より遲く歸りし時、如何なる故か顏色宜からず、衣類に血が付き居りし故、樣子を尋ね候に、途中にて喧嘩を致し、切付けたれば其者迯行きしが、跡に落せし物あるにより拾上げて見れば、百兩の金を紙に包み水引を掛け、上書に奉納と書記し有りし事を承り候」と申立てければ、「夫にて宜し」と女房は其儘歸されたり。偖大岡殿智略を以て勘太郎が妻を問糺されしに、委細申立てたる故、勘太郎が爲せし業と知れ、拷問嚴しく詮議あれども、何分白狀なさず。因て猶又大岡殿白洲へ呼出され、「其方は一通ならぬ惡黨なれども、斯程の責に合うて白狀致さぬは又大丈夫なり。然りながら汝が妻の詞に、百兩の金紙に包み奉納と書き、水引にて結び有りしと申立て有る上は、白狀せずとも差免すと云ふ事なし。日々苦痛するは却つて未練と云ふものなり。妻子も共に仕置に行ふべきなれども、今白狀致さば慈悲を以て妻子は助遣さん。夫とも强情を申し居らば、見る前にて妻子も

倶に入牢申付ける。悪黨は未練を殘さぬものなり。此越前が睨んだ眼に違はないぞ」と申されければ、勘太郎も所詮助り難しと斷念め、「然らば白狀仕らん」とて居直り、「米屋の隱居とは存ぜざれども、夜中忍込み、殺害の上金百兩奪ひ取りたるに相違之なく」と白狀に及びければ、「神妙なり」と申され、「其金百兩有りし事如何して知りたるや」と糺されしに、勘太郎、「其日小間物屋彥兵衞金子無心を致して居る樣子を格子の外にて承りしが、黃昏頃故竊と覗きし所、百兩包を取出し、御門跡へ納める金なりと云ふ。又簞笥の引出へ入れたる處を見ると欲心萠し、年寄りたる女一人怖るべきに非ずと思ひ、其夜忍入りて殺害なし、金子奪取り候」と其手續を一々白狀に及びしかば、玆に於て口書爪印相濟み、又々牢內へ送られける。因て彥三郎始め呼出されしに、馬喰町米屋市郞左衞門は程經たる事ゆゑ大に怪みながら請書を出し、又福井町勘兵衞竝に權三、助十、皆々二十五日南奉行所へ罷出で、腰掛に相詰め呼込を待ちけるに、大岡殿午後未刻過退出ありて、直樣、「橋本町八右衞門一件」と呼ぶ聲に連れ、各白洲へぞ出でにける。

○死活裁許の事

偖享保九年二月二十五日、橋本町八右衞門一件一同呼出に付、皆々白洲へ居竝ぶ時、「馬喰町市

郎左衞門」と呼上げられ、「昨冬霜月十七日の夜、其方伯母儀殺害の上、金百兩盗まれし段訴へ出で、右盜賊は小間物屋彥兵衞なりと申す故、我等理解を下し勘辨致す樣に申渡したれど、彥兵衞に相違なし、伯母の敵なりとて頻に吟味を相願ふ故、彥兵衞を糺明に及びし處、白狀により御處刑申付けられたる事存じの通なり。然るに彥兵衞伜彥三郎と申す者今度大坂より來り、彥兵衞事右等の惡事致す者に非ずと願出でるに付、段々再吟味に及ぶ處、彥三郎が孝心の致す處、其方伯母を殺したる者手に入りたり。只今其者白狀の趣夫にて承れ」と申渡され、又勘太郎に向はれ、「其方米屋の女隱居を殺し、金百兩奪取りたる手續委曲く申せ」と云れしかば、勘太郎、「其儀は私事夕方馬喰町馬場の脇を通り候折、出格子の中にて金談の聲致すにより、何事やらんと承りしに、彥兵衞事無心の處、折惡しく百兩は御門跡へ奉納の願にて、御講中に差上げる積、是見給へとて、彼女隱居は紙に包みし金子を出して見せたる故、羨しく思ひ、我今百兩有らば安樂なるべし、役に立たぬ寺への奉納と存じ、何方へ仕舞置くやと窃に覗きしに、女重簞笥の引出へ入れたるを能く〱見置き、其夜丑刻頃忍び込み右の金を取らんとする時、女隱居目を覺し、何者と聲を立てる故、是非なく殺し候」と申すに、大岡殿、「何と市郎左衞門、只今聞く通り、本人は勘太郎と云ふ者にて彥兵衞には非ず、疑の心より遮つて申立て、罪なき者

の命を取りし事不埒千萬、云解有るや」と申されしかば、市郎左衛門は今更惘果て、何共申譯之なく、大に後悔なし、「恐入り奉る」と平伏してぞ居たりける。又「彥三郎」と呼れ、「其方若年にして孝心深き段天に通じ、父の惡名を雪ぐ事感ずるに餘あり。又橋本町家主八右衛門、並に駕籠舁權三、助十、其方共彥三郎が孝心を感じ、證人となりて惡黨を訴に及びし事、輕き身分には奇特の心底なり。只今聞く通り人殺夜盜は勘太郎に相違之なし。然樣心得よ」と云はれしかば、彥三郎は云ふに及ばず、八右衛門、權三、助十等、皆有難き仕合なりと喜びけり。時に大岡殿、「福井町家主勘兵衛」と呼上げられ、「其方家主の身を以て、然程の惡黨を存ぜず差置き、剩へ格別懇意に致す事、如何の心得なるや。恐入りたるか」と叱られしかば、勘兵衛一言もなく、平蜘の如くになり居たり。此時權三、助十、「恐れながら」と進出で、「此儀市郎左衛門何樣に願上げ候とも、罪もなき者を御處刑に仰付けられ候事、明白の御沙汰とも存ぜず。然れども市郎左衛門申立より、彥兵衛御處刑と有らば、下より申上げ候儀は何事も御取上に相成り候や、伺ひ奉る」と申出でしに、彥三郎涙を流し、「父彥兵衛罪なき事明白に相分り、有難く存じ奉るにより、此上の御慈悲に、父彥兵衛が死骸を下置かれ候樣に願ひ奉る」と申す傍より、又八右衛門も進出で、「彥三郎儀罪なき父を殺し候恨なりとて、私を敵と申候儀、道理に存じ候。然す

れば天下の御奉行様にも、罪なき者を御處刑に仰付けられしは同様ならんか。併し尊き御方故其儘に相濟み候事や。私どもが然様道に缺けたる事あらば、重き御咎を蒙るべし。願くば彦兵衛を御返し下され候様に願ひ奉る」と申しければ、大岡殿無言にて居られし故、權三、助十は、大岡殿を一番言込め閉口させんと思ひ、「天下に於て御器量第一と云ふ御奉行様にも、弘法も筆の過失、定めて悪口と思召すならんが、罪なく死したる彦兵衛が身は、如何遊ばさるゝや」と口々に申す故、大岡殿、「皆々默止れ」と仰せられしを、權三、助十、「默止りますまい。此一件彦三郎申分相立ち候様に、御慈悲を願ひ奉る」と云ふに、八右衛門、彦三郎も進出で、權三、助十諸共、喧しくこそ申しけれ。

○大岡忠相殿仁心の事

扨も越前守殿には暫時默して居られしが、頓て、「一同控へ居よ」と云れ、「コリヤ彦三郎、其方共に彼是云込められ、此越前一言もなし。之に因て彦三郎へ褒美を遣す。夫にて皆々不承致せ」と、白洲の外に控へ居たる一人の男を呼出されしに、久しく日の目を見ざりしと見え、顔色は悪しけれ共、能く肥太りたり。「イザ此者を遣すぞ。皆々對面せよ」と申されしかば、各々不

思議に思ひ、其人を見れば、是は如何に、去る冬御處刑になりし彦兵衞なり。彦兵衞は彦三郎を見るや否や、白洲をも顧みず涙を流し、「汝は彦三郎なるか」と手を取り悦び縋りしかば、皆一同に悃果てたるばかりなり。時に大岡殿申さるゝは、「此彦兵衞儀白狀は致せしかど、其口振と云ひ人體と申し疑しく思ひ、外に罪有る者牢死せしを身代の獄門になし、彦兵衞は助命させ置きたり。然るに果して勘太郎と云ふ本人出でしは、我も悦ぶぞ。是偏に彦三郎が孝心に因る處、一ッは八右衞門が取計ひ、權三、助十の正直より起る處、又某に對して惡口せしは、惡口に似て惡口に非ず、其方どもが如き者町方に有るは、我も悦の一ッなり。彦兵衞は渡し遣す、又々追つて呼出す」とて下げられしかば、皆々悅び勇む事限りなく、大岡殿の深慮を感服したりけり。此外に出會せし公事訴訟人迄も涙を流し、感ぜぬ者は無かりしとぞ。扨又大岡殿は市郎左衞門に對はれ、「罪を償ふには首代と云ふ事あり。先達て其方伯母より貸したる雜物は、富松町質屋六兵衞方にて五十兩借請け、其金を以て小間物荷を買調へたる故、其小間物は一旦取上物と成りしが、今度彦兵衞へ下さるゝなり。然る上は右五十兩竝に利息を六兵衞方へ遣さねば相成るまじ。彦兵衞事病氣と云ひ、大坂へ立歸る路銀にも差間へるならんにより、右五十兩の金は其方より六兵衞方へ勘定致して遣はせ。若難澁申すに於ては、此方に存寄あり」と申渡

されしかば、「委細畏り奉る」と返答に及びたり。「又質屋六兵衛、其方儀は彦兵衛が預け置きたる質物、一旦盗物となり取上げし處、今明白に相分り、不正の品に之なき上は、右五十兩元利共彦兵衛より勘定致すべき筈なれども、只今承る通り故、米屋市郎左衛門より受取れ」と申渡されけり。斯くて又勘太郎儀は獄門、同人妻子は追放、家財取上となり、「家主勘兵衛は役柄不相應、殊に惡黨の勘太郎より金を借請け、正直なる者を追立て候儀、勘太郎同類に等しく、重くも仰付けられべく處、格別の御慈悲を以て家財取上追放申付けられ、家主家財勘太郎家財とも、權三、助十へ下さるゝ間、雙方申合せ、然るべく住居致せ」と申渡され、又勘太郎有金六十兩は、彦三郎並に權三、助十へ廿兩宛下し置かれ、權三は勘兵衛跡役となり、町の事なれば當分心添を八右衛門に申付ける。又名主儀は日頃行屆かざる故、家主の善惡も辨へざる段不束なり、以來屹度心付け候樣致すべき」旨申渡され、一件落著とぞなりける。是先に一旦彦兵衛獄門と成りしは、大岡殿申されし通り、獄中にて病死の者の首を切り、彦兵衛重罪なればとて、面の皮を剝きて獄門に梟けられしかば、皆々彦兵衛は全く御處刑に成りし事と心得居たるを、此度斯く明白に善惡を糺されし故、世の人彦兵衛は無實の罪に死なざりし事を知り、後世に皮剝獄門とて裁許の名譽を殘されたり。

白子屋阿熊之記

○金屋利兵衞井筒屋茂兵衞が事竝兩人の子供言名付の事

茲に上州より太物を商うて毎年江戸へ出づる商人に、井筒屋茂兵衞金屋利兵衞と云ふ者あり。平生兄弟の如く親類よりも中睦じかりしが、兩人の妻とも此頃懐妊なし居たり。或時江戸より歸る道々の咄に、利兵衞は茂兵衞に向ひ、「私は今年四十になり、始めて子と云ふ者を持ちたり。貴殿は二十歳ばかりの子息あれば、今度生れたりとも私程には思ふまじ」と云ふに、井筒屋は首を掉り、「我成人の倅は有れども、貴殿も知つての通り五年以前出家して諸國へ行脚に出でたれば、我が子でも我子に非ず、末の役には立難し。夫に付一つの相談あり。今兩人の妻同月の產なれば、生れし子が男女ならば夫婦にすべし。又男子ばかりか女子ばかりならば、兄弟として成人の後まで一家となすは如何に」と云ふに、金屋も、「至極望む所なり」と兩人未然の約束をなし、夫より國許へ歸れば、間もなく兩人の妻安產なし、金屋の方は女子にて名をお菊と呼

び、井筒屋の方は男子にて吉三郎と名付け、互の悦び大方ならず、豫て約束の如く夫婦にせんと末を約して各妻にも其趣を云聞せ、是より兩家別して睦じく交際ひけり。然るに兩人の子供も丈夫に成長なす中、疾吉三郎十三歳と成りし時、父の茂兵衞大病を煩ひ、種々療養を加へけれども驗なきゆゑ、茂兵衞の枕元へ金屋利兵衞を始め家内殘らず呼集め、「我此度の病氣全快覺束なし、因つて江戸の得意を利兵衞殿へ預け申すなり。倅吉三郎成人迄何卒我が得意先を宜敷御廻り下さるべし。是のみ心懸り故、緣者同樣の貴殿なれば此事賴み申すなり。又妻子の事も宜しくお世話下されよ」と遺言なし、夫より倅吉三郎に向ひ、「利兵衞殿娘お菊は其方と胎内より言名付せしに付、利兵衞殿を父と思ひ大切にせよ、必ず何事も同人の意に背く事勿れ」と能能教訓して五十三歳を一期となし、終に空しくなりしかば、是より利兵衞は每年江戸の得意井筒屋の分迄も一人にて廻りける故、俄に商多く忽ち多分の金子を儲け、二人前稼ぎけるにぞ、五六年の中に餘程の金を貯へしが、後には江戸へも見世を出さんと、通油町へ間口十間奥行は新道迄二十間餘の地を買ひ、土藏もあり立派なる大身代となり、番頭若い者都合廿餘人に及びける。是偏に井筒屋茂兵衞が多分の善き得意を己が得意と一つにし、一手にて商せし故なり。

然るに又上州の吉三郎竝に母のお稻兩人は、利兵衞が江戸へ店を出さば早速迎へに來る約束なるに、三四年立てども一向に沙汰もなければ、餘儀なく吉三郎は人の周旋にて小商などして親子漸く其日を送り、江戸より迎の來るを今か〳〵と樂み居たれど、案に相違して其後一向手紙も來らず、此方よりは度々文通すれども一度の返事もなきにより、今は吉三郎の母お稻も大に立腹し、夫利兵衞が臨終に那程迄に賴みしを忘れはせまじ、餘り情なき仕方なりと利兵衞を恨みけるが、吉三郎は素より孝心深ければ、母を慰め、「利兵衞殿斯の如く約束を變じ音信をせざればとて、此方に於て如何共爲術なく、樣子も分らざれば、若や病死にても致されしや。假令夫にしてもお蔦殿お菊共約束にて此方の得意まで任せ置きし者なれば、是非とも迎は參るべし。深く案じられ病氣にても出でぬ樣なし給へ」と云紛らせども、母は我が子の窶然しき形容を見て憫然に思ひ、少も早くお菊と娶せ、昔の非筒屋を取立てさせ度神佛を祈居る中、又半年も待ちけれども音沙汰なければ、或時母は吉三郎に申す樣、「二人して江戸へ出で、先達てより噂の如く江戸通り油町なれば尋ね行き、利兵衞殿に會うて談判ひ、我々親子を引取るや否や其心底を探り、若引取らずんば、其時は何を爲てなりとも繁華の江戸ゆゑ、親子二人渡世のならぬ

事は有るまじ。若運よく立身いたしなば、今の難儀せし面を見返さん。何は兎もあれ一先江戸へ出づべし」とて、夫より世帯を仕舞ひ家財を賣りて路銀となし、母子二人江戸へ立出で、馬喰町の定宿武藏屋淸兵衞方へ宿を取り、翌日吉三郎一人油町へ行きて見るに、人の噂に違はず金屋の店は立派なれば、勝手より入りて、「私は上州より參りしが、利兵衞樣に御目に懸度し」と云入れけるに、利兵衞是を聞き、「上州より誰も來る筈なし。偖は吉三郎尋ね來りしならん、此方へ通せ」とて吉三郎に對面し、「其方は何用有りて來りしや」と云ふに、吉三郎は叮嚀に挨拶をなし、「餘り久々御疎遠なれば御機嫌も伺ひ度し、又此方の御樣子如何と存じ母を同道して出で、馬喰町武藏屋淸兵衞方に罷在り候」と申しけるに、利兵衞の心は疾より變り、持參金のある聟を取る所存なれば、今吉三郎が來りしを忌々敷思ひ、何卒して田舍へ追歸さんと心に巧み、「夫は態々尋ね來りしかど、此方に變る事なけれど、今母公に對面するにも及ばず、早々國へ歸りて母を大切に致せよ」と云捨てて奧へ行かんと爲るを、吉三郎最早堪兼ね利兵衞が裾を捕へ、「何故然樣の事を申され候や、此身になりても御無心に參りしには非ず。貴殿には我が父より御賴み申せし事を忘れ給ひしや」と詞を放ちて申しけるに、利兵衞は何共返答なく、其儘

振切つて奥へ入りければ、吉三郎は惘れ果てて、賴切つたる利兵衞が斯くの如くの所存なれば、所詮又逢うたりとも取上ぐべき樣なし、我が身一人ならば此處にて自殺をも爲べけれども、母を連れて遙々來りしなればと、燃立つ胸を摩り何事も勘辨して、寥々金屋の家を立出で二三町來りけるに、跡より、「申し〳〵」と呼掛くる者有る故、振返るに、田舍にて見覺あるお竹と云ひし女なり。此女は金屋井筒屋へ出入なす織物屋の娘にて、利兵衞が江戸へ店を開きし時分お竹は母に別れ、父と倶に利兵衞方へ尋ね來りしを父は番頭となし、娘のお竹はお菊と相應の年格好なれば、腰元にして召仕ひけるか、此者子供の時より吉三郎とも心安く、お菊と言名付の事も知り居けるにぞ、吉三郎が臺所より來りけるを不圖見付けてお菊に斯くと告げければ、母お蔦も聞付けて呼度思へども、利兵衞が得心せざる故據所なく打捨置きけるを、娘お菊は吉三郎に逢度思ひながら、父利兵衞に叱られん事を恐れ、密に腰元お竹に賴みしかば、吉三郎が後を追駈け來りしなり。偖お竹は吉三郎に對ひ、「お菊樣が貴郎に是非お逢爲され度きとの事なれば、先々此方へ來り給へ」と手を取り引戻すゆゑ、吉三郎、偖は娘の心は變らず、我を言名付と思ひ居る事の嬉敷は思へども、「利兵衞殿の心底變りければ、お菊に逢ふまじ」と云ふを、お竹

は無理に吉三郎を連來り、今度は新道へ廻り庭口の切戸を明けてお菊の部屋へ誘引ひしに、吉三郎はお菊に向ひ、「利兵衞殿昔の約束を變じ、外に聟を取らんとの心と見え、我を追返さんと爲されしを、何故に呼返し給ふや」と云ひければ、お菊は太息を吐き、「夫に付て種々談話度事あるにより御迎へ申したり。今は間合も悪ければ、何卒翌の夜此處まで忍び來り給へ。緩々と御話申さん」と呉々も吉三郎に約束なして歸しける。偖翌日の夜吉三郎は彼の板塀の處へ來りしに、内よりお竹出迎へて、吉三郎が手を把りお菊の部屋へ誘引ひたり。然るに此お菊は幼年より吉三郎と言名付と聞居たりしが、今年十七歲に成り始めて吉三郎を見るに、衣裳は見苦しけれ共、色白くして人品能く、鄙に稀なる美男なれば心嬉しく、閨に伴ひつゝ終に新枕を交せし故、是より吉三郎もお菊を惡からず思ひ、毎夜此處へ通ひ、お竹が手引にて逢せしが、此隣に兩替屋の伊勢屋三郎兵衞と云ふ者あり、或夜子刻頃に表の戸を叩きて、「旅僧なるが一夜の宿を貸給へ」と云ふを、番頭目を覺し、「旅人を泊める處は、是より少々行けば馬喰町と云ふ處に旅籠屋多くあれば、夫へ到りて泊り給へ」と挨拶なすに、彼の僧は如何にも苦し氣なる聲にて、「我は腹痛み歩行む事叶はず、願はくは板縁にても一夜を明させ給へ。且藥も飲みたく、何卒湯一

つ賜れ」と云へども、番頭は盗賊ならんと疑ひて戸を締切り、一向に答もせざれば、僧は詮方なく此表に大八車のありしを幸ひ、其陰に風呂敷を敷きて其上に坐し、頭陀袋より藥を取出して飲み、暫時其處に休み居ける中、段々夜も更行き四邊も寂としける。此時手拭に深く面を包みし男二人伊勢屋の門に彳み内の樣子を聞居たりしが、頓て一人の男は相手の肩に登りて難なく塀の中へ忍び入り、又肩へ乘せたる男は塀の外に待居けるに、程なく忍び入りたる男出來りて、何か密々と囁きしが、其男は西の方をさして立去りたり。跡に殘りし男は猶内の樣子を窺ひ居る故、旅僧は見付けられなば殺されもやせんと、息を堪へて車の蔭に屈み居る中、此方の板塀の戸を開きて金屋の庭先より吉三郎は今宵もお菊の部屋に忍び來り、積る談話の中、旅籠屋に永逗留して大分入用が嵩み、其上母は病氣にて藥の代に貯も遣ひ果したる由委細に物語りけるを、お菊は甚く氣の毒に思ひ、「我故に斯成行給ふなれば、何卒見繼度思へども、親に養はるゝ此身なる故、何事も心に任せず。是は僅なれども私が手道具なれば大事なし、賣りてなりとも旅籠の入用母御の藥の代に爲給へ」と、鼈甲の櫛と琴柱に花菱の紋付きたる後差二本、是は價に構はず調へし品なりとて吉三郎に渡しければ、大に悅び、「其芳志を聞く上は、假令夫婦に

なられずとも本望なり。然ば此品暫時借用申す」と受納め立歸らんとするに、お菊は涙を浮め、「此程より申せし通り父御は御身を入れず、外より金を持參の聟を取らんと云るゝ事最心苦しけれど、必ず母樣と倶に父御を宥め申すべきにより、時節を待ちたまへ。我が身に於ては外に男を持つ心なし」と堅く誓ひて別れければ、腰元お竹は毎度の通り吉三郎を送り、開戸を明けて出し遣り跡を鎖しける。吉三郎は母の病氣を案じけれども、お菊が情に惹されて夜毎々々通ひはなすものゝ、何時も泊る事なく夜更けて歸りけるが、今夜も最早丑刻過頃馬喰町へぞ歸りける。然るに先刻より樣子を窺ひ居たりし彼の曲者、今吉三郎が歸り行きし體を見て、扨は渠等色事ならん、究竟の事なり、と彼の開戸の處へ行き外よりほとく\叩きけるに、中にはお竹庭に下立ち、「何かお忘物に候や」と小聲に言ひながら何心なく戸を開くに、吉三郎にはあらで一人の男拔打に切掛けしかば、お竹はあなやと驚き、奥の方へ迯入りながら、「泥棒」と聲を立つるを、半分言せず後より只一刀に切殺し、此方へ入來るにぞ、お菊はお竹が聲に驚き迯出さんとするに、問合なければ、屛風の蔭へ隱れ戰慄へ居たりし中、曲者は手近に在りしお菊が道具を見付け手當り次第に搔淩ひ、元來し道より出行きけり。お菊は盜賊の立去るを見て頓て家

内を起せしかば、利兵衛始め走來りて、庭にお竹が殺され居るを見て大に驚き、盗人は何所へ行きしやらんと家の隅々まで探しけれども、最早遁れ行きしと見えて、庭の切戸の明けて有りしかば、若い者共表へ走り出で、其所よ此處よと尋ねけるに、又鄰の伊勢屋三郎兵衛方にても盗賊入りたりとて大いに騒ぎ立ち、男共大勢立出で見るに、板塀の上を越えて迯行きしと見え足跡の付きてあれば、「追駈けよ」と犇き合ふに、以前の旅僧未だ車の蔭に居たりしが、此騒を聞き、我此所に居るならば盗賊の疑掛りて捕へられんも量り難し、早く此處を立去るべしと立上りしを、伊勢屋の男共は見付け、扨こそ盗人は此坊主ならんと、大勢にて難なく旅僧を捕へたり。三郎兵衛は家内を改め見るに金五百兩有らねば、「金は何所へ隠せしぞ」と彼の旅僧を種種詮議しけれども、素より覺えなき事なれば云ふべき樣なく、然れども宵に表を叩き宿を貸呉れよと云ひしは此僧に違ひなし。爰にて詮議爲んよりは奉行所へ訴へ可し」と願書を認め、大岡殿へ訴へ出でたり。又鄰の金屋利兵衛方よりも、盗賊入り下女を殺害に及びし段訴へければ、役人來りてお竹が死骸を撿査め、「是は宅へ迯込む所を後より切りたる者ならん。又盗まれし品々は書付けを以て訴へべし」とて役人は歸りけり。此家の番頭はお竹が父親なりしかば大いに悲み、お竹の亡骸を取納めける。扨利兵衛は娘お菊を呼びて、「其方盗賊の面體恰好を見た

るや」と問ふに、娘は、「中々怕敷見る事叶はざれば、如何樣の者なるや一向覺え申さず」と答ふるにぞ、利兵衞、「して又お竹は何故夜更に庭へ出でたるや」と云ひけるに、お菊は只差俯向いて詞なし。利兵衞は暫時考へ、「此盜人我少し心當りの者あり。然れども是と云ふ證據なきゆゑ訴へ出で難し」とて、夫より盜れし娘が手道具の中紛失の品々を書付になし、大岡殿へ訴へ出でにけり。

○大岡殿盜賊吟味の事竝僧雲源盜賊の罪を自ら名乘る事

扨も吉三郎は彼のお菊より貰ひし櫛と簪とを持歸り、亭主に見せ申しけるは、「是にて藥を調へ度存候。是は我母の若き時に差したる品なり」とて賴みければ、亭主は氣の毒に思ひながら出入の小間物屋與兵衞と云ふ者へ彼二品を見せ、亭主保證人になりて是を二兩二分に賣渡しければ、吉三郎大に悅び、是にて藥など調へ醫師をも替へて、其身も側を放れず看病怠りなかりける。扨又此與兵衞は平生金屋へも心易く出入なすにより、彼の吉三郎より調へたる二品を持行き見せければ、利兵衞の妻は見覺のあるお菊が簪なる故大に驚き、夫利兵衞に斯くと告げしに、利兵衞も是を見て、「此品は一昨夜我等方へ盜賊忍び入りて盜まれし娘が簪なり。如何して

手に入りしや」と問ひければ、與兵衞大に肝を潰し、「彼旅籠屋の客人より買ひたり」と答ふるに、利兵衞磕と橫手を打ち、「我が推察に違はず此盜賊は吉三郎なり。其譯は先達て我が方へ尋ね來りし時、我樣子を見るに、如何にも見苦敷體にて、店の者へ對し我も恥入る處なり。斯く働きのなき者は聟に爲難しと思ひ、未だ約束の驗を取交さぬを幸、强顏くして彼が心を勵したるに、夫を憤り我が家へ忍び入りて種々盜み迯げんと爲る折、お竹に見付けられし故殺したるならん。疾より然は思ひけれども、是ぞと云ふ見定めたる事無ければ、今迄扣へたり。最早證據あれば渠が天命遁れぬ處なるにより、早速願書を認め、吉三郎盜賊人殺しに相違なき旨訴へん」とて、番頭へも其趣申聞ければ、妻のお蔦は夫を諫め、「吉三郎は中々然樣の事を致すべき者に非ず、是には何か譯の有るべき事なり。若吉三郎盜みしにもせよ、娘菊が言名付なれば此方の聟なり、是を訴へんは此方の恥ならずや。枉て容し給へ」と述べけるを、利兵衞少しも聞入れず、「何を汝が知るべきや」と叱り付け、直樣奉行所へ訴へけり。是は利兵衞が內心には、幸ひ吉三郎を科に落し、外より持參金澤山ある聟を取る存意なりしとぞ。大岡殿金屋利兵衞が願書を一覽有つて、則ち吉三郎を召捕るべしと役人へ申付けられけり。却說彼の吉三郎は、母の病二三日別して樣子惡しければ、側を放れず付添ひ、種々心配なして勞り居りしが、母は暫

時睡眠みし中、醫師の方へ藥を取りに行かんと立出づる所を、役人兩三人、「上意」と聲掛け縛められしかば、何故斯る憂目に逢ふ事やら合點行かず。素より惡事の覺えなきゆゑ、我が身に於て辯解は立つべけれども、我居らざれば母の看病を誰も爲る者有るまじと思ひ、頻に悲しく、心は後へ引れながら既に奉行所へ來り、白洲へ引据ゑられたり。此日伊勢屋三郎兵衛方にては、彼旅僧を連れて訴へしが、番頭は進み出で、「私は油町伊勢屋三郎兵衛名代喜兵衛と申す者に御座候。主人店先へ一昨夜九ツ時過此法師來り、戸を叩きて一夜の宿を貸呉候樣申すに付、旅籠屋に非ずと斷りし處、其後は音も仕らず候故、何方へか參りしやと存じ休み候に、夜丑刻過頃忍び入り、金子五百兩盜み迯出づる時家内の者目を覺し、追駈け候へども、此僧足早に迯去り候を漸々捕押へ申候。依て御吟味を願ひ奉り候」と願書を差出したり。此時大岡殿先吉三郎に向はれ「如何に其方、上州より遙々來りて利兵衛方へ忍び入り盜賊をなし、其上腰元竹を殺したる事大膽不敵の擧動なり。伊勢屋方より訴へたる旅僧も同夜の事なれば、是は汝が同類なるべし。殊更其方は金屋にて盜みし櫛を小間物屋與兵衛に賣りたる由、彼金屋へ持行きしより此事顯れ、則ち利兵衛與兵衛兩人訴へたり。斯る確なる證據有る上は、少しも包む事なく白狀致せ」と申されければ、吉三郎思ひも寄らぬ事の糺問に惘れ果てけるが、屹度思案するに、

是必ずものの間違ならんと謹んで首を上げ「私事は上州より毎年江戸へ太物商賣に參る井筒屋茂兵衞の伜吉三郎と申す者にて候。是なる利兵衞は私親茂兵衞と兄弟同樣に交り、其上利兵衞の娘菊事、私胎内よりの言名付なり。然るに私十三歲の際、父茂兵衞病氣に付枕元へ利兵衞を呼び、江戶の得意を殘らず預け、私成人の後娘に娶せんとの遺言を利兵衞も承知に付、父茂兵衞は安心いたし頓て相果て申候。夫より利兵衞は江戶へ出で店をも開きし由、四五年を過し候へ共一向音信なく、因て母と相談の上世帶を仕舞ひ、江戶へ出でて利兵衞を相尋ね、先々の話致しける處に、何時か心變致し居り、以前の約束を違へて私母子を寄付け申さず。母は其不實を怒ると雖も詮方なく、賴み切つたる利兵衞斯の如き心底なれば當惑致したれども、斯く繁昌の御當地に付如何樣にも口過は相成り申すべくと存じ、其後は一度も相尋ね申さず。扨彼の櫛簪の儀は利兵衞娘菊より內々貰ひ、母の病氣にて貯盡き候故、與兵衞に賣りて母の病氣を救ひ候なり。決して盜みしには候はず。何卒此段御賢察下され、御免を蒙り母の看病仕りたく」と淚ながらに申しけるを、大岡殿聞れ、「汝が申條道理には聞ゆれ共、又胡亂なる處あり。其譯は、其方遙々利兵衞を賴みに思ひて來りしに、彼約束を變じ寄せつけねば、其後一度も行かずと申す。一度も行かぬ者が如何して娘菊に逢ひ彼の品を貰ひしや」と尋ねられしか

ば、吉三郎ハッと當惑の體にて、密通致し貰ひしとは大勢の中故云兼、只差俯向いて詞なし。大岡殿重ねて、「此二品の出處知れざれば盜賊の名免れ難し。其方窃に通じて娘に貰ひしや」と正鵠をさゝれしにぞ、吉三郎は彌顏を赤うして差俯向き居たり。大岡殿大概是を悟られ、夫より彼の旅僧に對はれ、「其方出家の身として盜みせし段大膽なり。早々白狀せよ」と申されければ、旅僧は吉三郎が吟味中頻と首を傾け居たりしが、今問るゝに隨ひ、「私事上州の產にて名を雲源と申し、十五歲の時出家仕り候へども、幼少より盜心あり、成人なすに付尙々相募り、既に一昨夜伊勢屋へ忍び入りて金五百兩盜み取り、其隣の金屋とやらんへも忍入つて盜致し出づる處を女に見付けられ、據所なく切捨て申候。然れば天命遁れず斯く縲目に及ぶ事、素より覺悟なり。然るに那なる若者を盜賊なりと疑ひ掛り候由、何共見兼申候。私委細白狀仕りし上は、科なき若者を御助け下され、母の看病致させたく候」と臆したる氣色もなく申立てければ、是を聞れ、「其方が申す處不分明なり。伊勢屋方にて五百兩盜み、又金屋へも入りて種々盜み、女を殺したりと白狀せども、盜みたる金も見えず、又女を殺したる刃物もなし」と有るに、旅僧頭を上げ、「其節盜みし金子も刃物も迯げ候節取落し、身一つになり候處を捕へられ候」と申せば、大岡殿伊勢屋の番頭に對はれ、「此者を捕ゆる時何ぞ所持の品はなきか」と尋ねられ、

番頭喜兵衛、「外には何も候はず。只網代笠一蓋と頭陀袋一つ之ありし」と申すに、大岡殿、「其頭陀袋是へ」と申されるにより、差出しければ、中を檢査めて書付など讀まれ、何か心に合點き、「仔細有れば追々吟味に及ぶ」とて一同下られ、小間物屋は町內預、吉三郎旅僧は入牢申付けられたり。偖翌日大岡殿吉三郎を呼出し、「其方彌菊と密通致して櫛簪を貰ひしや、恥しとて隱すべからず」と懇切に尋ねられければ、吉三郎赤面しながら、「仰の如く相違之なく候。猶又菊を御呼出の上御尋ね下さるべし」と申すに、大岡殿頓て同心を馬喰町旅籠屋清兵衛方へ遣され、「吉三郎が母を隨分勞り申すべし。一兩日中には吉三郎を無事に返し遣さん。夫迄は能能看病を大切に取扱ふべし」と申付けられ、其後差紙にて金屋利兵衛娘菊、伊勢屋三郎兵衛、小間物屋與兵衛、旅籠屋清兵衛、雲源等殘らず呼出されしに、お菊は、贈りし二品故に無實の罪にて吉三郎牢舍と聞き、あるにも在られず歎き悲むと雖も、此事云ふにも云はれず、然とて云はねば吉三郎が身の上と思ひ、竊に母へ委敷事を語りければ、母も驚き、「今度の御呼出は吉三郎と對決させんとの事なるべければ、種々御尋有るならんが、其時委細を申さば父の越度となり、又云はずば吉三郎は殺さるべし。兩方全きやうには何事も行かざれども、能々考へて、心靜に雙方無事に成るやうの御答を申すべし」と云へば、お菊も得心して出でたりけり。

扨大岡殿利兵衛へ對ひ、「如何に利兵衛、其方櫛簪を證據として、與兵衛倶々吉三郎を盜賊人殺なりと訴へけれども、吉三郎事は豫て其方娘菊と密通致し居り、娘より貰ひて與兵衛に賣りたりと云ふ故、其段明白に吟味せん爲、娘を呼出したり。其方此事を知らざるや」と申されければ、利兵衛答へて、「夫は跡形もなき僞にて、是全く罪を遁れん爲吉三郎が拵へ事にて候。如何に菊、吉三郎と密通致し候覺えなきならば、其通り早く申上げよ」と急立ちけるに、お菊は生れしより始めて奉行所へ呼出され、大勢の中にて吉三郎が縛められ窶れたるを見て涙を浮めしが、大岡殿是を御覽じ大概察しられ、「如何に菊、此越前守媒妁となり、頓て吉三郎に添せ遣すべし。隨分安堵して居よ」と和かに言はれければ、吉三郎も傍より、「お菊殿、何故明白に云給はぬ。御身まで匿されては我等何時か御免を請けんや。其中は母の看病藥何呉と定めて不自由ならんと、此事のみ心に懸り、牢舍したる我心を少しは汲分け、早く有儘に申上げて此苦を助けられよ」と申すを聞き、お菊は尙々悲しく、白地に云はんと思へども、母の教の通り父の科を訴へるも同前、云はねば吉三郎は殺されんと、心を千々に傷め居る體を、大岡殿敏くも察しられ、「其方は吉三郎を牢舍さするや、父利兵衛を牢舍さするや」と尋ねられければ、お菊は、「何卒父利兵衛、吉三郎ともに御免し下され、其代に私を牢へ御入れ下さるゝ様に」と涙な

がらに申立てるを聞れ、大岡殿大に感じられ、「是にて何もかも相分りたり。決して吉三郎は盜賊に非ず、追付免して其方と夫婦に致し遣すべし」と申され、扨又利兵衛を呼れ、「其方以前の約束を變じ、茂兵衛倅吉三郎を追返し不實の上、科なき者を盜賊人殺と麁忽の訴をなす事、甚だ以て不屆なり。屹度曲事に申付けべき所なれども、娘菊が孝貞に免じ、汝が越度を差免すなり。落著の後は娘菊を吉三郎に娶せ、其身は隱居致すべし。然れども二人の盜賊未だ知れず、因て盜賊の知れる迄は扣へ居よ」と申渡され、偖又、「小間物屋は町内預、伊勢屋も呼出す迄扣へ申すべし。吉三郎は當時旅籠屋へ預け、町内の者氣を付け、母の看病致させよ。又諸入用は金屋利兵衛必ず是を送るべし。且旅籠屋淸兵衛は、入用何程懸りても、金屋利兵衛方より請取られ、又利兵衛儀は、吉三郎の母は病中の事ゆゑ、夜具布團其外に心付け、食事等宜敷見繼ぐべし。此段屹度申付けたるぞ。若麁末なる事も有らば、曲事たるべし」と申渡され、皆々下げられけり。偖旅僧一人を殘し置き一同下りし後、「其方何故僞を申すや」と有りしかば、雲源、「全く僞は申上げず、私盜賊に紛れ之なく候。御仕置仰付けらるべし」と云ふに、大岡殿、「否彼の吉三郎は其方と兄弟に非ずや、人相恰好音聲までもよく似たり。汝弟を救はん爲に故意と罪に陷りしならん、何ぞ是を知らずして殺さんや。其方は井筒屋茂兵衛が惣領ならん」と申され

ければ、雲源驚き感じ、「今は何をか包み申すべき、御賢察の通り茂兵衛が倅なれども、十五歳の時仔細有りて出家仕り、諸國修行の身に御座候。其後弟出生の事仄に承りし儘、此程國許へ參り尋ね候所、弟吉三郎、金屋利兵衛方に譯有りて國許を立出で江戸へ參り候由に付、後を追來り、何卒今一度母や弟に對面致したく、江戸中を探し歩行きし中、斯くの仕合故、弟が無實の罪に陷る事の傷しく、殊更母は旅籠屋にて病氣の由承りしにより、何卒弟を助け母に孝行を盡させ度く、私は出家遁世の身故、母や弟を助け候事なれば身命を捨て候ても救はんと存じ、其盜賊なりと申僞り候。其夜全くの盜賊は逃去りたり。其譯は、私事母や弟を尋ね申し所々方々を歩行きし中、先夜伊勢屋の前へ參り懸りし時、腹痛にて難儀仕り、夜更なれども詮方なく伊勢屋の戸を叩き、湯を貰はんと存じ候處、一向に戸を明け申さず、是非なく其所に車の御座候蔭に姑く相休み居り候處、夜も丑刻頃兩人の曲者來り、一人は伊勢屋の家に忍び入り、暫時過ぎて出でけるが、外に待居たる者と何か囁き、其者は西の方へ馳行き、殘りし一人は其後金屋の切戸より人の出行きし跡へ這入りしに、女の叫ぶ聲して、程なく彼の男何やら風呂敷に包みたるを背負ひて立出で、是も西の方へ行きしが、頓て伊勢屋の家内騒ぎ立てし故、私此處に居らば盜賊の連累に成らんと、是を怕れて逃出せし機、斯くは捕はれて候なり」と申せし

かば、大岡殿是を聞かれ、「然らば必定外に盗賊あるべきにより、早々穿鑿すべし。窮屈ながら今少し辛抱せよ」と勞られ、又々牢屋へ下げられけり。

○白子屋庄三郎の事並女房お常娘お熊の事

茲に新材木町なる白子屋庄三郎一家の騷動を委曲尋ぬるに、享保の始の事なりしが、此白子屋の地面間口十二間、奥行は新道の方へ廿五間、則ち劵面千三百兩の地を一軒にて住居なし、此近邊の大身代なり。主は入聟にて庄三郎と云ひ今年六十歳、妻は此家の娘にて名をお常と呼び四十歳なれども、生得派手なる事を好み甚だ婬婦なりしが、娘お熊は容顏衆人に勝れて美麗しく、見る者心を動さぬもなく、二八の春秋も過ぎて年頃に及びければ、引手數多の身なれども、我下紐は許さじと淸少納言の敎も、今は伊達なる母を見慣ひて平生蓮葉に育ちしは、其父母の敎訓の至らざる所なり。取譯母は心邪にて欲深く、亭主庄三郎は商賣の道は知りても世事に疎く、世帶は妻に任せ置くゆゑ、妻は好事にして夫を尻に敷き、身上向を己が儘に搔廻し、我儘氣儘に振舞ひ居たりしが、何時しか町內廻りの髮結淸三郎と密通をなし、內外の目を忍びて物見遊山に浪費を厭はず出歩行くのみか、娘お熊にも、衣類の流行物櫛笄贅澤づくめに著

錺らせ、上野淺草隅田の花、兩國川の夕涼、或は芝居の替り目と上なき奢をなしければ、心有る人は皆爪彈して笑ふ者多く、此妻の渾名を一ッ印籠のお常と云ひて、世間に誰知らぬ者も無かりしとかや。然れば女の子は父親より母の敎方にて、志操も美しかるべきに、斯る母故幼少より育ちも卑しく、風俗は芝居の俳優を見る如く、淨瑠璃三絃の外は正敷事を一つも敎へず、殊に女の爲すべき裁縫の道は少しも知らず、自然とうは〱しき事にのみ心を傾けしこそ淺猿けれ。玆に白子屋の商賣に係りて庄三郎が名代をも勤め、此家の番頭と呼れたる忠八と云ふ者、何時の程にかお熊と人知らぬ中となりけるが、母のお常は是を知ると雖も、其身も密夫有る故に彼を制する事出來ず、却て取持ちしは人外と謂ひつべし。是より家内の男女色慾に耽り、お常は何時も夫庄三郎には少しの小遣を宛がいて遊に追遣り、跡には娘お熊、番頭忠八、髮結清三郎ともに入込み、下女のお久お菊もお常に仕込れ、日毎に酒宴の相手をなし居たりしが、或日お常は金二分出して下男に云付け酒肴を取寄せ、芝居者淨瑠璃語三絃彈など入込せ、皆々得意の藝を顯し戯れ興じけり。玆に又杉森の新道孫右衛門店に横山玄柳と云ふ按摩あり、是は別けて白子屋へ入浸り、何樣白子屋一軒を定得意となし居る身の上なれば、お常は勿論忠八が云ふ事にても背く事なく、主人の如くに仕へ、毎日お常の肩など揉みて機嫌をとり居たり。斯

く日々奢に長じければ、さしもの身代漸々に衰へ、享保八年十月夷子講前には金二百兩不足に付、母のお常は番頭忠八と申合せ、亭主庄三郎に斯くと申しける故、庄三郎甚だ困り入ると雖も、親類一家は素より妻が奢を見るに付、誰あつて用立つ者なきにより、庄三郎日頃懇意なる加賀屋長兵衛方へ行き、右の概畧を話しければ、長兵衛は氣の毒に思ひ、材木屋仲間の中山形屋箱根屋加賀屋其外十人の者を賴みて無盡を取立て、一人前掛金二十兩づつとなし、尤も長兵衛世話人故庄三郎の分まで都合四十兩出し、二百兩集めて庄三郎に渡し、集りし人々をも厚く饗應し歸されける。因て庄三郎は大に悅び、右の二百兩を夷子棚に上置き、其夜は長兵衛方へ禮に行きたりしが、此加賀屋長兵衛と云ふは元同町の加賀屋彌兵衛方へ十歲の時奉公に來りて十年の年季を勤め、尙禮奉公十五年を勤め上げ、都合二十五年の間見世の事に心を盡しければ、卽ち加賀屋の暖簾を貰ひ、同所へ材木店を出せしが、次第に繁昌して此春より將軍家楠御用の株を讓られ、猶々榮え暮しけるも、畢竟長兵衛の心懸よき故なり。斯くて白子屋庄三郎は長兵衛方へ厚く禮を述べ、我が家へ立歸りしに、其夜の中に夷子棚へ上置きし二百兩の金見えざれば、お常忠八も狼狽へたる體にて主人へ斯くと申しけるにぞ、庄三郎は大に驚き周章て、其分には捨置き難しと、直樣加賀屋長兵衛方へ行き右の譯を話し、「是は是非々々訴へねば成ら

ぬ」と急込むを、長兵衛先々とて樣子を篤と聞き、「何樣是は外より入りたる盜人にては有るまじ。然れども今是を訴へる時には、我々は兎も角も仲間の衆へ二十兩出させた上、又々番所へ引出しては何分氣の毒にて、我等濟難きにより、先内々穿鑿致されよ。とは云ふものの、明日の拂ひに困るべければ、我等二百兩用立てんにより、夫にて此節季は濟さるべし。尤も此金は利分に及ばず、御都合宜敷折返濟なさるべし」と金子二百兩を出して渡しければ、庄三郎押戴きて、「段々と御親切の上又斯る災難まで貴公の御苦勞に預り、御禮は申盡し難し」とて涙を流し打歡びてぞ歸りける。又お常忠八はまんまと夷子棚の二百兩を欺き取り、仕合よしと微笑合ひ、是を斯してあゝしてと奢る事のみ談合ひけり。偖其年も暮れ、明くれば享保九年春も三月と成りしに、江戸中大火に付、此白子屋も諸侯方を始め多分の用を達し、屋敷方の普請計にても二千兩餘の儲ありしとなり。然れども彼の加賀屋長兵衛より借請けし二百兩の事は忠八が算盤を奇變し、庄三郎に僞りて今に返濟せざれども、長兵衛は催促もなさず、彼是する中又其年も過ぎ翌年と成り、身代左前にて難儀なる由忠八より申せしかば、庄三郎も不審に思ひ、「何とて其樣に成りしぞ」と云ふに、忠八、「御屋敷の普請存じの外積違ひにて、一箱餘も損金になり、其外彼是にて二千兩餘の損に爲りたり」と口から出任に僞るを、お常も側から種々口車の楫を

取りしかば、又々加賀屋へ到り段々の仔細を話しけるに、長兵衛は左右氣の毒に思ふに付、或時庄三郎に對ひ、「時節とは云ひ乍ら、古き御家の斯迄不如意になり給ふ事是非なき次第なり。夫に付少々御相談あり、其譯は、お娘子お熊殿へ持參金のある聟を入給ひては如何や。尤も外に男の子も御在さぬ事故、お熊殿年の長けぬうちに聟養子をなし、持參の金子を以て山方、問屋の借を償却ひ、暮し方も氣を付けて、身上を立直す樣に相談して見給へ」と親切の言葉に、庄三郎大に喜び、「何から何迄段々の御世話忝く、是に過ぎたる事はなし。然れ共我々方へ參る養子の有る可きや、能々御聞糺し下さるゝ樣偏に御賴み申すなり」と出ひけるにぞ、「然らば先方へ申聞けべき間、御家內へも此段能々御相談爲さるべし。我等方は明日聢と致したる返事を承りし上、又々御話申すべく」とて庄三郎を歸しけり。夫より長兵衛は大傳馬町家主平右衛門方へ行き、「先達つて御話の聟殿、白子屋庄三郎方にて貰ひ度由故、御世話下さるべし。白子屋事は材木町にて千三百兩の地面も持居り、御屋敷方の出入澤山有りて、株敷は三千兩程なり。然れば五百兩位は持參ありても宜しかるべし。殊更娘お熊は當年廿二歲にて容貌もよく、承れば聟殿は四十に近しとか、隨分相應の緣組なれば、能々御世話賴み入る」と申すを、兵右衛門聞きて、「夫は相應の相談なり、當人といふは我等が同町の地主彌太郎方に勤居らるゝ又七と申

す者なり。隨分辛抱人にて、主人彌太郎事は最早六十にもなれど一人も子なく、金ばかり澤山ありて、地面は十三ヶ所も持居り、此人親分となる積りなれば何事も氣遣なし。先方へ能々話せし上、明日御返事致すべし」とて長兵衞を歸し、其後平右衞門の口入にて雙方相談調ひ、吉日を選みて五百兩持參金をなし、又七を彼の白子屋の聟養子とぞなしたりけり。此事は素よりお熊の不承知なるを、種々說勸め、「跡は右も左も、先當分其五百兩を取りて又樂むべし。其上此方の仕向により聟の方より出て行く時は、金を返さずに濟む仕方は如何程も有るべし」と、お常忠八の惡巧にて種々に言ひなし、終に又七を入れけれども、お熊は祝言の夜より、癪氣發り難儀なりとて母の側へ寢かし、お熊は忠八、母は淸三郎と每夜枕を竝べて一つ寢をなす事人外の仕方なり。然ども又七は是を一向知らず、最早一年餘に及べどもお熊と一度も添寢をせず、加之聟に來りてより家內中の突掛者となり、優しき詞を掛くる者一人もなけれど、下男長助と云ふ者のみ又七を大切になし、彼の四人の者共を憎みけるが、或時給金三兩を田舍へ遣さんとて手紙に封じ、瀨戶物町の島屋へ持行きし途中、橋向にて晝拘盜に奪はれ茫然として立歸りしが、那の金を取られては又一年餘の奉公を爲さねばならぬと力を落し、顏色蒼然めて居ける處へ又七は立出で、「何故其樣に鬱ぎ居るや。心地にても惡しきか」と問ひけるに、長助は有の儘に譯

を話し涙を流しけるを、又七は憫然に思ひ、「我等其金を與へん」とて、懷中より三兩出し長助へ渡しけるに、長助は大地に鰭伏し、「此御恩は忘れまじ」とて悅びけり。是よりは別して此長助のみ毎度お常始の惡巧を内通して、又七を救ひしなり。或時彼の四人打寄つて耳語くやう、「又七事是迄種々非道になすと雖も、此家を出行く氣色なし。此上は如何せん」と相談しけるに、お常は膝を進め、「是は毒藥を飲せるに如くなけれども、急に殺しては顯るゝ故、一ヶ月ばかりも過ぎて死ぬ樣に藥を調合して用ゆるが宜しからん。此事は先新道の玄柳方へ行きて相談致すべし」と四人打連立ちて出行きたり。偖彼の長助は毒藥と云ふ聲の不圖聞えければ、又々四人の者共が惡事ならん、何れ又七樣の事なるべしと、お常の部屋の傍に寄り立聞をなしけるが、新道の玄柳方にて調合なし貰はんと出行きし體故、素知らぬ面に臺所へ立戻りたり。又彼玄柳は毒藥の事を請合ひけれども、針醫の事なれば毒藥を求めんこと難しと思へば、風藥二服を四十文にて買ひ、焙烙にて是を煎り金紙に包み、鄭重らしくしてお常に密と渡しければ、お常は喜び、金子を玄柳に遣し、お熊倶々厚く禮を述べたりけり。此時玄柳は僅四十文の風藥にて、お常より三兩、忠八より五兩、お熊より一兩、都合九兩の金にあり付きしは、藥九層倍所か、是藥百倍と云ふべしと喜びけり。夫より此藥を下女に云付け、又七が飯汁茶などへ入れて毎日

毎日用ひしとぞ。彼の長助も此事を聞きしかば、又七へも密に告置き己も隨分心を付くると雖も、大勢にて爲る事なれば、何時の間に入れけるや知らざれども、或時鮃の切身を煮て皿に盛り、彼の藥をお熊が手より入れて又七の前へ持來り、「是は母樣よりお前に上げんとて、新場より取寄せし魚なればお喰り成さるべし」と一年餘の間に始てお熊の口より又七へ物云ひければ、又七は喜び、直樣飯を取寄せ是を喰はんと爲るを、長助は目配をなし止る體故、扨はと思ひ、何か紛らして是を喰はず。夫より又七は新道の湯に行きけるに、長助も後より同じく湯へ來り、彼の毒藥をお熊が入れたる事を窃に話し、「私にも昨日一服遣して、貴君樣の食事に入れて呉れよと頼み候」と彼の藥を見せければ、又七委細を聞きて驚き、「我は加賀屋長兵衛方へ參る間其方後より參るべし」とて、其足にて又七は長兵衛方へ到り、是迄の事を物語り、勘辨なり難しと立腹致しければ、長兵衛も以の外に驚きける處へ、長助も來り、三人額を集めて相談しける中、長兵衛心付き、彼の藥を猫に喰せて試しけるに、何の事もなければ、是には何か樣子有るべし、我又致し方有れば隨分油斷有るべからず」とて又七を宥め、一先歸しけり。其後二三日過ぎて長兵衛は、白子屋庄三郎竝に妻お常を呼び、段々と內證の都合迄も聞き、「何共氣の毒なる事なり、然らば聟又七殿、お熊殿との中宜しくば家を渡し世帶を若夫婦に任せ、番頭忠八に

は暇を遣し、小手前にして家内取廻し善きが肝要なり。して御兩人は氣樂に御隱居有らば又宜敷事も有るべし」と事を分けて段々遠廻にお常へ異見をなしけるに、庄三郎は大に悅び、「何かと厚き思召の程忝く承知致したり」と申しけるに、お常は甚だ不承知の面にて長兵衛に向ひ、「又七に世帶を渡せと仰せらるれども、追々彼が擧動を見るに、一として商賣の道に適はず。其上未だ出入場等の勝手も覺えず。今忠八に暇を出しては猶々都合惡く、手代多くの中にも忠八は發明にて、萬事心得居る者なり。又七は素よりお熊と中睦じからず、持參金を鼻に懸けて我我を見下し、不孝の事のみ多く、其上下女などに不義を仕懸け、何一つ是ぞと云ふ取處なく、斯樣の者に家を渡す事は勿論、忠八に暇を遣せなどとは憚りながら餘りなる御差圖なり。我々隱居致すよりは、又七を離緣致す方が却て家の都合なり」と申しければ、長兵衛是を聞き、「夫は何分聞えぬ論なり。下女に手を付けるなどとは、畢竟お熊殿の取扱惡しき故起る事なり。何は兎もあれ、兎角家の丸く治るが宜ければ、何事も勘忍有りて隱居有るべし」と勸めけるに、お常は大に立腹して一々云爭ひ、「氣に入らぬ聟なれば、地面を賣つてなりとも持參金を戻し不緣致すべし」と罵りけるを、長兵衛種々と諫めれども一向に承知せず、疊を蹴立て、「此樣な話は聞かずと直樣御歸あれ」と夫庄三郎を引立ててぞ歸りける。夫よりお常は庄三郎に少しの錢を

與へ、講釋の寄席へ追遣り、跡は忠八お熊清三郎を招き、例の如く酒宴を始め、長兵衞が云ひし事どもを委細話して、「此上は金子五百兩拵へ、又七に添へて離縁するに如くなし。然すれば長兵衞彼是云はれぬ筋なり。又七を出す事ゆゑ、忠八此金算段せられよ」と申しければ、忠八は打悦び、「其金子必ず調達致すべし、私一つの工夫有り」とて清三郎に耳語き頼み、其夜油町新道伊勢屋三郎兵衞方へ忍び入つて金五百兩を盜み取り、清三郎は其隣の金屋利兵衞方へ入りて彼の腰元竹を切殺し、娘の手道具を奪ひ取り來りしが、忠八にも是を話し、我も只歸るは殘念ゆゑ是程の働をせしと、取りたる品々を改め見るに、蝦夷錦の楊枝差、一角の箸、其外笄簪の類何も金目の物多く有りければ、兩人是は儲けものなりと悅びけり。然れども此品賣拂はゞ顯るべしとて、暫時の間彼の玄柳方へ預け置きけるが、此品々より終に二人が天罰報い來るとは知らざりけり。扨も白子屋にては、又七が事は地面を賣つてなりとも持參金を返し離緣致すべしとお常長兵衞に云ひし詞有れば、終に離緣の事を申込みたり。

○加賀屋長兵衞實意の事
竝 大岡殿裁許白子屋一件落著の事

扨もお常は忠八を頼み、金五百兩才覺致されけれ共、又候夫庄三郎を僞り、又七を離緣なす金にさし支へる間、地面を書入にて金五百兩借出すべしと勸めけるに、庄三郎是非なく、又々長兵衞方へ行き金子にさし支へる趣を話せしかば、長兵衞も、是はお常の仕業ならんにより捨置くべしとは思ひけれども、庄三郎が達ての頼みを聞かざるも氣の毒と思ひ、長兵衞申すは、「何卒身代を持直し給へ、殊に先祖代々の地面を人手に渡さるゝ事嘸かし殘念なるべし。然らば我等其五百兩は用立て申すべし。然れども今度は金子出來次第、百兩にても五十兩にても御返濟爲されよ、利分は取り申さず。金子相濟次第に證文は返却致すべけれども、先證文は預り置き申すべし。其地面人手に渡さるゝが氣の毒に存ずる故なり。お常殿にも此話をなされ、請人共御三人御印形御持參有るべし」と申しければ、庄三郎大に悅び、立歸りてお常忠八に長兵衞が申せし通り咄しけるに、お常は是を聞き、「夫は長兵衞事此地面を自分が欲しければ、體よく然樣申すなるべし。何は兎もあれ五百兩借り候はん」とてお常が合口なる親類を連れて、三人印形を持ち長兵衞方へ行き、五百兩借りて歸りけるが、お常は此金手に入りしより又々放すが惜くなりし事、誠に白子屋滅亡の基とこそは知られけれ。偖何をがな又七が落度を見付け云立てなば、金は返すに及ぶまじと思ひ居けるに、或日庄三郎は又七を呼び、「松平相摸守殿の屋

敷へ金子六十兩請取りに參るべし」と申付けしかば、忠八是を聞きてお常に斯くと知らせ、彼の清三郎を招き、三人何か窃に耳語きけるが、程なく清三郎は出行きたり。是は途中にて惡者に喧嘩を仕掛けさせ、屋敷より請取來る六十兩を奪ひ、又七は此金を受取りて遊女通に遣ひ込みしと云立て、夫を科に離緣せんとの巧なり。斯くとも知らず又七は下男長助を供に連れて出行き、屋敷より金子を請取り、夫より吳服橋へ掛り四日市へと來懸るに、當時は今と違ひ晝も四日市邊は淋しく、人通り稀なれば、清三郎は惡者二人と共に此處に待伏なし居たり。又七は金を持ちたる故隨分用心はすれども、白晝の事なれば何心なく步行み來りし所、手拭にて顏を包みたる大の男三人現はれ出で、突然又七に組付く故、又七は驚きながら振放さんと爲る所を、一人の男手を差込み、懷中の金子を奪はんとなすにぞ、又七は長助に聲を掛け、「盜人々々」と呼はりければ、長助は先刻より外一人の男と組合ひ居たるが、此聲を聞きて金を取られては大變と振放し、又七の懷中へ手を入れたる男の横面を充分に打叩きければ、彼の男横に𠱯と倒されしにぞ、其間に又七と共に殘り、二人の惡者を散々に打叩きける故、皆叶はじと散々に迯行きけり。然れば金は取られず先無事に其場を立去りたり。此長助は力量勝れし男故、幸に打勝ちしとは雖も、「何共合點の行かぬ者共なり、正しく是も四人の者の巧成るべし」と話合ひながら

長助は道々、お常は清三郎と譯有る事、お熊は忠八と不義の事など落もなく語りければ、又七は始めてお熊は忠八と譯有りし事を聞き、「扨は日頃の仕方思ひ當りたり」と夫より二人我が家に歸り、庄三郎に金子を渡しけるに、お常忠八等は是を見て、清三郎に賴みし事手筈違ひたりと思ひ、又々玄柳方へ行きて相談すべしと、其翌日三人玄柳方へぞ到りける。斯くて又清三郎は四日市にて長助に十分打れ、面に疵を受ければ我が家に引込み居たりしに、玄柳方より呼に來りしかば早速走り行き、四人打寄り又々惡事の相談をなすに、お常は聲を潛め、「我一つ思ひ付いたる手段あり、其譯は、下女の菊は生得愚なる者なれば、是に云付け、又七が閨へ忍ばせ、剃刀にて又七へ少しにても疵を付け情死せんとて、又七に誑され口惜しければ、是非とも又七を殺して我も死ぬ覺悟なりと呼はらせ、其處へ我々駈込み種々詮議して、菊が口より云々と云はせんは如何にや」と申しければ、三人是を聞き、「其謀計奇妙々々、誠に當時の智者なり」と譽稱へ、夫より白子屋へ歸り、年增の下女お久を竊に呼び、お熊の小袖三つと金一兩を出し、菊に斯々言含め吳れよと賴みければ、お久承知して我部屋へお菊を呼び、始終の事共委曲話し、「又七樣へ疵を付け、其身も咽喉を少し疵付け、情死と云ひて泣くべし」と敎へ賴み居たるを、長助は物影より是を聞きて大に驚きながら、猶息を詰めて聞居たり。斯くとも知らず、元來お菊

は愚なれば、小袖金子を見て忽ち心迷ひ、何の思慮もなく承知をぞなしたりける。又長助は篤と樣子を聞濟し、早々又七に右の事故を話し、「御油斷有るべからず」と云ふにより、又七點頭き、「今宵若菊が來らば、我直に取つて押へ繩を掛くべし。其時其方は早々加賀屋長兵衞を呼來るべし」と竊に示合せて別れけり。菊は只金と小袖の欲しさに、其夜丑の刻も過る頃又七が寢間へ忍び入り、剃刀を逆手に持ち、又七が夜著の上より刺貫しけるに、又七は居ず夜具ばかりなれば、南無三と傍邊を見る間に、又七はお菊を蹴倒し難なく繩を掛け、又七は大音揚げ、「長助長助」と呼ぶ聲に、家内の者共目を覺し、何事にやと庄三郎お常お熊忠八も此所へ來り、彼是なす間に長助は加賀屋へ馳行き、「又七樣只今急に御逢成れ度との事出來しにより、私御供仕るべき間、御入り下されよ」と申しければ、長兵衞驚き、直樣同道にて入來るに、お常は長兵衞に向ひ、「又七事、お熊を差置き下女の菊と不義をなし、終に情死とまでの騷なり。夫故平常お熊と中惡く家内治らず」と云ひければ、又七是を聞き、「是は思ひもよらぬ事を仰せらるゝもの哉。今宵菊が何故か刃物を持ちて我が寢所へ來りし故怪敷思ひ、片蔭に隱れて窺ひしに、夜著の上より我を刺し候樣子に付、取押へて繩を掛けしなり。此儀公邊へ訴へ、此者を吟味致さん」と云ひけるを、長兵衞は、「先々事穩便に世間へ聞えぬ中濟す方が宜しからん。お常殿もお熊殿

も能く御思案有るべし。縦令又七殿がお菊に通じたるにもせよ、お常殿より又七殿に篤と御意見有つて、お菊に暇を出せば濟むなり。是を又七殿訴へなば大亂となり、白子屋の家名立難し。お常殿は女の事故其處へ氣も付かれざるは道理の事なれども、能々勘辨ありて、隨分又七殿を宥め、家内和合致さるゝ樣爲さるべし。不如意の事は及ばずながら此長兵衞見繼ぎ申さん」と理解を述べければども、お常は一向得心せず、「又七事菊と忍合ひ情死爲さんとせしを見付しに相違なければ、公邊へ訴へ何所迄も黑白を分け申すべし」と片意地張つて、持參金を返濟せぬ工風をなすに、忠八も側より、「日頃又七樣下女に手を付けられし事私ども存じ居り候」と云ひければ、又清三郎も傍邊より進み出で、「御兩人の仰御道理なり、又七樣御持參金を鼻に掛け、我々迄も見下げ給ふ事甚し」と云ふを長兵衞は見遣り、「汝は廻りの髮結ならずや。何故夜中此所へ來り、入らざる差出口過言なり。長助那の者を擲出せ」と云ひければ、長助は立掛り、清三郎が首筋を摑みて表へ突出し、門口の材木を投付けしにぞ、清三郎は怒り、「汝此間も四日市にて我を擲き、今又斯く投付ける事此返報覺え居よ」と罵りけるに、「扨は四日市の盜人は汝か」と云はれてハッと思ひしかば、後をも見ずして迯歸りけり。扨又長兵衞はお常に對ひ、「此事訴へなば怪我人も多く出來る故、何分穩便に取扱ひ、白子屋の家名に瑕の付かぬ樣我々が意見に隨ひ給

へ」と云へども、お常は少しも承知せざれば、長兵衛も今は是非なく又七を連れて我が家へ立歸りたり。其間に夜も明けければ、長兵衛は傳馬町なる平右衛門方へ到り、右の次第を物語りければ、平右衛門は大に立腹し、「白子屋の者共如何にも不屆なる仕方なれば、早々地主へ申聞せん」と夫より彌太郎方へ行き右の仔細話し居る處へ、番頭忠八髪結清三郎の兩人入來り、「彌訴へ出づるにより、又七を預りし手形を出せ」と店先にて談じければ、彌太郎も今は堪忍成難く、「其方よりの訴訟を待たず共、此方より訴へん」と云ふ時、又々下男長助又七を尋ね來り、夜前清三郎が云ひし四日市の事を話しけるにぞ、尚々遺恨を重ね、右の趣まで願書に認め居たるに、加賀屋長兵衛入來り、「我等何分にも取扱ひ候間、今少し御待ち下さるべし。白子屋方へ能々意見を加へ、內濟致すべし」と云置き、夫より又白子屋へ行き、「此事訴へられては此方の家名を失ふ基なるべきにより、內濟にし給へ」と種々に說勸めると雖も、お常は一向承知せず、却て長兵衛迄も散々に罵りける故、長兵衛も今は是非なく打捨てければ、終に彌太郎の方より訴訟にこそ及びけれ。然れば大岡殿是を聞れ、「此訴訟の趣にては大なる罪人八逆の者多し。是を糺すは誠に歎敷事なり」と種々理解有つて下げられけれども、雙方得心せざれば是非なく吟味とぞなりにける。頃は享保十二年十月、雙方惣呼出の人々には、白子屋庄三郎竝に

妻常、娘熊、番頭忠八、下男長助、下女久、同菊、聟又七、大傳馬町居付地主彌太郎、加賀屋長兵衛等なり。此砌髪結清三郎は出奔して行方知れず。大岡殿彌太郎に向はれ「其方願書の趣相違なきや」と尋ねらるゝに、彌太郎、「御意の通少しも相違之なく候」と答へしかば、軈て庄三郎と呼れ、「其方、妻常娘熊番頭忠八斯くの如き惡事をなす事存じて差置きしや、又知らざるや」と申されしに、庄三郎、「其等の儀は實以て存じ申さず」と云ひければ、又大岡殿お常に對はれ、「其方聟又七に毒殺の覺え之有るや」と尋ねらるゝに、お常は首を上げ、如何にも驚きたる體をなし、「其は決して覺え之なく、又七事妻を差置き下女に不義を仕掛け、不屆に付離縁致さんと存じ候處、斯くの訴に及びし迄にて候。何卒御慈悲を以て又七儀離縁仕る樣願ひ上げ奉る」と申立つるを聞て、又七「恐れながら」と進み出で、「其毒藥の儀相違之なく、卽ち稻荷新道横山玄柳と申す醫師に藥を貰ひし節の證文等も之あり候。御呼出の上御吟味下さるべし」と申しける故、早速右玄柳を呼出されて尋ねられし所、玄柳申立つるは、「お常の賴に候へ共、毒藥は容易ならざるに付調合せず。斯々致し、風邪藥にて間を合せ候」と答へるにぞ、大岡殿次に下女お菊を呼れ、「其方主人の閨へ刃物を持ち忍び入る事大膽不敵なり。但汝が一存か、又は人に賴まれしか、正直に申さずば一命に及ぶべし」と云はれけるに、お菊は生きたる心地なく恐入つて、

お常始め四人の者に頼まれし段白地に白狀しければ、大岡殿、「ソレ縛れ」と下知を傳へ、お菊に繩をうたせ、又娘お熊、手代忠八兩人に向はれ、「其方共日來密通いたし居り、聟の又七を殺さんとせし段不屆なり。有體に申立てよ」と有りて直に繩を掛けさせられしかば、お常是を見てハッと仰天し、今更後悔の體に差俯向きしを、大岡殿礑と白眼れ、「其方、養子又七に疵付候樣下女菊に申付けたる段不屆なり。有體に申せ」と云はれしかば、隱す事能はず、お常お熊共に白狀にぞ及びける。又、「庄三郎は家內の者斯くの如き不屆を存せざる段不埒なり。猶外に何ぞ心當の事は之無きや」と申されければ、庄三郎、「何も是と申す程の儀御座なく候へども、髮結淸三郎と申す者常々入浸り居りしは心得難く候」と申立つるに、大岡殿同心を呼れ、「白子屋家內を檢査め、淸三郎を捕へ來れ」と下知せられしかば、同心馳行きて檢査めしに、淸三郎は逐電せし樣子なれど、道具の中に斯樣の品ありしと其品々を持來りし中に、蝦夷錦の箸入、花菱の紋付きたる一角の箸、鼈甲の簪などありしかば、大岡殿是を見給ひ、即時に金屋利兵衛を呼出されれ、「此品其方覺え有るや」と尋ねられければ、正しく覺之あり、私娘の手道具なるよし申立てしにぞ、猶又お常お熊兩人へ嚴敷尋ねられしかば、「忠八淸三郎兩人より貰ひしまゝ、何事も存ぜず」と申すにより、忠八を糺問有りければ、終に白狀致しけり。因て金屋の盜賊も相知れ、

夫より清三郎へ追手を掛けられたり。扨牢内より彼の旅僧雲源を呼出され、又伊勢屋三郎兵衛をも呼れて、「五百兩の盜賊相知れしにより、人違にて是迄雲源を苦め候間、其代雲源を宜敷扶持致すべし」と申渡され、雲源は出牢となり、利兵衛は得意を吉三郎に返さゞる段不屆なれば、身代を半分にして、吉三郎に菊を娶せ養子となし、利兵衛夫婦は隱居致す可く、且彌太郎方へは、又七を取戻せ」と申渡されけり。

○白子屋一件裁許申渡の事

享保十二年十二月大岡殿白洲に於て申渡し左之通、

新材木町
白子屋庄三郎養子又七妻
くま
二十二歲

其方儀手代忠八と密通致し、不屆至極に付、町中引廻しの上、淺草に於て獄門申付く。
白子屋庄三郎手代

忠八　二十八歳

其方儀主人庄三郎養子又七妻熊と密通致し、其上、通油町伊勢屋三郎兵衛方にて夜盗相働き、金五百兩盜み取り候段、重々不屆に付、町中引廻しの上、淺草に於て獄門申付くる。

白子屋庄三郎下女　きく　十八歳

其方儀主人妻何程申付候共、又七も主人の儀に付致方も有之べき處、主人又七に疵を付け、剰へ不義の申掛を致さんとせし段不屆至極に付、死罪申付くる。

白子屋庄三郎妻　つね　四十歳

其方儀養子又七に疵付け、剰へ不義の申掛致し候樣下女きくに申付ける段、人の母たるの行に非ず、不埒至極に付遠島申付くる。

杉森新道孫右衛門店

針醫 横山玄柳

其方儀白子屋庄三郎妻常始の惡事に荷擔致し候段不屆に付、追放申付くる。

新材木町家持 白子屋庄三郎 六十歳

其方儀養子又七に疵付け候節、篤と樣子をも見屆けず、其上妻常、娘熊、手代忠八不屆の儀を存ぜざる段不埒に付、江戸構申付くる。

同人手代 清兵衛

彦八

長助

伊助

其方共儀不埒の筋も之なくに付構なし。

但當時下女久は病死に依つて名前之なし。

彼の時髪結清三郎は上總へ迯行きし所、天網遁れ難く、終に召捕られ拷問の上、殘らず惡事を白狀に及びければ、是亦引廻の上獄門申付けられけり。偖又お熊は引廻の節、上には黃八丈下には白無垢二つを著し、本繩に掛り、襟には水晶の珠數を掛け、馬に騎りて口に法華經普門品を唱へながら引れしとぞ。此時お熊の著たるより世の婦女子黃八丈は不義の縞なりとて嫌ひしは戲事の樣なれども、其は貞操の意とも云ふべし。然るを近來其事を知る者も稀なりと雖も、又不開化などといふ者もあらんが、嗟愼むべしと云ふ口も、又愼むべし〳〵。當時の狂歌に、

賓に誠名は畜生の熊なれや不義に曇りし胸の月の輪

白子屋を下から讀めばおやころし聟を殺さん心怖し

身も婦人心も不仁欲は常賓に理不盡の巧みなりけり

雲切仁左衞門之記

○原澤村百姓文右衞門親子の事
並　常盤屋の遊女お時身請の事

當に秋霜となるとも檻羊となる刎れと、此言や男子たる者の本意と思ふは、却つて其方向を誤るの基にして、性は善なる孩兒も、生立に隨ひ其質を變じて大惡無道の賊となるあり。然れば雲切仁左衞門なども其一にして、今の世までも惡名を殘したる其物譚を茲に說出すに、頃は享保年中甲州原澤村に佐野文右衞門と言ひて有德に暮す百姓あり。或時文右衞門は甲府表に出でて所々見物なし、日も西山に傾きける故、佐倉屋五郎右衞門といふ穀物問屋へ一泊を賴みたり。此佐倉屋と云ふは、文右衞門より每度米穀を送りける故、平常心安き得意に付、早速奥へ請じ種々饗應なしけるが、此家の娘におもせといふは、今年十六歲にして器量も十人並に勝れし故、文右衞門は年若にて未だ妻もなき身なれば、不圖此娘に執心なし、密に文を送りしに、おもせも文右衞門が男振優に艶しく、甲府の中にも多く有るまじき樣子に迷ひ、終に人知れず返

書を取交し、二世の誓を立てたりけり。然るにおもせの親五郎右衛門は此事を聞くより、一度は怒りけれ共、佐野文右衛門は有福の暮と言ひ、殊には人柄も宜き若者なれば、人を以て掛合の上、おもせを文右衛門の方へ遣せしにより、思ひ思はれし中なれば兩人の喜び大方ならず、最睦じく暮しけるに、程なく懐姙して一人の男子を儲け、其名を文藏と呼びて夫婦の寵愛言ふばかりなく、蝶よ花よと育てけるに、早文藏十三歳になりし頃、父の文右衛門不圖風の心地にて打臥しけるが、次第に病氣差重り、種々養生手を盡しけれ共其驗なく、終に享保元年八月十八日歸らぬ旅に赴きけり。因て女房おもせは深く歎きしか共、今更詮なき事と、村中の者共打寄りて、成田村なる九品寺へ葬送なし、一片の烟として跡懇切に弔ひたり。此おもせは至つて貞節者にて男勝なりければ、未だ年若なれども後家を立てて、十三歳なる文藏を守立て、奉公人の取締も行屆きしかば、漸次々々に勝手も宜しくなりし故、所々へ貸金等もいたし、番頭に忠兵衛と言ふ者を召抱へて益々内福にぞ暮しける。然るに享保十一年には最早文藏二十四歳となりければ、能き娶をとらんと、近所の心易き者を頼みて種々穿鑿せしが、兎角長し短しにて相談も調はざるうち、文藏は忠兵衛を召連れ駿州へ米の拂代金を受取りに到りて、駿府町の問屋なる常陸屋佐兵衛と云ふ者の方へ泊りし所、佐兵衛が倅に佐五郎といふ者ありて、歳も同じ

頃なれば心安く致しけるに、佐五郎思ふには、斯く懇意には致せども、文藏事は餘に手堅く、何時も錢金を大切に致し、一向に遣ふといふ事なし。我度々勸むれ共大の堅固にて一向聞入れず。然れども此度は是非とも誘引出さんと文藏に向ひ、「此處の二丁町は天下御免の場所ゆゑ、一度は見物あれ」と無理に勸むる故、毎度の勸さう〳〵斷るも氣の毒と思ひ、或日夕暮より兩人同道にて二丁町へ到り、其處此處と見物して歩行く中、常盤屋と書きし暖簾の下りし格子の中に、おときといふ女の居たりしが、文藏不圖恍惚れし樣に彳みけるを、佐五郎は敏くも見付け、何か文藏に私語き、此家へ上りしが病付にて、文藏は現心になり、日夜おときの方へ通詰める故、番頭の忠兵衞は以ての外の事なりと思ひ、段々意見を加ふると雖も、中々用ひる氣色もなく、言へば云ふ程猶々募りて、多分の金子を遣ひ捨てるにより、忠兵衞も持餘せし故、國元へ歸りて母親へ右の段を咄しけるに、母のおもせは眞黑になり、「夫は以ての外の事、夫なき後は我等が育上げし文藏なれば、母親の甘く育てしと言はれては世間の手前濟難く、殊には又畜生同然の遊女などに迷ひては、先祖へ對しても申譯なし」と大に怒りしを、忠兵衞は先々と宥め置き、夫より親類中へも內談をなし、一先文藏を駿府より連歸り、打寄りて種々意見に及びしかど、文藏はいつかな思ひ切る樣子もなく、「假令不孝と云れ勘當受くる共是非に及ばず」と思ひ切つて

申しける故、今は忠兵衛も致し方なく、「然程に思ひ詰め給ふ上は、暫時私へ御任せ有るべし。必ず思召違有りて短氣の事など爲給ふな」と種々に諭置きて、忠兵衛は後家のおもせが機嫌を見合せ、「文藏樣は只一人の御子と云ひ、那程までに御執心の事なれば、彼女を請出し御嫁になされて然るべし。掛替のなき御子の事、萬一御不了簡などあらば何と爲され候や。爰の所を貴方樣も篤と御考へ遊ばし、枉げて御聞入あるべし」と詞を盡して申勸めしかば、母おもせは、「女郎は畜生同前と思へ共、只一人の子と云ひ、支配人の忠兵衛が申勸める事故詮方なく、然る上は是非に及ばず、其女を受出し申すべし。我等は隱居を致さん」と泣く〳〵申しけるを、忠兵衛は是を聞き、「御道理の樣なれ共、先々受出して御覽あるべし。强ち女郎と申しても畜生同樣の者ばかりも是なし」と段々母親を說諭し、文藏に右の段を咄しければ、文藏は天へも上る心地して最嬉しく、忠兵衛を神か佛の樣に伏拜み、夫より文藏は忠兵衛を同道して駿府へ赴き、彼常磐屋へ行きて身請の事を亭主へ懸合ひ、金百二十兩にて彌々お時を身請と相談調ひしかば、忠兵衛は常磐屋の亭主に向ひ、「斯くの如く身請をなす上は、彼女の身元は何れなるや承りたし」と尋ねけるに、亭主は是を聞き、「何樣御道理の御尋なり、彼女の身元は當國木綿島村の生にて、甚太夫といふ者の娘なれば、里へ渡りを付けて御引取り爲さるべし」と申す故、夫より

忠兵衞は早速甚太夫の方へ掛合ひしに、父甚太夫も大に喜び、萬事すら〳〵と根引も濟みしかば、文藏お時の兩人を駕籠に乘せ、忠兵衞は附添ひ原澤村へと急ぎ立歸りしに、母のおもせは如何なる者を連來るやと日々案じ居ける所へ、皆々歸り來りければ、早速忠兵衞を招きて樣子を尋ねしに、右のお時は、木綿島村の甚太夫といふ百姓にても家柄の者の娘なりしが、年貢の未進に付據なく常磐屋へ勤奉公に出して、未だ間もなきに、彼運强くして此方の旦那樣に受出され、勤の月日もなき故、外の遊女とは大に違ひ、人品もよしと申すに付、少しは安心なし居たるに、何樣文藏は申すに及ばず、姑にも能く仕へ奉公人迄行渡の能ければ、母のおもせは思ひの外歡びて、近所の者へも、私の嫁は夫婦中も睦じく、殊に私を大切になし呉れ候事、若き者には珍しく、お前樣方も嫁を取るゝならば女郎が宜しき」などと、今は却つて自慢を爲す程なれば、家内睦じく暮し居たりけり。

○甲州萬澤御關所破の事 竝 雲切小猿向見ずの三人惡心の事

然るに或日五十歲ばかりの男來りて忠兵衞に逢ひ、「私事は木綿島村の甚太夫殿より賴まれて來

りし者なるが、お時樣の父公甚太夫殿、此節俄に大病にて打臥し居られ候間、此由お時樣へ御咄し下さるべし」と申す故、忠兵衞は早速に此段をお時へ咄しければ、お時は是を聞きて驚駭なし、如何なる急病にやと甚だ案じ歎き、夫文藏へ此事を語りしに、文藏も驚き、外ならぬ事故、手代忠兵衞へ如何せんと相談なせば、忠兵衞は打案じ、「此度お時樣爰へ來り給ひ、今直に親公の病氣なりとて行給はゞ、世間の聞えも惡し。是は御夫婦連にて身延へ參詣とて御出の方宜しからん」と申すにぞ、其段母へも咄しければ、母は大の堅法華の事なる故、尤もの事なりと許せしに付、お時は大に喜び、早々其用意をなし、名主林右衞門へも賴み置きて、近所へは身延參詣と披露し、忠兵衞へ跡の事共言含め、文藏お時は下男吉平が實體なる者故是を供に召連れて主從三人、頃は享保十二年十月十日原澤村を出立なし、夫より鰍澤の御關所へ掛るが路順なり。都て甲州は二重の御關所あり、土地は御代官の支配ゆゑ、御關所手形を願ふべきなれども、日數も掛るにより御關所をば拔道を廻りて通らず、切石下山と急ぎ來りしが、猶身延へも往かず、萬澤の御關所へ掛りしが、是又手形なくては通行ならず。依つて此處をも廻道をして行かんと思へども、土地不案内の事故茶屋へ寄り、問合せて通らんと思ひ立寄りしに、此茶屋に先より三人連の男休み居たりしが、今文藏の一群來りて御關所の拔通を尋ねる樣子を聞き、

何か三人私語合ひ、此處を立出で窺ひ居たり。此三人の中頭立ちたる一人は甲州にて名高き惡漢、韮崎出生の雲切仁左衞門といふ者なり。若年の頃より心剛にして眞影流の劍術を好み、天晴遣人なりしが、或時雷落ちて四方眞黑闇となりしに、仁左衞門は事ともせず、拔打に覆ひ下りし雲の中を切りけるに、不思議や鼬の如き獸二ツになつて落ちけるゆゑ、人々大に驚き、是より雲切仁左衞門と渾名せり。今一人は手下にて肥前の小猿といふ者、又一人は同じく肥前長崎在片村と云ふ所の出生、向見ずの三吉と云ふ者なり。扨又文藏夫婦は此茶屋にて拔道の樣子を聞き、駕籠を雇ひて打乘り、萬澤の廻道へ來掛るを見て、小猿は仁左衞門に向ひ、「是は必ず能き鳥なれば、五兩や十兩には有付くべし」と云ふを聞き、傍より三吉は、「面白し〳〵、彼奴を威して取らん」と駈出すを、仁左衞門は押止め、「汝が器は小い〳〵。今懷中の物を取るのみにては面白からず、後の種にする工風あり。先其方兩人は斯樣々々に致せ」と言付け、萬澤の御關所を通りて先へ行拔け、今や來ると待居たり。文藏夫婦の者は斯る事のありとは夢にも知らず、甚太夫が病氣の事を案じ、急ぎて來懸りしに、向見ずの三吉、肥前の小猿兩人は、目明風に拵へ、其所へ直と立出で、「汝等女を連れて天下の御關所を廻道せし事不屆なり」と咎むれば、文藏夫婦は是を聞きて仰天なし、兩手を地に突き、「何卒御見遁下されよ」と詫びけれ共、

惡漢共は中々聞入れず、「大切なる御關所、何と存じ拔道を致せしや」と申す故、兩人は途方に暮れて答も出來ざれば、三吉、小猿は、「汝等役所へ來れ」と、お時、文藏竝に供の吉平三人へ繩を掛けければ、三人は只夢に夢見し心地にて、引立てられつゝ行く所に、身の丈六尺有餘の大男、黑羽二重の小袖に黑八丈の羽織、朱鞘の大小、十手、取繩を腰に提げ、のさく\と出來りしに、小猿、三吉は腰を屈め、「是はく\御役人樣、斯樣々々の者を召捕り候」と申しければ、彼役人打笑みて、「夫は我等請取りて一應取調べん」と云ひながら文藏に向ひ、「其方は何國の者にて、何用有つて何方へ行にくや。眞直に白狀致せ」と申しけるに、文藏はがたく\震へながら、「私は原澤村百姓文藏と申す者に候が、是なる妻の里木綿島村の父が急病ゆゑ、見舞に罷り越し候間、何卒御慈悲にて御通し下され候樣願ひ奉る」と言ひければ、彼侍士は點頭き、「其は不便の事なり。此儘引立て行く時は御法通り磔なれば、何卒助けて遣し度し」と暫し工夫の體に見えしが、「汝等親孝行の志にめで、我一了簡を以て見遁し遣さん。併ながら手先の者共へ酒代にても遣さねば相成らず」と申すを聞き、文藏は蘇生りたる心地にて大に歡び、是ぞ地獄の沙汰も金次第と、目明の兩人へ所持せし有金三十七兩殘らず差出しければ、役人は其金子を請取り、「此事決して口外致すまじ」と申渡し、何國ともなく立去りけり。然れば文藏夫婦は役

人の後影を伏拜み、「實に有難き御慈悲なり。然ながら我々身延山を僞りし佛罰にて、空恐しき目に逢ひしならん。早々御詫をすべし」と、下男吉平へ申付けて原澤村へ立歸らせ、番頭忠兵衛へ内談の上金子を取寄せ、身延山へも金十兩を納めて御詫をなし、漸々日數を經て駿州木綿島村へ十月十五日に著きたりけり。然るに甚太夫は平常痰持にて急にせり詰めけるが、三四日の内に思ひの外全快し、先常體なれば、夫婦は早速對面なせしに、甚太夫は、兩人が遠方の所を親切に尋ね來りし事を深く喜び、彼是と饗應すにぞ、夫婦も安心し、「此度途中にて少々入費も是ありしにより、甚だ少しながら」と金子二十兩を土產に贈りければ、甚太夫は彌々其志を感じ、「緩々逗留ありて旅勞を休められよ」と言ふに、夫婦の者は一兩日逗留なし、頓て暇乞して木綿島村を出立し、三人打連れ故鄕へこそは歸りけれ。然れば文藏夫婦は、「此度廻道をなして金子を遣ひし事、必ず口外爲すべからず」と平吉へも堅く口止して濟し居たりしかば、誰知る者もなく、其年も早十二月となりて追々年貢の上納金を下作より集めけるに、文藏の代になりては別して每年も都合能く、年々實入も殖える故、往々は舅甚太夫も此方へ引取るべしと、姑も申すにより、喜び居たりけり。扨又雲切仁左衛門は彼三十七兩の金を、小猿向見ずの兩人へ十兩宛分與へ、己は十七兩の金を懷中になし、日々遊び暮しけるが、仁左衛門は兩人に向ひ、「此上

某大金を儲ける手段を考へ置きたり。此事首尾能く行く時は此後盗賊を止め、其金を以て末を安樂に暮しなん。若又惡事露顯する時は、互に命を落すのみなり、今一働なすべし」と申ければ、兩人は異議に及ばず、「然らば大金儲に掛らん」と其相談をなし居たり。然るに其年の十二月五日、原澤村の名主用右衛門の方へ木綿合羽を著したる旅の侍士一人入來り、「其方へ少々尋ね度き仔細あり」と申すにぞ、名主用右衛門は何事なるやと思ひ、早速座敷へ通して茶煙草盆を出し挨拶に及びける處、彼侍士用右衛門に向ひ、「當村に文藏と申す者はなきや」と尋ねるに、用右衛門、「何樣、文藏と申す者當村に罷在り候」と答へければ、侍士は點頭き、「其文藏が身の上に近頃何ぞ後暗き事はなきや。其方より内糺致すべし」と申しけるに、用右衛門は大に驚き、文藏儀は平常實體にて慈悲深き者ゆゑ、然樣の事有るべき筈なしと思へども、先彼侍士を欵待し置きて早々文藏方へいたり、「只今我等方へ御侍士一人御入にて、斯樣々々の御尋あり。貴樣に後暗き事の有るべき樣なけれど、一應申聞ける」と申せしに、文藏は内心ぎよつとなせしかども、素知らぬ體にて、「其は一向心當もなし」と申すを、用右衛門は押返し、「篤と考へられよ」と尋ねけれども、文藏立腹の體に見えしかば、用右衛門も何樣と思ひ、立歸りて此旨を侍士へ申述べけるに、「然らば此段申上ぐべし」と云ひて侍士は立歸りたり。因て名主用右衛

門は不思議の事に思ひ、密に心痛してぞ居たりける。

○雲切仁左衛門僞役人の事
並　原澤村文藏方にて大金を奪ふ事

扨又同じく十二月二十七日の暮方、名主用右衛門方へ五六人の侍士來りし故、用右衛門肝を冷して出迎へける所、先に立ちし者、「此御侍士を案内せし我々は江戸南町奉行大岡越前守樣御組中田甚太夫殿の手先の岡引なり」と云ひければ、用右衛門は益々驚きけり。（今此處へ來りし役人體の者は、雲切仁左衛門の手下なる三吉、小猿の兩人にて、甲府邊の者三四人を錢五百文づつにて雇ひ供に召連れたるなり）時に小猿の甚太夫は用右衛門を呼び「當村の百姓文藏方へ案内致すべしと」申す故、用右衛門は狼狽廻りて、組頭百姓代組合の者等大勢呼集め、「是は先日の事ならん」と恐る〳〵案内致しけるに、此文藏の宅は長屋門にて土藏七戸前其外納家等夥多ありて、番頭忠兵衛初め下男十人下女五人、馬三疋の大福家なりし處、夜五ッ時頃御用提灯を先に立て、名主組頭一同に案内して入來りし故、文藏は何事ならんと大に驚きし中、「上意」と聲かけ、主人夫婦を高手小手に縛めければ、母は仰天しながら、「如何の譯にて候や。倅儀は御召

捕に相成るべき惡さを致す者にあらず」と泣く〳〵詫言なしけるを、小猿の甚太夫は母に向ひ、「文藏夫婦は去ぬる十月中萬澤の御關所を廻道致候段、江戸町奉行大岡越前守殿へ相聞え、今日召捕に向ひたり。其節供に召連れし下男ある趣、是又差出すべし」とて、吉平をも召捕りければ、母のおもせは種々と歎きけれ共、小猿の甚太夫は首を振り、「其方何樣に歎くとも、江戸表よりの御差圖なれば差免し難し。併し子の罪は親に懸らざれば、母をば村役人へ急度預け置く。奉公人は番頭忠兵衛始め殘らず是又村役人へ預申付くるなり。居宅の儀は村の百姓共申合せ、晝夜番を致すべし」と申渡し、家内諸式米倉迄殘らず改めの上、中田甚太夫の封印を付け、其外帳面へ書留めるに、米千八百五俵麥五百三十俵、竝に簞笥長持數十棹、村役人立合にて改め相濟み、其夜寅半刻事濟に相成り、山駕籠三挺を申付けて、是へ文藏夫婦に下男吉平を乘せ、明日巳刻迄に當所の御代官篠笠之助殿御役宅へ召連れて罷り出づべし」と急度申渡し、村役人共より預り書面を請取り、小猿の中田甚太夫は我手の者共を召連れ立歸りけり。因て彼是する中に夜も明離れければ、名主用右衛門は文藏に向ひ、「今更申すは詮なき事ながら、此間御役人御出にて御内糺の節に取扱ひなば、又々如何樣にも內談の致し方も是あるべき所、其節心付かざるこそ殘念の事共なれ。今となりては是非に及ばず」と申しけるに、母のおもせを始め

皆々何といふべき詞もなく、唯涙に咽び歎き悲むより外はなかりけり。

○百姓文藏夫婦吟味の事竝雲切等三人成行の事

扨も文藏夫婦竝に下男吉平は、翌朝大勢村の者共差添ひ御代官簑笠之助御役宅へ召連れ罷出で、「昨夜御預の囚人を同道仕り候」と申立てければ、御代官所にては不審に思ひ、「其儀一向此方に於て覺えなき事なり」と申されける故、名主用右衛門は進み出で、「昨夜大岡越前守樣御組の由、中田甚太夫殿と申され候御仁が御召捕なされ、明朝當御役所へ差出し候樣にと仰付けられ候に付、即ち召連れ候」と申せしかば、御代官の方にては是を聞かれて、「扨々不審の事共なり。大岡の下役人共當地へ來り、一應の斷りもなく支配所へ踏込み候段、何共合點行かざる儀なり。其上前以て内談もなく、當役所へ三人の囚人を引渡し候儀、旁其意を得ず。然れども囚人と有れば打捨置きがたし」とて、此段甲府御城代八木丹波守殿、酒井大和守殿へ申達されける故、評議の上、先御勘定奉行へ差出し然るべしとの事に付、夫より江戸表御勘定奉行酒井壹岐守殿へ差出されければ、酒井殿の方にても、「關所破りとあるからは輕からぬ科人なり、然れ共大岡の手先にて召捕りし者なるを、此方にて裁許は成難し。兎に角大岡へ引渡し候方可ならん」

との事てに、越前守殿御役所へ引渡しと相成りたり。仍て、大岡殿村役人を召出され一應糺されけるに、十二月二十七日夜、御組の中田甚太夫殿と申す御仁御出張にて、文藏夫婦御召捕相成り、御代官へ引渡し候樣仰せ渡され、米穀金銀諸道具藏等迄殘らず封印の上、御引取り相成り候間、其通り御代官所へ召連れ訴へ出で候處、一向御存じ是なきとの事にて、夫より御勘定奉行へ御引渡し相成り、猶又當御役所へ相廻り候」と申立つるを聞れ、越前守殿、直樣中田甚太夫を呼出され、「其方名前を僞りしは何か遺恨にても有る者の仕業か、又は盜賊の巧ならん。何れにも篤と吟味致すべし」と有りて文藏夫婦を呼出し、越前守殿文藏を見られ、「其方儀去ぬる十二月二十七日の夜、當方の下役と名乘りし者に召捕れ候趣、其節の手續明白に申立てよ」と尋ねられければ、文藏は涙を流しながら、「其節は名主用右衞門案内にて私宅へ御役人樣御出成され、一言の御糺もなく、私夫婦を御召捕相成りしは斯樣〱なり。私母並に下人共は村役人へ御預け、家内の番は村方百姓等へ仰付けられ、諸色土藏とも殘らず御役人樣御封印にて、其後御引取の所、其節明日巳刻簑笠之助樣御役所へ相送り候樣仰せ渡され候て、御役人方御立歸り相成り候。然るに簑笠之助樣御役所にては一向御存じ是なき段仰聞けられ候」と委細に申立てしかば、大岡殿、名主用右衞門へ對はれ、「此儀は何ぞ文藏へ意趣遺恨にても是ある者の心當はなきや」と申

さるゝに、用右衛門暫時考へ、「文藏儀は至つて實體なる者ゆゑ、意趣遺恨等受くべき者に候はず。然れども去年十二月五日、何れより御出成され候や、御侍士樣御一人私方へ御越にて、文藏に何ぞ不審なる儀はなきやと御尋故、早速文藏へ承り合せ候處、一向何も覺え是なく候に付、其段申上げ候に、其御侍士樣何か御考の體にて御歸り成され候。然るに其後二十七日の日、斯樣々々の次第に候」と申立てければ、大岡殿、又用右衛門へ尋ねらるゝ樣、「其方の支配なれば、文藏が家内の樣子も能く知りつらん。何ぢや」と申されしに、用右衛門、「仰せの如く、私支配に候へば、文藏の樣子は能く存じ居り候。先にも申上候通り、彼は一體實體なる者にて、平常慈悲深く、又女房と申候は駿府二丁町の遊女なりしを請出し候が、是又心懸よき女にて、奉公人より小前百姓共迄も平常譽め候て、家内和合いたし居り候」と申立てければ、大岡殿、「然れども文藏夫婦の者、近頃何方へ歟行きし事は是なきや」と尋ねられしに、用右衛門、「去年十月中に、夫婦身延山へ參詣仕りし儀御座候」と申立つれば、大岡殿、「其儀二十七日に召捕り候節吟味は致さずや。又萬澤の御關所近邊には萬澤狐と申すが居る故、殊によりて化される事も有るなり。其節途中に於て何ぞ怪しき事はなかりしや」と尋ねらるゝを聞き、文藏は大に驚き、「恐れながら」と進み出で、「御奉行樣の御眼力誠に恐れ入り奉り候。其節萬澤の脇にて日明二人に出

會ひ、私共三人に繩を掛け候處へ御役人樣御出ゆゑ、愈々六かしからんと思ひし折、地獄の沙汰も金次第とやらにて、有金三十七兩を差出し、御內分に成下され相濟み申候。然るに十二月二十七日の夜、御役人樣御出御座候處、右は萬澤にて出會ひ候日明の面體に能く似寄り候」と申すを、大岡殿篤と聞れしが、早速同心山本彌太夫を呼出され、「文藏宅の樣子を改め來るべし」と申付けられしにより、彌太夫は直樣原澤村名主用右衛門同道にて、甲州原澤村なる文藏の宅に到り、番頭忠兵衛を呼出して家內土藏の封印を切解き、簞笥長持等一々改むる時、忠兵衛は文庫藏の長持を明け、「此中に金千百八十兩入置き候」と申すに、右の金見えざれば、大に仰天し、幾度となく探し求むれども、少しの金と違ひ大金の事故紛れべき樣もなく、如何にも不思議の事なりと惘れ果てたる體を、彌太夫は見て、扨は奉行衆の鑑定通り盜賊の仕業にて、似役人をなせしならんと思ひ、早速立歸りて右の趣巨細に申立てければ、大岡殿、「然らば文藏夫婦の者、外に惡事もあらざるゆゑ助け遣さんと思はれけれ共、關所破と言ひては磔に成るべき大法故、種々に工夫ありて又々文藏夫婦を呼出され、「其方夫婦とも顏色殊の外惡し、如何致せしや」と申されければ、文藏は恐る〳〵首を上げ、「私共儀此間中より病氣に御座候」と申立つるに、「何樣不便の事なり。此上病氣重りてはならず」と有りて宿預に申付けられたり。斯る囚人を宿預

には、其中に似役人をせし盜賊を吟味せんと、所々探索を申付けられけり。扨又彼雲切仁左衛門、肥前の小猿、向見ずの三吉の三人は、似役人となりて原澤村の名主始め首尾よく欺さ、文藏方にて金千百八十兩盜み取りしかば、仁左衛門は三吉、小猿に向ひ、「斯樣に仕合よく行きし智嚢は、古の諸葛孔明、我朝の楠正成も及ぶまじ。とは云ふものゝ、是まで夜盜追剥人殺等の數擧げて算へ難し、此上盜賊をなさば終には首をも失はん。然ば汝等に此金を三百兩宛遣し、殘五百兩は我物となし、此後盜賊を止め、此金子を以て各自堅氣の業を始め、町人になり百姓になり了簡次第に有附くべし。併此以後は三人共に音信不通になし、假令途中などにて出會ふとも挨拶も致すまじ」と約束を定め、「分殘の八十兩は當座の祝に遣ふべし」とて、三人一同に江戸表へ出立なし、先吉原を始め品川或は深川と所々にて遊びけるが、頓て彼八十兩を遣ひ仕舞ひしかば、三人は約定の如く思ひ〳〵に別れけり。夫より雲切仁左衛門は本鄕六丁目へ住居して家名を甲州屋と呼び、米商賣を始めけるが、元より拔目なき者ゆゑ次第に繁昌なし、此所彼處の屋敷又は大町人などの春入を請合ひければ、俄に手繰能く金銀も殖ゆるに付、地面を求めて普請をなし、今は男女五六人の暮に成りし處、近所の者の世話にて女房を持ち、家内睦じく繁昌

致しけり。扨又肥前の小猿は本町二丁目にて賣家を求め、名を肥前屋小兵衛と改め糶吳服を初めければ、是又所々の屋敷に出入も殖え段々と勝手も能く成り、凡夫盛なる時は神も崇らずといふ事宜なるかな、各自仕合能く光陰を送りたり。然るに小兵衛は尾張町の吳服店龜屋の番頭仁兵衛といふ者に取入り、吳服物を二三百兩づつ預りて商賣しける所に、此仁兵衛頓死して一向勘定合の分らざるを僥倖に、肥前屋小兵衛は二百八十兩程の代物を只取になし、是より益仕合能く相成りけるに付、間口三間半の店を開き、番頭手代小僧共五六人召仕ひ、何れも江戸者を抱へしゆゑ、何事も商賣向に明るく繁昌なすに付て、小兵衛は女房を持たんと思ひ、是も工夫して、御殿女中の下りを尋ね宿の妻として、都合よく日増に內福と成りたりけり。夫に引替へ向見ずの三吉は、三百兩の金を配分されしかば、其金を懷中して所々を徘徊なし、專ら賭博に身を入れ又大酒を呑み、己が有るに任せて女郎藝者を買ひ、金銀を土砂の如く遣ひ捨つる故、程なく三百兩の金も皆遣ひなくし、今は漸々丸の內の本多家の大部屋へ轉込み、飯を貰ひて喰居たりしが、追々寒さに向ふ時節なれど、著物は古浴衣一つゆゑ如何共爲方なく、不圖大部屋を立出でし頃は享保十六年十一月なりしが、三吉は種々工夫して、本所柳原町に舂屋の權兵衛といふ者あり、此者は豫て知人なる故、是を賴みて歎かばやと思ひ、常磐橋御門を出でてぶら

ぶらと本町二丁目へ來懸りし所に、左側に肥前屋と書きたる暖簾懸り居たりしかば、是も肥前の者ならん、彼小猿めも同じ國なりしが、今は如何成りしや。我は元同國片村の名主の腹より出でたる者なるが、斯體に成果てたり。併し此間迄は三百兩の金を持居たれども、今は一文もなし、などと獨吃きながら通る所に、肥前屋より小僧を一人供に連れて出行く者の體、小猿に髣髴たりしかば、三吉は後を尾けて能く〳〵是を窺ひみるに、小猿に相違なきゆゑ心中に悅びしに、小兵衛もちらりと振返り見て、奴は三吉めなりと思ひ恐れしにぞ、知らぬ顏にて早足に行過ぎる所を、三吉は猶後より尾來るゆゑ、小兵衛は彌恐れ、種々に迯廻ると雖も、三吉は尾慕ひければ、小兵衛は足に任せて迯歩き、夜に入りて漸々歸り、我家の表口より入る時、後に尾きて三吉は直と入來り、「御免なさい」と言ひながら店先に腰を掛け、「私は元御知己の者なれば、此家の旦那に御目に懸り度し」と申すに、番頭手代はじろ〳〵顏を見ながら、其段主人へ申通じけるに、小兵衛は殊の外困り入り、「只今留主にて何方へ參り候や相知れずと申すべし」と言付ければ、手代は立出で其旨申聞けるを聞き、三吉、「然らば御歸迄相待ち申すべし」と言ひて上り込み、一向動かぬ故、小兵衛も是非なく、密と勝手の方より出でて表へ廻り、只今歸りし體にて三吉を見付け、「是は珍しや」と表へ呼出し、向ふ横町の鰻屋へ上りて物語りけるに、三吉は膝

れ、「扨々面目なき仕合なれども、誠に此體なれば、何卒少々の合力を御賴申す」と言懸けられ、小兵衛は是非なく懷中に在合ひし金六兩三分を殘らず出し遣しければ、三吉は大に歡び、「昔馴染とて御無心申せしに、早速多分の金子御貸下され忝し。是を元手に一商賣に有附き、今の御恩を報ぜん」と口から出次第申しけるを、小兵衛は打聞き、「此後は豫て申合せし通り、必ず我等方へ參られ候事無用なり」と申せしかば、三吉は天窓を掻き、「仰の如く此後は決して立寄るまじ」と堅く約束をし、猶又綿入羽織一つを貰ひ、夫より本所柳原町なる舂屋權兵衛を尋ねけるに、權兵衛は故鄕へ引込みたる由土地の者申す故、三吉は力なく又々安宅の方へ到りしに、當時は所々に切店有りて引込みける故、ぶらりと是へ上り大に酒を飮み、一分ばかりも遣ひ、其夜は遊びて翌朝立出で、朝飯を表にて喰居たりし時、防ぎ傳吉といふ者に出合ひ、互に昔語をなし、夫より此傳吉方に食客となり居けるが、此傳吉は先年甲州へ行きける折、雲切仁左衞門方に少しの中居たる事ありて、三吉と兄弟同樣にせし者なり。夫故今又傳吉方に遊び居たるに、傳吉は三吉が金を持つて居る事を見し故、是を謀りて博奕を勸めしかば、固より好む事ゆゑ直樣引懸り、專ら博奕をなして居たりけり。

○三吉雲切仁左衛門の方へ無心に行く事
并 仁左衛門小猿の兩人三吉を欺き殺す事

斯くて彼三吉は、又々博奕に引掛り、肥前屋小兵衛方にて貰ひし彼六兩は殘らず負けて仕舞ひ、元の通りの手振となりけれ共、綿入羽織ばかりは殘り有る事故、種々思案なし、此上は如何共詮方なければ、元へ立歸るより外なしと、本町二丁目なる肥前屋小兵衛の方へ行き、「御免下され」と店へ上る故、番頭大に困り、「折角の御出に候へども、主人小兵衛儀は留守にて御目に懸り候事相叶はず」と斷りけるを、三吉、「然らば御歸迄御待ち申すべし」とて、以前の如く居込む樣子故、「今日は遠方へ參りしにより、歸りの程も計り難し」と申しければ、三吉は、「我等是非々々御目に懸らねば相成難き用事あり。二日にても十日にても御歸宅を相待ち申すべし」と歸る氣色はなかりしにぞ、店の者は殆んど當惑なし、殊に小兵衛の女房は御殿下故、此體を覗き見て甚だ驚き、小兵衛へ「早々歸し給へ」と迫りしかば、小兵衛も難儀千萬に思ひ、番頭を以て、「主人小兵衛儀は仕入方に參り候間、何日頃罷り歸り申すべくや程合も計り難く候に付、先づ先御歸ありて、四五日も立ち候はゞ又々御入下さるべし」と云せければ、三吉は是を聞きて腹

を立て、「今こそ肥前屋の旦那などと横柄面をして居れ共、元はと云へば己と同様に、人をゆすり取り又は追落をしたる事もあり。今己が斯くの如く落ぶれたればとて、其好を以て少々の見繼位はなしても能き筈なり。若今己が御手に逢ふ時は同罪なり」と大聲を出すにぞ、小兵衛は甚だ迷惑なし、此樣子にてはとても素直には歸るまじと、夫より旅の支度をし、又裏口より密に立出で門の外より、「今歸りし」と聲を懸けながら内へ入りけるに、人々、「旦那の御歸」と言ふを聞き、三吉は最前より待居し事なれば小兵衛に向ひ、「少々御咄し申度事あり」といふに、小兵衛は三吉を奧の間へ連行き、女房へも引逢せ、「此仁は舊國元にての久々馴染なれば、今宵は奧座敷にて咄しを致すべし」と兩人は一間に入りて内談するに、小兵衛は三吉に向ひ、「貴樣は能く積りても見られよ。一人三百兩宛分取になし、此上は各自家業に有付くべし、因ては以後音信不通と言ふ事を、仁左衛門始め三人堅く言葉を交して別れしにあらずや。然るに此間も六兩三分と言ふ金子を譯なく合力し、間もなく其形にて又々參らるゝ事餘りなる仕方なり。昔とは違ひ、今は眞面目に日々の利潤を以て、其日を送る我等なれば、最早此上は何共仕方なし」と云ひけるに、三吉額を押へ、「其は道理の事ながら、我等何程稼ぎても不運にして斯くの體と相成れども、今一度商賣に取付度く、何卒昔の好を以て救ひ給はれ」と申しければ、小猿は暫く

考へ、「然らば雲切仁左衛門方へも行きて頼み見られよ」と言ひけるに、三吉、「其事も思はぬにはなけれ共、當時仁左衛門は何所に居るや一向行方を知らず。若御存じあらば敎へ給はれ」と申せしかば、「當時仁左衛門は、本鄕六丁目にて甲州屋仁左衛門と言ふ大富家なり。是へ便りて相談あらば、又吉話も有るべし。尤も我等は仁左衛門と申合せし以來出會は致さゞれども、餘所ながら樣子を承り居るなり」と咄しけるに、三吉は大に悅び、「然らば翌日にも直樣本鄕へ行かん」といふを小猿は聞きて、「とてもの事に百兩ばかりも强請り、夫にて取付商賣をいたさるべし。是までの如くにてはならぬゆゑ、篤と認めし事を致されよ」と言ひければ、三吉納得なし、「先以て御敎忝し。併し如何いたして强請り申すべきや」と聞くに、小猿、「夫は豫々出入は致すまじと堅く申合せし事なれ共、斯樣々々の譯にて詮方なく參りたりと申されよ」と言含めしかば、三吉は委細承知して立歸り、翌日本鄕六丁目へ尋ね行きて表より、「甲州屋仁左衛門殿とは此方にて候や」と申入れければ、番頭は、「然樣に御座候」と答ふるに、「然あらば御主人仁左衛門殿へ御目に懸りたし。仰入れられ下さるべし」と言入れしかば、仁左衛門何心なく立出見るに、以前の三吉なれば、惡い奴が來りしと思へども詮方なく、先一間へ連行き、「其方は何故尋ね來りしや」と申すに、三吉は面目無氣に、「私事爲る事なす事手違になりて、誠に難

澁仕り、今は早行くべき所もなく、豫て兄弟分の小猿方にも借金百兩ばかりも出來、此上如何とも致し方なき折から、此度大岡樣の御手に召捕られし所、小猿が工夫にて岡引衆を賴み、且那衆へ内々百兩贈りて見遁にして貰ふ筈なれども、右の金子に差支へ候間、何卒百兩御貸下さるべし。其百兩の金子なくては岡引衆も中々承知いたされず。御手に逢ひ候はゞ萬一拷問に懸り苦し紛れに、古の原澤村一件などをも申出すまじきとも云難く、然すれば御互に身に關る事故、何分にも見遁して貰ふより外なし。其手段は金子なり」と眞顏に成りて語りければ、仁左衞門も其事に至らば誠に身の大事なりと心にをさめ、是非なく百兩工夫して相渡しける故、三吉は大に悦び、「是誠に命の親なり」と押戴き、其金を懷中し立出でけるが、百兩といふ金を只取になせし故、直に吉原町へ行きて拾兩ばかり遣ひ奢り散し、殘九十兩を持つてぶら〱淺草へ出でける處、遠乘馬十四五疋烈しく乘來りしかば、三吉後へ逃げんとする折、其馬一疋斜に駈出し、往來の者を踏倒す故、三吉は狼狽へて漸々と馳拔け諏訪町へ來り、酒屋へ這入りて懷中を見るに、いつ落せしや九十兩の金見えざりしかば、三吉は驚駭仰天して立歸り、猿眼に成りて所々尋ねけれ共、人通多き所故一向に跡形もなし。依て又々元の手ぶりとなりければ、再び本鄉の甲州屋へ行き、仁左衞門に右の事を物語りて無心を言ひけるに、仁左衞門は大に難澁

に思ふと雖も詮方なく、又々金子を遣しけるが、是をも又遣ひ切りて、本町の小猿の方へ無心をいひ、又本郷の仁左衛門と、兩家へ打て違ひに無心を言懸け、否と言へば以前の事を大聲にて竝べる故、仁左衛門も殆んど困り入りけるが、急度工夫をなし、本町の肥前屋へ來り、内々相談に及びけるは、「彼三吉事、とても生置きては我々が身の詰なれば、謀計を以て彼を切つて捨てん」と談合なし、夫より三吉を欺し、久々なれば三人同道して御殿山の花見に行くべし」と申しければ、三吉は大に悅び、直樣行かんと三人打連立ち、頃は享保十七年三月十八日御殿山にて花見をなし、酒の機嫌に古の物語などして品川より藝者を呼び、大酒盛となりて騷ぎ散す中、早日も暮相と成りければ、仁左衛門は頓て身を起し、「我等は今宵據なき用事あれば泊る事はならざれども、あつさり遊んで歸らん」と、夫より新宿の相撲屋へ上りしが、其夜九ツ時分品川を三人連にて立出で高輪へ來懸りし時、仁左衛門大音揚げ、「コレ三吉、汝は先年甲州にて金子配分せし砌、堅々申合せしも一向に用ひず、我等兩人へ無體に難義を懸ける事度々に及ぶ。如何に惡逆無道の者なり共、恥を知らざるは人間にあらず」といふ儘に引捕へければ、三吉は大に驚き、逃出さんとする所を、肥前の小猿飛懸りて拔打に右の腕を打落すに、雲切仁左衛門は大脇差を引拔きて三吉が眞向より空竹割に切割りければ、三吉は吆とも云はず二つに成りて死した

りけり。仁左衛門は小猿に向ひ、「先々是にて安心せり」とて、彼死骸を海へ投込み歸りしゆゑ、此事知る者なかりしが、固より同氣相求むる者ども故、是より折々は出會ひけるに、兩人とも三吉に金子を多く取られしかば、勝手向不如意になりしにより、今一度大稼をなし、是限にせんと、兩人申合せて又々惡心を起しけるこそ是非なけれ。

○雲切仁左衛門肥前の小猿御處刑の事
并 原澤村一件落著の事

偖又其頃、兩換町に島屋治兵衛とて兩替屋ありけるが、肥前屋小兵衛は此家へ度々兩替の事にて行き、店の者にも心安く成りて篤と様子を窺ふに、概略勝手も分りしかば、是ぞ好からんと思ひ、仁左衛門へ島屋の事を語りければ、夫こそ屈竟の事なりとて兩人相談の上、同じく十七年十月二十八日の夜、雨は車軸を流し、四邊は眞暗闇なれば、是ぞ幸なりと、兩人は黒裝束に目ばかり頭巾にて島屋の店へ忍び入り、金箱に手を掛け出さんとする折、番頭太藏は眼を覺し大音に、「盜人々々」と聲を立つるゆゑ、仁左衛門、小猿は逃出でんとする所に大勢追來りしかば、止むを得ず三人程切拂ひて其場を逃去り、金はまんまと奪ひ取り、仕合よしと兩人五百兩宛配

分して悦び別れけり。然れば彼兩替屋にては翌朝早速町奉行所へ訴へ出でければ、大岡殿島屋の手代を呼出され、一通り尋ねらるゝに、若い者左吉、重次郎、千次郎の三人手負の趣、又盗まれし千兩は、一昨日蓮池御藏より請取り候金子にて、殘らず私方の極印を打置き候」と見本の金を差出せし故、大岡殿夫より江戸中兩替屋は申すに及ばず、諸商人共迄一同に此段觸れ示されけり。扨又肥前屋小兵衛は、盗みし金の五百兩を配分して大に歡びしが、是ぞ天罰の歸する處にして、右の町觸の出でし日は留守にて心得ず、越後屋に反物の借百三十兩あるを、跡の爲なれば先是を拂はんと思ひ、越後屋へ右の小判を持參し拂ひけるに、越後屋にては甚だ心中不審に思ひけれ共、是迄間違もなき肥前屋小兵衛が事故、彼へ申すも如何なりと、此段を奉行所へ訴へければ、早速右の百三十兩を取上げられて改めの上、兩替町の島屋治兵衛を呼出され、「此金を見よ」と渡さるゝに、治兵衛は改め見て、「此金に相違御座なく候」と申立てしかば、直樣本町二丁目の肥前屋小兵衛へ捕方を差向けらるゝに、捕方の面々肥前屋へ行向ひ、「上意」と聲を懸けける故、家内の者共大に驚きけるを、小兵衛今は是迄なりと思ひ、一尺八寸の刀を引拔き捕手の者へ打て懸るに、左右より立寄りし兩人飛違ひ十手を以て請流しける中、一人の同心後へ廻りて白刃を打落し右の手を捻上げ、終に召捕りて奉行所へ引立てければ、大岡殿小兵衛を

見られ、「其方事去ぬる十月二十八日夜、兩替町島屋治兵衛方へ忍び入り、三人に手を負せ、金子千兩を盜み取りしならん」と尋ねられけるに、小兵衛は最早遁れぬ所なり、何日迄陳じ居て拷問に懸らんよりは、速に白狀し罪に歸せんと覺悟をなして、其夜の事共一々白狀に及びたり。扨又本鄕の甲州屋仁左衛門は、本町の肥前屋小兵衛が召捕られし事を聞ける故、南無三と思ひしが、熟工夫をなすに、所詮我此所を遁れたり共、天罰爭か免るべきと屹度覺悟を極め、我思ふ仔細ありとて、妻へ離緣狀を渡し、又番頭其外店の者一同へ金を與へて暇を出し、夫より南町奉行大岡殿の役宅へ訴へ出で、「私儀は元雲切仁左衛門と申し、是々の惡事あり」と白狀に及びたり。依て大岡殿彼が勇氣を深く感じられ、「汝惡人ながらも英勇なり、能くこそ自身名乘出でし」と申されて其日は入牢と相成りけり。其後仁左衛門、小猿の兩人を呼出され、「其方共江戸へ出でざるうち何方に罷り在りしぞ」と尋ねられし處、仁左衛門、「私儀は甲州に住居仕り候」と申しければ、大岡殿、「然らば汝等、享保十一年十二月廿七日、似役人と相成りて原澤村の百姓文藏夫婦を召捕りて金を盜み取り候に相違は有るまじ」と申されければ、小猿は顏色變りて俯向き居たるに、仁左衛門は莞爾と笑ひ、「何樣、世の人賢奉行と稱へ進らする程有つて、御明察の通り、私共儀享保十一年十月萬澤の御關所手前に休み居候所に、原澤村の大盡夫婦にて廻道せし

を付込み、似役人と相成り、三吉、小猿を目明となし、私儀は御役人の體にて夫婦を召捕り、金子三十七兩を出させ、其場を見逭し申し候。其後十二月初旬手下の者を原澤村の名主方まで遣し樣子を探り置き、同月二十七日、又候似役人と相成り名主方へ罷越し案內致させ、彼大盡夫婦を召捕り、家內は申すに及ばず土藏へ封印を附置き、有金千百八十兩盜み取り申候。此時盜み取りし金を資本に致し、銘々家業に有付き、以後は盜賊を相止め申すべしと三人申合せ、小猿、三吉の兩人へ三百兩宛、私は五百兩分取り候て、夫より御當地へ出で、小猿は吳服店、私は穀物見世を出し候處、彼三吉儀は三百兩の金子を遣ひ捨て候ては、私共兩人を尋ね來り、無心を申す事度々に及び、甚だ難澁仕るにより、小猿と申合せ、餘儀なく御殿山の花見と申し、三吉を欺して連行き、高輪にて切殺し、死骸は海へ打捨て申候。然れども天罰にて三吉に兩人とも身代を荒され、借金多く相成り候に付、今一度盜賊を致し身代を直して商賣を致し候はんと存じ、小猿と申合せ、十月二十八日の夜兩替町島屋治兵衛方へ忍び入り、金千兩盜み取り、五百兩宛配分仕り、是ぞ盜をさめと存じ候處、其金は目印の極印ありしとは夢にも存じ申さず、小兵衛が遣ひ候より事顯れ、斯くの仕合に相成り候段、是ぞ天罰にて恐れ入り奉り候」と少しも未練なく一々白狀に及びける故、大岡殿、「神妙なり」と申され、又小兵衛に向はれ、「只今仁左衛門が申

すに相違なきや」と尋ねらるゝに、小兵衞も是非なしと覺悟をなし、聊も相違之なき旨申立てしかば、口書爪印申付けられ、仁左衞門、小猿の兩人は鈴が森にて獄門の刑に行はれたり。扨又原澤村の百姓文藏夫婦を呼出され、「其方共身延山へ參詣の途中、關所を通るのは如何と存じ廻道を致し候と申せども、此儀甚だ不審千萬なり。此萬澤村には昔より惡狐ありて、是を萬澤狐といふ由を我聞居たり。然れば其方共萬澤の關所破にては是なく、全く萬澤狐に誑され、萬澤の裏道を彷徨ひしならん。依つて其虚に乘じ、汝等盜賊に金子三十七兩奪はれしに相違なからん。然すれば何ぞ關所破といふにあらんや。然れば汝等に罪なきにより御構なし」と申渡されしかば、文藏夫婦は言ふも更なり、名主組頭を始め附添の村役人共一統、夢かとばかり打喜び、大岡殿の仁心を感じけるとなり。

煙草屋喜八之記

○穀物屋の伜吉之助江戸へ出づる事竝 煙草屋喜八の事

茲に享保年間下總國古河の城下に、穀物屋吉右衞門と云ふ者あり、所に竝びなき豪家にて、江戸表にも出店十三軒ありて、何れも地面土藏共十三ヶ所を所持なし、出店親類又は番頭若い者に至るまで大勢召仕ひ、豐に世を送りけるが、一人の伜吉之助とて今年十九歳、人品能き生れにて父母の寵愛限りなく、然れども田舍の事なれば、遊藝を習はせんと思へども、然るべき師匠なきにより、江戸兩國横山町三丁目角にて、折廻し間口奥行拾三間づつ穀物乾物類を商ひ、則ち古河の吉右衞門が出店なるを、番頭傳兵衞と云へる者預り支配なし居たるが、此處に吉之助を遣して諸藝の師を撰み、金銀に拘らず習はするに、日々生花茶の湯其外遊藝何彼と、是を己が役にして居る所に、兩國米澤町の花の師匠にて、相弟子の六之助と云ふは、同所廣小路の虎屋の息子なるが、何事も如才なく、平生吉之助とは交厚かりしが、或時吉之助を誘ひ納涼に出し歸りがけ、船中より直に吉原の燈籠を見物せんと勸めけるに、吉之助は御當地始めての事なれば、

吉原は別して不案内ゆゑ固く辭退り、此日は漸々宿へ歸り、番頭傳兵衛に此事を話しければ、傳兵衛首を傾け、「六之助殿は江戸産の事にて何事も如才なきより、此事御斷切にもなるまじ。若明日にも又誘ひ給はゞ、彼の地に行き、六之助殿に負けられては、お顏の汚れる事なれば、金銀は隨分奇麗に御遣ひ成され、斯樣々々になし給へ」と委細を敎へけるにぞ、吉之助承知して、其後又々涼船花火見物の時、六之助同道にて吉原へ行き、逢蓬屋と云ふ六之助が馴染の茶屋へ上りけるに、吉之助は傳兵衛が敎は爰なりと、女房娘を始め若い者女子迄七八人近付にならんと惣纒頭を打ち、江戸町一丁目玉屋内初瀨留と云ふ娼妓を揚げ、程なく妓樓へ伴はれ、陽氣に酒宴も濟み床へ入りしが、六之助は夫より前初瀨留を密に招き、「吉之助は古河一番の大盡の息子にて、江戸の店へ遊藝稽古の爲に參られ、此處へは始めての事なれば、隨分宜敷計らひ呉れよ。此後も度々連參らん」と內證を吹込みける故、初瀨留も、男振は好し大盡の息子と聞き、眞實を盡して待遇しけるにぞ、吉之助は斯る遊の初めてなれば、魂魄は天外に飛び、只現の如くに浮れ、是よりして雨の夜雪の日の厭ひなく通ひしかば、初瀨留も憎からず思ひ、吉之助ならではと、今は互に深く云交し、一日逢ねば千秋の思をなすにぞ、番頭傳兵衛は、最初己が敎へし事の却つて毒と成りしかば大いに困り、度々意見を加へ、「少しの事は苦しからざれども、

最早二箱近く御遣ひ成されし故、御國許の旦那へ聞えては此傳兵衛申譯なし」とて、猶種々に意見致しけれども、一向に用ふる氣色もなく、終に翌享保九年七月までに、金二千七八百兩餘遣ひ捨てたれば、今は傳兵衛も惘れ果て、是非なく國許へ此由知らせしにより、父吉右衛門是を聞きて以の外に驚き、「憎き倅が行狀、言語道斷なり」とて直樣出府なし、吉之助を呼びて著類を脫せ、古袷一枚錢三百文を與へて、「何國へなりと出行くべし」と勘當なしければ、番頭若い者等種々に詫言すると雖も吉右衛門承知せず、其儘古河へ歸りけり。依つて吉之助は今更途方に暮れ、此體にては所詮初瀨留にも逢はれず、死ぬより外に爲術なしと覺悟を究め、其夜兩國橋へ行き、既に身を投げんと爲たりし時、小提灯を持ちたる男馳寄つて、「ヤレ待たれよ」と吉之助を抱き止めるは、「否々是非死なねばならぬ事あり、此所放して」と云ふを、「其はお若衆不了簡、死ぬは何時でも易い事、先々此方へ來られよ」と云ふ面見れば、吉原の幇間五八なれば、吉之助は尙々面目なく、又もや身を投げんとせしを、五八も驚き確かと抱き止め、「是は若旦那にて有りしか。私事は多く御恩に預り、何かと御贔屓下されし者なれば、先々譯は後の事、手前の宿へ御供を致し、左に右宜敷計らひ候はん。初瀨留樣にも此程は、日每に御噂ばかりなり」と無理に手を取り其邊なる茶屋へ伴ひ、酒肴など出させて種々馳走をなし、「して又今宵の事柄は如何

なる譯」と問懸くるに、吉之助は面目無氣に答ふる樣、「此程父吉右衛門國元より來り、我等二千七八百兩の穴を明けしを大に怒り、終に勘當を受けたれば、最早初瀬留には逢ふ事もならず、所詮生きて恥をかゝんよりはと、覺悟極めし事なり」と一伍一什を物語れば、五八は是を聞終り、「其は父公樣の御腹立も御道理なれど、若い中には有る習ひ、又其中には御詫の成され方も御座らう程に、先此度は初瀬留樣と諸共に、御勘氣のゆりる迄、此五八が御匿ひ申上げん」と力を付け、夫より五八が宅へ連歸り、女房にも仔細を話し、初瀬留が方へも此事を知らせけるにぞ、初瀬留は打驚き、早速來りて吉之助に逢ひ、「私故に御勘當の御身となられし由、嘸かし憎き者と思召されんが、此上は私何事も御見繼ぎ申さんにより、何處へも行給はず、五八の方に居給へ」とて、夫より呉服屋へ言付け、吉之助が衣類其外何不自由なく送りけるは、是ぞ誠に玉子の四角の眞實と、仕送らるゝ身は思ふなるべし。或日五八は吉之助を連れ淺草の觀音へ參詣しけるに、地内にて吉之助を呼掛ける者あり、誰ぞと振返り見れば、古河に在りし時召使ひし喜八と云ふ者にて、吉之助が側に來り、「貴君樣には何時御當地へ御出有りしや、途中ながら御容子伺ひたし」と申しけるに、此所は人立繁ければとて、傍邊の茶屋に伴ひ、吉之助は、「諸藝稽古の爲め橫山町の出店へ來りしより多くの金を遣ひ込み、父の勘當を請け身を投げんとせし

時に、是なる五八に助けられ、今は五八方に居て初瀬留の見繼を受け、不自由なくは暮し居れど、何卒勘當の詫をせん爲に觀音へ參詣の處、思はず其方に逢ひしなり」と委細の事を話せしに、喜八は大に驚きしが、「先以て五八殿とやらん御深切の段忝し。然りながら親旦那も、只一人の若旦那を、僅二千や三千の金位に御勘當とは餘りなり、當分の見懲なるべきまゝ、今にも私參り御詫仕らんなれども、吉原に御在られて女郎の世話になり給ふとありては御詫の妨げ、今より直に私方へ御供申さん」と云ふにぞ、五八も其理に伏し、「如何樣、私方に御出ありては却つて御詫の妨げ、此由初瀬留樣へも申すべし。自然御用もあらば、御文は私方へ遣されよ。御取次申すべし」と、玆に於て五八は吉之助を喜八に渡し、別れてこそは歸りけれ。偖此喜八は、古河吉右衛門が方に十年の年季を首尾能く勤め上げ、吉右衛門より金五十兩貰ひて穀物店を江戸へ出しけるが、二年の間に三度類燒なし、資本を失ひしかば、是非なく今は麻布原町に刻煙草の小店を出し、其身は日々羅賣をして女房に店は任せ、漸々其日を送りけるが、此喜八素より實體なる者故、如何に困ればとて、人に無心合力などは決して云ひし事なく、幽な渡世にても己が寡福なりと斷念め、其日を送りける。然れは喜八は吉之助を連歸りしかど、我が家は貧窮にして九尺間口の煙草店故、別に此方へと言ふ所もなく、夫婦諸共吉之助を勞ると雖も、

夜の物さへ三布蒲團一つを漸くに二人著て寢し事なれば、吉之助に著せる物なく、其夜は右の三布蒲團を吉之助に著せ、夫婦は夜中辻番を抱いて夜を明しけれども、是にては主人を暖に寢かす事ならず。豫て金二分に質入せし抱卷蒲團有れども、其日を送る事さへ心に任せねば、質を出す金は猶更なく、其上吉之助一人口が殖え難儀の事故、夫婦は膝を突合せ相談なすに、妻のお梅は漸く二十三歳にて縹致もよく、志操優しき者なるが、夫の難儀を見兼ね、「何事も御主人樣のお爲なれば、此身を一年の間何方へなりとも水仕奉公に遣られ、其給金にて夜具蒲團を質請して御主人を暖に休ませられよ。外に思案は有るまじ」と貞節を盡して申すを聞き、喜八も涙を流して其志操を感じ、「僅二分か三分の金故妻を奉公に出さん事も口惜しけれども、外に工面の致し方なく、此上は一人の口を減すより外なし」と近所の口入を賴みけるに、早速能き口ありて、麻布我善坊谷火附盜賊改め組與力笠原粂之進と云ふ方へ中働に住込みける。是にてお梅の給金三兩の内取替金二兩借り、内金一兩二分はお梅素より何一つなければ、夜具其外支度に掛け、殘りの二分は質物に入れたる夜具蒲團を請出し、吉之助樣に著せ進らせられよと、お梅は頓て奉公にこそ出でたりけれ。

○火附盗賊人違の事並家主平兵衛實意の事

然程に喜八は、妻のお梅を奉公に出し、取替として金二兩借り、内一兩二分は支度に遣ひ、殘り二分を持ちて同町の質屋源右衛門方へ行き、當夏入置きし夜具布團を請出しけるに、此質屋此邊にての善身代故、多く下質を取りけるが、今外より下質の金八十兩請取り、亭主は財布に入れけるを、喜八熟と見て居りしが、心の中に、偖々有る處には澤山に有るもの哉。我は只二分の金にさし支へ、妻を奉公に出せしに、八十兩と云ふ金を石か瓦の如く取扱ふ事、偖々世の渡世の貧福は是非もなし、我に八十兩の金あれば、主人に不自由もさせず、一つには勘當の詑の種にもなり、二つには妻に辛き奉公はさせまじ、と倩々思ひ運す程世の無端を詑ち、爰の身代にて八十兩位は我が百文の錢程にも思ふまじ。何事も御主人の爲と思ひ、那金八十兩を盗取らんとは、喜八が不圖胸に浮みしは是災難の基なり。夫より喜八は質物を我家へ持歸りて吉之助を寢かし置き、其夜丑の刻とも思しき頃豫て研澄したる出刃庖丁を懐中なし、頰冠して忍び出で、頓て質屋の前へ行き四邊を見るに、折節土藏の普請にて足代の掛り居たれば、是僥倖と其足代より登りしが、流石我ながらも怖しく、戰々慄へるを漸くに踏みしめ、勝手の屋根へ到らんと

する折、思ひも寄らぬ傍邊の窓より、大の男ぬつくと出でければ、喜八はハッと驚き、既に足を踏外さんとするに、彼の男は是を見て、「汝は何者なるや。我今宵此質屋へ忍び入り、思ひの儘に盗まんと、今引窓より這入りたるに、屋根にて足音する故不思議に思ひ出來りたり。汝聲を立てなば一打」と氷の如き刃を突付ける故、喜八は益驚き、齒の根も合はざりしが、漸くに息を呑みこみ、「私事は此家へ盗賊に這入らん爲に只今家根へ登りしなり。見遁したまへ」と申しければ、彼男は微笑み、「ナニ盗賊に這入らんとする者が、其樣に震へては所詮盗む事出來ず、倩は貧に迫りし出來心の新まい盗人か」と云ふに、喜八、「仰の通り何をか隱し申すべき、私は此谷町に住む喜八とて幽に暮す者なるが、昨日主人の若旦那を私方へ預り候處、夫婦の著たる三布蒲團一つの外はなく、金の才覺は尙出來ず、是非なく妻を奉公に出し、取換の二分にて質に入置きし夜具を請けに先刻此家へ參りし處、八十兩の金を掛硯の引出へ入置く處を見たるに付、何卒是を盗み、御主人の不自由を救ひ、勘當の詫の種にも爲し、又妻をも取戻して暮したく、無くては叶はぬ金子故、主の爲には親をも捨てる習、後日に我が首を切らるゝ如きは愚と思ひ、道ならぬ事ながら盗みに參りし」と有の儘に語りければ、彼の男是を聞き、「汝が見たる八十兩は是なるや」と懷中より取出して見せければ、「如何にも是にて候」と云ふに、彼の男喜

八の體を見て、「其方其如く慄へては此金を取らん事思ひも寄らず、今云ふ事の僞にも有るまじ、主の爲の出來心にて盜みに來りしと正直に云ふ事の憫然なれば、此金を汝に與へん間、主人の難儀を救ひ、妻をも取戻せ」と財布の儘喜八に渡しけるにぞ、喜八は押戴き、「偖々世の中に其許の如き盜賊は稀なるべし。命を的に掛けて取りたる金を我に與へ給ふは誠に有難し。然らば申受けて」と涙を流し、「此御恩は死すとも忘れ申さず、何卒其許の御名を聞せ給はるべし」と云ひければ、彼の男點頭き、「我は田子の伊兵衞と云ひて一通の盜賊に非ず、百兩や二百兩の金は然のみ大金とも思はず、今迄火附人殺し夜盜等の數自分ながらも何程か知れず、明日にも召捕られ其罪科に行はれなば、汝今の情を思ひ、我が亡跡を弔ひ呉れよ。此外に賴み置く事なし、汝に逢ひしも因緣ならん。疾々見付けられぬ中歸るべし〳〵。我は未だ仕殘したる事あり」と云ひつゝ又引窓よりずる〳〵と這入り、質物二十餘品を盜み出し、其上臺所へ火を付け、何處共なく迯失せけり。折節風烈しく忽ち燃上りしかば、鷲破火事よと近邊大に騷ぎければ、喜八はまご〳〵して居たりしが、狼狽へ漸々屋根よりは下りたれ共、足縮みて歩行まれず、殊に金子と庖丁を懷中に入れし事なれば、若見咎められては大變と、早々迯出す向より、火附盜賊改役奧田主膳殿、組の與力同心を二三十人連れて此處へ來らるゝ故、喜八は夫と見るより一散に馳

抜けんとしけるを、奥田が組下山田軍平と云ふ者、喜八が形を見て怪み、「曲者待て」と聲を掛けながら、既に捕へんと喜八の袖を押へしにぞ、喜八は一生懸命と彼の出刃庖丁にて、軍平が捕へたる片袖を切つて、早くも人込の中へ迯込んだり。軍平も後より追駈けれども終に見失ひ、切つたる片袖は軍平が手に殘りければ、奥田が前へ持出でて、只今火附を捕へんとせし處、斯くの如く袖を切りて迯行き候」と申しけるに、奥田殿、「扨々夫は惜しき事なり、然らば切りたる袖は後の證據とならん、是へ」とて右の袖を見らるゝに、辨慶縞の單物古きを茶に染返したる布子なり。「是は取置け」と申付けられ、頓て火も鎭りしかば、皆々火事場を引れけり。扨又喜八は危くも袖を切つて其場を遁れ、漸々我家へ歸りて胸撫下し、誠に神佛の御蔭にて助りたりと心の中に伏拜み、吉之助には火事にて驚きたりと僞り、彼の八十兩の金は戸棚の隈に重箱有りける故其中へ入置き、既に休まんとする時、表の戸を叩く者有り。偖は役人後を追來りしかと更に心も落付かず、返事さへ碌にせざれば、表には又々叩き、「早く此處をお開下され」と云ふを聞けば、女の聲なる故、不思議に思ひ、少し戸を明け、「其許は何用有りて此夜更に來られしや」と云ふに、彼女、「私は吉原より參りし者なり、吉之助樣にお目に懸りたし」と云ふ聲初瀬留なれば、吉之助は奥より走出で大に驚き、「如何して夜中遙々の處を來りしや。先此方

へ這入られよ」と云ふに、初瀬留は、「御免なされ」と戸口を入り、漸々に胸撫下し、「餘りの御懐しさに、今宵廓を逃亡ちして此處に來りし」と物語るなど、彼是なす中程なく夜も明くるにぞ、喜八は起出で引窓を明け、釜元を焚付け、「扨々昨夜は危き事かな」と一人云ひつゝ、吉之助初瀬留をも起さんとしける折、昨夜喜八を捕へたる山田軍平は、朝湯の歸り掛け煙草を買はんと喜八の店に立寄りしが、未だ表は締り居る故、「煙艸を吳れ」と聲を掛けしかば、喜八「ハイ」と答へて揚戸を上げる時、袂の斜に引裂けてあるゆゑ、軍平は眼を留めて見るに、縞柄も昨夜の布子に相違なければ、直に召捕らんとせしが、取迯しては一大事と、然有らぬ體に煙艸を買ひて歸りがけ、直に笠原粂之進の方へ行き、「夜前の火付は原町の煙草屋喜八と云ふ者なり。今朝私煙草を買ひ候時、彼が布子の縞能く似たれば心を付けて見るに、袂の切れてあり。然すれば昨夜の火付は彼の業に相違なく、早々召捕り給へ」と申しけるに、粂之進、「然らば取迯さぬ樣支度せよ」とて手配にぞかゝりける。喜八は如何に周章てしや、昨夜の布子を著替へもせず居たりしは、拙き運と知られけり。茲に原町の家主に平兵衛と云ふ者あり、近邊にて評判の如才なき者にて、至つて慈悲深く人を憐みけるが、平生喜八の正直なる心を感じ、何時も憫然を掛けける處に、町内の自身番屋へ、火附盗賊改役奥田主膳殿組下與力笠原粂之進は、同心

を引連れ來りて平兵衞を呼び、「其方店子煙草屋喜八事、御用の筋有るに依り案内致せ」とて平兵衞を先に立て、同心二人喜八が宅へ來り、「御用」の聲と諸共に高手小手に喜八を縛め引立て行くにぞ、吉之助、初瀨留は大に驚き、是は如何にと呆れ果てたるばかりなり。斯くて粂之進は彼の切れたる袖を喜八が著たる布子と合せ見るに、しつくりと合ひければ、扨は此者に相違なしとて、家内を撿査めしに、戸棚の隅の重箱に財布に入りたる金八十兩有りければ、彌々盜賊火附に極りしと、此趣を添狀にて町奉行大岡殿へ引渡し、吉之助、初瀨留の兩人は家主へ預けられたり。偖喜八儀は火附盜賊に相違なしとて送りになりしかば、直樣入牢申付けられしに付、家主平兵衞は喜八を片蔭へ招き、段々の樣子を聞くに、喜八は主の爲妻を奉公に出し、其給金にて質を請出し、八十兩の金を見て、不圖出來心より其夜忍び入りて、伊兵衞と云へる盜賊に右の金八十兩を貰ひし迄有のまゝ具に語りけるにぞ、家主は始めて是を聞き憫然に思ひ、「如何にもして御慈悲を願ひて見るべし」と夫より平兵衞は宅へ歸り、吉之助、初瀨留に對ひ、「偖偖喜八は憫然にも是々の事により、最早近々御處刑に成るべし。偖々是非もなき事なり」と語りしかば、吉之助大に驚き、「扨は喜八事、我が爲の出來心にて盜みに入り、既に御處刑にならんとか、然すれば我が手で殺すも同じ事なり。同人を殺しをめ〳〵と我のみ生きて勘當免さる

るとも、何の悦か有らん。我も冥士の途連せん」とて、既に首を縊るべき體なれば、初瀬留も是を聞き、「其元の起りは皆私故なれば、倶々死なん」と同じく細帯を梁へ掛けるにぞ、家主は慌て狼狽き、漸々と兩人を止め、「今二人とも此處にて死なれては我一人の難儀なり、何分此儀は我等に任せ給へ。よしや無事に行かず共、切ては喜八が御慈悲願を致して見ん。夫に就いて急々古河へ相談なしたきものなれども、外の人を遣しては事の分るまじければ詮方なし、我古河へ行きて吉右衛門殿に面談を遂げ、其上喜八が命乞首尾能く濟し申すべし。其間必ず〳〵御兩人とも早まり給ふな」と意見をなし、妻にも能々云付置き、長屋の者を頼みて、平兵衛は早々支度をなし、下總の古河へぞ赴きける。

○喜八妻お梅駈込訴の事

偖も家主平兵衛は、古河をさして道を急ぎ、程なく穀物屋吉右衛門方へ尋ね到り、「某は江戸麻布原町家主平兵衛と申す者なるが、此方の御子息吉之助殿の事に付きて、少々御相談申度儀之あり、わざ〳〵參りたり。吉右衛門殿御在宿か」と申入れけるに、番頭其事を主人に告げしかば、奥より吉右衛門立出來り、互に一禮終りて平兵衛を奥へ伴ひけるに、平兵衛狀を改め、「拙者店

子の喜八と申者、元は其許樣の方に勤めしとの事なるが、此度不慮の災難にて火附盜賊に陷り召捕られたり。其原の起は御子息吉之助殿故なり」其譯は斯樣々々の事なりとて、「淺草にて吉之助に逢ひしより喜八方へ引取り、勘當の詫をせんと妻を奉公に出し、夫より不圖出來心にて質屋へ夜盜に入りし事顯れ、既に御仕置にも極る由、其故御慈悲願をせんと存ずる處に、又吉原より女郎初瀨留、吉之助殿を慕ひ逃亡して來りし處、喜八が右の一件に付き兩人共生きては居られぬ、其原の起りは吉之助殿、初瀨留が故なりとて、既に縊れんとするを漸々宥め賺し置き、何卒喜八が罪を助けたく、態々是迄參りたり」と具に話しければ、吉右衞門夫婦は大に驚き、「偖偖夫は御深切忝し。伜を勘當致せしも、當分の見懲と存ぜしなり。五八とやらは幇間などに似合ぬ深切なる者、又初瀨留事も誠に惜しき心底、其樣な女ならば傾城にても苦しからず、身請致し夫婦に致さんと存ずるが、何卒御世話下されまじきや」と母の賴みなれば、吉右衞門も平兵衞に對ひ、「何卒此上は貴殿へ御任せ申す間、宜敷御取計ひ下され候樣に」と申すにぞ、家主平兵衞、「夫は何より易き事、吉之助殿竝に初瀨留の事は我等預り置きし儘、案じ給ふに及ばず。兎角目前に喜八が難儀を救ひたく存ずるなり。因つては我等と倶に江戸へ出府有るべし」と申すにぞ、吉右衞門も委細承知なし、「金子は何程入りても苦しからず、何分宜しく賴み申す」と、

夫より吉右衞門平兵衞の兩人は、駕籠にて晝夜を急がせ江戸へ出でしが、是迄老中松平右近將監殿へ、度々用金を指出せし緣も有ればとて、吉右衞門は屋敷へ到り、喜八の一件を歎願せしに、「最早罪科極り御處刑付へ老中方の判も据りたり。今少し早くば致方も有るべきに、今更是非なし」との事なれば、吉右衞門、平兵衞共に途方に暮れ、寥々と歸りしが、吉右衞門は、「如何程金子入用にても何卒喜八を助けん」とて、種々と平兵衞に相談する折から、思ひも寄らず喜八が妻のお梅、主家を遁れ歸りけるが、此主人は先達つて喜八を捕へ出したる盜賊改奧田主膳殿組與力笠原粂之進にて、即ち此家へお梅奉公致しけるが、此粂之進獨身ゆゑ、此お梅の縹致好きに戀慕し、種々と口說くと雖も、此お梅貞節の女なれば、決して從はざるにより、彌粂之進思ひを增し、種々に手を變へ云寄る故、「夫喜八と申す者在る中は、御心に從ひては女の道立ち申さず」と一寸遁れに云拔けけるを、或時粂之進茶を汲せ、持來る其手を捕へ、「是程までに其方を執心し種々口說ども、夫ある故從ひ難しと申すが、夫なくんば我が心に從ふや」と云ふに、お梅は差俯向きしまゝ答をなさざれば、「其方夫有ると思ふかや、夫は疾亡身なり。因つて我に從ふべし」と云ひければ、お梅は不審り、「何故夫なしと云給ふ」と問ふに、粂之進は微笑み、「其方が夫喜八は火附盜賊をなし、町奉行所へ送られたれば、近々御處刑に成るべし。其妻の其

方なれば同罪なれども、我其方を深く隱し、是まで恙なく置きしは全く我が恩なり。因つて我に從ひ申すべし。所詮喜八が命は助からぬなり」と云ひければ、お梅は大に驚きしが、是は粂之進我を手に入れんが爲の僞ならんと思ひ、「夫は何故火附盜賊をば致せしや」と云ふに、粂之進は、喜八が火附盜賊に陷りし始末を殘らず話しければ、お梅はハッとばかりに胸閉り、暫し詞もなかりしが、偖々情なしと思ひ、粂之進に對ひ、「何卒私に御暇下さるべし。夫と共に御處刑に成り申すべし。科人の女房を御免なされては御役目の障に成るべし」と申しけるを、粂之進首を振り、「我其方に心を懸ればこそ沙汰なしに致し置きたり。其恩を思はゞ我方に居よ、暇は出すまじ」と無體に引寄せるを、お梅は突退け耳にも入れず、「若御暇下さらずば逃亡しても宿へ參らん」と云へば、粂之進大に憤り、「斯程迄に心を盡したる甲斐もなく、辛かりし事思ひ知らせん。從へばよし、從はずば斯くの通り」と刀を拔いて胸先に押當つれども、お梅は夫の事のみ心に懸り、中々怖るゝ容子もなく、「殺さば殺し給へ。決して從ふまじ」と罵る故、粂之進は刀を拔きは拔きたれども、素より殺す心なければ、納め方に困り居るを、中間七助と云ふ者、先刻より此樣子を見て心をかしく走り出で、主人を止め、「先々御待下さるべし。只今彼方にて承りしが、御立腹は御道理なり。然りながら女を手に入れんと思召さば欺すに如くなし。是

は私に御任せ有るべし。お梅に篤と申聞かせ、御心に從ふ樣得心致させ申すべし。先々御刀は御納め下されよ」と云ふを幸に、粂之進は刀を納め、「彌其方取持ち吳れんとならば任する程に、能々仕課せ手に入れよ。是は當座の褒美なり」と金三兩投出せしかば、七助「有難し」と押戴くを、「又不承知なれば其金を取返すぞ。左樣心得よ」と云ふ處へ、「御廻り御出」と觸來るにぞ、則ち粂之進も支度をして廻り場へ出行きけり。跡には七助お梅に對ひ、「所詮其方も旦那は嫌なるべし。我取持せん事も骨折損、出來ぬ時は却つて首尾惡し。然らば其方には少しも早く此處を逃亡致されよ。我も辯解なければ是より宿へ歸るべし。三十六計走るに如かじ。我が宿は牛込改代町芋屋六兵衛と云ふ者なり。用事有らば云越し給へ」と兩人云合せ、早々に支度して、七助は牛込、お梅は平兵衛方へ迯歸りしなり。然れば委細の譯を物語るにぞ、平兵衛は聞終り、「是は喜八を助くる手段も出來たり」と云へば、吉右衛門、「夫は何故ぞ」と云ふ。平兵衛は膝を進め、「喜八が科なき次第を女房に呑込せ、斯樣々々訴狀に認め、喜八を助け申さん。何事も我に任せ給へ」と、頓てお梅に駈込訴訟の仕樣を教へ、願書を認め、是を以て奉行所の門を入り、右の方の訴所へ行き、斯々致すべし。然れども主人を相手取る公事なれば、白地には訴へ難し。誰何となく樣子あり氣に暇を吳れ候樣に御願ひ申すとばかり認め、是をお梅に持せ、

平兵衛同道にて、奉行所の屋敷近邊まで附添行き、那の門より這入れと敎へて立歸りしかば、お梅は素足に成りて奉行所の門より訴訟所へ行き、「御願ひ申上げます」と云ふに、役人是を聞き、「町役人を以て願へ」と雖も、聞入れず叫びける故、頓て門外へ送り出すにぞ、お梅は腰掛にて暫時休息し、又々訴訟所へどつさり坐り、以前の如く申す故、又々送り出され、最早夜に入り門も鎖りければ、是非なく腰掛に夜を明し居るに、其夜平兵衛竊に辨當を持來りて與へ、「明日御奉行樣御登城掛を待受け、御駕籠に付いて願ふべし。御駕籠の中より何事ぞと尋ねらるゝ時、夫の難儀御救の御慈悲を願ひ上げますと云ふべし。御奉行樣、今は登城前なり、後迄腰掛に扣へよと有らば、其時又玆へ來りて休息せよ。晝時分呼込ある時、駕籠の訴の女罷出でよと有らば、御門へ入り、左の方より白洲の溜りへ行きて扣へ居り、御呼出にて御白洲へ出で、此訴狀を出すべし。御奉行樣の傍に居る目安方の御役人是を讀上げ、此書付は何者が認めたるやと御尋ねの時、我書きたりと云ひては惡し。因つて昨日御門へ這入り兼て御門前をうろ〳〵致し候處へ、御武家樣御通り掛り成され候て、其方は駈込訴訟かと御聞成され候間、然樣なれども如何して宜敷やと承り候へば、斯樣々々致せと御敎へ成され、其上訴狀は持來りしかと御尋故、之なくと申しければ、然らば認め遣すべしとて記して下され候と申すべし。夫さへ云へ

ば後は此方の物、向が大岡樣なれば何事も察し有るべし」と敎へ、平兵衞は我が家に歸りけるに、お梅は悅びつゝ夜の明くるをも待詫び居たるに、姑くして夜も明放れ、辰刻過頃大岡殿登城の樣子にて、供廻嚴重に立出でられしかば、平兵衞の敎の如くお梅は駕籠訴に及びしに、腰掛に扣へよと申付けられ、頓て呼込に相成り、白洲に於て訴狀の趣御尋ね有りしかば、是又敎へられし通申立て、目安方之を讀上げる時、大岡殿お梅に向はれ、「其方主人へ暇を願へども出さず、其上度々不義申掛けしを、夫有る身なれば從はざるにより、刃を以て威すゆゑ願ふと有れ共、今此處へ粂之進を呼出し此事を問はんに、左樣の事覺えなし、又不義仕掛けたる事も候はずと云ふ時は、互に水掛論にて證據なければ、主人を相手に公事をなすのみならず、奉公人の方より主人へ無理暇を乞ふ事不屆なり。此儀は其方になんぞ證據ありや」と問はるれば、お梅は謹んで答ふる樣、「其儀は牛込改代町十郎兵衞店六兵衞方の同居七助と申す者、證據人に御座候」と申立つるにより、「然らば其七助を呼出すべし」と差紙に付、町役人七助を召連れ罷出でければ、大岡殿何歟思さるゝ事ありて、此日は吟味もなく、「追つて呼出すまで七助、梅は家主へ預ける」と申付けられけり。

○盗賊田子の伊兵衛自訴の事

竝　煙草屋喜八一件落著の事

茲に又田子の伊兵衛は、質屋の火付盗賊召捕られ、近々引廻に出づる由噂を聞き、「偖は我八十兩を遣したる喜八とやらん捕られたるや、又外に有る事なるかと不審に思ひ、能く聞けば其人は全く彼の喜八に相違なく、火附盗賊に陷り、近々に火炙との事なりしかば、田子の伊兵衛思ふは、科なき者を無實に殺されん事不便なりとて、我と名乘りて奉行所へ出で、火附十三ヶ所、人殺七人、夜盗數知れず、其中麻布原町質屋へ這入り、金子八十兩、代物二十五品盗み候由白狀に及びしかば、大岡殿、喜八を牢より呼出し、兩人對決の時、大岡殿喜八に對はれ、「其方質屋の火附盗賊なりと申せども、其科人外より出でたり。此者が卽ち其盗賊伊兵衛なりとて自訴に及びし」と申されければ、喜八は彼の伊兵衛を見て驚きたる體なりしが、其盗賊は全く私なり。那の者は御助け下さるべし」と申しけるを聞き、伊兵衛は喜八に對ひ、「汝は我が先達の寸志を報はんとて、命を捨てて我を助けんと云ふ心底は嬉しけれども、夫は無益の事なり。我は其外にも科多ければ、とても遁れぬ身なるにより、尋常に科を蒙らん」と申すにぞ、喜八は差俯向

いて詞なし。大岡殿暫時兩人の詞を聞きて甚だ感じられ、「伊兵衞事八十兩喜八に遣したる儀相違なきや。然らば追て詮議すべし。今日は先下れ」とて、兩人倶に牢へ下げられしが、其後程過ぎて兩人竝に彼の笠原粂之進も呼出され、其外家主平兵衞お梅白洲へ罷出でるに、大岡殿、粂之進に對はれ、「此梅と云ふ女其方に奉公致せし哉」と尋ねらるゝに、粂之進、「左樣にて候」と答へるを、大岡殿、「夫の難儀とあつて暇を願ふに、何故暇を出されずや」と有れば、粂之進即ち、「暇は遣して候」と云ふを、お梅、「否々、暇は一向出し申さず候」と申すに、家主平兵衞も進み出で、「先達て梅事私へ御預けの間委曲承り候處、粂之進殿暇を遣されず候に付、據所なく御願ひ申上げし旨梅申聞け候」といふにぞ、大岡殿、粂之進に對はれ、「斯樣に難儀致す者を止置候事心得ず」と申されしかば、粂之進冷笑ひ、「都て奉公人、主人に暇を願ふには、人代を以て願ふべき筈なり。夫に左樣の事もなく、夫故暇は出し申さず」と云放しければ、大岡殿、「夫は何を云はるゝや。只今暇は遣したりと申せし口の下より、人代りなき中は出さずとは、前後揃はぬ申條、殊更夫の難儀と有るに人代りを出す隙の有るべきや。其方は情なき爲方なり。是には何か樣子あらん」と云はれしかば、粂之進心中憤り、「小身なれども某も上の御扶持を頂戴し、殊に人の理非を糺す役目なり。奉行には依怙贔屓ありて某ばかり片落しに爲落ふならん」

と言はせも果てず、大岡殿礚と白眼まれ、「依怙贔屓とは慮外千萬なり。此梅を抱へる時請人は何者が致したるや」と有るに、粂之進、「夫は則ち夫喜八に候」と云ふ。大岡殿重ねて、「其喜八は火附盗賊に相違なしとて、某方へ添状を以て此程送られたる其許が、何故科人の妻を、役をも勤むる身分として其儘に召仕ひ置きたるぞや。假令當人より申出でずとも、其方より暇を出すべき筈なり。此故に何か樣子有らんと申せしなり。定めて不義を申掛けたるならん」と申されしかば、粂之進グッとさし閊へしが、「ナニ不義など申掛けたる覺え曾て之なし」と云ふに、大岡殿、「牛込改代町の者呼出せ」と申されしかば、はつと答へて彼の中間七助を白洲へ連來るを、粂之進は見てハッと思へども、態と何氣なく、「那の者は拙者方にて取迯致し候者」と云ひ乍ら七助に向ひ、「偖は其方、梅と密通致し、我が金子を奪ひ迯亡させつるか、憎き奴。今茲に於て何事をか云ふ、詞を出せば手は見せぬぞ」と眼を瞋しけるを、大岡殿粂之進に對はれ、「彼は拙者が尋ぬる仔細有つて呼出せしなり。決して構ふまじ。如何に七助有樣に申せ」と云はれければ、七助は夫見ろと云ふ面色にて粂之進を見ながら、「如何に私事下部は致し候へども、取迯など仕りし覺え御座なく、是迄多く粂之進方へ女中の奉公人來り候へども、一ヶ月とは勤めず、何れも早々に暇を取り下り候故不審に存じ候處、此度も又梅事、暇を願ひ候間、容子を窺ひし

に、不義を申掛けられ承知せぬとて、刃物三昧致しゝに付、其節私中へ入りて取鎭め候へば、金三兩呉れられ候て、取持ち候樣申付けられ候へども、梅事は貞節の女ゆゑ、とても叶はぬ事と存じ、私は申譯なきにより、宿へ迯歸り候」と具に申立つる廉々、粂之進は面目靑くなり赤くなりしが、差俯向いて扣へ居るを、大岡殿粂之進を白眼まれ、「其方只今、公邊の祿を頂戴し御役を勤め、人の理非をも糺す身の上と云ひながら、誠の火附盜賊は是なる伊兵衞を差置き、科なき喜八を捕へ、熟と吟味もなく送狀を添へて此方へ送られ、拙者迄に落度をさせ、重々の不調法、斯樣の不埒にて御役が勤るべきや、不屆き至極なり。揚屋入申付ける」と有りしかば、同心飛かかり粂之進の肩衣を刎ね、たちまち繩をぞ掛けたりける。斯くて七助とお梅は家主へ預け、粂之進揚屋入、喜八伊兵衞は牢へ戻されけり。偖翌日大岡殿登城有りて、月番の御老中松平右近將監殿へ御逢を願はれ、「何卒私儀御役御免下さるべし」と云はれしかば、「何故退役を願はるゝや」と申さるゝに、大岡殿、「此度煙草屋喜八裁許違ひ、科なき者を科人に陷し、旣に上へ言上に及び、各樣御判も据り候處、外より盜賊出でしかば、全く越前守落度に付御役御免願ひ奉る。此段宜敷御披露申さるべし」と申述べられしかば、右近將監殿大に驚かれ、「先々輕擧給ふな。篤と同列とも談じ合ひ言上に及ばん」とて、御老中方評議の上言上に及ばれしかば、將軍吉宗

公以ての外驚かせ給ひ、直に大岡殿を御前へ召れ、「汝必ず輕擧る事勿れ、未だ其者刑罰に行はざれば再應取調べ、此後迚も出精相勤むべし」と上意有しかば、大岡殿、「御仁恵の御沙汰畏り奉る」と感涙を流され、御前を退出せられけり。時に享保十年八月二十四日、雙方呼出の面々は、笠原粂之進、煙草屋喜八、家主平兵衛、田子の伊兵衛、中間七助等なり。大岡殿大音にて、「粂之進儀刑法役をも勤め候身分にて、盗賊の人違ひ、罪無き喜八を科に陷したるのみならず、其妻に不義を申掛けし段不屆の至りなり。依つて二百五十俵召上げられ、重き刑罪にも處せらるべき處、格別の御慈悲を以て打首。次に七助事、主人を欺き、私に宿へ下り候は不埒なり。然りと雖も御公儀を僞らざる故過料金三兩。次に盗賊伊兵衛儀重罪なれども、神妙に名乘出で、其上喜八を助け候段奇特に付、御慈悲を以て多くの罪を宥し、伊豆大島へ遠島。次に煙草屋喜八は構ひなし。妻梅構ひなし。家主平兵衛、此度の働、町人には奇特に儀に付、褒置く。右の通申渡され、雙方一件落著せり。偖穀物屋吉右衛門は、女郎初瀬留を八百兩にて請出し嫁となし、吉之助が勘當をも免し、目出度夫婦として、喜八夫婦には、横山町角屋敷穀物店に三百兩を附與へ、家主平兵衛へは、右横山町地面間口十間、奥行十八間の沽券に種々音物を添へ、伜夫婦竝に喜八が是まで厚く世話になりし禮として遣し、又吉原の男藝者五八は、眞實なる者故、吉右衛門

悦びの餘り、倅が命の親なりと號し、禮金三百兩を贈り、又初瀨留よりも、衣類其外目錄にして委細の文を添へ、種々禮物を贈りけるゆゑ、五八は俄分限となり、何れも其家々繁昌なせし事、實に眞實程大切なるものはなしと、皆々感じけるとなん。

大岡裁判小話

麻布谷町人殺の事並大岡殿名智の事

玆に麻布谷町に桶屋甚八とて、町内にて少し小口を利き、人にも立てらるゝ者あり。老母一人持ちて妻子もなく、常に邪なる事を嫌ひ、正直を表とし、俠氣の者なりしが、大岡殿元麻布谷町の邸に在られし節は、邸の近邊故常に出入して、桶箍の用を達せしにより、大岡殿にも豫て此甚八を知り居られしとかや。然るに其甚八方に幼少より世話をなし置きたる長吉とて、今年十七歲に成る若い者あり。商賣に精を出し、隨分怜悧にて、主人の氣性を見習ひ、邪の事を決して爲ず、溫順しき生なれば、甚八も老母も末々は我子となして跡を是に讓り、死水をも取りて貰はんと、日頃心を付け、目を掛けて遣ひけるが、甚八は元來家貧しく、細工の隙有る時は、此長吉を、桶の箍〳〵と近邊を呼步行せて仕事を請取りしかば、長吉も少し小錢の立廻りたる所より、若氣の至とて、不圖此近邊に鳶の勘太郎と云へる名高き賭博打の常に賭場を立てて、度々博

奕を催せし處へ、長吉は立入りける。然共長吉は小錢故負勝とも然のみ痛にもならざりしが、此節に至り自分の仕著物をも質入にして尚足らず、種々工風しけるが、宅の祖母さんは足が立たぬ故、何處へも出づる氣遣なければ、祖母さんの衣類を質物にし、若し勝ちたらば直に請けて窃と元の處へ入置く積にて持出しけるが、其日も殘らず負けて仕舞ひ、今は詮方なく親方の著類迄も持出せしに、今度も又負けて仕舞ひ、跡へも先へも行かれず、主人親子の衣類は皆なくして仕舞ひ、今は途方に暮れて寥々家に歸りしに、甚八は長吉に對ひ、「細工は仕上げて持行きしが、錢は一向取つて來ず、如何なる事ぞ」と責めければ、長吉は是非なく殘の錢一貫文有りしを出し、跡は請取次第納めんと其場は濟せしが、今は元手なければ、二三日宅に居て仕事を爲しけれど、兎角殘念に思ひけるゆゑ、何とかせんと工風を凝し、一度勝ちなば質物を請出して元々へ返さんと思ひ居る所へ、大岡殿の邸より据風呂桶の誂有り、手付金三兩の約定にて侍士は歸りしかば、甚八は後より大岡殿の邸へ到り、金三兩請取來り、掛硯の引出へ入置き、木を買出に行きける時、長吉店に居けるが、今甚八が掛硯の引出へ入れたる殘りの金を見て不圖心迷ひ、然るにても今一度行きて駒の一兩も買ひ、座中を引揚げ浚ひなば、今迄の損は少しにても埋るべしと、又思ひ出しては何分止り難く、今度は那金を持出し、若し負けて仕舞へば

首を縊りて死ぬより外なし。又運能く勝ちたらば、今迄の質入した主人の衣類を殘らず受出し、窃と元の箪笥へ入置き、夫限にして生涯賭事は止めべしと思ひ込み、命がけに覺悟極めて、掛硯の引出より金を怖々取出し、直に賭場へ到り、勘太郎に對ひ、「今日は是非勝たねば立行きがならぬゆゑ、先駒を買ふべし」と、件の金子を一兩投出しけるに、子分共是を見て、「大分金持に成つたな。此頃は久しく見えざる故、如何せしやと噂を爲て居たり。汝今廿五兩の處を請合はざるや」と煽動てしに、素より覺悟の長吉なれば、一議にも及ばず請合ひたり。誠に人の一心は怖敷物にて、忽ち其金長吉が手に入りしかば大に悅び、夫より姑く見合せけるが、追々時刻も移り、最早是にて打留、十二兩と云ふ山が出來、座中勘太郎を始め三十人なり。尤も是限の勝負なれば、各手に汗を握り、長吉は先の勝にて懷中も暖まり、以前の一兩も取返し、都合十兩に成りしかば、又蓙を受合ひけるが、又々長吉の手に入りたる故、勘太を始め開いたる口は暫時塞がらず。夫より勘太は座中の駒を集めて金を引替へけるが、未だ二兩不足なれば、長吉に時借をして、則ち二十兩を渡し、「跡の二兩は明後日屹度濟すべし」とて、此日は皆々歸りける。長吉は思ひも寄らず一日の駒にて二十二兩の金が手に入りしかば大に悅び、飛んで宅へ歸り、掛硯の引出へ金を入置き、夫より質物を殘らず受出し、是又元の如く入置きたり。扨二三日過

ぎて勘太方に行き、殘金を催促しけれども、其日は勘太郎留守にて、子分廿五六人居たるが、長吉を見て、「此野郎、此間は我々を大な目に合せをつたな。夫故親分始め我々まで、今以て一文も出來ず。思へば忌々しき奴なり」と恨を言ひければ、「否其恨を聞きには來ぬ、殘の金今日迄の約束なれば取りに來た。勘太は留守か」と云へば、「留守は知れた事、宅に居ればとて殘りの金を遣る氣遣ひなし。案ぜずに歸るべし」と子分共負腹立つて、長吉をさん〴〵惡口して返しけり。長吉は無念を耐忍へ、又翌日勘太郎方へ到り、「先日の殘りの金は何ぢや」と云へば、勘太は長吉を見て、「遲く成つて氣の毒なれど、夕方に來て呉れよ。間違なく工面して置くべし」と云へば、長吉は立歸り、又夕方に勘太郎方へ行きけれども、未だ勘太郎は歸らず、子分共長吉に對ひ、「殘りの金は僅の事なり、其樣に催促せずとも宜ささうなもの。親分は商賣も出來ぬ故、我々までも酒も呑めず。長吉少し貸して呉れろ」と、子分共種々嬲りければ、長吉は大に怒り、「汝等人を負した時は有難いとも思はず、負けた時ばかり腹を立つとは手前勝手の奴等なり」と云へば、「何、奴等などとは慮外の云分、聞捨には爲難し」と二つ三つ云募り、後には子分共廿五六人にて長吉を町外へ擔出し、夜に入りし事なれば、大勢に打擲かれ、長吉は散々の目に逢ひ、顏も體も疵だらけにて立歸るや否や、細工に遣ふ玄翁を以て駈出づるにぞ、甚八是を見て

遽に抱止め、「何故に見相變へて玄翁を持行くぞ」と云へば、「親方免して下され、お然らばで御座ります」と振放して一趁に馳行きけるゆゑ、甚八は心も心ならず後より追かけ、頓て勘太郎の宅へ這入るを見て呼止めながら、甚八も續いて這入り、委細の譯を聞きて大に驚き、先々長吉を我家へ返し、勘太郎を出先へ呼に遣りけるに、此勘太郎は甚八とは互に心安き間とて、急ぎ立歸れば、甚八は勘太郎へ段々の咄をなすにぞ、勘太郎は子分が過を詫び、竈に掛りし惣銅壺を外して子分に是を質入れさせ、二兩才覺して甚八に渡し、此場を相濟せ、猶酒肴を出して饗應す中に、夜も更けければ、送らせて遣らんと云ふを、甚八は辭退し、提灯を借請け歸らんと申すに、勘太郎は猶も、「子分共に提灯を持せて送らせん」と云ふを、甚八は何分承知せず、只一人蹌々踉々としながら勘太の家を立出でしが、夜は早子の刻ゆゑ物淋しく、途中にて小便せんとせし時、先程長吉を追駈け、取返したる玄翁を腰に指して居けるが、拔けさうに成りし故懷中へ入れたり。此時一腰指したる男來り、甚八が提灯の光にて懷中の重きを見て欲心起り、拔打に甚八が小便をして居る後より肩先掛けて乳の下まで斬下げければ、甚八は二言と云はず死したりけり。彼者甚八が懷中を見るに、金には非ず玄翁なりしかば大に驚き、我は餘程の金ならんと思ひしに、玄翁とは思ひも寄らず、憫然の事なり、よしなき殺生をしてけり、然

ど外に何ぞ有らんと、又々懐中へ手を入れるに、紙入有りしかば、取出し中を抜き見るに金二兩あるのみにて、外に何もなし。彼の者是非なく、此金なりとも奪ひ取らんと、其二兩を奪つて何國共なく迯失せけり。依て此人殺何者といふ事を知らず。夜明けて所の者甚八が死骸を見付け、早速樋屋方へ斯くと告げければ、老母竝に長吉は大に驚きしが、別けて老母は何者の仕業ならんと狂氣のごとく歎くに、長吉は姑く小首を傾け、「是は必定勘太郎が所爲なるべし」と云ふゆゑ、老母は力を落し、何にもせよ御奉行樣へ訴へんと、町内の人々に相談せしに、日頃甚八が俠氣の者故大勢集り來り、「何いふ譯にて勘太郎が業なりと云はるゝや」と聞くに、長吉は昨日の一件を殘らず語り、「此故に解死人は勘太ならん」と喚はるを、町内の人々長吉を宥め、「先々旋と致したる證據を見ぬ中は左樣な事は申さず、夫よりは甚八殿が葬送せん」と勸め、最懇切に營みける。是は日頃より甚八は隨分人に立てられ、親をも大切にせし程ありて、人々も憐み、手厚く葬りしなり。然るに大岡殿此事を聞込まれ、甚八は豫て出入と云ひ、殊に横死の事なれば不便に思はれしに付、翌日奉行所へ甚八が親類竝に町役人共呼出され、大岡殿委細に聞れし上、勘太郎を呼出し尋ねらるゝに、「此勘太郎事、博奕は致せども俠氣の者にて、假初にも邪なる事をせず。長吉への借も惣銅壺を質入して金二兩工面なし、其夜甚八へ渡し、餘程

夜も更け候故送り歸さんと度々申せども辭退致し、一人にて罷り歸りし途中の事」なる由明白に申開きしかば、「人殺は外に有るべし。何れ此方より呼出すまで扣へよ」と申渡され、其日は何れも下りけり。扨大岡殿種々探索ありしかども一向知れず。是より五十日ばかり過ぎ、數寄屋橋内大岡殿の役宅へ、甚八が老母を呼ばれ、最早四十九日も過ぎたれども殺害人一向に知れず、嘸物淋しく思はん」と申されければ、老母は涙の顏を上げ、仰の如く今以て涙の乾く隙御座なく、夜分も快く休み申さず。凡そ九ッ時分と存じ候へば、今頃は甚八が切殺されし時ならんと思ひ出し頻に悲しく、又晝は八ッ時分に成れば、葬送を出し候時刻と尙々思ひ出され、只只九つと八つ時分が怨め敷悲敷事に御座候」と、婆々の心に有の儘申述べければ、大岡殿、然も有らんと不便に思され、香奠として金三百疋下されければ、老母は有難く暇を乞ひ歸りけり。跡にて大岡殿獨り首を傾けられ考へ居られしが、甚八の老母が申せしに、九つと八つが怨しと有れば、是を合せる時は九八と成る。殊に周易にも、九ッ時は極陽にして男なり。然れば九八と云ふ者を糺さんと思され、翌日麻布、靑山、龍土、伊皿子、目黑、此近邊一里四方へ觸れられ、九八と云ふ名の者を呼出されしに、先二本榎より一人、飛坂より一人、伊皿子より一人、都合三人連來れり。先一番に二本榎の九八を呼出され、「其方去ぬる五月十二日の夜、麻布谷町

に於て、甚八と申す者を殺し、金子二兩奪ひ取りしならん」と申されければ、九八は大に膽を消し、「私事は二本榎にて人に知られし商人なれは、出店も三軒之あり、百兩や二百兩の金子には難儀仕らず。人を殺して金を取るなどとは思ひも寄らず」と申しければ、「然らば立て〳〵」とて退かせ、次に飛坂の九八を呼れ、見給ふに、鳶の者と見えて盲目縞の腹掛股引、金銀の金物盡の大煙艸入を提げ、立派な男なり。大岡殿、最前の如く尋問ねられしに、鳶の者九八は、大岡殿の顔をじつと見て、「恐れながら私を御覽有つても知れさうなもの。飛坂の頭九八と云はれては、達引なら知らぬ者にも、三兩や五兩の金は遣る私なり。中々人を殺すなどとは存じも寄らぬ事」と無雜作に申立てければ、「然樣なれば立て〳〵」と申され、第三番に伊皿子の九八を呼出されしに、年頃三十歳ばかりにて、單物一枚へ細帶を締めて出づるを大岡殿見られ、「其方は獨身者なるや、又商賣は何を致すや」と申されしに、「仰の如く獨身にて、日傭町使を致し候」と云へば、大岡殿「其方、五月十二日夜、麻布谷町にて桶屋甚八を殺し、金二兩奪取りしならん。眞直に白狀すべし。若し陳ずるに於ては屹度拷問に及ぶべし」と申されし時、九八は、「決して左樣な覺え御座なく」と云ふ音聲何となく曇りしかば、大岡殿同心を呼れ、「彼が家財を調べまゐるべし」と申付けられしにより、同心は急ぎ九八の家へ到り調べし處、家の内には何もなし。竈手桶

一つ、土瓶一つ、薪一束、狀差に通ひ一冊挾みあり。是を取りて見るに家賃の請取にて、家主の名前、九八宛名の通帳なり。此外に何も無ければ、持參して右の趣申出でけるに、大岡殿披き見らるゝ處、當正月より五月までの家賃一向濟まず、漸く同月十四日に、金二分預りと記しありしかば、「是は如何」と尋ねらるゝに、家主、「彼は數月家賃を滯らせしが、五月十四日の夜金二分持參仕り候間、請取置き候」と申しければ、大岡殿、「其者縛れ」と聲の下より、彼の九八に繩をぞ掛けたりける。夫より九八は牢舍の後、追々糺問有りしに付、終に甚八を殺し金二兩奪取りし旨白狀に及びしかば、頓て御處刑に行れけり。大岡殿の明智古今稀なる事共なり

石地藏吟味の事竝木綿取返裁判の事

室町の越後屋八郎右衞門の荷擔に彌五郎と云へる者あり。或日白木綿數多背負ひ、本所中の鄕を通掛りけるに、折節極暑の事と云ひ、殊に日中なれば、一休なし、汗を入れんものと思ひ四邊を見るに、或寺の表の方へ差出でし大樹の下に石地藏ありて、能き木蔭なれば、幸と彼荷を地藏の前に置きて、地藏の臺石へ凭り休息せしに、頻に眠氣を催し前後も知らず寢入りしが、不圖目を覺し見れば、早夕申刻頃にて往來の人も絕々なるに、木綿の荷包見えざれば、南無三寶と驚

きながら、猿眼にて寺へ這入り尋ね問ふに、寺にても一向知らざる由申しけるにぞ、彌五郎も詮方なく、所の長大塚と云ふ人の許へ行き相談に及びしかども、手掛なければ大に當惑して室町へ立歸り、右の咄を致せしに、越後屋にては皆々誠と思はず、定めて木綿を賣拂ひ遊女か博奕に費せしならんと疑はれ、宿元へ掛り、右白木綿の償する樣にと申付けられたれども、宿元も中中償の出來る活計でもなければ、彌五郎も倩考へるに、是全く我油斷より盜まれながら、宿へ難儀を掛けるは氣の毒なり、此上は身を投げて死なんと心を決し、豫て懇意なる朋友に有りし事共を語りけるに、朋友は大に驚き、種々意見を加へ、「死ぬと覺悟せば仕方は何程も有るべし。南御番所の大岡越前守樣は當時名譽の御奉行なれば、駈込訴をなして見給へ。夫も死ぬ氣になりて、假令何と仰せられても歸らぬ時は御取上げとなり、盜人御詮議あるは必定なり」と敎へられて、彌五郎大に悅び、入牢の覺悟にて南町奉行所へ駈込み、「私儀室町越後屋八郎右衞門荷擔彌五郎と申す者にて候が、昨日松戸宿迄白木綿を取りに參り、歸る途中中の鄕まで參り、餘り勞れたる故石地藏の在る處にて相休み候處、頻に眠氣さし、我知らず寢入り、不圖目を覺し見るに、右木綿の荷物之なく、誠に當惑仕り所々相尋ね候へ共、更に相知れ申さず。主人方に於ては遊女か博奕の爲に失ひたらんと疑はれ、償ふ可旨宿元へ申渡され候へ共、中々五

百反の木綿償ひ候器量なく、是全く私の油斷より起りし事なれば、申譯の爲入水仕り相果てんとは存じ候へども、然る時は彌々宿元の難儀になるべし。然ればとて此儘に打過ぐべき事にあらねば、據なく御願申上げ候。御取上なき時は直に身を投げ相果てる覺悟に御座候。御慈悲を以て御詮議下され候樣に」と申立てけれども、門にて支へ一向取上なきにより、三日の間食事もせずして動かざれば、役人より此段申立てけるに、大岡殿、「人命を助くるは重き事なり」とて、早々彌五郎を呼出し給ひ、篤と聞糺され、「其方、地藏菩薩は國土を守る佛なれば、此處へ置く時は氣遣なしと安堵して居眠りたる故、荷物を取られしと見えたり。是油斷とは雖も名に負ふ地藏に似合はず、盜まれるを知らぬとは佛たりとも其儘に差置き難し。江戸に居る佛は我支配なれば免し難し。早速地藏を召捕つて吟味すべし、同類かも計り難し」と同心へ地藏召捕方を申付けられける。之に依て中の郷にある石地藏召捕らるゝと云ふ評判高くなりしかば、諸人不思議に思ふ所へ、同心、「上意々々」と聲掛けて召捕らんと近寄るに、高さ六尺ばかりの石地藏なればなか／＼力に及ばず。此時手先の者傍に居たる見物の人々に對つて、「皆々手傳ひ候へ。地藏の御吟味を諸人見物して苦しからず。見度くと思ふ人は手を貸れよ」と一人云へば二人が聞き、三人五人と耳に入り、這は面白き御吟味なるべしと思ひ、若者は地藏を下す手傳をして

地車に乘せ、兩國の方へ曳いて行くに、諸人是を見れば地車の上に石の地藏を縄にて縛りありしかば、如何なる罪ありて地藏を召捕られけるかと各怪む中に、「地藏が盗をしたる故、大岡殿御詮議ありとの事なり」と云ふを聞きて、「又何故に大勢付いて行く事にや、合點行かず」と聞けば、「地藏の御吟味は諸人に見せ給ふとの事故、御番所迄見物に行く」と口々に申せば、這は珍しき事なりと段々大勢になり、程なく南町奉行所へ到ると、大門を開きければ、皆々車を押してどや〳〵と込入るに、誰咎むる者もなく、疾地藏は車より下し、天秤棒を以て荷ひ、二十人程掛りて白洲へ持込みしに、見物は怖い物見たしにて皆々込入る故、段々と押合ひ、御吟味を拜聽せんと待受けたりしば、幾百人共知れず、玄關前より白洲まで、人の山をぞなしにける。智者は水を樂むとは宜なる哉。扨も大岡殿、石の地藏を召捕られ、諸人の見物を許すと云ふ事誰云ふ共なく數百人入込み白洲迄も亂入りしを一向構なく、地藏を引据ゑて、「如何に其方、名高き佛にして、諸人に南無地藏大菩薩と尊敬を受け、衆生利益する身にありながら、越後屋八郎右衛門の荷擔彌五郎が木綿荷を盗まるゝを知らずして居たりしこと不埒千萬なり。但し得心づくにて盗ませしなれば同類と申す者、眞直に申せ」と云れしに、地藏一言の答なし。大岡殿聲高く、「一言の答のなきは恐入つたるか、荷擔も其方の前の事なれば用心宜しと心得、休みたるならん。盗

まれしは其方の越度と申すもの、盗賊を白狀致すべし、然も無き時は免し難し。入牢申付くべきなれども、先番所へ留置く。然樣存ぜい」と申付けられ又四方を見られ、「大勢押入りたるは何者なるや」と尋有るに、役人共、「御吟味拜聽に參り候」と申せしかば、大岡殿以ての外に怒られ、「天下の裁斷所へ自儘に入込みしは不屆至極の奴們、一人も返すな、前後の門を閉ぢよ」と云るゝを聞き、皆々恐れて迯出でんとせしが、表裏の門を閉ぢたれば出づる事叶はず、種々詫言致せども一人も出さず留置かれ、何れも町所を聞かれ帳面に記し置くに、五百人ばかりもありしが、早夕方になると此事四方へ聞え、町役人、親子兄弟、長屋中、連立出でて御免を願ひけるに、「天下の奉行所へ押入り、吟味を見物する事大膽なる奴們、決して免し難し」と申されれ共、一同の者頻に御悲慈を願ひしに付、殘らず宿預となり、其後十四五日過ぎて、「免し難き事なれども、必竟若者共前後の辨なく入込みしは大罪と云ふにも非ず、元は木綿の吟味より起りしなれば、白木綿一反づつの過料申付くる間、三日の中持參致せ」と申付けられければ、皆々安堵致し、早々白木綿一反づつを納めける。然れば、「三文の賽錢で一日見て居ても咎めぬ地藏菩薩、遠方迄付いて行き大損をしたり。誠に地藏損とは此事なり」と呟きしは可笑しかりける事どもなり。扨大岡殿、越後屋の荷擔彌五郎を呼ばれ、「此中に盜まれたる木綿は無きや、檢査べよ」

と申されしに、彌五郎は段々改め見て、「盗まれたる木綿二反有り」と申立つれば、右の木綿を納めたる者を早々呼出され、「此木綿何方より買ひしや」と尋ねられ、「然方より買取り候」と申立てる故、其賣主を問糺し、段々と買ひたる先々を吟味ある中に、盗賊二人本所表町より出でければ、速に召捕り賣先を調べられし故、大概反數揃ひしかば、越後屋八郎右衛門の荷擔彌五郎を呼出され、「此程地藏を吟味せし處、白狀に付いて盗賊顯れ、木綿取返したり。依て其方へ相渡す。以後は心付け、休むとも佛に苦勞を掛けるな」と申渡され、又過料に白木綿を出したる者共を呼出され、「地藏事白狀に因つて、木綿の盗賊召捕り、右木綿殘らず取返したれば、其方共差出したる木綿は下さる間受取れ」と一々渡され、「其代に右地藏赦免申付けるに付、其方共中の鄕へ持行き安置致せ」と申渡され、盗賊は御仕置仰付けられける。是より地藏大に名高くなり、何事にもあれ願を掛けるに驗あり。但召捕られし時繩目に逢ひし故、願懸の節繩にて地藏を縛り、願を叶へ給はゞ解きて進らせんと願事するよし。縛られ地藏とて、本所中の鄕に今以て在りけるとなん。

佛市兵衞鬼源藏の事竝佛と鬼と間違の事

竝道理を分けて理解の事

爰に享保六年の頃深川海邊大工町に家主源藏とて、三十年來家主を勤め、地面二ヶ所分支配なし、伜平七には小間物渡世致させ、何不自由なく暮しけるが、左右地代店賃の取立方嚴しく、又是と云ふ渡世のなき者は忽ち追立て、家主の中にても口を利き六ヶ敷男なれば、人渾名して鬼源藏と呼びしなり。扨此源藏の支配地表裏五十軒餘、中には種々の者住ひしが、市兵衞と云ふ者羅宇の著替を渡世として、折々は日傭にも出で、元は大坂の者にて、此長屋には九年住居致し、今年五十六になり、無類の正直者ゆゑ、人の虚も實と爲す程にて、淨土宗の信者なれば、旦暮念佛を唱へ、商賣に出づるにも珠數を放さず、人々に後生の大事を說き、「財寶は二世の迷、一代暑さ寒さを凌ぎ、空腹なく惡事を爲さず、僞を云はず、念佛を唱へさへすれば、未來上品淨土蓮の臺に往生なす事疑なし。苟且にも欲を思ひ給ふな」と、水を汲み火を焚く間も念佛を唱へ、一心不亂に御佛を祈る故、長家中の者佛市兵衞と名を付け、誰一人誘る者もなかりけるが、折しも十月十夜の事にて、市兵衞は心ばかりの牡丹餅を調へ、茶を煮て長屋の信者を集め、

百萬遍念佛を唱へて後、皆思ひ〴〵に種々の咄をなし居る時、市兵衛は一同へ對ひ、「私は此間不思議の夢を見たるが、何の的もなき事故各方へ咄も致さず居たるに、三日過ぎて又同じ夢を見て、私も不思議に思ふ處、又々昨夜も同じ夢を見たる故御咄申すが、各判斷して下され」と云ふを、皆々口を揃へ、「如何なる夢を見られしか」と問ふに、市兵衛答へて、「日頃信心致す阿彌陀如來が枕元に現れ給ひ、我は汝が信心する西方の主なるが、此所は火事繁く盜難も多し、因つて此處の衆中を救はんと思へども、今在る地を出現する因緣なし、汝我を信ずる事多年なれば、急ぎ汝が家に安置すべしと告け給ふ故、私も夢心に不思議に思ひ、如來樣は何方に在ますか知らせ給へと申したれば、我は當處の家主源藏が竈の下に埋れ、時を待つ事百年に近し、早早掘出し衆生に拜ましむべしと宣ふかと思へば、忽ち夢は覺めたり」と眞面にて語るにぞ、皆皆も日頃正直第一の佛市兵衛が申す事なれば、僞には有るまじと、翌日九人打連立ち家主源藏方へ行き、市兵衛が夢物語をなし、「竈の下を掘つて佛を出したし」と云へば、源藏打笑ひ、「其樣な夢が的になるべきや、殊に我宅の竈は見らるゝ通り土中より築立てたれば、掘返す事容易ならず。尤も四五年にもなれば、來年あたりは築直し申さんが、先當分は掘返す事なり難し」と斷る故、皆々も詮方なく、市兵衛に右家主の挨拶を申すと、市兵衛、「否々夢を見たればとて大家

様へ其樣な事を云ふは惡し。誠に在る佛ならば、掘出さずとも佛力にて大方私が所へ來り給ふべし。又凡夫の私が夢は雜夢なれば、加來樣も御出は有るまじ。是は人力の及ぶ所に非ず」と何氣なく申すにぞ、皆々市兵衛が詞を感じ、段々咄が廣がり長家中寄合相談の上、家主源藏方へ行き、「御存じの市兵衛靈夢を蒙り、當人も夢の事故疑ひ居れ共、正直の信者なれば、貴君の竈の下を掘返して、皆々の疑を晴したく、誠に如來出現ならば未來の奇特と申すもの、掘返せし跡は、我々の中より新に修復へ、御損は掛け申す間敷く」と云ふを聞きて、源藏は元來法華宗の事故に、阿彌陀は望みに非ず、殊に竈を築直す前なれば得心して、皆々の心に任せけるにぞ、長屋中打寄り、市兵衛を頭取として掘返すに、市兵衛は念佛を唱へながら竈を崩して見れども一物もなし。夫より土中へ二三尺掘込みしに、何か古びれたる小き箱を掘出したり。扨こそと市兵衛立寄り、念佛を數十遍唱へ、蓋を明けて見るに、六寸ばかりなる立像の阿彌陀如來、殊に金佛なれば、市兵衛は有難涙を流しけるに、皆々奇異の思をなし、頓て市兵衛が持佛へ安置なし、香花を備へければ、市兵衛は彌夢中になりて、日がな一日念佛のみ唱へける。又長屋中は泥工を賴み、源藏が竈を修復へさせるに、源藏も氣の毒なればとて半分出し、半分は長屋中に出させ、元の如く築立てける。斯くて此事隱れなく世間へ聞えしかば、遠方の人々迄も夥多しく參詣な

し、香花料として五十文百文づつ上げるもあり、又十二銅の御捻など山の如くに積上げ、殊の外賑ひ、開張場に均しければ、五六日立つて源藏は市兵衛を呼寄せ、「汝信心は能けれども、人集は善しからず、萬一不承知なれば、右の佛は我等が家内より掘出したれば此方へ渡す樣に」と申付けるに、市兵衛得心せず、「我等靈夢を請け掘出したるにより、差上げる事相成り申さず。殊に長屋中得心致すまじ」と申すを、源藏大に腹を立て、「家主の云ふ事を聞かぬ店子が有るや、早々渡し給へ」と云ふにぞ、市兵衛は我家に歸り、長屋の者を集めて相談なすに、一同口を揃へて、「大家は法華宗の事故、念佛の繁昌を嫌ひ、斯く云るゝならん。我々參り斷りを云はん」とて一同連立ち家主方へ參り、「市兵衛夢を見たればこそ土中より出現ありし如來樣なり。夫を取上げ給ふは無理なり」と申せば、源藏は苦笑をなし、「佛を安置して錢金を集めるは出家の役にして、俗人の爲る事に非ず。我方へ戻されずば寺へ納められよ。俗家に於て諸人に參詣をさせ群集する事以ての外なり」と云ふを、皆々、「貴君は法華宗なれば阿彌陀は御嫌なるべし」と口を揃へて云ふをも聞かず、源藏「否々、法華宗藥王品の中に阿彌陀あり、然れば法華宗なればとの阿彌陀を嫌ふにあらず、寺へ納むる間早々渡し給へ」と云ふを、長屋中、「靈夢に因つて掘出したる阿彌陀如來なれば、源藏は佛の罪にて禍を受くるに違なし」と强情に云募り、後は惡口

に及ぶ故、源藏は堪へ兼、市兵衛の家へ踏込んで、右の佛を取上げし上、一同に店立を申付けたり。依つて長屋の者共大に憤り、家主の宅を打崩さん」と云ふを、中に分別の有る者共、「夫は負公事と成るべし。此段一同に願ふものならば家主退役、夫にて千秋萬歲」と、一同に相談を極め、名主へ持出し願ひ出づると云ふを、猶種々雙方へ理解すれども一向得心せず、惣長屋中終に家主と出入にこそはなりにけれ。斯くて名主は種々雙方を諭すと雖も、更に聞入れざれば、止むを得ず此趣を町奉行所へ訴へ、御理解を願ひ出でければ、早速雙方共呼出し有りて、大岡殿、店子共に對はれ、「源藏支配店借の者共、何故家主が差圖に背き、彼是と事を起すや、不屆なり」と叱らるゝに、年長けし者兩三人進み出で、「是に罷在り候佛市兵衛と申す者無類の信者にて、寢るにも起きるにも念佛を唱へ、正直第一と致し候事、近所に於て誰知らぬ者もなく、然るに此者、家主源藏が竈の下に阿彌陀如來埋みて在れば汝が家に安置せよとの夢を、續けて三度見たる趣故、私共家主へ掛合の上掘返し候處、果して金佛を掘出し候により、即ち市兵衛方に指置き、皆々信心致せし處、源藏は法華宗にて念佛を嫌ひ、人々尊敬仕るを妬み無體に奪ひ取り、一向返し申さず。其上彼大に憤り店立申付け候故、據なく御願ひ申上げ候」と云ふを、大岡殿聞給ひ、「コレ源藏、何故靈夢を受け掘出したる佛を取上げ、剩へ店立申付けたるや」と

尋ねらるゝに、源藏は首を上げ、「彼等申す通に候へば、何とて構ひ申す可きや。然るを此程俄に佛具を飾り、香花仰山に備へ、長家中相詰め、近隣は申すに及ばず、遠方よりも夥多しく參詣し、佛具料などと唱へ、金銀鳥目の奉納札を掛け、賽錢を投げ、開帳場の如く賑々しき故に差止め候處、彼等得心仕らず。寺にもあらで右體の致方、御公儀樣より御沙汰有る時は、私役儀相立ち申さずと、如何樣に申諭し候ても得心仕らず候に付、元來私家より出でたる品故取上げ候て、據なく店立申付け候に相違なく」と申立てければ、大岡殿、「夫では道理に聞ゆる。然らば右阿彌陀信心を止めたる上にても店立申付くるか、何ぢや」と尋ねられしに、源藏恐れ入り、「店子有つての家主に候へば、商賣さへ出精仕るに、何とて店立申付け候はんや」と申せしかば、大岡殿道理に思され、「長屋中の者共聞く通、家主の言葉に越度なし。其阿彌陀土中より出現とあれば寺へ納め、雙方和順致すべし」と申渡さるゝに、長屋中の者得心せず、「源藏儀は渾名を鬼源藏と申して、少しの事にても店立仕り、又は店受を呼寄せ、長屋中に嗷き散し、隣町迄も名高き程の意地惡き男に候へば、恐れながら御賢察願ひ奉り候。又市兵衛事は正直者にて、旦暮念佛一三昧、佛市兵衛と諸人もてはやし、私共一同信者に相成り候も、此市兵衛が信心の徳に御座候へば、源藏へ仰渡され、右の佛は市兵衛方に安置仕る樣に」と申立てたりけり。此

時越前守殿は長屋の者等に向はれ、「家主は其方共の支配人なれば、差圖に任せて勘辨なし、右の佛を家主へ遣し候とも、檀那寺へ納めるとも、雙方和談致せ」と種々理解せられしに、長屋の者更に承伏なさゞれば、大岡殿大音にて、「其方共强ひて云張るに於ては、屹度吟味に及ぶぞ」とありて、「市兵衛」と呼るゝに、同人は始終口に念佛を唱へ居るゆゑ、能々面體を見られ、「其方生國は何處なるや」と尋ねられしに、市兵衛平伏して、「大坂出生に候」と申せば、「何年以前江戸表へ出で、何頃より源藏店に住居致すぞ」と有りしかば、市兵衛、「十二年以前御當地へ罷出で、源藏長屋には九年以前より住居致し候」と云ふに、大岡殿、「夫迄は何方に居て何を渡世に致したるや、眞直に云へ、間違ふと免さぬぞ」と有りしかば、市兵衛ハッと俯向きしが、稍有つて、「京橋五郎兵衛町に住居致し居り候」と云ふにぞ、大岡殿、「其家主は何と云ふ者なるや、又其所に何年住居致せしや、委細に申すべし」とあれば、市兵衛、「ヘイ、其家主は五右衛門と申し、私四年の間其店に居り、日傭稼を仕り候」と申すを、「其前は何方に居たるや」と問るゝに、市兵衛の返答淀みしかば、大岡殿追掛け〳〵尋ねらるゝ故、市兵衛漸く口を開き、「大坂長町に居りし」と申立つれば、大岡殿聲を張揚げ、「爰な不届者め。五郎兵衛町の五右衛門を呼出し吟味致すぞ。汝其前より江戸に久しく住居致せしならん。强ひて隱さば大坂迄も吟味に及ぶ

ぞ」と云はれしかば、市兵衞は一言もなく蹲踞みたり。又大岡殿源藏に向はれ、「市兵衞儀、五郎兵衞町より引越し來るに相違なきや」とあるに、源藏、「其儀は相違之なく候へども、久々江戸住居の由承り候」と申立つれば、越前守殿、「然らば重ねて呼出す時、掘出したる金佛を持參致せ。市兵衞儀は手錠申付くる」と有りし故、長屋の者共膽を潰し、家主が役人衆へ賄賂でも遣つたかと怪み、何は兎もあれ佛の手錠と云ふは始めて成らんと、皆々白洲を下りけり。其後又々呼出に付、一同罷出でければ、大岡殿、源藏より差出せし金佛を能く〳〵見られ、豫て呼寄せ置かれたる鑄物師椎名土佐に渡され、「江戸作なるや上方作なるや」と聞かるゝに、土佐一目見て、「上方作なり」と申上ぐれば、大岡殿、「然も有るべし。如何に市兵衞、何頃より源藏の宅へ埋め置きたるか、眞直に申せ。僞ると入牢の上拷問申付けるぞ」と云はれし時、市兵衞はハツと思ひたる體にて戰へながら、「一向埋め置き候覺御座なく」と云ふを、越前守殿、「コレ源藏、其方の家は何頃普請致したるや」と有りしかば、源藏指を屈りて、十六年以前長屋中類燒の折に普請仕り候」と申しければ、越前守殿、「其時に大工日傭大勢入込みしならんが、面體に覺あるや」と訊尋ねられしに、源藏、「數多入込み候職人日傭故、一向覺是なく」と申せば、大岡殿、「左樣で有らう。如何に市兵衞、其節汝も日傭に入込み、此佛を埋め置きて、今度靈夢と僞り

掘出せし上、人を迷し金銀を貪り取る心ならん。眞直に白狀せよ」と正鵠を指されて、市兵衛は青菜に鹽を注ぎし如く、「恐れ入り候」とて慄へ居れば、大岡殿、「不屆者め、汝十二年以前江戸へ出でたりと云へば、大坂迄も吟味なし、自然出生正しからねば、重き咎申付けるぞ」と申さるゝに、市兵衛グッと云ひし切一向に答出來ざる故、「夫縛れ」と指揮の時、市兵衛聲を立て、「申上げます〳〵」と申せしかば、大岡殿、「サア眞直に云へ、早く申せば科は輕かるべし」と云はれしに、市兵衛、「實は貧窮の私、何卒安樂に一生を送りたく、子供もなく候により、不圖存じ付き、上方より持來りし佛を源藏勝手元の土中へ埋置き、其後源藏長屋へ引越し、此度靈夢と僞り、諸人を欺き候儀恐入り候」と齒の根も合はず申立つるを、大岡殿、「彌相違ないか」と念を押るれば、市兵衛は、「御慈悲を願ひ奉る」と涙を流して申すを、越前守殿長屋の者共に向はれ、「其方共も志操能からぬ故、鬼と佛と取違へたり。家主は店賃を催促して取立てるは役目なり、雨露を凌ぐ上は滯りなく勘定すべき事勿論、放蕩者を叱り、博奕打を嚴しく詮議致し、木戸の開閉嚴重にするは、火の元盜賊の用心怠りなしと云ふものなり。此外に源藏が身に何ぞ惡しき事有りや」と訊問ねあれども、長屋の者共一言も申立てる者なし。其時大岡殿、「汝等能く聞け、渡世を精出し親を大切に致し、妻子を憐み、身を愼み大酒を呑まず喧嘩をせず、店賃等

滯なく暮して居れば、如何なる家主も喧しくは言はれぬぞ。汝等長屋に空家はないか、鬼の居る所に皆々住居するは、源藏に宜き處有るべし。家主能く心を付けて店を治るは名主の悅、名主の悅は此越前も悅ぶなり。越前が悅は公儀も御滿足に思召し、一同に悅ぶ事は佛にも悅びならん。然る上は佛源藏と云ふべし。市兵衞は佛を賣り、金銀を取らんとする欲心深く、汝等を欺く事佛は嫌なり。地獄に陷るは必定、地獄は鬼の住家なり、鬼と交る市兵衞こそ鬼と云ふべし。必ず〳〵鬼と佛を取違へるな」と申渡され、右の佛は取上げられ、市兵衞は罪を輕くし、所拂とぞなりにける。

疊屋建具屋出入の事竝一兩損裁許の事

爰に靈岸島長崎町に疊屋三郎兵衞と云ふ者あり、此三郎兵衞は正直一偏にて禮儀も知らず、追從輕薄と云ふ事もなく、只職業一三昧と心懸けし男なるが、師走の事にて物入多ければとて、和泉橋邊の出入場へ行き、金子三兩借請け大に喜び、紙入の中に有りし手紙に包みて、急ぎ我家へ歸り、彼金を出さんとせしに金のあらざれば大に驚き、袂を振ひ帶まで解きて探せども一向に無し。依て女房娘も大に惘れ、當惑すれども詮方なく、三郎兵衞は力を落し、よく〳〵貧乏神

に取付かれしと見えたり、此上は稼ぐより外に分別なしと斷念め、夫より夜の眼も寢ずに丹精をなし居たり。玆に小傳馬町に建具屋長十郎と云ふ者あり、此長十郎至つて情深き者なるが、所用有りて三味線堀へ行き、歸り掛に柳原の土手下にて小便せんとするに、傍に何やらん反古に包みたる物有り、合點行かずと取上げ見るに、小判三枚ありしかば甚く驚き、此節季師走に三兩と云ふ金を落せし人は嘸々困るならん、誰落せしぞと熟々見るに、疊屋三郎兵衞樣とある手紙に包んで有れば、此人の金なるべし、下の名宛は尋ねるに及ばず、閙しき折なれども、落主を探し求めて返さんものと、其日は神田邊より通町京橋邊、翌日は下谷淺草本鄕湯島邊、三日目は麴町赤坂青山芝の邊と歩行き廻り、疊屋と見れば家に入りて尋ねしに、三郎兵衞と云ふ疊屋一兩人あれども、金子を落したる覺なしと云ふ故、長十郎は困り果て、是非尋ね出すべしと、毎日々々股引草鞋腰辨當にて出掛けし故、家内の者は打笑ひ、「世間では金を拾ひて德をせしと悅べど、此方は夫と違ひ、金子を拾ひ、却つて日を費し、商賣もせず小遣を遣ひて尋ね歩くとは、扨々無益の骨折損なり」と云ふを耳にも入れず、日々此事のみに掛りける。斯くて建具屋長十郎は、四日目八丁堀靈岸島の邊を探し廻りしに、長崎町に一軒の疊屋あり、立寄りて、「三郎兵衞樣と申すは此方で御座るか」と聞くに、四十歳ばかりの男立出で、「私が三郎兵衞なるが、何の

御用にて尋ねらるゝや」と聞いて長十郎腰を掛け、「貴殿は何ぞ落し物は成されぬや」と云ふに、三郎兵衛は考へて居る中に、女房勝手より出來り、「四五日跡に金を落したでは無いか」と申すに、三郎兵衛思ひ出し、「如何にも金子三兩落したり」と云へば、長十郎は大に悦びつゝ店先へ上り、「扨貴殿で有つたか。其金は私が拾ひ取りたり。落人は此節季に嘸御難儀で有らうと存じ、金子を返さんとて、今日迄四日尋ね歩行きしに、漸々探し當つて重疊々々。率請取り給へ」と指出すを、三郎兵衛、「否々我等は落す程の不仕合、貴殿は拾ふ程の果報あり、返すに及ばず、貴殿の徳分に爲給へ」とて受取らねば、長十郎膝を進め、「能く〳〵聞かれよ。私は小傳馬町建具屋長十郎と申す者、此間柳原を通り、不圖目に懸りて拾ひ見るに、三兩の金を手紙に包んであり、其手紙に疊屋三郎兵衛樣とあるを證據に今日まで四日の間渡世を休み、日々小遣を遣ひ、飛脚同前に貴殿を尋ねるは、此金を返して進ぜたいばかり。此志を推量ありて御遠慮なく受取り給へ」と云ふに、三郎兵衛得心せず、「段々樣子を承れば、尙さら請取る事叶ひ難し。商賣を休み小遣を遣ひ尋ねられし事、實に氣の毒千萬、三兩の金は請取りしも同前、其許の徳分に致されよ」と差戻すを、長十郎、「徳分にする心なれば貴殿を尋ねは致さぬ。因て是非御渡し申す」「否々受取らぬ」と爭ひ、「然樣ならば是へ置いて參る」と投出すを、「なぜ人の內へ斯樣の物を

捨てて行く、持つて行け」と引挿へるを、振放さんとする腕首を掴み、三郎兵衛聲荒げ、「此金持つて行かずば踏倒す」と惡口に及べば、長十郎も職人の事故氣も早く、三郎兵衛が袖を挿へ、「己が馬鹿者故、大切の金を落せしを持つて來て遣るに、惡口を吐く無法者、此長十郎に指でもあてると打殺す」と互に惡口して後は掴み合ひ、髻を取つて大喧嘩となりしかば、近所の者ども中に入りて段々様子を聞くに、雙方共鼻息荒く惡口雜言に及び、更に理由分らず。人々種種に云ひなだむれども、雙方強情を言募り得心なく、後には家主も來り種々異見を加ふれども聞入れず、遂には雙方共名主の宅へ呼寄せ理解を云ふに、兩人共命に懸けても此金は取らぬと云切るにぞ、其儘には差置かれずと雙方名主より大岡越前守殿へ御理解を願出でけるに、大岡殿聞かれて、「偖々珍しき事なり」と差紙を以て兩人共呼出の上、大岡殿は先長十郎が了簡を聞かれ、「如何にも長十郎は奇特なる男なり。又三郎兵衛は何故受取らぬぞ。其譯を申せ」と有る。三郎兵衛、「恐れながら申上げます。私儀は金を落す程の者なれば、元より我身に付かず、又長十郎は金を拾ふ程の者なれば、天より授りしと申すもの、殊に四五日渡世を休み私を尋ねて歩行きし事故、其金を返して見れば、却つて拾ひし者が損をする道理なり。中々請取る所存は御座らぬ」と申立つるにぞ、大岡殿、「如何様雙方共に言分道理なり。然らば追つて呼出す」との事

に、其日は町役人共同道して下りける。三四日過ぎて雙方呼出され、此日は金銀出入、家督論、引負、持參金取返し、其外盜賊一件の者共數多相竝ぶ中へ、長十郎、三郎兵衞の兩人罷出づるに、大岡殿大聲にて、「世間には欲心深き者左右欲情の出入をなす事恥ヶ敷事ならずや。然るを其方共、一人は落せし金を拾ひ、渡世を休み落主を尋ね相渡す眞實、一人は落した上は拾主の物なりとて受取らず、剩へ其事を言募り喧嘩に及ぶ條、正直過ぎる故なり。越前守當役を蒙りし以來、斯る出入は始めてにて、某も悅しく思ひ、右の段上へ言上に及ぶ處、御上に於ても殊の外御滿足に思召し、三兩の金をば御金藏に納められ、別に三兩其方共に下さるゝにより、有難く頂戴仕れ。尤も長十郎は拾主なれば二兩の金を頂戴致せ、又三郎兵衞も二兩戴き、雙方一兩づつ損を致せ。其金は汝等が金に非ず、公儀より下さるゝ御金なれば辭退致すな」と申渡さるるに、兩人はハッと頭を下げ涙を流し、「有難く存じ奉り頂戴は仕るべく候へども、御公儀様より三兩下され候上は、一兩二分づつ分け申すべく處、二兩づつ戴き候儀一兩の出處相知れ申さず、恐れながら御請申上難し」と申すを、「偖々六ケ敷吟味をする者共かな。其方共の正直此越前も悅の餘、我も一兩出して遣したり。長十郎は三兩拾ひて二兩取る故一兩の損、三郎兵衞は三兩落して二兩取る故是も一兩の損、我も一兩損、三人一兩づつの損なり」と申渡されければ、

皆々感じ入りて事落著に及び、其後長十郎、三郎兵衞無二の入魂に成りたるは、越前守殿の仁知に因れり。然れば世に一兩損の御捌と申敢りしとぞ。

江口屋の抱お梶枕探しの事
並 藥店の手代忠三訴訟の事並 詮議落著の事

四ッ谷内藤新宿の旅籠屋に江口屋太兵衞と云ふ者あり。此者家に多くの飯盛女を抱へ置きけるが、其中にお梶と呼ぶ女は面貌美麗しけれども、生得手癖惡しく、折々客の鼻紙入、財布などを探し、一分二分の金を盜み取り、酒を買ひては朋輩に飮ませ、亦自分も飮みて樂みけるに、或時不圖麹町邊の太物商賣を爲る店の手代にて甚吉と云ふ者、此江口屋方に遊びに來り、右お梶をあげて遊びけるに、お梶は殊の外客多きにや、甚吉は床へ入りて待てども〳〵來らず、其内酒機嫌と待草臥れしとにて思はず眠りしが、何やらん物音の耳に入りければ不圖目を覺し、見れば、此は如何に、何時の程にか來りけん、お梶は甚吉が眠り居る樣子を考へて、鼻紙袋を開き、遠慮もなく金入より金を取出す樣子なるにぞ、甚吉は驚き、此奴盜人、我が寢息を考へ、金を盜まんとするか、よし其分ならば目に物見せて呉れんずと、既に起上らんとせしが、待て暫

時、猶も樣子を見て呉れんと思ひ、息を殺して元の通り眠りたる體になし、目を細く開き見て在るを、斯くとも知らぬお梶は、鼻紙袋より金を取出し、袋は以前の所へ置き、取りたる金を床の間の掛花活の中へ入れ、仕合宜しと莞爾と笑うて又廊下へ出でて行く。跡に甚吉は起上り、密と以前の掛花活を取外し逆に振へば、今盜まれたる一分の金の外に紙に包みたる物出でたり。披き見るに、小判三枚と小粒二ツなれば、甚吉は腹の内に思ふ樣、此女は咄に聞きし枕探とやらにて、わが金を取りたるのみならず、外の客よりも金を盜み、此中へ隱し置きしならん、憎さも憎し、今此金を元の如く入置くとも、取られし人の手に返るには有らじ、我金を盜られたる腹慰に、此金を此方へ取りて遣るべしと、手早く金を懷中へ押入れ、花活は以前の如くに掛置き、其夜は能程にして歸りける。是より先此日お梶が許へ來りし客と云へるも、然る町家の手代にて忠三と云ふ者なるが、今日主人の用事にて番町の武家屋敷へ到り、拂ひ金十兩受取り、其歸掛に、鳥渡遊んで行かんと此江口屋へ立寄りし事なれば、子刻頃になり、率や歸らん、勘定を爲さんものと、金入を探り見るに、我が持合の金の内小粒二ツ不足なれば、若しや屋敷にて受取りたる金の中へ紛れ入りは爲ぬかと改め見るに、屋敷より請取りし小判十兩の中も三枚足らねば、忠三は大に驚き、我が盜まれし二分の金は宜けれども、今日屋敷より受取りたる

小判は、此度新規極印の改りし金にて、外に種類のなき金なるを、今失ひては宅へ歸り主人に云譯なしと、若い者を呼びて右の仔細を語り、「何に致せ此家へ來て紛失りたれば、家の内の者を能く吟味致し呉れよ。其金無き時は主人へ申譯なく、我身分にも係る事なり」と云ひければ、若い者も大に困り果て、此由主人に物語りけるに、亭主太兵衛は直樣忠三が座敷へ到り、「偖承れば金子紛失致したる由、只今若い者に家内を詮議致す樣にとの仰御道理には候へども、是には何ぞ盜まれしと云ふ證據にても有りまするや」と云はれて、忠三は、「否別に證據と云うては有らねども、屋敷にて受取りし金を此家へ來り、今見れば三枚不足なり。因りて家内を詮議して貰ひたしと申せしなり。尤も小粒二ツは我金なれば紛失しても詮方なし。然れども今云ふ通り小判は主人の金にて、新規極印の据りし金なれば、紛失しては言譯立たず。何分家内を詮議して呉れよ」と云へば、亭主太兵衛、「夫は如何にも御氣の毒千萬なり。然りながら證據も無き事に詮議の致方も是なし。若しやお覺違にては候はずや。先一應御歸りの上、能々御受取先をも御調べなさるべし。其中に私方も吟味致し、相知れ候はゞ早速御沙汰致すべし」と云はれて、忠三も證據なければ詮方なく、「然いふ事なれば猶又受取先をも吟味なさん間、此家の詮議も何分に賴む」と云捨て悄然として歸りけるが、一體忠三の主人と云ふは、飯田町なる生藥店

なれば、忠三は新宿を出でて市が谷御門より番町に懸り、以前金を受取りし屋敷へ行かんとせしが、否々最前慥に改めて受取りたる金故、屋敷にて間違ふ道理なし、何にもせよ疑しきは江口屋の二階なり、然れども是といふ證據もなければ詮方もなし、併し此儘にては店にも歸り難し、如何はせんと歎息を吐き、鬱々として歩行み、頓て中坂迄來り、屹度思案するに、家に歸り有の儘に旦那へ云ふとも、此身に疑懸るべし、夫よりも寧此由を御奉行所へ願ひ出でて御吟味を請けるに如く可らずと、家にも歸らず直樣數寄屋橋へ急ぎ行きしが、深更なれば門の開くを待つて訴所へ到り、右の仔細を包まず申出でたりけり。然れば頓ての事飯田町の藥店の主人を呼出され、「此者儀、其方の召使に相違なきや」と尋ねられ、主人はハッと云ひながら忠三を見て、相違なき旨申立てる。因りて忠三が訴の樣子を申聞けられ「追々沙汰致す迄忠三儀は其方へ預くる」と申渡されけり。然程に大岡越前守殿には、飯田町なる藥店の手代忠三が訴に因り、四ツ谷内藤新宿江口屋太兵衛を呼出され、委細の事を訊問ねらるゝに、太兵衛は、「仰の通り昨夜私方の客人金子三兩二分紛失致し候由にて、私家内を詮議致し呉れ候樣申され候へ共、是と申す證據もなきに詮議の致方も御座なく、殆んど當惑仕り候に付、若しや覺違にては無きや、受取先を調べらるべしと申し、歸し候跡にて、家内の者共を殘らず穿鑿致せしか共、少も相知れ申

さず」と答へしかば、大岡殿は點頭かれ、「追つて呼出す事も有らん」とて此日は下げられける。偖其後越前守殿工風成され「斯樣々々の極印打ちたる小判所持致し買物等に參る者有らば、其者の名前町所を尋ね置き、其段最寄の自身番へ申出つべし。若又無宿か或は宿所分明ならざる者は、其者同道致し、自身番より此方役所へ申出づべし」と、江戸町中へ内々觸れられたり。然るに彼の麹町の太物屋の手代甚吉は、此觸の出でだる日は他行して一向知らず、此程江口屋にて思はず三兩二分の金を得しかども、出處宜しからぬ金なれば、何れにも身に付かずと、或夜内の首尾を見合せ、家を密と脱出し、又もや新宿へと行く途中、或煙草屋へ立入り玉崩一ッ買はんとせしに、折惡しく錢を持たず、日外掠めし小判のみにて都合惡しければ、然らば兩替せんとて、一枚を出して渡せば、煙草屋の主人は能々改め見て甚吉に向ひ、「此極印のある小判は此度御觸の有りし金なり。是を所持致さるゝからは、名前町所を委しく承り、自身番へ申出でねば成らず」と云はれて、甚吉は身に闇き事有れば小氣味惡くや思ひけん、金を渡したる儘迯出す處を、何時の程にか定廻の役人、後の方より「上意」と聲懸け押倒して繩を掛け、南の町奉行所へ引行きける。斯くて其翌日越前守殿には甚吉を召出され「其方此程四ッ谷内藤新宿旅籠渡世江口屋方に於て、忠三と申す者の金子三兩二分盜み取りしならん。眞直に申上げよ」と申

さるゝに、甚吉は戰々として齒の根も合はず、一言の答もなければ、越前守殿は重ねて、「汝白狀致さぬに於ては屹度拷問致すべし」と申さるゝに、甚吉は猶々恐入つて、暫時物をも言はず居たりしが、漸々に心を鎭め、「私事仰の通り、江口屋に於て金子三兩二分盜み取りて歸りしに相違御座なく候が、忠三とやら申す者の金と申す事一向存じ申さず、其仔細と申すは斯樣々々にて、江口屋内お梶と申す女に、私所持の金を一分取られしを殘念に存じ、後掛花生を探し、其金子の外に金三兩二分ありしを、是も外の客より盜み取りしならんと思ひ、意趣返の心にて取りて歸り候」と包まず申立てける故、越前守殿、「然らば江口屋の抱、梶とやらを呼出すべし」とありて、其日は下げられ、翌日江口屋太兵衞竝に抱へ女お梶、其外飯田町なる藥店の主人、同じく手代忠三等を殘らず呼出されて、越前守殿先お梶に向ひ、甚吉が白狀の趣を委細に申聞けられ、「汝此事覺有りや」と申さるゝに、お梶は、「然樣の儀少も覺御座なく」と云ふ言葉の樣子何やら怪しければ、越前守殿彼が所業なりと推察せられ、態と事々しく笑はれながら、「是程の事を何故然樣に包み隱すや。我察する所、梶とやらが忠三と甚吉の金子を戲に隱せしを、甚吉が夫と悟り、其仕返に又其金を隱さんと思ひ、圖らず取りて歸りしに、其後餘り吟味の强きまゝ戲なりとも云兼ねて、兩人ながら包み隱し、却つて事手重くなりたるならん。然る時は惡心

にて爲せし事にもなし、金子さへ元へ戻れば格別憎むべき事にも非ず。大方は我推量に違はず、一時の戯なりしを包み過ぎて、云出す圖を失ひたるなるべし」と申さるゝに、お梶は始めて後悔の色を顯し、眼に涙を浮め、「誠に御奉行樣の御仁心の御言葉身に餘りて有難く、實は私事不圖した出來心にて忠三殿の金三兩二分と、甚吉殿の金一分とを盜み取りしに相違なく、然るを其金を又人に取られ口惜しく存じ居りしに、右の金は全く甚吉殿の手に取られしとの仰にて、始めて惡の報の有る事を知り恐れ入りし」と申立つるに、越前守殿打笑まれ、「汝は不辯と見えて物の言ひ樣を知らざるぞよ、戯にもせよ、盜むと云ふは重き事なり。何故隱せしと申さぬぞ」と云はるれば、お梶はハッと恐れ入り、有難涙に咽びけり。是に因つて何事も皆戯より起りし事となりて、三兩二分の金子は忠三に下され、其後越前守殿重ねて甚吉、お梶に向はれ、「此度の儀は品に因りては御沙汰も有るべきなれども、元戯より事起り、雙方共に惡意なく見ゆる間、此度は何の沙汰にも及ばぬぞ。然りながら此以後は縱令戯たりとも、屹度相愼み申すべし」と有りて、事故なく濟みたりけり。

權六惡行の事并越州殿才智の事

是も又其頃の事なりしが、出所不定の惡者にて權六と云へる有り、始は往還にて巾著煙艸入の類、また時としては鼻紙袋などすり取つて暮しけるが、漸次に惡行募り、後には夜中拔刀を持つて人を威し、金銀衣類を奪ひ取り、又は同類を集め在方などの富家へ押入り、家内の者共を殘らず縛上げ、數多の金銀財寶を盜み取るのみならず、眉目好き女とさへ見れば、女房娘の嫌なく理不盡に奸淫し、人の歎を更々厭はず。今日下總に在りと思へば翌日は常陸に到り、又其翌日は上野下野と諸國を經歷りて、出沒定かならざれば、斯る惡事をなすも何者の仕業と云ふ事知れざりけり。然るに或時權六倩心に思ふ樣、我此くの如く種々の惡事を爲せども、幸にして召捕られざる事未だ運の盡きざる處か、然りながら何時迄か斯くて在るべきや、終には御召捕にならん事必定なり、何卒其處刑の時に臨み、我が骸に刃を當てる事のならざる樣いたしたしと、獨工夫を凝せしが、一つの妙計を思ひ付き、密に人を賴みて襟元より背中へ掛けて天照皇太神宮の六字を入墨して貰ひたり。此は權六の心には、萬一運極りて御處刑に臨むとも、此六字さへ彫置けば、罪には行はれまじと考へしなり。斯くて權六は日に增惡逆募りけれども、我は體

に六字を彫りたれば、召捕らるゝとも死罪になるべき氣遣なしと、一人安堵して有りけるが、然ればとて生涯宿所もなくて在る事殘念なり、何れにも家を持ちて妻を迎へ、其上にて密に働かば、彫物を僞せしよりも猶又丈夫ならんと俄に心變り、江戸本材木町邊に賣家の有るを買ひ、盜み貯へし金銀にて普請も立派になし、吳服太物の類を仕入れ、商賣の片手間に夜稼をして暮しけるが、如何にもして眉目容勝れたる女房を持たんものと、種々に人を賴み尋ねけるに、室町邊の或大町人の娘今年十八歳なるが、古今稀なる美人なりと敎ふる者有りければ、權六は深く喜悅び、手蔓を求め媒妁を以て、何卒妻に申受たき由を云入れけるに、彼家にては更に承知せず、「假令金銀は澤山貯へらるゝとも、此頃當所へ店を出せし出所定かならぬ者に娘は遣し難し」と斷に及びければ、媒妁人は手持不沙汰にて立歸り、斯くと權六に語りければ、權六は大に立腹し、「娘を吳れぬのみならず、我を惡口せし事其分に差置難しとて、或夜密に手下の者共を呼集め、右の由を物語り、「我が思ふには風烈しき夜彼の家の近所に火を付けなば、必定彼家の者驚きて立退くべし。其時途中に待伏して娘を奪ひ取り、是非を云せず我女房に爲さんと思ふ。此由能く〳〵心得べし」と云付ければ、手下の者共は、「承知致し候」とて其夜は酒など飮みて皆々歸りける。跡に權六は只一人下女に布團を敷かせ、行燈を枕元に引寄せ、最前手下共

に云付けし事を猶種々に考へ居しに、俄に行燈の灯の暗くなり、消えもするかと思ふうち、灯火の頭に付きし大なる丁子頭見る中に落ちければ、權六心に思ふ樣、灯火に丁子頭の出來るは吉丁子などと云ひて吉祥なれども、忽ちに落ちたるは面白からず、何にもせよ辻占の惡しさよと思ひしが、然のみ心に掛けず其儘枕に付きて寢たりける。斯くて其夜も丑三とも覺しき頃、權六が臥したる小座敷の縁の下より一人の男忍び出で、權六の寢息を考へ澄して、相圖の呼子を吹立つれば、次の間、庭口、勝手元に忍び居たる十四五人の男群々と立掛り、「上意」と云ふより早く臥したる權六の手足を押へ、繩を掛けんと犇きたり。權六は此有樣に驚きて目を覺せしが、固より不敵者なれば、「心得たり」と云樣、兩手に縋りし二人の捕手を雙方等しく投出せば、續いて掛る七八人、打出す十手は薄の穗の風に戰ぐが如く、さしも強氣の權六なれども、不意を打れし其上に多勢なれば對鬪ひ兼、是非なく繩に掛りけり。其時權六は捕手の人々を能々見るに、其中の頭立ちたる一人は、今日迄我家に手代にして使ひし者なれば權六大に怒り、「汝は此日來我に奉公して大恩を受けながら、欲心に迷ひて訴人せしか、不義不忠の白者め」と目を見張りて睨み付くれば、彼男は呵々と打笑ひ、「愚や權六、汝我を常の奉公人と思ひしか、我は大岡越前守殿の內命を受け、汝が樣子を探らん爲假に奉公人と成居りしを、夫共悟らず最前手下

の者共を集めて密談せしを、我委しく立聞きせし故、其由を上聞に達し、則ち捕手を指向けられたるなり。尋常に奉行所へ罷り出づべし」と云れて流石の權六も舌を卷きて呆れ果て、「アヽ權六が運の盡きか、汝如きに計られし事殘念なれ」と、拘引者の小唄とやら跡に殘し、夫より奉行所へ引れけり。斯くて越前守殿には强賊權六を召捕りしとの訴を聞れ、翌日白洲へ呼出し種々と吟味有りけるに、始の程は露ほども白狀せざりしが、權六腹の中に思ふやう、爰ぞ彼六字の彫物の用に立つ處なり、假令白狀したり共命に係る氣遣なしと愚にも思案なし、終に白狀にぞ及びける。因て獄門にははるべしとて、全身を御吟味有りしに、首筋より背中へ掛けて天照皇太神宮の六字の入墨在りければ、斯くては刃は當難しとて、是には吟味の役人も當惑の樣子なりしを、越前守殿には少しも驚かれず、先權六に入牢申付けられ、其後手下の者共追々召捕られし上殘らず呼出し有りて、越前守殿は權六に對はれ、「其方事數多の人を害し金銀を奪ひ取りし段重々不屆に付、獄門に行ふべき筈の處、汝が背中に天照皇太神宮の御名を彫付けたるにより、刃は當難し。是に因て燒捨申付くる」と有りて、其餘の手下は死罪遠島追放申渡され、權六は淺草に於て火炙同樣の刑にぞ行はれける。是に因て此後は斯る彫物をする者絕えてなかりしとぞ。

飛鳥山花盜人の事並大岡殿仁心裁許の事

享保四年の春も良彌生中旬となりて、空も長閑に日和打續きければ、名所々々の花は爛漫と咲亂れし中にも、飛鳥山は其頃將軍家の御成場にて櫻數多あり、美事に咲揃ひしかば、都下の貴賤老若男女の別なく、或は酒樽を携へ、或は重箱に竹筒握飯煮染など調理へ、思ひ〳〵の出立にて謠ひつれ舞ひつれたる中に、年の頃四十ばかりの一人の男、餘程酩酊せし樣子にて踊りつ舞ひつして居たりしが、醉狂の餘にや咲亂れたる櫻の枝を一枝折りけるを、折節見廻の役人に見咎められ、「何故に御成先の櫻の枝を我儘に折採りしや」と責められしが、此男酒の機嫌に乘じ、最と不禮なる返答に及びしかば、役人は立腹し、直樣召捕りて大岡殿の役宅へ引渡しけるに、越前守殿には、「其者先入牢申付けよ」と申されしのみ、其後一向に吟味もなければ、當人は醉醒めて後悔すれども詮方なく、御成先の櫻と知りながら醉に乘じて折取るからは、如何なる重き御處刑になるも知れずと、日々鬱々と案じ居けるに、嘗て何の沙汰もなく、はや百日餘も立ちにけり。斯くて或日呼出になりしかば、彼男は恐る〳〵白洲へ出でけるに、越前守殿仰せらるゝ樣、其方先達つて飛鳥山に於て櫻の枝を折取りたる段不屆至極なるが、察する處汝は無筆文盲

にて、制札の表も讀得ず、又將軍家御成先と云ふ事をも辨へざる者と思はれたり。彼の唐土江南の花を折る者を制するに、一枝を折らば一指を切るべしとあり。汝も其例に任せ、小枝を少し折りたるなれば、指の先五分許を切りて櫻を折りし罪を償はすべし。我其方が指を見るに、生れ付なるかして爪の長さ五分程も有り、運よくも爪長く生れし者ぞ。然れば指まで切るにも及ばず、爪ばかりにて事相濟むべし。併し以後斯樣の不屆有れば、爪ばかりにては相濟まじ、指をも失ひ、品に因りては首をも失ふべし。此由確と心得たるか」と有りて、傳馬町に於て爪の先五分許を切られ、事故なく相濟みけるとなん。此は大岡殿には、纔に花一枝を折りたる者に重き咎を申付くる事不便と思され、百日餘も入牢申付けられ、爪の延びたる頃呼出し、右の通り落著申渡されし事、實に天晴仁心のお裁許とこそ謂ひつべし。

大岡殿卽智名譽の事

高祖東照宮の御武德を以て四海太平の御代となりぬる御勳は申す迄も無く、八代將軍有德院殿は中興の名君と世に稱へ進らせし程有りて、其家嗣なく、大小名の名跡絶えなん事を歎かせ給ひ、心當養子と云ふ事を許されしより、家々の絶える事なく、小身にて御役勤り難きは御足高

を下さるゝ旨仰出され、又無役の者より小普請金と云ふを取立て給ひし事、實に御仁政の至らざる所なく、武士たる者只祿を給り、太平に遊びて暮す時は、米を減すの虫に類すべきなれば、右金子を上納なさせ、御普請の御入用へさし加へるに於ては、其御手傳を仰付けられしに當れば、少は御奉公と云ふべし。其外何事に寄らず能く〳〵細密なる事に迄行屆かせられし名君に在ませしとぞ。或時大岡殿御用の事にて將軍家の御前へ出給ひしに、「其方事當代には珍しき秀才、何時も訴訟の裁決感じ入る。然れば如何なる事にても裁決れ候や」と御尋有りしに、大岡殿謹んで、「身不肖に候へ共、御威光を首に頂き居り候へば、何程六ケ敷出入にても相裁決き候」と言上せられしかば、「然も有るべし、我工夫を以て目安書を一通り認めたり」とて御渡し有りて、「是を裁決き候へ」と上意有るにより、大岡殿熟〳〵拜見せられしに、甚だ六ケ敷事故にて、中々急に裁許成難き目安なれども、「是式の事卽座に裁決御覽に入れん」と申上げられしを、將軍家御笑ひ遊され、「然らば如何なる裁決を爲すか、予が訴訟人となり、是なる大久保佐渡守を相手方となさんにより、疾々裁決き候へ」と宣ひしに、「上意畏り候へども、斯樣に公事訴訟人上座にあり、吟味致す奉行遙下に在りては、如何して裁決く事出來申すべきや。御免下さるべし」と申上げられければ、將軍家、「其は道理の事なり。其方上座致せ、予は末座に下るべし」

と遥下り給ふ。時に大岡殿、「奉行は席上に居て訴訟人は土間に居る事なれども、夫は不肖仕らん。其上呼捨に致さねば吟味なり難し。此儀も御免下さるべし」と上座に直り、目安を一通り見られ「其方、斯る六ケ敷訴を致すは何者なるや」と云れしに、將軍家の御事なれば御手を膝に置給ひしを、大岡殿大聲を揚げ、「天下の奉行所に於て何故兩手を上げて居るぞ、不屆者め、手を突ませい」と叱られしかば、將軍家と雖も是非なく御手を突かさせ給ふ時、「其方は何者なるや」と尋ねらるゝに、「江戸表町人にて候」と仰せらるれば、「名は何と申す、訴訴書に名が無きは如何致せしぞ。名を申せ」と問るゝに、將軍家御差支遊ばされし御樣子を見られ、大岡殿、「コリヤ疾く名を申せ」と迫掛けられし故、「江戸屋と申候」と宣ひしに、「夫は家名なり、名は何と申す」と嚴しく問掛けられ、御答の淀みしかば、「名は何にても苦しからず、町人の身分を以て、見れば將軍家の御紋付を著し、羽二重の小袖とは不埒千萬。道理こそ斯樣な六ケ敷出入を好む、入牢申付けべきなれども、今日は下りませい。追て呼出す」と云ひも敢へず飛退つて、「恐れ入り奉る」と平伏致されし時、君上意に、「公事は裁決もせず、餘の事を云ふは如何に」と有りしに、大岡殿、「斯樣な六ケ敷出入數多御座候へども、中々即座には裁決難きものにて候。恐れながら御紋付を咎め候樣なる穴を見出し、嚴しく叱付け、其後疾と勘辨の上、吟味にも前後を問

合せ取捌き候」と言上致されければ、將軍家殊の外御感淺からず、「當時の才子、昔の青砥藤綱も及ぶべからず」と御稱美遊ばされける。元は御書院番より御徒頭、夫より御目付となられ、大岡忠左衛門殿と申されしが、御目付より御先鉾御弓頭へ轉役、火附盜賊改を兼勤せられ、其後伊勢山田奉行中の取扱により、將軍家御目鑑を以て當役勤仕致されしなり。

幽靈裁許の事

舊播州姫路の城主酒井雅樂頭殿足輕に志村平助と云ふ者、頻と青雲の志有りしが、熟思ふに、我未だ若年の事故、運に協ひなば立身せざる事は有るまじ、然れども斯く太平の世なれば、立身と云ひても小役人か御徒士か、精々運に協ひたればとて中小姓になるは稀なり。夫よりは醫術を學び、運に協ひなば四枚肩の駕籠に乘るは易しと心を定め、暇を取つて浪人なし醫道を習ひ、其後江戸へ出でて志村順德と名乘り、先按摩針の療治より徐々風邪藥など盛初め、追々上手なりと云ふ取沙汰になると、其所は名に負ふ江戸の事なれば、彼方にても志村、此方にても順德と招かれ、藥取も多分に來る樣になり、漸く駕籠には乘れども、未だ店借の身の上を口惜しく思ひ、隨分質素にくらし、終に通旅籠町へ地面を借り、門構玄關も立派に普請をなし、下

女下男を置き、天晴の醫者樣となり、日頃の本望を達し歡ぶ事限なし。然るに引越して間もなく假初の病に臥したりしが、僅廿日許立つか立たぬに相果てたり。因て妻子は大に歎きしかど、是非なく其家を賣り故郷へぞ歸りける。其後彼家を買ひて引越したる者、三四十日も居ると心に適はぬと見えて立退き、又其家を買ひし者も程なく賣りては立退く事、凡五人まで同じ樣にて、家作は新しきも直段は段々安くなるゆゑ、六人目は前田玄壽と云ふ醫者引移り、十四五日立ちし或夜の事、女房厠に行かんと手燭を點して廊下へ出でけるに、向ふの方に痩衰へし青入道、怖しき面色にて此方を睨み居たりしかば、女房は是を見ると齊しくアッと叫びて倒れ、其儘氣絶したり。玄壽は此聲に驚き馳來りて氣付を與へ、漸々に呼活けつゝ容子を聞きて打笑ひ、「斯る市中に妖怪の在るべき樣なし。大方夢でも見しならん」と一向實とせざりしが、然りとて合點の行かぬ事と、翌晩眞夜半とも思ふ頃、自身厠へ行きて見るに、女房が云ひしに相違なく、蒼然めたる坊主廊下に立居たる故、斯る化物屋敷には居難しと家主久右衞門を呼び、「此地面には住居成難きに付、我家は五十兩に買取りたる事なれば、元直段にお引取り下されよ。直に立退くべし」と藪から棒に申しければ、家主は何の事やら更に分り兼、「其許御勝手に付て、他所へ御引越なさるゝは思召次第、直段の處は買人あらば御世話致すべし。賣れぬ中は地代を拂

ひ給へ」と申すを、玄壽は目色を變へ、「此後地代を出す事は思も寄らず、我買直段五十兩なれば家作の代金直樣渡されよ」と申すに、久右衞門、「夫は其許の無理と申すもの、五十兩は先に住居せし人に渡され、其人が田舍へ引込みし上は詮方なし。買人有る迄待給へ。是出間一統の法なり」と云ふを、「如何にも我等其位の事は承知致し居るなれども、其許の地面には化物を差置かるゝ故住居成難し。察する處、化者を養ひ置き住居出來難くして、出這入の度毎に禮金又は樽代を儲ける所存なるべし」と威猛高になりて罵るにぞ、久右衞門は大に憤り、「其は雜言なり。通旅籠町に化物など居るべきや。殊に拙者二十年家主を致せども、未だ人魂さへ見たる事なく、化物は猶更なり。偖は無體の云掛をなすと覺えたり」と云へば、玄壽も益怒り、「貴樣は確に幽靈と馴合なるべし。夫は兎も角も、金子さへ返さば直に他所へ參るべし」と云へども、久右衞門は、「手に金はなし」と斷る故、「然らば地代一文も拂はぬ」と云切るにぞ、久右衞門は地主の前濟まずとて、終に此事出入となりしかば、大岡殿雙方の申分を聞かれ、「玄壽も住居にせんと思へばこそ大金を出し家を買ひしも、妖怪出づる故に立退き、代金を取立てんと云ふも無理ならず。又久右衞門も、金は家の賣主へ遣したれば、今は渡せぬと云ふも道理なり。右は化物にもせよ幽靈にもせよ、退散して以後出でざる時は玄壽住居致すや」と尋ねられしに、玄壽、「妖

怪さへ出でざれば何とて立退き申すべきや。何卒御威光を以て幽靈の出でざる樣に願ひ奉る」と申しければ、「追つて呼出す」と申渡され、玄壽下りし後久右衞門を呼れ、「先々住居せし者の怨靈などにはなきや」と尋ねられるに、久右衞門首を傾け考へしが、「最前家作致し候志村順德と申す者、最幽なる醫師にて候處、段々繁昌致し、年來の望にて漸々家作仕りしを大に歡び引越し候處、病氣差發り間もなく死去仕り候。若や此者の執念にても殘り候や」と申立つる故、「夫にて解りたり」と久右衞門をも下げられけり。其後大岡殿熟〻思はるゝに、我幽靈と云ふ物未だ見たる事なし、誠に出づるや又狐狸の業なるや、我工夫ありとて、一兩日過忍び姿にて旅籠町の名主の方へ行かれ、家主久右衞門を呼寄せられ。前田玄壽の家に行き、「我今夜彼幽靈を見屆けんと思ふにより、同人の家を我に貸せ」と申されしかば、俄に玄壽は家内を取片付け、掃除などして親類の宅へ立退きけり。斯くて其夜亥刻頃より大岡殿玄壽が家に行かれ、行燈に燈心一筋點され、只一人深々として居られしに、疾丑みつ頃とも覺しき頃、障子の際へ蒼然めたる入道朦朧と現れ、大岡殿の方を差覗くに、大岡殿是を見詰められ、「其方、何故此家に念を殘すや、町は公儀の地にして、斯く云ふ大岡越前守が支配なり。然ればこそ公儀にては地主と云はず家持と云ふからは、其方地所に怨は有るべからず。夫旦に道を聞き夕に死すとも可なりとの

聖語の如く、其方、一日たりとも望の通り家作を營み住居して死すれば、望足れりと云ふべし。夫に迷ひ出づるは醫業に似合はず。併し此家に人の住居する故念を殘すならん、燒捨てる時は念も殘るまじ」と申さるゝに、彼幽靈嬉し氣に莞爾と笑ひしかば、大岡殿側に在りし附木に火を點し行燈へ付給へば、ぱつと燃上る機勢に驚き、忽ち幽靈は消失せたり。因て其後怪異の沙汰もなかりしば、是大岡殿の德による所なりと、人々感じ合へりしとぞ。

佛說に、幽靈は其人死せる時に深く思ふ念を殘す故に出づると雖も、外に心移れば出でざるものなりと。然れば思ひ懸なく行燈を燃されしにより、其念忽ち散じて、其後出でずなりしとかや。

越前守殿頓智裁許の事

玆に江戶本町邊に相應の商人あり、數多召使ふ奉公人の中に十五六歲位の若衆あり、或日商賣用にて少しの品物を背負ひ丸の內に行きしが、折節冬の事なれば、御堀に數十羽の鴨浮び居たるを見て、子供心に小石を拾ひ、戲れに鴨を目掛けて打付けけるに、生憎中りて忽ち一羽の鴨斃れければ、ハッと思ひて迯出さんとする時、近所の辻番人是を見付け追懸來り、終に丁稚を捕

へ繩を掛けて町奉行所へ引渡したり。依て大岡殿には右丁稚の主人を呼出され、同心に「彼斃れたる鴨を持參致す可し」と申付けられければ、同心は頓て件の鴨を差出す。因て越前守殿には自身に鴨の羽根の下へ手を指入れられ、彼丁稚の主人に對ひ、「其方が召遣の丁稚御堀端を歩行きし折、過つて石に躓ぎし機勢に、礫飛んで御堀の鴨に中りたれば、忽ち其鴨氣絶せしと思はる。然るに只今右鴨を取寄せ探り見るに、羽根の下未だ暖かなるは、全く死したるには有るまじ。依て此鴨を汝に預くる程に、安針町へ持行き鳥屋を賴み、能く〱養生致させよ、然すれば必ず全快爲すならん。縱令麁相なりとも御堀の鴨を殺せしと申せば重き事なり。右の鴨全快致す迄丁稚は入牢申付くる間、良藥を用ひ、成丈早く鴨を全快致させ、其上にて當奉行所へ持參致すべし」と仁慈深き大岡殿の言葉に、主人は蘇生したる心地して、早速安針町の鳥屋に到り、羽色の能く似たる鴨を一羽買取りて籠に入れ、翌日直に奉行所へ持參なし、「仰に隨ひ安針町の鳥屋へ遣し、種々と療治を致させしに、斯くの如く全快仕り候間、今日納め奉る」と越前守殿の前に指出しければ、大岡殿微笑みながら之を見られ、「我も必ず手當なさば全快すべしと思ひし故、昨日右樣申付けしに、早速の全快、滿足に存ずるなり。然る上は丁稚事出牢申付くる」とて直樣呼出され、「其方儀、麁相とは申しながら御堀の鴨に怪我致させしは不埒なり。然るに彼

鴨運よくして全快致したるこそ其方の仕合と申すものなり。然れども彼鴨其儘にて養生叶はざる時は、其方は重き御仕置にも成るべき筈なり。其方未だ幼年故、何の勘辨もなく歩行きしならんが、御堀端を通行する時は能く〳〵愼み、小石等に躓かぬ樣心付けべし」と有つて、外に何の御咎もなく事濟みけり。誠に越州殿の寬仁大度なる事は此一ヶ條にても知るべし。假令故と爲したるにもせよ、幼年の者の戯に礫を投げ、其鴨斃れたりとも、鴨一羽にて人命を取る事不仁の至りなりと思はれし故、頓智を以て安針町へ遣し、療治致すべしと申されしは、凡人の及ばざる處なり。實にや奉行職をも勤めらるゝには、是程の才智なくては成り難かるべし。

題目念佛改宗の事並同裁許落著の事

赤坂傳馬町に題目講中ありて大鼓を敲き、每夜題目を唱へける。尤も段々巡番に講宿をなすにより、或夜木具屋五郎右衛門方にて講宿をなせしが、隣の大工長五郎と云ふ者は淨土宗故、是は鉦を敲き大聲にて念佛を唱へければ、甚だ題目の邪魔になるにより皆々氣に懸け居たりしが、一人の申す樣、「隣の長五郎は念佛宗故題目の有難き事を知らず、依て何の利益もなき念佛を唱へ、我々が邪魔を爲すこそ心憎し」と有りければ、各言葉を揃へ、「然樣の片意地者を御宗旨に勸む

るこそ祖師の御心にも叶ふべし。御亭主には隣家の事なれば、彼を諭して見給へ」と云ふを、幸に五郎右衛門始め一兩人辯舌勝れたる者を同道して長五郎方へ到り、一通の挨拶畢りて、「貴殿念佛を唱へらるゝは、一向釋迦如來の御心に叶はず。阿彌陀は方便説にして實は無き佛なり。因ては宗旨を改め法華宗に成給へ」と勸めしに、長五郎は入らざる事を云ふと思ひしかば、「大に御道理と申したいが、宗旨は種々異れども、落つる處は同じ事、皆釋迦如來の弘め給ふ所なるべし」と云ふを聞き何れも、「其了簡なれば大に貴殿は有難き人なり。能く〳〵聞給へ、四十二年華嚴、阿含、般若、法華と說法ありしは、諸人の心正直に得道せぬ故、方便に解給ひし經文なれば役に立たず。然れば四十餘年未顯眞實と仰せられ、四十二年の說法は方便なれは未だ實を顯さず、是より實大乘を說くと仰せられて、說法ありしこそ法華經なれば、其法華經の首題を南無妙法蓮華經と申せば、以後心を改め御題目を唱へ給へ」とて種々勸めしにぞ、長五郎、「千萬忝けれ共、私は左樣に六ケ敷事に頓著せず、急に工面を能くして金銀に不自由の無い宗旨に成度し」と申すを、皆々猶も勸め、「普門品に福壽海無量とあれば、金銀も壽命も自由自在の宗旨なれば、改宗し給へ。幸五郎右衛門は隣の事故祖師一體讓り申さん」と云ふに、「御咄の通なれば何にも有難き宗旨なれ共、此長五郎が心に未だ得心致さず。現金に十兩も手に入る事成

らば改宗致さん」と申す故、皆々五郎右衞門方へ歸りて相談し、「既に講中仲間三百人あり、二百文づつ出さば十兩は集るべし、一人なりとも御宗旨に加へ、お祖師樣へ御奉公致さん」と一同にて金十兩調へ、是を遣しければ、長五郎大に悅び、「如何樣有難き御宗旨なり」と法華の仲間へ入り題目を唱へしが、半年ばかり立ちて又々念佛を唱へ題目を一向唱へざれば、講中大に憤り、彼是云へども長五郎少しも受付けず、「先達ての十兩段々殖て十五兩廿兩にもならば題目の德とも申すべく、忽ち遣無くして見れば餘面白くもなし。殘金もなければ口馴れた念佛が面白し。夫共又十兩も出來る事ならば御宗旨になり申さん」と云へば彌々怒り、「廢める度每に十兩遣しなば講中は身上仕舞と云ふものなり。先の十兩を返せ」とて催促すれども、元より困窮の長五郎中々出來難く、終に出入とぞなりにける。偖も五郎右衞門始め題目講中は、長五郎より十兩の金を取返さんとて出願に及びければ、大岡殿、題目講中惣代の者を呼れ、「其方共願書の趣に因れば、長五郎は法華宗に改宗なすを以て十兩遣せしとあるが、左樣か」と尋問ねらるるに、「現金十兩も手に入らば改宗致さんと申すに付、講中より遣したに違なし」と申立てるにより、「然らば長五郎、其方十兩と云ふ金を請取りながら、念佛を申す事不埒なり。猶法華宗と成らば格別、元の淨土宗に歸るならば、十兩の金子題目仲間へ返し遣せ」と申渡されしに、長五郎、「私儀十兩

の金の勢にて一旦改宗致し候へども、金子は次第に無くなり、前々念佛を申した時より不自由に相成りしに付、代々の宗旨を改めし故ならんと存じ、又々念佛を唱へしなり」と申立てし故、「其儀も一應は道理なれども、彼は汝に改宗させんが爲金を贈りたり。汝元の念佛が申したくば其金を返して念佛を申せ」と有りしかば、長五郎恐入り、「中々當分出來兼候に付、日々少宛も」と云ふを大岡殿大に叱られ、「是非明日中に調達致せ。萬一長五郎に才覺が出來ずば、町役人共屹度調達致せ」と申渡され、「長五郎、其方儀題目は何程唱へたるや」と御尋の時、長五郎、「半年ばかり唱へ候に付、一日百遍と存じ候ても二萬遍は唱へ候」と申上ぐるを、大岡殿、「然も有るべし。又日蓮宗の者能く承れ、代々淨土宗なるを無理に勸め、金を遣して改宗させ、公儀へ御苦勞を相懸けし事不埒なり。金は取返して遣すにより、以來右樣の事を致すな。併し半年の中念佛を止めさせ題目を唱へさせたれば、講中より念佛二萬遍唱返して遣し、其後金を請取れ。因て長五郎町役人念佛二萬遍相濟み次第金を渡せ」と申渡され、皆々下げられけるが、死すとも唱へぬ念佛の事故、其限に相濟しけるとかや。

荻生惣右衛門博學の事並野田文藏算術の事

享保六年の頃將軍家には唐土より新渡の書物を御覽ありて、之は唐土の事故中々一通の儒者に解り難く、一ッには豫て高名なる荻生惣右衛門の學量も御試み有られんと思召し、大岡殿へ仰渡され、「此書物を徂徠に見せ、反點を付けさせよ」とありしかば、早速徂徠先生を大岡殿の屋敷へ招かれ、「其許に尋ねる事ありて使を遣す處、早速の入來祝著なり」と申されしかば、徂徠先生ハット平伏なし、「凡天地の間に何なり共知れざる事は御尋有るべし」と答へたり。是は古今無雙の大言と謂ひつべし。然れども流石名譽の大岡殿なれば笑ひながら、「外の事にも非ず、鼠の嫁入なり、聟の名は何と申すや」と尋ねらるゝ、詞も終らぬに徂徠、「子之助と申すなり」と答ふ。「嫁の名は如何に」と有るに、「廿日の前」「舅の名は何と申すや」と問へば、「忠左衛門」「嫁の親は」と云へば、「鼠右衛門」「用人の名は何と」「鼠平」「又若黨仲間の名は」「一人は四郎、又一人は九郎と申候」と答へしかば、大岡殿、「扨々奇妙々々、女の名は」と問るゝに、「おはや、おとり、おひさ」「姑の名は何と申すや」「姑は先達て猫に取られてなし」と云へば、大岡殿感心致され、「實に當意卽妙の答、流石は徂徠先生、別して猫に取られしとの言葉感入る」と申されけ

る。（是は最早猫に取られしと云ふべきやと思はれ尋問ねられしを、徂徠先生も其意を悟り、斯くの如く返答有りしとなり）又徂徠先生も大岡殿の尋を殊の外感じけるとぞ。爰に於て大岡殿は彼新渡の書物に反點を付ける様に申渡されければ、徂徠先生畏りて三日の中に反點を付け、猶知れぬ文字は講釋をして出せし故、各博學多才を感じける。其後松平甲斐守殿の代々儒者にて荻生惣右衛門の子孫繁昌せり。又其頃算盤の達人に野田文藏と云ふ人ありて、其名江戸に鳴渡りしかば、「將軍家へ召抱へらるべきに付、能く〳〵試し見よ」と是亦大岡殿へ仰渡されければ、大岡殿早速野田文藏を招かれ、「其許、算法通達の由、如何樣の術に達したるや承らん」と有るに、文藏、「其儀は天地の間、又は日本國の里數、山の高低、如何樣の事なりとも算法を以て知れぬと申す事之なし」と答へければ、大岡殿、「外の事にも非ず、百の數を二ツに割れば何程に成るや」と何の造作もなき事を尋ねらるゝに、文藏謹んで、「算盤を借用致したく」と申す故、早速取出して文藏が前に差置けば、文藏頓て百と置き、二一天作の五と作り、「五十にて候」と申しければ、大岡殿大に感じ給ひ、百を二ツに割れば五十に成る事は三歲の小兒も知りたるを、算盤にて答へしは、事は堅くして輕んぜざる處、名人の證據なり」と此段言上に及び、二百石に召出され、御代官を仰付けられ、幕府の末迄野田家御旗本に列せられしとかや。

大岡殿頓智の事

爰に神田お玉ヶ池邊の裏家の古金買に八郎兵衞と云ふ者あり、年來獨身者にて金五十兩貯めしが、仕舞所なき故糠味噌の中へ入れ置き、折々出し見て樂み居たりしを、長屋の者何時か見付け、八郎兵衞が留主の間に取りしを、八郎兵衞は斯る事とは夢にも知らず、又或時出して見んと糠味噌桶の中を見るに、金のなき故大に驚き、猶底の方迄何偏となく探せども一向見えざれば殆んど力を落し、只夢の如く須臾思案に暮れけるが、良ありて不圖心付き、早々家主方へ行き、樣々相談に及びしかば、家主も氣の毒に思へども詮方なく、「猶能く尋ねられよ」と云へば、八郎兵衞、「寧此事を公儀へ願はん」と云ふを、家主、「否々其樣の儀を願ひたりとて急に御詮議有るべきや」と申すを、八郎兵衞聞入れず、「私は彼金がなくなつては商賣も手に付かず」と如何にも周章の顏色なるにぞ、家主も愍然に思ひ、「然らば願出でん」とて、早速大岡殿へ願ひ出でしに、頓て八郎兵衞を白洲へ呼出され、一通尋の上、「其方儀、金を漬物桶へ仕舞置き、思慮深き樣なれども、常々出して見る時人目に掛りしものならん。心當有りや」と聞かるゝに、八郎兵衞、「更に心當は無く候へども、遠方の者とも思はれず、何れ長屋中の者と存ずる」由申立てる

に、大岡殿、「如何樣道理の分別なり。妻をも迎へず貯へし金を取られては、嘸力落ならん」と申さるゝ時、家主、「恐れながら」と進み出で、「金子紛失仕り候以來は一向渡世も致さず、命を捨てるなどと申すに付、御慈悲を以て御吟味願ひ奉る」と申しければ、大岡殿聞濟れ、「追つて呼出す」とて、其日は下られしが、一兩日過ぎて差紙到來致し、古金買惣長屋中の者共殘らず呼出に相成り、悉く白洲に竝ばせ置き、頓て大岡殿出座にて、「古金買八郎兵衞儀金五十兩を木綿財布に入れ、糠味噌桶の中へ仕舞置きたる處紛失致せしは、盜賊の業とは雖も、之を見付け、不圖欲しく思ひ取つたるやも知れず。然れば出來心と云ふものなり。因て其方共の內取出したる者は名乘りて出でよ。又香の物を貰ふ心にて手を入れ、思はず手に障りて戯に隱せしか、汝等が手を嗅いで見よ。其時は一心を籠めて取りたる故匂は中々去らぬ者なり。今予其處に下りて一一嗅ぐべし。其時名を差せば罪は重いぞ」と目色を變へ座を立たんとせられし時、中に一人烏渡手を鼻へ當てたる男あり、大岡殿早くも見られて莞爾と笑ひ、「不思議の事も有るもの哉。一心籠めて取つたる故、其糠味噌玆迄嗅ひしなり。早其處迄下りるに及ばず、八人めに居る四十歲餘の男なり」と役人に命じて彼男を前へ進ませ、大岡殿大音に、「サア汝有體に白狀せよ。隱すに於ては入牢の上吟味に及ぶ」と白眼まれしかば、彼者忽ち恐れ入り、「不圖出來心にて取りし

に違ひ御座なく候」と申立てしにより、金子取上の上、古金買八郎兵衛に下げられ、盗みし男は所拂にて相濟みけり。

腕の長吉無法の事並裁許の事

元祿年中紀伊國屋文左衞門と云ふ豪富、遊女玉菊が追善の爲、新吉原仲の町へ始めて燈籠を懸けしに、其賑一方ならず、彼の晋子其角が發句にも、

　とうろうになき玉菊の來る夜かな

と吟じたるも此故なり。之に因りて此事北廓の例となり、年々七月には仲の町一統に燈籠をつける事享保の今に至りても彌盛になりたり。然るに當時腕の長吉と云へる俠客風の無賴者あり、子分十四五人持つて腕組と名付け、常に吉原へ入込むに、其打扮各對の衣裝にて、腰に長き尺八を差し、右燈籠などの折は故意と混雜の中を往來し、件の尺八へ少しにても障る者有れば、直に喧嘩を爲掛け、人に疵を付け、金銀をゆすり取り、其外遊女屋、茶屋などへ入込み、亂暴をなす事度々にて、非義非道の振舞一方ならざれども、逆ふ時には猶々無法をされん事を厭ひ、怖れて構ひ付けぬ故、彼等は彌付上り、何時も傍若無人を働くにぞ、人々の難儀大方なら

ず。此由大岡越前守殿聞込まれ、悪き者共の所業なりと、早速腕の長吉を始め子分残らず呼出され見らるゝに、成程噂に違はず皆一對の打扮にて、腰に尺八を差し、奉行の前をも恐れぬ白物なり。越前守殿には、「汝等は常に尺八を腰に差して市中を往來致す由聞及びしに付、今日態〻呼出したるは、我壯年より殊の外尺八を好むに因りて、汝等嗜の一曲此處にて吹いて聞かせよ」と、思ひ掛なく所望せられしに、長吉始め尺八は腰に差せども、共より吹き様とても知らぬ者共なれば、殊の外當惑なし、各〻顔を見合せ、只もぢ〳〵して居るのみなれば、越前守殿は、「汝等白洲なりとて遠慮致すには及ばぬぞ。定めて皆々嗜の面白き曲有らん。早々吹聞せよ」と有れば、猶々答もならず、何れも後退りする體を、越前守殿には見終られ、「偖は其方共、尺八を腰に差し市中を徘徊なすは、愚人を威し金銀を取らん爲にて、一曲だも吹く事は知らざるか、不屆者め。以後左様の打扮致し市中を徘徊なし、諸人に難儀を掛けるに於ては、屹度仕置申付くるぞ、能々勘辨致し愼み罷り居れ」とありて、尺八を取上げられ、一同赦免有りしかば、夫より後は右様の打扮を爲る者もなく、吉原を始め繁華の場所々々にては大に安堵致し歡びたりしとなり。

大岡殿即智狂歌の事

江戸池上本門寺は、紀州の御菩提所なれば、吉宗公御簾中本門寺へ御葬送遊されて深德院と號し奉りしなり、因て去頃家重公（德川九代將軍）此所へ成せられ、御成門出來しければ、淨土宗の輩皆々是を妬み、御成門へ一夜の中に、大文字にて祐天風の南無阿彌陀佛と書きたり。誰共知れざれ共不屆の致方なりとて、御成門を又々新規に建直し、奉行所へ申上げけるは、「昨夜何者共知れず、御成門へ斯くの如く戯仕る者あり。是は淨土宗の輩妬みしと相見え申す、又々右の如く惡戲仕り候はゞ、如何はからひ申すべき。何卒公儀の御威光を以て、惡戲者なき樣に仰付けられ下さる樣願ひ奉る」と訴へ出でければ、大岡殿是を聞給ひ、「道理の願、夫を辨へずして大膽の者共不屆千萬、言語道斷の致方なり。併しながら夜中の事なれば、其方共にも嚴敷取計も成難かるべし。右に付我是を警め遣さん」とて、即座に筆を染められ、

西方の主と聞きし阿彌陀佛いまは法華の門番となる

斯く狂歌を成され本門寺へ渡され、「是を御成門へ貼置くべし」と申渡されしにより、右の狂歌を貼置きければ、是に恥ぢしにや、其後少しも惡戲をせざりしとぞ。是世に其人の明智明斷を

稱譽なすも宜ならずや。

實母繼母の御詮議の事

或家の主我妻の罪なきを離緣なし、豫て云交せし女を直に後妻に娶れり。然るに離緣せし前妻懷妊し、親里にて女子を產み養育なしけるに、此娘十歲ばかりに成りし處、生付縹致好く發明にて、今は何方へ奉公に出すとも一廉親の爲に成るべき程なりしかば、彼家の後妻其娘を羨しく思ひ、我が方へ引取らんと掛合ひしより、竟に先妻後妻の爭となりて、奉行所へ訴へ出でける。其時大岡越前守殿へ兩方より己が實の子なりと申立て、是と言ふ證據もなければ、先妻後妻互に彌言爭ひ果しなきゆゑ、奉行も是を捌兼ねて見えけるが、大岡殿兩人の女に向はれ、「然樣ならば致方なし、其子を中へ入置きて雙方より左右の手を把つて引合ふべし。勝ちし方へ其子を取すべし」とあり。「畏りぬと娘を兩人の中へ入れ、雙方より娘の手を取り互に力を出し、白洲に於て引合ひければ、中なる娘左右の手の痛に堪兼ね、思はずワット泣出しければ、一人の女はハツと驚き手を放しけるが、引勝ちし女は、「ソリヤこそ我が子に違ひなし」と申しけるを、越前守殿、「ヤレ待て女」と聲を掛けられ、「汝こそ僞者なり。誠の母は中なる娘の痛を

悲み、思はず引負けて手を放したり。其方は元他人なれば、其子の痛を思はず、只引勝つ事にのみ心を用ひしならん」と睨められしかば、彼の女はハット平伏しける故、「此女は僞者なり」とて、繩を掛け拷問せられしに、終に白狀なし、疑も無き先妻の娘なりとて下されける。是天地自然の情を酌れし裁許と云ひつべし。

密夫詮議の事

爰に又四ッ谷邊の町人、或年、上方へ在番の與力衆に賴まれ、供をして京都へ登りけり。後は女房一人殘し置きけるが、今年の四月登り、翌年の五月歸りて女房の樣子を見るに、留守の中に懷妊して居たり。彼の町人は大に怒り、妻を折檻し、密夫の詮議をすれ共更に云はず。如何なる事にやと心を付けけれども、其密夫知れざる故、竟に町奉行大岡越前守殿へ訴へ、密夫の詮議を願ひけり。大岡殿其妻を呼出されて尋ねらるゝに、更に白狀せざれば、大岡殿は、行事家主其外一々詮議有り、「心當の者は無きや」と問はれけれども、「是ぞと御答申すべき者も御座なく」と申立つるに、大岡殿、「亭主始め誰にても心易く出入する者はなきか」と尋ねられしかば、一同、「左樣の者は一向心當り御座なく候。宿には人も居り申さず」と申立つるゆゑ、越前守殿

重ねて仰せけるは、「宅に何ぞ飼鳥犬猫などは置き申さずや」と有りしに、家主、「外に何も御座なく候得共、猫が一疋御座候」と申上ぐるを、「其猫こそ合點行かず、其猫めが密夫せしならん。其猫を連れて來るべし」と申付けられしかば、皆々不審に思ひながら、直に猫を連來りけるに、大岡殿彼猫を膝の上に置給ひ、兩町内の若い者共大勢呼出し給ひ、一人宛白洲へ呼入れ段々詮議あるに、四人まで何の事もなく、「立て〳〵」と申されて退きけり。第五人目に白洲へ出でし者を見られ、大岡殿始の如く種々尋ねらるゝ處に、彼猫は其男の姿を見るより、嬉げに走り行きて、件の男の膝の上に登りければ、大岡殿、「其者に繩を掛けよ」と言はるゝや否や、同心立掛りて高手小手に縛めたり。件の男は大に驚き、曾て身に覺なき段申立つるを、大岡殿、「默れ」と叱られ、「何ぞ汝覺なきなどとの云譯立つべきや。既に其女房の許へ度々通ひし故、其猫能く其方に馴染覺えしに付、斯くの如くならずや。爭ひ僞るべからず、眞直に白狀すべし」と問詰められしにぞ、終に白狀に及び、果して此者密夫なりしとかや。誠に面白き裁許なりと、諸人之を感じけり。

下總不動院願の事

偖又下總國に不動院といふ眞言宗の貧地の寺ありて、境内に不動尊を安置す。即ち成田不動尊の片脇にあり。此僧平生心に思ひけるは、同じ不動尊にても成田は繁昌し、我方は流行らず、何卒工風して繁昌させんと思案を運らし、江戸町奉行大岡越前守殿へ願ひ出でけるは、「拙僧は下總不動院の住僧に候處、拙僧安置する處の不動尊、一七日打續きて枕の上に立たせ給ひ、何卒我を江戸堺町の狂言役者市川海老藏方へ連行き申すべし、と仰せられ候。餘り不思議故に御訴訟申上げ候。何卒市川海老藏方へ御使を下されて、不動尊を御迎に參り候樣仰渡されたく願ひ奉る」と申立つれば、大岡殿大に笑はれ、「海老藏は名高き役者なり、呼出して彼が心底を試しみん」とて、最速海老藏を呼出し、「不動院斯くの通り願出でたり、其方、迎ひに參り候哉」と申されければ、海老藏承りて申立てけるは、「私儀年頃信心仕り候成田は故鄕にて御座候。然るに下總の國の不動尊、私方へ御入成されたしと御座候はゞ、一度は私方へも夢の御告有るべきに、未だ一向左樣なる御沙汰なきは、不動尊の御不念と相見え申候。此上にも御沙汰御座候はゞ、何時なり共御迎に參り申すべし。御沙汰御座なき内は御迎には罷出で申間敷候。此儀不

動院へ仰渡され下さるべし」と返答申立てしかば、大岡殿適れの返答なりと感じ給ひ、別當へ右海老藏の詞の通り申渡され、「其方、只今承る通り故、國元へ歸り不動尊へも此由申聞かせよ」との事にて下げられたり。誠に可笑き巧の訴事にて有りけるとかや。

盗賊人違裁許の事

茲に江戸本石町邊に、苫屋久五郎と云ふ者有りけるが、或時店にて金子五十兩紛失して、盗人更に知れず、所々詮議致せ共家内の者共一向知らずと云ふ。然るに手代の中に忠助と云ふ者あり、人々此者を疑ひ嚴しく折檻しけれども、更に盗みし覺なしとて罪に伏さず。爰に於て件の忠助を召連れ奉行所へ訴へ出で、「此者盗人に紛れ御座なく候得ども白狀仕らず。何卒御詮議下し置れ候樣」と願ひければ、越前守殿訴訟の趣を篤と聞れ、「彌此者盗みしと云ふ證據はなしと雖も、訴訟へ出でし當人、竝に五人組家主まで、必ず此者と申すに於ては、盗賊の詮議に及ぶなり。然ながら白狀せざれば死罪に行ひ難し。依て其方共より一札の證文を出すべし。右一札を證據にして盗賊の罪に行ふべし」と仰渡されける。皆々畏り候とて、書付を認め、町役人連印にて差出したり。是より四五日過ぎて又々苫屋家内の者共殘らず町役人差添以前の如く呼出

され、「先達て其方共紛失の金子、盗人の證據なしと雖も、皆々口を揃へ忠助と云へり。之に因て忠助を度々拷問に掛くると雖も更に白狀せず。然る上は御處刑には行ひ難きなれども、達て彼者に相違なしと云ふ連印の證文差出せし故、是非なく死罪に行ふなり。其旨相心得申すべし」と申渡されける。皆々有難き旨申上げ退きけり。其後遙程過ぎて、苫屋久五郎始め先頃連印の町役人呼出しに相成り、越前守殿申されけるは、「先達て其方共願出でし盗賊忠助死罪に申付け候處、此節外より右の盗賊出でたり。即ち神田紺屋町の八藏と云ふ者、其方共店に於て、金子五十兩盗み取りし趣白狀に及ぶ。然れば盗賊は其方共申出でたる忠助には非ず、人違にて、罪なき者を殺したれば、奉行の無念となりて御役も勤め難し。又其方共も罪なき者を殺せし上は、苫屋家內町役人證印の者共殘らず首を刎ねて、公儀の御掟を立つるなり」と申渡されければ、何れも、「麁忽の訴訟申上げ恐れ入りし」とて、今更一同色を失ひ、申譯なく戰々慄ひながら踞蹲り泣居たりけり。時に大岡殿重ねて申されけるは、「然ればとて其方共の首を切るも不便の事なれば、各首代として過料金百兩差出すべし。然すれば先達て願出でし手代忠助は生して歸し遣さん。只今引取りまゐれ」と云れしかば、皆々蘇生したる心地して、ほつと溜息を吐き、誠に有難き仕合なりと歡びける。大岡殿又、「手代忠助は無實を申請けし代り、彼が一生を安樂

に暮す程の金子を遣すべし」と申渡され、雙方無事に相濟みしは、適れ能き御捌なりと、人々申合へりしとなり。

大岡政談 終

大正三年十月二十日印刷
大正三年十月廿三日發行

有朋堂文庫（非賣品）
大岡政談

編輯兼發行者　東京市神田區錦町一丁目十九番地　三浦理

印刷者　東京市本所區番場町四番地　平井登

印刷所　東京市本所區番場町四番地　凸版印刷株式會社分工場

發行所　東京市神田區錦町一丁目十九番地　有朋堂書店

（岡本製本）